環境の概況

令和５年度版

川　　西　　市

目　　次

第１章　川西市の概要　1
- 第1節　位置及び地勢　1
- 第2節　気候　2
- 第3節　土地（都市計画用途地域の割合）　2
- 第4節　人口及び世帯数　3
- 第5節　その他　3

第２章　川西市の環境行政施策　4
- 第1節　組織及び事務分掌　4
- 第2節　審議会　5
- 第3節　シンポジウム　7

第３章　環境啓発の取り組み　8
- 第1節　環境基本条例　8
- 第2節　第２次環境基本計画　10
- 第3節　川西市環境率先行動計画の実践　18
- 第4節　その他の環境啓発　23

第４章　ごみの減量化・リサイクル　24

第５章　大気汚染　27
- 第1節　大気の汚染に係る環境基準等　27
- 第2節　大気汚染状況測定地点　30
- 第3節　大気汚染の現況　31

第６章　水質汚濁　46
- 第1節　水質汚濁に係る環境基準等　47
- 第2節　猪名川及び猪名川に流入する主要河川の水質測定　53
- 第3節　ゴルフ場での使用農薬に関する水質その他の水質調査　59

第７章　騒音、振動　60
- 第1節　環境基準及び要請限度　61
- 第2節　一般地域等における環境騒音の現況　63
- 第3節　自動車騒音及び道路交通振動の現況　65
- 第4節　航空機騒音の現況と対策　69
- 第5節　騒音・振動防止対策　73

第８章　悪臭　76

第９章　ダイオキシン等の新たな化学物質問題　78
- 第1節　ダイオキシン類　78
- 第2節　外因性内分泌攪乱化学物質　80
- 第3節　アスベスト　80

第10章　公害防止計画　81

第11章　公害の苦情　82

第１章　川西市の概要

第１節　位置及び地勢

本市は兵庫県の南東部に位置し、西には宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、東は大阪府池田市と箕面市に、そして北は能勢町と豊能町に隣接しています。

本市の面積は53.44㎢で、市域は東西6.5㎞、南北15.0㎞と東西に狭く南北に細長い形をしており、周囲は約59㎞です。

本市の地勢は、市南部を東西に横断する有馬－高槻構造線より北側には山地が広がり、その一部は猪名川渓谷県立自然公園に指定されています。また、南側の地域には平野が広がっています。

中北部の山地は、急峻な地形の箇所は少なく、比較的なだらかな山並みを見せ、豊かな自然環境を作っています。恵まれた自然環境と大阪や阪神臨海方面への交通が至便であるという好条件のもと、大阪経済圏の住宅都市として昭和40年代から急激に開発が進み、現在に至っています。

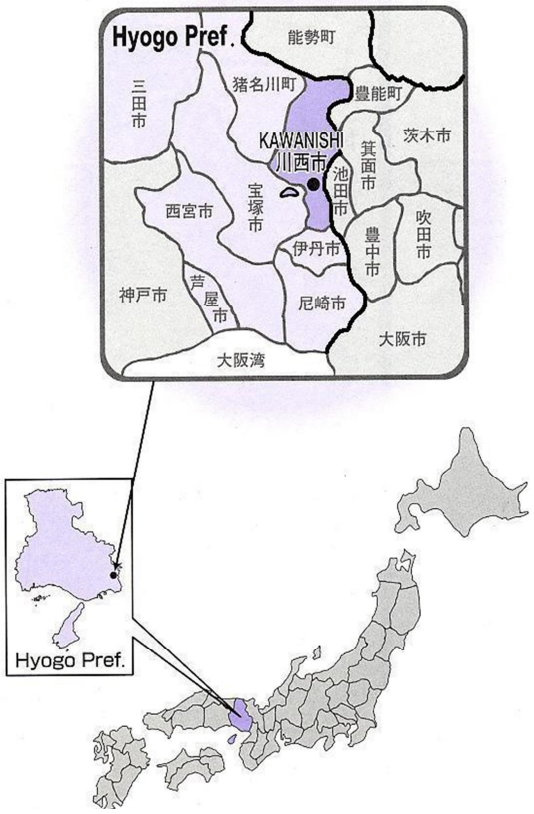

【図 1-1　川西市の位置】

また、市中部には清和源氏発祥の地として有名な多田神社、南部には弥生時代の暮らしを物語る加茂遺跡や栄根遺跡などの史跡も点在しています。

市の中心部である川西能勢口駅周辺では、鉄道高架事業や市街地再開発事業が行われ、都市機能と周辺地域の商業機能が高められるなど「生活創造都市」への展開を図っています。

市南部にはJR宝塚線、阪急電鉄宝塚線が東西方向に走り、大阪方面と宝塚・三田方面を結んでいます。また、南北方向には能勢電鉄が市内を縦断しています。

高速道路（自動車専用道路）は、市南部に中国縦貫自動車道が東西方向に横断し、市南東部には阪神高速道路大阪池田線が走り、市内に阪神高速道路川西小花出入路が設置されています。市北部に新たに平成30年3月18日新名神高速道が全線開通し、市内に新名神高速道路川西インターが設置されました。また、国道は176号が市南部を東西に横断し、大阪方面と宝塚・三田方面を結び、173号が南北方向に縦断しています。

【表 1-1　川西市の地勢】

市役所所在地	位置 緯経度	広ぼう（km） 東西	広ぼう（km） 南北	海抜（m） 最高	海抜（m） 最低	面積（㎢）
中央町12番1号	北緯　34° 49′ 37″ 東経 135° 25′ 12″	6.5	15.0	660.1	15.0	53.44

第２節　気候

本市の気候は比較的温暖で、夏から秋にかけては梅雨と台風の影響を受け、降水量が多くなります。令和2年度・3年度は、指令システム更新事業に伴い、未測定のためデータがございません。

【表 1-2　本市の気象の状況】

区分	気温（℃）			降水量	平均湿度
	最高	最低	平均	（mm）	（%）
平成 29 年	37.1	△3.0	15.5	1,240.0	70.9
平成 30 年	39.8	△4.6	16.3	1,883.5	71.0
令和元年	38.3	△2.2	16.5	1,099.0	70.7
令和 2 年	－	－	－	－	－
令和 3 年	－	－	－	－	－
令和 4 年	39.3	△3.9	16.2	1,181.0	68.7

第３節　土地（都市計画用途地域の割合）

本市の市街化区域は2,258haで、その用途地域の割合は表１－3のとおりです。また、市街化調整区域は3,086haで、全体の約58％を占めています。

【表 1-3　川西市の都市計画用と地域の現況】

（令和4年度末現在）

区分	面積（ha）	構成比（%）
都市計画区域	5,344	100.0
市街化区域	2,258	42.3
市街化調整区域	3,086	57.7

用途地域	面積（ha）	構成比（%）
第一種低層住居専用地域	1,130	50.0
第二種低層住居専用地域	11	0.5
第一種中高層住居専用地域	170	7.5
第二種中高層住居専用地域	244	10.8
第一種住居地域	188	8.3
第二種住居地域	180	8.0
準住居地域	9.2	0.4
田園住居地域	－	－
近隣商業地域	98	4.4
商業地域	18	0.8
準工業地域	100	4.4
工業地域	110	4.9
工業専用地域	－	－
合計	2,258	100

第４節　人口及び世帯数

【表 1-4　川西市の人口の推移】

年　次	世帯数	人口	備　　考
平成22年	60,584	156,423	第19回国勢調査
平成23年	61,050	155,981	9月末の推計人口
平成24年	61,176	156,095	9月末の推計人口
平成25年	61,847	156,056	9月末の推計人口
平成26年	62,287	155,881	9月末の推計人口
平成27年	62,751	155,507	9月末の推計人口
平成28年	62,991	155,839	9月末の推計人口
平成29年	63,252	155,206	9月末の推計人口
平成30年	63,435	154,315	9月末の推計人口
令和元年	63,782	153,597	9月末の推計人口
令和2年	63,992	152,483	9月末の推計人口
令和3年	63,768	151,796	9月末の推計人口
令和4年	64,273	151,091	9月末の推計人口

本市統計要覧より

第５節　その他

１．市章

川西を図案化したもので、中央の「川」は川西の「川」と市内を流れる猪名川を兼ねて表しています。全体の円形は「西」を丸くしたもので、平和と円満を表しています。

川西市の市章

２．市花

昭和43年1月に兵庫県緑化推進委員会川西支部が、市民の投票を受け「りんどう」に決定しました。昔川西をひらいた源氏が旗印にササリンドウを使用していたので、市花として最適であるという意見が多かったことによるものです。

市花（りんどう）

３．市木

昭和43年1月に兵庫県緑化推進委員会川西支部が、市民の投票を受け「さくら」に決定しました。市内の名所旧跡に多く咲き、春の野山を彩って市民を楽しませる桜が選ばれました。

市木（さくら）

４．シンボル・キャラクター

川西オリジナルのキャラクターとして、平成20年に公募により誕生しました。キャラクター・イメージの金太郎は、源頼光の家臣坂田金時がモデルとされ、本市に金時のお墓があります。

きんたくん

第２章　川西市の環境行政施策

第１節　組織及び事務分掌

本市における主要な環境関連施策は、平成30年度より組織3部5課で行っております。各部課における事業概要はそれぞれ下図のとおりです。

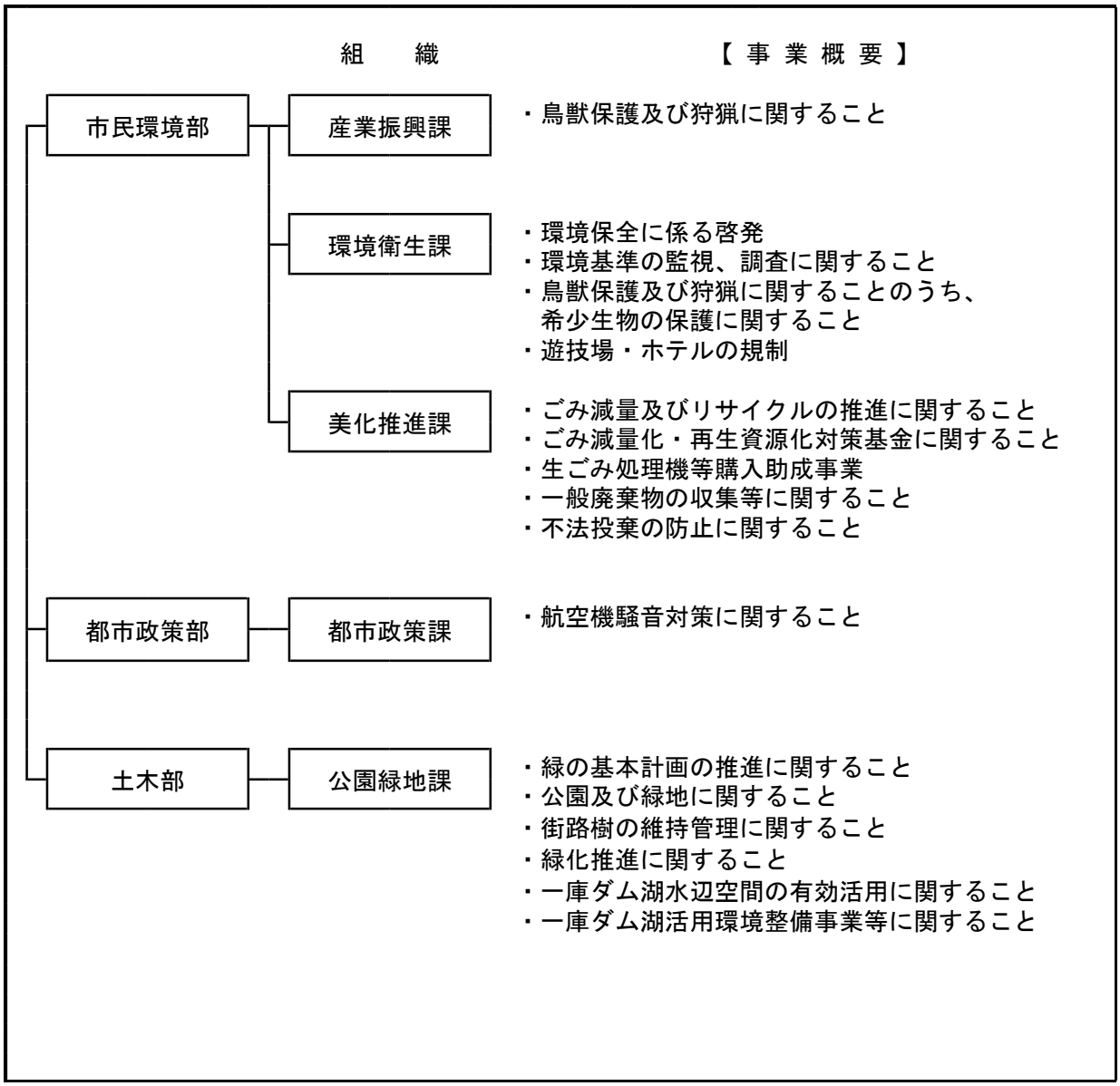

【図 2-1　環境関連施策事業概要（令和 5 年 3 月 31 日時点】

第２節　審議会

１．環境（保全）審議会

本市では、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること、環境の保全と創造に関する重要事項を調査審議する等のために、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく、環境審議会を設置しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。審議会の定員は、環境基本条例で20人以内と規定されておりますが、令和5年3月現在の構成は、学識者5名、市民4名、市議会議員2名、関係行政機関の職員1名の計12名となっています。

【表 2-1　環境審議会開催状況】

年　度	開 催 日	議 題 等
平成13年度	平成14年3月20日	①「広域ごみ処理施設建設に伴う環境影響評価実施計画書に係る市長意見について」の報告を受ける。 ②「川西市環境率先行動計画の平成12年度実績報告について」の報告を受ける。
平成14年度	平成14年4月23日	①「広域ごみ処理施設建設に伴う環境影響評価実施計画書に係る市長意見について」の報告を受ける。 ②「川西市環境政策課の取り組みについて」の報告を受ける。
平成15年度	平成15年6月26日	①市長の諮問「新しい課題に適応した川西市の環境施策のあり方について」を受ける。 ②市長の諮問「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業に伴う環境影響評価準備書に係る公聴会開催規則の基本的な考え方について」を受け答申する。 ③「川西市公文書公開条例改正に伴う川西市環境保全審議会会議公開制度運用要綱の改正について」報告を受ける。
	平成16年2月27日	①市長の諮問「川西市環境保全審議会規則の改正について」を受け、答申する。 ②「広域ごみ処理施設建設事業に伴う環境影響評価準備書」について報告を受ける。
平成16年度	平成16年8月4日	市長の諮問「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業に伴う環境影響評価準備書に対する市長意見について」を受け、審議する。
	平成16年8月23日	猪名川上流広域ごみ処理施設建設予定地及び周辺に係る環境の現況を視察・確認を行う。
	平成16年9月2日	平成16年8月4日付け諮問事項の継続審議を行う。
	平成16年9月29日	平成16年8月4日付け諮問事項を継続審議し、答申をまとめる。
	平成16年10月6日	平成16年8月4日付け諮問事項について答申
	平成17年2月18日	平成15年6月26日付け諮問事項の継続審議
平成17年度	平成17年9月16日	平成15年6月26日付け諮問事項の継続審議を行う。 報告①アンケート調査による川西市の環境の現状把握と課題 ②環境基本計画の位置づけについて ③同計画の環境の範囲について 議題：環境基本条例の審議 ①今日の環境課題 ②川西市の環境施策の動向 ③環境基本条例の位置づけ及び基本的な項目について
	平成17年10月13日	平成15年6月26日付け諮問事項のうち、環境基本条例について継続審議を行う。
	平成17年10月28日	平成15年6月26日付け諮問事項のうち、環境基本条例について継続審議を行う。
	平成17年11月16日	平成15年6月26日付け諮問事項のうち、環境基本条例のあり方に関する部分についての答申案を審議
	平成17年12月8日	平成15年6月26日付け諮問事項のうち、「環境基本条例のあり方について」答申
	平成18年1月26日	環境基本計画の概要案について審議
平成18年度	平成18年4月25日	環境基本計画素案、第1章から第4章について審議
	平成18年5月30日	環境基本計画素案、前回修正分と第5章について審議
	平成18年8月10日	環境基本計画素案、地区環境会議の開催結果と計画への反映について審議
	平成19年3月9日	環境基本計画素案について審議
	平成19年3月23日	環境基本計画答申案について審議

年　度	開 催 日	議 題 等
平成19年度	平成19年8月28日	環境保全条例の改正について審議
	平成20日3月18日	環境保全条例改正作業について経過報告
平成20年度	平成21年1月29日	①環境保全条例改正作業について経過報告 ②環境基本計画平成19年度活動・実施状況報告書（案）についての報告
平成21年度	平成22年2月12日	①環境保全条例改正作業について経過報告 ②川西市環境率先行動計画の平成20年度実績報告についての報告
平成22年度	平成23年3月24日	①川西市環境率先行動計画（第3次計画）策定の報告 ②環境保全条例の改正経過報告
平成23年度	平成24年3月21日	①環境保全条例及び規則改正案について審議 ②川西市環境率先行動計画<平成22年度>実績報告について
平成25年度	平成25年5月29日	①生物多様性地域戦略の策定について（諮問） ②環境審議会規則の改正について
	平成26年3月24日	①会長、副会長の選出について ②生物多様性かわにし戦略の策定状況の報告について
平成26年度	平成26年12月22日	生物多様性ふるさと川西戦略案について審議
平成27年度	平成27年6月8日	川西市環境基本計画の改定について（諮問）
	平成27年12月3日	①環境に関する意識調査の方法等について検討 ②生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会の設置について
平成28年度	平成28年4月25日	①意識調査の結果報告 ②川西市環境基本計画改定の骨子の検討
	平成28年7月25日	第2次川西市環境基本計画素案（第1章～第3章）の審議
	平成28年10月6日	第2次川西市環境基本計画素案（第4章）の審議
	平成28年12月1日	①第2次川西市環境基本計画素案（第5章）の審議 ②答申に向けた最終の審議
	平成29年1月10日	川西市環境基本計画の改定について（答申）
平成29年度	平成29年11月13日	①第2次環境基本計画の進行管理と今後の方向性について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について
平成30年度	平成30年8月3日	①第2次環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③第2次環境基本計画の今後の方向性について
令和元年度	令和元年11月22日	①第2次環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③第2次環境基本計画の今後の方向性について
令和3年度	令和4年2月7日	①第２次川西市環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③第３次川西市環境基本計画の策定等について
令和4年度	令和4年6月27日	①第２次川西市環境基本計画の総括について ②第３次川西市環境基本計画の策定について
	令和4年12月19日	①本市における温室効果ガス排出量の算出方法について ②生物多様性ふるさと川西戦略の改訂について ③川西市環境基本計画と生物多様性ふるさと川西戦略のアンケート調査について

２．生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会

本市では、川西市環境審議会規則（平成18年規則第44号）第4条の規定に基づき、専門部会を必要に応じて設置しています。審議会の定員は、20人以内と規定されています。

【表 2-2　生物多様性専門部会開催状況】

年　　度	開　催　日	議　題　等
平成29年度	平成29年4月13日	①生物多様性ふるさと川西戦略の現状と課題 ②生物多様性ふるさと川西戦略推進に係る今年度の方向性
令和4年度	令和4年5月16日	①生物多様性ふるさと川西戦略の令和３年度計画進捗状況について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③生物多様性ふるさと川西戦略の計画改訂について
	令和4年11月11日	①「生物多様性ふるさと川西戦略」第１期計画の総括について ②「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂概要及び今後のスケジュールについて ③「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂内容について ④「生物多様性ふるさと川西戦略」のアンケート調査の実施について

第３節　シンポジウム

１．生物多様性ふるさと川西戦略／環境基本計画シンポジウム

本市ではシンポジウムを開催し、市内における活動団体によるパネルディスカッションにより情報交換や情報発信を行っています。令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しましたが、代わりに川西市で活動する自然活動団体を紹介する冊子作成やパネル展示会を開催し、情報発信に努めました。令和4年度については、SDGsをテーマとした発表や、ポスターセッションで自然活動団体の活動報告等を行いました。

【表 2-3　シンポジウム開催状況】

年　　度	開　催　日	参加団体数	参加人数	コーディネーター	テーマ
平成29年度	平成30年2月12日	17団体	255人	服部保氏 牛尾功氏 武田義明氏	思うぞんぶん語り合おう！！ 知ってもらおう我らの活動　感じてもらおう川西の自然のすばらしさ
平成30年度	平成30年11月23日	22団体	160人	服部保氏 上田萌子氏	つながろう！地域を越えて　とどけよう！未来へ ひろがれ！自然活動の輪
令和元年度	令和2年2月9日	18団体	190人	上田萌子氏	みんなで学ぼう！川西の自然 伝えよう！自然を守る私たちの活動
令和4年度	令和5年1月29日	14団体	90人	服部保氏	ミライの川西のため　イマ出来ること SDGｓを通して見える世界

【図 2-2】令和４年度環境基本計画新シンポジウムの様子

第３章　環境啓発の取り組み

環境問題の多くは、私たちの通常の社会経済活動に起因し、多岐に渡り、直ちに問題を解決することが困難になってきています。身近な所から環境問題を考えると共に地球規模で環境問題を考えていかなければなりません。そうしたことから、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で地球環境保全に向けた取り組みをしていく必要があります。

第１節　環境基本条例

環境基本条例は、本市における環境の保全と創造について、基本理念と施策の基本となる事項を明らかにし、その実施を図るための各種環境施策を総合的かつ体系的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる、良好な地域環境の保全と創造、ならびに地球環境の保全に貢献することを目的とします。この条例は、環境の保全と創造に関する基本的な考え方や施策の方向性を位置づけ、具体的な計画や施策のあり方を決めていくための指針として役立てていくためのものです。そのため、この環境基本条例は理念条例と位置づけられます。したがって、具体的な施策については、環境基本条例の基本理念に基づいて、関係者が連携を計りながら、環境基本計画や個別の条例によって取り組むこととなります。

１．環境の保全と創造に関する基本理念

川西市民が、将来にわたっても健全で豊かな自然環境・文化環境を享受できるようにしていくために、今ある環境を守り育てていくとともに、積極的に豊かな環境を整えていくことが必要です。そのために、市、市民及び事業者による協働の取組が求められています。

したがって、環境の保全と創造に関する基本理念を次のものとします。

（1）環境の保全と創造に関する取組は、市、市民及び事業者など、すべての主体の参画と協働のもとに推進されるべきこと。

（2）猪名川や北部山間地域を含む多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。

（3）すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる静かでやさしく、暮らしやすい良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。

（4）地域における歴史的・文化的環境の保全に配慮し、次世代へ継承すべきこと。

（5）環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現をめざし、もって地球環境の保全に貢献すべきこと。

２．市、市民及び事業者の責務

川西市の地域環境は、川西市のすべての人たちが積極的に係わり、協働して取り組んでいくことで、良好な状態を保ち、また改善への成果を挙げることができます。そして、その取組がもたらした地域環境を未来の川西市民に引き継いでいく責任を私たち一人ひとりが有しています。

とりわけ、今残されている多様な自然生態系への配慮、循環型社会形成にむけたライフスタイルのあり方、人類共通の課題である地球環境問題に、川西市民として自主的、積極的に参画、協働して以下の事項に取り組んでいく必要があります。

(1) 市の責務

① 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならないこと。
② 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。
③ 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に調整し、推進するため、必要な体制を整備しなければならないこと。
④ 市は、環境の保全と創造のため、必要に応じ、国及び他の地方公共団体と連携して取組を行うよう努めなければならないこと。

(2) 市民の責務

地球温暖化や資源の問題など、市民の日常活動に関連して起きている環境負荷は、産業界によるものと同じレベルにあるといわれています。日常生活で、省エネや省資源に努めることのできるようライフスタイルを変換していくことはとても意義のあることになります。

① 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること。
② 市民は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ること。
③ 市民は、自ら環境の保全と創造に努めるとともに、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めること。
④ 市民は、その日常生活が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市民が相互に、または市及び事業者と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めること。

（3）事業者の責務

事業者は、事業活動のすべてにおいて、環境負荷の低減、環境の保全と創造に配慮する必要があります。環境問題への対応において、法的な規制・基準を守ることは最低限の遵守事項として位置づけられます。それ以上に、みずからの事業活動の環境負荷の大きさを総合的に判断し、自発的な環境負荷の低減を行うことが求められています。

① 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、これに伴う公害の防止、環境への負荷の低減、その他の環境の保全と創造に資するために必要な措置を講じなければならないこと。
② 事業者は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ることにより、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。
③ 事業者は、その事業活動に関し、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならないこと。
④ 事業者は、その事業活動が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市及び市民と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めなければならないこと。

３．環境の保全と創造に関する基本方針

環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

(1) 河川、森林などの自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図ること。
(2) 公害を防ぎ、大気、水、土壌などを良好な状態に保持することにより、良好な生活環境を保全すること。
(3) 地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全と活用などにより、快適な都市環境を創造すること。
(4) 廃棄物の発生・エネルギーの消費を抑制し、環境の保全と創造を図ることにより、地球環境の保全を推進すること。

第２節　第２次環境基本計画

平成18年7月に施行されました川西市環境基本条例の基本理念に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための環境基本計画を平成19年4月に策定しました。その後、前計画の基本的な考え方や取り組みを継承しつつ、これからの時代を見据えたより具体性・実現性の高い新たな第2次川西市環境基本計画を平成29年3月に策定しました。

本計画では、対象とする環境の分野を「自然環境」「都市・生活環境」「歴史的・文化的環境」「地球環境」「環境行動」の5つとして、それぞれに「めざすべきまちの姿」「取り組みの基本方針」「具体的な取り組み」を設けています。

１．めざすべきまちの姿

(1) 自然環境
豊かな生態系と自然環境を守り、育み、人と自然が共生するまち
(2) 都市・生活環境
静かで美しく、安心して暮らせるまち
(3) 歴史的・文化的環境
太古の昔から編み続けられる歴史・文化環境を継承するまち
(4) 地球環境
将来世代の環境を守るためにできることから取り組むまち
(5) 環境行動
市民が環境への高い関心と意欲を持ち、自ら行動するまち

２．取り組みの基本方針

(1) 自然環境
河川、森林などの自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図る
(2) 都市・生活環境
健康で快適な住環境を維持するとともに、美しい都市景観の形成を図る
(3) 歴史的・文化的環境
地域の歴史的文化的遺産やコミュニティを活かし、愛情の持てる地域環境づくりを図る

(4) 地球環境
　廃棄物の排出及びエネルギーの消費を抑制し、地球環境の保全に寄与する
(5) 環境行動
　市民の環境への理解を深めるとともに、環境保全活動の活性化を図る

3．具体的な取り組み

　具体的な取り組みとしては、市が中心となって進める「環境施策」と、市、市民、事業者のみんなで取り組む「環境配慮指針」から成り立っています。また、第2次環境基本計画からそれぞれの地域が抱える課題やめざすべき姿は多様であることから地域別の環境配慮指針である「地域別環境配慮指針」を定めています。

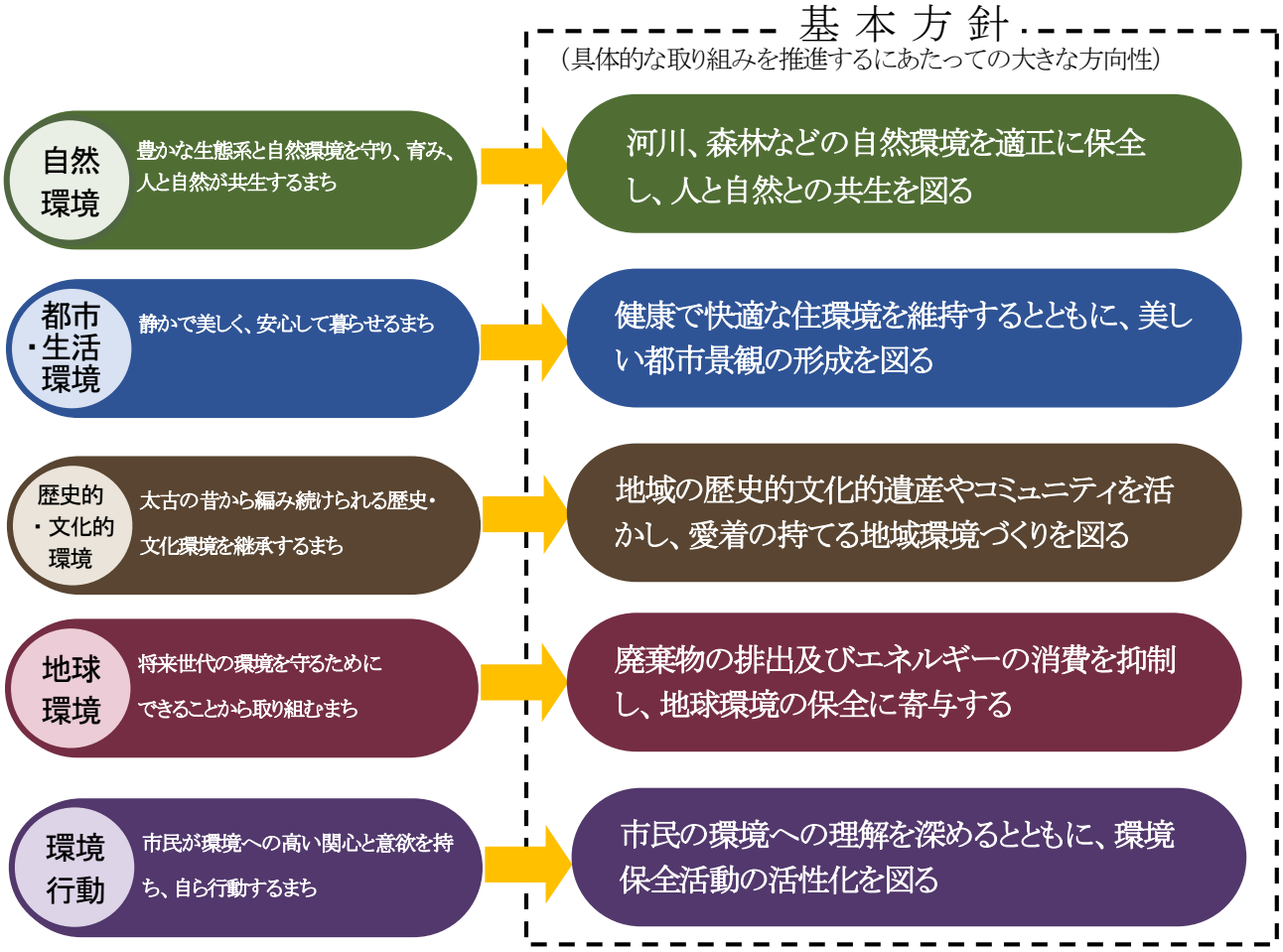

【図 3-1　具体的な取り組みの流れ】

市が中心になって進める環境政策

自然環境

《基本方針》
河川、森林などの自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図る

豊かな生態系と自然環境を守り、育み、人と自然が共生するまち

里山の保全	里山保全活動の促進・支援
	里山保全活動を行う人材の育成
水辺の保全	河川の美化
	親水空間の整備
農地の保全	環境保全型農業の促進
	農業の保護・活性化
生物多様性の保全	生物多様性に悪影響を与える生物への対策
	地域に生息する生物多様性の保全
	「生物多様性ふるさと川西戦略」との一体的な推進

都市・生活環境

《基本方針》
健康で快適な住環境を維持するとともに、美しい都市景観の形成を図る

静かで美しく、安心して暮らせるまち

環境美化の推進	路上喫煙、ポイ捨て、不法投棄等の防止
	違法駐車・放置自転車対策
住環境の安全・安心の向上	公害等による影響の防止
	住環境の快適マナーの向上
	道路の安全性の向上
良好な都市景観の形成	地域の特性を活かした景観の形成
	まちなかの緑化の促進

歴史的・文化的環境

《基本方針》
地域の歴史的文化的遺産やコミュニティを活かし、愛着の持てる地域環境づくりを図る

太古の昔から編み続けられる歴史・文化環境を継承するまち

歴史的・文化的資源の保存と継承	歴史的・文化的資源の保存・啓発
	市民による歴史的・文化的資源の保存・継承活動への支援
歴史・文化活動の促進	歴史的・文化的資源を活用した地域活性化

地球環境

《基本方針》
廃棄物の排出及びエネルギーの消費を抑制し、地球環境の保全に寄与する

将来世代の環境を守るためにできることから取り組むまち

循環型社会の形成	省資源・リサイクルの推進
地球温暖化対策	省エネルギーの促進
	再生可能エネルギーの導入促進
	公共交通の利用促進（モビリティ・マネジメント）
	フロン類の適正処理

環境行動

《基本方針》
市民の環境への理解を深めるとともに、環境保全活動の活性化を図る

市民が環境への高い関心と意欲を持ち、自ら行動するまち

環境情報の発信と共有	環境情報の発信と共有
環境学習等の促進	環境学習、環境教育の拡充
	環境学習に係る基盤の整備
環境保全活動の促進	環境保全活動への参加の促進
	環境保全活動への支援

市、市民、事業者、みんなで取り組む環境配慮指針

❖ 自然環境に関する環境配慮指針

山や川の自然を守るために	自然環境を保全する活動に参加しましょう。
	地域にもとからいる多様な生き物の生息・生育環境を大切にしましょう。
市内の農地を守るために	市民農園などで農業に触れましょう。
	できるだけ地元の農産物を食べましょう。
	環境保全型農業に取り組みましょう。
地域固有の生態系を守るために	ペットは最後まで責任を持って飼いましょう。
	外来生物に対する正しい知識を身につけましょう。
	希少な動植物を保護する活動に参加しましょう。

❖ 都市・生活環境に関する環境配慮指針

まちをきれいにするために	ポイ捨てや不法投棄等を絶対にしないようにしましょう。
	家の周りなど身近な場所を掃除してきれいに保ちましょう。
	地域活動やボランティア活動を通じて、公園や道路など地域の美化活動に参加しましょう。
	自動車や自転車などは決められた場所に置き、路上に放置しないようにしましょう。
住環境を守るために	違法な野焼きをしないようにしましょう。
	近所迷惑になる騒音を出さないようにしましょう。
美しい街並みをつくるために	身近な生活空間に緑を増やしましょう。
	地域ごとの街並みや景観の調和を大切にしましょう。

❖ 歴史的・文化的環境に関する環境配慮指針

歴史的・文化的資源を守るために	受け継がれてきた歴史や伝統、文化を次世代に継承していきましょう。
	身近な歴史や文化に触れ、理解を深めましょう。
歴史・文化を感じるまちにするために	歴史・文化をテーマにしたイベントに参加しましょう。
	川西市の歴史や文化を全国に発信しましょう。

❖ 地球環境に関する環境配慮指針

資源を有効活用するために	ごみとして捨てるものを減らしましょう。
	ものを再利用しましょう。
	ごみを再資源化しましょう。
地球温暖化を防ぐために	電気やガスの消費量をチェックし、無駄遣いをなくしましょう。
	家電製品、給湯器、自動車、住宅などは省エネ性能の高いものを選びましょう。
	再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。
	安易なマイカー利用を控え、公共交通や徒歩・自転車を利用しましょう。
フロン類の流出を防ぐ	フロン類の適正管理をしましょう。
	無許可の廃品回収業者に回収を依頼しないようにしましょう。
持続可能な社会を形成していくために	事業活動に環境マネジメントシステムを導入しましょう。

❖ 環境行動に関する環境配慮指針

環境への理解を深めるために	環境講座や自然観察会などに参加しましょう。
	環境関連の計画について調べましょう。
	地域活動やボランティアについて調べましょう。
環境保全活動を盛り上げるために	身近な地域活動やボランティア活動に参加しましょう。
	自ら指導員や補助員として環境教育に協力しましょう。
	環境保全活動の内容を発信しましょう。
	環境保全活動団体同士の交流を持ちましょう。

（１）北部・北地域の環境配慮指針

① 自然環境を生かしたレクリエーション、環境学習の推進

地域の特性である豊かな自然を活用し、自然と触れ学ぶ場の整備とともに学習機会の拡充を進め、市民の環境意識に向上を図っていくことが求められています。

② 自然環境の保全

豊かな恵みをもたらしてくれる自然環境を保全し、次世代がその恩恵を享受することのできるよう維持していくことが求められています。

③ 里山文化の維持・継承

長い年月をかけて受け継がれてきた里山文化を後世に継承していくため、市・市民・事業者みんなで保全に取り組んでいく必要があります。

④ 環境に配慮した農業の推進

農地の維持、活性化を図るとともに、環境に配慮した農業の普及を促進することで、自然と調和した持続可能な農業に取り組んでいくことが求められています。

（２）北部・南地域の環境配慮指針

① 上質な住環境の維持

住宅地にふさわしい環境の形成に向けて、美化の推進及び静穏な環境の維持に取組んでいく必要があります。また、少子高齢化が進む大規模住宅団地においては、市民と市等が協働し持続可能なまちづくりに向けた取り組みを継続していくことが求められています。

② 公共交通の維持・活性化

地域の重要な交通手段である能勢電鉄や地域内公共交通の利用促進に向けて、沿線に住む市民一人ひとりが公共交通の重要性を認識し、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索していく必要があります。

③ 環境に配慮した農業の推進

農地の維持、活性化を図るとともに、環境に配慮した農業の普及を促進することで、自然と調和した持続可能な農業に取り組んでいくことが求められています。

④ 自然環境の保全

次世代に、良好な景観及び豊かな生態系を引き継いでいくため、地域における環境保全活動を促進していく必要があります。また、新名神高速道路及び関連道路の周辺では、「新名神高速道路 IC 周辺土地利用計画」を基に、市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けた開発・建設となるよう、適切な配慮を行う必要があります。

⑤ 歴史的・文化的資源の保存・活用

川西市郷土館等の地域を特徴づける貴重な歴史的・文化的拠点における学びの場、機会を充実し、住民の地域に対する愛着を育てるとともに、地域住民の手で歴史・文化を次世代に継承していくことが求められています。

（３）中部・西地域の環境配慮指針

① 上質な住環境の維持

住宅地にふさわしい環境の形成に向けて、美化の推進及び静穏な環境の維持に取り組んでいく必要があります。また、少子高齢化が進む大規模住宅団地においては、市民と市等が協働し持続可能なまちづくりに向けた取り組みを継続していくことが求められています。

② 公共交通の維持・活性化

本市の基幹公共交通である阪急バス（川西猪名川線）及び地域内公共交通の維持に向けて、沿線に住む市民一人ひとりが公共交通の重要性を認識し、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索していく必要があります。

③ 自然環境の保全

次世代に、良好な景観及び豊かな生態系を引き継いでいくため、地域における環境保全活動を促進していく必要があります。また、シロバナウンゼンツツジの群生地など地域を特徴づける生態系の保全に取り組み、地域の魅力を高めていくことが重要です。

④ 環境に配慮した農業の推進

農地の維持、活性化を図るとともに、環境に配慮した農業の普及を促進することで、自然と調和した持続可能な農業に取り組んでいくことが求められています。

（４）中部・東地域の環境配慮指針

① 上質な住環境の維持

住宅地にふさわしい環境の形成に向けて、美化の推進及び静穏な環境の維持に取り組んでいく必要があります。また、少子高齢化が進む大規模住宅団地においては、市民と市等が協働し持続可能なまちづくりに向けた取り組みを継続していくことが求められています。

② 公共交通の維持・活性化

地域の重要な交通手段である能勢電鉄及び地域内公共交通の利用促進に向けて、沿線に住む市民一人ひとりが公共交通の重要性を認識し、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索していく必要があります。

③ 自然環境の保全

次世代に、良好な景観及び豊かな生態系を引き継いでいくため、地域における環境保全活動を促進していく必要があります。また、エドヒガンの群落など地域を特徴づける生態系の保全に取り組み、地域の魅力を高めていくことが重要です。

④ 歴史的・文化的資源の保存・活用

多田神社や多太神社などの地域を特徴づける貴重な歴史的・文化的拠点における地域の歴史・文化と触れ合える場と機会を充実し、住民の地域に対する愛着を育てるとともに、地域住民の手で歴史・文化を次世代に継承していくことが求められています。

（５）南部・JR 北地域の環境配慮指針

① 魅力ある都心核の形成

魅力ある都心核の形成を目指して、川西能勢口周辺地域の美化の促進及びキセラ川西（中央北地区）の整備を進め、中心市街地にふさわしい賑わいを形成していく必要があります。

② 自然環境の保全

次世代に、良好な景観及び豊かな生態系を引き継いでいくため、地域における環境保全活動を促進していく必要があります。また、川西北小学校前を流れる水路など地域を特徴づける生態系の保全に取り組み、地域の魅力を高めていくことが重要です。

③ 歴史的・文化的資源の保存・活用

満願寺や小戸神社などの地域を特徴づける貴重な歴史的・文化的拠点に、地域の歴史・文化と触れ合える場と機会を拡充していくことで、住民の地域に対する愛着を育てるとともに、地域住民の手で歴史・文化を次世代に継承していくことが求められています。

④ 安全・安心な住環境の維持

中心市街地として都市機能の集積を進めるとともに、住宅地にふさわしい環境の形成に向けて、美化・緑化の推進及び安全で安心な環境の維持に取り組んでいく必要があります。

⑤ 公共交通の維持・活性化

地域の重要な交通手段である JR、阪急電鉄、能勢電鉄そして阪急バス及び地域内公共交通の利用促進に向けて、沿線に住む市民一人ひとりが公共交通の重要性を認識し、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索していく必要があります。

（６）南部・JR 南地域の環境配慮指針

① 安全・安心な住環境の維持

工業等の産業と住環境が調和した安全で安心なまちの形成に向けて、事業活動に伴う生活環境の影響の緩和や美化・緑化の推進を図っていくことが求められています。また、大阪国際空港に起因する航空機騒音については、現況の把握に努め、関係機関との協議を進めていく必要があります。

② 自然環境の保全

次世代に、良好な景観及び豊かな生態系を引き継いでいくため、地域における環境保全活動を促進していく必要があります。また、ヒメボタルの住む森など地域を特徴づける生態系の保全に取り組み、地域の魅力を高めていくことが重要です。

③ 歴史的・文化的資源の保存・活用

鴨神社、春日神社、川西市文化財資料館などの地域を特徴づける貴重な歴史的・文化的拠点に、地域の歴史・文化と触れ合える場と機会を拡充していくことで、住民の地域に対する愛着を育てるとともに、地域住民の手で歴史・文化を次世代に継承していくことが求められています。

④ 環境に配慮した農業の推進

農地の維持、活性化を図るとともに、環境に配慮した農業の普及を促進することで、自然と調和した持続可能な農業に取り組んでいくことが求められています。

（７）公共交通の維持・活性化

地域の重要な交通手段である JR、阪急バス及び地域内公共交通の利用促進に向けて、沿線に住む市民一人ひとりが公共交通の重要性を認識し、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索していく必要があります。

4．進行管理指標

進行管理指標に基づく、令和4年度の進捗状況は下表のとおりです。

【表 3-1　進行管理表】　　※担当課（回答課）は令和5 年度所管課で記載しています。

環境分野	施策体系		進行管理指標	評価したい項目	現況 R2年度	現況 R3年度	現況 R4年度	行動方針	R4年度の取組状況（成果及び問題点）	今年度の方向性	担当課（回答課）
自然環境	里山の保全	1	森林ボランティア登録数	里山保全活動に関する市民意識	231人	267人	212人	増やす	市内6団体に活動補助金を交付し、ボランティア活動を支援することができた。	引き続き、ボランティア団体に対しての支援は継続するが、補助金の内容については検討する。	産業振興課
		2	森のインストラクター数		1人	1人	1人	増やす	森林ボランティア団体への支援を行うことができた。	効果が分かりやすい指標を検討する。	産業振興課
	水辺の保全	3	河川の自然環境保護活動参加者数	河川環境の保全に関する市民意識	862人	862人	531人	増やす	「ひょうごアドプト事業」に参加している団体等が積極的に美化活動を実施した。参加人数は前年に比べ、減少した。	引き続き「ひょうごアドプト事業」による活動団体を支援し同事業を県と連携して広く市民に周知し、新規活動団体の掘り起しが必要である。	道路整備課
	農地の保全	4	市民農園区画数	市民による農業参画	581区画	581区画	581区画	増やす	市民農園活動の支援を行い、今年度も引き続き市民農園事業を行うことができた。	市民農園の空き区画については積極的に追加募集を行い、多くの人が農業に親しみを持てるよう事業を行っていく。	産業振興課
		5	農業塾参加者数		0人	0人	0人	増やす	農業塾受講者の次のステップである市民ファーマー制度へ繋がらないため、農業塾はR1年度より廃止した。	農業担い手づくり事業を行い、市民ファーマー制度など次のステップにつなげる。	産業振興課
		6	特産物即売会来客数	地産地消の推進	0人	0人	600人	増やす	3年ぶりに桃の即売会を実施することができた。	昨年に引き続き桃の即売会を実施し、5年ぶりにいちじくの即売会を実施する。	産業振興課
	生物多様性の保全	7	市指定天然記念物の指定件数	生態系、生物多様性に向けた取り組み	10件	12件	12件	増やす	市指定文化財（天然記念物）の現況調査を実施し、それらの保全方法などを検討した。	市指定文化財（天然記念物）となる価値があり、指定のために必要な条件が整う物件がある場合には、指定に向けた作業に取り組む。	生涯学習課
都市・生活環境	環境美化の推進	8	市道不法投棄物処理量	不法投棄物防止に関する取り組みの効果	9,720kg	8,493kg	12,980kg	減らす	市民からの通報やパトロールにより発見した不法投棄物を迅速に処理し、道路の安全確保を図った。回収した不法投棄の総量は家庭ゴミが増加傾向であるため、市民モラルに対して効果的な啓発を行う必要がある。	不法投棄防止重点地区（5地区）のパトロールを引き続き実施するとともに、啓発用の電柱幕や市民モラルに訴える看板を設置し、不法投棄を抑止するための啓発をさらに進めていく。	道路管理課
		9	クリーンアップ大作戦参加者数	環境美化に関する市民意識	9,745人	22,833人	28,597人	増やす	前年度より参加者は5,764人増加した。	参加者を増やし、地域清掃に関心を持って協力いただけるように努めていく。	美化推進課
		10	放置自転車強制移動台数	駅周辺環境の美化拡充	564台	484台	443台	減らす	撤去現場における啓発活動を継続した結果、1日当たりの撤去台数はR3年度と同程度の2.8台となった。 平日については放置自転車が減少傾向にあるものの、土日祝は撤去や啓発業務が実施出来ておらず、放置車両が多数発生している状況にある。	引き続き撤去・啓発のルートや時間帯、方法等を検討し、放置自転車が発生しにくくなる活動を推進すると共に、土日祝の撤去業務体制の構築について検討を行う。	交通政策課
		11	川西市違法駐車防止重点地区における瞬間駐車台数		31台	32台	30台	減らす	警察や駅周辺店舗の方と協力し、迷惑駐車防止の街頭啓発を継続実施した。 違法駐車実態調査の結果を踏まえ、重点区域内の行先最多施設へ 結果の共有を行い、対策に向けた協議を行った。	違法駐車実態調査により違法駐車の傾向が把握できたため、各地域の実情に応じて、警察などの関係機関に加え利用目的となる商店とも連携を図り、対策を講じていく。	交通政策課
都市・生活環境	住環境の安全・安心の向上	12	加茂大気測定局における二酸化窒素の日平均値の年間98%値	公害による周辺環境への影響	0.027ppm（環境基準達成）	0.025ppm（環境基準達成）	0.025ppm（環境基準達成）	基準達成を維持	環境基準(0.06ppm)に対して安定して大幅に下回った状況が継続している。	次世代自動車の普及やエコドライブの推進をより進められるよう啓発方法を検討していく。	環境政策課
		13	多田浄水場における生物化学的酸素要求量(BOD)の年間75%値		0.9mg/L（環境基準達成）	1.1mg/L（環境基準達成）	0.7mg/L（環境基準達成）	基準達成を維持	環境基準(2.0mg/L)を継続的に下回っていることから、良好な状態を維持している。	猪名川に関する啓発を継続し、良好な水質の維持に努める。	環境政策課
		14	道路に面する騒音の環境基準達成率		87.5%	87.5%	87.5%	増やす	中国自動車道及び国道176号線において、夜間のみ騒音レベルが66dBであり、環境基準(65dB)を達成しなかった。しかし、測定条件は異なるため参考値となるが、都道府県公安委員会に措置を要請する要請限度未満(70dB)は達成している。	引き続き定期的な監視を行う。	環境政策課
		15	航空機騒音の測定結果		59dB	60dB※	61dB	減らす	空港関係会社に対しては、環境対策の実施を要望しているものの、騒音値はコロナ前の数値に戻って推移しており、環境基準には達していない。近年、遅延便が増加しており対策が課題となっている。	新鋭低騒音機の導入推進、飛行経路の改善及び近年増加傾向にある遅延便対策等を要望し、環境基準の達成に努めていく。	都市政策課
		16	阪神高速道路沿線の大気に係る環境基準達成状況		－	－	－	現状維持			道路整備課
		17	阪神高速道路沿線の騒音に係る環境基準達成状況		－	－	－	現状維持			道路整備課
		18	国崎クリーンセンターにおけるダイオキシン類の総排出量		1.6790μg/t（基準達成）	1.4678μg/t（基準達成）	0.9854μg/t（基準達成）	基準達成を維持	基準値である2μg/tを下回った。	基準値達成を維持できるよう努めていく。	美化推進課
		19	行政が受理する年間公害苦情件数		66件	53件	58件	減らす	昨年度より増加。昨年度と同様、野焼きや工事現場の騒音に対する要望が多かった。	例外的に認められる適法な野焼きに対する要望が多かったため、野焼きに対する理解を呼びかけるとともに、適法な野焼きであっても当事者へも風向きや時間帯を気に掛けるよう、市HPなど通じて呼びかけていく。また、工事現場の騒音については、事前に近隣住民等へ説明を行うよう事業者等に依頼していく。	環境政策課
		20	し尿汲み取り件数		171件	160件	154件	減らす	公共下水道への接続に伴い、前年度の汲み取り件数を下回った。	下水道担当所管と情報共有に努め、公共下水道への接続を推進していく。	衛生管理課
		21	「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合（市民実感調査）	道路環境の整備に関する取り組みの効果	67.4%	67.2%	62.1%	増やす	北部の見野線や市立総合医療センター周辺の市道等、安心して通行できる道路を整備した。	課題のある生活道路の対策を実施していく。	道路整備課
	良好な都市景観の形成	22	川西の景観に関心がある市民の割合（市民実感調査）	都市景観に関する市民意識	82.1%	83.4%	81.9%	増やす	・「かわにしまちなみギャラリー」において、これまでの絵画募集に加え、景観写真を募集した。SNSでの発信や市立中学校の美術部員・川西市展応募者へチラシを配布するなどの周知により、参画する市民数が増加した。 ・各関係所管課及び活動団体等で取り組んでいる景観形成に関する活動内容をホームページで紹介した。 ・啓発や情報発信について、SNSの活用など手法を変えながら取り組んでいるが、市民・事業者まで届いていないと考えられ、横ばい状況である。	今後も引き続き、若年層に向けて、SNSなどを活用し有効かつ効率的に情報発信をする。	都市政策課
		23	緑化協会会員数	緑化活動に関する市民意識	－	－	－	－	－	－	公園緑地課
		24	グリーンフラワーグループ登録団体数		67団体	38団体	36団体	増やす	高齢化などを理由にGFGの団体数は減少傾向にあるが、資材提供等 の支援を行い公園に彩りや安らぎを与えた。	緑化推進の啓発を継続し、登録団体の増加を目指す。	公園緑地課
		25	都市公園の住民一人あたりの面積（㎡）	都市景観の向上に向けた市の取り組み	8.17㎡	8.21㎡	8.26㎡	増やす	開発行為等に伴い、新たに1公園開設した。また、人口減少に伴い住民一人あたりの面積は増加しているが、地域別ではばらつきが見られる。	公園の適切な維持管理に努める。	公園緑地課

環境分野	施策体系		進行管理指標	評価したい項目	現況 R2年度	現況 R3年度	現況 R4年度	行動方針	R4年度の取組状況（成果及び問題点）	今年度の方向性	担当課（回答課）
歴史的・文化的環境	歴史的・文化的資源の保存と継承	26	文化財をテーマにした講演会・イベントの参加者数（文化財保存啓発事業）	歴史・文化に関する市民の関心	－	360人	186人	増やす	令和4年度は、文化財ハイキング、加茂遺跡スタンプラリーを開催し、文化財講座を実施しなかったために参加者数が令和3年度に比べて減少した。	文化財に興味、関心を持っていただけるようなテーマの講演会やイベントなどを引き続き開催していく。	生涯学習課
		27	文化財施設主催講座参加者数		86人	969人	1,221人	増やす	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休止していた文化財施設での各種講座などを再開したために参加者数が増加した。	文化財に興味、関心を持っていただけるようなテーマの各種講座などを引き続き開催していく。	生涯学習課
		28	川西の歴史・文化財に興味がある市民の割合（市民実感調査）		55.7%	56.3%	54.0%	増やす	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休止していた文化財施設での各種講座などを再開し、市内の文化財の魅力を発信したが、川西の歴史や文化財に興味がある市民の割合は低下した。特に若年層の低下が著しい。	出前講座や社会見学の受け入れなど、学校教育との連携を通じて、若年層に向けた発信を強化する。	生涯学習課
		29	文化財ボランティア養成講座参加者数	歴史・文化の保存活動に関する市民意識	－	70人	53人	増やす	文化財ボランティア養成講座への参加申込者数が微減した。	引き続き、文化財ボランティア養成講座を開催する。	生涯学習課
	歴史・文化活動の促進	30	観光客入込数（兵庫県観光客動態調査（文化・歴史項目））	歴史的・文化の保存活用による都市の活性化	200,000	190,426	207,207	増やす	新型コロナウイルス感染症の規制緩和に伴い、観光客は増加の傾向を見せた。しかし、前年より観光客が増加した施設もある一方で、特定の寺院へは観光客の減少が見られた。	新型コロナウイルスが第5類に移行したことにより、さらに歴史・文化の周知に努め、観光客を増やす。	文化・観光・スポーツ課
地球環境	循環型社会の形成	31	市民一人一日あたりのごみの排出量（総ごみ排出量÷365日÷年度末人口）	市民のごみ減量化に向けた取り組み	844g	846g	822g	減らす	前年度実績より24g減少した。	さらなるごみの減量のため啓発・取り組みに努めていく。	美化推進課
		32	再生資源集団回収登録団体数	省資源・リサイクルに関する市民意識	158団体	155団体	152団体	増やす	団体数が減少した。	より多くの団体にご協力いただけるよう啓発に努めていく。	美化推進課
		33	ごみ学習会参加者数		389人	182人	449人	増やす	子ども向け学習会・大人向け出前講座を開催し、参加者数が267人増加した。	より多くの保育園・幼稚園及び自治会等に利用していただけるよう啓発に努めていく。	美化推進課
	地球温暖化対策	34	市の事務事業による温室効果ガス総排出量の削減率	環境率先行動計画の推進	1.5%	−14.1%	−8.7%	増やす	昨年度比は削減できているが、令和元年度比では増加している。理由としては、川西市総合医療センター開設による都市ガスの新規利用増が考えられる。	温室効果ガス総排出量の削減に向けて、行政施設の空調や照明を省エネ設備への更新を進めていく。	環境政策課
		35	公用車の低公害車導入率		93.48%	93.48%	93.33%	増やす	低公害車1台を廃車したため、結果として導入率が下がった。	引き続き新車購入時に低公害車へ切り替えを行う。	総務課
		36	学校の省エネルギー活動による光熱水費削減経費	省エネルギーに関する取組み	1,836.9万円	3238.9万円	9,444万	増やす	各校で省エネに取り組んだほか、電力供給契約の相手方を契約検査課の入札により決定するなど、経費節減に取り組んだが、原油価格等の高騰による事業者の変更に伴い電気使用料の単価が上がった。 また、夏季及び冬季において、新型コロナウイルス感染症対策として、換気を行いつつ室内の温度調整をおこなうにあたり、空調の設定を例年より強くしていたため、電気の使用量が増加したと考えられる。 さらに、室内の温度調整に加えて、感染症対策として、空気清浄機や加湿器等の電化製品を多く設置したことも電気使用量の増加につながったと思われる。それにより、経費削減に至らなかった。	引き続き省エネの推進に向けて取り組むとともに、各校へ経費削減を呼びかけ、周知徹底を行っていく。	教育総務課
		37	固定買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入容量の累計	再生可能エネルギーへの転換	26,094kw	26,995kw（2021.9時点）	27,544kw	増やす	太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業、太陽光パネル・蓄電池設置費補助事業を開始したことにより、導入量が増加した。	引き続き太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業を実施することに加え、新たな財源確保も視野に入れ、適切な再生可能エネルギーの推進を進めていく。	環境政策課
		38	市内で運行されるノンステップバスの割合	公共交通の利用促進に向けた取り組み	83.3%	81.4%	82.1%	増やす	ノンステップバス導入費を補助することで、事業者のノンステップバス導入が促進され、導入率が目標に達した。	導入率が目標値を超えていることから、令和5年度までの支援とし、令和6年度以降の対応については（仮称）公共交通計画策定の中でゼロベースで検討を行う。	交通政策課
		39	公共交通利用者の割合（市民実感調査）	公共交通の利用促進に関する取り組みの効果	47.8%	47.0%	45.1%	増やす	生活スタイルの変化等で公共交通機関を利用する市民の割合は低下している。特にR2以降のコロナ禍の減少が顕著であり、モビリティ・マネジメントなどの公共交通利用促進の取り組みを再開したものの、数値は減少し続けている。	地域によって異なる交通課題に向き合い、対話しながら、それぞれの地域に適した公共交通のあり方について検討を行うとともに、公共交通利用促進の取り組みを充実させていく必要がある。	交通政策課
環境行動	環境情報の発信と共有	40	市の環境関連ホームページアクセス数	市民の環境に関する取り組みや活動への興味・関心	9,692アクセス	14,261アクセス	13,740アクセス	増やす	ゼロカーボンシティ宣言について、太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業、太陽光パネル・蓄電池設置費補助金について等の新施策ページへのアクセスが多かったものの、結果として、全体的な数値としては減少した。	ゼロカーボンの実現に向け市民や事業者の環境への関心をより高めるため、HPのみならずデジタルサイネージやSNS等の新たな広報手段を利用しながら、市の環境への取組みや、市民や事業者が自ら取り組みやすい方法などを啓発していく。また、特定外来生物についても継続的に情報発信していく。	環境政策課
		41	「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動に関する情報の入手状況	20.3%	24.6%	20.3%	増やす	一般の方へ市内活動団体の活動を紹介する場、及び団体同士の交流や意見交換の場として3年ぶりにシンポジウムを開催したものの、昨年度の実績を下回った。	シンポジウムを一般の方が気軽に参加できるようにするなど、市内で活躍する自然活動団体や活動内容活動内容を知ってもらうきっかけを作ったり、情報発信を行う。	環境政策課
	環境学習の促進	42	小学校の里山体験学習実施校数の割合	環境学習の推進	0% (0校)	100% (16校)	100% (16校)	現状維持	黒川地区を題材とし、ボランティア団体の支援、協力を得ながらフィールド学習や体験学習を実施することができた。	里山体験学習サポーターを増員し、小集団における体験学習を展開予定	教育保育課
		43	自然ふれあい講座参加者数		－	－	把握していない	増やす	自然ふれあい講座は令和2年度で終了し、令和3年度からは、市民が企画、運営するプレーパークの支援のほか、プレーパークに取り組もうとする市民への研修などを実施する。 令和4年度は、公園緑地課が大和地区で進めている「特色ある公園のルールづくり」との連携で、市内で活動しているプレイパーク団体の協力のもと、出張プレイパーク（勾玉づくりや、火おこし体験など）を実施した。	プレイパーク既存団体の協力のもと、講師派遣や講座の開設などを検討する。	生涯学習課
		44	環境学習に向けた環境整備を行う小学校数の割合	環境学習を進める上での環境整備	100% 16(校)	100% 16(校)	100% 16(校)	現状維持	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら実施し、プログラムが制限されたが、コロナ禍に対応しつつ地域と連携した体験学習を実施した。	校区内の自然を生かした体験学習を地域の団体と連携し展開予定。	教育保育課
		45	自然フィールド研修参加者数		0人	29人	29人	現状維持	黒川地区を題材とした教職員研修、支援員の資質向上研修を実施した。	昨年度と同様に研修を実施予定だが、体験学習サポーターを活用した教職員研修を実施予定	教育保育課
	環境保全活動の促進	46	ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動への市民意識	9.9%	10.1%	9.0%	増やす	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため市民活動団体等の活動内容を広報する機会が減少したと考える。	シンポジウムを一般の方が気軽に参加できるようにするなど、市内で活躍する自然活動団体や活動内容の情報発信を行う。	環境政策課
		47	環境に配慮した行動を心がけている市民の割合（市民実感調査）		89.0%	89.8%	88.4%	増やす	令和5年1月に実施した川西市の環境に対するアンケート結果からも、市民の地球温暖化問題への関心度は9割程度と高い傾向にある。しかし実際に行動するにあたって、省エネ設備の導入費などの費用面において課題があるため、割合が減少したと考える。	費用面においては新たな財源の確保により補助金制度を実施するなど検討し、市民や事業者が自ら実践できること、参加できることは積極的に広報し、市民・事業者・市で一体となって環境に配慮した行動を進めていく。	環境政策課

第３節　川西市環境率先行動計画の実践

本市では、市が一事業者・一消費者としての立場から、環境負荷の低減に率先した取り組みを行うとともに、地球温暖化防止の対策として温室効果ガスの削減に向けた「川西市環境率先行動計画」を策定しています。この計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第20条の3に定める実行計画を包括したものとして、市のすべての事務・事業及び施設を対象としています。当初は、平成12年度から16年度までの第1次環境率先行動計画を策定していましたが、第2次計画、第3次計画、第4次計画を経て、現在は、令和2年度に策定、令和4年度に改訂した第5次環境率先行動計画の達成に向け取り組んでいます。

１．第５次環境率先行動計画

令和2年度を初年度とする第5次環境率先行動計画の概要は次のとおりです。

（１）計画期間

第5次計画は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までを計画期間とします。

（２）計画の目標

2024 年度（令和 6 年度）までに温室効果ガスの排出量を 2019 年度（令和元年度）比で 12.0%以上、コピー機での印刷枚数を 30%以上削減する。

2030 年度（令和 12 年度）までに温室効果ガスの排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で 50%以上削減する。（2023 年 2 月改訂）

【表 3-2　具体的数値目標】

	2013 年度（実績値）	2019 年度（実績値）	2024 年度（本計画目標値）	2030 年度（長期目標値）
温室効果ガス排出量（$t-CO_2$）	16,323	11,096	9,763	8,162
削減率（対 2013 年度）	―	32.0%	40.2%	50.0%
削減率（対 2019 年度）	―	―	12.0%	26.4%

	令和元年度（基準年度）	令和６年度（目標年度）	削減率	削減量
コピー機での印刷枚数（単位：枚）	4, 401, 141	3, 080, 798	30. 0%	1, 320, 343

（3）取り組み内容

①　設備・建築物の取り組み

建物新築や設備導入等の際は、エネルギー効率が高い機器をはじめ、人感照明センサーでエネルギーの使用を抑制するなど省エネルギーを徹底し、温室効果ガス排出抑制に配慮することとします。

(ア) LED 等省エネ設備の導入

白熱電球・放電蛍光灯からLED照明への転換を図り、照明の高効率化に努めます。まずは本庁舎から100％LED 照明化を行い、他施設にも展開を図ります。

(イ) 創エネ機器の導入

太陽光等の再生可能エネルギーは温室効果ガス削減のみならず、災害発生時の独立型電源システムとしてライフラインの確保にも寄与します。施設改修時には積極的な導入を図ります。

(ウ) 建築物の省エネを徹底

建築物で消費する1次エネルギーの収支をゼロとするネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）やエネルギー管理システム（BEMS）を導入するなど新築時は特に温室効果ガス排出抑制に配慮します。

(エ) 緑化の導入

屋上や壁面の緑化には直接日射による温度上昇の抑制や二酸化炭素吸収等の効果が期待されます。新築時や建物改修時は屋上、壁面、敷地内の緑化に努めます。

(オ) 設備等の保守・運用改善

施設毎に次の設備等のシステム更新や改修の現状、運転時間、使用状況等を把握し、削減可能なエネルギーについて検討します。

- 空調、換気設備
- ボイラー、給湯機
- 照明設備
- 電気製品、事務用機器

②　契約・備品の取り組み

環境配慮契約法に基づき、契約や物品購入の際にも環境負荷が少なくなるように配慮することとします。

(ア) 低排出係数の電気事業者との契約

電力購入の際は、排出係数の低い小売電気事業者を選択肢の1つとします。

（イ）低公害車の導入促進

ガソリン車の代わりに電気自動車を導入するとCO_2排出量を約半分に削減できます。（電気自動車の性能や使い方、電気のCO_2排出係数によって異なる。）
車両更新時に合わせて計画的に低公害車導入を目指します。

（ウ）グリーン購入の徹底

消耗品等購入の際も環境ラベルを確認することで環境負荷の少ない製品を積極的に選択します。

③ 日々の取り組み

職員研修を通じて市職員は次のことを心がけ、エネルギーや資源使用量の削減に努めます。

（ア）職員研修の実施

計画の推進にあたり、全職員が環境保全に関する意識の向上を図り、取り組みを実施していく必要があるため、統括推進委員をはじめ、職員に対する研修を実施します。

（イ）エネルギー使用量削減

次の事項によりエネルギー使用量の削減に努めます。

・不使用室の不要照明のこまめな消灯を行います。
・昼休み時の消灯を徹底します。
・庁舎内や会議室の空調にあたっては、設定温度（冷房28℃、暖房20℃）を徹底します。
・クールビズ・ウォームビズを実施します。
・空調使用時は送風機も併用します。
・ブラインドやカーテンを活用して空調負荷を低減します。
・パソコンディスプレイの明るさを業務に支障がない範囲で下げます。
・長時間離席する場合はパソコンの電源を切ります。
・ノー残業デーを遵守します。
・エレベーターの利用は出来るだけ避け、階段を利用します。
・停車中のアイドリング・ストップや、急停車・急発進をしない等エコドライブを遂行しエネルギーロスを削減します。

（ウ）資源等使用量削減

次の事項により用紙類の使用量の削減に努めます。

・電子決裁を行います。
・両面印刷、両面コピー、裏面コピー及び封筒の再利用などの徹底に努めます。
・ICTの推進により、会議用資料そのものを削減します。
・パンフレットなどの印刷物を作成する際は、最低限の部数の印刷に努めます。

次の事項により、水の使用量の削減に努めます。

・水の出しっぱなしをやめ、確実に止水します。
・トイレで無駄な水を流しません。
・可能な場合は蛇口に節水コマを取り付けます。

その他省資源の推進、環境配慮型行動の徹底

・物品の管理を徹底し、無駄な購入をなくすよう努めます。
・OA機器のトナーカートリッジで不要となったものについては、製造業者回収してもらうなどリサイクルに努めます。
・物品の長期使用を図り、使い捨ての製品の購入・使用を抑制し、廃棄物量削減に努めます。
・特定フロンや代替フロンを使用した設備機器の廃棄については、取引処分計画の提出を求め、的確な処分指導を行います。

（４）計画の推進・点検体制

計画の推進・点検体制は『川西市環境率先行動計画推進本部設置要綱』に基づき実施します。同要綱により、課等に配置する推進員は各職場における環境負荷の項目にかかる計画の推進にあたるとともに、計画の進行管理に必要な項目について年間の実績値を把握します。把握された実績値については、推進員が属する部局等の統括推進委員へ報告し、その内容等については統括推進委員会にて点検を行います。また、施設ごとに選任する施設エネルギー管理者において、設備の日常的管理を行い、エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努めます。そして、その実効性を高めるため計画の推進体制には、計画(PLAN)、実施(DO)、点検(CHECK)、見直し(ACTION)のPDCAサイクルを基本とする環境マネジメントシステムの考えを取り入れることとします

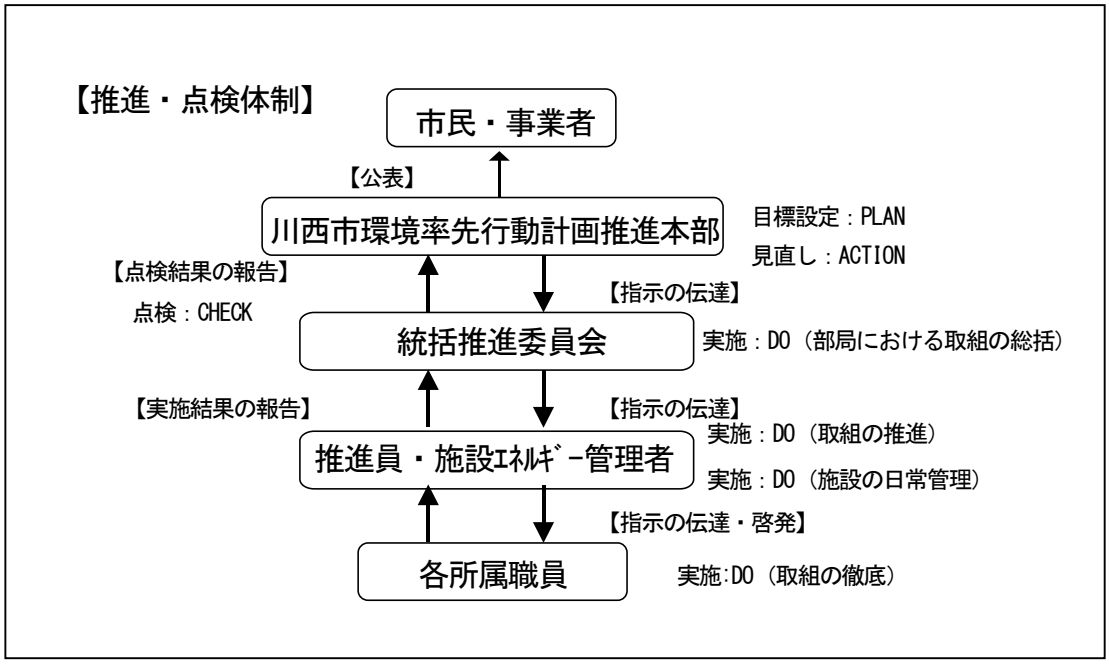

【図 3-2　推進・点検体制】

２．令和４年度の実績報告

第5次環境率先行動計画の令和2年度以降の実績推移は次のとおりです。

【表 3-3　実績値】

	基準年度 （令和元年度）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	目標達成年度 （令和６年度）
温室効果ガス総排出量 （t-CO2）	11,096	10,931	12,657	12,058	9,763
対基準年度比(%)		98.5%	114.1%	108.7%	88.0%

	基準年度 （令和元年度）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	目標達成年度 （令和６年度）
コピー機での印刷枚数 （枚）	4,401,141	3,691,209	3,387,375	2,734,449	3,080,798
対基準年度比(%)		83.9%	77.0%	62.1%	70.0%

【表 3-4　エネルギー起源別の温室効果ガス排出量内訳】　（単位　t-CO2）

	基準年度 （令和元年度）	令和２年度	令和３年度	令和４年度
電　　気	6,863	6,555	8,276	7,410
都市ガス	3,225	3,421	3,386	3,669
その他燃料	1,008	955	996	978
計	11,096	10,931	12,657	12,058
基準年度比		△1.5%	14.1%	8.7%

第４節　その他の環境啓発

１．環境月間

毎年6月は環境月間です。令和４年度においては、市役所1階の市民ギャラリー、キセラ川西プラザフリースペースで、環境啓発パネルを展示しました。

２．大気汚染防止推進月間

12月は自動車交通量の増加等により、大気汚染物質の濃度が高くなる傾向にあります。環境省では、この月を大気汚染防止推進月間として、きれいな空を守ることの大切さを呼び掛けています。

３．地球温暖化防止月間

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の抜本的な解決のためには、ライフスタイルを環境にやさしいものへと変えていくことが不可欠です。

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、環境省では毎年１２月を「地球温暖化防止月間」として、普及啓発を行っています。本市においても今後は「環境率先行動計画」に基づき、地球温暖化の対策を積極的に推進していきます。

４．ノーマイカーデー及びアイドリングストップ運動の実施

本市では、平成4年度より阪神地域7市で共同して毎月20日をノーマイカーデーとして、HPで広く市民事業者に呼びかけています。今後は次世代自動車の普及やエコドライブの推進を進められるよう啓発方法を検討していきます。

５．路上喫煙・ポイ捨て防止啓発事業

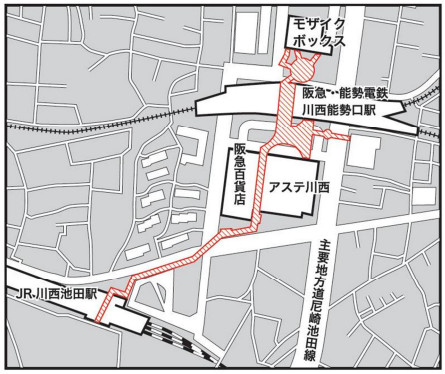

路上喫煙・ポイ捨てによる身体等の安全確保、環境美化の推進及び健康被害の防止を図るため、「川西市路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱」を平成20年10月１日から施行しました。同時に、「阪急・能勢電鉄川西能勢口駅北広場からJR川西池田駅までの間（2階部分）」を路上喫煙・ポイ捨て防止モデル区域に指定し、同区域や能勢電鉄各駅で啓発等の施策を実施しています。

６．光化学スモッグ警戒啓発

初夏から秋にかけて、日射が強く、気温が高く、風が弱いなどの気象条件が重なった場合には、光化学反応によって生成された汚染物質（オキシダント）が、大気中で拡散されずに滞留します。オキシダント濃度が一定の数値を上回ると「光化学スモッグ」注意報や警報が発令されます。
発令されると屋外活動の自粛の呼びかけ等の対応が必要となります。

そのため、兵庫県全体で4月20日から10月19日（年によって前後）までを光化学スモッグ特別監視期間と位置づけ、兵庫県から注意報や警報が発令されたときは、本市でも市内の学校などに連絡し、被害の未然防止に努めています。

第４章　ごみの減量化・リサイクル

ごみの発生を抑えるためには、一人ひとりが「ごみにしない・ごみを出さない」という意識を持ち、使用済みの物もごみにしないように可能な限り「再使用・再利用」することが大切です。それでも廃棄しなければならないごみは、できる限り「分別」し、「リサイクル」できるようにして廃棄することが、ごみの減量化につながります。ごみ問題は、市民一人ひとりの取組の積み重ねが、環境保全活動への大きな原動力となります。本市では、このような市民の取組が効率的に環境保全活動に結び付くように、様々な施策を講じています。

１.再生資源集団回収に関する制度

（１）再生資源集団回収奨励金制度

再生資源集団回収奨励金制度は平成4年7月に開始しました。この制度では、ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚並びにコミュニティ活動の振興を図ることを目的に、再生資源集団回収を実施する地域団体に対して3円／kgを交付しています。

【表 4-1　再生資源集団回収奨励金制度の実績】　（単位：t）

年度	新聞	雑誌	段ボール	古布	アルミ缶	牛乳パック	その他	計
30	2,981	1,147	947	282	87	2	1	5,447
元	2,697	1,099	866	304	84	2	0	5,052
2	2,242	1,083	923	277	79	2	0	4,606
3	2,099	976	917	299	78	2	0	4,371
4	1,896	936	881	272	83	2	0	4,070

（２）古紙リサイクル事業

古紙リサイクル事業は平成14年9月に開始しました。この制度は、紙ごみの資源物としての有効利用等を図ることを目的に、古紙類（新聞・雑誌・段ボール）の集団回収を実施する地域団体に対して、回収量5kgにつき廃棄文書等から製造されたトイレットペーパー1個の割合で交付しています。

【表 4-2　古紙リサイクル事業にかかる集団回収の実績】　（単位:t）

年度	新聞	雑誌	段ボール	計
30	10	3	1	14
元	9	1	1	11
2	7	3	1	11
3	2	0.7	0.6	3.3
4	9.6	2.6	0.8	13

２.剪定枝粉砕機貸出事業

剪定枝粉砕機貸出事業は平成20年7月に開始しました。この制度は、剪定枝粉砕機を市民などに貸し出すことにより、家庭から発生する剪定枝の有効利用を促進し、ごみの減量化と資源化を図ります。貸出期間は原則として4日以内です。

【表 4-3　剪定枝粉砕機貸出事業の実績】

年　度	30	元	2	3	4
粉砕量(t)	4.6	2.9	4.0	3.9	3.3
件数(件)	76	68	78	73	66

３.まちづくり出前講座

「子ども向けごみ学習会」「ごみ減量出前講座（おとな向け)」

ごみの減量方法や、ごみの分け方･出し方、リサイクルなどについて、参加型の出前講座を実施しています。

【表 4-4　「ごみ減量出前講座（おとな向け)」、「子ども向けごみ学習会」実施状況】

・ごみ減量出前講座実施状況　（単位：回、人）

	H30	R元	R2	R3	R4
開催回数	6	7	1	0	4
参加者数	166	182	17	0	61

・子ども向けごみ学習会実施状況　（単位：回、人）

	H30	R元	R2	R3	R4
開催回数	21	28	6	2	6
参加者数	1,546	2,035	389	182	448
おとな	388	505	17	27	60
子ども	1,158	1,530	372	155	388

４．啓発展

本庁舎市民ギャラリーでごみ減量の啓発パネル展を実施しています。

５．川西市の一般廃棄物

本市の一般廃棄物の収集状況は表４－６のとおりです。

【表 4-5　年度別ごみ収集状況一覧表】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
各年度 3 月末人口（人）①	157,778 人	157,080 人	156,016 人	155,517 人	154,565 人
燃やすごみ（直営）	12,625 t	12,782 t	11,149 t	13,839.5t	7,947.8t
燃やすごみ（委託）	10,925 t	11,090 t	12,722 t	12,612.2t	14,798.0t
燃やさないごみ	716 t	710 t	784 t	728.9t	593.0t
大型ごみ	746 t	875 t	863 t	923.4t	773.1t
プラスチック製容器包装	1,499 t	1,408 t	1,504 t	1,500.5t	1,317.0t
缶類	220 t	224 t	249 t	236.5t	211.6t
ペットボトル	237 t	268 t	272 t	273.4t	397.0t
ビン類	946 t	908 t	930 t	907.8t	820.9t
紙・布	2,044 t	2，038 t	2，055 t	2,094.3t	2152.5t
有害ごみ（蛍光灯）	11 t	10 t	11 t	9.2t	8.9t
有害ごみ（乾電池）	22 t	21 t	24 t	22.7t	25.2t
直接搬入（資源物）	1,017 t	1,261 t	1,145 t	1,208.7t	1,197.7t
直接搬入（燃やすごみ）	12,616 t	12,687 t	11,726 t	12134.8t	12,062.2t
合　計　②	43,624 t	44,282 t	43,434 t	43650.9t	42,304.9t
１人/日の排出量 ③（②/①/365 日）	758ｇ	770g	763g	739ｇ	749.9ｇ
再生資源集団回収量　④	5,461 t	5,064 t	4,617 t	4,375t	4,082.7t
１人/日の排出量　⑤（④/①/365 日）	95ｇ	88g	81g	77ｇ	72.4ｇ
総排出量　⑥　（②＋④）	49,085 t	49,346 t	48,051 t	48,026t	46,387.7t
１人/日の排出量　⑦（⑥/①/365 日）	852ｇ	858g	844g	846ｇ	822.2ｇ
リサイクル量　⑧	13,894 t	13,363 t	13,119 t	12,749t	12,072.4t
リサイクル率　⑨（⑧/⑥）	28.3%	27.1%	27.3%	26.5%	26.0%

第５章　大気汚染

大気汚染とは、いろいろな物質によって大気が汚染され、人の健康や生活環境に悪影響をもたらす状態をいいます。この大気汚染の原因には、砂じんや火山活動などの自然現象によるものも含まれますが、今日ではそのほとんどが、事業活動や自動車の排出ガスなど、人為的に発生したものです。

汚染物質としては、工場・事業場などの固定発生源からばい煙、粉じん等として排出される硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）、ダイオキシン類やトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの有機塩素系化合物、自動車等の移動発生源からの排出ガスに含まれる一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）、窒素酸化物、ベンゼン等があり、また窒素酸化物と炭化水素等の物質が太陽光線中の紫外線により、光化学反応を起こし二次的に生成される光化学オキシダント（OX）等もあります。

近年大都市地域において窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染の原因は、自動車排出ガスの割合が大きなものとなっています。自動車排ガスの対策には、自動車NOx・PM 法による規制や、関係機関が協力して、道路構造対策、都市交通体系の再編成、ロードプライシングによる交通量の抑制、道路沿線の土地利用を適正化するなどの総合対策が進められています。

また、廃棄物の焼却等に伴い発生する有害物質（ダイオキシン類）の排出、飛散が大きな問題となり、大気汚染防止法の改正やダイオキシン類対策措置法が施行され、排出抑制対策が進められています。

さらに、人間活動の拡大に伴い、大気汚染が地球規模の問題としてクローズアップされ、二酸化炭素などが増えて起こる「地球温暖化」、さらにはフロンガスによって成層圏のオゾン層が薄くなり有害な紫外線が地表に多く届く「オゾン層の破壊」、汚れた大気が雨の中に溶け込み酸性の雨が降ってくる「酸性雨」などがあげられています。

近年法令による工場・事業場や移動発生源などから排出されるガスの濃度や総量の規制等の対策の効果により汚染状況の改善がされてきていますが、中国大陸から光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2．5）などの汚染物質の移流等、国際的な取り組みが必要な事象も発生しています。

第１節　大気の汚染に係る環境基準等

１．環境基準

環境基準は、環境基本法（平成5年11月法律第91号）第16条に規定され、行政上の目標基準になるという性格を有し、政府が定めるものとされています。

現在、各種の大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質並びにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類に環境基準が設定されています。

【表 5-1 大気の汚染に係る環境基準】

物　　質	環　境　上　の　条　件
二酸化硫黄（SO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。
二酸化窒素（NO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（OX）	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

【備考】

1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2　浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。

3　二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあたっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

4　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

5　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

【表 5-2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準】

物　　質	環　境　上　の　条　件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m^3 以下であること。

【備考】

1　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

２．環境基準による大気汚染の評価

１）二酸化硫黄（ＳＯ2）、一酸化炭素（ＣＯ）、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

①短期的評価：連続して、または随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。なお、1日の平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、対象としない。

②長期的評価：年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

２）二酸化窒素（ＮＯ2）

年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。ただし、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いないものとし、年間における測定時間が、6,000時間に満たない測定局については評価の対象としない。

３）光化学オキシダント（ＯＸ）

1時間値について評価を行う。

４）ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類及びジクロロメタン

1 年平均値について評価を行う。

５）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

①短期的評価：測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して、これを短期基準（日平均値）と比較し、評価する。

②長期的評価：測定結果の年平均値を長期基準（年平均値）と比較し、評価する。

第２節　大気汚染状況測定地点

１．測定地点

本市における大気汚染の状況を把握するため、図５－１に示す地点で兵庫県が常時観測局を設置し、測定を行っています。（平成26年度から移動観測車による測定は廃止となりました。）

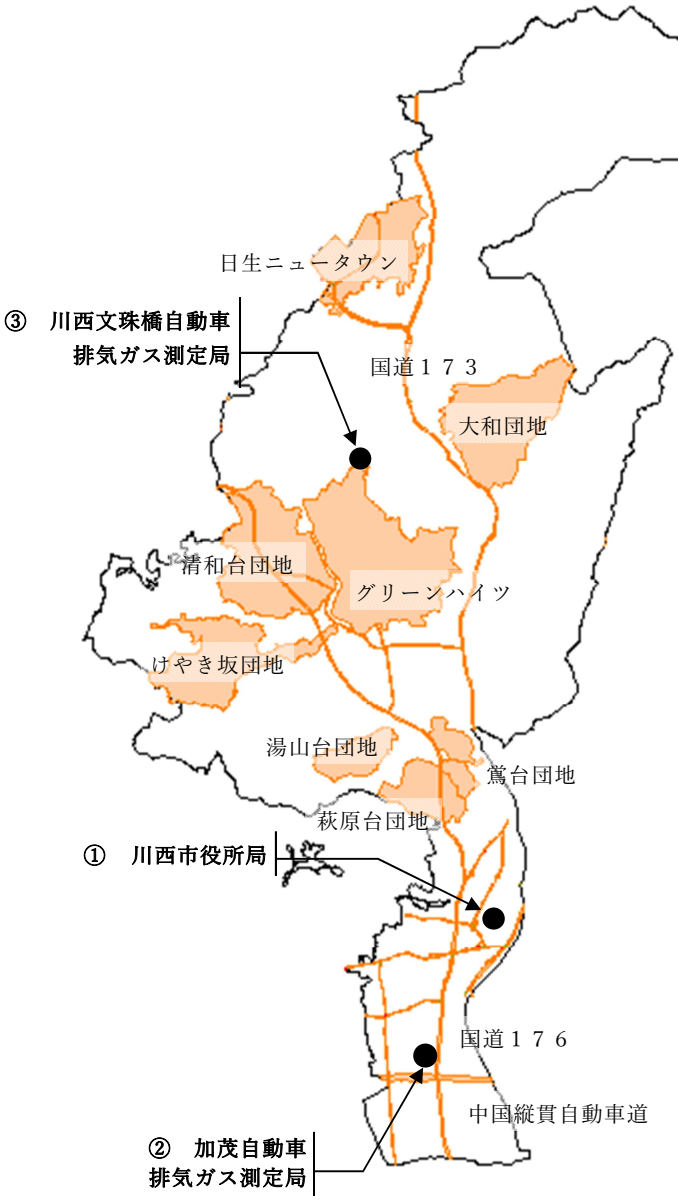

		常時観測地点		
	番号	①	②	③
種別	一般環境大気	●		
	自動車排出ガス		●	●
測定項目	二酸化硫黄	●		
	一酸化炭素		●	
	浮遊粒子状物質	●	●	●
	一酸化窒素	●	●	●
	二酸化窒素	●	●	●
	光化学オキシダント	●		
	微小粒子状物質	●	●	
	風向	●	●	●
	風速	●	●	●

【図 5-1　大気測定地点図】

第３節　大気汚染の現況

１．　一般環境大気の常時測定

兵庫県は、一般環境大気の常時観測を行うため、川西市役所（7階建て）の7階に測定局（局名：川西市役所）を設置しています。昭和49（1974）年4月から測定を開始し、現在、二酸化硫黄（SO_2）、窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（OX）、微小粒子状物質（PM2．5）及び風向風速の常時測定を行っています。

また、測定データの速報値及び確定値は、兵庫県のホームページ「ひょうごの大気環境」で閲覧可能です。

１）二酸化硫黄（ＳＯ２）

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下

令和4年度の川西市役所局における二酸化硫黄の日平均値の年間2%除外値は0.001ppmであり、環境基準に適合しています。

【表 5-3　令和４年度二酸化硫黄の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,646
年平均値	ppm	0.000
1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0
1時間値の最高値	ppm	0.006
日平均値の最高値	ppm	0.003
日平均値の2%除外値	ppm	0.001
日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○

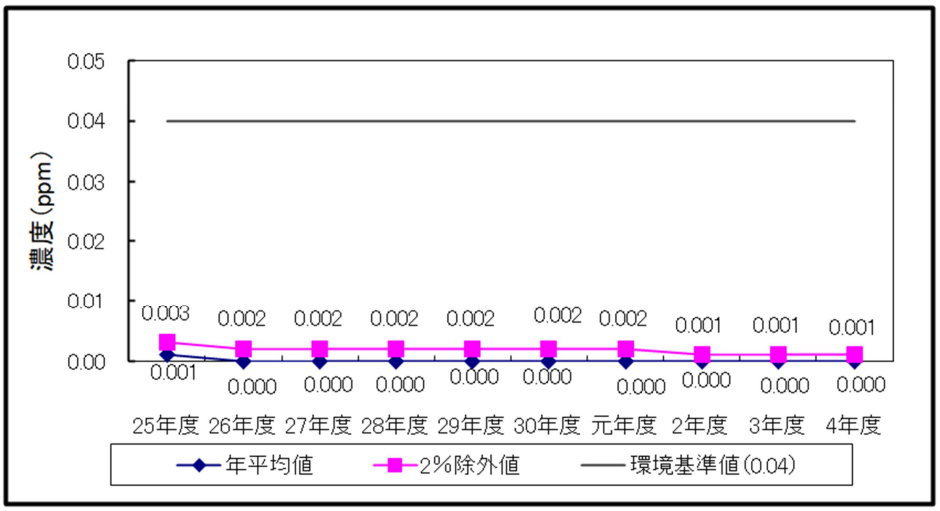

【図 5-2　川西市役所局二酸化硫黄濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の年間2%除外値）】

２）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m3 以下

令和4年度の川西市役所局の浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は、0.028 mg/m^3、1時間値はすべて 0.20 mg/m^{3}未満であったため、長期的評価、短期評価とも環境基準に適合しています。

【表 5-4　令和４年度浮遊粒子状物質の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,712
年平均値	mg／m^3	0.013
1 時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	mg／m^3	0.103
日平均値の最高値	mg／m^3	0.047
日平均値の 2%除外値	mg／m^3	0.028
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○

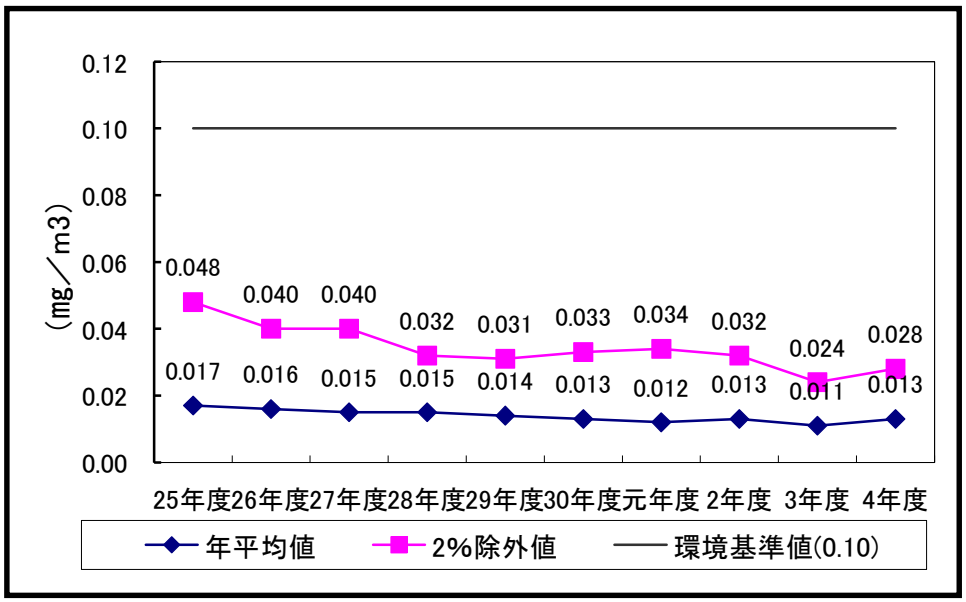

【図 5-3　川西市役所局浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

３）二酸化窒素（ＮＯ２）

【環境基準】１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下

令和４年度の川西市役所局における二酸化窒素の日平均値の年間 98％値は 0.020ppm であり、環境基準に適合しています。

【表 5-5　令和４年度二酸化窒素の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	353
測定時間	時間	8,443
年平均値	ppm	0.008
１時間値の最高値	ppm	0.056
日平均値の最高値	ppm	0.029
１時間値が 0.2ppm を超えた時間数	時間	0
１時間値が 0.1ppm 以上、0.2ppm 以下の時間数	時間	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日	0
日平均値の年間 98%値	ppm	0.020
環境基準の適合状況	適○・否×	○

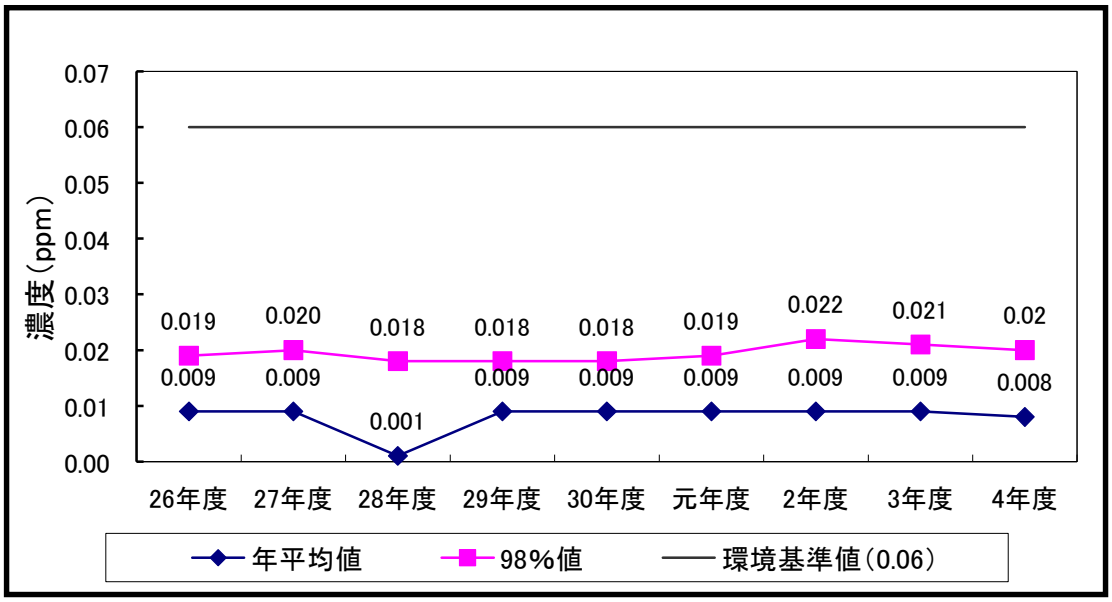

【図 5-4　川西市役所局二酸化窒素濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の年間 98%値）】

４）光化学オキシダント（ＯＸ）

【環境基準】１時間値が 0.06ppm 以下であること

令和4年度の川西市役所局の光化学オキシダントは、昼間の1時間値の年平均値は、0.032ppm でした。また、昼間の1時間値が環境基準の 0.06ppm を超えた日があったことから、環境基準に不適合となっています。

なお、本市で光化学スモッグの予報、注意報の発令はありませんでした。

【表 5-6　令和４年度光化学オキシダントの測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
昼間測定日数	日	365
昼間測定時間	時間	5,435
昼間の１時間値が 0.06ppm を超えた時間数及び日数	時間	257
	日	54
昼間の１時間値が 0.12ppm を超えた時間数及び日数	時間	0
	日	0
昼間の１時間値の最高値	ppm	0.101
昼間の日最高１時間値の平均値	ppm	0.045
昼間の１時間値の平均値	ppm	0.032
環境基準の適合状況	適○・否×	×

年　度	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	合　計
予　報	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
注意報	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
警　報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【表 5-7　過去 10 年間の光化学スモッグ広報等発令状況】

※発令基準　予報:オキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達する恐れがある場合
注意報:オキシダント濃度の１時間値が、0.12ppm 以上になり、その濃度が継続する場合
警報:オキシダント濃度の１時間値が、0.24ppm 以上になり、その濃度が継続する場合

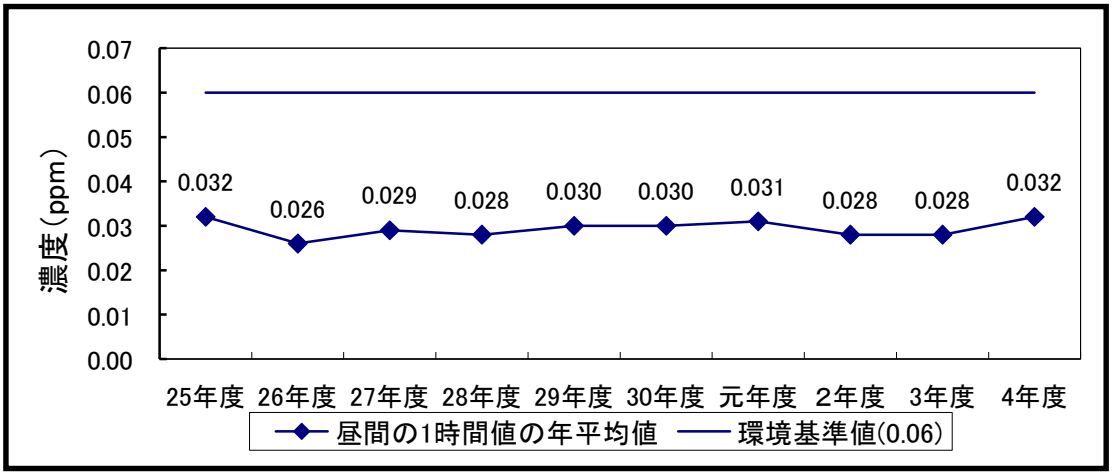

【図 5-5　川西市役所局光化学オキシダント濃度の経年変化（年平均値）】

５）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

【環境基準】１年平均値が 15μg/m³ 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m³ 以下

平成25年11月から川西市役所局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を行っています。令和4年度の微小粒子状物質の年平均値は、5.4μg/m³、日平均値の年間98%値は、14.9μg/m³で、短期的評価、長期的評価ともに環境基準に適合しています。

【表 5-8　令和４年度微小粒子状物質の測定結果（川西市役所局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	364
年平均値	μg/m³	5.4
日平均値が 35μg/m³ を超えた日数	日	0
日平均値が 35μg/m³ を超えた日数の有効測定日数に対する割合	%	0
日平均値の年間 98%値	μg/m³	14.9
環境基準の適合状況	適○・否×	○

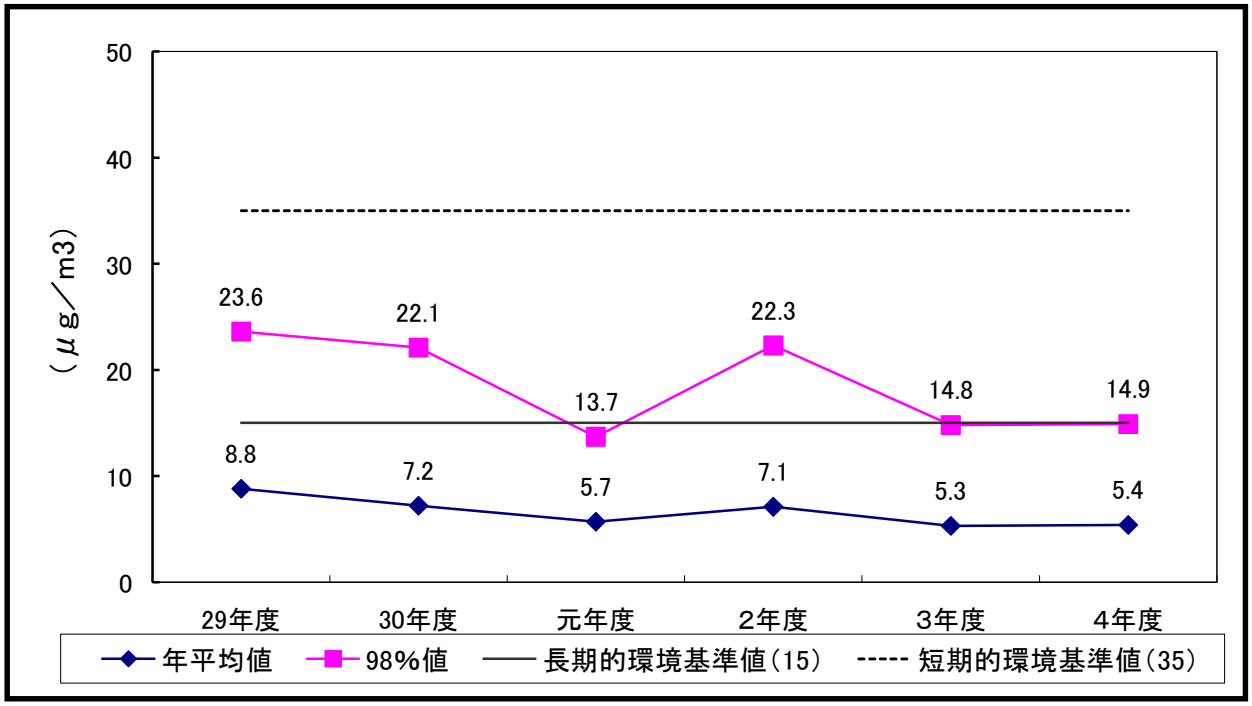

【図 5-6 川西市役所局微小粒子状物質濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

６）風向、風速

大気汚染と密接な関係にある気象条件のうち、風向、風速が、大きく影響を及ぼしています。

令和4年度の川西市役所局の風向別の頻度では、年間を通じて北北西（NNW）の風が最も多くなっています。

また、一般環境大気の風速については、年間を通じて 2.1～3.0m/sec の出現回数が最も多く、平均風速では、2.9m/sec となっています。

【表 5-9　令和４年度年間風向頻度表（川西市役所局）】

風向	出現回数	頻度（%）
N　（北）	1,728	(19.8)
NNE（北北東）	816	(9.3)
NE　（北東）	243	(2.8)
ENE（東北東）	152	(1.8)
E　（東）	335	(3.8)
ESE（東南東）	313	(3.6)
SE　（南東）	255	(2.9)
SSE（南南東）	324	(3.7)
S　（南）	633	(7.2)
SSW（南南西）	449	(5.1)
SW　（南西）	252	(2.9)
WSW（西南西）	125	(1.4)
W　（西）	107	(1.2)
WNW（西北西）	184	(2.1)
NW　（北西）	525	(6.0)
NNW（北北西）	2,198	(25.1)
カーム	113	(1.3)

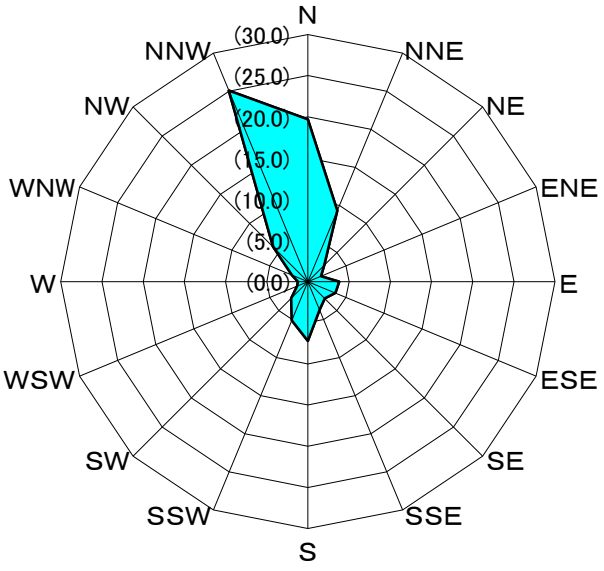

【図 5－7　令和４年度年間風配図（川西市役所局）】

【表 5-10　令和４年度年間風速頻度表（川西市役所局）】

風速（m/sec）	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	113	745	2,062	2,563	1,656	782	399	211	221
出現率（%）	1.3	8.5	23.6	29.3	18.9	8.9	4.6	2.4	2.5

有効測定日数（日）	365
総測定時間（h）	8,752
平均風速（m/sec）	2.9

２．　自動車排出ガス常時測定

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）の第2条第14項に、「自動車排気ガスとは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものをいう。」とされています。

また、この政令で定める物質とは、大気汚染防止法施行令第4条に「一酸化炭素」「炭化水素」「鉛化合物」「窒素酸化物」「粒子状物質」と定められています。

自動車排出ガスについては、道路交通の整備に伴う自動車交通量の増大により、大気の汚染を深刻化させてきましたが、一酸化炭素と鉛化合物については対策が進み、これによる大気環境は改善されてきています。

また、平成23年には、環境省より「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量削減に関する基本方針」が出され、平成27年度までに窒素酸化物と粒子状物質に係る大気環境基準を達成に向けて、最善を尽くすよう示されています。

市内では、兵庫県が、平成8（1996）年4月から中国縦貫自動車道、国道176号（バイパス）及び県道尼崎池田線が交差する地点（加茂5丁目）の沿道に、観測局（局名：川西市加茂自動車排気ガス測定局）を設置しており、現在、一酸化炭素（CO）、窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）、風向・風速の常時測定を行っています。

また、新名神高速道路の開通にともない（清流台14番2）に、観測局（局名：川西市文珠橋自動車排気ガス測定局）を設置しており、現在、窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）、風向・風速の常時測定を行っています。

なお、測定データの速報値及び確定値は、兵庫県のホームページ「ひょうごの大気環境」で閲覧可能です。

【図 5-8 川西市加茂自動車排気ガス測定局】

【図 5-9 川西市文珠橋自動車排気ガス測定局】

１）一酸化炭素（ＣＯ）

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下

令和4年度加茂自動車排気ガス測定局の一酸化炭素の日平均値の2%除外値は、0.5ppm で環境基準に適合しています。

【表 5-11　令和４年度一酸化炭素の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	355
測定時間	時間	8,469
年平均値	ppm	0.3
8 時間値が 20ppm を超えた回数	回	0
日平均値が 10ppm を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	ppm	1.2
日平均値の最高値	ppm	0.6
1 時間値が 30ppm 以上になったことがある日数	日	0
日平均値の 2%除外値	ppm	0.5
日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○

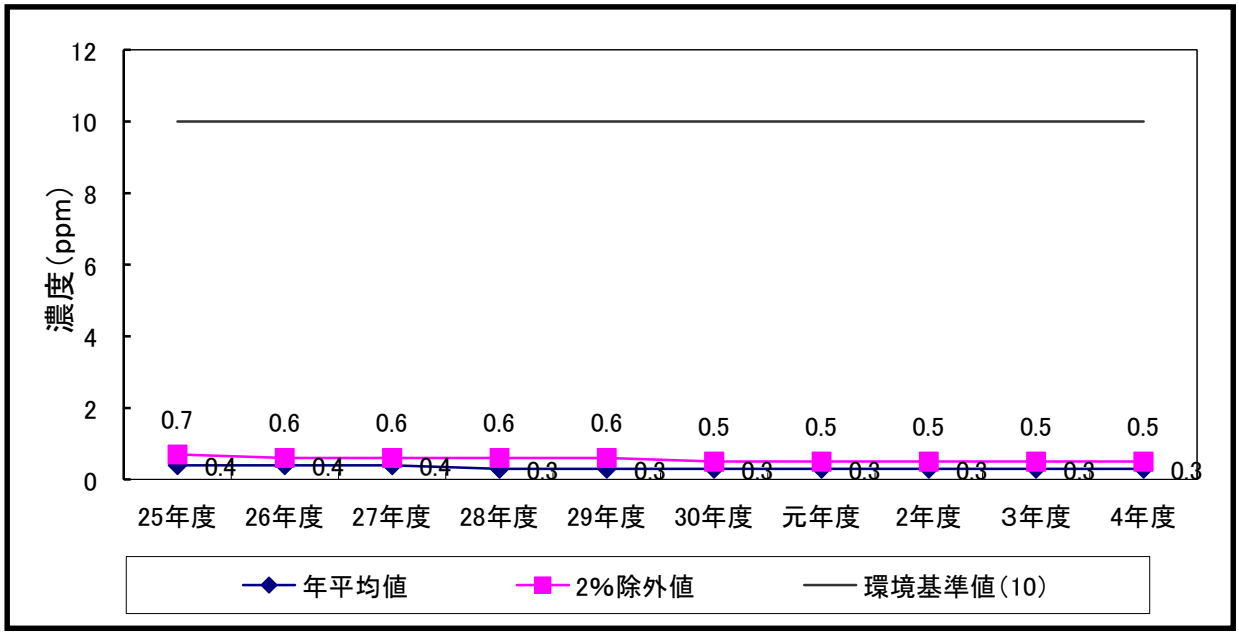

【図 5-10　加茂自動車排気ガス測定局一酸化炭素濃度の経年変化
（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

２）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下

令和4年度加茂自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質の長期的評価は、0.027 mg/m^3、短期的評価は、時間値がすべて 0.20 mg/m^3 未満であったため、環境基準に適合しています。

また、4度川西文珠橋自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質の長期的評価は、0.026 mg/m^3、短期的評価は、時間値がすべて 0.20 mg/m^3 未満であったため、環境基準に適合しています。

【表 5-12　令和４年度浮遊粒子状物質の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局)】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,719
年平均値	mg/m^3	0.014
1 時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	mg/m^3	0.074
日平均値の最高値	mg/m^3	0.054
日平均値の 2%除外値	mg/m^3	0.027
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
環境基準の適合状況	適○・否×	○

【表 5-13　令和４年度浮遊粒子状物質の測定結果（川西文珠橋自動車排気ガス測定局)】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,703
年平均値	mg/m^3	0.010
1 時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	mg/m^3	0.099
日平均値の最高値	mg/m^3	0.032
日平均値の 2%除外値	mg/m^3	0.026
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
環境基準の適合状況	適○・否×	○

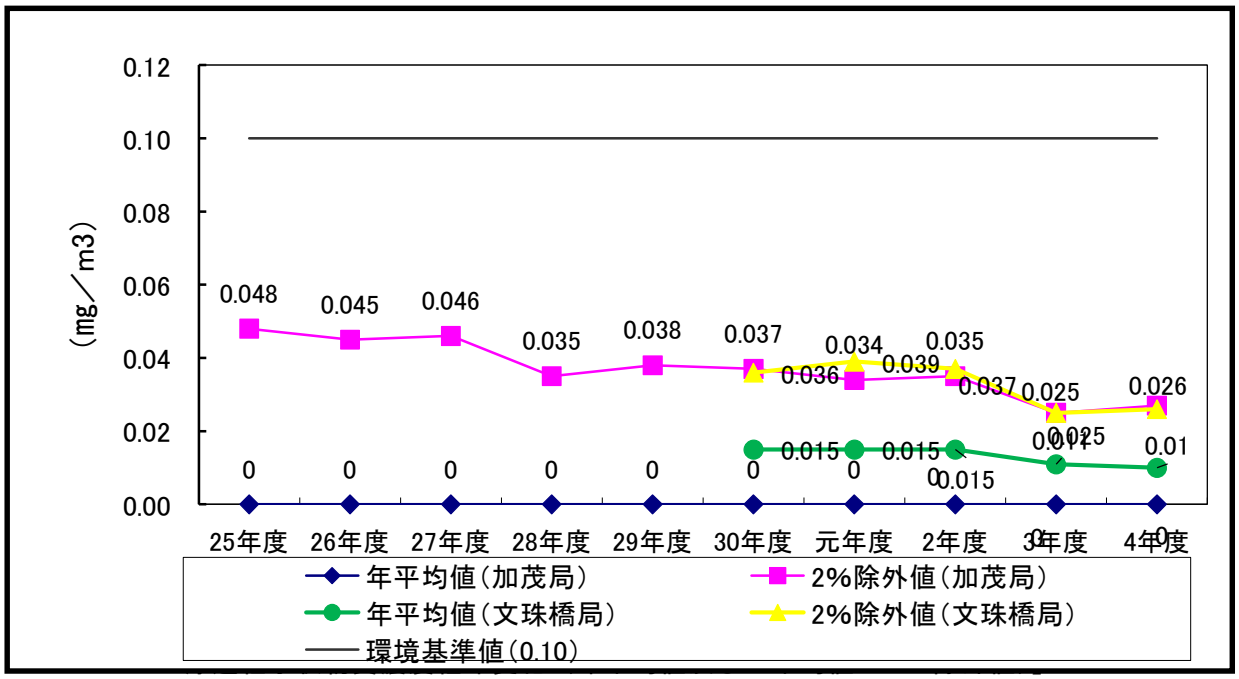
0.12
0.10
0.08
0.06
0.04
0.02
0.00
(mg／m3)
0.048
0.045
0.046
0.035
0.038
0.037
0.034
0.035
0.036
0.039
0.037
0.025
0.026
0.025
0.017
0.01
0.015
0.015
0.015
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
25年度
26年度
27年度
28年度
29年度
30年度
元年度
2年度
3年度
4年度
年平均値(加茂局)
2%除外値(加茂局)
年平均値(文珠橋局)
2%除外値(文珠橋局)
環境基準値(0.10)

３）二酸化窒素（ＮＯ２）

【環境基準】１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下

令和4年度加茂自動車排気ガス測定局の二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が、0.025ppm であることから、環境基準に適合しています。

また、令和4年度川西文珠橋自動車排気ガス測定局も二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が、0.016ppm であることから、環境基準に適合しています。

【表 5-14　令和４年度二酸化窒素の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	355
測定時間	時間	8,454
年平均値	ppm	0.011
1 時間値の最高値	ppm	0.058
日平均値の最高値	ppm	0.029
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数	時間	0
1 時間値が 0.1ppm 以上、0.2ppm 以下の時間数	時間	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日	0
日平均値の年間 98%値	ppm	0.025
環境基準の適合状況	適○・否×	○

【表 5-15　令和４年度二酸化窒素の測定結果（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,653
年平均値	ppm	0.007
1 時間値の最高値	ppm	0.040
日平均値の最高値	ppm	0.022
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数	時間	0
1 時間値が 0.1ppm 以上、0.2ppm 以下の時間数	時間	0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日	0
日平均値の年間 98%値	ppm	0.016
環境基準の適合状況	適○・否×	○

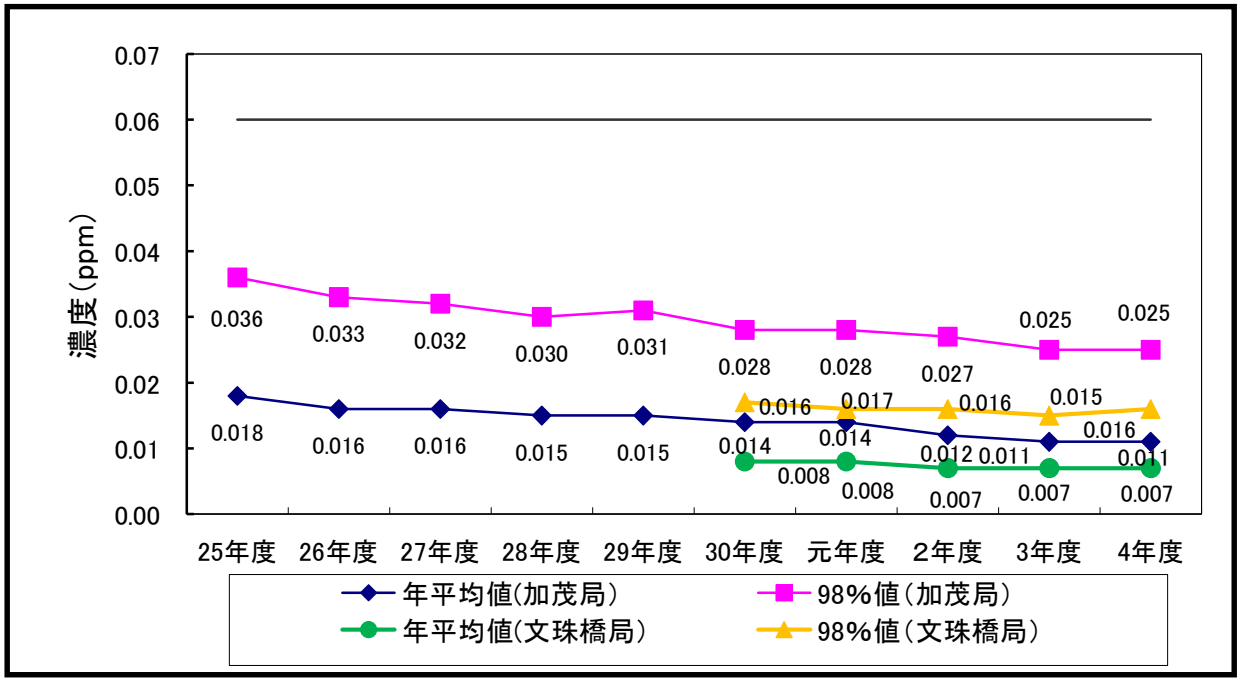

【図 5-12　加茂自動車排気ガス測定局と川西文珠橋自動車排気ガス測定局の
二酸化窒素濃度経年変化（年平均値及び日平均値の年間 98%値）】

４）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

【環境基準：１年平均値が 15μg/m3 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m3 以下】

平成23年度から加茂自動車排気ガス測定局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を行っています。

令和4年度の微小粒子状物質の年平均値は、8.7μg/m^3、日平均値の年間98%値が18.8μg/m^{3}で短期的評価、長期的評価ともに環境基準に適合しています。

【表 5-16　令和４年度微小粒子状物質の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項　　目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	364
年平均値	μg/m^3	8.7
日平均値が 35μg/m^3 を超えた日数	日	0
日平均値が 35μg/m^3 を超えた日数の有効測定日数に対する割合	%	0
日平均値の年間 98%値	μg/m^3	18.8
環境基準の適合状況	適○・否×	○

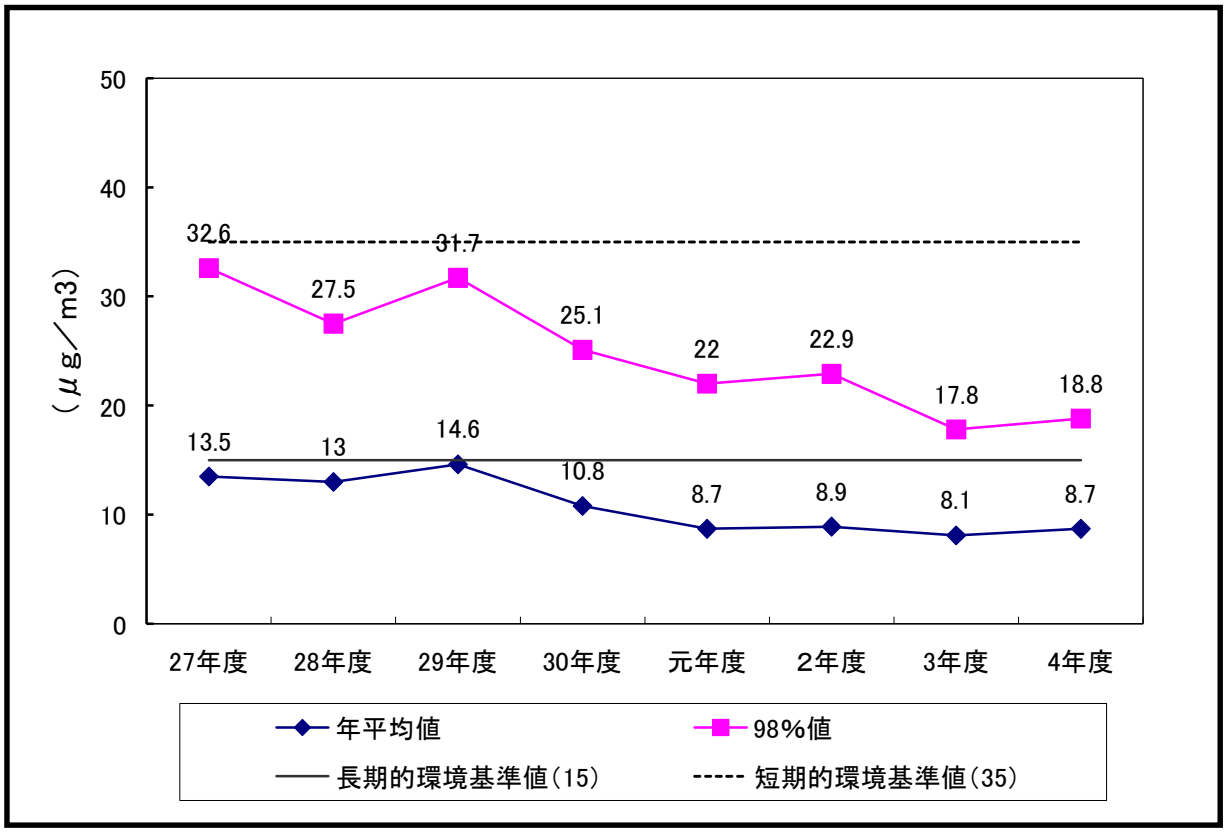

【図 5-13 加茂自動車排気ガス測定局微小粒子状物質濃度の経年変化
（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

５）　風向・風速

川西市加茂自動車排気ガス測定局での風向別の頻度は、年間を通じて北北西（NNW）の風が最も多くなっています。また風速については、年間を通じて0．4～1．0m/sec の出現回数が最も多く、平均風速では1．2m/sec となっています。

【表 5-17　令和４年度年間風向頻度表（加茂自動車排気ガス測定局）】

風向	出現回数	頻度（%）
N　（北）	708	(8.1)
NNE（北北東）	415	(4.7)
NE　（北東）	318	(3.6)
ENE（東北東）	406	(4.6)
E　（東）	333	(3.8)
ESE（東南東）	356	(4.1)
SE　（南東）	293	(3.4)
SSE（南南東）	236	(2.7)
S　（南）	328	(3.8)
SSW（南南西）	269	(3.1)
SW　（南西）	353	(4.0)
WSW（西南西）	322	(3.7)
W　（西）	204	(2.3)
WNW（西北西）	456	(5.2)
NW　（北西）	1,558	(17.8)
NNW（北北西）	1,738	(19.8)
カーム	465	(5.3)

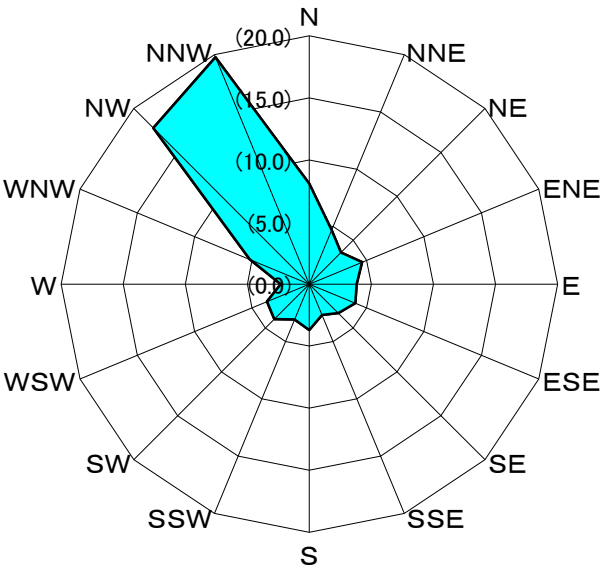

【図 5-14　令和４年度年間風配図
（加茂自動車排気ガス測定局）】

【表 5-18　令和４年度年間風速頻度表（加茂自動車排気ガス測定局）】

風速（m/sec）	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	465	4,244	2,741	906	300	71	21	9	1
出現率（%）	6.8	49.5	28.9	11.1	3.1	0.5	0.1	0.0	0.0

有効測定日数（日）	365
総測定時間（h）	8,758
平均風速（m/sec）	1.2

川西文珠橋自動車排気ガス測定局での風向別の頻度は、年間を通じてカームの風が最も多くなっています。また風速については、年間を通じて0．4～1．0m/sec の出現回数が最も多く、平均風速では0．8m/sec となっています。

【表 5-19　令和４年度年間風向頻度表（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

風向	出現回数	頻度(%)
N　（北）	415	(6.3)
NNE（北北東）	185	(2.8)
NE　（北東）	89	(1.4)
ENE（東北東）	101	(1.5)
E　（東）	251	(3.8)
ESE（東南東）	251	(3.8)
SE　（南東）	161	(2.4)
SSE（南南東）	111	(1.7)
S　（南）	128	(2.0)
SSW（南南西）	186	(2.8)
SW　（南西）	371	(5.6)
WSW（西南西）	580	(8.8)
W　（西）	684	(10.4)
WNW（西北西）	358	(5.4)
NW　（北西）	308	(4.7)
NNW（北北西）	356	(5.4)
カーム	2,061	(31.2)

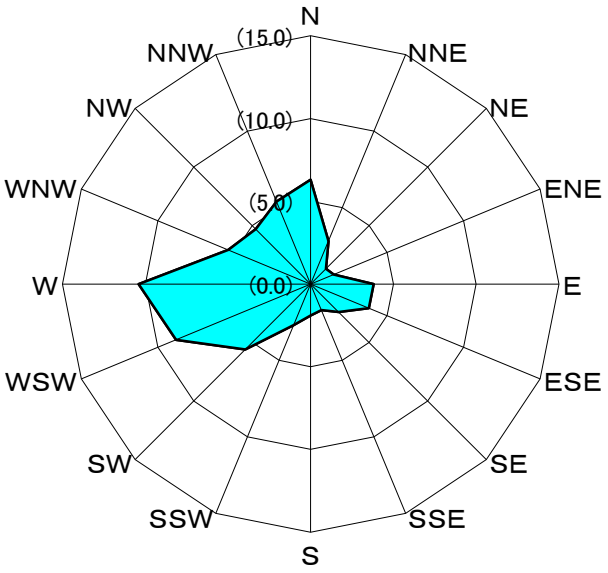

【図 5-15　令和４年度年間風配図
（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

【表 5-20　令和４年度年間風速頻度表（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

風速(m/sec)	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	2,061	2,572	1,506	371	71	12	1	2	0
出現率(%)	28.6	40.7	22.6	5.9	1.6	0.5	0.1	0.0	0.0

有効測定日数(日)	274
総測定時間(h)	6,596
平均風速(m/sec)	0.8

第６章　水質汚濁

人間は、昔から河川や湖、海の沿岸に集まり、文明を発達させてきました。水は、炊事、洗濯、農業用水など、人の生活にとって欠くことのできない重要な資源であるばかりでなく、川辺や海岸は住民の散策、水浴などレクリエーションや憩いの場であり、また広い水域は水産資源の生育の場でもあります。

しかし、人口の増加や産業の発達につれて水利用が活発化し、汚濁物質の量が河川、湖沼、海域等の自然浄化（自浄作用）をこえることによって、水質汚濁が発生しました。さらに、急激な産業の進展、人口の都市集中、生活様式の向上などによって水質汚濁が社会問題となりました。

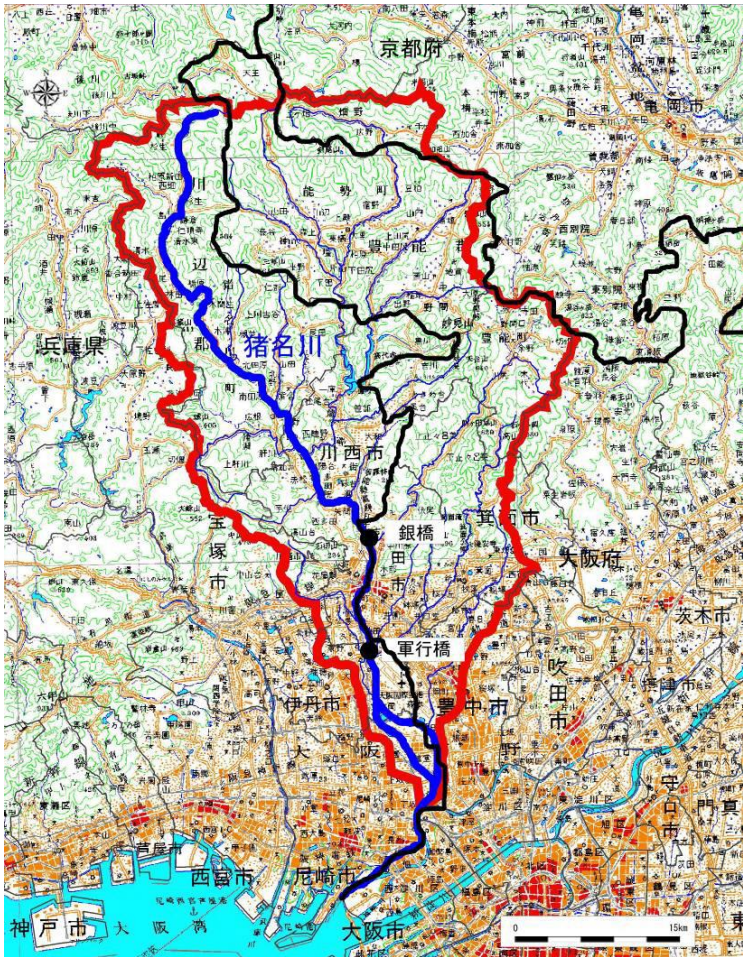

【図 6-1　猪名川流域概要図】

【猪名川上流の概要】

淀川右派川、神崎川の右支川である猪名川は流域面積383km^2、流路延長43kmの一級河川では中小河川に属するが、流域は大阪府、京都府、兵庫県の2府1県にまたがり、8市3町を包括している。

この中に阪神工業地帯の中心である尼崎市をはじめ、大阪の衛星都市群として、豊中、伊丹、川西、池田、箕面市等を擁している。さらに東西を結ぶ交通機関の要衝でもあり、工業は大小6千余りを数え、流域内の資産、人口はともに多く、流域関連人口約180万人、流域資産額約2兆5千億円と推定される。

（資料：1998　日本河川水質年鑑
（社）日本河川協会）

環境省ホームページ報道発表資料（H20.4.24）「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて」に対する意見の募集（パブリックコメント）についての添付資料 4」より抜粋

第１節　水質汚濁に係る環境基準等

１．水質汚濁に係る環境基準

「水質汚濁に係る環境基準」は、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づき昭和46年に定められました。平成5年に環境基本法（平成5年法律第91号）が新たに制定され公害対策基本法が廃止されたことにより、この基準は環境基本法第16条の規定に基づき定められた基準として取り扱われています（最終改定令和3年環境省告示第62号）。また、ダイオキシン類による環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づき定められています。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、全公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準」と各公共用水域の水域類型ごとに適用される「生活環境の保全に関する環境基準」があります。

また、平成9年には、地下水の水質汚濁に係る環境基準も定められています。

１）　人の健康の保護に関する環境基準

【表 6-1　人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域の水質汚濁に係る環境基準）】

項　目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/Ｌ以下	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2（規格 38 の備考 11 を除く）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/Ｌ以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/Ｌ以下	規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く）に定める方法（ただし、次の１から３までに掲げる場合にあつては、それぞれ１から３までに定めるところによる。） １　規格 65.2.1 に定める方法による場合　原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 ２　規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.の備考 11 の b）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 ３　規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合　2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a)又は b）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/Ｌ以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準付表 3 に掲げる方法
ＰＣＢ	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

1,2-ジクロロエタン	0.004mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表6の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表6の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/Ｌ以下	日本産業規格Ｋ0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/Ｌ以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/Ｌ以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/Ｌ以下	規格34.1(規格34の備考1を除く)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c)（注(2)第三文及び規格34の備考1を除く）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び水質汚濁に係る環境基準付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/Ｌ以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/Ｌ以下	水質汚濁に係る環境基準付表8に掲げる方法

【備考】

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

２） 生活環境の保全に関する環境基準

【表 6-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川)】

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数
ＡＡ	水道1級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ﾐﾘﾘｯﾄﾙ以下
Ａ	水道2級・水産1級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの		2mg/ℓ以下			1,000MPN/100ﾐﾘﾘｯﾄﾙ以下
Ｂ	水道3級・水産2級 及びＣ以下の欄に掲げるもの		3mg/ℓ以下		5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ﾐﾘﾘｯﾄﾙ以下
Ｃ	水産3級・工業用水1級 及びＤ以下の欄に掲げるもの		5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下		
Ｄ	工業用水2級・農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0～8.5	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	
Ｅ	工業用水3級 環境保全		10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと		
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	水質汚濁に係る環境基準付表９に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いるを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

【備考】

1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)

4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を5本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

注 2 水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3 水産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産 3 級:コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

注 4 工業用水 1 級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

注 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	大腸菌数 [90%水質値]	基準値の導出方法
ＡＡ	水道1級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	20CFU/100ml 以下	水道１級の水道原水及び自然環境保全の実態から基準値を導出
Ａ	水道2級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	300CFU/100ml 以下	水道２級の水道原水の実態及び諸外国における水浴場の基準値等の参考に基準値を導出
Ｂ	水道3級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	1,000CFU/100ml 以下	水道３級の水道原水の実態から基準値を導出

【備考】※大腸菌数は令和4年度から測定開始のため、本冊子に測定結果は掲載しておりません。

1 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））（湖沼、海域もこれに準ずる）

2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml以下とする。

3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる）

4 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

ウ

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下
測定方法		規格53に定める方法	水濁汚濁に係る環境基準付表11に掲げる方法	水濁汚濁に係る環境基準付表12に掲げる方法

【備考】

1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

２．水質に係る要監視項目と指針値

①人の健康の保護に係る項目

「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、平成5年3月に設定されたものです。その後、平成11年2月、平成16年3月、平成21年11月及び令和2年5月に改正が行われ、現在は27項目が設定されています。

【表 6-3　人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値】

項目	指針値	備考
クロロホルム	0.06 mg/Ｌ以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/Ｌ以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/Ｌ以下	
ｐ-ジクロロベンゼン	0.2 mg/Ｌ以下	
イソキサチオン	0.008 mg/Ｌ以下	
ダイアジノン	0.005 mg/Ｌ以下	
フェニトロチオン(ＭＥＰ)	0.003 mg/Ｌ以下	
イソプロチオラン	0.04 mg/Ｌ以下	
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/Ｌ以下	
クロロタロニル(ＴＰＮ)	0.05 mg/Ｌ以下	
プロピザミド	0.008 mg/Ｌ以下	
ＥＰＮ	0.006 mg/Ｌ以下	
ジクロルボス(ＤＤＶＰ)	0.008 mg/Ｌ以下	
フェノブカルブ(ＢＰＭＣ)	0.03 mg/Ｌ以下	
イプロベンホス(ＩＢＰ)	0.008 mg/Ｌ以下	
クロルニトロフェン（ＣＮＰ）	－	
トルエン	0.6 mg/Ｌ以下	
キシレン	0.4 mg/Ｌ以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/Ｌ以下	
ニッケル	－	
モリブデン	0.07 mg/Ｌ以下	
アンチモン	0.02 mg/Ｌ以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/Ｌ以下	
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/Ｌ以下	
全マンガン	0.2 mg/Ｌ以下	
ウラン	0.002 mg/Ｌ以下	
PFOS 及び PFOA	0.00005 mg/Ｌ以下(暫定)	

②水生生物の保全に係る項目

「生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」についても、平成15年11月に要監視項目が設定されました。その後、平成25年3月に改正が行われ、現在6項目が設定されています。

【表 6-4　水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値】

項目	指針値（淡水域）			
	生物Ａ類型	生物特Ａ類型	生物Ｂ類型	生物特Ｂ類型
クロロホルム	0.7 mg/Ｌ以下	0.006 mg/Ｌ以下	3 mg/Ｌ以下	3 mg/Ｌ以下
フェノール	0.05 mg/Ｌ以下	0.01 mg/Ｌ以下	0.08 mg/Ｌ以下	0.01 mg/Ｌ以下
ホルムアルデヒド	1 mg/Ｌ以下	1 mg/Ｌ以下	1 mg/Ｌ以下	1 mg/Ｌ以下
4-t-オクチルフェノール	0.001 mg/Ｌ以下	0.0007 mg/Ｌ以下	0.004 mg/Ｌ以下	0.003 mg/Ｌ以下
アニリン	0.02 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下
2,4-ジクロロフェノール	0.03 mg/Ｌ以下	0.003 mg/Ｌ以下	0.03 mg/Ｌ以下	0.02 mg/Ｌ以下

３．水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水質類型指定

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、国又は都道府県が水質汚濁の防止を図る必要のある公共水域ごとに類型を指定することで、環境基準値を具体的に決定されることとなっています。

川西市内を流れる「猪名川水域」については、大阪府、京都府と兵庫県の2府1県にまたがることから国が類型指定を行っており、平成20年の見直しにより下記のとおり告示されています。

ア

水系	水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日（告示番号）
淀川	猪名川上流	箕面川合流点より上流	Ａ	イ	平成 21 年 3 月 31 日（環境省告示第 14 号）

イ（水性生物の保全に関する環境基準の水域類型の指定）

水系	水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日（告示番号）
淀川	猪名川(1)	ゴルフ橋（虫生地点）より上流	生物Ａ	イ	平成 21 年 11 月 30 日（環境省告示第 80 号）
	猪名川(2)	ゴルフ橋（虫生地点）より下流	生物Ｂ	イ	

（注） 達成期間の分類は次の通りとする。

「イ」は、直ちに達成。

「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成。

第２節　猪名川及び猪名川に流入する主要河川の水質測定

１．測定地点

本市における河川の汚濁状況を把握するため、図６－２に示す12地点で測定を実施しています。

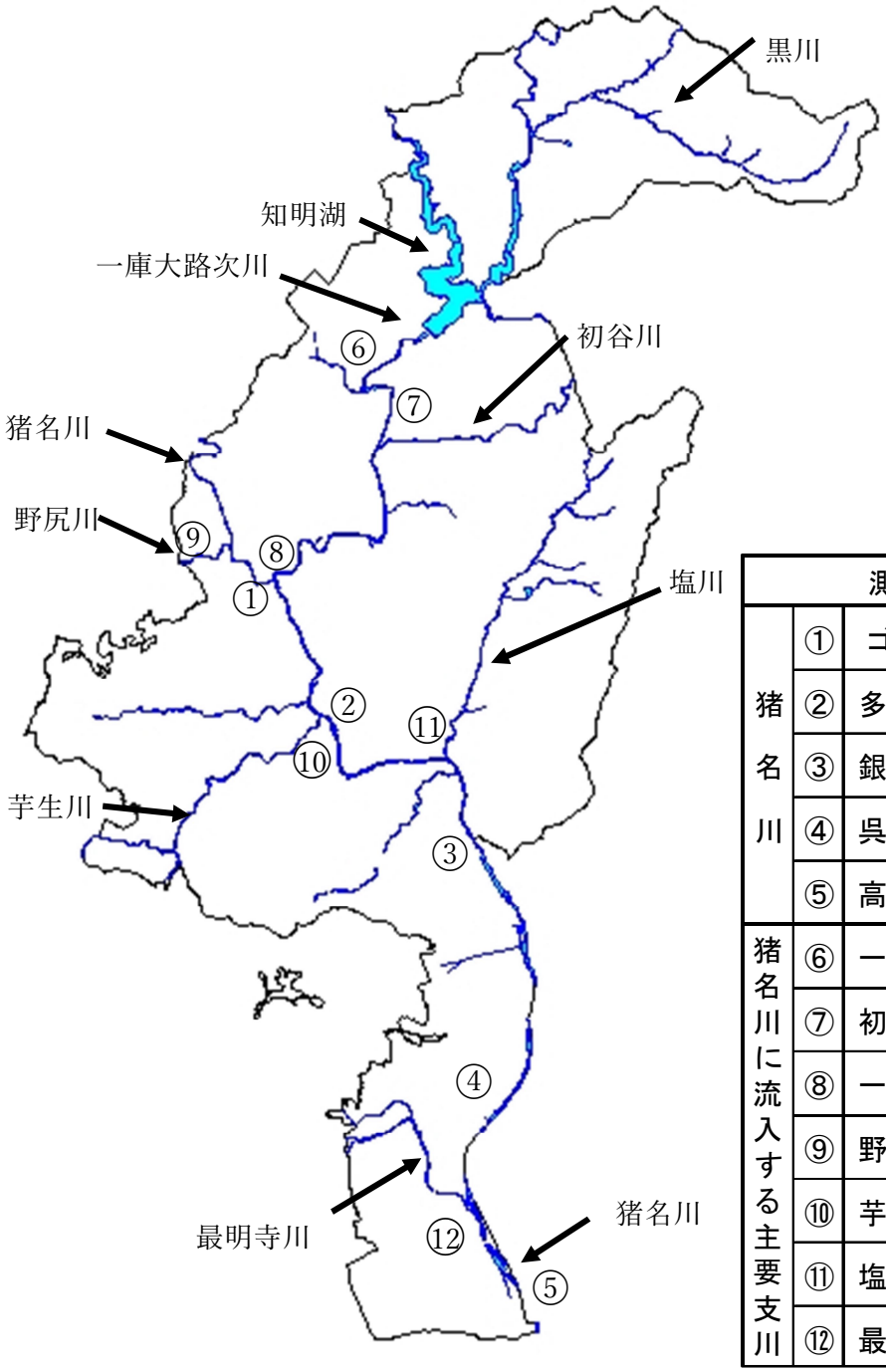

測定地点		
猪名川	①	ゴルフ橋
	②	多田浄水場取水点
	③	銀橋
	④	呉服橋
	⑤	高木井堰
猪名川に流入する主要支川	⑥	一庫大路次川鎌瀬井堰
	⑦	初谷川流末
	⑧	一庫大路次川流末
	⑨	野尻川流末
	⑩	芋生川流末
	⑪	塩川流末
	⑫	最明寺川流末

【図 6-2　水質測定地点図】

２．水質汚濁の現況

１）健康項目等

令和４年度は、猪名川（多田浄水場取水点）で8月と2月に健康項目（環境基準が定められている項目のうち人の健康の保護に関する物質）と要監視項目（人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準を定めず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質）について測定しました。その結果は、いずれも環境基準値及び指針値を下回っていました。

【表 6-5　健康項目の環境基準及び要監視項目の指針値適合状況】

健康項目		要監視項目	
項目名	適合状況	項目名	適合状況
カドミウム	2/2	クロロホルム	2/2
全シアン	2/2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	2/2
鉛	2/2	1,2-ジクロロプロパン	2/2
六価クロム	2/2	p-ジクロロベンゼン	2/2
砒素	2/2	イソキサチオン	2/2
総水銀	2/2	ダイアジノン	2/2
アルキル水銀	2/2	フェニトロチオン	2/2
PCB	2/2	イソプロチオラン	2/2
ジクロロメタン	2/2	オキシン銅	2/2
四塩化炭素	2/2	クロロタロニル	2/2
1,2-ジクロロエタン	2/2	プロピザミド	2/2
1,1-ジクロロエチレン	2/2	EPN	2/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	2/2	ジクロルボス	2/2
1,1,1-トリクロロエタン	2/2	フェノブカルブ	2/2
1,1,2-トリクロロエタン	2/2	イプロベンホス	2/2
トリクロロエチレン	2/2	クロルニトロフェン	-/-
テトラクロロエチレン	2/2	トルエン	2/2
1,3-ジクロロプロペン	2/2	キシレン	2/2
チウラム	2/2	フタル酸ジエチルヘキシル	2/2
シマジン	2/2	ニッケル	-/-
チオベンカルブ	2/2	モリブデン	2/2
ベンゼン	2/2	アンチモン	2/2
セレン	2/2	塩化ビニルモノマー	2/2
硝酸及び亜硝酸性窒素	2/2	エピクロロヒドリン	2/2
ふっ素	2/2	全マンガン	2/2
ほう素	2/2	ウラン	2/2
1,4-ジオキサン	2/2	合　　計	48/48
合　　計	54/54		

【備考】 m/n:（環境基準もしくは水質環境目標に適合しているデータ数）/（全測定データ数）

要監視項目の内、クロルニトロフェン及びニッケルの指針値は削除されています。

また、平成7年1月の阪神淡路大震災以降に、猪名川及び支川で環境基準を上回る濃度の砒素が検出されたことから、河川水中の砒素に関して継続監視しております。

令和４年度は、多田浄水場取水点で2回の他、ゴルフ橋、銀橋、呉服橋、高木井堰、野尻川流末、塩川流末の7カ所で実施しました。測定結果は、6地点で環境基準を達成していました。

【表 6-6　猪名川水系における砒素の測定結果の状況】

単位：mg/L

番号	測定地点	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		R2.5.21	R2.8.20	R2.11.9	R2.2.8	R3.5.10	R3.8.5	R3.11.8	R4.2.3	R4.5.20	R4.8.23	R4.11.22	R5.2.6
①	ゴルフ橋				0.001				0.001				0.001
②	多田浄水場取水点		0.002		0.002		0.002		0.001		0.002		0.001
③	銀橋				0.002				0.001				0.001
④	呉服橋				0.003				0.003				0.003
⑤	高木井堰				0.003				0.003				0.003
⑨	野尻川流末				0.006				0.006				0.007
⑪	塩川流末	0.017	0.020	0.014	0.017	0.013	0.017	0.022	0.020	0.015	0.007	0.008	0.003

２）生活環境項目

猪名川の水質は、下水道の整備等の水質汚濁防止対策によって、かなり改善されてきている。

【表 6-7　令和４年度生活環境項目の調査結果（猪名川）】

河川名	地点番号	測定項目 / 地点名	ｐＨ 平均値	ｐＨ 最小値	ｐＨ m	ＤＯ(mg/L) 平均値	ＤＯ(mg/L) 最小値	ＤＯ(mg/L) m	ＢＯＤ(mg/L) 平均値	ＢＯＤ(mg/L) 75%値	ＢＯＤ(mg/L) 最小値	ＢＯＤ(mg/L) m
				最大値	n		最大値	n			最大値	n
猪名川	①	ゴルフ橋	8.0	7.6	12	10.9	8.0	12	0.8	0.9	<0.5	12
				8.5	12		14	12			1.1	12
	②	多田浄水場取水点	8.0	7.7	12	10.3	7.7	12	0.7	0.7	<0.5	12
				8.2	12		12	12			1.0	12
	③	銀　橋	8.2	7.8	10	10.9	8.5	12	0.6	0.6	<0.5	12
				8.7	12		13	12			0.8	12
	④	呉服橋	8.3	7.8	10	10.8	7.9	12	0.8	0.9	<0.5	12
				8.9	12		13	12			1.4	12
	⑤	高木井堰	8.0	7.8	12	10.0	7.9	12	0.7	0.8	<0.5	12
				8.4	12		12	12			1.1	12
（m＝環境基準適合数）の計			56			60			60			
（ｎ＝測定回数）の計			60			60			60			

※BOD75％値について、検出下限値が 0.5mg/Lため、計測値が 0.5mg/Lより小さい場合は 0.5mg/Lとして平均値を算出しています。

河川名	地点番号	測定項目 / 地点名	ＳＳ（mg/L） 平均値	ＳＳ 最小値 / 最大値	ＳＳ m / n	大腸菌数（MPN/100mL以下） 平均値	大腸菌数 最小値 / 最大値	大腸菌数 m / n
猪名川	①	ゴルフ橋	1.9	<1	12	120	17	12
				3	12		300	12
	②	多田浄水場取水点	2.3	1	12	82	19	12
				5	12		180	12
	③	銀　橋	2.1	<1	12	75	19	12
				4	12		170	12
	④	呉服橋	3.7	1	12	140	43	11
				7	12		580	12
	⑤	高木井堰	4.6	1	12	137	26	11
				12	12		580	12
（ｍ＝環境基準適合数）の計			60			58		
（ｎ＝測定回数）の計			60			60		

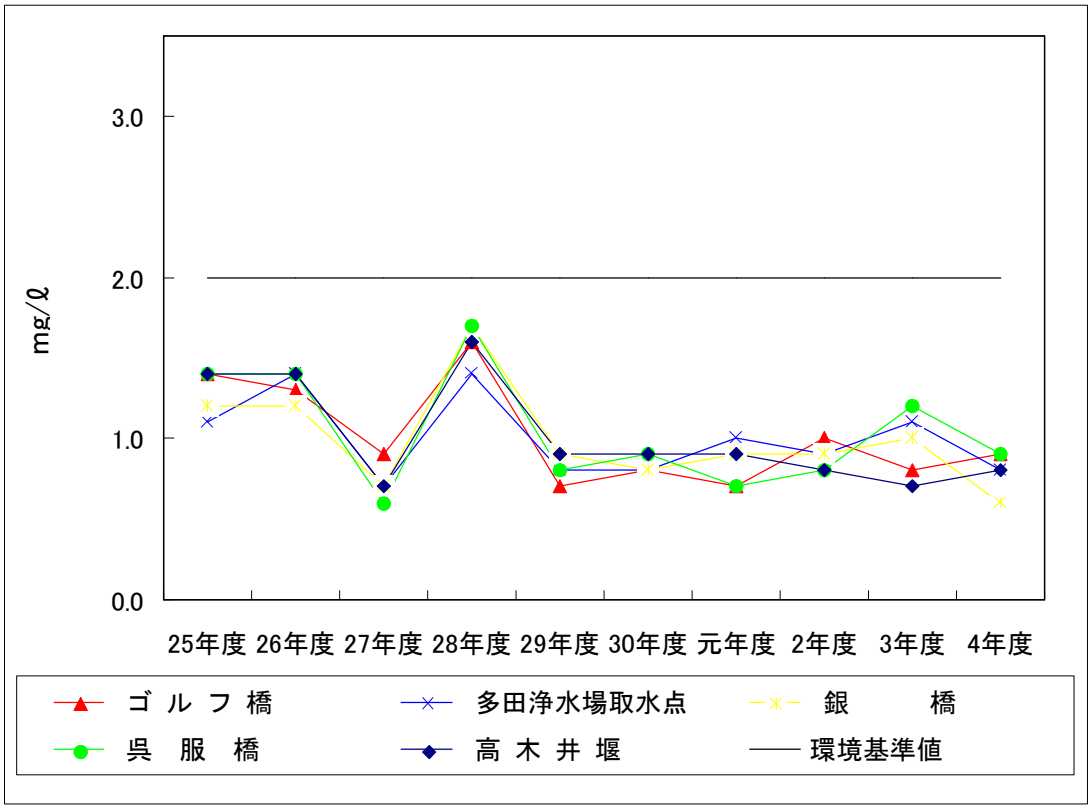

【図 6-3　猪名川におけるＢＯＤ75%値の経年変化】

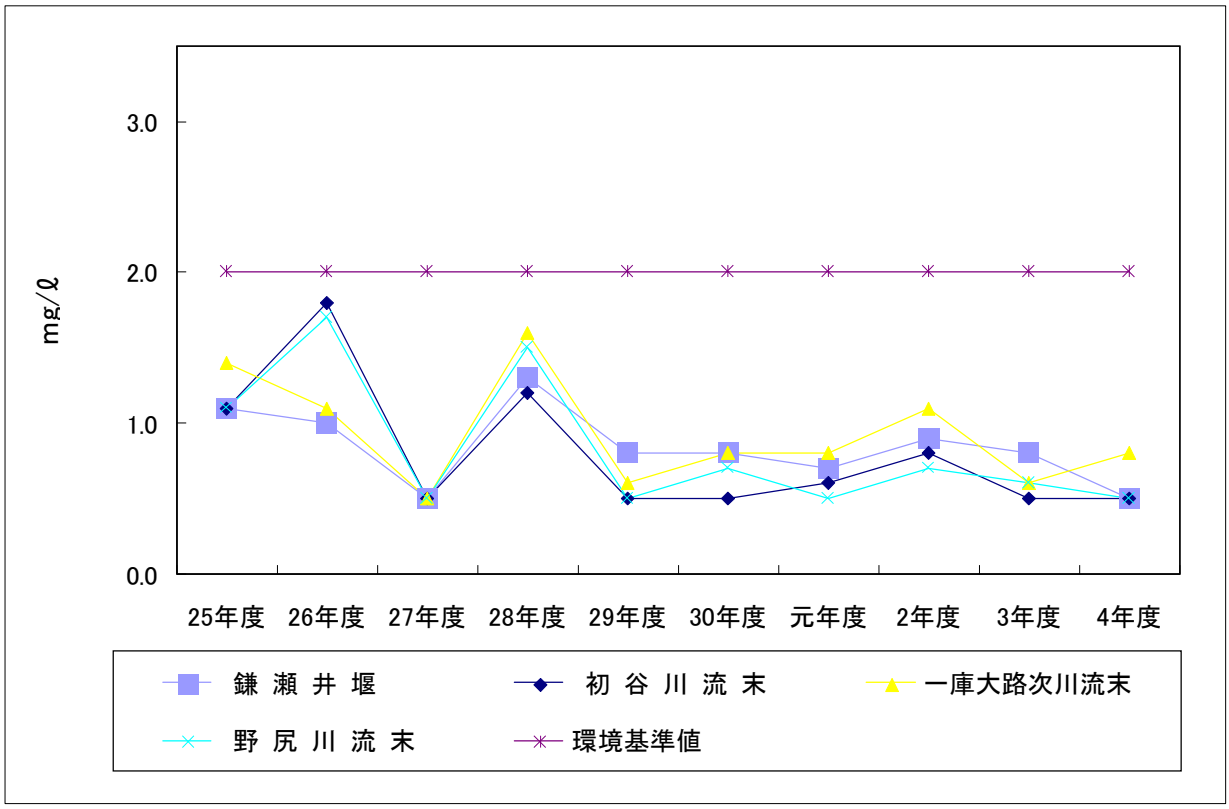

【図 6-4　猪名川に流入する各主要４河川のＢＯＤ75%値の経年変化】

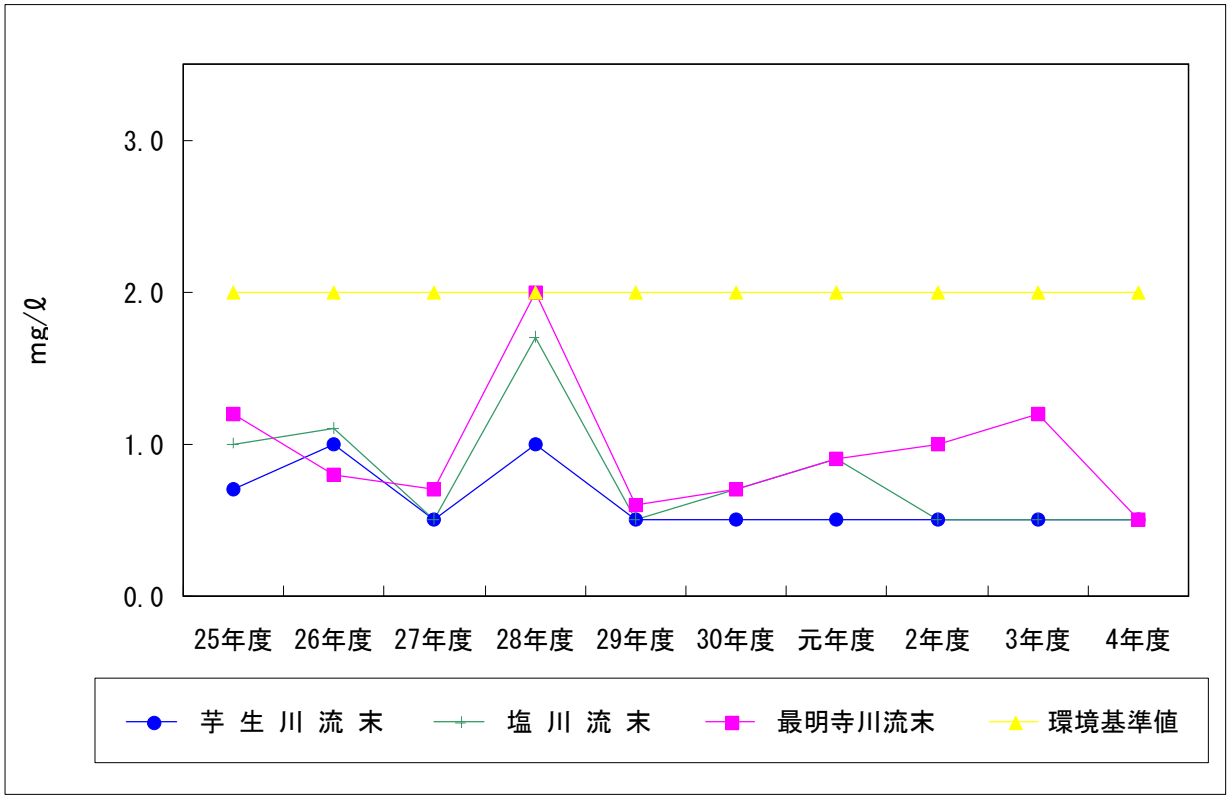

【図 6-5　猪名川に流入する各主要河川のＢＯＤ75%値経年変化】

※上記グラフにおけるBOD75%値について、検出下限値が 0.5mg/Lため、計測値が 0.5mg/Lより小さい場合は 0.5mg/Lとして表示しています。

３）水生生物の生息状況の適応性

本市では、亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩基（LAS）について、猪名川本流部の2か所（ゴルフ橋、多田浄水場取水点）で、年4回測定しています。

【表 6-8　全亜鉛の年間測定平均値】　　単位：mg/L

	測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	ゴルフ橋	0.017	0.007	0.009
②	多田浄水場取水点	0.005	0.006	0.005

【表 6-9　ノニルフェノールの年間測定平均値】　　単位：mg/L

	測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	ゴルフ橋	＜0.00006	＜0.00006	＜0.00006
②	多田浄水場取水点	＜0.00006	＜0.00006	＜0.00006

【表 6-10　ＬＡＳの年間測定平均値】　　単位：mg/L

	測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	ゴルフ橋	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006
②	多田浄水場取水点	＜0.0006	＜0.0006	＜0.0006

４）その他の項目

環境基準値は定められてはいませんが、人畜による糞便汚染の指標となる塩化物イオンや生活排水汚染の指標となるMBAS（メチレンブルー活性物質・合成洗剤の主成分）について、猪名川本流部5地点及び主要河川1地点で年2回測定しています。

【表 6-11　その他の項目の年間測定平均値】　　単位：mg/L

河川名	地点番号	測定地点名	塩化物イオン (mg/L)	MBAS (mg/L)
猪名川	①	ゴ ル フ 橋	19.0	<0.01
	②	多田浄水場取水点	7.5	<0.01
	③	銀　橋	9.0	<0.01
	④	呉 服 橋	8.5	<0.01
	⑤	高 木 井 堰	8.0	<0.01
一庫大路次川	⑥	鎌 瀬 井 堰	5.5	<0.01

第３節　ゴルフ場での使用農薬に関する水質その他の水質調査

環境省は、ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、平成2年5月に、ゴルフ場の排出水の農薬濃度に係る上限としての水濁指針値を定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定しました。

平成 29 年3月には、水濁指針値に加え、生態系保全の観点から水産動植物被害の防止のための水産指針値を新たに定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を策定しました。その後、平成 30 年の農薬取締法改正に係る令和2年4月1日施行内容を踏まえ、令和2年3月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」を策定しました。

兵庫県では、平成元年4月に「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を施行し、農薬の適正な使用を各ゴルフ場に対して指導をしています。

本市では、暫定指導指針が定められたことにともない、平成2年度からこれらゴルフ場での使用農薬に関する水質調査を継続して実施していましたが、市の行財政改革の推進に伴い、令和3年度を以て調査を終了しました。

令和3年度の調査結果は、調査した全てのゴルフ場で暫定指導指針値を下回っていました。令和5年 9 月末日時点では、兵庫県下における令和4年度の結果は未だ公表されていませんが、環境省のホームページにて順次公表されます。

第７章　騒音、振動

騒音とは、一般に「好ましくない音」「無い方がよい音」と定義されていますが、好ましい音かそうでない音かはそれを聞く人の主観的・感覚的な判断によります。

騒音は、大気汚染・水質汚濁に比べ、局所的・多発的であり、発生してから短時間で消えていく一過性の性質があり、発生源から被害者までの距離も比較的短く、さらに感情問題も伴い苦情にはさまざまなものがあります。

騒音には、機械の稼働による工場・事業場騒音、道路・建物の建設等に伴う建設作業騒音、鉄道・自動車等による交通騒音、スナック店などのカラオケ等による深夜営業騒音のほか、いわゆる近隣騒音と呼ばれるクーラー・ステレオ・ピアノ等の騒音など、身近な生活に結びついたものもあります。

騒音に係る環境基準は、昭和46年に設定されましたが、騒音影響に関する研究の進展、騒音測定技術の向上及び国際的な動向を踏まえ、環境庁は、平成11年4月に騒音に係る改正環境基準を施行し、評価手法として、騒音レベル中央値（L_{A50}）から等価騒音レベル（L_{Aeq}）に変更するとともに、環境基準値や地域の類型及び時間の区分の見直しを行いました。

公害としての振動については、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させることで物的被害を与えるなど私たちの日常生活に影響を与えるものをいいます。公害振動の伝搬距離は、発生源から100m以内（例外的なものを除く）で、その大きさは、地震でいうところのおおよそ震度1（微震）から震度3（弱震）の範囲内です。

また、音として通常聞こえる空気振動のうち、周波数20Hz～100Hz の低い周波数の音と、音としては通常聞こえない20Hz 以下の空気振動を、まとめて「低周波音」と呼んでいます。環境省では、近年増加傾向にある「低周波音問題」の対応のため、平成16年に「低周波音問題対応の手引書」を策定し公表しています。

【表 7-1　騒音の大きさの例】

120dB	飛行機エンジン近く
110dB	自動車の警笛（前方 2m）、リベット打ち
100dB	電車が通る時のガード下
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車の車内
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音、置き時計の秒針の音（前方 1m）

兵庫県ホームページ「ひょうごの環境」より

第１節　環境基準及び要請限度

１．騒音の環境基準

環境基本法第6条において、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が設定されています。騒音については、地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が定められています。

(1)　一般地域における騒音の環境基準

【表 7-2　一般地域における環境基準】

地域の類型	基準値		該当地域の目安（※）
	昼間	夜間	
ＡＡ （特に静穏を要する地域）	50dB 以下	40dB 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域 ※本市に該当する地域はありません。
Ａ （専ら住居の用に供される地域）	55dB 以下	45dB 以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
Ｂ （主として住居の用に供される地域）			第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
Ｃ （相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注1．各類型に指定は、原則、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 条に定める用途地域に準拠して指定していますがあくまでも目安です。
2．「時間の区分」は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

(2)　道路に面する地域における環境基準

【表 7-3　道路に面する地域における環境基準】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
Ｂ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
Ｃ地域のうち車線を有する道路に面する地域		

【備考】車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 7-3 にかかわらず特例として、表 7-4 に掲げるとおりとする。

【表 7-4　幹線交通を担う道路に接近する地域の環境基準】

幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	夜間
	70dB 以下	65dB 以下
【備考】個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音にかかる基準（昼間 45dB 以下、夜間 40dB 以下）によることができる。		

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)等をいう。
注 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその囲を特定する。
① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路‥‥15m
② 2 車線を超える車線を有する道路‥‥20m

２．自動車騒音の要請限度

騒音規制法第17条の規定により、市町村長が法に基づく騒音の測定を行った場合、指定区域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（許容限度・表７－５）を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定に基づく措置をとるよう要請することができます。

また、必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。

【表 7-5　道路交通騒音に係る要請限度】

区　域　の　区　分	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注1　区域区分の指定は、原則、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 条に定める用途地域に準拠して指定（a 区域、b 区域、c区域はそれぞれ環境基準の地域の類型A、B、Cと同じ用途地域）していますが、あくまでも目安です。

注2　時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

３．道路交通振動の要請限度

振動規制法第16条の規定により、市町村長が法に基づく振動の測定を行った場合、指定区域内における道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度・表 7-6）を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置を執るべきことを要請したり、または、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

【表 7-6　道路交通振動の要請限度】

時間区分 / 区域区分	昼間 午前 7 時から午後 8 時まで	夜間 午後 8 時から翌日の午前 7 時まで
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB

注 1　区域区分の指定は、原則、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 条に定める用途地域に準拠して指定していますが、あくまでも目安です。

注 2　第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域　第二種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注 3　学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、上記表に定める値以下当該値から 5 デシベル減じた値以上とする。（振動規制法施行規則第 12 条）

第２節　一般地域等における環境騒音の現況

１．測定地点

本市における環境騒音の現況を把握するため、令和4年度は、A地域3地点、B地域3地点、C地域1地点の合計7地点（図7－1）で環境騒音測定を実施しました。

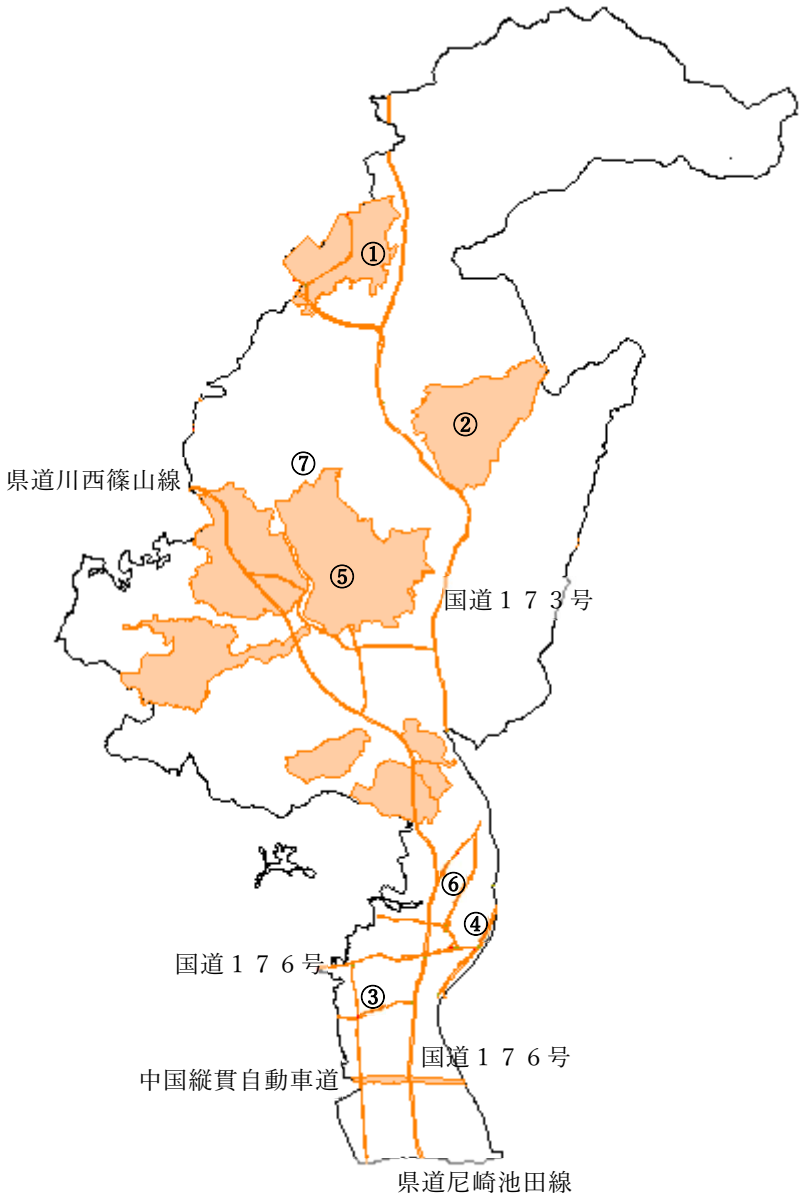

	測定地点名
①	丸山台３丁目
②	大和西４丁目
③	南花屋敷２丁目
④	小戸３丁目
⑤	緑台６丁目
⑥	火打１丁目
⑦	清流台１４番２

【図 7-1　測定地点図】

２．測定地点別の騒音レベル及び環境基準適合状況

令和4年度の騒音測定結果は、すべての地点の昼間及び夜間において、環境基準値に適合しました。

【表 7-7　一般地域における環境騒音測定結果及び環境基準の適否】

地点番号	調査地点名（所在地）	地域類型（用途地域）	測定期間	車線数	時間区分	騒音ﾚﾍﾞﾙ(LAeq:dB)	環境基準(dB)	環境基準適合状況
①	一庫中区配水池（丸山台3丁目）	A（1種低層住居）	11 ／ 28 ～ 11 ／ 29	1	昼間	36	55	○
					夜間	32	45	○
②	大和自治会館（大和西4丁目）	A（1種低層住居）	12 ／ 14 ～ 12 ／ 15	1	昼間	46	55	○
					夜間	38	45	○
③	文化財資料館（南花屋敷2丁目）	A（2種中高層住居）	11 ／ 29 ～ 11 ／ 30	0	昼間	54	55	○
					夜間	42	45	○
④	心身障害者総合福祉センター（小戸3丁目）	B（2種住居）	12 ／ 7 ～ 12 ／ 8	1	昼間	51	55	○
					夜間	43	45	○
⑤	緑台デイサービスセンター（緑台6丁目）	C（近隣商業）	12 ／ 14 ～ 12 ／ 15	1	昼間	45	60	○
					夜間	36	50	○
⑥	シルバー人材センター（火打1丁目）	B（2種住居）	12 ／ 7 ～ 12 ／ 8	0	昼間	49	55	○
					夜間	41	45	○
⑦	川西文珠橋局（清流台）	B（市街化調整区域）	2 ／ 6 ～ 2 ／ 7	0	昼間	58	70	○
					夜間	57	65	○

注 1　⑦川西文珠橋局の地域類型は「B」に該当するが、幹線交通を担う道路に近接するため、道路に面する地域の環境基準を適用する。

【図 7-2　測定の様子（一庫中区配水池）】

【図 7-3　測定の様子（川西文珠橋局）】

第３節　自動車騒音及び道路交通振動の現況

１．測定地点

本市の幹線交通を担う道路の沿道地域における騒音及び振動の現況を把握し、道路に面する地域の環境基準等の適合状況、騒音規制法及び振動規制法に定める要請限度の適合状況を調べるため、令和4年度は、4路線4地点（図7－4）で自動車騒音測定を実施しました。

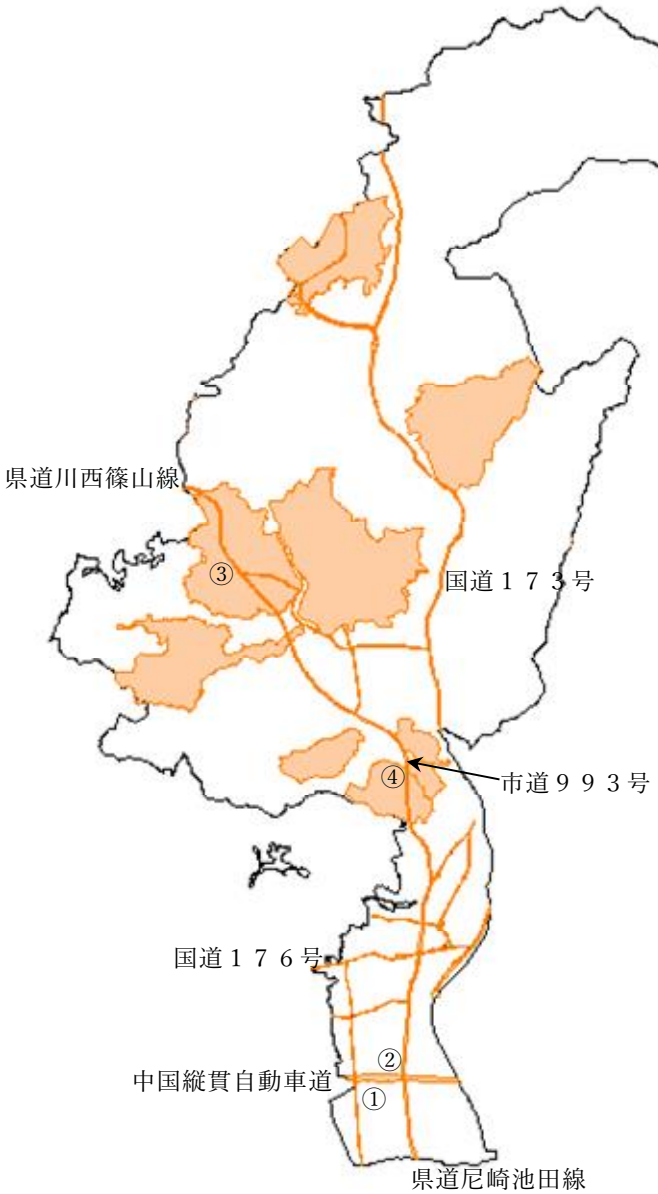

	測定地点名	測定項目	
		騒音	振動
①	久代3丁目	●	●
②	加茂5丁目	●	●
③	清和台西3丁目	●	●
④	萩原台西3丁目	●	●

【図 7-4　測定地点図】

２．測定地点別の自動車騒音レベル及び環境基準適合状況

令和4年度の自動車騒音測定結果は、地点番号①で時間区分の「夜間」で、幹線交通を担う道路に近接する空間についての環境基準値に不適合でしたが、次項3のとおり、要請限度は適合しています。その他の地点は、それぞれの時間区分で適合しています。

【表 7-8　令和４年度自動車騒音測定結果及び環境基準の適否】　（L_{Aeq}：dB）

地点番号	測定地点名（所在地）	道路名	測定期間	地域の区分（用途地域）	車線数	時間区分	騒音レベル	環境基準 基準値	環境基準 適否	測定位置
①	久代浄水場前（久代3丁目）	中国縦貫自動車道及び国道176号	1/11 ～ 1/12	C地域（準工業）	10	昼間	70	70	○	道路端
						夜間	66	65	×	0 m
②	加茂大気測定室前（加茂5丁目）	県道13号（尼崎池田線）	1/18 ～ 1/19	C地域（準工業）	6	昼間	69	70	○	道路端
						夜間	63	65	○	0 m
③	清和台公民館前（清和台西3丁目）	県道12号（川西篠山線）	1/26 ～ 1/27	C地域（近隣商業）	4	昼間	66	70	○	道路端
						夜間	57	65	○	0 m
④	萩原台配水場前（萩原台西3丁目）	市道993号	2/1 ～ 2/3	A地域（第二種中高層住居）	4	昼間	67	70	○	道路端
						夜間	58	65	○	0 m

注1　上表の環境基準は、「幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値」とする。（この基準値は、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音にかかる基準によることができる。昼間：45dB以下、夜間：40dB以下）

注2　幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等をいう。

３．測定地点別自動車騒音レベル及び要請限度適合状況

令和4年度の自動車騒音測定結果では、調査を行った全ての地点及び時間区分で要請限度に適合しています。ただし、要請限度に係る騒音測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとされており、測定条件が満たされていないため測定結果は、あくまでも参考値として取り扱っています。

【表 7-9　令和４年度自動車騒音測定結果及び要請限度との適否】　（L_{Aeq}：dB）

地点番号	測定地点名（所在地）	道路名	測定期間	区域の区分（用途地域）	車線数	時間区分	騒音レベル	要請限度 限度値	要請限度 適否	測定位置
①	久代浄水場前（久代3丁目）	中国縦貫自動車道及び国道176号	1/11 ～ 1/12	C地域（準工業）	10	昼間	70	75	○	道路端
						夜間	66	70	○	0 m
②	加茂大気測定室前（加茂5丁目）	県道13号（尼崎池田線）	1/18 ～ 1/19	C地域（準工業）	6	昼間	69	75	○	道路端
						夜間	63	70	○	0 m
③	清和台公民館前（清和台西3丁目）	県道12号（川西篠山線）	1/26 ～ 1/27	C地域（近隣商業）	4	昼間	66	75	○	道路端
						夜間	57	70	○	0 m
④	萩原台配水場前（萩原台西3丁目）	市道993号	2/1 ～ 2/3	A地域（第二種中高層住居）	4	昼間	67	75	○	道路端
						夜間	58	70	○	0 m

４．測定地点別の振動レベル及び要請限度適合状況

令和4年度の道路交通振動測定結果は、地点番号①～④の全ての地点において要請限度以下となっています。

【表 7-10　令和４年度道路交通振動測定結果及び要請限度との適否】　（L_{10}：dB）

地点番号	測定地点名（所在地）	道路名	測定期間	区域の区分（用途地域）	車線数	時間区分	振動レベル	要請限度 基準値	要請限度 適否	測定位置
①	久代浄水場前（久代3丁目）	中国縦貫自動車道及び国道176号	1/11～1/12	第二種区域（準工業）	10	昼間	35	70	○	道路端
						夜間	33	65	○	0 m
②	加茂大気測定室前（加茂5丁目）	県道13号（尼崎池田線）	1/18～1/19	第二種区域（準工業）	6	昼間	42	70	○	道路端
						夜間	34	65	○	0 m
③	清和台公民館前（清和台西3丁目）	県道12号（川西篠山線）	1/26～1/27	第二種区域（近隣商業）	4	昼間	35	70	○	道路端
						夜間	31	65	○	0 m
④	萩原台配水場前（萩原台西3丁目）	市道993号	2/1～2/3	第一種区域（第二種中高層住居）	4	昼間	34	65	○	道路端
						夜間	31	60	○	0 m

【表 7-11　振動による影響例】

大きさ	人体に及ぼす影響	震度	気象庁震度階級（振動の大きさのめやす）
90dB	生理的な影響が生じる	Ⅳ：中震 85～95dB	家屋の振動が激しく、座りの悪い花瓶などは倒れ、器の中の水はあふれ出る。また、歩行中にも感じ、多くの人は戸外に飛び出す程度の地震。
80dB	作業職場で振動が気になる 深い眠りに影響が出る	Ⅲ：弱震 75～85dB	家屋が揺れ、戸や障子がガタガタと鳴り、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器の中の水面の動きがわかる程度の地震。
70db	浅い眠りに影響が出る		
60dB	振動を感じる	Ⅱ：軽震 65～75dB	大勢の人が感じる程度で、戸や障子がわずかに動くのがわかる程度の地震。
50dB	睡眠への影響はほとんどでない	Ⅰ：微震 55～65dB	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震。
40dB	常時微振動	0：無感 55dB 未満	人体には感じないが、地震計に記録される程度の地震。

兵庫県のホームページ「ひょうごの環境」より

５．自動車騒音常時監視（面的評価）

自動車騒音の状況の常時監視は、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握することにより自動車騒音対策の基礎資料となるように、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して道路に面する地域全体の騒音の状況を把握することを目的としています。この目的のため、いわゆる面的評価という手法が取られます。この面的評価とは、幹線道路に面した地域（道路端から50メートルの範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出して、道路交通騒音の状況を評価しようとするものです。これまでの面的評価の結果は次のとおりです。

【表 7-12　令和４年度自動車騒音常時監視（面的評価）結果】

一連番号	評価の実施年度	評価対象道路		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長	評価区間全体				
		路線名	車線数				評価対象住居等戸数 a. =b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下 b	昼間のみ基準値以下 c	夜間のみ基準値以下 d	昼間・夜間とも基準値超過 e
						（ｋｍ）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）
1	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市下加茂1丁目1	川西市小花2丁目18	0.5	191	191	0	0	0
2	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市小花2丁目18	川西市小花2丁目4	0.3	225	225	0	0	0
3	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市小花2丁目4	川西市小花2丁目3	0.1	29	29	0	0	0
4	2022	阪神高速大阪池田線	4	川西市小花2丁目3	川西市小戸3丁目24	0.6	320	320	0	0	0
5	2021	一般国道173号	4	川西市鼓が滝1丁目1	川西市平野2丁目6	1.3	312	312	0	0	0
6	2021	一般国道173号	4	川西市平野2丁目6	川西市平野3丁目1	0.3	78	37	18	0	23
7	2021	一般国道173号	4	川西市平野3丁目1	川西市長尾町4	1.4	60	60	0	0	0
8	2021	一般国道173号	4	川西市長尾町4	川西市見野2丁目8	1.6	481	443	33	0	5
9	2021	一般国道173号	4	川西市見野2丁目8	川西市見野3丁目20	0.4	92	56	9	0	27
10	2021	一般国道173号	4	川西市見野3丁目20	川西市山下町21	0.5	134	129	5	0	0
11	2021	一般国道173号	4	川西市山下町21	川西市一庫	0.9	31	21	6	0	4
12	2020	一般国道176号	2	川西市寺畑2丁目17	川西市栄根2丁目7	1.2	374	374	0	0	0
13	2020	一般国道176号	4	川西市栄根2丁目7	川西市小花1丁目7	0.3	175	175	0	0	0
14	2020	一般国道176号	2	川西市小花1丁目7	川西市小花2丁目4	0.8	919	919	0	0	0
15	2022	一般国道176号	4	川西市加茂4丁目2	川西市加茂4丁目4	0.2	47	38	9	0	0
16	2022	一般国道176号	4	川西市加茂4丁目4	川西市3丁目	0.3	137	121	16	0	0
17	2022	一般国道176号	4	川西市加茂5丁目3	川西市加茂4丁目2	0.2	64	64	0	0	0
18	2018	一般国道176号	4	川西市加茂6丁目10	川西市加茂	0.3	3	3	0	0	0
19	2018	一般国道176号	4	川西市加茂	川西市加茂6丁目2	0.2	12	9	0	0	3
20	2019	県道川西篠山線	6	川西市小花1丁目11	川西市日高町10	1.0	1031	1031	0	0	0
21	2019	県道川西篠山線	4	川西市日高町10	川西市萩原1丁目7	0.7	221	221	0	0	0
22	2019	県道川西篠山線	4	川西市萩原1丁目7	川西市萩原1丁目16	0.1	20	20	0	0	0
23	2019	県道川西篠山線	4	川西市萩原1丁目16	川西市萩原台東	0.2	51	51	0	0	0
24	2019	県道川西篠山線	4	川西市萩原台東	川西市萩原台西	0.6	187	187	0	0	0
25	2019	県道川西篠山線	4	川西市鴬台2丁目20	川西市錦松台9	0.2	39	39	0	0	0
26	2019	県道川西篠山線	4	川西市錦松台9	川西市西多田2丁目2	0.2	110	110	0	0	0
27	2019	県道川西篠山線	4	川西市西多田2丁目2	川西市西多田1丁目4	0.1	8	8	0	0	0
28	2019	県道川西篠山線	4	川西市萩原台西	川西市錦松台3	0.3	38	38	0	0	0
29	2019	県道川西篠山線	4	川西市錦松台3	川西市錦松台5	0.1	3	3	0	0	0
30	2019	県道川西篠山線	4	川西市錦松台5	川西市鴬台1丁目23	0.1	8	8	0	0	0
31	2019	県道川西篠山線	4	川西市鴬台1丁目23	川西市鴬台2丁目20	0.1	53	53	0	0	0
32	2019	県道川西篠山線	4	川西市西多田1丁目4	川西市西多田1丁目31	0.3	13	13	0	0	0
33	2019	県道川西篠山線	4	川西市多田院西1丁目1	川西市多田院	0.9	10	10	0	0	0
34	2019	県道川西篠山線	4	川西市多田院	川西市清和台東5丁目3	0.2	4	4	0	0	0
35	2019	県道川西篠山線	4	川西市清和台東5丁目3	川西市清和台西1丁目3	1.5	727	727	0	0	0
36	2019	県道川西篠山線	4	川西市西多田1丁目31	川西市西多田1丁目26	0.1	11	11	0	0	0
37	2019	県道川西篠山線	4	川西市清和台西1丁目3	川西市石道	0.6	142	142	0	0	0
38	2018	尼崎池田線	4	川西市久代2丁目8	川西市久代5丁目	0.7	260	237	3	0	20
39	2018	尼崎池田線	4	川西市加茂6丁目2	川西市久代2丁目8	0.5	75	75	0	0	0
40	2018	尼崎池田線	4	川西市加茂6丁目1	川西市加茂6丁目2	0.4	30	30	0	0	0
41	2018	尼崎池田線	4	川西市下加茂1丁目5	川西市加茂6丁目1	0.7	262	262	0	0	0
42	2018	尼崎池田線	4	川西市栄根2丁目21	川西市下加茂1丁目5	0.2	124	124	0	0	0
43	2018	尼崎池田線	4	川西市栄根2丁目2	川西市栄根2丁目21	0.4	355	355	0	0	0
44	2018	尼崎池田線	4	川西市栄根2丁目1	川西市栄根2丁目2	0.1	39	39	0	0	0
45	2018	尼崎池田線	4	川西市小花1丁目11	川西市栄根2丁目1	0.1	49	49	0	0	0
46	2020	川西三田線	4	川西市一庫1丁目16	川西市一庫3丁目8	0.6	114	112	0	2	0
47	2020	川西三田線	4	川西市一庫3丁目8	川西市丸山台	0.4	71	71	0	0	0

第４節　航空機騒音の現況と対策

本市の南部地域は、大阪国際空港から離発着する航空機の航路直下に位置し、昭和39年ジェット機の就航以来、甚大な航空機騒音にさらされ、昭和40年代には、周辺住民から空港を設置管理する国に対し,夜間飛行（夜9時から翌朝7時まで)の差止めと損害賠償を求める公害訴訟が相次いで提起されました。これらの訴訟のうち第1次から第3次訴訟については、昭和56年に最高裁判決が出され、夜間飛行の差止請求は却下されましたが、昭和50年5月までの間の損害賠償請求は認容されました。こうした形で司法の最終判断が示されたことから、第4次から第5次訴訟についても和解の気運が高まり、約1年間にわたる和解手続を経て、昭和59年に裁判上の和解が成立しました。

その後、様々な環境対策に取り組まれたほか、平成6年の関西国際空港の開港に伴い、国際線が同空港へ移転したことなどにより、航空機騒音の一定の軽減が図られたため、平成12年4月から騒音対策区域は中国自動車道以南の地域に縮小されています。（平成21年3月の告示では、川西市の変更はありませんでした。）

１．航空機騒音の現況

本市では、南部地域における航空機騒音の実態を把握し、環境対策の要望などをするため、航空機騒音の測定を行っています。

平成25年度からは、臨時便の運航により、離発着回数が増加する夏と冬の年2回の測定を行っており、平成28年度からは、下表の5地点において、「航空機騒音に係る環境基準」に基づいた、連続7日間の測定を行っています。

【表 7-13　航空機騒音測定地点一覧表】

地点番号	測定地点	所在地	測定日	測定時間
1	摂代会児童遊園地付近	久代5丁目3	R4.8.12 ～R4.8.18 R4.12.28 ～R5.1.3	7:00～21:00
2	川西南中学校	久代3丁目3-1		
3	東久代2丁目公園	東久代2丁目8		
4	県営川西下加茂高層住宅	下加茂2丁目4		
5	加茂会館	加茂3丁目8-8		

※ 網掛け箇所は騒音対策区域外の測定地点

【表 7-14　航空機騒音実態調査の測定結果】

地点番号	機種別騒音パワーレベルの平均（dB）													
	B787		B767		B737		A350		A320		E190		E170	
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
1	80.7	78.5	80.3	78.1	82.3	80.7	78.8	75.1	81.6	78.6	79.0	77.9	76.9	76.3
2	72.3	70.6	73.7	72.3	75.1	74.4	70.6	68.8	75.3	74.1	76.7	74.8	76.4	74.9
3	73.1	72.4	77.6	75.7	77.1	76.6	73.2	71.6	77.4	76.1	79.0	77.7	78.7	77.5
4	66.3	66.6	71.1	70.0	70.9	71.1	66.6	66.2	69.9	70.0	72.5	71.5	72.2	71.8
5	66.0	65.5	70.3	69.2	70.7	70.4	65.9	64.7	70.1	69.4	71.9	70.8	71.8	71.1

地点番号	機種別騒音パワーレベルの平均（dB）										WECPNL		Lden（dB）	
	CRJ		DH8		AT46				全機種					
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
1	74.8	74.1	74.3	73.9	70.7	73.2			79.7	77.9	76.5	74.8	63.0	62.1
2	75.7	73.0	70.2	68.5	72.3	70.5			74.8	73.3	71.6	70.1	58.8	58.2
3	80.5	78.6	72.7	71.9	73.6	72.8			77.1	76.0	74.0	72.9	60.1	59.5
4	71.5	70.1	64.4	64.0	62.2	64.1			70.5	70.0	67.0	66.7	54.5	55.0
5	68.8	67.4	62.5	61.3	62.3	62.4			69.9	69.0	66.7	65.9	54.2	53.9

※　網掛け箇所は騒音対策区域外の測定地点。

※　WECPNL:加重等価平均感覚騒音レベル、「うるささ指数」とも呼ばれている。単位はなし。

※　Lden:時間帯補正等価騒音レベル、単位はdB。

※　「航空機騒音に係る環境基準について」の一部を改正する告示（平成 19 年環境省告示第 11 号）に基づき、平成 25 年 4 月 1 日に WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）からLden（時間帯補正等価騒音レベル）へ変更されました。WECPNLは、昭和48年から採用されていましたが、騒音測定機器の技術進歩に伴い高度な測定を簡易に行うことができるようになったこと、国際的にもLdenが主流となっていることから変更されました。

【表 7-15　機種名一覧】

B787	ボーイング787	E190	エンブラエル190
B767	ボーイング767	E170	エンブラエル170
B737	ボーイング737	CRJ	ボンバルディアCRJ
A350	エアバス350	DH8	ボンバルディア　ダッシュ８
A320	エアバス320	AT46	アエロスパシアル

２．　航空機騒音対策

１）発生源対策

①機材の改良

平成7年4月から、新基準（チャプター3）に適合しない航空機の段階的な運航制限を開始し、現在は適合する機種のみの運航となっています。なお、現在はさらに厳しいチャプター4という基準もあり、ボーイング777、エアバス A320等はチャプター4の基準もクリアしています。

※チャプターとは・・・ICAO(国際民間航空機関)が、航空機の離着陸時の騒音についての環境保全基準を主に製造された年代別に定めたもの。国際民間航空条約第 16 附属書第 1 巻の章（チャプター）ごとに騒音の基準が規定されている。

②発着回数の上限

大阪国際空港における航空機の発着回数は、昭和63年から370回/日を上限とされています。平成18年4月からは、ジャンボ機の発着がなくなり、ジェット機枠が段階的に減便されました。平成19年4月からは、ジェット機枠の発着回数が250回から200回となり、プロペラ機枠の発着回数が170回となっています。平成25年3月には、需要が低かったプロペラ機枠を段階的に低騒音機枠に変更する取り組みが進められ、近年の発着回数は、上限の370回/日に達しています。

③運航面における措置

- 発着時間

  大阪国際空港では、午後9時から翌日午前7時までの間に離発着する航空ダイヤの設定は認められていません。

- 騒音軽減運航方式

  離陸機が通過する地域における騒音範囲の拡大を防止するため、優先飛行経路が定められているほか、騒音軽減運航方式（急上昇方式など）を採用し、騒音の軽減が図られています。

④航空機騒音の監視

現在、大阪国際空港を運営している関西エアポート株式会社は、飛行経路にあたる市立久代小学校をはじめ、周辺市の10カ所に設置された航空機騒音監視装置で航空機騒音を常時監視しています。

２）空港周辺対策

空港周辺においては、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、民家防音工事等（更新工事）の助成が行われています。

【表 7-16　航空機騒音に係る民家防音工事等実績数】

単位：民家防音工事（件数）　更新工事（台数）

	民家防音工事	更新工事①	更新工事②	更新工事③	更新工事④	告示日後		
						民家防音工事	更新工事①	更新工事②
昭和49年～平成24年6月30日	6,804	5,119	2,563	10		342	510	0
平成24年7月1日～平成28年3月31日	0	15	64	131		0	13	40
平成28年4月1日～令和5年3月31日	0	8	53	165	1	0	20	128
合　　計	6,804	5,142	2,680	306	1	342	543	168

※　実績数値については、平成 24 年 6 月 30 日までは（独）独立行政法人空港周辺整備機構、平成 24 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までは、新関西国際空港㈱、平成 28 年 4 月以降は、関西エアポート㈱が集計

※　更新工事④については、令和 4 年度から受付開始

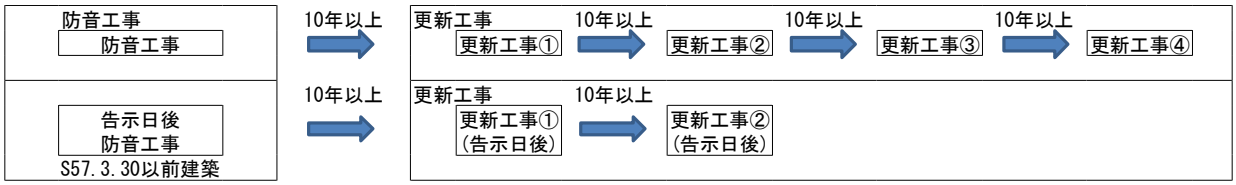

【図 7-5　防音工事と更新工事の流れ】

３．航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音公害防止のための施策の目標となる「航空機騒音に係る環境基準」は、次のように定められています。

【表 7-17　航空機騒音に係る環境基準】

地域の類型	基準値	
	H25.3.31まで 指標：WECPNL	H25.4.1以降 指標：Lden
Ⅰ	70以下	57dB以下
Ⅱ	75以下	62dB以下

※　Ⅰをあてはめる地域は専ら住居用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

第５節　騒音・振動防止対策

１．法律・県条例に基づく規制等

工場・事業場から発生する騒音・振動を規制する法令として、騒音規制法、振動規制法、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例があります。

これらの法令では、生活環境を保全するための地域を定め、この地域内の政令等で定める施設（特定施設）を設置している工場・事業場（特定工場等）を対象として届け出義務を課す等の規制を行っています。工場・事業場には規制基準の遵守義務が課せられており、そこから発生する騒音や振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合は、改善勧告や命令等ができることになっています。

また、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生するものには特定建設作業として政令等で定められており、当該作業の実施に当たっては事前の届出が必要となっています。特定建設作業は、日曜日、その他の休日及び夜間は原則として禁止されています。

カラオケなど深夜営業騒音については、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例第63条及び同条例施行規則第19条において、深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であって、知事が指定する区域内においては、午後11時から翌日の午前6時までの間にカラオケなどの音響機器の使用を制限しています。

１）特定施設及び特定建設作業による騒音・振動の規制基準

工場・事業場等に適用される騒音や振動の規制基準は、工場・事業場等の敷地境界線上の騒音や振動の大きさについて区域別、時間帯別に定められています。また、特定建設作業の規制基準は建設現場の敷地境界線上での騒音・振動の大きさがそれぞれ定められています。基準値については以下のとおりです。

【表 7-18　騒音の特定施設を有す工場、事業場に関する時間及び区域区分ごとの規制基準】

時間区分 / 区域区分	昼　間	朝　夕	夜　間
	午前 8 時～午後 6 時	午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～ 翌日午前 6 時
第 1 種区域	50dB	45dB	40dB
第 2 種区域	60dB	50dB	45dB
第 3 種区域	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	70dB	70dB	60dB

【備考】 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50 ㍍の区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベル減じた値とする。

【表 7-19　振動の特定施設を有する工場、事業場に関する時間及び区域区分の規制基準】

時間の区分 / 区域の区分	昼　間 午前 8 時～午後 7 時	夜　間 午後 7 時～翌日午 8 時
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

【備考】第 1 種区域又は第 2 種区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50 ㍍の区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベル減じた値とする。

【表 7-20　特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準】

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	85dB	75dB	―
	測定位置	敷地境界		
作業時間	1 の区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと		イロハニ
	2 の区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内でないこと		
1 日当たりの作業時間	1 の区域	10 時間を超えないこと		イロ
	2 の区域	14 時間を超えないこと		
作業期間		連続して 6 日を超えないこと		イロ
作 業 日		日曜日その他の休日でないこと		イロハニホ

【区域の内容及び適用除外については下記参照】

適　用　除　外	
イ	災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
ロ	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
ハ	鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
ニ	道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
ホ	変電所の変更工事で必要な場合

区域の区分	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域のめやす
1 の区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
	第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね 80 ㍍の区域	工業地域
2 の区域	第 4 種区域のうち 1 の区域以外の区域	

２）特定施設に係る届出状況

令和4年度の法律及び県条例に基づく特定施設の設置等の届出状況は次のとおりです。

【表 7-21　令和４年度特定施設に係る届出状況】

届出の種類		騒音規制法	振動規制法	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	
				騒音	振動
設　置		1		8	
使　用					
変更	種類ごとの数				
	防止の方法				
	使用の方法				
氏名等の変更		6	4	5	1
承　継				1	
廃　止				5	1
合　計		7	4	19	2

3）特定建設作業に係る届出状況

令和4年度の法律及び県条例に基づく特定建設作業の届出状況は次のとおりです。

【表 7-22　令和４年度特定建設作業に係る届出状況】

区分			建設作業の種類	届出件数
騒音	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	騒音規制法	くい打ち機等を使用する作業（アースオーガー併用を除く）	
			びょう打機を使用する作業	2
			さく岩機を使用する作業	160
			空気圧縮機を使用する作業	15
			コンクリートプラント等を設けて行う作業	
			掘削機械を使用する作業	1
			くい打ち機等を使用する作業（アースオーガー併用の場合）	3
			掘削機械を使用する作業	444
			建物の解体・破壊作業	4
	小　計			629
振動	振動規制法		くい打ち機等を使用する作業	3
			鋼球を使用して行う建築物・工作物の解体・破壊作業	
			舗装版破砕機を使用する作業	
			ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業	113
	小　計			116
合　計				745

２．生活騒音の防止

クーラーなどの設備機器を「低騒音型のものにする」「設置場所を民家から離したりする」音源対策や「扉、窓などを防音型のものにする」受音対策、「ピアノ、ステレオなどの楽器や音響機器」には音量の調節・使用時間の考慮・防音室の設置など生活騒音の低減・防止方法があります。生活騒音に対する苦情等の発生の背景には、音の大きさのみならず近隣関係に左右されやすいという心理的要因が強く働いていることもあるので、コミュニケーションを良好に保ち、お互いに気配りを行うことなどが望まれています。

第８章　悪臭

悪臭は、人の感覚を直接刺激し、快適な生活環境を損なうものとして、従来から問題となっています。産業の発展、市街地の拡大等により住民の日常生活に身近な公害として、悪臭問題が全国的に取り上げられた状況を受け、昭和47年に悪臭防止法（昭和46年法律第91条）が施行されました。工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制等を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

また、兵庫県内では、兵庫県環境の保全と創造に関する条例による規制も適用されています。

悪臭防止法による規制

① 敷地境界線における規制物質（22物質）
② 煙突等の気体排出施設から排出される排出口における規制物質（13物質）
③ 排出水における規制物質（4物質）

【表 8-1　悪臭物質の排出形態別規制の一覧】

物　質　名	① 敷地境界線の規制	② 気体排出口の規制	③ 排出水の規制
アンモニア	○	○	
メチルメルカプタン	○		○
硫化水素	○	○	○
硫化メチル	○		○
二硫化メチル	○		○
トリメチルアミン	○	○	
アセトアルデヒド	○		
スチレン	○		
ノルマル酪酸	○		
イソ吉草酸	○		
ノルマル吉草酸	○		
プロピオン酸	○		
プロピオンアルデヒド	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	○	○	
イソブチルアルデヒド	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	○	○	
イソバレルアルデヒド	○	○	
イソブタノール	○	○	
酢酸エチル	○	○	
メチルイソブチルケトン	○	○	
トルエン	○	○	
キシレン	○	○	

【表 8-2　敷地境界線における悪臭物質の規制基準及び物質の主要発生事業場等】

物質名［化学式］	におい	主な発生源	地域	規制基準値（ｐｐｍ）
アンモニア [NH_3]	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等	一般 順応	1 5
メチルメルカプタン [CH_3SH]	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場	一般 順応	0.002 0.01
硫化水素 [H_2S]	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等	一般 順応	0.02 0.2
硫化メチル [$(CH_3)_2S$]	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等	一般 順応	0.01 0.2
二硫化メチル [CH_3SSCH_3]			一般 順応	0.009 0.1
トリメチルアミン [$(CH_3)_3N$]	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等	一般 順応	0.005 0.07
アセトアルデヒド [CH_3CHO]	青ぐさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等	一般 順応	0.05 0.5
スチレン [$C_6H_5CH=CH_2$]	都市ガスのようなにおい	化学工場、化粧合板製造工場等	一般 順応	0.4 2
ノルマル酪酸 [$CH_3(CH_2)_2COOH$]	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等	一般 順応	0.001 0.006
イソ吉草酸 [$(CH_3)_2CHCH_2COOH$]	むれたくつ下のにおい		一般 順応	0.001 0.01
ノルマル吉草酸 [$CH_3(CH_2)_3COOH$]			一般 順応	0.0009 0.004
プロピオン酸 [CH_3CH_2COOH]	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等	一般 順応	0.03 0.2
プロピオンアルデヒド [CH_3CH_2CHO]	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等	一般 順応	0.05 0.5
ノルマルブチルアルデヒド [$CH_3(CH_2)_2CHO$]			一般 順応	0.009 0.08
イソブチルアルデヒド [$(CH_3)_2CHCHO$]			一般 順応	0.02 0.2
ノルマルバレルアルデヒド [$CH_3(CH_2)_3CHO$]	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい		一般 順応	0.009 0.05
イソバレルアルデヒド [$(CH_3)_2CHCH_2CHO$]			一般 順応	0.003 0.01
イソブタノール [$(CH_3)_2CHCH_2OH$]	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等	一般 順応	0.9 20
酢酸エチル [$CH_3CO_2C_2H_5$]	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	一般 順応	3 20
メチルイソブチルケトン [$CH_3COCH_2CH(CH_3)_2$]			一般 順応	1 6
トルエン [$C_6H_5CH_3$]	ガソリンのようなにおい		一般 順応	10 60
キシレン [$C_6H_4(CH_3)_2$]			一般 順応	1 5

第９章　ダイオキシン等の新たな化学物質問題

第１節　ダイオキシン類

１．ダイオキシン類

ダイオキシン類は、塩素含有物質の不完全燃焼や、薬品類合成の際に意図しない副生成物として発生する物質です。発生源は、廃棄物焼灼処理過程、金属精錬施設、自動車の排出ガス、たばこの煙などから発生するほか、山火事や火山活動などによっても発生します。ダイオキシン類は分解しにくく、健康影響も大きい化学物質であり、大気中に排出されたダイオキシン類が付着した粒子等が地表に達することにより、土壌や水を汚染し、さらに、食物連鎖を通してプランクトンや魚介類などの生物にも蓄積されていくと考えられています。

このように社会的関心の高まりから、平成12年1月に大気、水質(底質含む。)及び土壌の環境基準や排出ガス及び排出水の排出基準並びに汚染土壌に関する措置等を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されました。

２．環境基準等

①耐用一日摂取量（Tolerable Daily Intake：TDI）

生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量

TDI　人の体重1kg当たり　4pg-TEQ

②環境基準

【表 9-1　ダイオキシン類に係る環境基準】

媒　　体	基　　準　　値	測　定　方　法
大　　気	0.6pg-TEQ/㎥以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水　　質 （水底の底質を除く）	1pg-TEQ/ﾘｯﾄﾙ以下	日本産業規格Ｋ0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/ｸﾞﾗﾑ以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土　　壌	1,000pg-TEQ/ｸﾞﾗﾑ以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

【備考】1　基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が、250pg-TEQ/ｸﾞﾗﾑ以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注 1　大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
注 2　水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
注 3　水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用（平成 14 年 9 月）する。
注 4　土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

２．本市域でのダイオキシン類の測定

本市域では、兵庫県により平成19年度までは毎年、20年度以降は隔年で大気中のダイオキシン調査が行われてきていましたが、平成25年度以降は調査されていません。

３．県下のダイオキシン類の測定状況

兵庫県では、全県的なダイオキシン類の環境濃度を継続して監視するため、大気、水質、底質で調査を行っています。令和4年度の測定結果は次のとおりです。（「令和4年度大気・水質等常時監視結果」より。）

（１）大気

2地点で調査した結果、平均値は、0．010pg-TEQ/m3 で、ダイオキシン類に係る大気環境基準（年平均0.6pg-TEQ/m3）に適合しています。

（２）水質

河川2地点及び海域2地点で調査した結果、全ての地点でダイオキシン類に係る水質環境基準（年平均1pg-TEQ／L）に適合しています。

（３）底質

河川2地点及び海域2地点で調査した結果、全ての地点で、ダイオキシン類に係る底質環境基準(150pg-TEQ／g)に適合しています。

第２節　外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）とは、“動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質”を意味します。近年、内分泌学を始めとする医学、野生動物に関する科学、環境科学等の研究者・専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされています。これが『外因性内分泌攪乱化学物質問題』と呼ばれており、環境保全行政上の新たで重要な課題の一つとなっています。

この内分泌攪乱作用問題については、その有害性など未解明な点が多く、国において関係府省が連携して、環境中濃度の実態把握、試験方法の開発、生態系影響やヒト健康影響等に関する科学的知見を集積するための調査研究を、OECD における活動を通じた多国間協力や2国間協力など国際的に協調して実施されています。

これまでの調査研究においては、魚類に対して、環境中の濃度を考慮した濃度で、4-ノニルフェノール（分岐型）、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールA 及びジクロロジフェニルトリクロロエタン（o,p’-DDT）の4物質について、内分泌攪乱作用を有することが推察されましたが、哺乳類に対しては、ヒト推定暴露量を考慮した用量での明らかな内分泌攪乱作用が認められた物質は見つかりませんでした。

その後、「化学物質の内分泌攪乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND 2005 －」に基づき、野生生物の観察、環境中濃度の実態の把握及び暴露の測定、基盤的研究の推進、影響評価並びに情報提供及びリスクコミュニケーションの推進といったより一層幅広い取組を進められ、さらに平成22年7月に「化学物質の内分泌攪乱作用に関する今後の対応― EXTEND 2010 ―」を公表し、引き続き生態系への影響について優先的に取り組み試験評価手法の確立と評価の実施を重点的に進めるとともに、化学物質が人の健康に及ぼすリスクについても視野に入れて検討を進めるとしています。

第３節　アスベスト

アスベストは、天然の繊維状の鉱物で「石綿」とも呼ばれる。化学薬品に強く、断熱性や防音性に優れているため、建物の壁の吹き付けや建材として多用されてきたが、繊維を吸い込むと肺などに刺さり、健康被害が問題となっています。平成18年9月1日より、石綿及び石綿をその重量の0．1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されております。

令和10年にピークを迎えると言われているアスベスト含有建材使用建築物の解体・改修時におけるアスベストの大気中への飛散防止に関係所管連携して努めております。

第１０章　公害防止計画

兵庫県公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか、人口及び産業の急速な集中で公害が著しくなるおそれがあり、公害防止対策を講じる必要がある地域この計画においては、同法第18条で地方公共団体や事業者が公害防止に関する事業及び施策を推進するものとしています。なお、これらの事業のうち「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定された事業については、国の負担または補助のかさ上げなどが行われており、施策の一層の推進が図られています。

１．公害防止計画策定状況

【表 10-1　兵庫地域公害防止計画策定状況】

計画期間（年度）								
昭和			平成					令和
47 ～ 51	52 ～ 56	57 ～ 61	62 ～ 3	4 ～ 8	9 ～ 13	14 ～ 18	19 ～ 22	23～ 3
◀･････	･････	･････	･････	･････	･････	･････	･････▶	◀―▶

(1) 本表は現行計画を整理したものである。
旧計画 ◀･････▶　現行計画期間(平成 23 年度策定:令和 3 年度まで) ◀―▶
(2) 地域の範囲(7 市):川西市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市
(3) 策定年月日　　平成 24 年 3 月 23 日

２．兵庫地域公害防止計画の主要課題に対する対策

（１）　自動車交通対策

① 自動車単体対策:自動車排出ガス規制の強化
② 車種規制の実施等:自動車NOx・PM法に基づく車種規制の円滑な実施
③ 低公害車の普及促進:低公害車及び低排出ガス車の100万台普及
④ 交通需要の調整・低減
⑤ 交通流対策の推進
⑥ 普及啓発活動の推進

（2）大阪湾の水質汚濁対策

① 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底
② 第6次水質総量削減計画の推進
・生活排水処理施設の整備等
・水質総量規制基準の遵守
・失われた良好な環境の回復・創造の推進
・しゅんせつの推進
・流出油対策

第１１章　公害の苦情

公害に関する苦情は、地域住民の生活に密着した問題であり、適切な処理に努めなければならない重要な業務です。このような観点から、市では関係行政機関と連携を密にとりつつ、苦情や相談に対し現場調査、指導及び助言に努めています。

令和4年度に本市で対応した公害苦情総件数は 63 件で、令和3年度より大気汚染（主に野焼き）に関する苦情が増加しました。

【表 11-1　公害苦情件数の経年変化】　（単位：件）

年度	合計	計	典型7公害							その他
			大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	典型7公害以外
H30	40	34	19	1	0	11	1	0	2	6
R1	31	29	11	2	0	14	0	0	2	2
R2	66	59	29	0	0	25	0	0	5	7
R3	62	58	24	5	0	19	4	0	6	4
R4	63	57	27	3	0	20	3	0	4	6

（注1）一つのお問合せに複数項目ある場合は、それぞれの項目でカウントしています。

（注2）　野焼きは、大気汚染に分類しています。

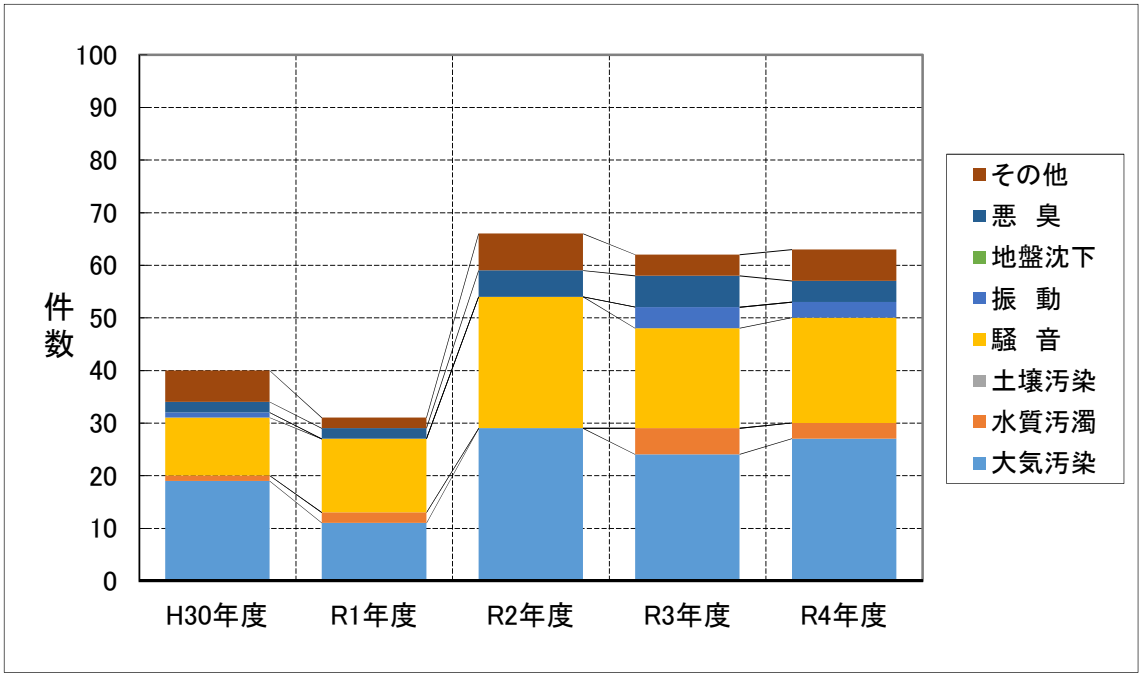

【図 11-1　公害苦情件数の経年変化】

発　　行

川西市　市民環境部
環境政策課
令和5年9月

〒666-8501
川西市中央町12番1号
☎ 072-740-1202

この冊子は市役所内で印刷しています

【資料２－１】

【審議会委員まとめ】

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案→答申案）

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	指摘内容	頁(反映後)	計画への反映
1	全体			コラムを資料編に回したことでわかりやすくなったと思います。本市の特性や社会状況の変化は本編にあっても良い気がします。	全体	「本市の社会状況や変化は本編にあっても良い気がします」については、言われるとおりとも思いますが、今後、みんなでどうしていくのかのページに、少しでも早く到達するために資料編での記載としたく存じます。
2	1	1	1.1	資料編11ページにゼロカーボンシティ宣言がありますが、ここでも触れておいたらいかがでしょうか。	1	「～～基本的な考え方と取り組み方を継承しつつ、2022年８月１日にゼロカーボンシティ宣言を行った本市において、地球温暖化対策やゼロカーボンに向けた動きに重点を置きながら～～」という文言を追記しました。
3	3	2	2.1	「次世代自動車」の説明が必要ではないでしょうか。	4	「次世代自動車※」に修正しております。 ※用語集P60には次世代自動車の記載あり
4	3	2	2-1 ～ 2-4	全体的に「必要です」が多すぎる。言い替え（表現）は難しいと思います。	4	課題項目となるため、「必要です」という表現にしています。
5	3	3	2-1	市民一人ひとりが　→　「一人一人が」に修正	4	他の計画との整合性を図るため「市民一人ひとりが」としています。
6	3,15	2	2.1	「資源」の前に「再生」を付けて「再生資源」とした方が良い。	4,16	「再生資源」に修正しました。
7	11		4.1	ZEH　用語は，用語集で説明することは了解する．しかし，ZEH（ゼッチ，Net Zero Energy House　ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略）など，最低限の読み方をその場所に書いていないと，アルファベットの略字だけでは，普通の人は混乱するし，用語集まで見ないだろう．	11	丁寧な説明は用語集で行い、読み仮名及びページの下部に簡単な説明を追加しました。
8	11		4.1	BELS　用語集をつけるにしても，最低限，読み方ぐらいは，その場所に書いてほしい．	11	丁寧な説明は用語集で行い、読み仮名及びページの下部に簡単な説明を追加しました。
9	12			公共交通網が整備されている場所に行く際には、公共交通や徒歩・自転車を利用します。 →公共交通網が整備されている場合は、マイカーよりも積極的に公共交通を利用します。	12	担当課と調整の上、「公共交通網が整備されている場合は、マイカーよりも積極的に公共交通を利用します。」に修正しました。
10	12	4	4.1	公共交通を利用します　→　します省く	12	タイトルが全て「～します」という書きぶりのため、修正しないこととします。
11	12	4	4.1	（本文）～自転車等を利用していく	12	担当課と調整の上、「公共交通網が整備されている場合は、マイカーよりも積極的に公共交通を利用します。」に修正しました。
12	13	4	4.1	「公共交通利用」の意識を更に高めるべく、市内上位の従事員数を誇る川西市の職員の方々にも通勤時に率先垂範して公共交通をご利用いただく表現を挿入いただければ、より親近感と連帯感が増し基本理念にある三位一体の参画・協働を謳う環境基本計画の推進に繋がるものと考えます	14	担当課と調整の上、「市職員に公共交通機関を利用した通勤を推奨します」を追記しました。
13	15	4	4.1	「資源」の前に「再生」を付けて「再生資源」とした方が良い。	15	「再生資源」に修正しました。
14	18			猪名川やその他の河川の清掃活動→猪名川などの河川の清掃活動	18	「猪名川などの河川の清掃活動」に修正しました。
15	18			ため池については適正な管理を行い、多目的機能を～ →ため池の適正な管理を行い、〇〇などの多目的機能を～	18	他課との調整の上、ため池は親水空間ではないとの指摘を受けたため、「親水空間の適正な管理を行い、生物の生息・生育場所の確保などに取り組みます。」に修正しました。
16	18			・里山保全活動を行うボランティア団体との連携を強化し、活動を継続していけるよう支援を行います。→支援をするとともに、その働きを市民へしっかりと周知します。	18	「周知や情報発信など」も「支援」に含まれるため、このままの文言で対応したく存じます。
17	18	4	4.1	（市）共通：里山、河川に広く市民が親しめる催し等で広く市民に広報する。	18	「里山、河川に市民が親しめるよう市民に広報します」に修正しました。
18	19	4	4.1	全国的に貴重な今でも利用されている里山である→今でも利用されている全国的にも貴重な里山である。	19	「今でも利用されている全国的に貴重な里山である」に修正しました。

【審議会委員まとめ】

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案→答申案）

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	指摘内容	頁(反映後)	計画への反映
19	19	4	4.1	更には維持されてきた里山 文化が根付いていることから、→里山と文化の間に妙な半角スペースがあり。わざと？	19	半角スペースを削除しました。
20	19	4	4.1	市民のレクリエーション・生涯学習、他地域の市民の観光・レクリエーション、地域振興の場として活用されています。→レクリエーション、観光、生涯学習、地域振興の場として～	19	「レクリエーション、観光、生涯学習、地域振興の場として～」に修正しました。
21	26	4	4.1	非常に微量の薬物や化学物質に接触することにより、さまざまな健康被害が引き起こされる症状を化学物質過敏症といいまうす。　→　最後「ます。」 接触することにより→吸引・接触することにより	27	「非常に微量の薬物や化学物質を吸引したり、接触したりすることにより、さまざまな健康被害が引き起こされる症状を化学物質過敏症といいます。」に修正しました。
22	28	4	4.1	「公園の再編について検討します』とありますが、現状で何か問題があるのでしょうか。	28	他課と調整の上、文言を削除しました。
23	35	4		○地域の課題 →不法投棄の問題とかはありませんか？	35	他課と調整の上、「山地の防犯、防災や災害時の救助の対する対策が必要です。」を「山地への不法投棄、防犯、防災や災害時の救助の対する対策が必要です。」に修正しました。 ③自然環境の保全部分に 市民：・山地への不法投棄をしないようにします。 ・山地の防犯や防災に協力します。 事業者：・山地への不法投棄をしないようにします。 ・山地の防犯や防災に協力します。 市：・山地への不法投棄に対しては監視を行うなど、防止活動に努めます。 ・山地の防犯や防災、災害時の救助について対策を検討します。 を追記しました。
24	36	4		地域別の取り組み　市民・業者・市とありますが、前頁と重複している箇所もあり、地域別に課題を示すことはいいですが、別に実施することを再度まとめる必要はどこまであるのかと感じました。少し冗長な感じもします。地域の課題を掲示するだけもいいかもしれません。どうでしょうか。	36	意見については、おっしゃるとおりと思いますが、計画の見られ方によっては、自分の地区だけ見られる場合など、いろいろな見方があることを想定して重複しても記載しております。
25	42	4	4.1	「モビリティ・マネジメント」の説明はいりませんか？	42	※印を追記しました。 （資料編P64にモビリティ・マネジメントの記載あり）
26	53	5	5.2	（1）の段落の2行目から4行目の文章が分かり難い。意味がよくわからない。	53	規模感の表現を削除し、表から読み取れるものだけを文章化するよう修正しました。
27	53	5	5.2	本市のエネルギー需要の表について．「電力以外」はわかりにくいので，燃料・熱とする．合計欄の電力消費量１００％に対する部門別の割合（製造，建設，農林，業務，家庭，運輸の部門別割合）の％を示す．同じく，「電力以外」（燃料，熱）の合計１００％に対する部門別の割合%，「全エネルギー」の合計１００％に対する，部門別の割合％を，表に示してほしい．％の数字がないと，普通の人は，エネルギー消費の全体像の構造を把握しにくい．	53	「燃料・熱」の表記に修正、また、数値の下に（～%）を追記しました。
28	54	5	5.2	「一般廃棄物分野は倍増しています」これについて，人口一人当たりでみて，増えているのか減っているのか，示すこと．（人口は減っているのに，一人当たりのごみが増えているようですが，それを指摘すること	54	「一般廃棄物分野は、プラスチックごみの割合が倍増したことに伴い、温室効果ガス排出量も倍増しています。」に修正しました。
29	59	5		「太陽光発電の導入ポテンシャル 381 MW のうち、建物系は 95.5%（364 MW）、土地系は4.5%（17 MW）となっています。」について．「川西市では，建物物（オフィスや商業ビル，公共建築，住宅など）での太陽光の導入に，ポテンシャル大きい」，などを入れる．	59	「太陽光発電の導入ポテンシャル 381 MW のうち、建物系は 95.5%（364 MW）、土地系は4.5%（17 MW）となっており、建物物（オフィスや商業ビル，公共建築，住宅など）での太陽光の導入ポテンシャルが高いことがうかがえます。」に修正しました。
30	60	5		パネルの廃棄時の有害物質の流出や処分所のひっ迫といった問題が懸念される →ひょうなどによるパネル破損時の有害物質流出リスクがある →パネル破棄時の処理費用や処分所のひっ迫などの問題が懸念される。	60	環境省の太陽光パネルリユース、リサイクルに関する資料を基に「パネルに含まれる有害物質の情報に基づく適切な処理や有用金属（銀など）の回収が課題である」「最終処分場の確保や処分費用の積み立てが課題である」に記載を変更しました。

【審議会委員まとめ】

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案→答申案）

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	指摘内容	頁(反映後)	計画への反映
31	60	5.2	4	コラム　再生可能エネルギー　【太陽光発電】 ■短所 **パネル作成時のCO2排出量が加味されていない** **出火時に対策が確立していない** を追加すべき	60	・パネル作成時のCO2排出量を加味した計画ではないため矛盾してしまうこと ・川西市消防本部に確認するも、太陽光パネル出火時の対策が確立されていないが、消防庁の「太陽光発電システム火災と消防活動における安全対策」があり、研修でも周知されていること 以上により、追記しないこととします。
32	66		5.4	６６ページの下部分．「PPA やソーラーシェアリングの活用」のPPAの活用について．「企業オフィスや事業所での再エネ電力購入契約（PPA)の活用」とするほうが，わかりやすい．最近では，大手の銀行や保険会社，鉄道会社，食品メーカーなどは，PPAを積極的に進めている．	68	「企業オフィスや事業所での再エネ電力購入契約（PPA)やソーラーシェアリングの活用」に修正しました。
33	66		5.4	６６ページ，上の表．「エネルギー利用の効率化」の表，「建物の断熱改修、ZEH 化、ZEB 化」について．「ZEH, ZEBの効果を理解してもらうための事例集や優秀事例発表会など，理解促進の情報発信を進める」などの文章が欲しい．ZEB,ZEHは，具体的な実例，建物の新築事例や改修事例を見ないかぎり，効果や意義が理解されない．市役所が建築会社業界団体と一緒に，学習会などを企画するのもよい	68	「例）建物の断熱改修、ZEH 化、ZEB 化について．ZEH, ZEBの効果を理解してもらうための事例集や優秀事例発表会など，理解促進の情報発信」に修正しました。
34	68	5	5.5	市のとりくみ，「公用車の次世代自動車導入」の部分．市の公共駐車場へのEV用充電器システムの設置（計画づくりでもよい）を入れる．高価なものなので，長期的なゆっくりな計画でもよい，公共施設，公共駐車場での充電設備の設置計画は必要ではないか？	70	公表のイメージであり、実際に設置した場合には、そのような項目を追加して公表していきます。 ※現状では、川西市の公共施設の駐車場は混雑していることが多く、公共施設の駐車場へのEV用充電器システムの導入を行う判断をするには時間が必要な状況です。
35	70	6	6.1	進行管理表．「再生可能エネルギーの市内導入量」のところか，別項目として，太陽光電力の購入契約PPA契約の活用を入れる．評価する項目は，再エネ転換量＝発電量，CO２削減量のみならず，市財政から化石燃料購入への支出額の節約が評価項目	73	PPA契約については、現時点で市の方向性として意思決定されていないため、進行管理指標には記載できません。 将来的に意思決定されれば、新たな進行管理指標として追加するか、毎年公表するとしている市独自の取り組みで公表していくなどで対応していきます。
36	70	6	6.1	進行管理指標の8（コピー機で印刷枚数）の数値と資料編16頁の2022年実績値の数が異なっている。	73	資料編の数値に合わせ、修正しました。
37	70	6.1		里山の保全や環境学習の促進については本編P4や資料編P17.18などにも表現されているようにボランティア活動に頼るところが大きいと認識されています。一方ボランティア団体の多くが高齢化や会員の減少などで衰退傾向が懸念されボランティア団体との連携や支援といったことが需要な対策とされています。しかしながら進行管理指標において担当課が環境政策課、産業振興課、教育保育課などに分かれており有効な支援連携ができるか疑問です。現在多くのボランティア団体の抱える現実的な問題として水道・電気の引き込みということがあります。バイオトイレも設置できず環境体験学習や会員募集にも大きな弊害となっています。行政の裁量によってのみ解決するこの問題はこれまでは相談する窓口も分からず「不可能」と諦めていた案件です。活動地環境の整備はなによりの支援対策です。水、電気、トイレ問題は一例ですがこれ以外にもボランティア団体の抱える問題を吸い上げ行政として解決できることを解決することが支援であり何よりも重要であります。そのためには横断的に窓口を一本化することが分かりやすく有効と考えます。例えば環境政策課の中に専属の係を創設することを提案します。	74	進行管理指標については、現在、方向性の意思決定がされているものについて記載しております。課題については、別途、一緒に考えていきます。
38	71	6	6.1	自然フィールド研修とは？用語集にもない表現で説明が必要	74	教育保育課の事業による進行管理評価です。ここでの記載はこのままにして、評価・公表の際に説明書き等での工夫をする予定です。
39	73	6	6.4	市からの普及啓発はいいのですが、支援って言葉あってもいいかなと思います。また、市民と事業者から市へ提案・相談という矢印があってもいいように思います。	76	都市マスに一部記載があり、プロセスイメージの流れにも合うのため、「支援」、「提案・相談」を追加しました。

【審議会委員まとめ】

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案→答申案）

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	指摘内容	頁(反映後)	計画への反映
40	74	6		進捗の評価にはPDCA サイクルなど を活用し、効果的、効率的に取組みを推進します。→　など はなくてもいいような。それ以外にも想定されていますか？	75	「など」を削除いたしました。
41	11,12	4	4.1	ZEH, BELS, ZEB, PPAなど略号が多く,わかりづらい。資料編に説明がありますが、いちいち資料編を参照しなければならないので、そのページの末か、章の最後に簡単な説明を書いてはいかがでしょうか。	11,12	丁寧な説明は用語集で行い、読み仮名及びページの下部に簡単な説明を追加いたしました。
資料編						
42	3	資料1	1.1	図　本市の気温の変化 "川西市の過去30年の平均気温は、穏やかに上昇しており、温暖化の傾向がうかがえます"とあるが、上昇しているようにはどう見ても見えないし、統計処理がなされた結果とも思えない。不適切な引用である。	3	1988年、中間年、2020年の3点のトレンド（近似値）の数値を表記することで、ゆるやかに上昇していることが分かルよう修正しました。
43	9	資料1	1.3	「産業部門」と「一般廃棄物」のグラフの色分けが出来ている箇所とできていない箇所が何箇所かあるので、統一して下さい。	9	色分けを統一しました。
44	13	資料1	1.3	スローガンにつきましては、現在作成中（一般廃棄物処理基本計画）の新しいスローガンに差替えてください。	13	新しいスローガンに差替えしました。
45	13	資料１		現況の3つ・がある中で、年号順にすべきでは。	13	年号順に変更しました。
46	13	資料１		図１人１日当たりのごみの排出量、リサイクル率について、縦軸の範囲を第二次基本計画と合わせた方が良いのでは。	13	第二次基本計画と合わせて変更しました。
47	13	資料１		進行管理指標の6,7の現況の数値が資料編13頁に反映されていない。 また、図を反映するとごみの排出量は目標（828g）を達成していることになるため、文章を再考すべきでは。	13	「令和4年度時点で1人1日当りのごみの排出量は822ｇと目標を達成し、リサイクル率は26％と達成には至りませんでした。」
48	17	資料1	①	「少子高齢化の進行…資源の循環が減少し」についての表現を「多くの里山が放置され荒廃することによって」に変えた方が明快でいいと思います。	17	「ボランティア団体等が維持・保全活動をされている中、多くの里山が放置され荒廃することなどによって、生物多様性の衰退～～」に修正しました。

【資料２－２】

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案 → 答申案）

【川西市まとめ】

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	修正前の記載	修正後の記載（各所管課指摘）	備考	担当課	頁(反映後)	計画への反映
1		全体		今、何章をみているかわからなくなる	表の欄外に「第●賞●．●～～」みたいな工夫は不要か？		環境政策課	全体	欄外に第●章　を追記しました。
2		全体			西暦表示を和暦（西暦）表示に変更すること。		市長副市長	全体	西暦表示を和暦（西暦）表示に修正しました。 なお、第5章は、国の地球温暖化対策計画が2013年から2030年までの目標を示しており、全て西暦が使用されているため、本市の地球温暖化対策実行計画も併せて西暦のみの表記とします。
3	全体			「川西市公共交通基本計画」	「川西市公共交通計画」		交通政策課	全体	該当箇所をすべて「川西市公共交通計画」に修正しました。
4		本編			2030年の取り組み効果だけでなく、2050年にゼロカーボン（NETゼロ）にするのが見えないので、明確にしなくてよいのか。	内容確認	道路整備課	本編	P63に記載しているため修正は不要と考えます。
5		本編			「水循環計画（水循環基本法）」について触れなくてよいか。	内容確認	道路整備課	本編	担当課と調整の上、当計画は下水道だけではなく地下水全てが対象となり、範囲が広いことから触れないこととします。
6		本編			「グリーンインフラ」について触れなくてよいか。	内容確認	道路整備課	本編	担当課と調整の上、触れないこととします。
7	-	-	-	新名神高速道路IC周辺土地利用計画	新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画	本編、資料編共通	都市政策課	本編	「新名神高速道路IC周辺土地利用計画」を「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」に修正しました。
8	1	1	1.1	環境基本条例は、・・・	唐突に感じるため、文章の構成を再考してはどうか。	文章構成	道路整備課	1	「これらの自然と人とが共生した発展が可能なまちを将来の世代へと引き継いでいくため、環境基本条例は、環境の保全と創造に関する基本理念を定めています。」に修正しました。
9	1	1	1.1	（4）歴史・文化の継承 地域における歴史的かつ文化的な環境の保全に配慮し、将来の世代へ継承していく	（4）歴史・文化の継承 地域における歴史的かつ文化的な環境の保全に配慮し、将来の世代へ継承していく。	句点	道路整備課	1	「地域における歴史的かつ文化的な環境の保全に配慮し、将来の世代へ継承していくこと。」に修正しました。
10	1	1	1.1		市民・事業者・市の各々がプラットフォームをもって動くイメージがあり、それを市が引っ張っていくような記載は無いか。		市長副市長	1	「～　市民・事業者・市の関わり方　～ 環境基本計画を進めるためには、市民・事業者・市は各々が自発的に活動するとともに、互いに情報を共有し連携しあうことが重要です。市は、そのプラットフォームの形成に積極的に関わっていきます。」を追加しました。
11	1	1	1.1		ゼロカーボンの向けて川西市が一番やるべきことがわかりにくい。		市長副市長	1	「～　ゼロカーボンシティの実現に向けて　～ 第5章に記載しておりますが、良好な住宅都市である川西市では、家庭部門と運輸部門における温室効果ガス排出量の比率が高くなっています。 また、電力における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは太陽光発電が非常に高いものとなっています。 今後、住宅や事業所の屋根などへの太陽光発電や高効率給湯器などの省エネルギー機器の導入促進や次世代自動車の普及促進に重点を置き、地球温暖化対策を推進していきます。」を追加しました。
12	2	1	1.3		他計画との連携が不透明。 総合計画や他・関連・下位の計画や施策との関連・連携を図（体系図）などで示してはどうか。	図の追加	道路整備課	3	計画全体の前段のボリュームを減らすため、意図的に６－２に移動した内容のため、修正しないこととします。
13	3	2	2.1	事業所に対して、環境に配慮した事業活動のメリットや支援制度の周知を進め、ごみ減量化に向けて協力を要請していく必要があります。	事業所に対して、ごみ減量化に向けて協力を要請していく必要があります。		美化推進課	4	「事業所に対して、ごみ減量化に向けて協力を要請していく必要があります。」に修正しました。
14	3	2	2.1	温室効果ガスの排出量削減と合わせて、地球温暖化による気候変動への適応も必用です。	温室効果ガスの排出量削減と合わせて、地球温暖化による気候変動への適応※も必用です。 ※について、用語集に「気候変動適応法」について記載		環境政策課	4	※を追記し、用語集に「気候変動適応法」について記載しました。
15	3～7	2			全体見直し。 「課題」に「取組みや推進」についても書かれているのは変であり、このために「課題」と「取組み」の内容が重複している。	見直し	道路整備課	4～7	現行計画にあわせて「●●の課題がある」という表現ではなく、「●●の必要がある」などの表現を使っているため、修正しないこととします。
16	6	1	2.3	キセラ川西（中央北地区）	キセラ川西地区（中央北地区）		都市政策課	6	「キセラ川西地区（中央北地区）」に修正しました。

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案 → 答申案）

【川西市まとめ】

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	修正前の記載	修正後の記載（各所管課指摘）	備考	担当課	頁(反映後)	計画への反映
17	6	2	2.3	舎羅林山は	舎羅林山地区は		都市政策課	6	「舎羅林山地区」に修正しました。
18	6	2	2.3 (3)	高齢化が進むニュータウンや2017年に開通した新名神高速道路周辺、キセラ川西（中央北地区）などの土地利用の現況を把握し、良好な景観形成に向けて具体的な方策を地域の人々とともに協議・検討していく必要があります。	「具体的な施策を地域の人々とともに協議・検討」との記載について、都市政策課では地域と協議していく予定はないので、環境政策課で予定がなければ表現の修正をお願いしたいです。 修正案「良好な景観形成に向けた取組みを進めていく必要があります。」		都市政策課	6	「高齢化が進むニュータウンや平成29（2017）年に開通した新名神高速道路周辺、キセラ川西地区（中央北地区※24などの土地利用の現況を把握し、良好な景観形成に向けた取組みを進めていく必要があります。」に修正しました。
19	6	2	2.3	高齢化が進むニュータウンや 2017 年に開通した新名神高速道路周辺、キセラ川西（中央北地区）などの土地利用の現況を把握し、良好な景観形成に向けて具体的な方策を地域の人々とともに協議・検討していく必要があります。	「具体的な施策を地域の人々とともに協議・検討」との記載について、新名神IC計画策定後、市が地域と協議することは基本的にないので、課題として記載するのに疑義があります。 修正案「良好な景観形成に向けた取組みを進めていく必要があります。」		都市政策課	6	「高齢化が進むニュータウンや平成29（2017）年に開通した新名神高速道路周辺、キセラ川西地区（中央北地区※24などの土地利用の現況を把握し、良好な景観形成に向けた取組みを進めていく必要があります。」に修正しました。
20	6	2	2.3 (2)	新たに産業の振興やまちの賑わいを創出する施設としての利用が進んでおり、	新たに産業の振興~~やまちの賑わい~~を創出する施設~~としての利用~~の工事が進められており、		建築指導課	6	「新たに産業の振興を創出する施設の工事が進められており、」に修正しました。
21	8	3	3.2	（3）地域の特性をいかした良好な都市景観を形成し、歴史的文化的遺産の保全及び活用等により、快適な都市環境を創造すること。	※（P2）1章1.2「対象範囲」で、基本理念（4）を別計画に委ねていますが、これに関連する左記基本方針は委ねず、整合していますか？		都市政策課	8	「歴史・文化の継承」と「地域の特性をいかした良好な都市景観を形成」は同じものではないため、修正なしとします。
22	8	3	3.1	3.1 目標像 第6 次川西市総合計画では、環境分野の目標像を以下のように定めています。 快適な環境で暮らせる川西の実現	3.1 目標像 上位計画の第6 次川西市総合計画では、めざす都市像として「心地よさ 息づくまち 川西　～ジブンイロ叶う未来へ～」を掲げており、めざす都市像の実現に向けて、各施策が紐付く５つの分野別目標を定めています。 本計画においては、以下の分野別目標に向けて、市内の豊かな自然環境を保全し市民が自然と共生を実感できる取組み、脱炭素に向けた取組みなど、環境の保全と創造に関する政策を推進します。 快適な環境で暮らせる川西の実現	総合計画の体系を補足することにより、環境施策の目標は総合計画でどのように設定されているか示しています。 分野別目標に向けた環境保全施策の内容を記載することで、本計画の推進する目標を具体化しています。 ※記載内容は、総計基本計画の小施策「27環境保全」を基に作成していますが、（案）となりますので適宜校正してください。	政策創造課	8	以下のとおり修正しました。 3.1 目標像 上位計画の第6 次川西市総合計画では、めざす都市像として「心地よさ 息づくまち 川西　～ジブンイロ叶う未来へ～」を掲げており、めざす都市像の実現に向けて、各施策が紐付く５つの分野別目標を定めています。 本計画においては、以下の分野別目標に向けて、市内の豊かな自然環境を保全し市民が自然と共生を実感できる取組み、脱炭素に向けた取組みなど、環境の保全と創造に関する政策を推進します。 快適な環境で暮らせる川西の実現
23	9	3	3.3	17 の目標はすべて繋がっています。	意味が伝わりにくいため、文章再考してはどうか。	文章再考	道路整備課	9	「なお、表示しているSDGSマークは、環境配慮指針（環境施策）などの項目に関わる代表的なものを表示しております。」に修正しました。
24	10	3	3.3	「環境美化の推進」枠に「違法駐車・放置自転車への対策強化」記載あり	「住環境の安全・安心の向上」枠へ移動		交通政策課	10	住環境の安全・安心の向上」枠へ移動
25	11~32	4	4.1		全体見直し。 「課題」と「取組み」の内容が重複しています。	見直し	道路整備課	11~32	現行計画にあわせて「●●の課題がある」という表現ではなく、「●●の必要がある」などの表現を使っているため、修正しないこととします。
26	11~50			挿絵や図、写真の挿入	ページが淡白でレイアウトが繰り返しなので、写真や挿絵など、表示を工夫するとよいと感じた。 特に、P.11～50の青□（市民）橙□（事業者etc）緑□（市）の繰り返し。	デザイン・レイアウト	道路整備課	11~50	挿絵や色合い等を追加、変更しました。
27	12	4	4.1	（1）①事業者 ■再生可能エネルギーの適切な導入に努めます	（追加） ・再生可能エネルギーの適切な導入にあたっては、景観や周辺住民の生活環境に悪影響を与えないよう配慮します。		都市政策課	12	「・再生可能エネルギーの適切な導入にあたっては、景観や周辺住民の生活環境に悪影響を与えないよう配慮します。」を追加
28	13	4	4.1	ESCO	用語集に追加	用語集	道路整備課	13	用語集に追加しました。
29	13	4	4.1	・里山や森林の整備で出た間伐材などを活用したバイオマス発電設備や熱利用設備、コジェネレーションの導入を検討します。	市の林業などの形態を考え、実現不能に思えますが、記載していて問題ないでしょうか。	内容確認	道路整備課	13	担当課と調整し，全文削除しました。
30	13	4	4.1	・自然環境保護を考慮した適切な再生可能エネルギーの導入を心がけます。	上下の項目・タイトルと重複しているので、削除しては？	見直し	道路整備課	14	「自然環境保護を考慮した」のフレーズが必要であることから削除はしないこととします。

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案 → 答申案）

【川西市まとめ】

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	修正前の記載	修正後の記載（各所管課指摘）	備考	担当課	頁(反映後)	計画への反映
31	16	4	②	搬入ごみの検査などごみ処理施設への持ち込みごみの監視を行います	削除		美化推進課	16	持ち込みゴミの監視はしておらず、リサイクルの観点ではないとのことなので、削除いたしました。
32	16	4	②	事業所に対して、環境に配慮した事業活動及び支援制度の周知を行います。	削除		美化推進課	16	一般廃棄物処理計画に未掲載とのことなので、削除いたしました。
33	16	4	②	一定規模以上の事業所に対しては、一般廃棄物減量化に向けた取組みやISO14001の取得などを依頼します。	一定規模以上の事業所に対しては、一般廃棄物減量化に向けた取組みなどを依頼します。		美化推進課	16	「一定規模以上の事業所に対しては、一般廃棄物減量化に向けた取組みなどを依頼に努めます。」に修正しました。
34	16	4	②	剪定枝や廃プラスチックなどの資源リサイクルについて検討します。	製品プラスチック等分別、リサイクル手法の検討をします。		美化推進課	16	「製品プラスチック等分別、リサイクル手法の検討をします。」に修正しました。
35	16	4	②	生ごみの堆肥化など家庭でできる資源リサイクルに関する支援や情報提供を行います。	家庭でできる資源リサイクルに関する情報提供を行います。		美化推進課	16	「家庭でできる資源リサイクルに関する情報提供を行います。」に修正しました。
36	16	4	②		剪定枝の資源化を継続して実施します。	追記	美化推進課	16	「剪定枝の資源化を継続して実施します。」を追加しました。
37	17	4	4.1	まち山	用語集に追加	用語集	道路整備課	17	用語集に追加しました。
38	18	4	4.1	■親水空間の整備に努めます	タイトル修正。ため池は親水空間ではないため。ため池のほとんどが旧慣財産のため、市が適切に管理を行うで問題ないか所管課に確認すること。	内容確認	道路整備課	18	担当課に確認の上、「親水空間の適正な管理を行い、生物の生息・成育場所の確保などに取り組みます。」に修正しました。
39	19	4	4.1	子供達の体験学習	子どもたちの体験学習		教育保育課	19	「子どもたち」に修正しました。
40	19	4	-	コラム　黒川地区の「日本一の里山」 【景観性】モザイク状の昔の里山景観が見られる	【景観性】モザイク状の~~昔の~~里山景観が見られる		都市政策課	19	「モザイク状の里山景観が見られる」に修正しました。
41	19	4	4.1	川西市北部の黒川は「日本の里100選」にも選ばれており、	川西市北部の黒川は、一庫炭の生産のためのクヌギ林の輪伐が現在も行われていること等から「日本の里100選」にも選ばれており、		文化・観光・スポーツ課	19	「川西市北部の黒川は、一庫炭の生産のためのクヌギ林の輪伐が現在も行われていること等から「日本の里100選」にも選ばれており、」に修正しました。
42	19	4	4.1	【景観性】モザイク状の昔の里山景観が見られる	【景観性】輪伐により林齢0年から9年までの異なった林分が互いに連続しており、モザイク状の昔の里山景観が見られる		文化・観光・スポーツ課	19	「【景観性】輪伐により林齢0年から9年までの異なった林分が互いに連続しており、モザイク状の昔の里山景観が見られる」に修正しました。
43	19	4	4.1	【生物多様性】カブトムシやクワガタムシ、チョウなどが生息する	【生物多様性】炭（一庫炭）の原木がクヌギであり、クヌギ林はたくさんの昆虫の生息の場となっている。~~カブトムシやクワガタムシ、チョウなどが生息する~~		文化・観光・スポーツ課	19	「【生物多様性】炭（一庫炭）の原木がクヌギであり、クヌギ林はたくさんの昆虫の生息の場となっている。」に修正しました。
44	20	4	4.1	全体的に、「野焼き」の記載がある箇所は、もう少し丁寧に	全体を通して、野焼きの記載については、「違法な野焼きをしないようにします。また、適法な野焼きを行う場合でも、時間や風向きなどに注意し、周りの方の迷惑にならないよう気をつけて行います。」などに修正する方がいい		環境政策課	20	野焼きに関する文言について、「違法な野焼きをしないようにします。また、適法な野焼きを行う場合でも、時間や風向きなどに注意し、周りの方の迷惑にならないよう気をつけて行います。」と修正しました。
45	21	4	4.1	企業の森	用語集に追加	用語集	道路整備課	21	用語集に追加しました。
46	21	4	4.1	ビオトープ	用語集に追加	用語集	道路整備課	21	修正不要。用語集に記載あり。
47	21	4	4.1	・企業の森事業やビオトープづくりなど、「生物多様性ふるさと川西戦略」に記載されている。市民戦略に取り組みます。	・企業の森事業やビオトープづくりなど、「生物多様性ふるさと川西戦略」に記載されている。市民戦略に取り組みます。	句点確認	道路整備課	21	「「生物多様性ふるさと川西戦略」の市民戦略に取り組みます。」に修正しました。
48	23	4	4.1	・地域活動やボランティア活動を通じて、公園や道路、河川など地域の美化活動に参加します。		他課の事業で該当があれば修正なし（公園緑地課として該当なし）	公園緑地課	23	修正なしとします。
49	23	4	4.1	「①環境美化の推進」の環境配慮指針に 「違法駐車・放置自転車への対策強化」記載あり	「②住環境の安全・安心の向上」枠へ移動		交通政策課	24	「②住環境の安全・安心の向上」枠へ移動しました。
50	23	4	4.1	（市民） ■違法駐車・放置自転車の防止に努めます ・自動車や自転車などは決められた場所に置き、路上に放置しないようにします。	■違法駐車の防止に努めます 駐車禁止場所において、違法駐車・迷惑駐車をしないようにします。 ■放置自転車等の防止に努めます 自転車等は決められた場所に置き、路上に放置しないようにします。		交通政策課	25	次の内容に修正しました。 ■違法駐車の防止に努めます 駐車禁止場所において、違法駐車・迷惑駐車をしないようにします。 ■放置自転車等の防止に努めます 自転車等は決められた場所に置き、路上に放置しないようにします。
51	23	4	4.1	（事業者） ■違法駐車・放置自転車の防止に努めます ・自動車や自転車などは決められた場所に置き、路上に放置しないよう従業員に周知します。	■違法駐車の防止に努めます 駐車禁止場所において、違法駐車・迷惑駐車をしないよう従業員をはじめ、利用者にも周知します。 ■放置自転車等の防止に努めます 自転車などは決められた場所に置き、路上に放置しないよう従業員をはじめ、利用者に周知します。		交通政策課	25	次の内容に修正しました。 ■違法駐車の防止に努めます 駐車禁止場所において、違法駐車・迷惑駐車をしないよう従業員をはじめ、利用者にも周知します。 ■放置自転車等の防止に努めます 自転車などは決められた場所に置き、路上に放置しないよう従業員をはじめ、利用者にも周知します。

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案 → 答申案）

【川西市まとめ】

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	修正前の記載	修正後の記載（各所管課指摘）	備考	担当課	頁(反映後)	計画への反映
52	24	4	4.1	（市） ■違法駐車・放置自転車への対策強化 ・警察等と連携し、川西能勢口駅を中心とした区域の違法駐車・放置自転車の取り締まりを継続します。 ・駐輪場の整備を進めると共に、利用促進に向けた周知・啓発活動を行います。	■違法駐車への対策強化 ・警察等と連携し、川西能勢口駅を中心とした区域を重点地区と定め、違法駐車防止に向けた啓発活動を行います。 ■放置自転車等への対策強化 ・駐輪場の利用徹底に向けた啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両を撤去します。		交通政策課	26	次の内容に修正しました。（一部、交通政策課に確認） ■違法駐車への対策を強化します ・警察等と連携し、川西能勢口駅を中心とした区域を重点地区と定め、違法駐車防止に向けた啓発活動に努めます。 ■放置自転車等への対策を強化します ・駐輪場の利用徹底に向けた啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両の撤去に努めます。
53	24	4	4.1	・市民団体及び近隣の自治会と連携し、公園や道路などへの不法投棄の防止、不法投棄物の回収・処分などまちの美化拡充に向けて取り組みます。		他課の事業で該当があれば修正なし（公園緑地課として該当なし）	公園緑地課	24	修正なしとします。
54	24	4	4.1	「・駐輪場の整備を進めると共に」→交通政策課等に確認	「・駐輪場の整備を進めると共に」→交通政策課等に確認して対応する		環境政策課	24	担当課と調整の上、「駐輪場の利用徹底に向けた啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両の撤去に努めます。」に修正しました。
55	25	4	4.1	・違法な野焼きをしないようにします。	・違法な野焼きをしないようにします。適法な野焼きや例外的に認められている野焼きを実施する際には、時間帯や風向き、廃棄物の量などに注意し、近隣の迷惑にならないよう配慮します。	文章校正	道路整備課	25	以下のとおり修正しました。（※野焼きの記載は複数箇所あるので、すべて修正） ・違法な野焼きをしないようにします。適法な野焼きや例外的に認められている野焼きを実施する際には、時間帯や風向き、廃棄物の量などに注意し、近隣の迷惑にならないよう配慮します。
56	25	4	4.1	・違法な野焼きをしないようにします。また、適法な野焼きでも時間や風向きに注意し、近隣に配慮して行います。	・違法な野焼きをしないようにします。~~また、~~適法な野焼きや例外的に認められている野焼きを実施する際には、時間帯や風向き、廃棄物の量などに注意し、近隣の迷惑にならないよう配慮します。	文章校正	道路整備課	25	以下のとおり修正しました。（※野焼きの記載は複数箇所あるので、すべて修正） ・違法な野焼きをしないようにします。適法な野焼きや例外的に認められている野焼きを実施する際には、時間帯や風向き、廃棄物の量などに注意し、近隣の迷惑にならないよう配慮します。
57	26	4	4.1	「・新名神高速道路や開発中の舎羅林山における」	「・新名神高速道路における」に修正		環境政策課	26	「新名神高速道路における」に修正しました。
58	26	4	4.1	コラム欄２行目「化学物質過敏症といいまうす」	コラム欄２行目「化学物質過敏症といいます」と誤字修正		環境政策課	27	「化学物質過敏症といいます」に修正しました。
59	26	4	4.1	コラム欄をもう少し丁寧に	コラム欄について香害、化学物質過敏症で実際に苦しんでいる方がいるという点を追記		環境政策課	27	「特に合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成香料による「匂い」に対する過敏症状は「香害」とも呼ばれ、日常的に苦しんでいる方がいます。」に修正しました。
60	26	4	4.1	コラム	香料について記載してほしい		保険センター	27	合成香料について記載しております。
61	27	4	4.1	新名神高速道路周辺や舎羅林山、ニュータウン、キセラ川西などの・・・	新名神高速道路周辺や舎羅林山地区、ニュータウン、キセラ川西地区などの・・・		都市政策課	27	「新名神高速道路周辺や舎羅林山地区、ニュータウン、キセラ川西地区などの」に修正しました。
62	27	4	(3)③	キセラ川西など	キセラ川西地区など		都市政策課	27	「キセラ川西地区など」に修正しました。
63	28	4	4.1	・公園の再編について検討します。		地域の特性を活かした取組みは行っているが、景観とは繋がりがないため、この項目には入らない。	公園緑地課	28	削除しました。
64	28	4	4.1(3)③	空き家のマッチングサービス	空き家マッチング制度「空き家をつなご！」	資料編と表現を統一	住宅政策課	28	空き家マッチング制度「空き家をつなご！」に修正しました。
65	28	4	4.1	「川西市景観計画」や「川西市都市計画マスタープラン」を適正に運用し、	「川西市景観計画」~~や「川西市都市計画マスタープラン」~~を適正に運用し、		都市政策課	28	「「川西市景観計画」を適正に運用し」に修正しました。
66	28	4	4.1	（3）③市 「川西市景観条例※」に基づいた指導・誘導を通して、美しい都市景観の形成を進めます。	「川西市景観条例※」に基づいた規制・誘導を通して、美しい都市景観の形成を進めます。		都市政策課	28	「「川西市景観条例※」に基づいた規制・誘導を通して、」に修正しました。
67	28	4	4.1	（3）③市 ・屋外広告物に関する事業者の意識啓発を行います。	・事業者が設置する屋外広告物の規制・誘導を行います。		都市政策課	28	「事業者が設置する屋外広告物の規制・誘導を行います。」に修正しました。
68	28	4	4.1	「・空き家や空き地」について空き宅地にしなくていいか	「・空き家や空き宅地」と宅地を入れる方がいいかを検討		環境政策課	28	「空き地」表記が一般的なようなので、「空き家や空き地」とします。
69	30	4	1	野生動植物の保護を行う市民団体等と情報を共有します。	7、13行目に重複		衛生管理課	30	１３行目を削除しました。
70	30	4	4.1	下から２行目「・ボランィア団体や自治体のニーズ」	自治体のニーズとはなにか？自治体とはどこをイメージしているのかわからない		環境政策課	30	自治体のニーズが想像し難いため、「ボランィア団体や市民、事業者のニーズ」に修正しました。

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案 → 答申案）

【川西市まとめ】

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	修正前の記載	修正後の記載（各所管課指摘）	備考	担当課	頁(反映後)	計画への反映
71	31	4	4.1	市民の欄の二つ目の■の箇所「・黒川里山センターや県立人と自然の博物館などを活用し、」	「・黒川里山センターや国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」などを活用し、」の方がいいのでは		環境政策課	31	「黒川里山センター※や国崎クリーンセンター内啓発施設「ゆめほたる」などを活用し、」に修正しました。
72	31	4	4.1	事業者の欄の二つ目の■の箇所「・黒川里山センターや県立人と自然の博物館などを活用し、」	「・黒川里山センターや国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」などを活用し、」の方がいいのでは		環境政策課	31	「黒川里山センター※や国崎クリーンセンター内啓発施設「ゆめほたる」などを活用し、」に修正しました。
73	32	4	4.1	学校や幼稚園、保育所での	学校や就学前施設での		教育保育課	32	「学校や就学前施設での」に修正しました。
74	32	4	4.1	■環境学習に係る基盤を整備します 黒川センターや国崎クリーンセンターなどを活用し、環境教育に取り組みます。	■環境学習に係る基盤を整備します 黒川センターや国崎クリーンセンター内啓発施設「ゆめほたる」などを活用し、環境教育に取り組みます。		国崎クリーンセンター	32	「国策クリーンセンター内啓発施設「ゆめほたる」」に修正しました。
75	33	4	4.2	P33に区分について「川西市都市計画マスタープラン」との整合と書いているが、若干エリアの位置が違うのと、方位の呼び方が違う	P33に区分について「川西市都市計画マスタープラン」との整合と書いているが、若干エリアの位置が違うのと、方位の呼び方が違う	P34、35、39、43も同じ	都市政策課	33	エリアの位置は「川西市都市計画マスタープラン」に合わせ、方位については本計画の特性上、南部を2つに分けていることもあり、「～部地域」にしております。
76	33	4	4.2	川西能勢口駅周辺では再開発事業、キセラ川西地区では区画整理事業が進められるなど、	川西能勢口駅周辺では再開発事業、キセラ川西地区では区画整理事業が行われるなど、		都市政策課	33	「行われるなど」に修正しました。
77	33	4	4.2	北部地域 黒川地区の里山や集落地、知明湖（一庫ダム）など、豊かな自然と美しい景観に恵まれた地域です。	黒川地区の里山や知明湖（一庫ダム）などの豊かな自然に恵まれ、古くからの集落が残る地域です。	※「景観に恵まれる」に違和感があります。「集落」が「自然」にカテゴライズされるのに違和感があります。	都市政策課	33	「黒川地区の里山や知明湖（一庫ダム）などの豊かな自然に恵まれ、古くからの集落が残る地域です。」に修正しました。
78	33	4	4.2	JR福知山線	JR宝塚線	P33（PDF38） 地域の地図、資料編等全て修正	交通政策課	33	公共交通基本計画と併せてJR宝塚線に修正します。
79	33		4.2	区画整理事業	土地区画整理事業		道路整備課	33	「土地区画整理事業」に修正しました。
80	34			図　地域区分	川西インター線、川西I.C.追加。 廃止が公表された妙見の森ケーブル等の表示内容の検討。	図修正	道路整備課	34	川西インター線、川西I.C.追加を追加し、妙見の森ケーブルの記載は削除しました。
81	35	4	4.2	川西市都市マスタープランでは、北部地域を「自然共生拠点」と	川西市都市計画マスタープランでは、北エリアを「自然共生拠点」と		都市政策課	35	「川西市都市計画マスタープランでは、北エリアを「自然共生拠点」と」に修正しました。
82	35	4	4.2	・黒川の里山では「菊炭」の生産が続けられており、「日本一の里山」といわれる全国的にも貴重な里山の景観を望むことができます。	・黒川~~の里山~~では「菊炭」の生産が続けられており、「日本一の里山」といわれる全国的にも貴重な里山が残されています。	※「日本一の里山」と景観を直接関連付けることに違和感があります。	都市政策課	35	「黒川では「菊炭」の生産が続けられており、「日本一の里山」といわれる全国的にも貴重な里山が残されています。」に修正しました。
83	35	4	4.2	山地防犯	聞きなれない言葉で検索しても出てこないが、一般的な内容か確認を。	内容確認	道路整備課	35	※審議会委員の指摘と併せて「山地への不法投棄、防犯」に修正しました。
84	35	4	4.2	「〇地域の特性」と「〇地域の課題」が見にくい（周りに文字が多く、埋もれている）	「〇地域の特性」と「〇地域の課題」の文字サイズや文字色、網掛けなど、目立つ工夫をすること		環境政策課	35	題名下に罫線を引いて対応しました。
85	36	1.3	(3)③			ページが目次と一致しない	住宅政策課	36	目次を修正しました。
86	39			・良好な自然環境の中に新名神高速道路が開通しています。	新名神高速道路が整備されました。 道路によって自然破壊している印象を受ける。環境アセスを適切に実施した。	文章校正	道路整備課	39	「新名神高速道路が整備されました。」に修正しました。
87	39			・環境に配慮した、持続可能な農業が求められます。	農業とは元来、持続可能な社会のための生産行為だと思うので、表現を再考。	内容確認	道路整備課	39	担当課と調整し、産業ビジョンでも類似の記載があるため、このまま記載します。
88	39	4	4.2	「〇地域の特性」と「〇地域の課題」が見にくい（周りに文字が多く、埋もれている）	「〇地域の特性」と「〇地域の課題」の文字サイズや文字色、網掛けなど、目立つ工夫をすること		環境政策課	39	題名下に罫線を引いて対応しました。
89	40	4	4.2	・公園や道路など地域の美化活動に参加します。		他課の事業で該当があれば修正なし（公園緑地課として該当なし）	公園緑地課	40	修正なしとします。
90	40	4.2	(2)①	＜市民＞ ・事業者、市等と協力して空き家対策を検討していきます。	＜市民＞ ・事業者、市等と協力して空き家・空き地対策を検討していきます。	他項目と表記を統一	住宅政策課	40	「空き家・空き地対策」に修正しました。
91	40	4	4.2	「・公園や道路など地域の美化活動に参加します。」、「・身近な生活空間に緑を増やします。」	この２点に関する内容について、事業者、市にも追加しなくて良いか？		環境政策課	40	追加しました。
92	40	4	4.2	市の欄「・公害による住環境への影響を監視し、必要な措置を講じます。」	「・公害による住環境への影響を監視し、必要に応じて措置を講じます。」		環境政策課	40	「・公害による住環境への影響を監視し、必要に応じて措置を講じます。」に修正しました。
93	40	4	4.2	市の欄「・公害の苦情や相談に対し必要に応じて～」	「・公害の苦情や相談に対し、必要に応じて～」		環境政策課	40	「・公害の苦情や相談に対し、必要に応じて～」に修正しました。
94	41	4	4.2	・・・新名神高速道路及び関連道路周辺の開発・建築を計画的に誘導するよう、適切な配慮を行います。	・・・新名神高速道路及び関連道路周辺では、「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」を基に、市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けた開発・建築となるよう、適切な配慮を行う必要があります。	2次計画の本文のとおりとする	都市政策課	41	「新名神高速道路及び関連道路周辺では、「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」を基に、市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けた開発・建築となるよう、適切な配慮をに努めます。」に修正しました。
95	41	4	4.2	②自然環境の保全 自然環境の保全に取り組むとともに、	自然環境の保全に取り組みます。また、		都市政策課	41	「自然環境の保全に取り組みます。また、」に修正しました。

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案 → 答申案）

【川西市まとめ】

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	修正前の記載	修正後の記載（各所管課指摘）	備考	担当課	頁(反映後)	計画への反映
96	41	4	4.2	【市】「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」に基づく・・・誘導していきます。	【市】「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」に基づき、市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けて適切な土地利用を誘導していきます。		都市政策課	41	「「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画」に基づき、市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けて適切な土地利用を誘導していきます。」に修正しました。
97	41	4	4.2	市の欄「・市民団体等と連携して山林の保全に努めます。」	「・市民団体等と連携して山林や河川の保全に努めます。」の方がいいのでは		環境政策課	41	「・市民団体等と連携して山林や河川の保全に努めます。」に修正しました。
98	42	4	4.2	「農業従事者」の欄	「事業者・農業従事者」に修正		環境政策課	42	「事業者・農業従事者」に修正しました。
99	43	4	4.2	川西市都市マスタープランでは、川西能勢口駅周辺を	川西市都市計画マスタープランでは、川西能勢口駅からキセラ川西地区を		都市政策課	43	「川西市都市計画マスタープランでは、川西能勢口駅からキセラ川西地区を」に修正しました。
100	43	4	4.2	「〇地域の特性」と「〇地域の課題」が見にくい（周りに文字が多く、埋もれている）	「〇地域の特性」と「〇地域の課題」の文字サイズや文字色、網掛けなど、目立つ工夫をすること		環境政策課	43	題名下に罫線を引いて対応しました。
101	43	4.2	(3)	図　市街地1地域マップより キセラ川西	キセラ川西地区		都市政策課	43	「キセラ川西地区」に修正しました。
102	44	4	4.2	・公園や道路など地域の美化活動に参加します。		他課の事業で該当があれば修正なし（公園緑地課として該当なし）	公園緑地課	44	修正なしとします。
103	44	4	4.2	(市民) ・自動車や自転車などは決められた場所に置き、路上へ放置しないようにします。 (市) ・警察と連携して放置自転車・違法駐車対策を進めます。	(市民) ・駐車禁止場所において、違法駐車・迷惑駐車をしないようにします。 ・自転車等は決められた場所に置き、路上に放置しないようにします。 (市) ・警察等と連携し、川西能勢口駅を中心とした区域の違法駐車防止の周知・啓発活動を行います。 ・駐輪場の利用徹底に向けた啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両を撤去します。	放置自転車関係は「中部地域」「南部地域２」にも同様の記載を追加	交通政策課	44	次の内容に修正しました。（一部、交通政策課に確認） ※放置自転車関係は「中部地域」「南部地域２」にも同様の記載を追加 市民) ・駐車禁止場所において、違法駐車・迷惑駐車をしないようにします。 ・自転車等は決められた場所に置き、路上に放置しないようにします。 (市) ・警察等と連携し、川西能勢口駅を中心とした区域の違法駐車防止の周知・啓発活動に努めます。 ・駐輪場の利用徹底に向けた啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両の撤去に努めます。
104	45	4	4.2	・都市公園や社寺林などの緑地を維持・管理する活動に参加します。		都市公園・公園の使い分け（他ページでの記載が"公園"のため）	公園緑地課	45	「公園」に修正しました。
105	45	4	4.2	市の欄「・公害の原因になるような日常生活上の行動・業務活動については指導、啓発を行い、公害の未然防止に努めます。」	「・公害の原因になるような日常生活上の行動・業務活動については啓発や必用に応じた指導を行うなど、公害の未然防止に努めます。」の方が良いのでは		環境政策課	45	「公害の原因になるような日常生活上の行動・業務活動については、啓発や必要に応じた指導を行うなど、公害の未然防止に努めます。」に修正しました。
106	47	4	4.2	「〇地域の特性」と「〇地域の課題」が見にくい（周りに文字が多く、埋もれている）	「〇地域の特性」と「〇地域の課題」の文字サイズや文字色、網掛けなど、目立つ工夫をすること		環境政策課	47	題名下に罫線を引いて対応しました。
107	48	4	4.2	・公園や道路など地域の美化活動に参加します。		他課の事業で該当があれば修正なし（公園緑地課として該当なし）	公園緑地課	48	修正なしとします。
108	48	4	4.2	市の欄「・公害による住環境への影響を監視し、必用な措置を講じます。」	「・公害による住環境への影響を監視し、必用に応じて措置を講じます。」の方が良いのでは		環境政策課	48	「公害による住環境への影響を監視し、必要な措置を講じます。」に修正しました。
109	48	4	4.2	市の欄「・公害の原因になるような日常生活上の行動・業務活動については指導、啓発を行い、公害の未然防止に努めます。」	「・公害の原因になるような日常生活上の行動・業務活動については啓発や必要に応じた指導を行うなど、公害の未然防止に努めます。」の方が良いのでは		環境政策課	48	「公害の原因になるような日常生活上の行動・業務活動については啓発や必要に応じた指導を行うなど、公害の未然防止に努めます。」に修正しました。
110	50	4	4.2	「農業従事者」の欄	「事業者・農業従事者」に修正		環境政策課	50	「事業者・農業従事者」に修正しました。
111	51	5	5.1	１行目「地球温暖化対策の推進に関する法律」第２１条は、」	１行目「地球温暖化対策の推進に関する法律」第２１条で、」の方がいいのでは（「は」が繰り返されるので）		環境政策課	51	『「地球温暖化対策の推進に関する法律」第２１条で、』に修正しました。
112	53		5.2		関西地方の１世帯当たりの年間エネルギー消費量に換算しているのであれば、そこからなにを伝えたいのか不明なので、明確にしてはどうか。	内容確認	道路整備課	53	規模感の表現を削除し、表から読み取れるものだけを文章化するよう修正しました。
113	53	5	5.2	（１）本市のエネルギー需要量	（１）本市のエネルギー需要量が何を書いているのかわからないため、伝えたい趣旨を整理したうえで、文書を再作成		環境政策課	53	規模感の表現を削除し、表から読み取れるものだけを文章化するよう修正しました。
114	58	5	5.2	表　本市の再生可能エネルギー導入状況（設備容量）	表　本市の再生可能エネルギー導入状況（設備容量）のバイオマス発電の既導入分で導入件数１件となっているが、１件がどこか確認しておくこと		環境政策課	58	数の把握しかできず、場所は分かりかねます。

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案 → 答申案）

【川西市まとめ】

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	修正前の記載	修正後の記載（各所管課指摘）	備考	担当課	頁(反映後)	計画への反映
115	62	5	5.2	コラム「電力会社・ガス会社」の取組み	文書を再度作成 ・２０５０に向けた取り組みを書く（短所はいらない） ・メタネーションについて記載		環境政策課	62	エネルギー会社と調整の上、文書を再度作成しました。 ・２０５０に向けた取り組みを書き、短所は削除しました。 ・メタネーションについて記載に変更しました。
116	66	5	5.4	最後の段落「本市では、再生可能エネルギーの導入の方向性として、主に太陽光発電の導入が中心となりますが～」	最後の段落「本市では、再生可能エネルギーの導入の方向性として、主に住宅や事業所の屋根などへの太陽光発電の導入が中心となりますが～」の方が良いのでは		環境政策課	68	「本市では、再生可能エネルギーの導入の方向性として、主に住宅や事業所の屋根などへの太陽光発電の導入が中心となりますが～」に修正しました。
117	66	5	5.4	表　取り組みの体系	（→P●●）が何のP●●を見ればいいかわかりにくいため、（→○○○P●●）と丁寧に記載		環境政策課	68	（→本編P●●）か（→資料編P●●）に修正しました。
118	66	5	5.4	Ｐ６６～Ｐ６９について、取り組みの内容など	取り組みの内容などが、あくまでも例として記載しているもので、市が行っている事業や行っていこうとしている事業ではないことが分かるように注釈等を入れる		環境政策課	68	修正しました。
119	67	5	5.5	街路樹、公園など都市部の緑地確保		公園緑地課の事業として書かれているのであれば、タイトル（4 エネルギー・環境に関する教育・学習等の推進）とは繋がりがない。	公園緑地課	69	「公園など都市部の緑地確保」に修正しました。
120	67	5	5.5	ごみの減量	生ごみの減量		美化推進課	69	「生ゴミの減量」に修正しました。
121	67	5	5.4	生ごみの堆肥化、バイオマスとしての活用	生ごみの堆肥化		美化推進課	69	例）のため、修正無とします。
122	67	5	5.5	市民の取り組み「・太陽光パネル・蓄電池設置費補助金」	「・太陽光パネル・蓄電池設置費補助事業」		環境政策課	70	「・太陽光パネル・蓄電池設置費補助事業」に修正しました。
123	67	5	5.5	市民の取り組み「・太陽光パネル・蓄電池共同購入」	「・太陽光パネル・蓄電池共同購入事業」		環境政策課	70	「・太陽光パネル・蓄電池共同購入支援事業」に修正しました。
124	68	5	5.5	■事業者の取組み No.1　BtoB		これは、事業者の取組みなのでしょうか。分別収集しているものは対象外との理解で良いのか。	国崎クリーンセンター	70	概要を「事業者の取組みによるペットボトルの再利用」に修正しました。
125	68	5	5.5	次世代自動車の導入	削除		総務課	70	あくまで取り組みイメージのため、削除はしません。
126	68	5	5.5	■市の取組み	市（一部事務組合を含む）の取組み	毎年公表していくと記載があるが、一時的な取組みについても記載することで良いのか。	国崎クリーンセンター	71	「市（一部事務組合を含む）の取組み」に修正しました。
127	68	5	5.5	■市の取組み No.1　概要 ・国崎クリーンセンターの灰溶融炉の廃止	■市の取組み No.1　概要 ・国崎クリーンセンターにおける灰溶融炉設備の廃止		国崎クリーンセンター	71	概要を「国崎クリーンセンターにおける灰溶融炉設備の廃止」に修正しました。
128	68	5	5.5	（２）その他啓発事業等の取り組み（イメージ）	温室効果ガス削減量の欄を参加人数などに修正		環境政策課	71	温室効果ガス削減量の欄を参加人数に修正しました。
129	70	6	6.1	公共交通機関利用者数	自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合	総合計画記載内容	交通政策課	73	「自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合」に修正しました。
130	70	6	6.1	「都市・生活環境」「環境美化の推進」 →「放置自転車強制移動台数」「駅周辺環境の美化拡充」	「都市・生活環境」「住環境の安全・安心の向上」→「放置自転車強制移動台数」「駅周辺の交通環境の向上」		交通政策課	73	「「都市・生活環境」「住環境の安全・安心の向上」→「放置自転車強制移動台数」「駅周辺の交通環境の向上」」に修正しました。
131	70	6	6.1	市民一人一日あたりのごみ排出量（総ごみ排出量÷365日÷年度末人口）	市民1人1日当たりのごみ排出量（総ごみ排出量÷365日÷年度末人口）	PDF資料参照	美化推進課	73	「市民1人1日当たりのごみ排出量（総ごみ排出量÷365日÷年度末人口）」に修正しました。
132	70	6	6.1	ごみの再資源化率	ごみのリサイクル率	PDF資料参照	美化推進課	73	「ごみのリサイクル率」に修正しました。
133	70	6	6.1	市道不法投棄物処理量	市道等不法投棄物処理量	本編	道路管理課	73	「市道等不法投棄物処理量」に修正しました。
134	70	6	6.1	公用車のEV車導入率	削除		総務課	73	削除しました。
135	71	6	6.1	進行管理指標30「都市計画公園の住民一人あたりの面積（㎡）	行ごと削除		公園緑地課	74	項目を削除しました。
136	71	6	6.1	進行管理指標No.24の担当課 美化推進課		美化推進課と調整願います。	国崎クリーンセンター	74	第2次環境基本計画からの継続のため、美化推進課とします。
137	72	6	6.2	位置づけ（関連計画）	新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利改定案の意見照会で、環境政策課より環境基本計画と新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用は関連計画であるため、文言追加の要望があり、対応した経過があります。再度、関連計画であるかを確認するようお願いします。		都市政策課	75	新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用を関連計画へ追加しました。
138	73	6	6.3	6.3推進体制と6.3進行管理	6.3進行管理、6.4推進体制にすれば、6.3進行管理は７２ページに収まるのではないか		環境政策課	76	6.3進行管理、6.4推進体制に修正しました。

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案 → 答申案）　　【川西市まとめ】

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	修正前の記載	修正後の記載（各所管課指摘）	備考	担当課	頁(反映後)	計画への反映
資料編									
139	資料編目次			＜資料編目次＞	＜（別冊）資料編目次＞		環境政策課	資料編目次	＜（別冊）資料編目次＞に修正しました。
140	資料編目次			＜資料編目次＞の「取り組み　直売所マップ」	＜資料編目次＞の「取り組み　●●の直売所マップ」		環境政策課	資料編目次	「農産物の直売所マップ」に修正しました。
141	資料編目次			＜資料編目次＞の取り組みが多い	表などで整理		環境政策課	資料編目次	枠囲みで整理しました。
142	資料編目次			「取り組み　直売所マップ」	＜資料編目次＞の「取り組み　●●の直売所マップ」		環境政策課	資料編目次	「農産物の直売所マップ」に修正しました。
143	資料編目次			取り組みが多い	表などで整理		環境政策課	資料編目次	囲みで修正しました。
144	1	資料1	1.1	文書の下から２行目「中国自動車道」	「中国縦貫自動車道」でなくて良いか		環境政策課	1	「中国縦貫自動車道」に修正しました。
145	2	資料1	1.1	バスルート		大和のバスルートR5.10変更予定 参考：別紙「20231001バスルート」	交通政策課	2	差替えいたしました。
146	2	資料1	1.1	R6.4～妙見口能勢線廃止に伴い、黒川、妙見口駅～ケーブル黒川駅～黒川ダリア園削除			交通政策課		
147	2	資料1		図　本市の全体像（川西インター線なし）	川西インター線の追加	図修正	道路整備課	2	川西インター線（県道）を追加しました。
148	3	資料1				気候 2020年は10～12月の気温が未計測（計器故障のため）。「2020　18.1度」は平均気温にならないのでは。	危機管理課		数値の表現をグラフから表に修正しました。 「川西市の過去30年の気温は概ね横ばいであるものの、計測している直近3年の数値は、平均気温が16度を超え、最高気温が38度を超えるなど、前の10年に比べて気温が上昇していることがわかります。」に変更しました。
149	3	資料1	1.1	1.1（３）人口 人口推計グラフ	1.1（３）人口 人口推計グラフ 全庁共有の【確定版】に変更	人口推計【確定版】は総計スペースに記載しています。 ※各年度の推計数値も変更していますが、2031年についてはグラフ自体を削除しています。 http://10.202.51.201/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/space/top?spid=283#tid=1045	政策創造課	3	1.1（３）人口 人口推計グラフ 全庁共有の【確定版】に変更しました。
150	3	資料1		人口 2030　144079人 2030　16554人 2050　125522人 2050　13224人	人口 2030　144069人 2030　16544人 2050　125542人 2050　13244人		政策創造課		ご指摘の通り修正しました。 人口 2030　144069人 2030　16544人 2050　125542人 2050　13244人
151	3	資料1		（２）気候のグラフ	（２）気候のグラフ内の「近似値」とは何か？		政策創造課	3	「トレンド（長期的な変化の傾向）」に修正しました。
152	3,16,17,19	資料1		各図の右下単位（年）	各図の右下単位（年度）		環境政策課		（年度）に修正しました。
153	11	資料1	1.3	取組み　ゼロカーボンシティ宣言の「図　環境大臣メッセージ」	「図」の表記で正しいか？		環境政策課	11	他とのページバランスの観点から、削除しました。
154	12	資料1		取組み　太陽光パネル・蓄電池の共同購入支援事業の「太陽光パネル・蓄電池の購入を希望する市民や事業者を募り、共同購入することで、再生可能エネルギー普及・促進のため、市場価格より～」	「再生可能エネルギー普及・促進のため、太陽光パネル・蓄電池の購入を希望する市民や事業者を募り、共同購入することで市場価格より～」		環境政策課	11	「再生可能エネルギーの普及・促進のため、太陽光パネル・蓄電池の購入を希望する市民や事業者を募り、共同購入することで、市場価格より～」に修正しました。
155	12	資料1	1.3	「建築行為等の手続条例」を制定、個別の土地利用に対し・・・	「建築行為等の手続条例」を制定しました。個別の土地利用に対し		都市政策課	12	「「建築行為等の手続条例」を制定しました。個別の土地利用に対し」に修正しました。

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案 → 答申案）

【川西市まとめ】

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	修正前の記載	修正後の記載（各所管課指摘）	備考	担当課	頁(反映後)	計画への反映
156	12	資料1	1.3	「エコまち基準」 「建築行為等の手続条例」	正式名称ではない。通称名であれば問題なし 「キセラ川西エコまち運用基準」 「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関する建築行為等の手続条例」		都市政策課	12	正式名称「「キセラ川西エコまち運用基準」、「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関する建築行為等の手続条例」」に修正しました。
157	13	資料1		４行目「達成にとどまっています。」	「達成となっています。」		環境政策課	13	「達成となっています。」に修正しました。
158	13	資料1		図　１人１日当たりのゴミの排出量、リサイクル率	「年度」の表記が抜けているので追加		環境政策課	13	年度を追加しました。
159	13	資料1		３行目「２０２１年度時点では」	「２０２１年度の達成率は」		環境政策課	13	「令和３（2021）年度時点の達成率は」に修正しました。
160	13	1	1.3	PDF資料参照	PDF資料参照		美化推進課	13	ごみ排出量、リサイクル率の追記、及び新たなスローガンへと修正しました。
161	15	資料1	取組み	別紙１参照	別紙１参照		国崎クリーンセンター	15	別紙のとおり取組みについて修正しました。
162	16	資料1		取組み　ICT化による紙の削減の下から２行目「２０２３年度から、紙全体（コピー機印刷枚数、プリンタから印刷する用紙、パンフレット等の外注による印刷物）の削減目標を設定し、年度毎に取り組んでいます。」	「２０２３年度以降、紙全体（コピー機印刷枚数、プリンタから印刷する用紙、パンフレット等の外注による印刷物）の削減目標を設定していく予定です。」		環境政策課	16	「令和５（2023）年度以降、紙全体（コピー機印刷枚数、プリンターから印刷する用紙、パンフレット等の外注による印刷物）の削減目標を設定していく予定です。」に修正しました。
163	17	資料1	1.3		「日本一の里山※」「まち山※」 57頁～の用語集に説明がありません	資料編	産業振興課	17	「日本一の里山※」「まち山※」に修正しました。 ※用語集に追加
164	19	資料1		図　猪名川（銀橋）の水質経年変化	図の縦軸に単位（㎎／L）を表記		環境政策課	19	図の縦軸に単位（㎎／L）を表記しました。
165	20	資料1		前計画策定後の主な取組み「・市民の猪名川への理解や親しみやすさの工場」	前計画で何をしたのか確認		環境政策課	20	確認したので対応不要です。
166	21	資料1	1.3	市内には約90haの農地があり、	市内には約120haの農地があり、（産業ビジョンで使用しているデータとあわせるのはどうでしょうか※別添参考資料あり）	資料編	産業振興課	21	「市内には約120haの農地があり、」に修正しました。 ※産業ビジョンにあわせる。
167	21	資料1		図　市民農園区画数	利用者数や応募割合の方がいいのでは？		環境政策課	21	所管課と調整したうえで、市民農園区画数のままとします。
168	23	資料1		取組み　直売所マップ	取組み　●●の直売所マップの方がいいのでは		環境政策課	23	「農産物の直売所マップ」に修正しました。
169	23	資料1		前計画策定後の主な取組みの「・キセラ川西せせらぎ公園でのアメリカザリガニ（条件付き特定外来生物）つりの開催（市民と協働）」	「・キセラ川西せせらぎ公園でのアメリカザリガニつり（条件付き特定外来生物の駆除）の開催（市民と協働）」		環境政策課	25	「・キセラ川西せせらぎ公園でのアメリカザリガニつり（条件付き特定外来生物の駆除）の開催（市民と協働）」に修正しました。
170	26	資料1	1.3	キセラ川西のアメリカザリガニ駆除活	キセラ川西のアメリカザリガニ駆除活動	資料編 取組みタイトル	公園緑地課	26	「キセラ川西地区のアメリカザリガニ駆除活動」に修正しました。
171	26	資料1	⑵④	キセラ川西のアメリカザリガニ駆除活	キセラ川西地区のアメリカザリガニ駆除活動		都市政策課	26	「キセラ川西地区のアメリカザリガニ駆除活動」に修正しました。
172	26	資料1		取組み　キセラ川西のアメリカザリガニ駆除活	取組み　キセラ川西のアメリカザリガニ駆除活動		環境政策課	26	「取組み　キセラ川西地区のアメリカザリガニ駆除活動」に修正しました。
173	26	資料1		取組み　キセラ川西アメリカザリガニ駆除活の５行目「ホタルを復活させようと」	「ホタル復活プロジェクト」はある 移設した水路であり、そもそも復活させると言う言い回しでいいのか？事実として、ホタルが飛んでいるのは北小横の水路		環境政策課	26	担当課と調整の上、文章を再度作成し、用語集に「キセラ・カフェ」を追加しました。
174	26	資料1		ホタルの天敵となるアメリカザリガニ（条件付特定外来種）を捕獲し、公園に復活させようと	ホタルの天敵となるアメリカザリガニ（条件付特定外来生物）を捕獲し、公園に復活させようと		公園緑地課		「ホタルの天敵となるアメリカザリガニ（条件付特定外来生物）を捕獲し、公園に復活させようと」に変更しました。
175	27	資料１	1.2 (3)	「①環境美化に関する現況と課題」現況 ・市内各所では、各主体により環境を美しく保つ取組みが行われており、川西能勢口駅を中心とした地域では放置自転車数、違法駐車車両数及び不法投棄の件数は減少傾向にあります。 +図「放置自転車強制撤去台数」「違法駐車 瞬間駐車台数」	放置自転車・違法駐車の項目については「②公害、交通環境に関する現況と課題」現況へ移動 ・駅前周辺に駐輪場の整備が進んだことで、放置車両数の件数は減少傾向にあります。 ・川西能勢口駅付近では違法駐車が多数発生しており、件数は近年同水準にとどまっています。 +図「放置自転車強制撤去台数」「違法駐車 瞬間駐車台数」		交通政策課	29	放置自転車・違法駐車の項目については「②公害、交通環境に関する現況と課題」現況へ移動 文言を次のとおり修正 ・駅前周辺に駐輪場の整備が進んだことで、放置車両数の件数は減少傾向にあります。 ・川西能勢口駅付近では違法駐車が多数発生しており、件数は近年同水準にとどまっています。 +図「放置自転車強制撤去台数」「違法駐車 瞬間駐車台数」
176	27	資料１	1.2 (3)	図　違法駐車　瞬間駐車台数 2017　33.6 2018　33.8 2019　33.3 2020　31.0 2021　32.0	2017　34 2018　34 2019　33 2020　31 2021　32		交通政策課	30	次のとおり修正 2017　34 2018　34 2019　33 2020　31 2021　32
177	27	資料1		市道不法投棄物処理量	市道等不法投棄物処理量	資料編	道路管理課	27	「市道等不法投棄物処理量」に修正しました。
178	30	資料1	1.3	舎羅林山にて	舎羅林山地区にて		都市政策課	29	「舎羅林山地区にて」に修正しました。
179	30	資料1		現況の一つ目の「・」の「総合的に見て」	何に基づいているものか確認		環境政策課	29	「「環境の概況」によると、」を追加しました。

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案 → 答申案）

【川西市まとめ】

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	修正前の記載	修正後の記載（各所管課指摘）	備考	担当課	頁(反映後)	計画への反映
180	30	資料1		現況の三つ目の「・」の「環境基準に不適合の項目があり」	不適合の言い回しでは不安になるので、丁寧に記載したり、言い回しなどで工夫		環境政策課	29	「光化学オキシダントの昼間の１時間値」が環境基準を超えた日があり、」に修正しました。
181	31	資料1	1.3	舎羅林山は	舎羅林山地区では		都市政策課	31	「舎羅林山地区では」に修正しました。
182	31	資料1	1.3	（2017年度から2021年度までに46回実施）	（2018年度から2022年度までに50回実施）	参考：成果報告書	交通政策課	30	「（2018年度から2022年度までに50回実施）」に修正しました。
183	31	資料編		同上	同上		建築指導課	31	「新たに産業の振興を創出する施設の工事が進められており、」に修正しました。
184	33	資料1	1.3	キセラ川西の区画整理や新名神高速道路の完成に伴い	キセラ川西地区の区画整理の完了や新名神高速道路の開通に伴い		都市政策課	32	「キセラ川西地区の土地区画整理事業の完了や新名神高速道路の開通に伴い」に修正しました。
185	33	資料1	⑶③	キセラ川西	キセラ川西地区		都市政策課	32	「キセラ川西地区」に修正しました。
186	33	資料1		区画整理	土地区画整理事業	内容修正	道路整備課	32	「土地区画整理事業」に修正しました。
187	34	資料1	1.3	「川西市都市計画マスタープラン」、「川西市景観計画」等に基づく、	~~「川西市都市計画マスタープラン」~~、「川西市景観計画」等に基づく、		都市政策課	33	「「川西市景観計画」等に基づく」に修正しました。
188	34	資料1	1.3	・「川西市みどりの基本計画※」に基づく、公園整備、屋上緑化の指導、市民への緑化活動の啓発・支援	・「川西市みどりの基本計画※」に基づく、~~公園整備~~、屋上緑化の支援、市民への緑化活動の啓発・支援		公園緑地課	33	「「川西市みどりの基本計画※」に基づく、屋上緑化の支援、市民への緑化活動の啓発・支援」に修正しました。
189	34	資料1	1.3	キセラ川西（中央北地区）	キセラ川西地区		都市政策課	33	「キセラ川西地区」に修正しました。
190	34	資料1	1.3	・黒川景観形成重点地区の指定	・景観形成重点地区（黒川地区）の指定		都市政策課	33	「景観形成重点地区（黒川地区）の指定」に修正しました。
191	34	資料1	1.3	高齢化が進むニュータウンや2017年に開通した新名神高速道路周辺、キセラ川西（中央北地区）などの土地利用の現況を把握し、良好な景観形成に向けて具体的な方策を地域の人々とともに協議・検討していく必要があります。	「具体的な施策を地域の人々とともに協議・検討」との記載について、都市政策課では地域と協議していく予定はないので、環境政策課で予定がなければ表現の修正をお願いしたいです。 修正案「良好な景観形成に向けた取組みを進めていく必要があります。」		都市政策課	33	「高齢化が進むニュータウンや平成29（2017）年に開通した新名神高速道路周辺、キセラ川西地区（中央北地区※ 24などの土地利用の現況を把握し、良好な景観形成に向けた取組みを進めていく必要があります。」に修正しました。
192	34	資料1	1.3	高齢化が進むニュータウンや 2017 年に開通した新名神高速道路周辺、キセラ川西（中央北地区）などの土地利用の現況を把握し、良好な景観形成に向けて具体的な方策を地域の人々とともに協議・検討していく必要があります。	「具体的な施策を地域の人々とともに協議・検討」との記載について、新名神IC計画策定後、市が地域と協議することは基本的にないので、課題として記載するのに疑義があります。 修正案「良好な景観形成に向けた取組みを進めていく必要があります。」		都市政策課	33	「高齢化が進むニュータウンや平成29（2017）年に開通した新名神高速道路周辺、キセラ川西地区（中央北地区※ 24などの土地利用の現況を把握し、良好な景観形成に向けた取組みを進めていく必要があります。」に修正しました。
193	34	資料1	⑶③	キセラ川西	キセラ川西地区（中央北地区）		都市政策課	33	「キセラ川西地区（中央北地区）」に修正しました。
194	34	資料1		前計画策定後の主な取組みの「屋上緑化の指導」	「屋上緑化の指導」についてどこがしているのか？	県民まちなみ緑化事業ということで理解しました。	環境政策課	33	修正不要です。（解決）
195	35	資料1	1.3	写真のキャプション 現行の景観計画より	※なし ~~現行の景観計画より~~		都市政策課	34	写真のキャプションのみ削除しました。
196	35	資料1	1.3	画像 ガイドライン表紙	※他の取組みがだいたい１枚しか使っていないので、画像ごと削除ください		都市政策課	34	削除しました。
197	39	資料1	1.3	・「里山体験学習」や「自然ふれあい講座※」をはじめとした各種環境学習の機会の提供	・「里山体験学習」~~や「自然ふれあい講座※」~~をはじめとした各種環境学習の機会の提供	「自然ふれあい講座」事業がＲ２年度末で終了のため削除	生涯学習課	37	「「里山体験学習」をはじめとした」に修正しました。
198	39	資料1		現況	「・」の両方とも、何をしているのか確認		環境政策課	37	担当課に確認し、修正不要とします。
199	57	資料３		公園やまちのことをまだよく知らない人が、出会い、交流し、公園やまちについて、共に知恵を出し合うが集まる'場'のこと。	公園やまちのことをまだよく知らない人が、出会い、交流し、公園やまちについて、共に知恵を出し合う~~が集まる~~'場'のこと。		公園緑地課		「公園やまちのことをまだよく知らない人が、出会い、交流し、公園やまちについて、共に知恵を出し合う場のこと。」に変更しました。
200	58	資料3		PDF資料参照	PDF資料参照		美化推進課	56	川西市一般廃棄物処理基本計画の基本方針を現在策定中の方針へと修正しました。
201	58	資料3	-	都市マスの説明	都市計画法に基づく法定計画で、本市のまちの将来像や都市計画に関する基本的な方針を示す計画		都市政策課	56	「都市計画法に基づく法定計画で、本市のまちの将来像や都市計画に関する基本的な方針を示す計画」に修正しました。
202	58	資料3	-	川西市景観計画の説明 景観計画の策定することで	景観計画を策定することで		都市政策課	56	「景観計画を策定することで、景観区域内の建築物の」に修正しました。
203	58	資料3		・川西市公共交通基本計画 川西市の公共交通のあり方を示し、それを実現するための取組みの方向性や各主体の役割を示した計画。	・川西市公共交通計画 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定する計画。「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」とその実現に向けた施策が定められている。	総合計画記載内容	交通政策課	56	「・川西市公共交通計画 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定する計画。「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」とその実現に向けた施策が定められている。」に修正しました。
204	58	資料3		「川西市公共交通基本計画」	「川西市公共交通計画」		交通政策課		「川西市公共交通計画」に修正しました。
205	59	資料3		・キセラ川西低炭素まちづくり計画		Ｒ４年度末に計画が終了したことを追記	公園緑地課	57	「目標としている。」→「目標とした計画（計画期間２０●●年●月から２０●●年●月）」に修正しました。

第３次川西市環境基本計画　指摘内容反映シート　（20230824案 → 答申案）　　【川西市まとめ】

※ご指摘通り反映していないものは黄色で着色しています。

No.	頁	章	項目	修正前の記載	修正後の記載（各所管課指摘）	備考	担当課	頁(反映後)	計画への反映
206	59	資料3	用語集	菊炭（一庫炭） 焼きあがった～クヌギやカシが生育しており、室町時代の頃から炭焼きが盛んでである。	菊炭（一庫炭） 焼きあがった～クヌギやカシが生育しており、室町時代の頃から炭焼きが盛んで~~で~~ある。		文化・観光・スポーツ課	57	「盛んである。」に修正しました。
207	59	資料3		・クリ（北摂栗）黒川地区、東谷地区、多田などで	・クリ（北摂栗） 黒川地区、東谷地区、多田地区などで	資料編(用語集)	産業振興課	58	「多田地区」に修正しました。 ※北摂栗を用語集に追加
208	60	資料3	用語集	・自然ふれあい講座 市内の豊かな自然環境について講師とともに観察・体感することにより、子どもの自然に対する興味や知識を深めるとともに、親子で参加することによる家族のふれあいの機会を提供する。	全文削除	Ｒ２年度末で終了のため用語集から削除	生涯学習課	59	資料編39頁、及び用語集から削除しました。
209	61	資料3	「さ」	キセラ川西	キセラ川西地区		都市政策課	60	「キセラ川西地区」に修正しました。
210	63	資料3		・都市緑化祭 市民一人ひとりに緑化について理解を深めてもらう機会とするため、川西市が秋に行うイベント。市花りんどうコンクール、フリーマーケットなどが催される。	・都市緑化祭 市民一人ひとりに緑化について理解を深めてもらう機会とするため、川西市が秋に行うイベント。市花りんどうの展示、フリーマーケットなどが催される。		公園緑地課	61	「市花りんどうコンクール」→「市花りんどうの展示」に修正しました。
211	64	資料3		・モビリティ・マネジメント（MM） 一人ひとりの移動や地域の交通を、それに関わる主体が工夫を重ねながら改善していく取組み。川西市では、地域が主体の、公共交通を中心とした健康や環境に好影響をもたらす交通まちづくりの取組みも含める。	一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策の取組み	総合計画記載内容	交通政策課	62	「一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策の取組み」に修正しました。
212	65	資料3		・COOL CHOICE 温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」・「サービスの利用」・「ライフスタイルの選択」など、あらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと	CO_2などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組み	参考：COOL CHOICE（環境省HPより）	交通政策課	63	「CO_2などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組み」に修正しました。

【資料２－３】

第３次川西市環境基本計画

本編

【答申案】

令和６（2024）年３月

川　　西　　市

〈 はじめに 〉

※市長あいさつ

〈 本　編　目　次 〉

第 1 章　第 3 次川西市環境基本計画について

1.1　環境基本計画の意義 1
1.2　対象範囲 3
1.3　計画期間 3

第 2 章　本市の課題

2.1　地球環境 4
2.2　自然環境 5
2.3　都市・生活環境 6
2.4　環境行動 7

第 3 章　基本方針と環境配慮指針

3.1　目標像 8
3.2　基本方針 8
3.3　環境配慮指針（環境施策） 9

第 4 章　目標実現に向けた取組み

4.1　分野別の取組み 11
4.2　地域別の取組み 33

第 5 章　地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

5.1　地球温暖化対策実行計画とは 51
5.2　エネルギー利用・温室効果ガス排出の状況 53
5.3　温室効果ガス排出量の削減目標 64
5.4　取組みの体系 68
5.5　市独自の取組み 70

第 6 章　進行管理指標と推進体制

6.1　進行管理指標 73
6.2　位置づけ 75
6.3　進行管理 75
6.4　推進体制 76

本文中の※は資料編 資料 3 用語集に説明を記載しています。

〈（別冊）資料編目次〉

資料１　本市の現況

1.1　本市の特性 1
1.2　社会状況の変化 6
1.3　分野ごとの現況と課題 9

これまでの取組み

ゼロカーボンシティ宣言 11
環境率先行動計画 11
本庁舎の ESCO 事業 11
太陽光パネル・蓄電池設置備の共同購入支援事業 11
キセラ川西地区の低炭素化に向けた取組み-エネルギーモニタリング- 12
給食・お弁当食べきりラリー 15
国崎クリーンセンターの灰溶融炉廃止 15
ICT 化による紙の削減 16
里山保全に多くのボランティア団体が活動 18
一庫大路次川でのアユの放流体験 20
川西市農地バンク 22
農産物の直売所マップ 23
キセラ川西地区のアメリカザリガニ駆除活動 26
クリーンアップ大作戦 28
不法投棄防止パトロール 28
モビリティ・マネジメントで環境教育 31
景観形成重点地区（黒川地区）の指定 34
空き家への取組み 34
環境シンポジウム 36
小学校の「環境体験」「里山体験学習」 38
エドヒガンの森　保全活動 40

資料２　アンケート調査結果概要

2.1　調査概要 41
2.2　調査結果概要 41

資料３　用語集

資料４　環境審議会

4.1　川西市環境審議会における審議経過 66
4.2　審議会委員名簿 66

第 1 章　第 3 次川西市環境基本計画について

1.1　環境基本計画の意義

本市は、猪名川や一庫大路次川の清流と多様な生き物の生息する豊かな自然に囲まれた歴史と伝統のあるまちです。これらの自然と人とが共生した発展が可能なまちを将来の世代へと引き継いでいくため、環境基本条例は、環境の保全と創造に関する基本理念を定めています。

本市の環境基本計画は、環境基本条例第 3 条の基本理念にのっとり、環境施策を総合的・計画的に推進するために策定されています。「第 3 次川西市環境基本計画」は、平成 27（2017）年度に策定した「第 2 次川西市環境基本計画」の基本的な考え方と取組みを継承しつつ、令和 4（2022）年 8 月 1 日にゼロカーボンシティ宣言を行った本市において、地球温暖化対策やゼロカーボンに向けた動きに重点を置きながら、上位計画や社会情勢の変化に対応した、より具体性・実現性の高い環境施策の総合的な目標と各環境分野の配慮指針を示します。

本計画のポイント

～市民・事業者・市の関わり方～

環境基本計画を進めるためには、市民・事業者・市は各々が自発的に活動するとともに、互いに情報を共有し連携しあうことが重要です。市は、そのプラットフォームの形成に積極的に関わっていきます。

～ゼロカーボンシティの実現に向けて～

第 5 章に記載していますが、良好な住宅都市である川西市では、家庭部門と運輸部門における温室効果ガス排出量の比率が高くなっています。

また、電力における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは太陽光発電が非常に高いものとなっています。

今後、住宅や事業所の屋根などへの太陽光発電や高効率給湯器などの省エネルギー機器の導入促進や次世代自動車の普及促進に重点を置き、地球温暖化対策を推進していきます。

環境の保全と創造に関する基本理念（川西市環境基本条例第 3 条より）

（1）協働での取組み

市、市民及び事業者のすべてが参画と協働のもとに取り組むこと。

（2）自然環境への配慮

猪名川や市の北部山間地域を含む多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図ること。

（3）良好な生活環境の確保と継承

すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる静かで、やさしく、暮らしやすい良好な生活環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。

（4）歴史・文化の継承

地域における歴史的かつ文化的な環境の保全に配慮し、将来の世代へ継承していくこと。

（5）地球環境の保全

環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現を目指し、地球環境の保全に貢献すること。

1.2　対象範囲

本計画の対象範囲は、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みを推進する上で深く関わる「地球環境」、「自然環境」、「都市・生活環境」、「環境行動」の 4 分野とします。

なお、環境基本条例の基本理念（4）歴史・文化の継承は、川西市景観計画などの類似する他の計画に委ね、状況把握と効果検証を進めます。

表　計画の対象範囲

環境分野	主な対象
地球環境	地球温暖化、循環型社会
自然環境	里山、水辺、農地、生態系
都市・生活環境	環境美化、公害、交通環境、都市景観、緑化
環境行動	情報発信・共有、環境学習、環境保全活動

1.3　計画期間

本計画の期間は、第 6 次川西市総合計画に合わせて、令和 6（2024）年度から令和 13（2031）年度の 8 年間とします。また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標年度は、令和 12（2030）年度とし、令和 32（2050）年度を見据えた目標を設定します。

表　計画期間

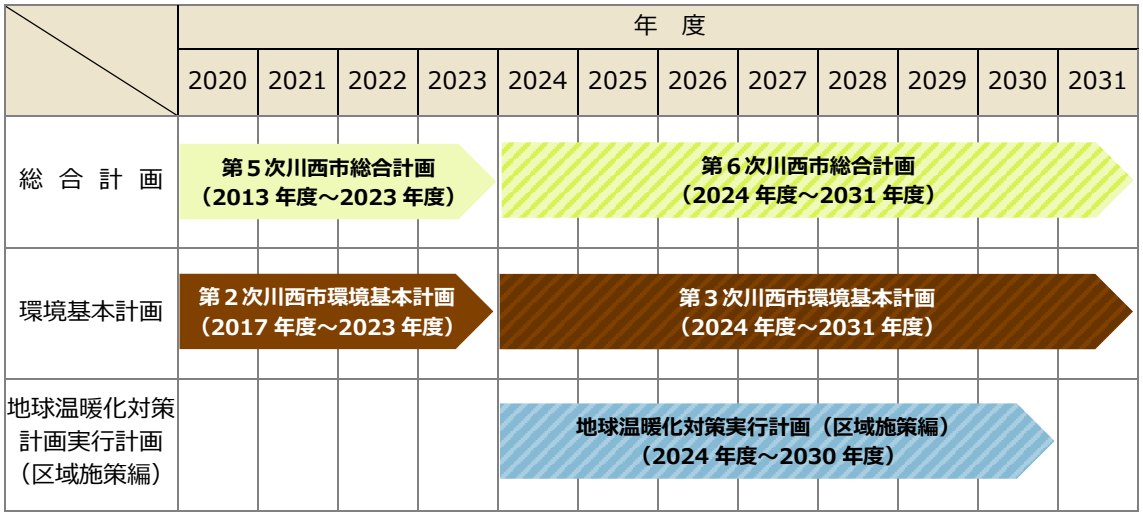

第 2 章　本市の課題

2.1　地球環境

（１）地球温暖化対策に関する課題（詳細は資料編 P9～P12）

・本計画第 5 章「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の周知・推進が必要です。

・家庭部門や運輸部門から排出される温室効果ガス※7を削減するための取組み方法の周知、啓発とともに、市民生活や事業活動における省エネルギー化、適切な再生可能エネルギー（→P60）導入の取組みを進めることが必要です。

・再生可能エネルギーの導入にあたっては、景観の保全や騒音、災害の防止など周辺住民の生活環境に悪影響を与えないよう配慮が必要です。

・公共交通機関の利用の促進と自家用車の次世代自動車※38への転換が必要です。

・温室効果ガスの排出量削減と合わせて、地球温暖化による気候変動への適応（「気候変動適応法※23」に基づく）も必要です。

・温室効果ガスの一つであるフロン類※65については、「フロン排出抑制法※64」の周知による適切な管理・処分を行い、大気中への漏えい防止が引き続き求められます。

（２）循環型社会の形成に関する課題（詳細は資料編 P13～P16）

・ごみの減量化に対する意識向上に向けた啓発活動の継続や、ごみの減量化に関する方法の周知を徹底し、市民一人ひとりが日常の中でごみの減量化を着実に進めていくことが必要です。

・再生資源の分別が徹底されていない状態にあることから、分別方法の周知や啓発活動を進め、市民の意識を向上させていく必要があります。

・事業所に対して、ごみ減量化に向けて協力を要請していく必要があります。

2.2　自然環境

（１）里山・森林に関する課題（詳細は資料編 P17～P18）

・里山を保全し、将来に残していくことが重視されています。里山保全活動は市民によるボランティア活動によるところが大きく、ボランティア団体との連携を強化し、継続して活動を続けていけるよう支援を行っていくことが必要です。

・活動を引き継いでいく新たな人材の確保が急務となっているため、今まで活動に興味がなかった人を活動に巻き込む動きが必要です。

（２）水辺に関する課題（詳細は資料編 P19～P20）

・水質環境基準を十分に達成しているにも関わらず、川のきれいさに関する満足度が低いことから、河川敷のごみの不法投棄や雑草の繁茂など河川の景観が課題だと考えられます。今後も、各主体と協働した水辺の環境保全に努めることが必要です。

・市民が川と触れ合える機会の創出を進めていくことが求められます。

（３）農地に関する課題（詳細は資料編 P21～P23）

・高齢化や後継者不足による、農業従事者の減少および耕作放棄地の増加を食い止めることが必要です。

・農作物被害を防止するため、県猟友会川西支部と引き続き協力し、有害鳥獣※69の捕獲・処分に取り組むことが必要です。

（４）生態系に関する課題（詳細は資料編 P24～P26）

・「生物多様性ふるさと川西戦略※45」の認知度を上げるとともに、生物多様性※44の重要性について周知を進め、各主体による参画を推進する必要があります。

・シカの食害はすでに拡大しており、さらなる被害拡大を防止する必要があります。

・カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は減少傾向にありますが、引き続き警戒が必要です。

・クビアカツヤカミキリによるサクラやモモへの被害など、今後被害の拡大が懸念される生物に対する対応策の検討が必要です。

2.3　都市・生活環境

（１）環境美化に関する課題（詳細は資料編 P27～P28）

・不法投棄の防止には、地域が主体となり、路上に物を放置しない、させない雰囲気を形成し、ごみのポイ捨てをしにくい環境を維持していくことが必要です。

・各主体の取組みにより、市内の美化は進みつつあるものの、依然として道路や河川への不法投棄は続いている現状にあるため、今後も各主体と連携し、まちの美化の拡充を図るとともに、より一層の周知と啓発活動、パトロール体制の強化を推進していく必要があります。

（２）公害、交通環境に関する課題（詳細は資料編 P29～P31）

・生活環境は概ね良好な状態で維持されているものの、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音被害などの未然防止に向けて、今後も県等と連携して監視を継続していくとともに、これらの発生へつながる日常生活上の行動及び事業活動に対して指導、啓発を継続していくことが必要です。

・長く土地利用が留保されてきた舎羅林山地区では、新たに産業の振興を創出する施設の工事が進められており、関係機関と連携をしながら、大気汚染対策や交通問題対策等を行い、良好な生活環境の保全に努める必要があります。

（３）都市景観、緑化に関する課題（詳細は資料編 P32～P34）

・各主体が、自分達の日々の活動が地域の景観を形成する重要な要素の一つであることを認識し、地域の個性や特徴を理解した上で、地域景観に配慮した暮らしや事業活動を実施することが必要です。

・市は地域ごとの景観形成の方向性について広く周知し、各主体による取組みを推進していく必要があります。

・高齢化が進むニュータウンや平成 29（2017）年に開通した新名神高速道路周辺、キセラ川西地区（中央北地区）[※25] などの土地利用の現況を把握し、良好な景観形成に向けた取組みを進めていく必要があります。

・緑化推進の啓発を継続するため、新規活動団体を掘り起こす必要があります。グリーンフラワーグループ[※30] の支援や川西市花いっぱい大作戦[※16] により、市民の活発な活動を促進することが必要です。

2.4　環境行動

（１）環境情報の発信と共有に関する課題（詳細は資料編 P35～P36）

・幅広い情報ツールを用いて発信するとともに、SNS を活用した若者への発信や、情報の受け手の関心に応じた内容の検討など、情報発信の方法を工夫していく必要があります。

・ボランティア団体や自治会などの環境保全活動を行う各主体が、円滑に活動を継続、拡大していけるよう、情報ニーズを把握し、適切な情報発信を行っていくことが必要です。

（２）環境学習に関する課題（詳細は資料編 P37～P38）

・身近な自然環境を活用した環境学習の場の整備や学ぶ機会の充実など、環境学習に参加しやすい機会を創出していく必要があります。

・自然を大切にする心を育てていくには、自然に親しみ、実際に自ら体験してみることが必要です。安全に自然に触れ学ぶことのできる機会の創出を進めるとともに、上手に自然と触れ合う方法やマナーなど環境学習の内容についても充実が求められます。

・環境学習を推進していくには、環境学習に携わるボランティア団体や学校教員等の理解と協力が必要不可欠であるため、環境分野の専門家や一般からのボランティアとの連携を強化し、環境学習に携わる人材の育成及び確保を継続することが必要です。

（３）保全活動に関する課題（詳細は資料編 P39～P40）

・市内で環境保全活動を行っているボランティア団体に対しては、今後も活動を円滑に進めていけるよう支援を続けていくことが必要です。

・市民によるボランティア活動への参加は依然として限られた少数の人に依存した状況にあるため、活動に参加する市民の絶対数を増やしていくことが必要です。

・「現在は参加していないが、今後参加してみたい」という人たちに向けて、活動参加のきっかけづくりや、参加する上での課題解決により参加に対するハードルを下げることが必要です。

第３章　基本方針と環境配慮指針

3.1　目標像

上位計画の第 6 次川西市総合計画では、めざす都市像として「心地よさ 息づくまち 川西　～ジブンイロ叶う未来へ～」を掲げており、めざす都市像の実現に向けて、各施策が紐付く５つの分野別目標を定めています。

本計画においては、以下の分野別目標に向けて、市内の豊かな自然環境を保全し市民が自然と共生を実感できる取組み、脱炭素に向けた取組みなど、環境の保全と創造に関する政策を推進します。

快適な環境で暮らせる川西の実現

3.2　基本方針

市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいて、環境の保全と創造に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に推進します。

基本方針（川西市環境基本条例第７条より）

（1）公害を防止し、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、良好な生活環境を保全すること。

（2）河川、森林等の自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図ること。

（3）地域の特性をいかした良好な都市景観を形成し、歴史的文化的遺産の保全及び活用等により、快適な都市環境を創造すること。

（4）廃棄物の発生及びエネルギーの消費を抑制し、環境の保全と創造を図ることにより、地球環境の保全をすること。

3.3　環境配慮指針（環境施策）

本計画の施策体系は、環境分野ごとの基本方針に基づき、次のような環境配慮指針（環境施策）により構成されます。本計画では、第４章で具体的な内容を示します。

なお、表示している SDGs[※83] マークは、環境配慮指針（環境施策）などの項目に関わる代表的なものです。

市民、事業者、市、みんなで取り組む環境配慮指針（環境施策）

地球環境に関する 環境配慮指針（環境施策）		
地球温暖化対策	省エネルギー化の推進	P11
	再生可能エネルギーの適切な導入促進	P12
	公共交通等の利用促進	P12
循環型社会の形成	ごみの減量促進	P15
	再生資源のリサイクル促進	P15

自然環境に関する 環境配慮指針（環境施策）		
里山・水辺の保全	里山等保全活動の促進・支援	P17
	河川美化の促進	P17
	親水空間の整備	P17
	里山・水辺の保全活動を行う人材の育成	P17
農地の保全	環境保全型農業の促進	P19
	農業の保護・活性化	P20
生物多様性の保全	「生物多様性ふるさと川西戦略」との一体的な取組み	P21
	生物多様性に悪影響を与える生物への対策	P21
	地域の生物多様性の保全	P21

都市・生活環境に関する 環境配慮指針（環境施策）		
環境美化の推進	路上喫煙、ごみのポイ捨て、不法投棄等の防止	P23
住環境の安全・安心の向上	公害等による悪影響の防止	P24
	住環境の快適・マナーの向上	P24
	道路の安全性向上	P24
	違法駐車・放置自転車への対策強化	P25
良好な都市景観の形成	地域の特性を活かした景観の形成	P27
	まちなかの緑化促進	P27

環境行動に関する 環境配慮指針（環境施策）		
環境情報の発信と共有	環境情報の発信・共有の強化	P28
環境学習等の促進	環境学習、環境教育の拡充	P31
	環境学習に係る基盤の整備	P31
	環境保全活動への参加促進	P31
	環境保全活動の支援	P31

第４章　目標実現に向けた取組み

4.1　分野別の取組み

分野別の課題や環境目標を受け、各主体の取組みを設定します。

（1）地球環境

①地球温暖化対策

環境配慮指針（環境施策）	省エネルギー化の推進
	再生可能エネルギーの適切な導入促進
	公共交通等の利用促進

市民

■省エネルギー化に努めます

・脱炭素社会づくりに資する製品・サービス・行動を選択する、「COOL CHOICE※74」や「ゼロカーボンアクション 30※48」に取り組みます。
・省エネ性能の高い家電製品や LED 照明を選びます。
・HEMS※76 やスマートメーターの導入、省エネルギー診断の活用など、家庭でのエネルギー消費量を見える化します。
・電気や水道、ガスの消費量をこまめにチェックし、エネルギー消費量の削減に取り組みます。
・住宅の断熱改修やコジェネレーション※37 システムの導入など省エネ化を検討します。
・住宅の新築、建て替え時にはZEH※85 を検討します。
・住宅を取得する際はBELS※71 などの省エネ性能表示にも着目します。
・エコドライブ（急発進・急停車をしない）を心がけます。
・カーシェアリングを活用します。
・次世代自動車※38 の導入を検討します。
・温室効果ガス※7 であるフロン類※65 を使用したエアコンや冷蔵庫などを廃棄する場合は、悪徳業者の被害にあわないよう注意し、許可業者に回収を依頼します。
・気候に合わせた服装、部屋の適切な温度設定など、猛暑や寒波への適応を図ります。

HEMS：Home Energy Management System の略。家庭のエネルギー使用量を消費者が把握できるシステム
ＺＥＨ：Net Zero Energy House の略。消費するエネルギー量を正味ゼロにすることを目指した住宅
BELS：Building-Housing Energy-efficiency Labeling System（建築物省エネルギー性能表示制度）の略。建築物の省エネ性能について、評価・認定する制度

■再生可能エネルギーの適切な導入に努めます

・太陽光発電設備や蓄電池など再生可能エネルギー利用設備の導入を検討します。

・再生可能エネルギーの適切な導入にあたっては、景観や周辺住民の生活環境に悪影響を与えないよう配慮します。

・再生可能エネルギー由来の電力を取り入れている電力会社の選択や０円ソーラー※87など再生可能エネルギー由来の電力の使用を検討します。

■公共交通等を利用します

・公共交通網が整備されている場合は、マイカーよりも積極的に公共交通を利用します。

事業者

■省エネルギー化に努めます

・省エネ性能の高いOA機器や照明を選びます。

・BEMS（ベムス）※72の導入など、事業所でのエネルギー消費量を見える化します。

・電気や水道、ガスの消費量をこまめにチェックし、エネルギー消費の削減に取り組みます。

・事業所の省エネルギー化やZEB（ゼブ）※84化、コジェネレーション※37の導入を検討します。

・エコドライブ（急発進・急停車をしない）を心がけます。

・社用車への次世代自動車※38の導入を検討します。

・温室効果ガス※7であるフロン類※65を使用した業務用エアコンや冷凍冷蔵庫などを適正に管理します。

・業務用エアコンや冷凍冷蔵庫などを廃棄する際は、悪徳業者の被害にあわないよう注意し、許可業者への回収依頼に努めます。

・気候に合わせた服装、適切な室温・給湯器の温度設定など、クールビズやウォームビズを推奨します。

・テレワークやワーケーションなどの推奨を検討します。

■再生可能エネルギーの適切な導入に努めます

・太陽光発電設備や蓄電池など適切な再生可能エネルギー利用設備の導入を検討します。

・再生可能エネルギーの適切な導入にあたっては、景観や周辺住民の生活環境に悪影響を与えないよう配慮します。

BEMS：Building Energy Management System の略。オフィスビルなどのエネルギー消費量を管理するシステム

ＺＥＢ：Net Zero Energy Building の略。消費するエネルギー量を正味ゼロにすることを目指した建物

・再生可能エネルギー由来の電力を取り入れている電力会社の選択やＰＰＡ[※82]モデル、ソーラーシェアリング[※49]など再生可能エネルギー由来の電力の使用を検討します。

■公共交通等を利用します

・従業員に公共交通機関を利用した通勤を推奨します。

市

■共通

・市民や民間事業者と協働して地球温暖化対策に取り組みます。

・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗管理により、市域における脱炭素化を促進します。

■省エネルギー化を促進します

・川西市環境行動率先計画（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））に基づき、市の事務事業における省エネルギー行動を推進します。

・省エネ性能の高い OA 機器や照明の選択に努めます。

・市役所本庁舎のESCO事業[※75]を継続します。

・公共施設の新築、建て替え時にはZEB化[※84]について検討を進め、施設の脱炭素化を図ります。

・公用車への次世代自動車[※38]の導入に努めます。

・「フロン排出抑制法[※64]」に基づく、フロン類[※65]の適正な管理及び処分を引き続き監視・啓発し、温室効果ガス[※7]であるフロン類の大気中への漏えいを防止します。

・市民の「COOL CHOICE[※74]」や「ゼロカーボンアクション 30[※48]」の取組みを支援するため、「グリーンライフ・ポイント[※31]」の導入を検討します。

・一般家庭や事業者に対してエネルギーマネジメントシステムの導入や環境に配慮した建物の建設および改修に関する支援や情報提供を行います。

・一般家庭や事業者に対して次世代自動車[※38]の導入に関する情報提供を行うとともに、支援について検討します。

・気候に合わせた服装、適切な室温・給湯器の温度設定など、クールビズやウォームビズを促進します。

ＰＰＡ：Power Purchase Agreement の略。企業や自治体の所有する建物の屋根などを借りて事業者が発電設備を設置し、発電した電気をその施設で使用する取組み

ESCO：Energy Service Company の略。照明や空調を省エネ設備に改修し、削減した光熱水費で工事費等の経費を賄う事業

■再生可能エネルギーの適切な導入を促進します

・公共施設への太陽光発電（PPA※82 モデル、ソーラーカーポートなど）導入について検討を進め、施設の脱炭素化を図ります。

・里山や森林の整備で出た間伐材などを活用したバイオマス発電設備や熱利用設備、コジェネレーション※37 の導入について研究します。

・自然環境保護を考慮した適切な再生可能エネルギーの導入を心がけます。

・一般家庭や事業者に対して太陽光発電設備や蓄電池の導入に関する情報提供を行うとともに、支援について検討します。

・電気自動車の充電スポット等の燃料供給設備について検討します。

■公共交通等の利用を促進します

・「川西市公共交通計画※15」に基づき、公共交通の利用促進に向けたモビリティ・マネジメント（MM）※67 の取組みを関係者と協働して進めます。

・公共交通の EV 化支援について検討します。

・移動に伴う温室効果ガス※7 の排出を抑制するため、近距離への徒歩移動や自転車および公共交通機関の利用を促進します。

・市職員に公共交通機関を利用した通勤を推奨します。

コラム　家庭でできる省エネ対策

家庭部門の CO_2 は、家電製品等の使用により排出されます。市民全員で協力して取り組むことで、CO_2 を大幅に削減することができます。

○エアコン
・夏の冷房時の室温は 28℃を目安に設定する
・冬の暖房時の室温は 20℃を目安に設定する

○照明
・LED ランプに取り替える
・こまめに消灯する（LED ランプの場合）

○洗濯機
・まとめ洗いをする

○風呂給湯器
・入浴は間隔をあけない

○テレビ
・見ないときは消す
・画面の明るさを適切にする

○自動車
・ゆっくり加速する（e スタート）

○冷蔵庫
・ものを詰め込みすぎない
・設定温度を適切にする

出典）資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/howto/

②循環型社会の形成

環境配慮指針（環境施策）	ごみの減量促進
	再生資源のリサイクル促進

市民

■共通

・法令等に従ってごみは適切に処理します。

■ごみの減量に努めます

・グリーン購入※29に努めます。
・簡易包装の商品、詰め替え製品などを選んで購入します。
・マイバックやマイボトル等を持参し、プラスチックごみを減らします。
・生ごみの水切り等、減量に取り組みます。
・食材の買い物や保存の工夫、食べ残しの持ち帰り（mottECO※80）など、食品ロスの発生抑制に努めます。
・余った食材は、フードドライブ※62などへの食品提供を検討します。
・日用品や衣服は修理や補修をして長く大切に使います。

■再生資源のリサイクルに努めます

・ごみ出しのルールを守り、分別を徹底します。
・リサイクルショップやフリーマーケットなどのサービスを活用し、ものを再利用します。
・地域の資源ごみ集団回収活動に協力します。
・コンポストの導入など、生ごみの堆肥化を検討します。
・食品トレーや小型家電などの店頭回収に協力します。

事業者

■共通

・法令等に従い、ごみを適切に処理します。
・事業活動に、ISO14001※79シリーズやエコアクション 21※6等の環境マネジメントシステムを導入します。

■ごみの減量に努めます

・事業系一般廃棄物減量化計画書※4の作成や分別の徹底など、事業系一般廃棄物の減量に努めます。

・簡易包装や詰め替え製品など、環境に配慮した製品・サービスの導入や開発に取り組みます。
・プラスチックごみの削減に取り組みます。
・「手前どり」や「mottECO※80」の店頭啓発など、食品ロス対策に努めます。
・フードドライブ※62への食品提供に協力します。

■再生資源のリサイクルに努めます
・食品トレーや小型家電などの店頭回収に努めます。

市

■ごみの減量を促進します
・「川西市一般廃棄物処理基本計画※9」に基づき、廃棄物の適正管理を進めます。
・ICT※77を活用し、印刷紙の減量など省資源化を推進します。
・フードドライブ※62の実施など、食品ロスの削減に取り組みます。
・ごみの集団回収の促進やごみ学習会※36などの啓発活動を通して、ごみの減量化に向けた意識啓発を行っていきます。
・グリーン購入※29など、環境に配慮した製品の普及に向け、情報を発信します。

■再生資源のリサイクルを促進します
・市民・事業者と協力してプラスチックごみの削減、リサイクルに取り組みます。
・正しく出されなかった家庭ごみについては収集事業者や地域と連携し再発防止に努めます。
・リユースマーケットやリユース子ども服譲渡会「ふクレル※64」を開催し、市民のものの再利用を支援します。
・一定規模以上の事業所に対しては、一般廃棄物※3減量化に向けた取組みなどの依頼に努めます。
・製品プラスチック等分別、リサイクル手法の検討をします。
・小型家電を回収し、小型家電に含まれている希少金属のリサイクルを行います。
・再生資源を集団回収する団体を支援するなど資源の有効活用を図ります。
・家庭でできる資源リサイクルに関する情報提供を行います。
・剪定枝の資源化を継続して実施します。

ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を利用した産業やサービス

（2）自然環境

①里山・水辺の保全

環境配慮指針（環境施策）	里山等保全活動の促進・支援
	河川美化の促進
	親水空間の整備
	里山・水辺の保全活動を行う人材の育成

市民

■里山等の保全活動に取り組みます

・地域にもとからいる多様な生き物の生息・生育環境を大切にします。
・野外活動の際は自然環境に配慮します。
・山林等の所有者は、適切な維持管理に努めます。
・黒川地区周辺での里山保全活動や、身近なまち山[※64]での森林整備など、自然環境を保全する活動に参加します。
・伐採木材等の活用に協力します。
・CO_2吸収源となる山林の保全や拡充に協力します。

■河川の美化に努めます

・猪名川などの河川の清掃活動など、自然環境を保全する活動に参加します。

■親水空間の整備に協力します

・河川や用水路の美観維持に協力します。

■里山・水辺の保全活動を行う人材の育成に協力します

・市民団体の里山等保全活動や河川清掃に参加し、その取組みを引き継いでいきます。
・水辺の清掃活動に参加し、その取組みを引き継いでいきます。

事業者

■里山等の保全活動に取り組みます

・地域にもとからいる多様な生き物の生息・生育環境を大切にします。
・住宅造成や建設などを行う際には、里山や河川の環境を大きく変えてしまわないよう配慮します。
・CO_2吸収源となる山林の適切な維持管理や保全・拡充に努めます。
・伐採木材等の活用に努めます。
・黒川地区周辺での里山保全活動や、身近なまち山[※66]での森林整備など、自然環境を保全する活動に協力します。

・企業の森の事業[※21]に参画し、里山の保全に協力します。

■河川の美化に努めます

・猪名川などの河川の清掃活動など、自然環境を保全する活動に参加します。

・開発事業等においては雨水の河川への集中流入を抑えるよう配慮します。

■親水空間の整備に協力します

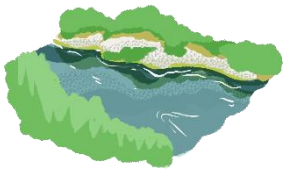

・河川や用水路の美観維持に協力します。

■里山・水辺の保全活動を行う人材の育成に協力します

・従業員に里山・水辺の重要性を周知し、保全の取組みを引き継いでいきます。

市

■共通

・市天然記念物に指定されている優れた自然環境を保全します。

・30by30[※86]の達成に向けた取組みを検討します。

・里山、河川に市民が親しめるよう市民に広報します。

■里山等の保全活動を促進します

・里山保全活動を行うボランティア団体との連携を強化し、活動を継続していけるよう支援を行います。

・CO_2吸収源となる山林の適切な維持管理や保全・拡充に取り組みます。

・伐採木材等の活用を検討します。

・里山に被害を与える有害鳥獣[※69]の防除、駆除を進めます。

・ナラ枯れへの監視を継続します。

・森林の適正な整備保全により水源涵養機能[※43]の維持に努めます。

■河川の美化を促進します

・河川管理者及びボランティア団体等と連携し、河川敷に不法投棄された廃棄物の回収、処分や適切な除草など、水辺の環境保全を進めます。

・河川管理者と協働して、市民が河川と親しめる環境の創出に努めます。

■親水空間の整備に努めます

・親水空間の適正な管理を行い、生物の生息・生育場所の確保などに取り組みます。

■里山・水辺の保全活動を行う人材の育成を推進します

・里山等の環境の保全に向け、森林ボランティア[※42]等の里山保全活動を行う人材の育成に努めます。

・水辺の環境保全活動を行う人材の育成に努めます。

コラム　黒川地区の「日本一の里山」

川西市北部の黒川は一庫炭の生産のためのクヌギ林の輪伐が現在も行われていること等から「日本の里 100 選」にも選ばれています。

以下のような多くの特徴を持っており、豊かな自然環境や景観が形成、更には維持されてきた里山文化が根付いていることから、「日本一の里山」と称されています。

【文化性】今でも利用されている全国的に貴重な里山である（例：一庫炭）
【景観性】輪伐により林齢 0 年から 9 年までの異なった林分が互いに連続しており、モザイク状の里山景観が見られる
【歴史性】里山の営みについて、平安時代の文献に記録が残っている
【生物多様性】炭（一庫炭）の原木がクヌギであり、クヌギ林はたくさんの昆虫の生息の場となっている

コラム　まち山

川西市には「まち山」の象徴であるエドヒガン群落・シロバナウンゼンツツジ群落、自然林のブナ群落・コジイ群落などの学術的にも景観的にも貴重で重要な群落が分布しており、子どもたちの体験学習、川西市のシンボル、市民のふるさと意識の醸成、レクリエーション、観光、生涯学習、地域振興の場として活用されています。

②農地の保全

環境配慮指針（環境施策）	環境保全型農業の促進
	農業の保護・活性化

市民

■環境保全型の農業に努めます

・農業に参加する際は、環境保全型農業[※20]の推進や農地の適切な維持に努めます。
・農業に参加する際は、農薬や化学肥料を減らす自然農法や有機農法などを農業に取り入れ、生物のすみかとしての農地を守ります。

■農業の保護・活性化に協力します

・農業に参加する際は、農作物へ被害を与える有害鳥獣※69への対策に協力します。

・市民農園※40や川西市民ファーマー制度※18などの制度を活用し、農業に参加します。

・「川西そだち」ののぼりがある店で地元の農産物を購入したり、地元の農産物、特産品を食べたりして、地産地消※54を促進します。

事業者・農業従事者

■環境保全型の農業に努めます

・環境保全型農業※20を積極的に推進します。

・農地の適切な維持・管理に努めます。

・生物のすみかとしての農地を守るため、農薬や化学肥料を減らす自然農法や有機農法などを農業に取り入れます。

・違法な野焼き※5をしないようにします。適法な野焼きや例外的に認められている野焼きを実施する際には、時間帯や風向き、廃棄物の量などに注意し、周りの方の迷惑にならないよう配慮します。

■農業の保護・活性化に協力します

・農作物へ被害を与える有害鳥獣※69への対策に取り組みます。

・市と連携して耕作放棄地の有効利用を検討します。

・市内で生産された農作物を積極的に活用します。

市

■環境保全型の農業を促進します

・農薬や化学肥料を減らす自然農法や有機農法など環境保全型農業※20の導入を促進し、自然と調和した持続可能な農業を推進します。

■農業の保護・活性化に取り組みます

・農地バンクや川西市民ファーマー制度※18を活用し、市民が農業や農地の保全に理解を深める機会を創出します。

・農地に被害を与える有害鳥獣※69の防除、駆除を進めます。

・耕作放棄地の対策や生産緑地の保全を図ります。

・直売所マップの公開など地産地消※54の促進を通じて、農業の活性化を図ります。

・農業従事者の育成、市民の農業への参加を促進します。

③生物多様性の保全

環境配慮指針（環境施策）	「生物多様性ふるさと川西戦略」との一体的な取組み
	生物多様性に悪影響を与える生物への対策
	地域の生物多様性の保全

市民

■「生物多様性ふるさと川西戦略」と一体的に取り組みます

・「生物多様性ふるさと川西戦略※45」の市民戦略に取り組みます。

■生物多様性に悪影響を与える生物への対策に努めます

・外来生物に対する正しい知識を身につけます。

・特定外来生物※55の持ち込みや飼育、栽培は行わないようにします。

・特定外来生物の防除に協力します。

■地域の生物多様性の保全に努めます

・ペットは最後まで責任を持って飼育します。

・エドヒガンやヒメボタル、タナゴ等の希少な動植物を大切にします。

・在来生物の生息・生育空間の保全・創出に協力します。

事業者

■「生物多様性ふるさと川西戦略」と一体的に取り組みます

・企業の森事業※21やビオトープ※61づくりなど、「生物多様性ふるさと川西戦略※45」に記載されている市民戦略に取り組みます。

■生物多様性に悪影響を与える生物への対策に努めます

・特定外来生物※55の輸入・販売等は行わないようにします。

・特定外来生物の防除に協力します。

■地域の生物多様性の保全に努めます

・販売業者は、購入者に対してペットの飼育や管理について適切な指導をします。
・生物の生息・生育空間の保全に配慮した事業実施に努めます。
・開発事業の実施にあたっては計画地周辺の動植物の状況を把握し、生息・生育空間に配慮した計画を立てます。
・開発事業の実施時は在来植物による緑化を検討します。
・地域の生物多様性※44保全活動に協力します。

市

■「生物多様性ふるさと川西戦略」と一体的に取り組みます

・「生物多様性ふるさと川西戦略※45」に基づき、市域の生態系の保全に取り組みます。
・市民・事業者へ「生物多様性ふるさと川西戦略」を周知します。
・重要性の高い生態系、希少種や絶滅危惧種については、「生物多様性ふるさと川西戦略」に基づき、ボランティア団体や市民、専門家と協働して保護に努めます。

■生物多様性に悪影響を与える生物に対策します

・生態系を脅かす、特定外来生物※55の防除を進めます。
・特定外来生物の飼育、栽培、運搬、輸入、譲渡の禁止を周知します。
・特定外来生物に関する情報を積極的に発信していきます。
・シカの食害など生物多様性※44に悪影響を与える在来生物に関しては、現況を把握し、適切な処置を講じていきます。
・カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は引き続き監視、警戒を行います。
・クビアカツヤカミキリによるサクラやモモへの被害など、今後被害の拡大が懸念される生物に対する、対応策を検討します。

■地域の生物多様性を保全します

・地域に昔からいる在来生物の本来の生態系が回復・維持されるよう整備等に努めます。
・ボランティア団体や市民、専門家と協働して市域の生物の生息状況の把握に努めます。
・公共事業実施の際は動植物の生息・生育空間の保全に配慮します。
・民間の事業に対しても、動植物の生息・生育空間の保全について助言、指導を検討します。
・市民、地域の専門家、近隣自治体と連携し、広域的な生態系ネットワークの形成に努めます。

（3）都市・生活環境

①環境美化の推進

環境配慮指針 （環境施策）	路上喫煙、ごみのポイ捨て、不法投棄等の防止

市民

■路上喫煙、ごみのポイ捨て、不法投棄等の防止に努めます

・火傷や受動喫煙などの安全面、吸い殻のポイ捨てなどによる環境面の問題から、路上喫煙はやめます。
・「自分が出したごみは持ち帰る」を徹底して、みんなでごみを捨てない、捨てさせない雰囲気をつくります。
・家の周りなど身近な場所を掃除してきれいなまちを保ちます。
・地域活動やボランティア活動を通じて、公園や道路、河川など地域の美化活動に参加します。
・所有地の適正管理に努め、不法投棄を未然に防ぎます。
・不法投棄発見時は速やかに市へ通報します。

事業者

■路上喫煙、ごみのポイ捨て、不法投棄等の防止に努めます

・事業所の周りなど従業員に身近な場所を掃除してきれいに保ちます。
・地域活動やボランティア活動を通じて、公園や道路、河川など地域の美化活動に協力します。
・土地の適正管理に努め、不法投棄を未然に防ぎます。
・不法投棄発見時には速やかに市へ通報します。
・従業員の美化意識やマナーの向上に努めます。

市

■路上喫煙、ごみのポイ捨て、不法投棄等を防止します

・「川西市路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱※19」に基づき防止モデル区域を中心とした、路上喫煙・ポイ捨て防止の啓発活動を推進します。
・市民団体及び近隣の自治会と連携し、公園や道路などへの不法投棄の防止、不法投棄物の回収・処分などまちの美化拡充に向けて取り組みます。
・ごみを捨てない、捨てさせない雰囲気を作っていくため、啓発方法等を検討します。
・ごみの不法投棄防止に関する広報に努め、市民・事業者の意識啓発を行います。
・市民・事業者に対し不法投棄発見時の通報を呼びかけ監視機能を高めます。
・「不法投棄防止パトロール」などによる監視を継続します。

②住環境の安全・安心の向上

環境配慮指針（環境施策）	公害等による悪影響の防止
	住環境の快適・マナーの向上
	道路の安全性向上
	違法駐車・放置自転車への対策強化

市民

■公害等による悪影響の防止に努めます

・大気汚染や交通騒音発生防止のため、自動車の点検整備を行い、環境に配慮した運転を心がけます。
・油類や未処理の生活雑排水が河川等に流れないよう注意します。
・河川やため池の水質調査に協力します。

■住環境の快適・マナーの向上に努めます

・生活騒音や悪臭を発生させないように配慮します。
・違法な野焼き※5をしないようにします。適法な野焼きや例外的に認められている野焼きを実施する際には、時間帯や風向き、廃棄物の量などに注意し、周りの方の迷惑にならないよう配慮します。
・近隣で住環境に関する異常があった際は関係機関への情報提供に協力します。

■道路の安全性向上に努めます

・交通ルールを守るなど、道路の安全性向上に努めます。
・近隣で道路環境に関する異常があった際は関係機関への情報提供に協力します。

■違法駐車の防止に努めます

・駐車禁止場所において、違法駐車・迷惑駐車をしないようにします。

■放置自転車等の防止に努めます

・自転車等は決められた場所に置き、路上に放置しないようにします。

事業者・農業従事者

■公害等による悪影響の防止に努めます

・事業所の排ガス、排水や有害物質等の保管・管理を徹底し、公害※34の発生防止に努めます。

・事業所敷地内の雨水排水経路などの適切な管理に努めます。

・排水の自主的な水質検査に努めます。

■住環境の快適・マナーの向上に努めます

・違法な野焼き※5をしないようにします。適法な野焼きや例外的に認められている野焼きを実施する際には、時間帯や風向き、廃棄物の量などに注意し、周りの方の迷惑にならないよう配慮します。

・事業所内や周辺で環境に関する異常があった際は関係機関への情報提供に協力します。

■道路の安全性向上に努めます

・交通ルールを守るなど、道路の安全性向上に努めます。

・近隣で道路環境に関する異常があった際は関係機関への情報提供に協力します。

■違法駐車の防止に努めます

・駐車禁止場所において、違法駐車・迷惑駐車をしないよう従業員をはじめ、利用者にも周知します。

■放置自転車等の防止に努めます

・自転車などは決められた場所に置き、路上に放置しないよう従業員をはじめ、利用者にも周知します。

市

■公害等による悪影響を防止します

・土壌汚染、水質汚濁、アスベスト※1問題等について対策が必要な場合は、県等と連携し適切な措置を講じます。

・定期的に大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の測定・分析を行い、公害※34等による影響の現況把握に努め、結果を公表します。

・生活排水処理事業の推進、定期的な水質検査により河川等の水質を保全します。

・新名神高速道路における自動車の騒音と大気について監視を継続します。

・関係機関と連携し、PM2.5※81など新たな環境汚染物質について監視や注意喚起を行います。

・南部の航空機騒音に関しては、実態把握に努めるとともに、引き続き関係機関への要望を行います。

■住環境の快適・マナーの向上に取り組みます

・違法な野焼き※5を防止するため、周知・啓発を行います。

・近隣の住環境を阻害する恐れのある騒音や悪臭に対しては、必要に応じて課題解消に向けて助言や指導を行います。

・生活環境に影響を与えるおそれのある事業所等に対しては、必要に応じて「川西市環境保全条例※11」に基づく規制、指導を行います。

・公害の苦情や相談に対し、必要に応じて現地調査、指導及び助言を行います。

・香害※35や化学物質過敏症※8などの新たな問題について情報発信と対策について、HP 等を通じて積極的に啓発します。

■道路の安全性を向上させます

・警察や関係機関と連携し、歩道や交通安全施設の整備、街頭啓発や交通安全指導など、道路の安全性向上に向けた取組みを継続します。

■違法駐車への対策を強化します

・警察等と連携し、川西能勢口駅を中心とした区域を重点地区と定め、違法駐車防止に向けた啓発活動に努めます。

■放置自転車等への対策を強化します

・駐輪場の利用徹底に向けた啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両の撤去に努めます。

コラム　香害と化学物質過敏症

日常生活で使用するものに含まれる、非常に微量の薬物や化学物質を吸引したり、接触したりすることにより、さまざまな健康被害が引き起こされる症状を化学物質過敏症といいます。特に合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成香料による「匂い」に対する過敏症状は「香害」とも呼ばれ、日常的に苦しんでいる方がいます。

③良好な都市景観の形成

環境配慮指針（環境施策）	地域の特性を活かした景観の形成
	まちなかの緑化促進

市民

■地域の特性を活かした景観の形成に努めます

・管理する土地・建物の適正な維持管理に努め、地域の景観を守ります。
・地域特性を理解し、景観に配慮した暮らしに努めます。
・新名神高速道路周辺や舎羅林山地区、ニュータウン、キセラ川西地区※25などの景観形成について、タウンミーティングなどを通して情報提供に協力します。

■まちなかの緑化に努めます

・身近な生活空間に緑を増やします。
・「都市緑化祭※57」などのイベントに参加して、緑化活動を盛り上げます。

事業者

■地域の特性を活かした景観の形成に努めます

・管理する土地・建物の適正な維持管理に努め、地域の景観を守ります。
・地域特性を理解し、景観に配慮した事業活動に努めます。
・屋外広告物の修景デザインなど周辺景観との調和に配慮します。

■まちなかの緑化に努めます

・事業所敷地内に緑を増やします。
・「都市緑化祭※57」などのイベントに協力して、緑化活動を盛り上げます。

市

■地域の特性を活かした景観を形成します

・「川西市景観条例※13」に基づいた規制・誘導を通して、美しい都市景観の形成を進めます。

・「川西市景観計画※12」を適正に運用し、地域特性をいかした景観形成を行います。

・空き家や空き地の実態を調査し、空き家や空き地について所有者への適切な管理、利活用の促進に努めます。

・空き家マッチング制度「空き家をつなご！」を運用し、効果的に活用します。

・事業者が設置する屋外広告物の規制・誘導を行います。

■まちなかの緑化を促進します

・市民や事業者と協働して公園や社寺林、段丘崖といった緑地の適切な維持管理に努めます。

・公共施設や道路をはじめとする、まちなかの緑化に努めます。

・市民や事業者による緑化活動の促進に向けて啓発活動を行います。

（4）環境行動

①環境情報の発信と共有

環境配慮指針（環境施策）	環境情報の発信・共有の強化

市民

■環境情報の発信・共有に努めます

・環境講座や自然観察会などに参加します。
・本計画や「生物多様性ふるさと川西戦略※45」、「川西市みどりの基本計画※17」などの環境関連の計画について調べます。
・環境に関する地域活動やボランティアについて調べます。
・環境保全活動の内容を発信します。
・市や環境保全活動団体同士の交流を持ち、情報を交換して活動の活性化を図ります。
・地域の自然環境等の調査や情報提供に協力します。
・地域の環境情報を積極的に市へ提供します。
・環境の概況や広報紙、SNS を通じて情報を入手し、日常生活に役立てます。
・希少な動植物の生息・生育地の情報を共有します。

事業者

■環境情報の発信・共有に努めます

・環境講座や自然観察会などに協力します。
・本計画や「生物多様性ふるさと川西戦略※45」、「川西市みどりの基本計画※17」などの環境関連の計画について調べます。
・環境に関する地域活動やボランティアについて調べます。
・事業実施における環境保全活動の内容を発信します。
・市、環境保全活動団体や他の事業者と交流を持ち、環境保全に関する情報を交換して活動の活性化を図ります。
・学校と連携して、環境学習に活用できる情報・資料の提供に努めます。
・環境に配慮した事業活動について従業員と共有します。
・従業員向けの環境学習に取り組みます。

市

■環境情報の発信・共有を強化します

・本計画や「生物多様性ふるさと川西戦略※45」、「川西市みどりの基本計画※17」などの環境関連計画の周知を進めます。

・広報紙や市ホームページ、SNS 等を用いて市の環境施策、行政の支援制度、環境の現況及び空気や水の安全に関わる情報、イベントなどを積極的に発信します。

・市内外の先進的な取組みについて情報を提供します。

・野生動植物の保護を行う市民団体等と情報を共有します。

・関連機関や関連部署との横断的な連携により、取組みの様子や成果を共有し、環境施策を推進します。

・広報紙や市ホームページ、SNS 等を用いて自然活動団体と活動について紹介します。

・市、市民、市民活動団体、事業者が意見交換をできる場の提供を検討します。

・ボランティア団体や市民、事業者のニーズを把握し、情報・資料を提供します。

②環境学習等の促進

環境配慮指針（環境施策）	環境学習、環境教育の拡充
	環境学習に係る基盤の整備
	環境保全活動への参加促進
	環境保全活動の支援

市民

■環境学習、環境教育の拡充に協力します

・自然観察会や体験学習に積極的に参加します。

■環境学習に係る基盤の整備に協力します

・黒川里山センター※32や国崎クリーンセンター内啓発施設「ゆめほたる」などを活用し、環境学習に取り組みます。

■環境保全活動への参加に努めます

・里山保全や河川清掃など、身近な地域活動やボランティアに参加します。

■環境保全活動の支援に協力します

・自ら指導員や補助員として環境教育に参加し、取組みを引き継いでいきます。

・環境に関する学習会などを通じて得た知識を環境保全活動に活用します。

事業者

■環境学習、環境教育の拡充に協力します

・環境をテーマとした企業内研修を企画・開催し、従業員の参加を促します。

・従業員の研修などに自然観察会や体験学習を活用します。

■環境学習に係る基盤の整備に協力します

・黒川里山センター※32や国崎クリーンセンター内啓発施設「ゆめほたる」などを活用し、環境学習に取り組みます。

■環境保全活動への参加に努めます

・里山保全や河川清掃など、身近な地域活動やボランティアに協力します。

■環境保全活動の支援に協力します

・従業員に指導員や補助員として環境教育に協力し、取組みを引き継ぐよう促します。

・地域貢献の一環とした、地域住民への環境体験・学習の機会創出を検討します。

市

■環境学習、環境教育を拡充します

・ボランティア団体と協働して、市民に向けた自然観察会、講座の拡充を図ります。
・ボランティア団体と協働して、学校や就学前施設での環境教育を進めます。
・ボランティア団体と協働して、子どもの発達段階や地域の実態を踏まえた体験活動の実施など、環境保全に対する意識を醸成します。
・里山体験学習に取り組みます。
・市内の特徴的な自然や生態系を活かした体験学習を検討します。
・市職員や専門家による出前講座の開催を検討します。

■環境学習に係る基盤を整備します

・黒川里山センター※32や国崎クリーンセンター内啓発施設「ゆめほたる」などを活用し、環境教育に取り組みます。
・環境学習やレクリエーションの場として里山等の活用を検討します。
・環境教育・学習に関係する地域協力団体との連携の強化を図っていきます。
・自然に親しみ、学ぶことのできる環境の整備に努めます。

■環境保全活動への参加を促進します

・活動参加へのきっかけづくりや活動方法について、検討を進めます。
・環境保全活動の実践に向けた普及啓発に努めます。
・環境保全活動を支援します。

■環境保全活動を支援します

・環境教育・学習に携わる人材の育成を進めます。
・指導員や補助員として環境保全活動を引き継いで行ける人材の育成を支援します。

4.2　地域別の取組み

分野別の環境目標を受け、各地域の特性や課題に応じて重点的に取り組む「地域別環境配慮指針」を設定します。

第 3 次環境基本計画では、山や川などの地形の特性、土地利用の状況や市街地の発展経緯などを踏まえ、市域を大きく

①北部：自然が息づき豊かな自然環境が広がる地域と、隣接する住機能が広がる地域
②中部：豊かな自然を背景にした住機能を中心とする地域
③南部：都心機能や生産機能が強く、都心的土地利用が進展している地域

の 3 つに区分したうえで、地域特性をもとに４つの地域に細区分します。区分に際しては、「第 6 次川西市総合計画」や「川西市都市計画マスタープラン※15」、「生物多様性ふるさと川西戦略※45」といった環境施策に関係の深い個別計画との整合を考慮しています。

表　本市の地域区分

地域	土地利用の特性
北部地域	黒川地区の里山や知明湖（一庫ダム）などの豊かな自然に恵まれ、古くからの集落が残る地域です。
中部地域	新名神高速道路や猪名川の周辺に位置する地域です。自然緑地が広がり、集落地や団地などから構成されている地域です。
南部 1 地域	JR 宝塚線の北側に位置する地域です。川西能勢口駅周辺では再開発事業、キセラ川西地区では土地区画整理事業が行われるなど、都市機能が集積しています。
南部 2 地域	JR 宝塚線の南側に位置する地域です。住宅地、工業地、都市農地等が混在しており、一部には、大阪国際空港周辺の騒音対策区域が含まれています。

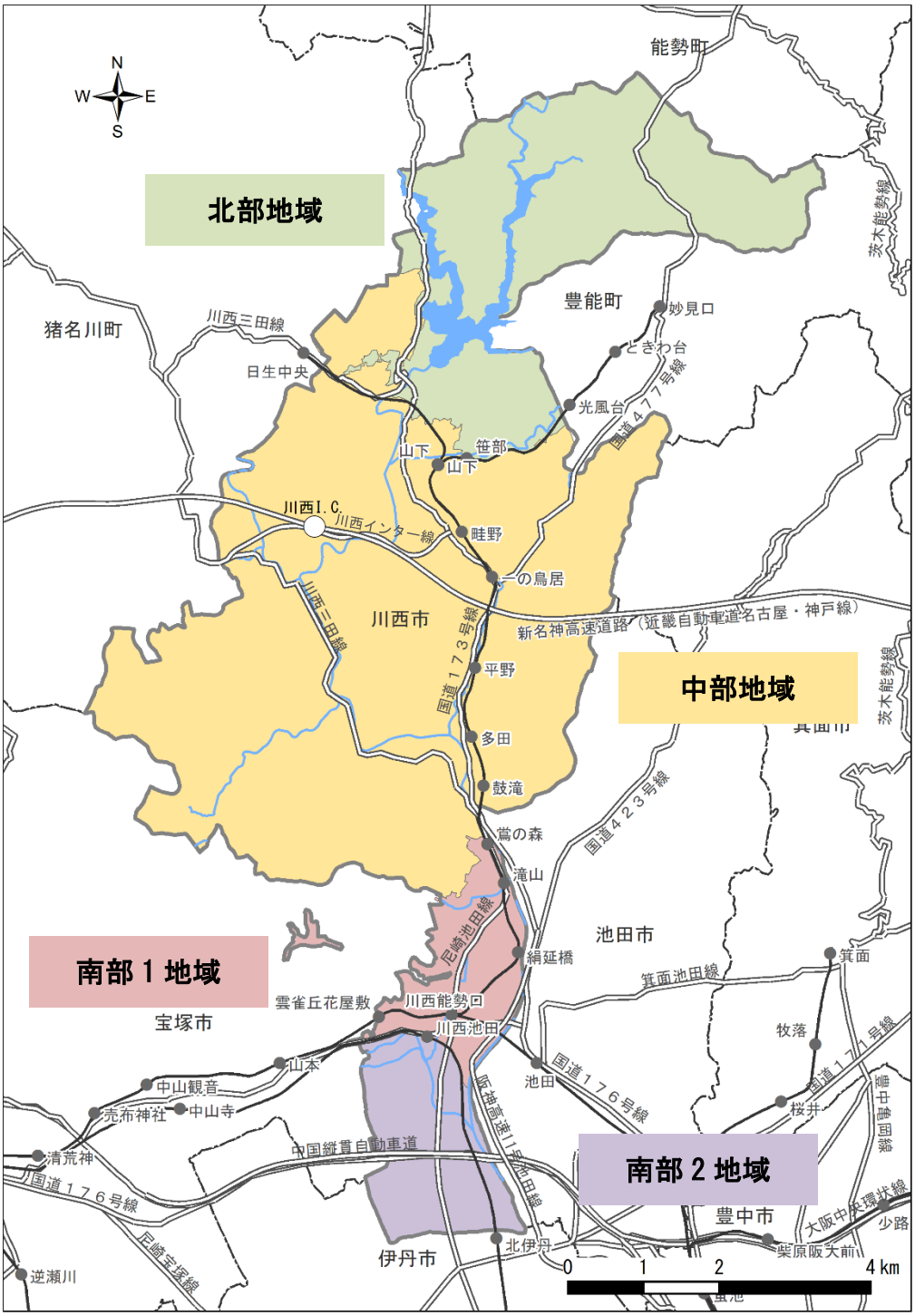

図　地域区分

出典）国土数値情報（行政区域データ）（国土交通省）
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html
国土数値情報（鉄道時系列データ）（国土交通省）
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N05-v2_0.html
国土数値情報（高速道路時系列データ）（国土交通省）
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N06-v2_0.html
国土数値情報（道路データ）（国土交通省）
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gmlold/datalist/gmlold_KsjTmplt-N01.html
国土数値情報（湖沼データ）（国土交通省）
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W09-v2_2.html
国土数値情報（河川データ）（国土交通省）
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html　を基に編集・加工

（1）北部地域

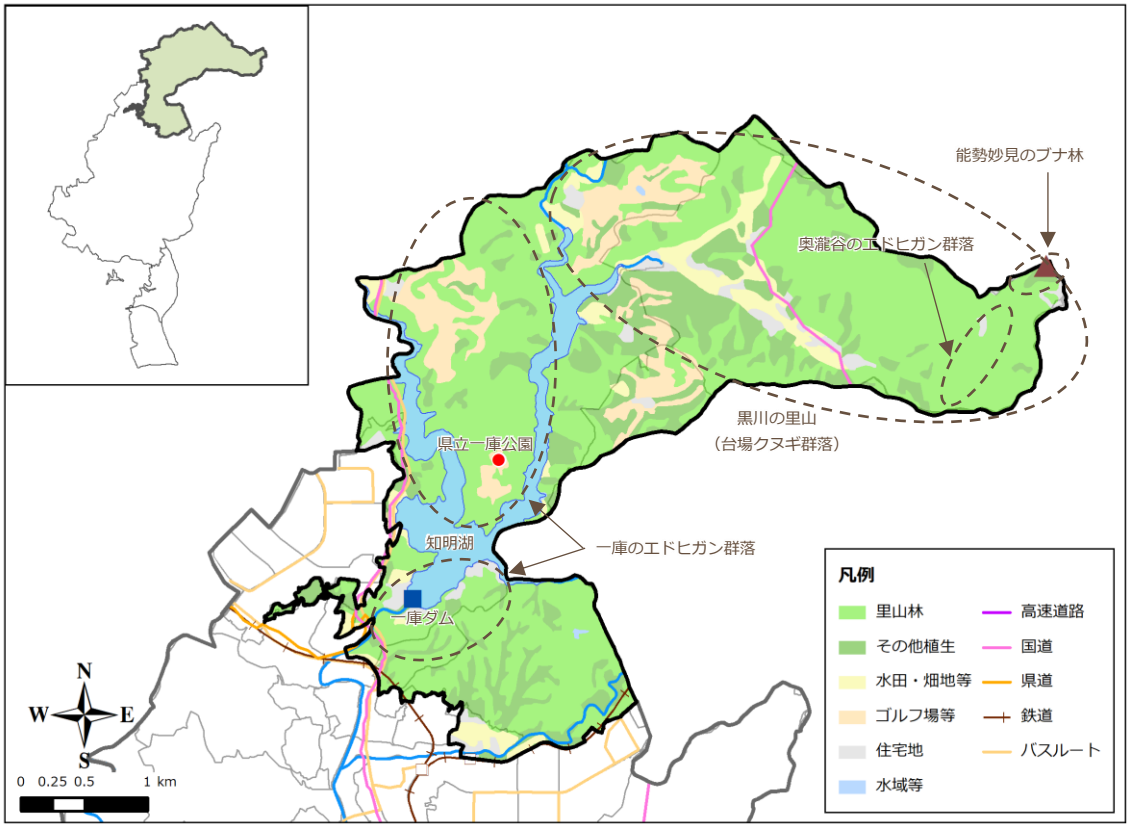

図　北部地域マップ

出典）国土数値情報（行政区域データ）（国土交通省）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html
第 6-7 回植生調査 1/25,000 植生図（生物多様性センター）http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg67
等を基に編集・加工

○地域の特性

・一庫のエドヒガンや能勢妙見のブナ林、知明湖（一庫ダム）など、市域で最も自然に恵まれた地域で、奥瀧谷のエドヒガン群落は市の天然記念物に指定されています。
・黒川地区では「菊炭※22」の生産が続けられており、「日本一の里山※58」といわれる全国的にも貴重な里山が残されています。
・川西市都市計画マスタープラン※15 では、北エリアを「自然共生拠点」と位置づけており、自然体験・教育の拠点として黒川里山センター※32 や県立一庫公園、知明湖キャンプ場などの施設が整備されています。

○地域の課題

・自然環境や里山景観を保全しながらの、観光振興や地域の活性化が必要です。
・後継者の不足や炭の需要の低下などにより、里山文化の衰退が懸念されています。
・外来生物の侵入や人による自然への働きかけの減少により、豊かな自然環境が失われようとしています。
・山地への不法投棄、防犯、防災や災害時の救助に関する対策が必要です。

地域別環境配慮指針

優れた自然環境と里山の保全・継承を進め、市民が集い、憩える場となる環境づくりを目指す

①自然環境を活かしたレクリエーション、環境学習の推進

地域の特性である豊かな自然を活用し、自然に触れ、学ぶ場の整備とともに学習機会の拡充を進め、市民の環境意識の向上を図ります。

市民

・ハイキングなどに参加し、自然に触れ、実際に体験してみることで、自然環境への理解を深めます。
・県立一庫公園や里山を利用し、子どもたちが自然に触れ学ぶ体験の機会を多く持てるよう導きます。

事業者

・自然環境や里山文化など地域資源の PR を進め、交流人口の拡大に努めます。
・従業員の環境学習に豊かな自然環境を活用します。

市

・黒川里山センター※32 や知明湖キャンプ場などの関連施設の適切な管理を行い、有効な活用を進めます。
・観光資源としての活用も検討し、地域の魅力を市内外に広く発信していきます。
・自然環境を活用した、環境学習プログラムを実施します。
・里山に慣れ親しんだり保全活動を進めたりする拠点の整備に努めます。

②里山文化の維持・継承

長い年月をかけて受け継がれてきた、今となっては貴重な里山文化を後世に継承していくため、各主体が協力して保全に取り組みます。

市民

・里山保全活動などに参加し、自分たちの手で里山文化を次世代に引き継いでいきます。

事業者

・地域の一員として里山文化の継承、維持に協力します。

市

・里山の保全に携わるボランティア団体の活動を支援することで、里山保全活動を促進していきます。

③自然環境の保全

豊かな恵みをもたらしてくれる自然環境を保全し、次世代がその恩恵を享受することのできるよう維持していくことが求められています。

市民

・自然環境を保全する活動に参加します。
・自然と接する際は、みだりに自然環境を乱さず、破壊しないようにします。
・在来生物の保護や外来生物への対策に協力します。
・山地への不法投棄をしないようにします。
・山地の防犯や防災に協力します。

事業者

・開発の際には、既存の自然環境を大きく変えないように配慮します。
・市民、市と協働して、環境保全活動に取組みます。
・市民、市と協働して、在来生物の保護や外来生物への対策に取組みます。
・山地への不法投棄をしないようにします。
・山地の防犯や防災に協力します。

市

・ボランティア団体や市民、事業者と協働して、生態系の保全に取組み、自然環境が本来持つ公的機能の回復及び維持に努めます。
・自然活動団体やダム管理者などと連携して、外来生物対策を推進していきます。
・環境保全活動が円滑に行われるよう、環境保全活動を行う団体を支援します。
・自然活動団体等と連携して生態系に関する調査を行い、現状の把握に努めます。
・地域の生物多様性※44の現状の発信に努めます。
・山地への不法投棄に対しては監視を行うなど、防止活動に努めます。
・山地の防犯や防災、災害時の救助について対策を検討します。

④環境に配慮した農業の推進

農地の維持、活性化を図るとともに、環境に配慮した農業の普及を促進することで、自然と調和した持続可能な農業に取り組んでいくことが求められています。

市民

・地元の農産物やクリ※28などの特産品を食べて、地産地消※54を促進します。

事業者・農業従事者

・農薬や化学肥料を減らす自然農法や有機農法の導入に努めます。
・市と連携して耕作放棄地の有効利用を検討します。
・地元の農産物を積極的に活用します。

市

・自然農法や有機農法など環境保全型農業※20の導入を促進します。
・農業従事者の育成、市民の農業への参加を促進します。
・農業従事者などと協働して耕作放棄地の活用を検討します。
・直売所マップの公開など地産地消※54の促進を図ります。
・農地バンクや川西市民ファーマー制度※18を活用して耕作放棄地の減少に努めます。

（2）中部地域

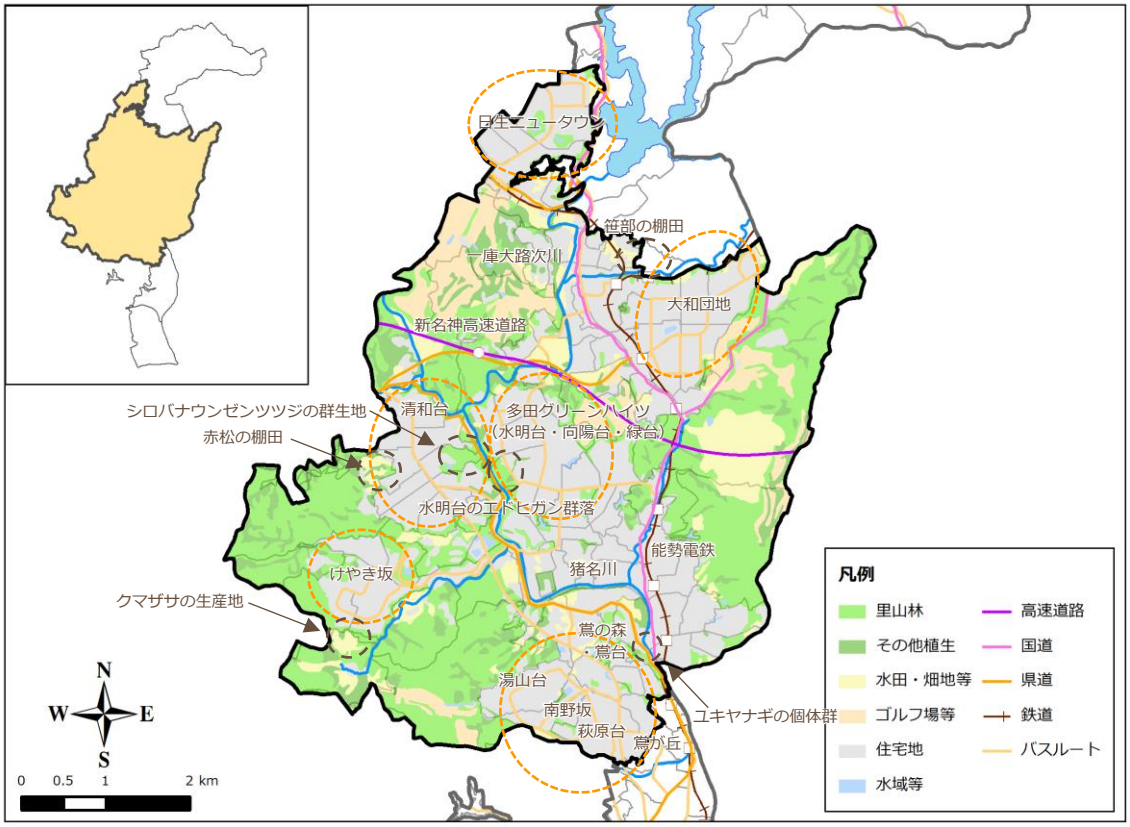

図　中部地域マップ

出典）国土数値情報（行政区域データ）（国土交通省）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html
第 6-7 回植生調査 1/25,000 植生図（生物多様性センター）http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg67
等を基に編集・加工

○地域の特性

・地域の中央を流れる一庫大路次川や猪名川、多田神社や多太神社の社寺林などの自然に恵まれた地域で、清和台のコナラ群落や水明台のエドヒガン群落などは、生物の貴重な生息場所になっています。
・新名神高速道路が整備されました。
・大規模な住宅団地が形成されている地域であり、少子高齢化が進んでいます。
・公共交通（能勢電鉄・阪急バス）が、重要な役割を果たしています。
・ニュータウン周辺の山林では市の特産品であるクリ※28やクマザサ※27が生産されています。

○地域の課題

・空き地・空き家問題対策や、上質な住環境の維持・保全が求められます。
・山林を保全し、地域特性の向上や、生態系の保全に資することが必要です。
・新名神高速道路周辺の土地利用には、自然環境や生活環境への配慮が必要です。
・持続可能な公共交通の維持・活性化が求められます。
・環境に配慮した持続可能な農業が求められます。

地域別環境配慮指針

都市機能の充実を図りつつ、周辺の自然環境にも配慮しながら、既成市街地やニュータウンなどの維持・保全と活力再生を目指す

①上質な住環境の維持

住宅地にふさわしい環境の形成に向けて、美化の推進及び静穏な環境の維持に取り組みます。

市民

・公園や道路など地域の美化活動に参加します。
・騒音、悪臭を出さないなど、近隣に迷惑をかけないよう気を付けます。
・駐車禁止場所において、違法駐車・迷惑駐車をしないようにします。
・自転車等は決められた場所に置き、路上へ放置しないようにします。
・身近な生活空間に緑を増やします。
・事業者、市等と協力して空き家・空き地対策を検討していきます。
・所有する土地を適切に管理します。

事業者

・公園や道路など地域の美化活動に参加します。
・事業活動に伴う騒音、悪臭、粉塵等により静穏な住環境を損なうことがないよう配慮します。
・事業活動に伴い近隣に迷惑をかける恐れがあるときは、事業説明を行うなど理解を求めます。
・事業所敷地内に緑を増やします。
・市民、市等と協力して空き家・空き地対策を検討します。

市

・公園や道路など地域の美化活動に参加します。
・公害※34 による住環境への影響を監視し、必要に応じて措置を講じます。
・公害の苦情や相談に対し、必要に応じて現地調査、指導及び助言を行います。
・警察等と連携し、川西能勢口駅を中心とした区域の違法駐車防止の周知・啓発活動に努めます。
・駐輪場の利用徹底に向けた啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両の撤去に努めます。
・市役所や公共施設の周辺に緑を増やします。
・市民、事業者等と協力して空き家・空き地対策を検討します。

②自然環境の保全

シロバナウンゼンツツジの群生地やエドヒガンの群落など、地域を特徴づける自然環境の保全に取り組みます。また、新名神高速道路及び関連道路周辺では、「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画※41」を基に、市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けた開発・建築となるよう、適切な配慮に努めます。

市民

・住宅地に隣接する山林の維持、管理に係る活動に参加します。
・エドヒガン群落などの保全に向けた活動に参加します。
・社寺林の保全に向けた活動に参加します。
・多様な生物の生息する河川環境の再生、保全に係る活動に参加します。

事業者

・開発、事業活動を行う際は、生態系への影響を最小限にするよう配慮します。
・市民活動団体や市民が行う保全活動を支援します。

市

・「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画※41」に基づき、市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けて適正な土地利用を誘導していきます。
・市民団体等と連携して山林や河川の保全に努めます。
・河川管理者と協働して一庫大路次川や猪名川などの河川環境の保全に努めます。
・地域の生物多様性※44の現状の発信に努めます。

③公共交通の維持・活性化

地域の重要な交通手段である公共交通の利用促進に向けて、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索します。

市民

・公共交通網が整備されている場合は、マイカーよりも積極的に公共交通を利用します。

事業者

・公共交通利用促進に向け、利用者のニーズに沿ったサービスを検討します。
・従業員に対し公共交通機関を利用した通勤を推奨します。

市

・「川西市公共交通計画※15」に基づき、モビリティ・マネジメント※67など公共交通の利用促進に向けた取組みを進めていきます。

④環境に配慮した農業の推進

農地の維持、活性化を図るとともに、環境に配慮した農業の普及を促進することで、自然と調和した持続可能な農業に取り組んでいきます。

市民

・市民農園※40や川西市民ファーマー制度※18などの制度を活用し、農業に参加します。
・農業に参加する際は、環境保全型農業※20の推進や有害鳥獣※69対策に取り組みます。
・地元の農産物や特産品を食べて、地産地消※54を促進します。

事業者・農業従事者

・農業に参加する際は、環境保全型農業※20の推進や有害鳥獣※69対策に取り組みます。
・市と連携して耕作放棄地の有効利用を検討します。
・市内で生産された農作物を有効活用します。

市

・自然農法や有機農法など環境保全型農業※20の導入を促進します。
・農業従事者の育成、市民の農業への参加を促進します。
・農業従事者、市民と協働して耕作放棄地の活用を検討します。
・農地バンクや川西市民ファーマー制度※18を活用して耕作放棄地の減少に努めます。
・直売所マップの公開など地産地消※54の促進を図ります。
・直売所や地元農産物を販売する小売店に「川西そだち」のぼりの掲示を依頼し、地産地消の促進を図ります。

（3）南部１地域

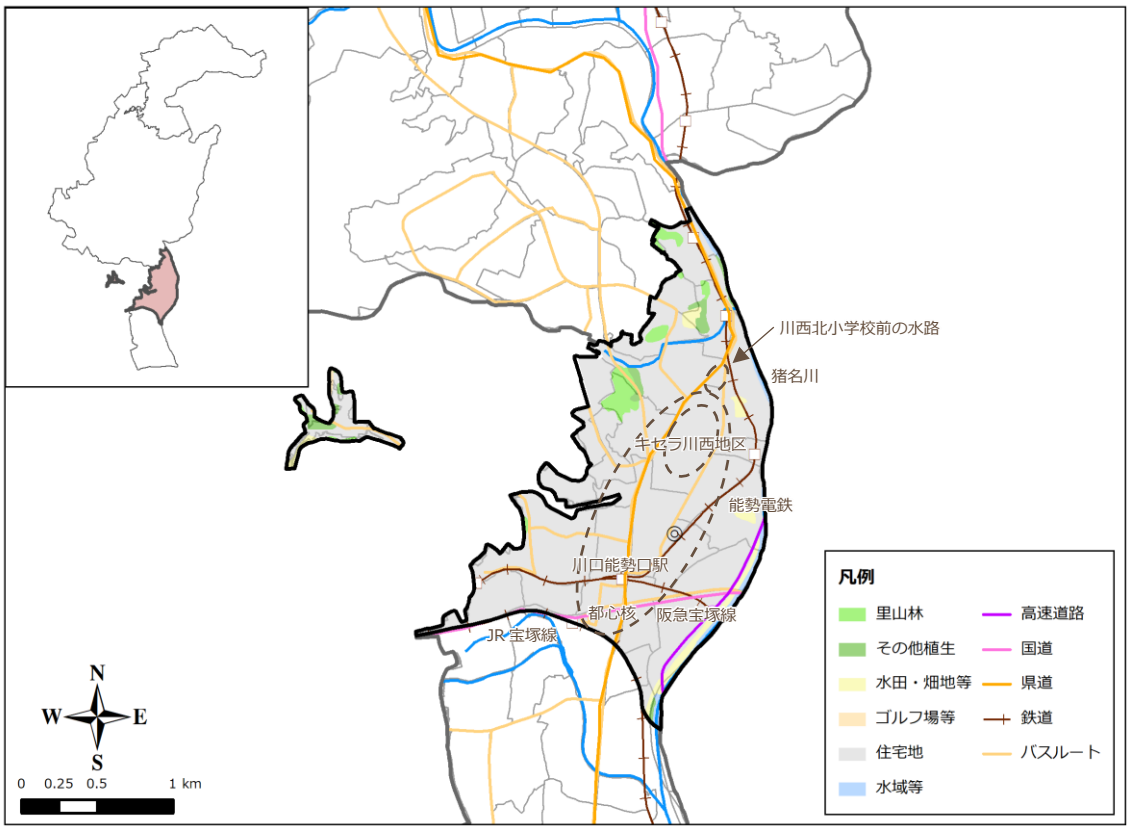

図　南部１地域マップ

出典）国土数値情報（行政区域データ）（国土交通省）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html
第 6-7 回植生調査 1/25,000 植生図（生物多様性センター）http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg67
等を基に編集・加工

○地域の特性

・猪名川や川西北小学校前を流れる水路、八坂神社、小戸神社といった社寺林などの自然に恵まれた地域です。
・川西市都市計画マスタープラン※15では、川西能勢口駅からキセラ川西地区※25を「都心核」と位置づけています。
・キセラ川西地区は、キセラ川西せせらぎ公園やせせらぎ遊歩道※47を活用したゆとり空間の創出など、環境に配慮した次世代型複合都市をめざして整備されました。
・都市機能の集積が進む一方、小戸や花屋敷など旧来からの住宅地も存在する地域です。既存市街地の一部では道路が狭く、生活に必要な移動空間の整備が不十分な箇所があります。
・公共交通（JR・阪急電鉄・能勢電鉄・阪急バス）が、重要な役割を果たしています。

○地域の課題

・自然環境の保全や、環境に配慮した市街地形成が求められます。
・上質な住環境の維持・保全を図っていくことが求められます
・安全で安心な道路環境や持続可能な公共交通の維持・活性化が求められます。

地域別環境配慮指針

交通結節点として整備され、中心市街地として、商業・業務機能及び文化・行政などの高次都市機能を集積し、「川西の顔」にふさわしい都心核の形成を目指す

①魅力ある都心核の形成

魅力ある都心核の形成を目指して、川西能勢口駅周辺地域の美化の促進を進め、中心市街地にふさわしい賑わいを形成します。

市民

・駐車禁止場所において、違法駐車・迷惑駐車をしないようにします。
・自転車等は決められた場所に置き、路上へ放置しないようにします。
・路上喫煙防止モデル区域をはじめ、路上での喫煙はしないようにします。
・各主体と協働して駅周辺地域の美化に努めるとともに、自らもごみのポイ捨ては絶対にしないようにします。

事業者

・違法な広告物を掲出しないようにします。
・各主体と協働して駅周辺地域の美化に努めます。

市

・警察等と連携し、川西能勢口駅を中心とした区域の違法駐車防止の周知・啓発活動に努めます。
・駐輪場の利用徹底に向けた啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両の撤去に努めます。
・周知、啓発により、路上喫煙やごみのポイ捨て防止に努めます。
・ボランティア団体や関係機関等と連携した環境美化活動を推進します。

②安全・安心な住環境の維持

中心市街地として都市機能の集積を進めるとともに、住宅地にふさわしい環境の形成に向けて、美化・緑化の推進及び安全で安心な環境の維持に取り組みます。

市民

・公園や道路など地域の美化活動に参加します。
・騒音、悪臭等により近隣への迷惑とならないよう気を付けます。
・身近な生活空間に緑を増やします。

事業者

・公園や道路など地域の美化活動に参加します。
・事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音などにより静穏な住環境を損なうことがないよう配慮します。
・事業活動に伴い近隣に迷惑をかける恐れがあるときは、事業説明を行うなど理解を求めます。
・事業所敷地内に緑を増やします。
・市民、市等と協力して空き家・空き地対策を検討します。

市

・公園や道路など地域の美化活動に参加します。
・公害[※34]による住環境への影響を監視し、必要に応じて措置を講じます。
・公害の原因になるような日常生活上の行動・業務活動については、啓発や必要に応じた指導を行うなど、公害の未然防止に努めます。
・警察や関係機関と連携して、生活道路の安全性向上に向けた取組みを継続していきます。
・市役所や公共施設の周辺に緑を増やします。

③自然環境の保全

川西北小学校前を流れる水路など地域を特徴づける自然環境の保全に取り組み、地域の魅力を高めます。

市民

・猪名川の自然環境を保全する活動に参加します。
・貴重な魚類が生息する川西北小学校前の水路の保全に向けた活動に参加します。
・公園や社寺林などの緑地を維持・管理する活動に参加します。

事業者

・開発、事業活動を行う際は、生態系への影響を最小化するように配慮します。
・市民活動団体や市民が行う保全活動を支援します。

市

・河川管理者やボランティア団体と協働して猪名川の河川環境の維持保全に努めるとともに、親水空間としての活用を進めに努めます。
・社寺林や市街地水路の保全を行うボランティア団体との連携を強化し、活動を継続・拡大していけるよう支援を行います。
・地域の生物多様性※44の現状の発信に努めます。

④公共交通の維持・活性化

地域の重要な交通手段である公共交通の利用促進に向けて、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索します。

市民

・公共交通網が整備されている場合は、マイカーよりも積極的に公共交通を利用します。

事業者

・公共交通利用促進に向け、利用者のニーズに沿ったサービスを検討します。
・従業員に対し公共交通機関を利用した通勤を推奨します。

市

・「川西市公共交通計画※15」に基づき、モビリティ・マネジメント※67など公共交通の利用促進に向けた取組みを進めていきます。

（4）南部２地域

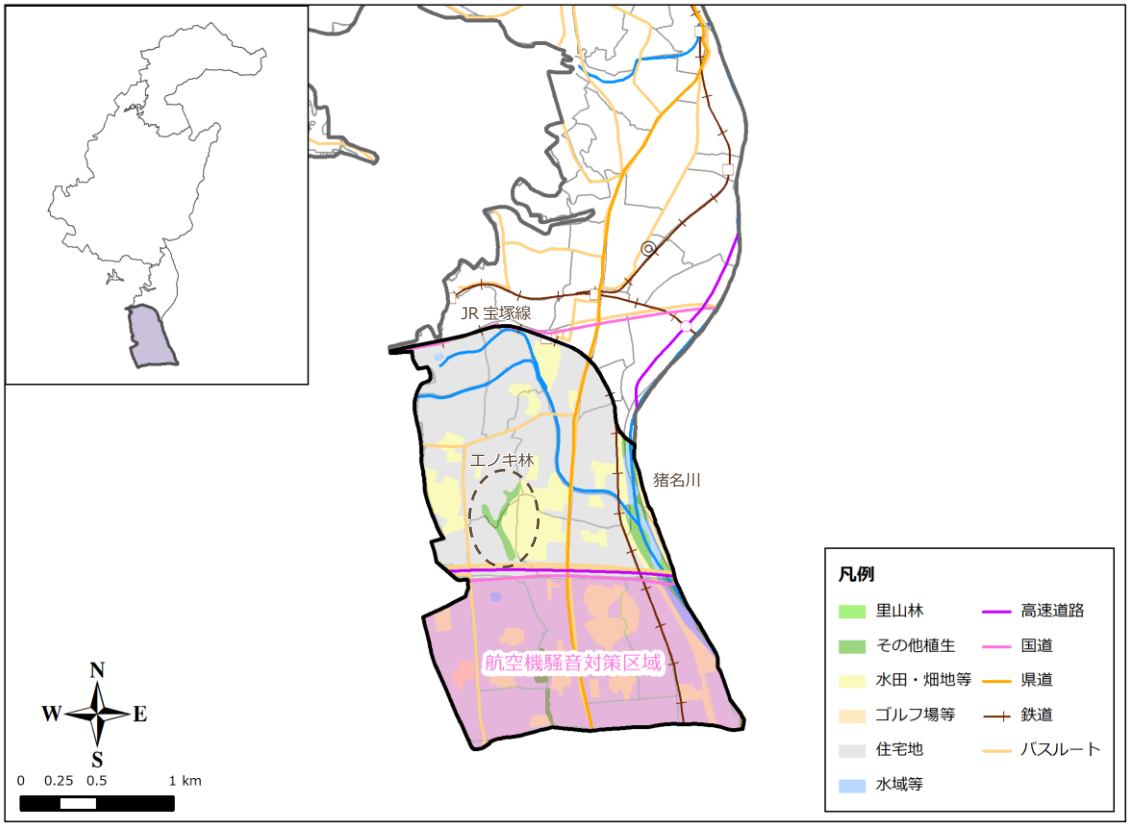

図　南部２地域マップ

出典）国土数値情報（行政区域データ）（国土交通省）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html
第 6-7 回植生調査 1/25,000 植生図（生物多様性センター）http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg67
等を基に編集・加工

○地域の特性

・加茂地区のエノキ林や猪名川などの自然に恵まれた地域で、ヒメボタルなど貴重な生物の生息場所となっています。
・工業用地、住宅地、農地が混在する地域です。既存市街地の一部では道路が狭く、生活に必要な移動空間の整備が不十分な箇所があります。
・久代や東久代は大阪国際空港周辺の騒音対策区域に指定されており、航空機騒音による移転跡地である空き地が多数存在しています。
・公共交通（JR・阪急バス）が、重要な役割を果たしています。
・市の特産品であるモモ※68、イチジク※2のほかに、キクナやホウレンソウなどの葉物野菜の生産が活発に行われています。

○地域の課題

・工業等の産業を育成しつつ、安全・安心な住環境の維持・保全を図っていくことが求められます。
・大阪国際空港周辺区域の航空機騒音への継続的な監視や住環境の改善が求められます。
・安全で安心な道路環境や持続可能な公共交通の維持・活性化が求められます。
・農業の活性化を通じて、農地独自の生態系の保全を進めていくことが求められます。

地域別環境配慮指針

生活基盤施設の充実を図りつつ、工業・農業などのものづくりの役割を担う地域としての特徴を生かしながら地域の活性化を目指す

①安全・安心な住環境の維持

工業等の産業と住環境が調和した安全で安心なまちの形成に向けて、事業活動に伴う生活環境への影響の緩和や美化・緑化の推進を図ります。また、大阪国際空港周辺の航空機騒音については、現況の把握に努め、関係機関との協議を進めます。

市民

・駐車禁止場所において、違法駐車・迷惑駐車をしないようにします。
・自転車等は決められた場所に置き、路上へ放置しないようにします。
・公園や道路など地域の美化活動に参加します。
・騒音、悪臭等により近隣への迷惑とならないよう気を付けます。
・身近な生活空間に緑を増やします。

事業者

・公園や道路など地域の美化活動に参加します。
・事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音などにより静穏な住環境を損なうことがないよう配慮します。
・事業活動に伴い近隣に迷惑をかける恐れがあるときは、事業説明を行うなど理解を求めます。
・事業所敷地内に緑を増やします。
・市民、市等と協力して空き家・空き地対策を検討します。

市

・公園や道路など地域の美化活動に参加します。
・公害※34 による住環境への影響を監視し、必要に応じて措置を講じます。
・公害の原因になるような日常生活上の行動・業務活動については啓発や必要に応じた指導を行うなど、公害の未然防止に努めます。
・警察等と連携し、川西能勢口駅を中心とした区域の違法駐車防止の周知・啓発活動に努めます。
・駐輪場の利用徹底に向けた啓発活動を行うとともに、放置が禁止されている地区内で道路上に放置されている車両の撤去に努めます。
・大阪国際空港に離発着する航空機の騒音に関しては、実態把握に努めるとともに、引き続き関係機関への要望活動を行っていきます。
・市役所や公共施設の周辺に緑を増やします

②自然環境の保全

ヒメボタルの住む森など地域を特徴づける自然環境の保全に取り組み、地域の魅力を高めます。

市民

・ヒメボタルの生息環境を保全する活動に参加します。
・猪名川及びその支流の自然環境を保全する活動に参加します。
・社寺林の保全に係る活動に参加します。

事業者

・開発、事業活動を行う際は、生態系への影響を最小化するように配慮します。
・市民活動団体や市民が行う保全活動を支援します。

市

・河川管理者やボランティア団体と協働して猪名川の河川環境の維持保全に努めるとともに、親水空間としての活用に努めます。
・段丘崖の森林や社寺林、猪名川やその支流などの自然環境を保全するボランティア団体との連携を強化し、活動を継続・拡大していけるように支援を行います。
・地域の生物多様性※44の現状の発信に努めます。

③公共交通の維持・活性化

地域の重要な交通手段である公共交通の利用促進に向けて、マイカーへの依存が少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図っていくとともに、官民一体となり利用者のニーズを把握し、持続可能な公共交通の未来を模索します。

市民

・公共交通網が整備されている場合は、マイカーよりも積極的に公共交通を利用します。

事業者

・公共交通利用促進に向け、利用者のニーズに沿ったサービスを検討します。
・従業員に対し公共交通機関を利用した通勤を推奨します。

市

・「川西市公共交通計画※15」に基づき、モビリティ・マネジメント※67など公共交通の利用促進に向けた取組みを進めていきます。

④環境に配慮した農業の推進

農地の維持、活性化を図るとともに、環境に配慮した農業の普及を促進することで、自然と調和した持続可能な農業に取り組みます。

市民

・市民農園※40や川西市民ファーマー制度※18などの制度を活用し、農業に参加します。
・農業に参加する際は、環境保全型農業※20の推進や有害鳥獣※69対策に取組みます。
・地元の農産物や特産品を食べて、地産地消※54を促進します。

事業者・農業従事者

・農業に参加する際は、環境保全型農業※20の推進や有害鳥獣※69対策に取組みます。
・市と連携して耕作放棄地の有効利用を検討します。
・市内で生産された農作物を有効活用します。

市

・自然農法や有機農法など環境保全型農業※20の導入を促進します。
・農業従事者の育成、市民の農業への参加を促進します。
・農業従事者、市民と協働して耕作放棄地の活用を検討します。
・農地バンクや川西市民ファーマー制度※18を活用して耕作放棄地の減少に努めます。
・直売所マップの公開など地産地消※54の促進を図ります。
・直売所や地元農産物を販売する小売店に「川西そだち」のぼりの掲示を依頼し、地産地消の促進を図ります。

第 5 章　地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

5.1　地球温暖化対策実行計画とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律[※53]」第 21 条で、地方自治体は「地方公共団体実行計画」を策定し、温室効果ガス[※7] の排出量削減をどのように進めるかを定めるとしています。これが地方公共団体における地球温暖化対策実行計画であり、区域施策編と事務事業編の 2 つに大別されます。

区域施策編は、自治体の自然的・社会的条件等に応じて、温室効果ガスの排出量削減や再生可能エネルギーの導入を推進するための指針となる計画であり、市民の取組み、事業者の取組み、市が市民・事業者に対して行う取組みが主な対象です。

事務事業編は、自治体の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減や吸収作用（森林など）の保全・強化を推進するための指針となる計画であり、市の内部での取組みが主な対象となります。川西市では、「第 5 次川西市環境率先行動計画[※10]」が事務事業編にあたります。

本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を基に作成しており、温室効果ガス排出量等も同様に「自治体排出量カルテ」等、環境省の各種ツールを使用して推計しています。

また、川西市独自の取組みとして、市の取組み状況を公表することを明記しています。

表　地球温暖化対策実行計画とは

地方公共団体実行計画（第 21 条）	川西市の計画
区域施策編（第 21 条第 3 項～第 5 項）	地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ※第 3 次川西市環境基本計画の本章
事務事業編（第 21 条第 1 項～第 2 項）	第 5 次川西市環境率先行動計画

※第 5 章の年表記について、国の地球温暖化対策計画では 2013 年度を基準として 2030 年度までの目標を示しており、すべて西暦が使用されているため、本市の地球温暖化対策実行計画も併せて西暦のみの表記とします。

コラム　地球温暖化の進行

【地球温暖化のメカニズム】

地球温暖化は、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表の熱が宇宙に放射されずにとどまることで進行します。
地球の平均気温は、大気や海洋などの地球システムの循環によって上昇や下降を繰り返しながら変化していますが、IPCC※78 の報告では産業革命以降、世界の平均気温は 1.07℃上昇しています。

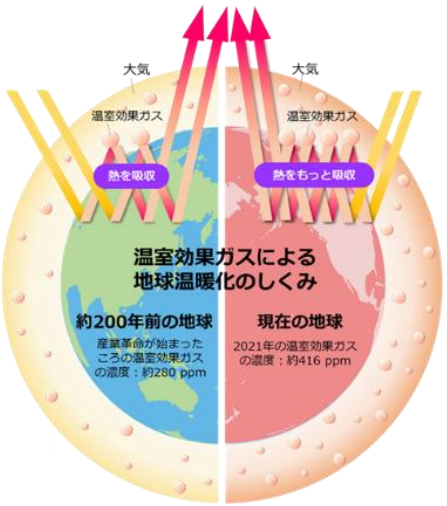

出典）全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）を基に作成

【地球温暖化による生活への影響】

地球温暖化の進行により、以下のような影響があると考えられています。

■気温の上昇
真夏日（最高気温が 30℃以上）の日数がさらに増加すると予測されています。熱中症のリスク増加や高温障害による農作物の品質低下など、健康や産業への影響が懸念されています。

■海水面の上昇
海水が温まり、膨張したり氷河がとけたりして水面が上昇すると予測されています。海抜の低い島国の水没や、沿岸部の高潮被害の増加、海岸の浸食、砂浜の消失が懸念されています。

■生態系の変化や伝染病のリスクの増加
暖かい地域の動植物の生息域が北上するなど、生態系への影響が想定されています。また、蚊が媒介するマラリヤやデング熱などの伝染病への感染リスク増加が懸念されています。

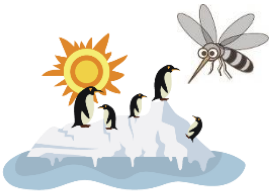

■異常気象
豪雨や干ばつ、海水温の上昇による台風被害の増加などが想定されています。降水量、年間無降水日（日降水量が 1.0mm 未満の日数）とも増加すると予測されており、極端な大雨による水害や土砂災害の頻度の増加、上水道や農業用水などの利水への影響が懸念されています。

5.2　エネルギー利用・温室効果ガス排出の状況

（1）本市のエネルギー需要量

年間の電力需要量は、2020 年度実績で 535.3 GWh であり、エネルギーの共通単位 [J:ジュール] で表すと 2,397.3 TJ です。

電力以外のエネルギー（石炭、石油、ガス、蒸気熱等）の需要は、2020 年度実績で 6,043.2 TJ です。

電力と電力以外のエネルギー（燃料・熱）を合わせた全エネルギー需要は、年間 8,440.5 TJ です。

電力需要、燃料・熱エネルギー需要とも、「家庭部門」が占める割合が最も多くなっています。電力需要は、次いで「業務その他部門」が多くなっており、燃料・熱エネルギー需要は、次いで「運輸部門」が多くなっています。

表　本市のエネルギー需要

区　分		電力		燃料・熱（B）	全エネルギー（A＋B）
		電力量	エネルギー換算値（A）		
産業	製　造　業	37.6 GWh/年（7.0%）	175.9 TJ/年（7.3%）	1,007.3 TJ/年（16.7%）	1,183.2 TJ/年（14.0%）
産業	建設業・鉱業	2.2 GWh/年（0.4%）	9.9 TJ/年（0.4%）	37.8 TJ/年（0.6%）	47.7 TJ/年（0.6%）
産業	農林水産業	0.2 GWh/年（0.03%）	0.9 TJ/年（0.03%）	13.6 TJ/年（0.2%）	14.5 TJ/年（0.2%）
業務その他		224.7 GWh/年（42.0%）	1,002.8 TJ/年（41.8%）	1,404.3 TJ/年（23.2%）	2,407.1 TJ/年（28.5%）
家庭部門		251.1 GWh/年（46.9%）	1,117.6 TJ/年（46.6%）	1,848.4 TJ/年（30.6%）	2,966.0 TJ/年（35.1%）
運輸部門		19.5 GWh/年（3.6%）	90.2 TJ/年（3.8%）	1,731.8 TJ/年（28.7%）	1,822.0 TJ/年（21.6%）
合　　計		535.3 GWh/年（100%）	2,397.3 TJ/年（100%）	6,043.2 TJ/年（100%）	8,440.5 TJ/年（100%）

出典）兵庫県エネルギー消費統計、総合エネルギー統計、自治体排出量カルテ（全国、兵庫県、川西市）

注）%値は合計から見る部門別の割合を表しています。

小数点以下の四捨五入の関係により、電力量とエネルギー換算値が一致しないことがあります。

（2）本市の温室効果ガスの排出状況

①温室効果ガス排出量の現況

本市における 2020 年度の温室効果ガス排出量は 492 千ｔです。排出部門別にみると、家庭部門が 140 千ｔ（28.5%）と最も高い割合を占め、次いで運輸部門（自動車、鉄道）が 129 千ｔ（26.2%）、業務その他部門（オフィス、店舗、学校、病院、官公庁など）が 115 千ｔ（23.4%）、産業部門（製造業、建設業・鉱業、農林水産業）が 86 千ｔ（17.5%）、一般廃棄物分野が 22 千ｔ（4.5%）を占めています。

経年変化を見ると、基準年度である 2013 年度の排出量 710 千ｔと比較し、2020 年度は▲218 千ｔ（▲30.7%）となっています。2013 年度以降、いずれの部門でも排出量は減少傾向で、特に、産業部門において▲45%以上と大きく減少しています。運輸部門は、▲18.4%と他の部門に比較して減少幅は緩やかです。一般廃棄物分野は、プラスチックごみの割合が倍増したことに伴い、温室効果ガス排出量も倍増しています。

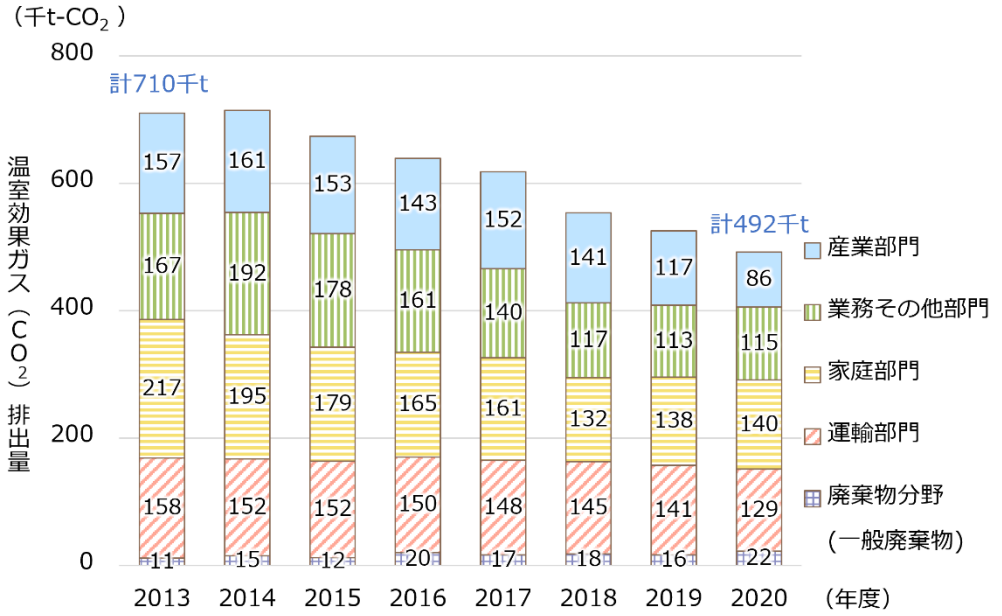

図　本市の温室効果ガス排出量の推移

表　本市の部門・分野別の温室効果ガス排出量の比較

部門・分野	2013 年度 排出量	2020 年度 排出量	2013 年度比 変化量	
産　　業	157 千ｔ	86 千ｔ	▲71 千ｔ	（▲45.2%）
業務その他	167 千ｔ	115 千ｔ	▲52 千ｔ	（▲31.1%）
家　　庭	217 千ｔ	140 千ｔ	▲77 千ｔ	（▲35.5%）
運　　輸	158 千ｔ	129 千ｔ	▲29 千ｔ	（▲18.4%）
一般廃棄物	11 千ｔ	22 千ｔ	11 千ｔ	（100.0%）
合　　計	710 千ｔ	492 千ｔ	▲218 千ｔ	（▲30.7%）

部門・分野別の温室効果ガス排出量の構成比を兵庫県、全国と比較すると、本市は家庭部門の比率が特に高く、次いで、運輸部門の比率も高くなっています。家庭部門と運輸部門を合わせると、本市の温室効果ガス排出量の半分以上となり、これらの部門における地球温暖化対策が、本市の主要課題であると言えます。

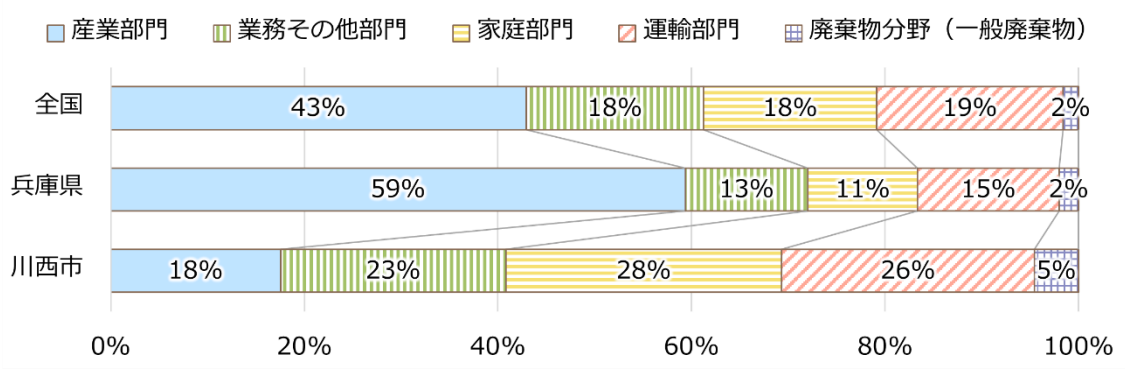

図　部門・分野別の温室効果ガス排出量構成比の比較

②温室効果ガス排出量の将来推計（BAU ケース）

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来温室効果ガス排出量のことを、BAU（Business As Usual）ケースといいます。

各部門のエネルギー起源の CO_2 と一般廃棄物由来（非エネルギー起源）の CO_2 を対象として、BAU ケースを推計します。

BAU ケースの推計では、製造品出荷額等 1 億円あたりの温室効果ガス排出量など、現況の単位活動量あたりの温室効果ガス排出量を原単位として、将来の目標あるいは想定される活動量を乗じることで将来の温室効果ガス排出量を算定しています。

各部門の原単位は、2019 年度から 2020 年度までの 2 年間の平均の温室効果ガス排出量と活動量に基づき設定しています。ただし、製造業の製造品出荷額等及び自動車保有台数についてはコロナ禍を考慮し、2019 年度の温室効果ガス排出量と活動量に基づき設定しています。

上記により、本市の BAU ケースにおける温室効果ガス排出量は、2030 年度では 496 千 t、2040 年度では 473 千 t、2050 年度では 454 千 t と推計します。

基準年度である 2013 年度の排出量 710 千 t と比較して、2030 年度では 214 千 t 減少（▲30.1%）、2040 年度では 237 千 t 減少（▲33.4%）、2050 年度では 256 千 t 減少（▲36.1%）します。

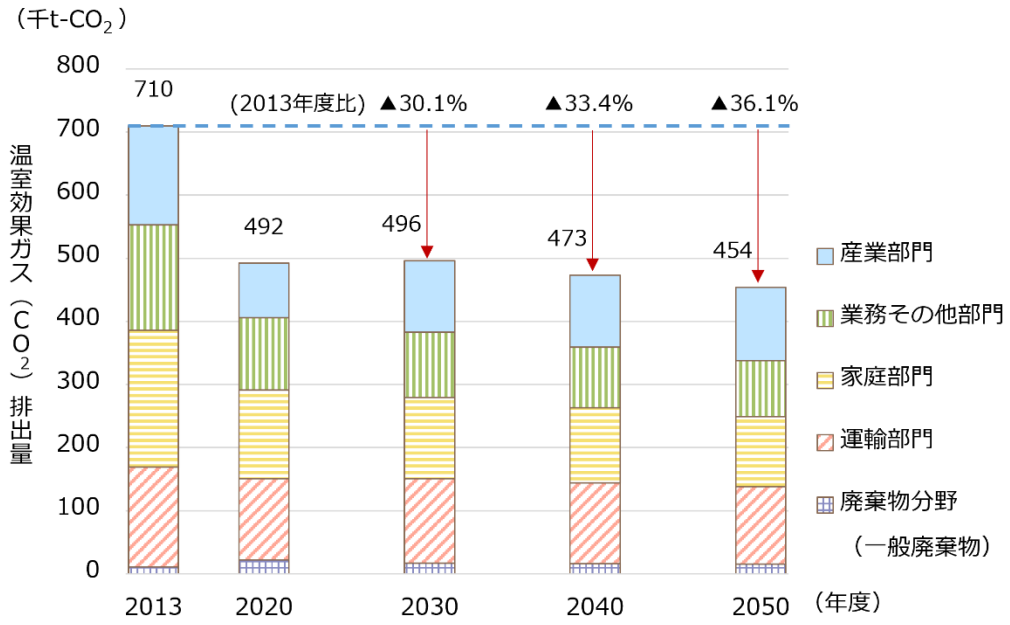

図　本市の BAU ケースにおける温室効果ガス排出量の将来推計

表　本市の活動量予測

部門・活動量	2013 年度	2020 年度	2030 年度	2040 年度	2050 年度
産業-製造業 製造品出荷額等（億円）	615	478	650	660	670
産業-建設業・鉱業 従業者数（人）	2,088	1,521	1,412	1,302	1,206
産業-農林水産業 従業者数（人）	62	32	42	39	36
業務その他 従業者数（人）	34,079	36,876	33,319	30,733	28,453
家庭 世帯数（世帯）	68,197	70,367	64,438	60,232	56,283
運輸-自動車（旅客） 自動車保有台数（台）	59,501	59,389	54,128	50,595	47,278
運輸-自動車（貨物） 自動車保有台数（台）	7,376	7,975	8,076	8,202	8,289
運輸-鉄道 人口（人）	160,923	156,204	141,182	130,226	120,564
一般廃棄物-焼却 人口（人）	160,923	156,204	141,182	130,226	120,564

（3）森林吸収量

本市の森林面積は 2,054ha[*1] で、市域面積 5,344ha の 38%を占めています。本市の森林整備計画対象面積 2,054ha[*2] を森林吸収量の算定対象とします。

針葉樹や広葉樹などの樹木の幹成長量を樹木の種類ごとに、下記の算定式[*3] で求めた二酸化炭素吸収量は、1 年あたり約 2 千 t となります。

基準年度である 2013 年度の温室効果ガス（CO_2）排出量 710 千 t に対して、0.3%を占めます。

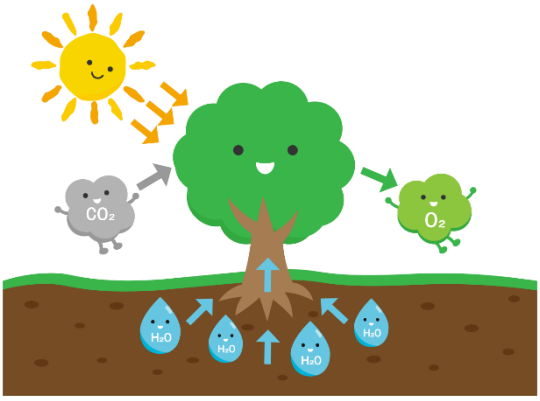

森林による年間 CO_2 吸収量

＝年間幹成長量［m^3］× 拡大係数 ×（1＋地下部比率）
×容積密度［t/m^3］× 炭素含有率 × CO_2 換算係数（44/12）

＊1　兵庫県林業統計書
＊2　川西市森林整備計画
＊3　地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）
（2022 年 3 月　環境省）「森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法」より

（4）再生可能エネルギーの導入状況とポテンシャル

①再生可能エネルギーの導入状況

本市における 2022 年 9 月末時点の再生可能エネルギー導入状況（既導入分と既存計画分）を示します。既導入分の設備容量合計 26.53 MW の約 9 割が太陽光発電で、残り 1 割がバイオマス発電です。

また、既存計画分については、すべて太陽光発電であり、8.124 MW の導入が見込まれます。

再生可能エネルギーによる年間想定発電量は、既導入分で 48.25 GWh と算定され、本市の電力需要 636.4 GWh の約 8%に相当します。

また、エネルギー量（TJ）に換算すると 173.7 TJ となり、本市のエネルギー需要 8,475.9 TJ の約 2%に相当します。

表　本市の再生可能エネルギー導入状況（設備容量）

区　分		既導入分		既存計画分	
		導入件数（件）	導入容量（MW）	導入件数（件）	導入容量（MW）
太陽光発電	10kW 未満	4,339	17.865	71	0.419
	10kW–1MW 未満	307	4.965	16	0.535
	1MW 以上	1	1.000	4	7.170
	太陽光発電 合計	4,647	23.830	91	8.124
風　力　発　電		0	0	0	0
水　力　発　電		0	0	0	0
バイオマス発電		1	2.700	0	0
合　計		4,648	26.530	91	8.124

出典）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト
「エリア別の認定及び導入量 市町村別認定・導入量」（2022 年 9 月末時点）

表　本市の再生可能エネルギー導入状況（年間想定発電量）

区　分		既導入分	既存計画分	備　考
		想定発電量（GWh/年）	想定発電量（GWh/年）	
太陽光発電	10 kW 未満	21.44	0.50	設備利用率 13.7%
	10 kW–1 MW 未満	6.57	0.71	設備利用率 15.1%
	1 MW 以上	1.32	9.48	設備利用率 15.1%
	太陽光発電 合計	29.33	10.69	
風　力　発　電		0	0	設備利用率 24.8%
水　力　発　電		0	0	設備利用率 80.0%
バイオマス発電		18.92	0	設備利用率 80.0%
合　計		48.25	10.69	

設備利用率：環境省「自治体排出量カルテ」より引用

既導入分：FIT・FIP 制度の事業計画認定を受けた再エネ事業計画のうち、既に導入された設備分

既存計画分：FIT・FIP 制度の事業計画認定を受けた再エネ事業計画のうち、未導入の設備分

②再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを表に示します。

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとして、発電により電力として利用する種類と給湯や冷暖房といった熱としての利用が主となる種類に大別して示します。

本市では、再生可能エネルギー（電力）の導入ポテンシャル 383.4 MW のうち、太陽光発電が 99.4%（381 MW）を占めています。

太陽光発電の導入ポテンシャル 381 MW のうち、建物系は 95.5%（364 MW）、土地系は 4.5%（17 MW）となっており、建物系（オフィスや商業ビル、公共施設、住宅など）での太陽光発電の導入ポテンシャルが高いことがうかがえます。土地系の導入ポテンシャル 17 MW のうち、農地（田、畑）を除いた荒廃農地などにおける導入ポテンシャルは、23.5%（4 MW）を占めています。

再生可能エネルギー（電力）の導入ポテンシャル 383.4 MW を関西地方の一般家庭の電力需要（4,000 kWh/世帯・年）に換算すると、農地を含む導入ポテンシャルでは約 95.8 万世帯分、農地を除いた導入ポテンシャルでは約 92 万世帯分に相当します。

熱の導入ポテンシャル 4,908 TJ は、関西地方の一般家庭の熱（ガス、灯油）需要（14.4 GJ/世帯・年）に換算すると、約 34 万世帯分に相当します。

表　本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

大区分		中区分		導入ポテンシャル（MW）	想定発電量（GWｈ/年）	エネルギー量（TJ/年）
発電	太陽光	建物系		364	483	1,739
		土地系	農地含む	17	23	83
			農地除く	4	5	18
		合計	農地含む	381	506	1,822
			農地除く	368	488	1,757
	風力	陸上風力		2	5	18
	中小水力	河川部		0.1	0.5	2
		農業用水路		0	0	0
		合計		0.1	0.5	2
	バイオマス	木質バイオマス		0.3	2	7
	再エネ（電力）合計	農地含む		383.4	513.5	1,849
		農地除く		370.4	495.5	1,784
熱利用	太陽熱	太陽熱		–	–	395
	地中熱	地中熱		–	–	4,494
	バイオマス	木質バイオマス		–	–	19
	再エネ（熱）合計			–	–	4,908

出典）環境省「自治体再エネ情報カルテ」、地域エネルギー需給データベース（Version 2.1）

③エネルギー代金の流出額

本市では、化石燃料や電気の購入代金として、約 227 億円が市外に流出しています。この金額は、市の総生産額 3,365 億円の約 6.7%に相当しています。

ガソリン・灯油などの購入代金が 49.3%（112 億円）と高い割合を占め、次いで電気の購入代金が 24.2%（55 億円）となっています。

表　本市のエネルギー代金の内訳

エネルギーの種類	代　金	割　合
石炭・石油・天然ガス（市外から燃料資源を購入）	21 億円	9.3%
ガソリン・灯油など（市外で製造した燃料を購入）	112 億円	49.3%
ガス・熱供給（市外で製造したガスや生産した熱を購入）	39 億円	17.2%
電気（市外で発電した電力を購入）	55 億円	24.2%
合　計	227 億円	100.0%

出典）環境省「川西市の地域経済循環分析」（Version 5.0）

コラム　再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、自然界に存在し、永続的に利用可能な、エネルギー源です。発電時に CO_2 を排出せず、設備の建設や廃棄の際も化石燃料発電に比べて CO_2 排出量が抑えられるため、地球温暖化の抑制に繋がることが期待されています。

【太陽光発電】

■発電方法

太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する

■長所

エネルギー源が太陽光であるため、設置できる地域に制限がない

建物の屋根や壁に設置できるため、用地を占有しない

送電設備のない遠隔地（山岳部、農地など）の電源として活用できる

災害時の非常用電源として活用できる

■短所

気候条件により発電量が左右される

傾斜地のメガソーラー（地上設置）の場合は豪雨などに伴う土砂災害が懸念される

パネルに含まれる有害物質の情報に基づく適切な処理や有用金属（銀など）の回収が課題である

最終処分場の確保や処分費用の積み立てが課題である

【風力発電】

■発電方法
風のエネルギーを電気エネルギーに変える
■長所
陸上と洋上で発電可能である
大規模に発電できれば経済性の確保が期待できる
電気へのエネルギー変換効率が高い
風があれば夜間でも発電できる
■短所
風速により発電量が左右される
風車の回転による低周波音や機械音が騒音問題につながる恐れがある
系統制約や環境アセスメントを考慮した際に設置のための適所が限られる

【水力発電】

■発電方法
水流を電気エネルギーに変える
■長所
山岳や河川の多い日本の地形を有効活用できる
一度作った発電所は数十年にわたり長期稼働が可能
ダム以外に河川の流水、農業用水、上下水を利用した中小水力発電も可能
■短所
降水量により発電量が左右される
河川流況調査や水利権の調整等の開発のためのリスクやコストが高い
発電場所が河川等の近くに限定されるため、送電ロスが発生しやすい

【バイオマス発電、バイオマス熱利用】

■発電方法
バイオマス（ウッドチップ、家畜排せつ物、し尿、生ごみ等の動植物などから生まれた生物資源）を燃焼したりガス化したりする
■長所
燃焼やガス化により発生した熱も再生可能エネルギーとして利用できる（バイオマス熱利用）
廃棄物を燃料として活用するため、資源循環や地域環境の改善に貢献できる
国内の農山漁村にあるバイオマス資源を活用することで、地域の持続的発展に資する
■短所
資源のある地域が分散しているため、収集・運搬・管理等にコストを要する
小規模分散型の設備になりやすい

【太陽熱利用】

■熱利用方法
太陽の熱で水や空気を温め、給湯や冷暖房に利用する

■長所
ガス代や電気代の削減に寄与する
機器の構成が単純で手軽に導入できる

■短所
太陽熱をエネルギー源とするため、気候条件に左右されやすい
システムのコスト低減や高効率化が課題

【地中熱利用】

■熱利用方法
地中（地下 10～15m）の温度が一定であることを利用し、冷暖房に活用する

■長所
時間や場所の制限がなく、安定して利用できる
放熱用室外機がないため、稼働時の騒音が小さい
地中熱交換機が密閉式のため、環境汚染の心配がない
熱を屋外に放出しないため、ヒートアイランド現象の元になりにくい

■短所
設備導入（削井費用等）のコストが高く、費用回収に時間がかかる

コラム　電力会社・ガス会社の取組み

電力会社では、ゼロカーボンの実現に向けて取組みを進めています。

供給側における「電源の脱炭素化」として、エネルギー資源や再生可能エネルギーの適地等に乏しい日本の国情やレジリエンスの観点等を踏まえて、特定の電源に過度に依存することなくバランスのとれた電源構成を追求しています。

また、需要側の脱炭素化に向け、エネルギーの効率利用（省エネ）の徹底と、最大限の電化を推進しています。さらに、技術的に電化が困難な分野に対しては、水素等の脱炭素エネルギー供給・利用促進に取り組んでいます。

再生可能エネルギーの主力電源化に向け、系統安定化に必要不可欠な火力発電について、着実な CO2 排出削減および水素・アンモニア等のカーボンフリー燃料や CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）、カーボンリサイクルなどのイノベーションを踏まえた脱炭素化を図り、需要側の理解促進、メーカー等による技術開発、国等による政策的支援等、これらが一丸となって取り組むことが必要であるため、更なる創意工夫によりサービス等を拡充し、最大限の電化の推進に取り組んでいます。

ガス会社についてもゼロカーボンの動きが加速しています。その方法の一つとして有望視されているのが、CO_2 と水素から「メタン」を合成する「メタネーション」技術です。現在の都市ガスの原料である天然ガスを、この合成メタンに置き換えることで、ガスの脱炭素化を目指しています。

メタンは燃焼時に CO_2 を排出しますが、メタネーションをおこなう際の原料として、発電所や工場などから回収した CO_2 を利用すれば、燃焼時に排出された CO_2 は回収した CO_2 と相殺されるため、大気中の CO_2 量は増加しません。また、原料の「水素」も、再エネ由来の電力で水を電気分解してつくる「グリーン水素」を用いれば、環境に負荷をあたえません。このような方法でつくられた合成メタンは、ガスの脱炭素化に貢献する、環境適合した次世代のエネルギーといえます。

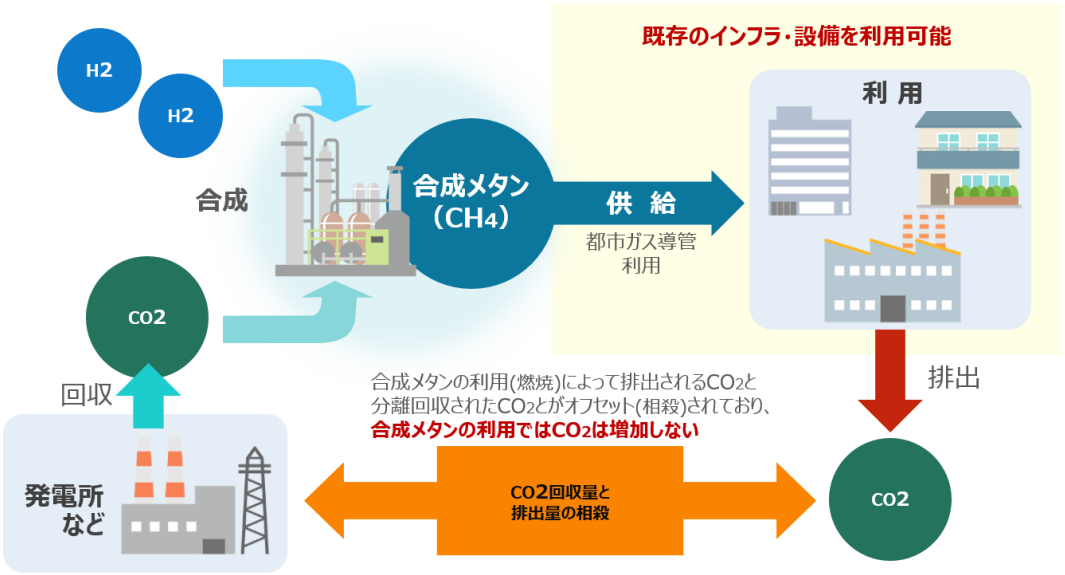

図　メタネーションによる CO_2 排出削減効果

出典）経済産業省資源エネルギー庁 HP

5.3　温室効果ガス排出量の削減目標

（1）温室効果ガス排出量の削減目標

国では 2013 年度比で、2030 年度までに温室効果ガス排出量を 46%削減（50%削減の高みを目指す）、県では同様の基準で 48%削減することを目標として掲げています。

本市では、国や県の目標と整合を図り、同様の基準で 50%削減を温室効果ガス排出量の削減目標として設定します。

また、長期目標として、2050 年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ（カーボンニュートラル）とすることを目指します。

2020 年度時点では 2013 年度比で、▲31%（▲218 千 t）となっています。2030 年度に▲50%を達成するためには、2013 年度排出量からさらに 355 千 t の温室効果ガス排出量の削減が必要です。

表　国・県の温室効果ガス排出量の削減目標

策定主体	計画名（策定年月）	基準年度	目標年度	削減目標
国	「地球温暖化対策計画」 （2021 年 10 月閣議決定）	2013 年度	2030 年度	46%削減 （吸収源含む）
兵庫県	「兵庫県地球温暖化対策推進計画」 （2022 年 3 月）	2013 年度	2030 年度	48%削減 （吸収源含む）

表　本市の温室効果ガス排出量の削減目標

年度	〈基準年度〉 2013 年度	〈現況〉 2020 年度	〈目標〉 2030 年度	〈長期目標〉 2050 年度
基準年度比 削減率	-	31%削減	50%削減 （吸収源含む）	排出実質ゼロ （カーボンニュートラル）
温室効果 ガス排出量	710 千 t	492 千 t （▲218 千 t）	355 千 t （▲355 千 t）	

（2）国等と連携した施策による温室効果ガスの削減見込み量

国の地球温暖化対策計画に示された、部門ごとのエネルギー利用の効率化（エネルギー消費量の削減、電化の推進等）の取組みを踏まえ、基準年度である 2013 年度から 2030 年度までの本市における温室効果ガスの削減見込み量を算定しました。

各部門の削減見込み量の合計は 202 千 t となり、2013 年度比▲28.5%の削減が見込まれます。

この削減見込み量は 2013 年度比のため、温室効果ガス排出量が算定されている 2020 年度までの取組みの実績を勘案し、2030 年度までの取組みによる効果として、2020 年度比で合計 119 千 t を正味の削減見込み量として設定します。

表　国等と連携した施策による温室効果ガスの削減見込み量

部　門	削減見込み量	削減量の根拠となる主な取組みの内容
産　業	▲50 千 t-CO_2 基準年度比：▲7.0%	● 高効率な省エネルギー機器・設備の普及 ● 業種間連携の取組推進 ● 燃料転換の推進 ● FEMS（フェムス）によるエネルギー管理　など
家　庭	▲40 千 t-CO_2 基準年度比：▲5.6%	● 高効率な省エネルギー機器・設備の普及 ● 住宅や建築物の省エネルギー化 ● HEMS（ヘムス）やBEMS（ベムス）の活用によるエネルギー管理 ● 省エネルギー診断　など
業　務	▲44 千 t-CO_2 基準年度比：▲6.2%	
運　輸	▲59 千 t-CO_2 基準年度比：▲8.3%	● 次世代自動車の普及、燃費改善 ● 道路交通流対策などの推進 ● 公共交通機関、自転車の利用促進 ● トラック輸送の効率化　など
廃棄物	▲9 千 t-CO_2 基準年度比：▲1.3%	● 上下水道における省エネ・再エネ導入 ● 廃棄物発電の導入 ● バイオマスプラスチック類の普及 ● 果樹剪定枝などの燃料利用　など
合　計	▲202 千 t-CO_2 基準年度比：▲28.5%	※2020 年度までの取組実績を勘案し、 ▲119 千 t を正味の削減見込み量とする。

コラム　高効率給湯器の種類

高効率給湯器とは、従来の給湯器に比べて少ないエネルギーで効率よくお湯を作ることのできる給湯器です。ガスや電気の使用量を抑えられることから、節約のみでなく CO_2 の発生抑制や環境保全の面からも普及が期待されています。

【電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）】

ヒートポンプ（冷媒の圧縮や CO_2 などの冷媒を電気の力で圧縮して熱を発生させる技術）を用いてお湯を作り、貯湯タンクに蓄えて使用する仕組みです。

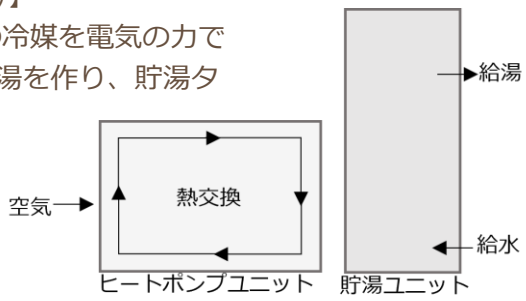

【潜熱回収型高効率給湯器（エコジョーズ、エコフィール）】

ガスや石油を使用した際の排気熱を、熱交換器を用いて再利用し、お湯を作ります。排気熱を再利用することでガスや石油の使用料を減らす仕組みです。

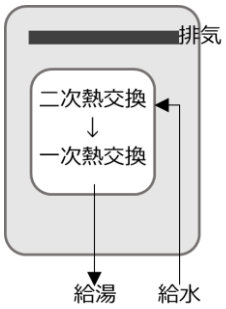

【家庭用燃料電池（エネファーム）】

都市ガスや LP ガスから作った水素と空気中の酸素の化学反応により発電する設備です。発電の際に発生する排熱を回収し、お湯を作る仕組みです。

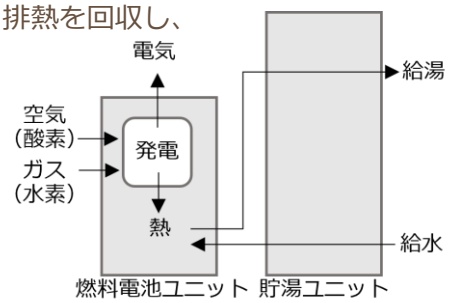

【ハイブリッド給湯器】

電気の長所（効率よくお湯を沸かせる）とガスの長所（短時間でお湯を沸かせる）を組み合わせた仕組みです。

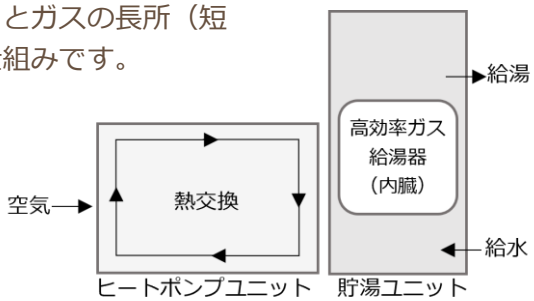

（3）再生可能エネルギーの導入目標

本市では、①BAU により 214 千 t、②国等と連携した施策推進により 119 千 t の温室効果ガス排出量の削減が見込まれます。

2030 年度の温室効果ガス排出量の目標を達成するためには、再生可能エネルギーの導入によって 20 千 t の排出削減が必要です。

なお、本市では、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（電気）のほとんどが太陽光発電となっているため、太陽光発電を主軸とした導入目標を設定します。

本市では、既存計画分（太陽光発電 8.12 MW）を含めて、新規に 33.5 MW の再生可能エネルギーの導入を目指します。新規導入目標のほとんどは太陽光発電が占めますが、再生可能エネルギー技術の進展などを考慮して、中小型風力発電や熱電併給型の小型バイオマス発電の導入も視野に入れた目標を設定します。

表　温室効果ガス排出量の削減項目及び森林吸収の整理

項　目	目標年度 2030 年度 (千 t-CO_2)	2013 年度比
基準（2013 年度）排出量	710	–
① BAU による増減量	▲214	▲30.1%
② 国等と連携した施策による増減量	▲119	▲16.8%
③ 再エネ導入による増減量	▲20	▲2.8%
森林吸収量	▲2	▲0.3%
目標排出量	355	▲50.0%

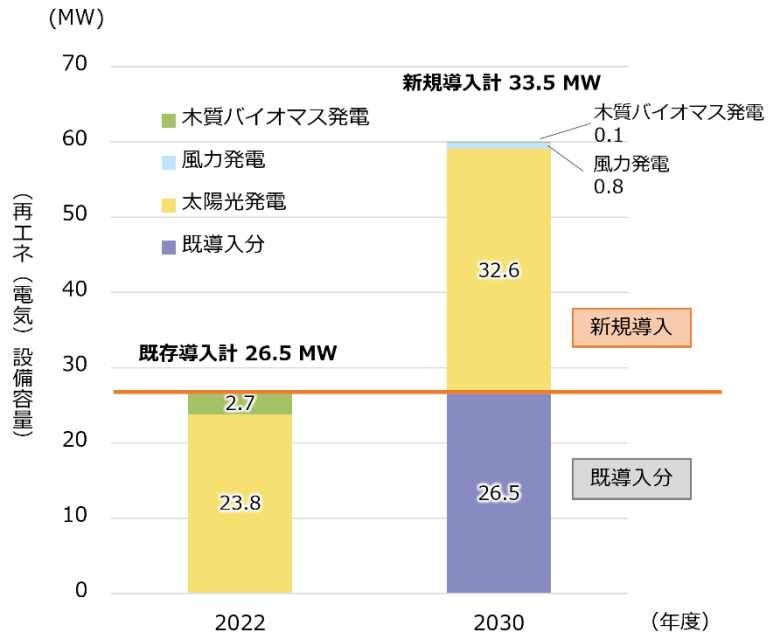

図　本市の再生可能エネルギーの導入目標

5.4　取組みの体系

地球温暖化対策の推進に向けた取組みの方針と具体的施策を設定します。

環境負荷を考慮して、エネルギーを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギーの普及による持続可能な社会への移行に向けて、今ある技術を積極的に活用しながらエネルギーシステム全体を最適化していくことが必要です。その過程では、再生可能エネルギー設備の導入に伴う環境への負荷をできるだけ避けるとともに、地域への経済的な波及効果など、多面的な観点から施策を推進することが必要です。

本市では、再生可能エネルギーの導入の方向性として、主に住宅や事業所の屋根などへの太陽光発電の導入が中心となりますが、他の再生可能エネルギーの導入、水素や新たな技術の活用も視野に入れつつ、総合的な地球温暖化対策を推進します。

表　取組みの体系

1 エネルギー利用の効率化の促進（省エネルギー）	
省エネルギー行動の普及促進（→本編 P11）	例）節電、節水、エコドライブの実施 再生可能エネルギー由来の電力プランの選択・検討 省エネルギー診断の活用
エネルギー効率の高い設備・機器の導入促進（→本編 P11）	例）省エネ性能の高い家電、LED 照明の導入 ESCO（エスコ）事業の活用
高気密・高断熱な建物の導入促進（→本編 P11）	例）建物の断熱改修、ZEH（ゼッチ）化、ZEB（ゼブ）化 ZEH、ZEB の効果を理解してもらうための事例集や優秀事例発表会など、情報発信
情報通信技術の活用促進（→本編 P11）	例）HEMS（ヘムス）、BEMS（ベムス）の導入 IoT 家電の導入
公共交通や自転車の利用促進（→本編 P12）	例）公共交通機関、自転車の利用

2 再生可能エネルギーの適切な導入促進	
再生可能エネルギーの適切な導入促進（→本編 P12）	例）適切な太陽光発電設備、蓄電池の導入 企業オフィスや事業所での再エネ電力購入契約（PPA）やソーラーシェアリングの活用
次世代自動車などの導入促進（→本編 P11）	例）適切な PHV、EV 等の導入、充電設備の設置
新技術などの調査・研究の促進	例）地球温暖化対策や再生可能エネルギーに関する調査・技術開発

3 温室効果ガス吸収源の向上	
資源の循環利用・廃棄物の発生抑制（→本編 P15）	例）プラスチックのリサイクル 生ごみの堆肥化
里山・森林の保全（→本編 P17）	例）森林資源の把握・保全
農地の保全（→本編 P19）	例）保全型農業の促進 地産地消による地域産農産物の需要喚起

4 エネルギー・環境に関する教育・学習等の推進	
エネルギー・環境教育などの推進（→本編 P29）	例）省エネルギー、再生可能エネルギーに関する学習会 豊かな地域資源を活かした木育・食育
自然環境と親しむ機会の醸成（→本編 P17、本編 P27）	例）豊かな自然環境、親水空間の保全・整備 公園など都市部の緑地確保

注）記載している取組みは例であり、市が現在行っている事業や行うことが決定している事業ではありません。

5.5　市独自の取組み

市民・企業・市等の市内における温室効果ガス削減の取組みを見える化し、毎年公表していきます。過去からの積み上げと単年度の結果を見える化します。

（1）温室効果ガス削減の取組み（イメージ）

■市民の取組み

No.	取組みの内容	概要	温室効果ガス削減量
1	再生可能エネルギー導入	・太陽光パネル・蓄電池設置費補助事業 ・太陽光パネル・蓄電池共同購入支援事業 ・コージェネや高効率ガス機器の導入	t
2	次世代自動車の導入	・次世代自動車販売台数	t
3	生ごみの減量	・家庭用コンポスト	t
・・・			t
10			t

■事業者の取組み

No.	取組みの内容	概要	温室効果ガス削減量
1	BtoB（ボトルトゥボトル）	・事業者の取組みによるペットボトルの再利用	t
2	自動販売機の設置	・CO_2を吸収する自販機の設置	t
3	建物のZEB（ゼブ）化	・事業所の ZEB 化	t
・・・			t
10			t

■市（一部事務組合を含む）の取組み

No.	取組みの内容	概要	温室効果ガス削減量
1	灰溶融炉の廃止	・国崎クリーンセンターにおける灰溶融炉設備の廃止	t
2	建物の ZEB 化	・公共施設の ZEB 化	t
・・・			t
10			t

注）記載している取組みは例であり、市が現在行っている事業や行うことが決定している事業ではありません。

（2）その他啓発事業等の取組み（イメージ）

■市民等の取組み

No.	取組みの内容	概要	参加人数
1	ライフスタイルの転換	・ゼロカーボンアクション 30 の実践	
・・・			
10			

■事業者の取組み

No.	取組みの内容	概要	参加人数
1	啓発事業 （教室・体験会）	・エネルギー出前教室 ・ソーラートレイン	
・・・			
10			

■市の取組み

No.	取組みの内容	概要	参加人数
1	広報活動	・HP、広報誌、SNS 等を活用した情報発信	
・・・			
10			

注）記載している取組みは例であり、市が現在行っている事業や行うことが決定している事業ではありません。

第 6 章　進行管理指標と推進体制

6.1　進行管理指標

目標の進捗管理のため、進行管理指標を設けます。設定した指標は、数値目標に加え、達成状況についても評価し、結果を公表します。

表　進行管理指標

環境分野	施策体系 項目	進行管理指標		評価したい項目	現況 【2022 年度】	行動 方針	担当課
地球環境	地球温暖化対策	1	川西市市域における温室効果ガス排出量	温室効果ガス総排出量削減への取組み	492 千 t-CO_2	減らす	環境政策課
		2	再生可能エネルギー市内導入量	再生可能エネルギーへの転換	26.530MW	増やす	環境政策課
		3	自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合	公共交通の利用促進に向けた取組み	45.1%	増やす	交通政策課
		4	低炭素住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	21 件	増やす	住宅政策課
		5	長期優良住宅認定数		245 件	増やす	住宅政策課
	循環型社会の形成	6	市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量（総ごみ排出量÷365 日÷年度末人口）	市民のごみ減量化に向けた取組み	822g	減らす	美化推進課
		7	ごみのリサイクル率	再資源への取組み	26%	増やす	美化推進課
		8	市内の公共施設における紙使用量（外注分除く）	環境率先行動計画の推進	35,122,711 枚	減らす	環境政策課
自然環境	里山・水辺の保全	9	森林ボランティア登録数	里山保全活動に関する市民意識	212 人	増やす	産業振興課
		10	河川の自然環境保護活動参加者数	河川環境の保全に関する市民意識	531 人	増やす	道路整備課
	農地の保全	11	市民農園区画数	市民による農業参画	581 区画	増やす	産業振興課
		12	新規の農業就業者数	新たな担い手の創出	6 人	増やす	農業委員会
		13	直売所のぼりを掲げている店舗数	地産地消の推進	17 店	増やす	産業振興課
	生物多様性の保全	14	１年間に捕獲した有害鳥獣および外来生物の数（シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ）	生態系、生物多様性に向けた取組み	186 匹 （有害 94 匹、外来 92 匹）	増やす	産業振興課
都市・生活環境	環境美化の推進	15	市道等不法投棄物処理量	不法投棄物防止に関する取組みの効果	12,980kg	減らす	道路管理課
		16	クリーンアップ大作戦参加者数	環境美化に関する市民意識	28,597 人	増やす	美化推進課
	住環境の安全・安心の向上	17	放置自転車強制移動台数	駅周辺の交通環境の向上	443 台	減らす	交通政策課

環境分野	施策体系 項目	進行管理指標		評価したい項目	現況（調整中）【2022 年度】	行動方針	担当課
都市・生活環境	住環境の安全・安心の向上	18	加茂大気測定局、文珠橋局（新名神高速道路沿線）における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値（環境基準値：0.06ppm）	公害による周辺環境への影響	加茂大気測定局 0.025ppm 文珠橋局 0.016ppm	基準達成を維持	環境政策課
		19	多田浄水場付近における生物化学的酸素要求量（BOD）の年間 75%値（環境基準値：2.0mg/L）		0.7mg/L	基準達成を維持	環境政策課
		20	道路に面する騒音の環境基準達成率		87.5%	基準達成を維持	環境政策課
		21	航空機騒音の測定結果		61dB	減らす	都市政策課
		22	行政が受理する年間公害苦情件数		58 件	減らす	環境政策課
		23	「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合（市民実感調査）	道路環境の整備に関する取組みの効果	62.1%	増やす	道路管理課
	良好な都市景観の形成	24	川西の景観に関心がある市民の割合（市民実感調査）	都市景観に関する市民意識	81.9%	増やす	都市政策課
		25	「川西市は緑が豊かなまちだ」と感じる市民の割合（市民実感調査）	自然共生の実態	85.9%	増やす	環境政策課
		26	グリーンフラワーグループ登録団体数	緑化活動に関する市民意識	36 団体	増やす	公園緑地課
環境行動	環境情報の発信と共有	27	市の環境関連ホームページアクセス数	市民の環境に関する取組みや活動への興味・関心	13,740 アクセス	増やす	環境政策課
		28	「ボランティアや NPO の活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動に関する情報の入手状況	20.3%	増やす	環境政策課
	環境学習等の促進	29	小学校の里山体験学習実施校数の割合	環境学習の推進	100%	現状維持	教育保育課
		30	自然フィールド研修参加者数	環境学習を進める上での環境整備	29 人	増やす	教育保育課
		31	ボランティアや NPO などの活動に参加している市民の割合（市民実感調査）	環境保全活動への市民意識	9.0%	増やす	環境政策課

6.2　位置づけ

本計画は、「川西市環境基本条例」第 8 条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律※53」第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置付けます。また、「第 6 次川西市総合計画」を環境の面から具体化する計画として、環境施策を推進するための基本方針となります。

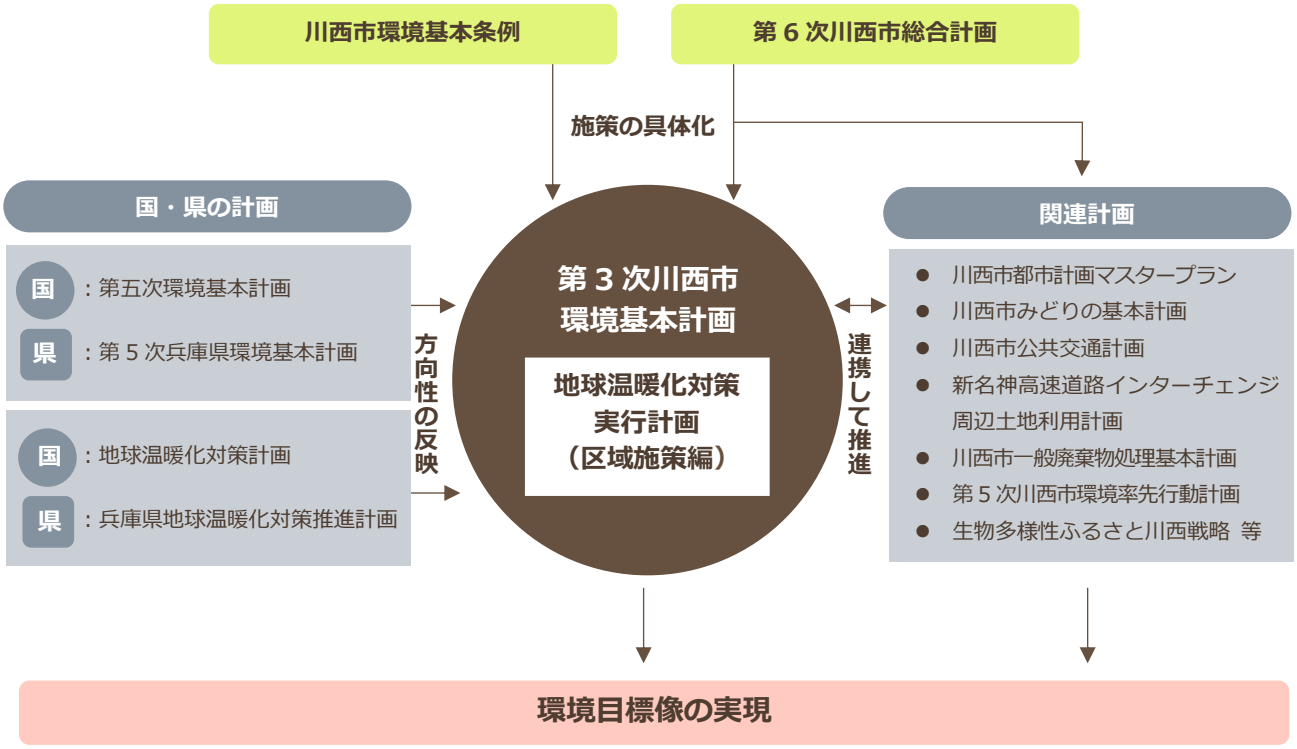

図　計画の位置づけ

6.3　進行管理

計画の進捗を毎年評価する中で、取組み内容等を見直す必要が生じた場合は、その都度変更を行い、常に改善しつつ推進します。進捗の評価には PDCA サイクルを活用し、効果的、効率的に取組みを推進します。

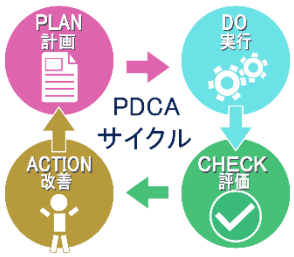

PDCA サイクル：業務改善に効果的な手法
① Plan：計画の策定、改訂（市）
② Do：施策等の実行（市民、事業者、市）
③ Check：指標等による達成状況の評価（市）
④ Action：未達成項目の取組み方法等の改善（市）

図　PDCA サイクル

6.4　推進体制

本計画の推進にあたっては、川西市に関わるすべての主体（市民、事業者、市）が、協働して日々の生活や事業活動の中で環境の保全と創造に取り組む必要があります。そのため、環境の保全と創造に関する基本理念にのっとり、基本方針に基づいて、市が策定する「環境施策」及び市民、事業者、市がみずから取り組む「環境配慮指針」を定めます。

また、取組みを継続的かつ実効性のあるものとするために、川西市環境審議会からの意見を求めます。

表　環境施策と環境配慮指針

環　境　施　策	環境の保全と創造に関する基本理念にのっとり、基本方針に基づいて、市が策定するものです
環境配慮指針	市民、事業者及び市が健康で豊かな環境の保全と創造のために行動する上でみずから配慮すべき指針です

前計画では「市が中心となって進める環境施策」と「市、市民、事業者、みんなで取り組む環境配慮指針」を明示していましたが、本計画はシンプルでわかりやすいものにするため、環境施策と環境配慮指針を統合し、市民・事業者・市、みんなのめざすべき指針をみんなで共有していきます。

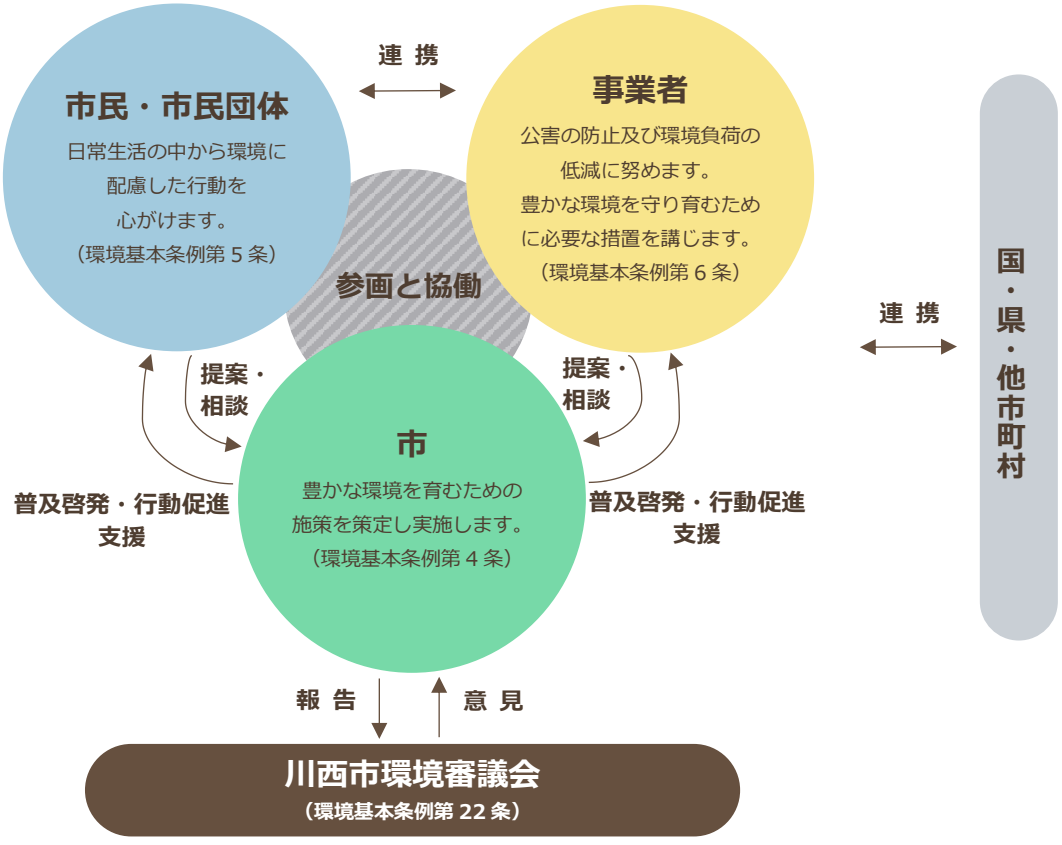

図　計画の推進体制

【資料２－４】

第３次川西市環境基本計画

資料編

【答申案】

令和６（2024）年３月

川　　西　　市

〈（別冊）資料編目次〉

資料１　本市の現況

1.1　本市の特性 1
1.2　社会状況の変化 6
1.3　分野ごとの現況と課題 9

これまでの取組み

ゼロカーボンシティ宣言 11
環境率先行動計画 11
本庁舎の ESCO 事業 11
太陽光パネル・蓄電池設置備の共同購入支援事業 11
キセラ川西地区の低炭素化に向けた取組み-エネルギーモニタリング- 12
給食・お弁当食べきりラリー 15
国崎クリーンセンターの灰溶融炉廃止 15
ICT 化による紙の削減 16
里山保全に多くのボランティア団体が活動 18
一庫大路次川でのアユの放流体験 20
川西市農地バンク 22
農産物の直売所マップ 23
キセラ川西地区のアメリカザリガニ駆除活動 26
クリーンアップ大作戦 28
不法投棄防止パトロール 28
モビリティ・マネジメントで環境教育 31
景観形成重点地区（黒川地区）の指定 34
空き家への取組み 34
環境シンポジウム 36
小学校の「環境体験」「里山体験学習」 38
エドヒガンの森　保全活動 40

資料２　アンケート調査結果概要

2.1　調査概要 41
2.2　調査結果概要 41

資料３　用語集

資料４　環境審議会

4.1　川西市環境審議会における審議経過 66
4.2　審議会委員名簿 66

文中の※は資料３ 用語集に説明を記載しています。

資料１　本市の現況

1.1　本市の特性

（1）地勢

本市は、兵庫県の南東部に位置し、東は池田市と箕面市、西は宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、北は能勢町と豊能町に隣接しています。市域は、東西 6.5km、南北 15.0km、面積 53.44km^2 です。東西に狭く、南北に細長い「タツノオトシゴ」に似た形状をしています。

北部は、山地が形成され、「にほんの里 100 選」に選ばれている黒川地区の里山や市指定の天然記念物であるエドヒガン群落、台場クヌギ※51 群落があります。中部は、多田・山下の 2 つの盆地とそれを取り巻く丘陵地が形成され、ニュータウンや、多田神社をはじめとする社寺林、笹部や赤松の棚田があります。南部は、段丘面と低地からなる平野が形成され、商業施設などが集積した中心市街地があります。

また、猪名川が市域を南北に貫くように流れており、支流である一庫大路次川の清流や「日本のダム湖百選」に選ばれた知明湖（一庫ダム）、川西北小学校前の水路など、水辺の環境も充実しています。

さらに、JR 宝塚線、阪急電鉄宝塚線、能勢電鉄といった鉄道路線、阪神高速道路大阪池田線、中国縦貫自動車道、新名神高速道路といった高速道路、国道 173 号や 176 号が川西市内を繋ぐほか、バス路線が、鉄道各線の主な駅と市内のニュータウンを結んでおり、交通路線も充実しています。

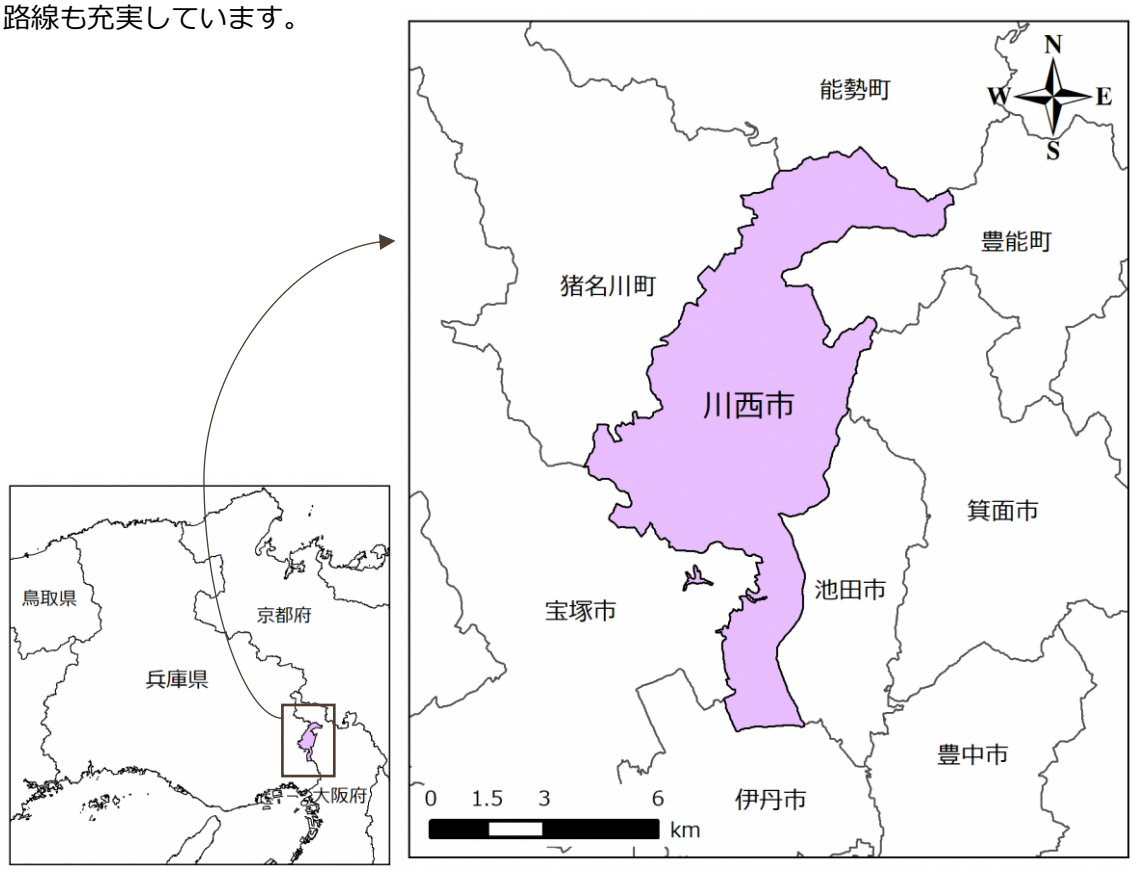

図　本市の位置

出典）国土数値情報（行政区域データ）（国土交通省）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html

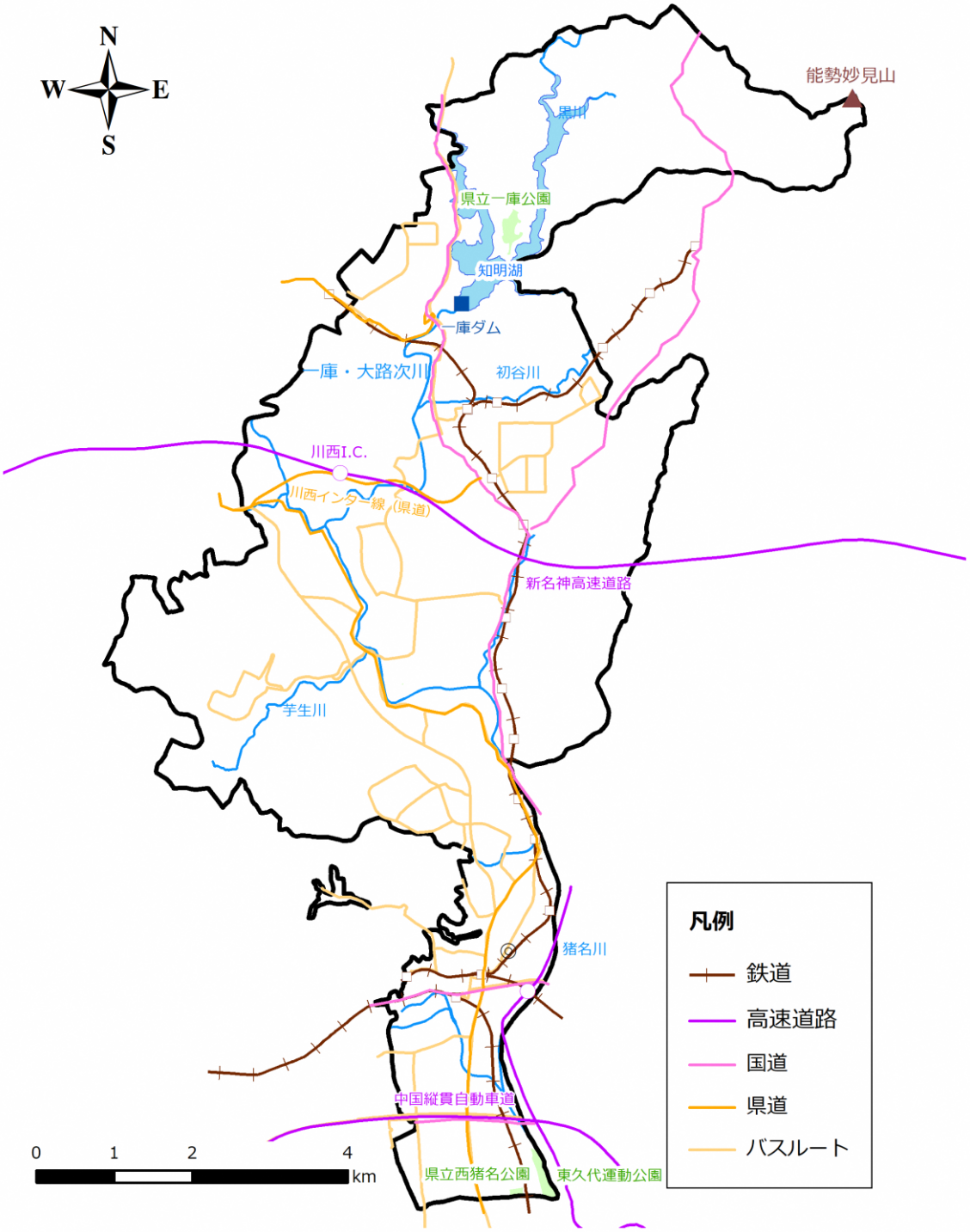

図　本市の全体像

出典）国土数値情報（行政区域データ）（国土交通省）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html
国土数値情報（河川データ）（国土交通省）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html
国土数値情報（湖沼データ）（国土交通省）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W09-v2_2.html
国土数値情報（道路データ）（国土交通省）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gmlold/datalist/gmlold_KsjTmplt-N01.html
国土数値情報（高速道路時系列データ）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N06-v2_0.html
国土数値情報（鉄道時系列データ）（国土交通省）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N05-v2_0.html
国土数値情報（バスルートデータ）（国土交通省）https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N07.html
をもとに編集・加工

（2）気候

川西市は温暖で降水量の少ない瀬戸内気候区に属しています。川西市消防本部の調べによると、川西市の過去 30 年の気温は概ね横ばいであるものの、計測している直近 3 年の数値は、平均気温が 16 度を超え、最高気温が 38 度を超えるなど、前の 10 年に比べて気温が上昇していることがわかります。

表　本市の気温の変化

年	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
平均（℃）	17.1	17.5	16.6	17.4	15.9	16.2	15.4	15.2	15.0	15.0
最高（℃）	37.0	39.5	39.0	39.0	34.8	35.7	35.8	37.0	38.3	37.3
最低（℃）	-2.0	-1.0	-2.0	-1.0	-4.8	-4.0	-5.1	-4.1	-5.1	-3.9
年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
平均（℃）	14.1	14.6	13.4	13.3	14.7	15.3	15.4	15.7	15.6	15.4
最高（℃）	33.9	34.5	34.7	34.5	37.8	27.6	36.7	36.8	36.9	37.1
最低（℃）	-2.9	-4.9	-5.0	-5.3	-4.8	-2.9	-3.0	-4.2	-5.9	-5.7
年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
平均（℃）	15.8	15.5	16.1	16.6	15.5	16.3	16.5	－	－	16.2
最高（℃）	38.7	37.4	38.1	36.6	37.1	39.8	38.3	－	－	39.3
最低（℃）	-3.3	-3.3	-2.3	-5.0	-3.0	-4.6	-2.2	－	－	-3.9

※2020（令和２）年、2021（令和３）年は計測機器の故障により計測できておりません。

出典）川西市消防本部

（3）人口

本市の人口は、昭和 35（1960）年代のニュータウン開発以降、平成 17（2005）年の 15.8 万人までは増加を続けていましたが、平成 27（2015）年は 15.6 万人、令和 2（2020）年は 15.2 万人と減少傾向に転じています。老年人口の増加及び年少人口、生産年齢人口の減少が進んでおり、少子高齢化の傾向が顕著に表れています。

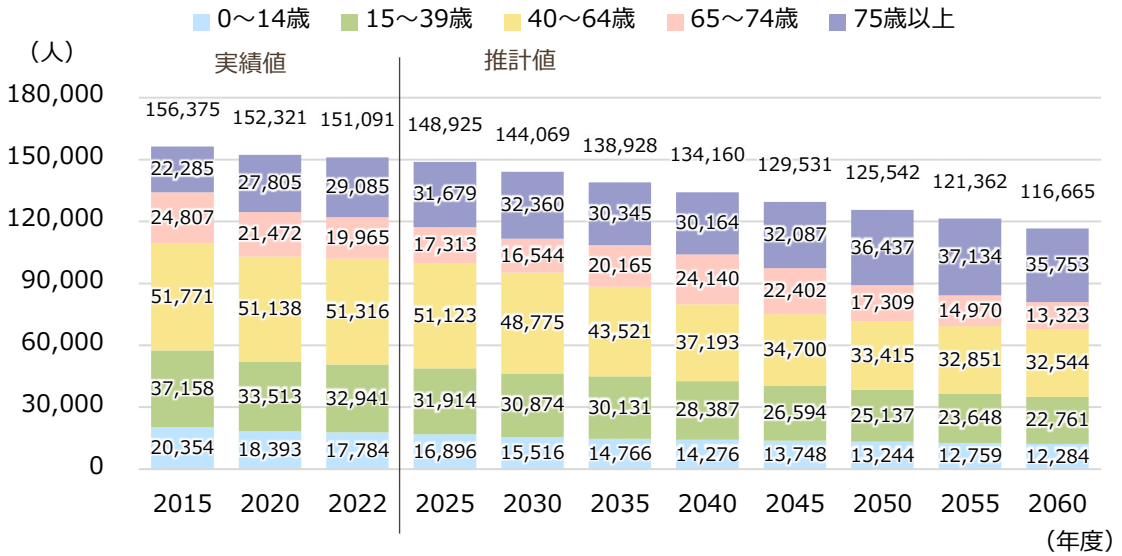

図　本市の人口推移

出典）国勢調査を基準に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に準拠して川西市作成

（4）土地利用

土地利用状況を見ると、約 23%が宅地、約 28%が山林として利用されています。市の全域が都市計画区域であり、そのうち約 42%が市街化区域に指定され、まちづくりが進められています。

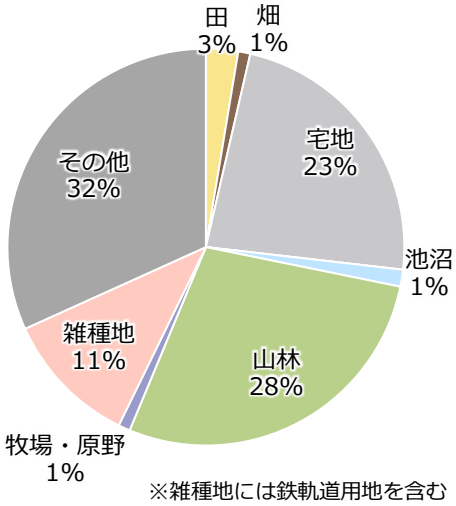

図　土地利用状況

出典）兵庫県統計書（2021 年度）

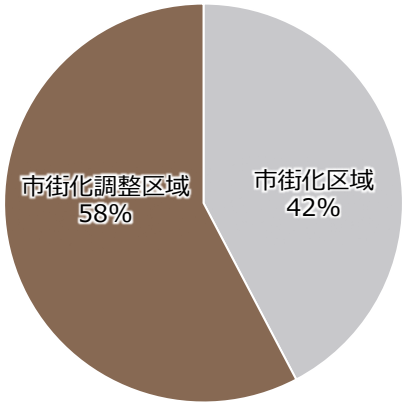

図　都市計画区域の指定状況

出典）川西市統計要覧（2021 年度）

また、市街化区域のうち約 86%が住居系の用途地域に指定されており、住宅都市の特徴が強く表れています。令和 3（2021）年に舎羅林山地区の用途地域区分が工業地域に変更されたため、工業地域の占める割合がやや増加しています。

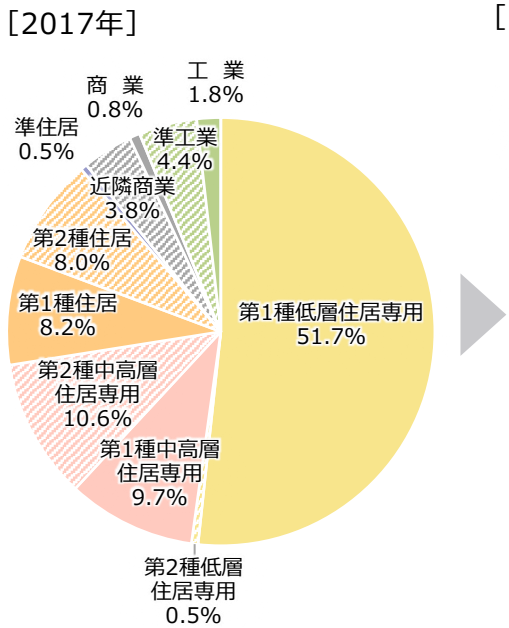

図　市街化区域の用途地域利用状況（前計画）

出典）第 2 次川西市環境基本計画（2017 年）

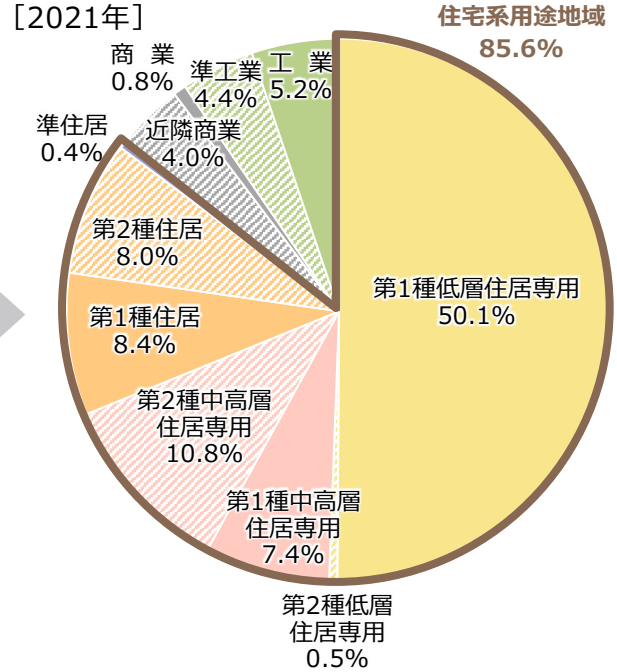

図　市街化区域の用途地域利用状況

出典）川西市統計要覧（2021 年度）

（5）産業構造

本市に立地する事業所数は、経済発展や人口増加とともに増加し、平成３（1991）年以後は約 4,000 事業所前後で推移していましたが、近年は減少傾向にあります。産業別にみると、農業等の第一次産業、製造業等の第二次産業はほぼ横ばいとなっており、店舗等の第三次産業が減少傾向にあります。就業者比率は、第二次産業が減少し、第三次産業が増加しています。

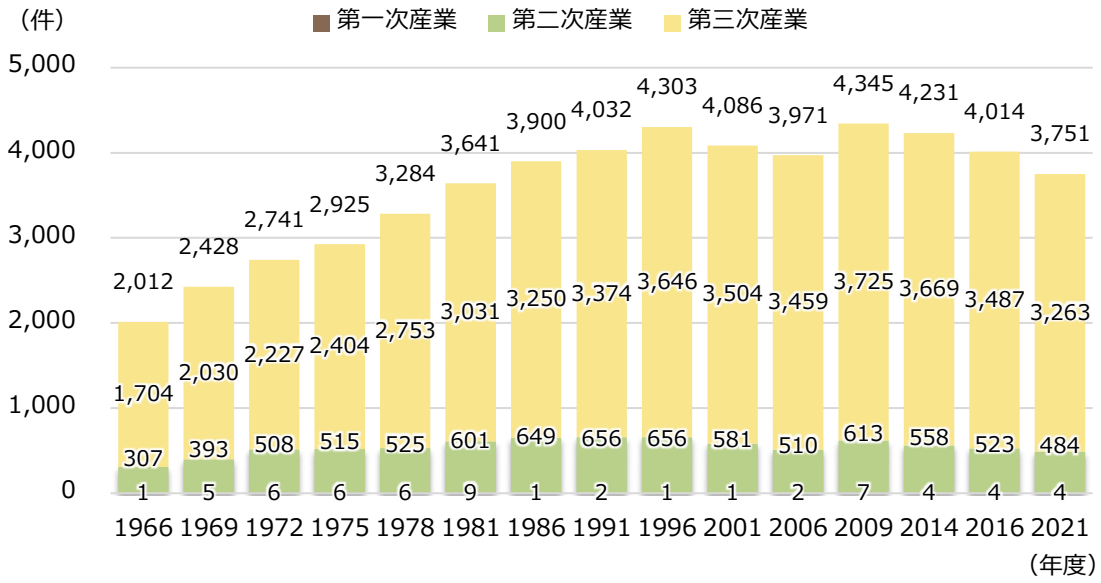

図　産業別事業所数

出典）川西市統計要覧（2021 年度）
経済センサス活動調査（2021 年）

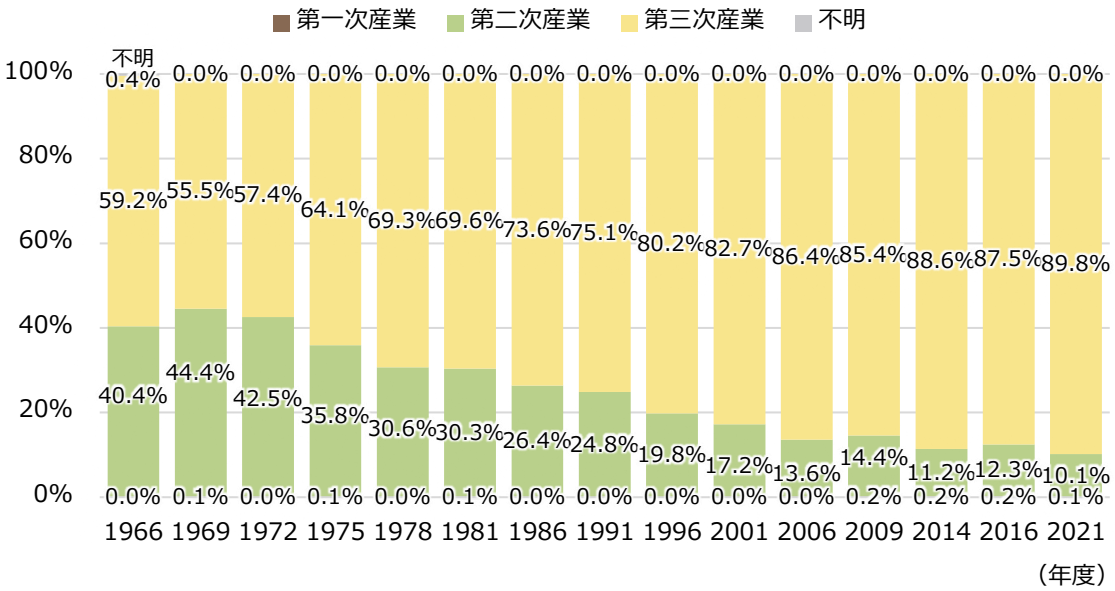

図　産業別就業者比率

出典）川西市統計要覧（2021 年度）
経済センサス活動調査（2021 年）

1.2　社会状況の変化

（1）世界の動向

平成 27（2015）年に開催された国連サミットで、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、国際社会が令和 12（2030）年までに達成する共通の目標として、持続可能な開発目標（SDGｓ※83）が設定されました。この目標の中には、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の取組みと合致する内容が含まれています。

出典）国際連合広報センター

図　SDGｓの目標

生物多様性※44の観点では、令和 3(2021)年に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議で採択された「グラスゴー気候合意」で、世界全体に及ぶ危機である気候変動と生物多様性の損失は相互関係にあり、自然や生態系の保護・保全及び回復が重要であると述べられており、2022 年に開催された生物多様性条約第 15 回締結国会議で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」では、世界の生物多様性を保全するための、令和 12（2030）年までの国際目標が定められました。

地球温暖化対策の観点では、平成 27（2015）年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議で、「パリ協定※60」が採択されました。パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して 2℃未満に抑える（1.5℃に抑える努力をする）ことや、世界全体で今世紀後半には、人の活動による温室効果ガス※7排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとることが掲げられました。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC※78）が平成 30（2018）年に公表した「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を 1.5℃の水準で抑えるためには、人為的な CO_2 排出量を 2030 年までに約 45%削減（2010 年比）し、2050 年前後に正味ゼロとすることが必要とされています。

さらに、IPCC が令和 5（2023）年に公表した「第 6 次評価報告書」では、地球温暖化が人為的な影響によるものであることには疑う余地がなく、全ての部門において急速かつ大幅で、ほとんどの場合即時の温室効果ガスの排出削減が求められるとされ、気候変動に対する緩和策と適応策の加速が改めて呼びかけられました。

（2）国の動向

国では、平成 30（2018）年に「第五次環境基本計画」を閣議決定し、「地域循環共生圏※52」の創造、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指して、6 つの重点戦略を設定しました。

出典）環境省 HP 第五次環境基本計画の概要

図　地域循環共生圏

生物多様性の観点では、「昆明・モントリオール枠組み」の採択を受け、令和 5（2023）年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、令和 12（2030）年のネイチャーポジティブ※59 実現に向けて、5 つの基本戦略を設定しました。

地球温暖化対策の観点では、「パリ協定※60」の採択を受け、平成 28（2016）年に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和 3（2021）年の改定において、2030 年度までに温室効果ガス※7 排出量 46%削減（2013 年度比）を目指し、さらに 50%削減の高みを目指すと表明しました。また、令和 2（2020）年には、2050 年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すと表明しました。

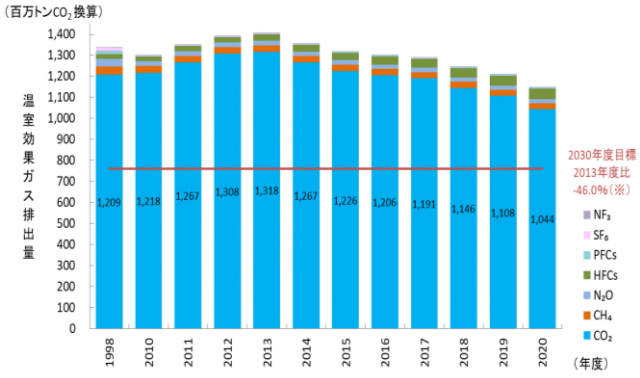

出典）環境省 HP「地球温暖化対策計画」

図　日本の温室効果ガス排出量の推移

この実現に向けて、平成 25（2015）年に「気候変動の影響への適応計画」が策定され、平成 30（2018）年に制定された「気候変動適応法※23」により、気候変動適応への法的位置づけが明確化されました。

令和 3（2021）年には、「温暖化対策推進法」が改正され、パリ協定の目標や「2050 年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として位置づけるとともに、その実現に向けた方針として、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組みや、企業の温室効果ガス排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の取組みなどが規定されました。

同年には「第 6 次エネルギー基本計画」も策定され、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底により、野心的な見通しとして令和 12（2030）年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 36～38%まで拡大することなどが示されました。

（3）県の動向

兵庫県では、令和元（2019）年に「第 5 次兵庫県環境基本計画」を策定し、「環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ」を基本理念として掲げ、「低炭素」、「自然共生」、「資源循環」、「安全・快適」、「地域力」の 5 つの分野の施策を横断的に展開していく方針が示されました。

生物多様性の観点では、令和元（2019）年に「生物多様性ひょうご戦略」を改定し、「人と自然が共生する兵庫を私たちの手で未来へ」を理念として掲げ、5 つの行動計画を定めました。

地球温暖化対策の観点では、令和 2（2020）年に、「2050 年までに温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す」と表明しました。

令和 4（2022）年には、「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定し、2030 年度までに 46%（森林吸収を含めて 48%）の温室効果ガスを削減（2013 年度比）する目標を設定しました。

また、目標達成に向けて、県内事業者や研究機関、行政機関から構成する「ひょうごゼロカーボン産業社会共同研究会」を設け、2050 年ゼロカーボンを達成するための方策を検討するなど、積極的な取組みが進められています。

1.3　分野ごとの現況と課題

（1）地球環境

①地球温暖化対策に関する現況と課題

現況

・大都市近郊のベッドタウンとして発展してきた経緯から、家庭部門や運輸部門の温室効果ガス※7排出量が多くなっています。
・団塊世代の定年退職やリモートワークの増加による通勤需要の減少により、能勢電鉄利用者の減少、バスの減便・廃線が見られます。
・公共交通の衰退が進み、マイカーを利用せざるを得ない人が増えることで、運輸部門の温室効果ガス排出量がさらに増加することが懸念されます。
・太陽光発電設備（10kW 未満）の導入件数は、市の購入補助の取組みもあり増加傾向にあります。

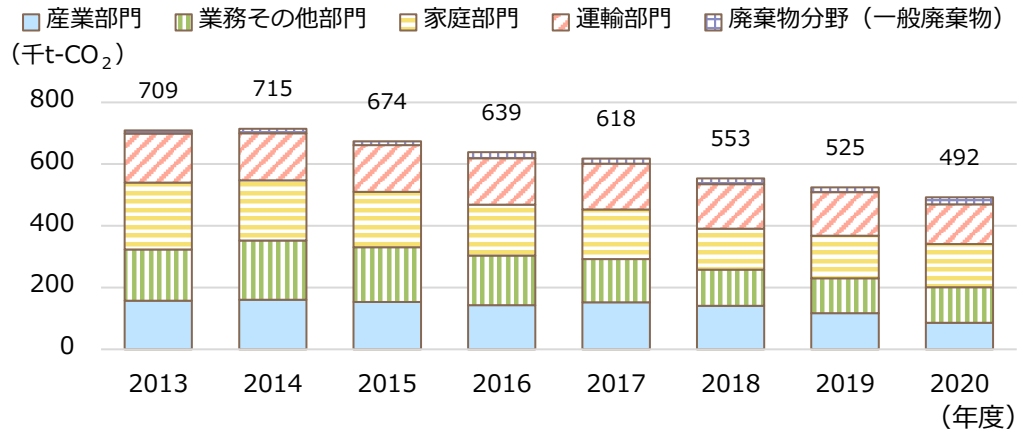

図　温室効果ガス排出量推移

出典）環境省 HP 自治体排出量カルテ（2022 年）

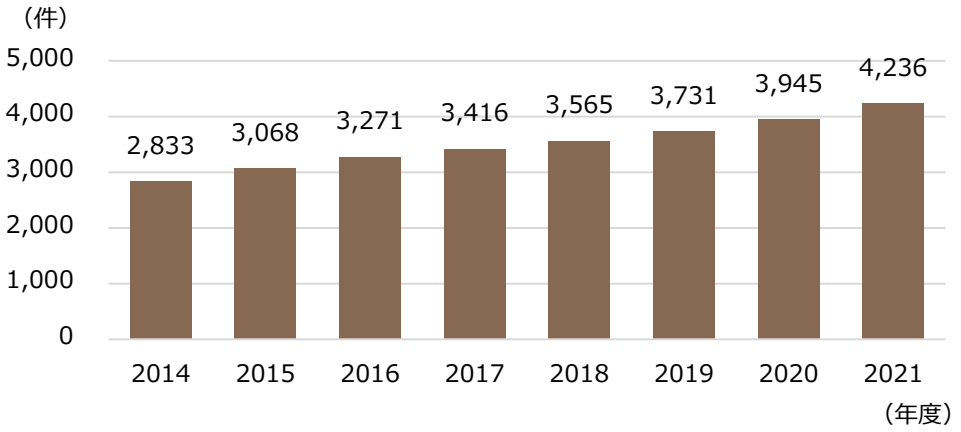

図　太陽光発電設備の累積導入件数

出典）環境省 HP 自治体排出量カルテ（2022 年）

前計画策定後の主な取組み

・川西市ゼロカーボンシティ宣言
・第５次川西市環境率先行動計画※10の改訂（令和４（2022）年）
→市が率先して省エネルギー化、低炭素化の取組みを推進
・本庁舎のESCO（エスコ）事業※75
・一般家庭の太陽光発電設備、蓄電池の共同購入制度（8 自治体で連携）
・太陽光発電設備、蓄電池の購入補助（市独自）
・キセラ川西地区※25の低炭素まちづくり
・「フロン排出抑制法※64」に基づく、フロン類※65の適正処理の推進

アンケート結果

・市民アンケートでは、地球温暖化問題やその対策への関心が高い傾向にあります。（→資料編 P41）
・市民アンケート、小学生アンケートとも、将来の川西市に望む環境として、「太陽光などの環境にやさしいエネルギーがたくさんある」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）
・市民アンケートでは、地球温暖化による、自然災害の増加や野生動植物の生育域の変化が懸念されています。（→資料編 P52）
・省エネに関する取組み率は高い一方、再エネ導入に関する取組み率は低い傾向にあります。（→資料編 P44）

課題

・本計画第５章「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の周知・推進が必要です。
・家庭部門や運輸部門から排出される温室効果ガス※7を削減するための取組み方法の周知、啓発とともに、市民生活や事業活動における省エネルギー化、適切な再生可能エネルギー導入の取組みを進めることが必要です。
・再生可能エネルギーの導入にあたっては、景観の保全や騒音、災害の防止など周辺住民の生活環境に悪影響を与えないよう配慮が必要です。
・公共交通機関の利用の促進と自家用車の次世代自動車※38への転換が必要です。
・温室効果ガスの排出量削減と合わせて、地球温暖化による気候変動への適応（「気候変動適応法※23」に基づく）も必要です。
・温室効果ガスの一つであるフロン類※65については、「フロン排出抑制法※64」の周知による適切な管理・処分を行い、大気中への漏えい防止が引き続き求められます。

取組み　ゼロカーボンシティ宣言

ゼロカーボンシティとは、2050 年に CO_2（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを目指すことを首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のことで、脱炭素社会に向けてゼロカーボンシティを宣言する自治体は増えつつあります。

川西市でも、地球環境に対する未来への責任を果たすために、令和４（2022）年８月１日にゼロカーボンシティを宣言しました。

取組み　環境率先行動計画

市が一事業者・一消費者の立場から、市の事務や事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に向け平成 12（2000）年から取り組んでいる行動計画です。

環境保全のため、行動計画を自ら率先して実行し、環境負荷の低減を図り、また、温室効果ガス排出抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることにより、市民・事業者の自主的な取組みの促進に資することを目的としています。

「第５次川西市環境率先行動計画」では、2030 年度までに温室効果ガス排出量を 50%削減（2013 年度比）することを目標として設定しました。

取組み　本庁舎の ESCO 事業

ESCO 事業は、建物の省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業です。ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理などにかかる全てのサービスを提供します。

川西市では庁舎内の空調機の交換時期に伴い、ESCO 事業を導入しました。本庁舎の空調機をエネルギー効率の良いものに入れ替えや照明の LED 化を実現しました。

取組み　太陽光パネル・蓄電池設備の共同購入支援事業

再生可能エネルギーの普及・促進のため、太陽光パネル・蓄電池の購入を希望する市民や事業者を募り、共同購入することで、市場価格よりおトクに設備を提供しようとする事業です。令和３（2021）年度から神戸市と伊丹市が実施している事業で、令和４（2022）年度からは川西市も参加し、阪神７市１町と神戸市の９自治体が連携して実施しました。令和５（2023）年度は更に１市増えて 10 自治体で実施しました。

表　事業の参加登録者数及び契約締結数（2022 年度実績）

参加登録数	487 人
契約締結数	30 件

取組み　キセラ川西地区の低炭素化に向けた取組み-エネルギーモニタリング-

市中心部の北側にあるキセラ川西地区。公園やショッピングモールが立ち並ぶ場所には、かつて皮革工場が集まっていました。

工場跡地からの土地利用転換において、皮革工場から排出される皮革汚水や異臭などの環境に関する課題を払拭する新しいまちのイメージとして、「まちづくり方針」で低炭素に配慮したまちづくりを掲げました。その実現に向けて「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、「キセラ川西低炭素まちづくり計画※26」を平成 25（2013）年 3 月に策定し、計画を達成実現するための「キセラ川西エコまち運用基準」を策定、基準に基づき協議するための「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関する建築行為等の手続条例」を制定しました。個別の土地利用に対して建築物の低炭素化や敷地の緑化に協力いただき、建物が建ったあとのモニタリングまで一貫して実施してきました。

事前協議の情報を生かしたエネルギーモニタリングは、事前協議を実施した新築建物に調査票を送付し、電気・ガス等の消費量の把握を平成 28（2016）年度から令和 4（2022）年度まで 7 年間、実施してきました。

このグラフは、「キセラ川西エコまち運用基準」による事前協議による低炭素化の達成状況を評価したものです。左側の事前協議を実施しなかった場合の数値と、右側の実際に事前協議を実施し、建物完成後、電気やガスなどの消費量の報告を受けた数値を比べると、年間エネルギー標準推定値の約 29%を削減することができました。約 860 世帯分の年間エネルギー消費量に相当します。

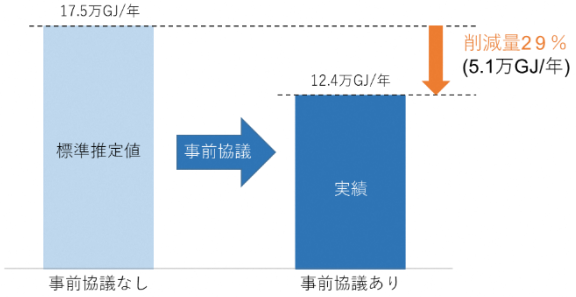

図　エネルギーモニタリング結果(2021 年度)

この取組みでは、すべての新築建物で運用基準に基づく事前協議を実施し、計画の方針や運用基準の内容について、建築主が理解を深め、実際に建つ建物に反映されました。その後の利用時においても一人ひとりが低炭素を理解し、意識して行動した積み重ねが、地区全体の低炭素化につながりました。

②循環型社会の形成に関する現況と課題

現況

・平成 25（2013）年に策定された「川西市一般廃棄物処理基本計画※9」で目標とした「令和４（2022）年度までに１人１日当たりのごみ排出量 828ｇ以下、リサイクル率 28%以上」に対し、令和４（2022）年度時点で１人１日当りのごみの排出量は 822ｇと目標を達成し、リサイクル率は 26%と達成には至りませんでした。
・令和４（2022）年度の家庭系ごみの組成分析調査によると、燃やすごみに排出されたリサイクル可能な資源物として紙類、食品ロスに関するもの、プラスチック製容器包装が多く混入しています。
・令和６（2024）年に策定された新たな目標の達成に向けて「ごみにする？資源にする？それは結局あなた次第～今日から１人１日マイナス 91ｇ～」をスローガンに、ごみ減量化及びリサイクル率向上に向けて取組みを継続しています。

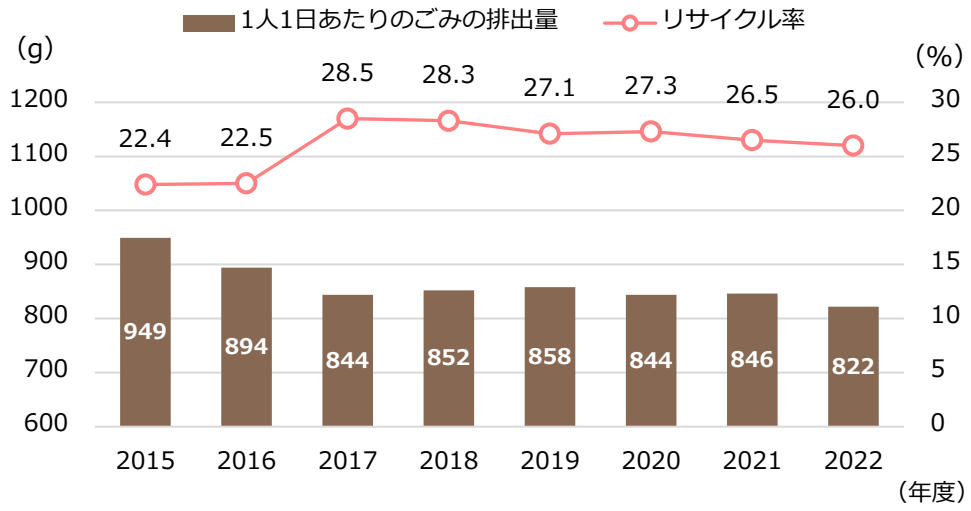

図　１人１日当たりのごみの排出量、リサイクル率

出典）川西市 HP 環境の概況（2022 年）
川西市 HP かわにしのごみの状況

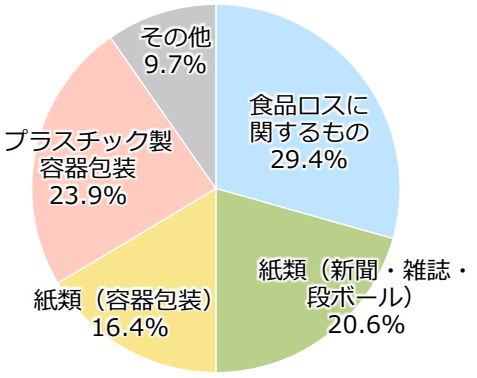

図　燃やすごみに排出されたリサイクル可能な資源物

出典）川西市 HP 一般廃棄物（家庭系ごみ）組成分析調査報告書（2022 年）

前計画策定後の主な取組み

・給食・お弁当食べきりラリーの実施
・「川西市環境率先行動計画※10」に基づく、ICT※77の導入による紙の削減
・一般廃棄物※3減量化に向けた取組みに関する実施状況の報告依頼や有効な取組みの紹介など事業系一般廃棄物の減量（事業者向け）
・ごみ減量に向けた、年代に応じた出前講座・ワークブックの作成・クリーンセンターの施設見学

アンケート結果

・市民アンケートでは、「ごみの処理、リサイクル」に対する重要度が高く、満足度が低い傾向にあります。（→資料編 P41）
・市民アンケート、小学生アンケートとも、将来の川西市に望む環境として、「リサイクルが進み、ごみが少ない」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）
・市民アンケート、事業者アンケート、小学生アンケートとも、分別やリサイクルに関する取組み率は高い傾向にあります。（→資料編 P44）
・一方、市民アンケート、事業者アンケートとも、環境負荷の低い製品やサービスの購入・開発の取組み率は低い傾向にあります。（→資料編 P44）

課題

・ごみの減量化に対する意識向上に向けた啓発活動の継続や、ごみの減量化に関する方法の周知を徹底し、市民一人ひとりが日常の中でごみの減量化を着実に進めていくことが必要です。
・再生資源の分別が徹底されていない状態にあることから、分別方法の周知や啓発活動を進め、市民の意識を向上させていく必要があります。
・事業所に対して、ごみ減量化に向けて協力を要請していく必要があります。

取組み　給食・お弁当食べきりラリー

近年、食品ロスが問題となっており、川西市では「食べ残しゼロ運動」として市内幼稚園、保育園の子どもたちにアレルギー等に配慮しながら昼食を残さず食べてもらえるよう、スタンプラリー形式で実施。食べ残しを減らすことが目的ですが、子どもたちからは「嫌いな物が１つなくなった！」「完食はできなかったけどみんなでがんばれた」といった感想や、「家庭でも食べるようになりました」と保護者からの声もあり、食育への展開とつながっていく効果もありました。

取組み　国崎クリーンセンターの灰溶融炉廃止

川西市、川辺郡猪名川町、大阪府豊能郡豊能町、大阪府豊能郡能勢町で組織する一部事務組合・猪名川上流広域ごみ処理施設組合は、一般廃棄物処理施設「国崎クリーンセンター」において、ごみの焼却に伴って発生する焼却灰を高温で溶かし、ガラス状のスラグを生成する灰溶融炉設備を稼働してきました。

灰溶融炉設備の一般的な耐用年数は 15 年と言われており、今後維持するためには、設備の更新か機能維持のための大規模な改修が必要となります。

このため、令和８（2026）年度からの着工を予定している基幹的設備の改良工事に伴って、灰溶融炉設備を廃止する計画を進めています。灰溶融炉設備を廃止すると、化石燃料の使用量を縮減でき、CO_2 の排出量を従前と比べて約 90%以上削減することが期待されます。

取組み　ICT 化による紙の削減

第５次川西市環境率先行動計画において、市の事務事業における令和６（2024）年度のコピー機印刷枚数を令和元（2019）年度比で 30%削減することを目標としていましたが、令和４（2022）年度の削減率は 37.9%となり、コピー機印刷枚数における紙の削減目標は達成しました。

令和５（2023）年度以降、紙全体（コピー機印刷枚数、プリンターから印刷する用紙、パンフレット等の外注による印刷物）の削減目標を設定していく予定です。

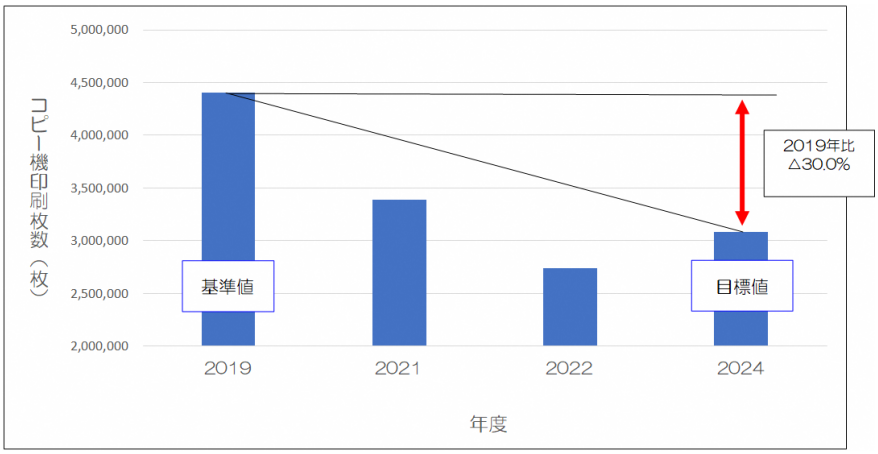

図　コピー機印刷枚数の推移

表　コピー機印刷枚数の削減実績

年度	2019 （基準年度）	2021	2022	2023 （目標年度）
実績枚数	4,401,141	3,387,375	2,734,449	-
予想枚数	-	-	-	3,080,799
削減率（%） （基準年度－当該年度）÷基準年度×100	-	23.0	37.9	30.0

（2）自然環境

①里山・森林に関する現況と課題

現況

・「日本一の里山※58」と称される黒川の里山や、住宅地に隣接する生物多様性※44豊かな「まち山※66」があり、環境教育や憩いの場となっています。

・ボランティア団体等が維持・保全活動をされている中、多くの里山が放置され荒廃することなどによって、生物多様性の衰退、特定の種の過剰繁殖、植生の衰退による土砂の流出など、人と山との関わりが減少したことによる問題が顕在化してきています。

・ボランティア団体や企業が中心となり、本来山林が持つ公益的機能（生物多様性、災害の防止など）の復元・維持に向けた取組みが行われています。森林ボランティア※42登録数は増加傾向にありますが、多くのボランティア団体で参加者の高齢化が進んでいると聞いており、活動を引き継いでいく人材の不足が問題となっています。

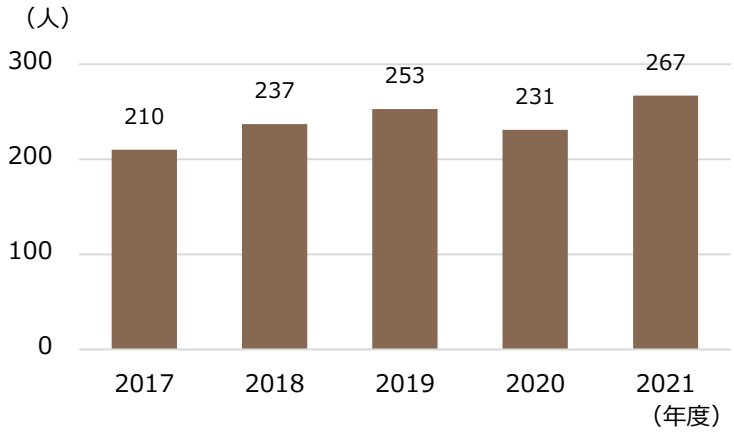

図　森林ボランティア登録数

出典）川西市 HP 環境の概況（2020 年度版、2022 年度版）

前計画策定後の主な取組み

・「シンポジウム」の開催により、人材不足解消に向けたボランティア活動の周知（→資料編 P34）
・森林ボランティア※42 団体が行う、里山を含めた森林の整備や保全活動に対する補助支援

アンケート結果

・市民アンケートでは、「山林の美しさ」に対する重要度が低く、満足度が高い傾向にあります。（→資料編 P41）
・小学生アンケートでは、「山林の美しさ」に対する重要度が高く、満足度が低い傾向にあります。（→資料編 P41）
・市民アンケートでは、将来の川西市に望む環境として、「山や川とのふれあいがある」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）
・市民アンケートでは、将来の川西市に望む環境を実現するために必要な取組みとして、「里山、川など自然環境の保全」が上位に挙げられています。（→資料編 P43）

課題

・里山を保全し、将来に残していくことが重視されています。里山保全活動は市民によるボランティア活動によるところが大きく、ボランティア団体との連携を強化し、継続して活動を続けていけるよう支援を行っていくことが必要です。
・活動を引き継いでいく新たな人材の確保が急務となっているため、今まで活動に興味がなかった人を活動に巻き込む動きが必要です。

取組み　里山保全に多くのボランティア団体が活動

里山は、人と自然が共生することにより成り立ってきた環境であり、人の手により適切に管理されなければ、生物多様性に乏しい荒廃した山林に姿を変えてしまいます。

現在、里山の保全にボランティア団体や企業を中心とした多くの人々が、育ち過ぎた林木の伐採や、林床※70 に繁茂した雑草の除去など森を健康な状態に保つために活動しています。伐採した林木の一部は薪炭の原料として利用され、里山を整備するための資金に活用されています。

また、これらのボランティア団体は、子どもたちの体験学習活動にも積極的に関与されるなど環境教育活動も展開され、活動の担い手の育成にも努めています。

②水辺に関する現況と課題

現況

・本市の水辺環境は、猪名川とその支流、ダム湖などの水域とため池や豊富な地下水脈により成り立っており、市内の生態系の連続性を支える重要な役割を担っています。
・猪名川は水辺の動植物の生育場所になっているほか、河川敷の一部はグラウンドや公園として整備されており、市民のレクリエーションの場としても活用されています。
・近年では水質の改善が進み、河川の汚濁を示す指標である BOD（生物化学的酸素要求量）※73 の値は環境基準を大きく下回り、良好な状態を維持しています。

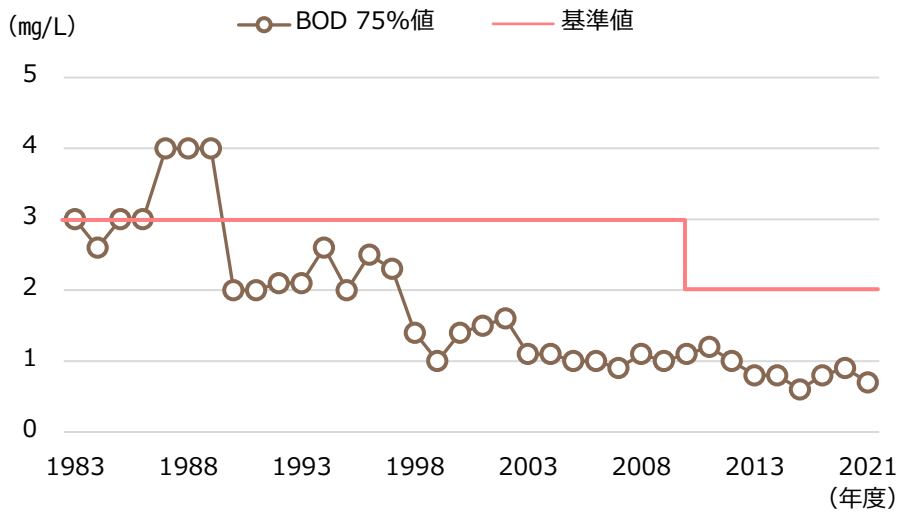

図　猪名川（銀橋）の水質経年変化

出典）国土交通省水文水質データベース

前計画策定後の主な取組み

・猪名川の河川敷でのごみの回収や繁茂した雑草の除去など水辺の環境を維持・改善する活動（市民団体や自治会などが中心）
・一庫大路次川での稚鮎放流体験
・市民の猪名川への理解や親しみやすさの向上

アンケート結果

・市民アンケートでは、「川のきれいさ」に対する重要度、満足度とも高い傾向にあります。（→資料編 P41）
・小学生アンケートでは、「川のきれいさ」に対する重要度が高く、満足度が低い傾向にあります。（→資料編 P41）
・市民アンケートでは、将来の川西市に望む環境として、「山や川とのふれあいがある」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）
・市民アンケートでは、将来の川西市に望む環境を実現するために必要な取組みとして、「里山、川など自然環境の保全」が上位に挙げられています。（→資料編 P43）

課題

・水質環境基準を十分に達成しているにも関わらず、川のきれいさに関する満足度が低いことから、河川敷のごみの不法投棄や雑草の繁茂など河川の景観が課題だと考えられます。今後も、各主体と協働した水辺の環境保全に努めることが必要です。
・市民が川と触れ合える機会の創出を進めていくことが求められます。

取組み　一庫大路次川でのアユの放流体験

独立行政法人水源機構 一庫ダム管理所では、一庫大路次川を魚が住みやすい環境に戻すため、猪名川漁業共同組合や学識経験者の意見を聞きながら、川の環境改善に取り組んできました。

その効果確認のために、また、身近な川の環境の大切さなどを知ってもらう機会として、同漁協と共同で毎年春に小学生以下の児童による稚鮎の放流体験を行っています。

③農地に関する現況と課題

現況

・市内には約 120ha の農地があり、米やキクナ、ホウレンソウ等の葉物野菜などの農産物のほか、菊炭※22の製造、イチジク※2、クリ※28、モモ※68など季節ごとの特産品の栽培がされており、市内のみでなく、阪神間の市場でも多くの人々に親しまれています。

・農地は山林や河川、ため池等とあいまって生態系の一部を成しており、人の生産活動を通じて農地を適切に維持していくことは、生態系を保全する上でも重要です。

・農薬や化学肥料による生態系への影響のほか、近年では有害鳥獣※69による農作物被害、農業従事者の高齢化、担い手不足などによる耕作放棄地の増加など、農地をめぐる生物多様性※44の衰退が懸念されています。

・市民農園※40区画数に大きな増減はなく、市民ファーマー制度※18などを活用して多くの市民が作物の生産や農地の保全に取組んでいます。

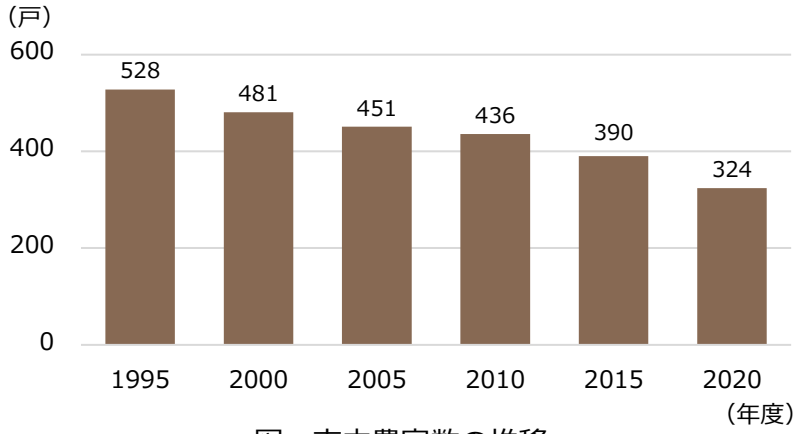

図　市内農家数の推移

出典）川西市 HP 川西市統計要覧（2021 年度版）

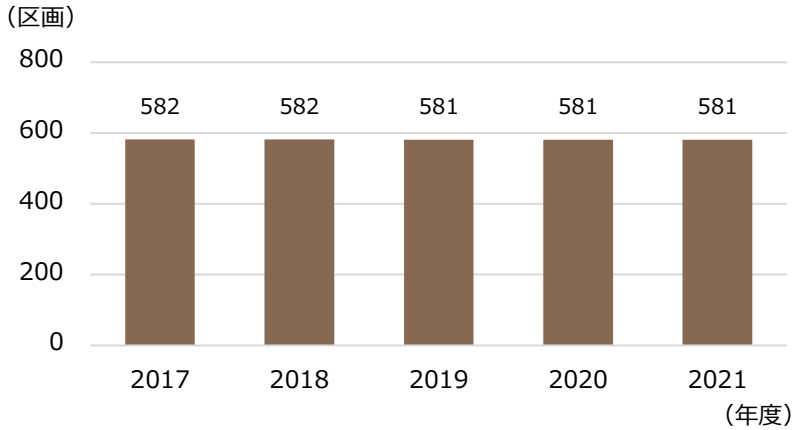

図　市民農園区画数

出典）川西市 HP 環境の概況（2022 年度版）

前計画策定後の主な取組み

・新たな農業担い手づくり事業による新規就農者の育成や農地バンクの創設、川西市民ファーマー制度※18など、後継者不足や耕作放棄地に関する対策の拡充
・直売所マップの作成や市ホームページなどでの積極的なPRによる地産地消※54の機会の促進
・空輸された朝採れイチジク※2を用いた使ったデザート（タルト）の販売を通じた、阪神間以外の消費者へのPR

アンケート結果

・市民アンケートでは、将来の川西市に望む環境として、「地元の農産物が豊富に流通している」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）
・市民アンケートでは、将来の川西市に望む環境を実現するために必要な取組みとして、「農作物の地産地消の推進」が上位に挙げられています。（→資料編 P43）
・市民アンケートでは、地産地消の取組み率がやや高い傾向にあります。（→資料編 P44）

課題

・高齢化や後継者不足による、農業従事者の減少および耕作放棄地の増加を食い止めることが必要です。
・農作物被害を防止するため、県猟友会川西支部と引き続き協力し、有害鳥獣※69の捕獲・処分に取り組むことが必要です。

取組み　川西市農地バンク

川西市農地バンクとは、農地所有者などが耕作または管理できなくなった農地を登録し、その登録された農地情報をHP上で公開することで、就農希望者や経営の規模を拡大したい農業者へ提供し、農地の貸借・売買と有効利用を促進する制度です。農家でない方でも農地を借りられる「市民ファーマー制度」と併せて、遊休農地の解消など農地を有効活用することで新たな担い手の育成をめざします。

取組み　農産物の直売所マップ

川西産農産物の PR と地産地消の推進のため、農家が運営する直売所や川西産農産物を販売する小売店・スーパーマーケットを掲載した「直売所マップ」を作成し、HP 上で公開しています。

また、直売所や地元農産物を販売する小売店に「川西そだち」のぼりの掲示を依頼する等、より多くの方に地場産の野菜等を食べていただくようアピールしています。

図　直売所と「川西そだち」のぼり

④生態系に関する現況と課題

現況

・「生物多様性ふるさと川西戦略※45」によると本市では現在、3,355 種（植物 967 種、動物 2,388 種）の生物の生息・生育が確認されており、これらの生物が互いに影響を与え合い豊かな生態系を形成しています。
・エドヒガンやヒメボタルなど希少な動植物の生育も確認されており、地域の生態系を特徴づける重要な要素の一つとなっています。
・ライフスタイルの変化などにより人と自然との共生が難しくなったことや、開発行為による野生生物の生息環境の減少など、人による直接的、間接的な影響による生態系バランスの崩れ、過剰繁殖したシカの食害による森林の衰退やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ、クビアカツヤカミキリによるサクラやモモへの被害などが懸念されています。
・外来生物による影響も深刻であり、特に生態系へ悪影響を及ぼす恐れの大きい「特定外来生物※55」として、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、ヌートリア、アライグマ、ウシガエル、ブルーギル、ブラックバス、コクチバスなどが市内で確認されています。
・令和５（2023）年６月からアカミミガメやアメリカザリガニも条件付き特定外来生物※55 に追加されました。

表　本市の生物種数

区分					科数	種数		
							絶滅危惧種	外来種
植物	シダ植物門				21	72	5	1
	種子植物門	裸子植物亜門			6	13	0	0
		被子植物亜門	双子葉植物綱	離弁花亜綱	67	413	5	63
				合弁花亜綱	30	255	13	68
			単子葉植物綱		19	213	7	40
	合　計				143	967	30	172
動物	哺乳類				13	23	6	4
	鳥類				38	128	57	5
	爬虫類				8	15	7	2
	両生類				7	14	10	1
	昆虫類				285	1,838	106	23
	魚類				13	55	12	5
	その他無脊椎動物				55	315	18	7
	合　計				419	2,388	216	47

出典）生物多様性ふるさと川西戦略

前計画策定後の主な取組み

・エドヒガンやヒメボタルなどの希少な生物の保護、せせらぎ遊歩道※47の整備やビオトープ※61作りなど、在来生物の生息・生育環境の整備・拡大に向けた取組み（事業者やボランティア団体等と協働）
・水明台１丁目エドヒガン群落や清和台東３丁目コナラ群落などを市天然記念物として指定
・キセラ川西せせらぎ公園でのアメリカザリガニつり（条件付き特定外来生物※55の駆除）の開催（市民と協働）

アンケート結果

・市民アンケートでは、「動植物の多さ」に対する重要度が低く、満足度が高い傾向にあります。（→資料編 P41）
・小学生アンケートでは、「動植物の多さ」に対する重要度が高く、満足度が低い傾向にあります。（→資料編 P41）
・小学生アンケートでは、将来の川西市に望む環境として、「多くの生きものが生きている」が上位に挙げられています。（→資料編 P42）
・市民アンケート、事業者アンケートとも、生物多様性ふるさと川西戦略の認知度が低い傾向にあります。（→資料編 P50）

課題

・「生物多様性ふるさと川西戦略※45」の認知度を上げるとともに、生物多様性※44の重要性について周知を進め、各主体による参画を推進する必要があります。
・シカの食害はすでに拡大しており、さらなる被害拡大を防止する必要があります。
・カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は減少傾向にありますが、引き続き警戒が必要です。
・クビアカツヤカミキリによるサクラやモモへの被害など、今後被害の拡大が懸念される生物に対する対応策の検討が必要です。

取組み　キセラ川西地区のアメリカザリガニ駆除活動

「キセラ★カフェ」※24 の参加者の発案により、ホタルの幼虫の天敵となるアメリカザリガニ（条件付特定外来生物）を捕獲し、公園にホタルを復活させようという思いから、令和４（2022）年９月にキセラ川西せせらぎ公園で「ザリガニつり 2022」が開催されました。100 名程の親子連れが参加し、総重量 3,034ｇ、150 匹以上のアメリカザリガニが捕獲されました。

（3）都市・生活環境

①環境美化に関する現況と課題

現況

・地域一斉清掃「クリーンアップ大作戦」の参加者数は、40,000 人前後で推移していましたが、近年はコロナ禍のため著しく減少しています。
・道路や河川、空き地などへのごみのポイ捨てや悪質な不法投棄は未だ解決に至らず、まちの美観を損なう要因となっています。

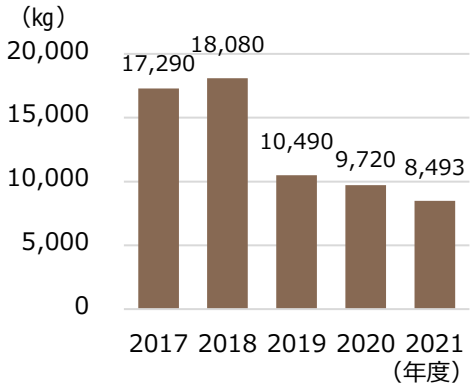

図　市道等不法投棄物処理量

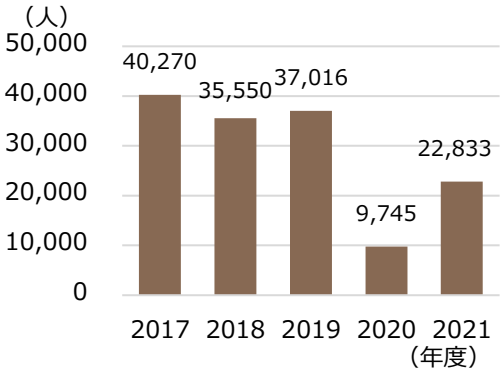

図　クリーンアップ大作戦参加者数

出典）川西市 HP 環境の概況（2020 年度版、2022 年度版）

前計画策定後の主な取組み

・不法投棄防止パトロールや不法投棄物の回収・処分の実施、不法投棄防止を啓発する看板や電柱幕の設置による「不法投棄をしない、させない」意識の醸成（各主体と協働）
・地域一斉清掃「クリーンアップ大作戦」の実施による市民の生活環境の向上と美化意識の向上

課題

・不法投棄の防止には、地域が主体となり、路上に物を放置しない、させない雰囲気を形成し、ごみのポイ捨てをしにくい環境を維持していくことが必要です。
・各主体の取組みにより、市内の美化は進みつつあるものの、依然として道路や河川への不法投棄は続いている現状にあるため、今後も各主体と連携し、まちの美化の拡充を図るとともに、より一層の周知と啓発活動、パトロール体制の強化を推進していく必要があります。

取組み　クリーンアップ大作戦

美化運動推進協議会が中心となり、春と秋に、クリーンアップ大作戦を開催しています。川西能勢口駅や川西池田駅周辺で清掃活動を行うほか、自治会やコミュニティに呼びかけて地域での清掃活動も行っています。

市民や事業者が一斉に清掃を行うことで、駅前や住宅街などが美しくなり、快適な市街地環境や住宅環境を保っています。

取組み　不法投棄防止パトロール

市が管理する道路等について、市民等からの通報により発見した不法投棄物を迅速に回収・処理するとともに、不法投棄防止重点地区（５地区）のパトロールを重点的に実施することで、「ごみがごみを呼ぶ」といった二次的被害を防ぐ対策を行っています。

また、啓発用の電柱幕や市民モラルに訴える看板を設置するなど、不法投棄を抑止するための啓発を引き続き進めていきます。

②公害、交通環境に関する現況と課題

現況

・「環境の概況」によると、本市の生活環境は総合的に見て良好な状態で維持されていますが、南部地域の航空機騒音や一部の幹線道路沿道での騒音、違法な野焼き[※5]など、今後も対策が必要な問題は依然として残っています。
・土壌汚染、水質汚濁、アスベスト[※1]などへの対策は、関係機関と情報共有を行い、必要に応じて合同で現地指導等を行っています。
・光化学スモッグ[※33]については、本市では平成 28（2016）年度以降予報や注意報の発令はありませんが、「光化学オキシダントの昼間の１時間値」が環境基準を超えた日があり、引き続き監視が必要です。
・PM2.5[※81]については、環境基準に適合しています。
・香害[※35]や化学物質過敏症[※8]、シックハウス症候群[※39]といった化学物質による健康への影響が新たな問題となっています。
・平成 29（2017）年の新名神高速道路川西インターチェンジの開通に伴い、現在、インターチェンジ周辺地域や中部の舎羅林山地区にて大規模な物流センター等の開発工事が進められています。
・駅前周辺に駐輪場の整備が進んだことで、放置車両数の件数は減少傾向にあります。
・川西能勢口駅付近では違法駐車が多数発生しており、件数は近年同水準にとどまっています。

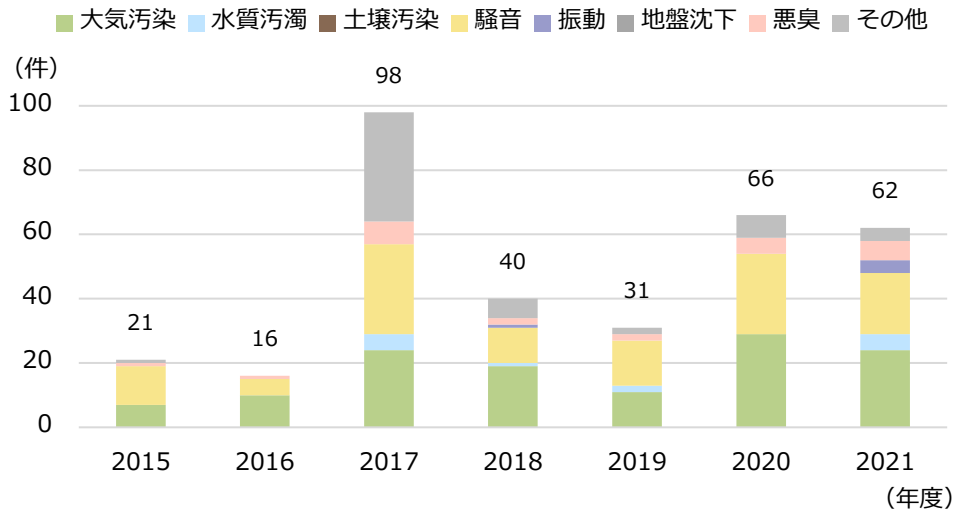

図　公害の苦情件数

出典）川西市 HP 環境の概況（2020 年度版、2022 年度版）

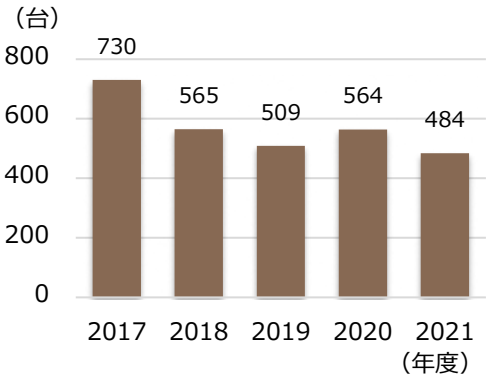

図　放置自転車強制撤去台数

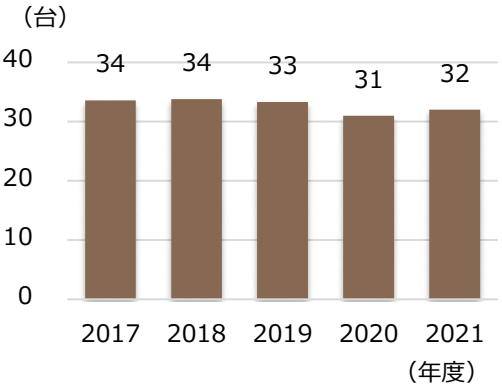

図　違法駐車 瞬間駐車台数

出典）川西市 HP 環境の概況（2020 年度版、2022 年度版）

前計画策定後の主な取組み

・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、ダイオキシン類※50（国崎クリーンセンターにより実施）等の測定、調査
・事業所等への指導・啓発等、公害※34の未然防止に向けた取組み
・新名神高速道路に伴う文珠橋測定局の設置、大気や騒音の監視、確認
・モビリティ・マネジメント（MM）※67教育を通じた公共交通の利用促進（平成 30（2018）年度から令和４（2022）年度までに 50 回実施）

アンケート結果

・市民アンケートでは、「空気のきれいさ」、「静かさ」に対する重要度、満足度とも高い傾向にあります。（→資料編 P41）
・小学生アンケートでは、「空気がきれい」は重要度、満足度とも高い傾向にありますが、「しずか」は重要度、満足度とも低い傾向にあります。（→資料編 P41）
・市民アンケートでは、「公共交通の便利さ」、「歩道の通行しやすさ」に対する重要度が高く、満足度が低い傾向にあります。（→資料編 P41）

課題

・生活環境は概ね良好な状態で維持されているものの、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音被害などの未然防止に向けて、今後も県等と連携して監視を継続していくとともに、これらの発生へつながる日常生活上の行動及び事業活動に対して指導、啓発を継続していくことが必要です。

・長く土地利用が留保されてきた舎羅林山地区では、新たに産業の振興を創出する施設の工事が進められており、関係機関と連携をしながら、大気汚染対策や交通問題対策等を行い、良好な生活環境の保全に努める必要があります。

取組み　モビリティ・マネジメントで環境学習

小学生を対象に私たち一人ひとりの移動手段や社会全体の交通を「人や社会、環境にやさしい」という観点から見直し、改善していくために自発的な行動を取れるような人間を育てることを目指したモビリティ・マネジメント（MM）教育を実施しています。

授業では、ゲームなどを通して車と公共交通が与える環境への影響を比較し、環境問題や移動の確保問題などの解決のために自分ができることを学んでいます。

モビリティ・マネジメント教育
（交通すごろく）実施の様子

③都市景観、緑化に関する現況と課題

現況

・キセラ川西地区※25の土地区画整理事業の完了や新名神高速道路の開通に伴い、新たな景観が形成されつつあります。
・川西市の景観は、旧来からの集落、丘陵地に開発されたニュータウン、南部の市街地と地域ごとの特徴的な要素により構成されていますが、少子高齢化に伴い空き家率が増加傾向にあります。
・市内各所の公園や社寺林、段丘崖などの緑は、まちの景観に地域性や豊かさを与えるとともに、都市気候※56の緩和、水害や土砂災害の緩和・防止など多面的な機能により、安全で快適な都市環境の形成に貢献しています。

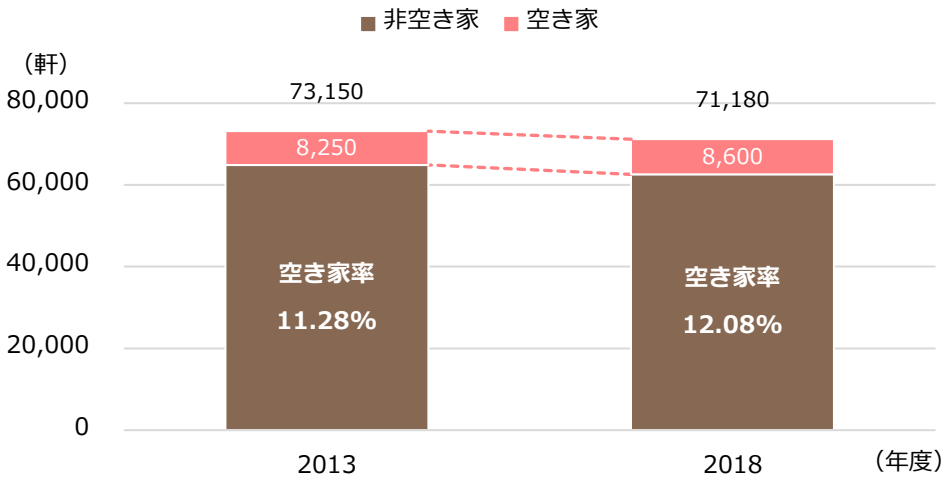

図　空き家率

出典）総務省統計局 HP 住宅・土地統計調査結果

前計画策定後の主な取組み

・「川西市景観計画※12」等に基づく、魅力的な都市景観の誘導・形成
・景観形成重点地区（黒川地区）の指定
・「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画※41」の策定
・空き家マッチング制度「空き家をつなご！」の創設による空き家対策
・「川西市みどりの基本計画※17」等に基づく、屋上緑化の支援、市民への緑化活動の啓発・支援
・「グリーンフラワーグループ※30」や「川西市花いっぱい大作戦※16」による、市民の手による市の管理道路や公共施設での花などの植栽

アンケート結果

・市民アンケート、小学生アンケートとも「まち並みの美しさ」に対する重要度がやや高く、満足度が低い傾向にあります。（→資料編 P41）
・市民アンケートでは、「公園、緑地の多さ」に対する重要度が高く、満足度がやや低い傾向にあります。（→資料編 P41）

課題

・各主体が、自分達の日々の活動が地域の景観を形成する重要な要素の一つであることを認識し、地域の個性や特徴を理解した上で、地域景観に配慮した暮らしや事業活動を実施することが必要です。
・市は地域ごとの景観形成の方向性について広く周知し、各主体による取組みを推進していく必要があります。
・高齢化が進むニュータウンや平成 29（2017）年に開通した新名神高速道路周辺、キセラ川西地区（中央北地区）※25 などの土地利用の現況を把握し、良好な景観形成に向けた取組みを進めていく必要があります。
・緑化推進の啓発を継続するため、新規活動団体を掘り起こす必要があります。グリーンフラワーグループ※30 の支援や川西市花いっぱい大作戦※16 により、市民の活発な活動を促進することが必要です。

取組み　景観形成重点地区（黒川地区）の指定

「日本一の里山」と称される里山景観と、豊かな自然と暮らしが共生した集落景観が一体となった黒川地区の景観を保全するため、令和３（2021）年４月１日に「景観形成重点地区（黒川地区）」を指定しました。周辺の山並みへの眺望や集落景観との調和に十分配慮していただくため、建築物等の建築や開発行為などの景観形成基準を定め、届出により審査を行っています。

また、地域住民や地区内で事業を考えている人向けに、基準等を解説した「景観形成ガイドライン」を策定し、公開しています。

取組み　空き家への取組み

空き家対策ナビゲーター養成講座

本市は、1960 年代に大手民間ディベロッパーにより、中部や北部の丘陵地を中心に大規模なニュータウンが開発され発展してきました。

しかしながら、近年は急速な高齢化や施設の老朽化など、いわゆるニュータウンの高齢化問題が顕在化しています。特に、持続可能な住宅地に向けて、ニュータウン居住者の世代交代が求められており、空き家の発生抑制や流通促進などへの取組みが急務となっています。

適正に管理されていない空き家は、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる社会問題を引き起こし、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものと危惧されており、市においても重要な課題であると認識しています。

市では、平成 30（201）年に「川西市空家等対策計画」を策定し、「空き家マッチング制度」、「空き家活用リフォーム助成制度」、「空き家対策ナビゲーター養成講座の開催」などの取組みを進めるとともに、空き家の所有者に対しては適切な管理を促す対策を進めています。

スマートフォンで空き家調査

また、令和２（2020）年度に民間 IT 企業と協働して、空き家調査アプリ「空き家しらべーたー」を開発しました。スマートフォンで空き家調査を行うことで、調査用具の簡素化、作業時間の短縮化が図られています。

空き家問題は幅広く、行政だけでは問題を解決することが難しい状況です。市民や企業と連携して空き家対策に取り組み、良好な住環境を維持し、地域の価値を高めていきます。

（4）環境行動

①環境情報の発信と共有に関する現況と課題

現況

・環境問題に対する市の取組みや環境の現況など、環境に関連する情報を市ホームページ等で発信しています。
・市域で活動する環境保全団体の活動の内容や様子をシンポジウムなどのイベント、自然活動団体の紹介冊子で発信しています。
・一方で、市民にはこれらの情報が十分に届いていない状況にあります。

図　自然活動団体の紹介冊子
出典）川西市 HP

前計画策定後の主な取組み

・広報紙や、市ホームページ、環境関連のイベントや講座等を通じた、環境関連の計画や環境問題に対する市の取組み、支援制度、公害※34の常時監視結果をはじめとする環境の現況などの周知
・「シンポジウム」の開催による環境保全活動の取組みの様子や成果などの情報発信（市内のボランティア団体と連携）

アンケート結果

・市民アンケートでは、環境情報の入手方法として、ホームページ、広報、SNS が挙げられています。小学生アンケートでは、学校配布のチラシが多く挙げられています。（→資料編 P53）
・市民アンケート、事業者アンケートとも、環境に関する取組みを進める上での問題として、「環境施策に関する知識や関連情報の不足」が上位に挙げられています。（→資料編 P49）
・市民アンケート、事業者アンケートとも、市から提供してほしい情報として、川西市の環境の現状、市の取組みやその成果についての情報が上位に挙げられています。（→資料編 P54）

課題

・幅広い情報ツールを用いて発信するとともに、SNS を活用した若者への発信や、情報の受け手の関心に応じた内容の検討など、情報発信の方法を工夫していく必要があります。
・ボランティア団体や自治会などの環境保全活動を行う各主体が、円滑に活動を継続、拡大していけるよう、情報ニーズを把握し、適切な情報発信を行っていくことが必要です。

取組み　環境シンポジウム

川西市では毎年、川西の自然の素晴らしさや自然活動団体の取組みの浸透を目的に環境や生物多様性のシンポジウムを開催しています。

市内活動団体の活動を紹介する場を設け、それぞれの活動への思いを共有し、団体と市民、団体と団体の交流を促し、意見交換の場としています。

②環境学習に関する現況と課題

課題

・環境学習の推進に向けて、大人から子どもまで幅広い年代の人たちに対して、それぞれの段階に応じた環境学習の機会と場の提供をしてきました。
・環境学習の推進に向けて、環境学習に携わる人材の育成、学校や事業所への環境分野の専門家の紹介・派遣など支援制度の拡充を行い、環境学習を推進するうえで必要な基盤の整備を進めてきました。

図　環境学習
出典）川西市 HP

前計画策定後の主な取組み

・自然に触れ合い学ぶことのできる環境の整備
・「里山体験学習」をはじめとした各種環境学習の機会の提供
・「せせらぎ遊歩道※47」など自然を体験することのできる場と機会の創出
・公共交通まちづくりと環境学習等を繋げたモビリティ・マネジメント※67 教育（小学校）
・学校教員に対する研修の場の提供、環境学習の推進に必要な基盤の増強

アンケート結果

・市民アンケートでは、「地域・学校での環境教育」に対する重要度が高く、満足度が低い傾向にあります。（→資料編 P41）
・小学生アンケートでは、「地域や学校での環境体験」に対する重要度、満足度はともに高い傾向にあります。（→資料編 P41）
・市民アンケート、小学生アンケート、事業者アンケートとも、環境学習・環境教育の取組み意欲は高い傾向にありますが、時間的、金銭的負担、取組み方法が課題として挙げられています。（→資料編 P49、50）

課題

・身近な自然環境を活用した環境学習の場の整備や学ぶ機会の充実など、環境学習に参加しやすい機会を創出していく必要があります。
・自然を大切にする心を育てていくには、自然に親しみ、実際に自ら体験してみることが必要です。安全に自然に触れ学ぶことのできる機会の創出を進めるとともに、上手に自然と触れ合う方法やマナーなど環境学習の内容についても充実が求められます。
・環境学習を推進していくには、環境学習に携わるボランティア団体や学校教員等の理解と協力が必要不可欠であるため、環境分野の専門家や一般からのボランティアとの連携を強化し、環境学習に携わる人材の育成及び確保を継続することが必要です。

取組み　小学生の「環境体験」「里山体験学習」

川西市の誇る日本一の伝統的里山（里山）にある台場クヌギ群落や、日本一の先進的里山（まち山）にあるエドヒガン群落等は、保全・管理を進めている市民団体や企業の支援のもとに、市内の小学校３年生の「環境体験事業」や４年生の「里山体験学習事業」などの体験学習の場として活用されています。

特に４年生の「里山体験学習事業」は川西市独自の事業であり、市としても特に力をいれています。

③環境保全活動に関する現況と課題

現況

・市内では、ボランティア団体が中心となり里山保全活動や希少な生物の保護、河川の清掃、公園や植樹帯など緑地の維持管理等、市内の環境を保全する活動が行われています。

図　環境保全活動
出典）川西市 HP

前計画策定後の主な取組み

・ボランティア団体やコミュニティ団体に対する補助金の交付、活動に参加する人材の育成、広報紙や市ホームページによる活動の紹介など環境保全活動の活性化に向けた取組み
・ボランティア団体及びコミュニティ団体と、若い世代や転入者が参加しやすい活動の工夫や参加のきっかけづくりについて検討

アンケート結果

・市民アンケート、小学生アンケートとも、地域活動等への取組み率はやや低い一方で、「今後は参加してみたい」人が一定数いました。（→資料編 P50）
・市民アンケート、小学生アンケートとも、参加している、参加したい活動として、地域の緑地・公園清掃」、「自然観察会」が上位に挙げられています。
（→資料編 P51）

課題

・市内で環境保全活動を行っているボランティア団体に対しては、今後も活動を円滑に進めていけるよう支援を続けていくことが必要です。
・市民によるボランティア活動への参加は依然として限られた少数の人に依存した状況にあるため、活動に参加する市民の絶対数を増やしていくことが必要です。
・「現在は参加していないが、今後参加してみたい」という人たちに向けて、活動参加のきっかけづくりや、参加する上での課題解決により参加に対するハードルを下げることが必要です。

取組み　エドヒガンの森　保全活動

多田グリーンハイツと猪名川の間の斜面にあるエドヒガンの森は、「水明台のまち山」として環境省の選ぶ「生物多様性保全上重要な里地里山※46」全国 500 選に登録されています。エドヒガンの保護と群落拡大に向けて、「渓のサクラを守る会」により保全と整備が行われ、毎年 3 月末ごろから 1 週間程度、淡いピンクの花びらが山を染めていきます。

資料２　アンケート調査結果概要

2.1　調査概要

調査対象（送付数）	市民（1,200）	事業者（100）	小学生（277）
調査期間	令和５年１月		
調査方法	郵送配布、郵送・WEB 回収		学校配布、WEB 回収
回収数（回収率）	359（29.9%）	35（35.0%）	238（85.9%）

2.2　調査結果概要

川西市の環境について

① 環境に関する重要度・満足度

環境に関する各項目の重要度・満足度について、重要度が基準値以上にも関わらず満足度が基準値未満（グラフ右下の赤色の範囲）のものは優先して取り組むべき課題です。特に、「川のきれいさ」、「公共交通の便利さ」、「道路環境の快適さ」、「歩道の通行しやすさ」は前計画に引き続き課題となっています。

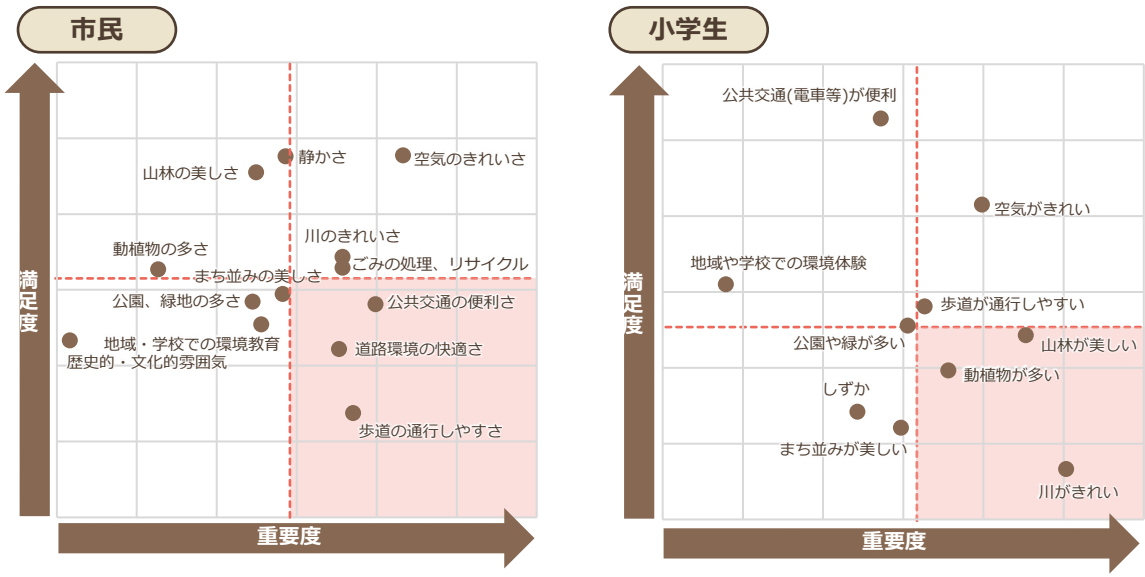

〈重要度が基準値以上、満足度が基準値以下と評価された要素〉

調査対象 / 項目	市民	小学生
山林の美しさ		●
川のきれいさ		●
動植物の多さ		●
公共交通の便利さ	●	
道路環境の快適さ	●	
歩道の通行しやすさ	●	

② 将来の川西市に望む環境

将来の川西市に望む環境については、市民、小学生ともに「太陽光などの環境にやさしいエネルギーがたくさんある」が３位に挙げられており、再エネ導入への関心がうかがえます。

また、前計画と同様に身近な自然環境や農作物を大切にしたい、リサイクルやごみの減量を進めたい思いがうかがえます。

市民

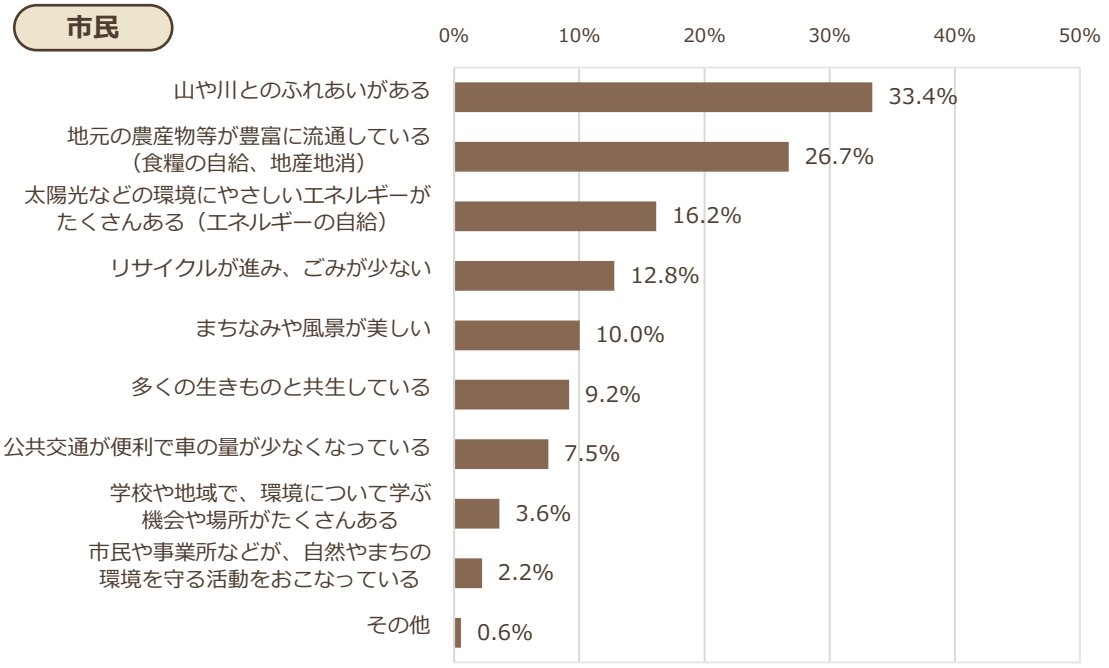

小学生

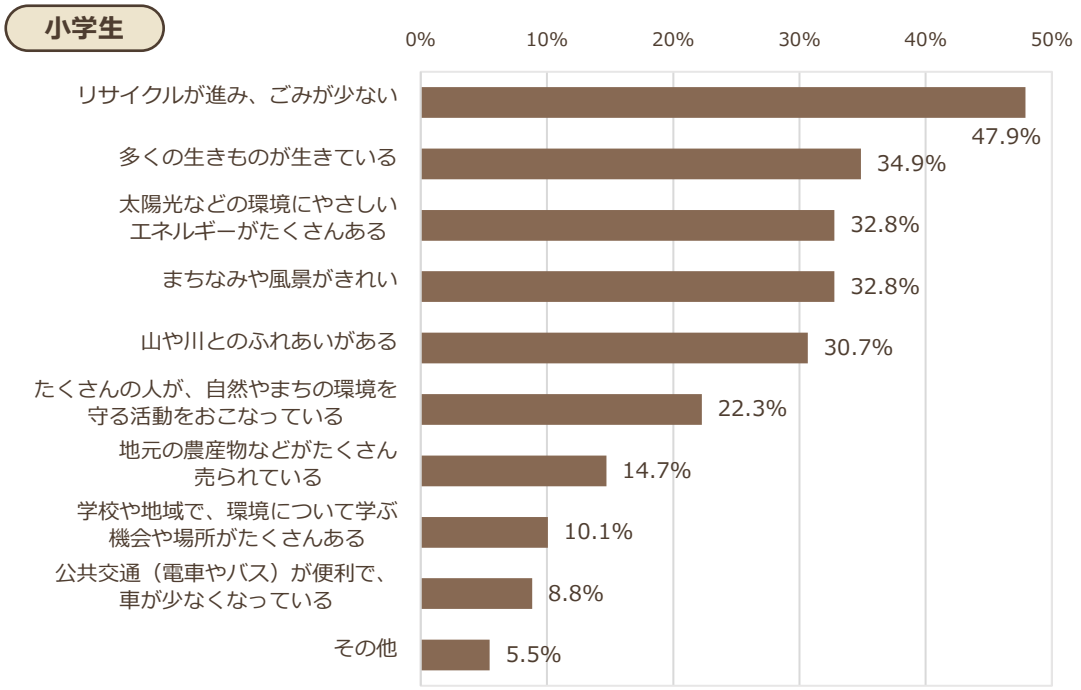

③ 将来の川西市に望む環境を実現するために重要な取組み

将来の川西市に望む環境を実現するために重要な取組みについては、前計画と同様に「里山、川などの自然環境の保全」、「農作物の地産地消の推進」、「景観の保全や、まちの美化」、「ごみの発生抑制、容器包装等の再使用、リサイクルの徹底」といった、将来像に対応したものが上位を占めています。

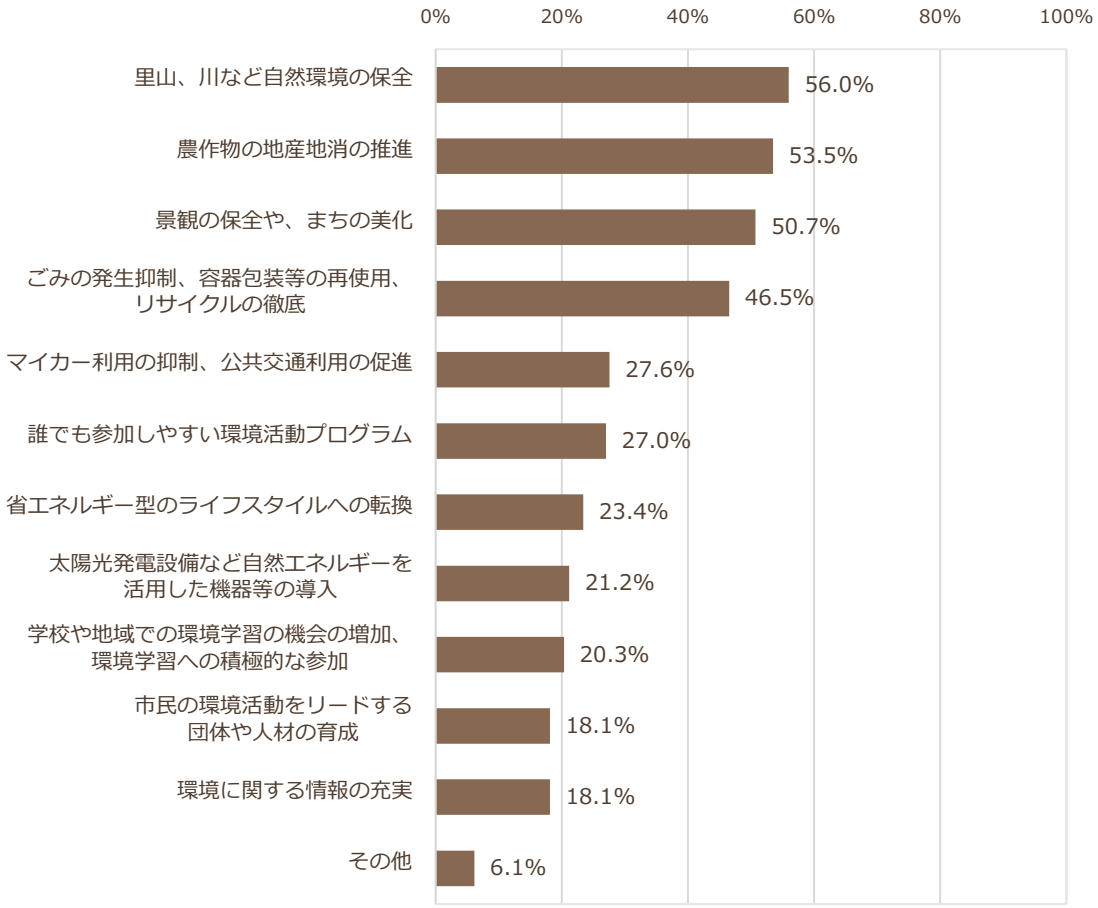

環境に配慮した普段の取組みについて

① 市民の取組み

市民の環境保全の取組みについて、ハード面では「LED など高効率の照明器具」、「省エネタイプの家電」などが多く導入されており、これらのほかに「住宅の断熱化」、「低燃費車や低公害車」などの導入が多く予定、検討されています。ソフト面では「エアコンの設定温度管理、使用時間管理」、「照明の間引き、点灯時間管理」などが多く実施されており、今後実行したいものとして「環境負荷情報を明示した商品・サービスの購入」や「地域活動等への参加、協力」が挙げられています。

ハード面

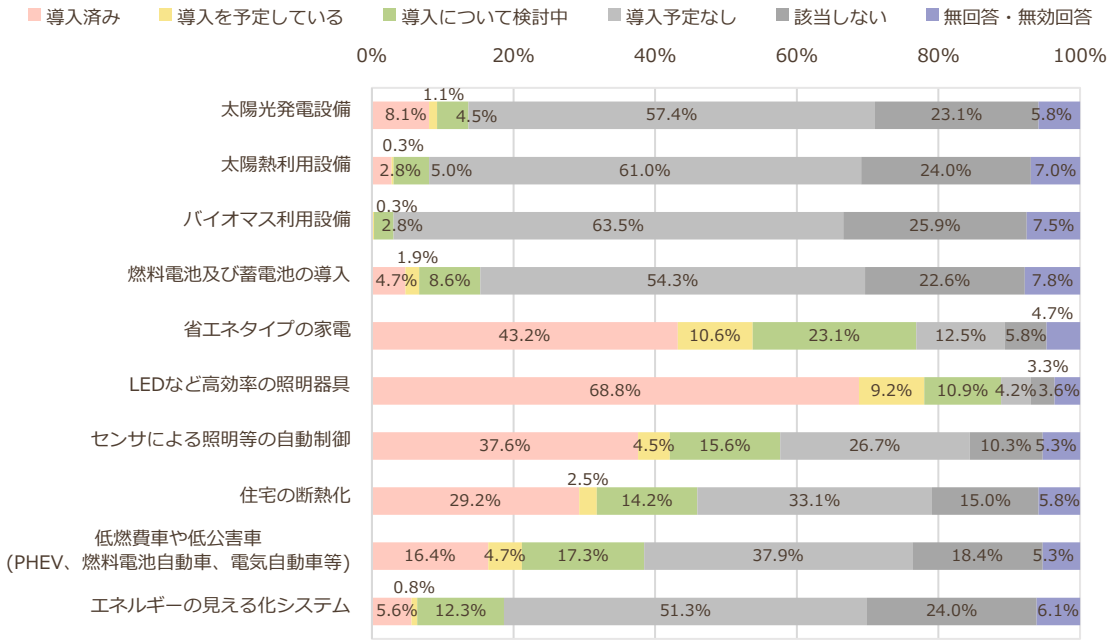

ソフト面

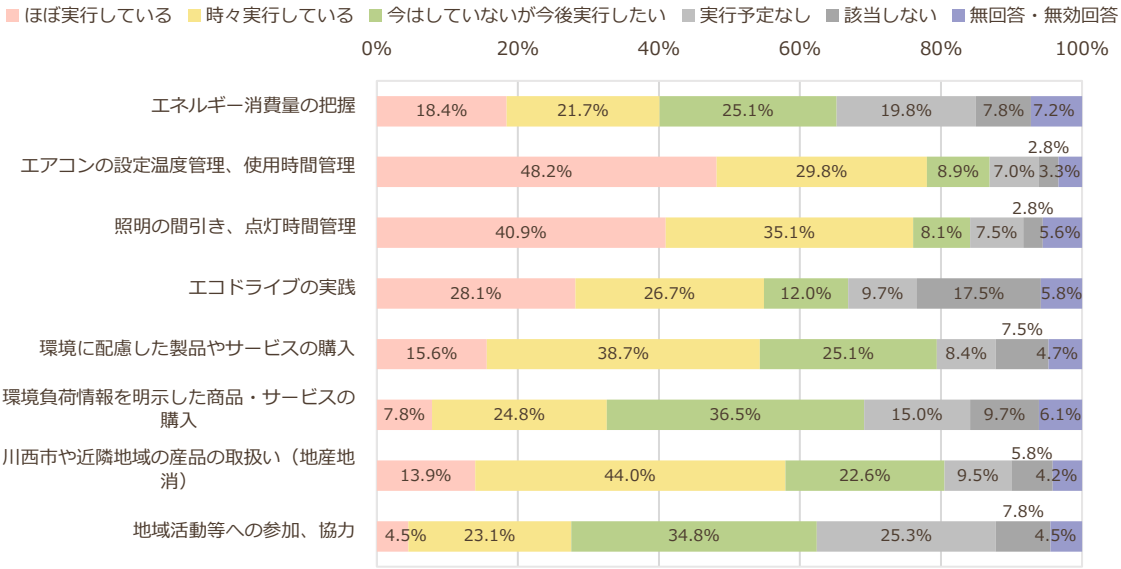

② 事業者の取組み

事業者の環境保全の取組みについて、ハード面では「LED など高効率の照明器具」などが多く導入されており、これらのほかに「高効率空調システム」、「低燃費車や低公害車」などの導入が多く予定、検討されています。再エネ由来の電力購入やデマンドレスポンスへのポテンシャルも見込まれます。

ハード面

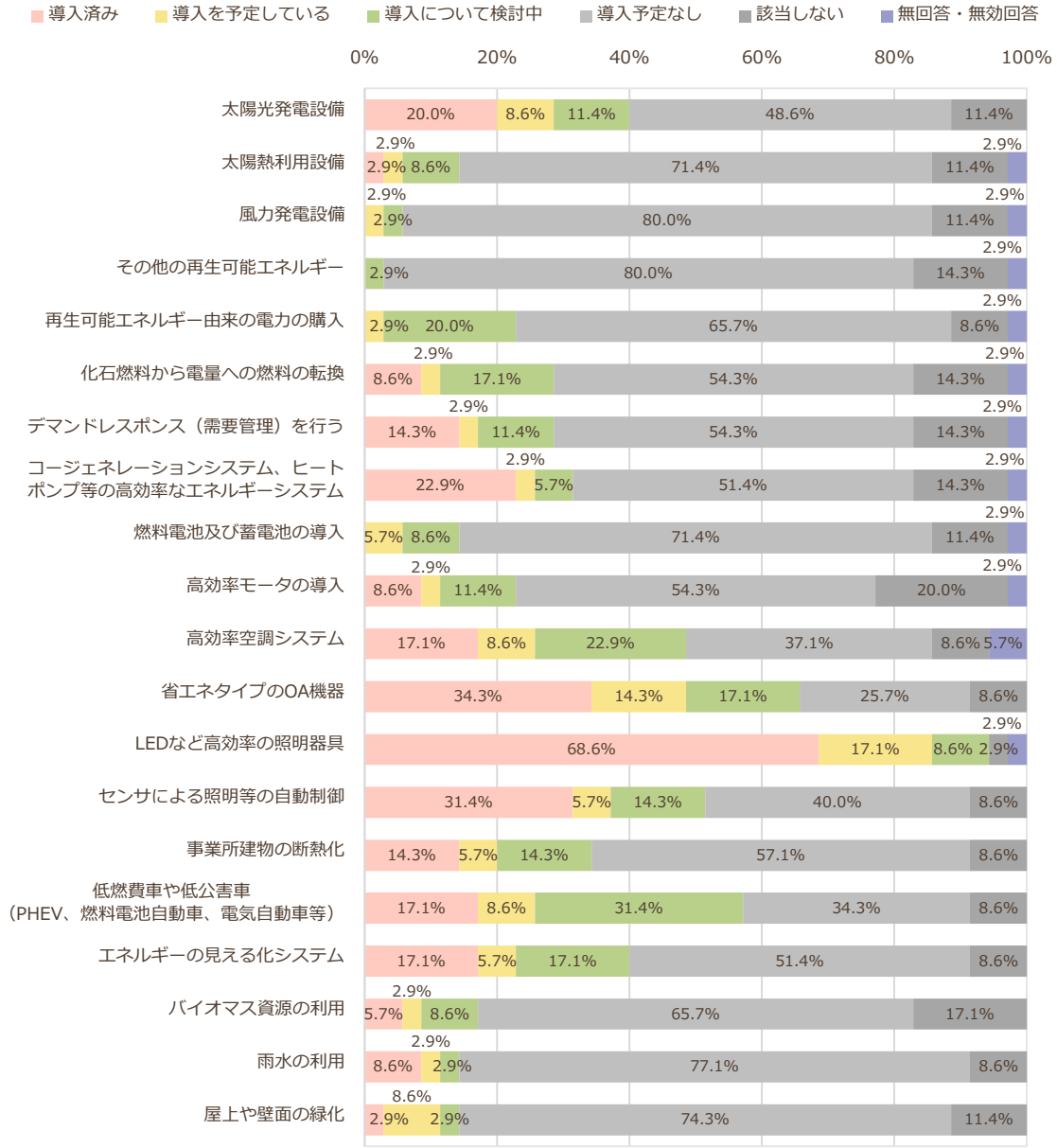

ソフト面では「クールビズ、ウォームビズ」、「照明の間引き、点灯時間管理」などが多く実施されており、今後実行したいものとして「給湯器の設定温度管理、使用時間管理」や「マイカー通勤の自粛」が挙げられています。「環境負荷情報を明示した商品・サービスの販売」、「温室効果ガス排出量の削減目標やロードマップの作成」へのポテンシャルも見込まれます。

ソフト面

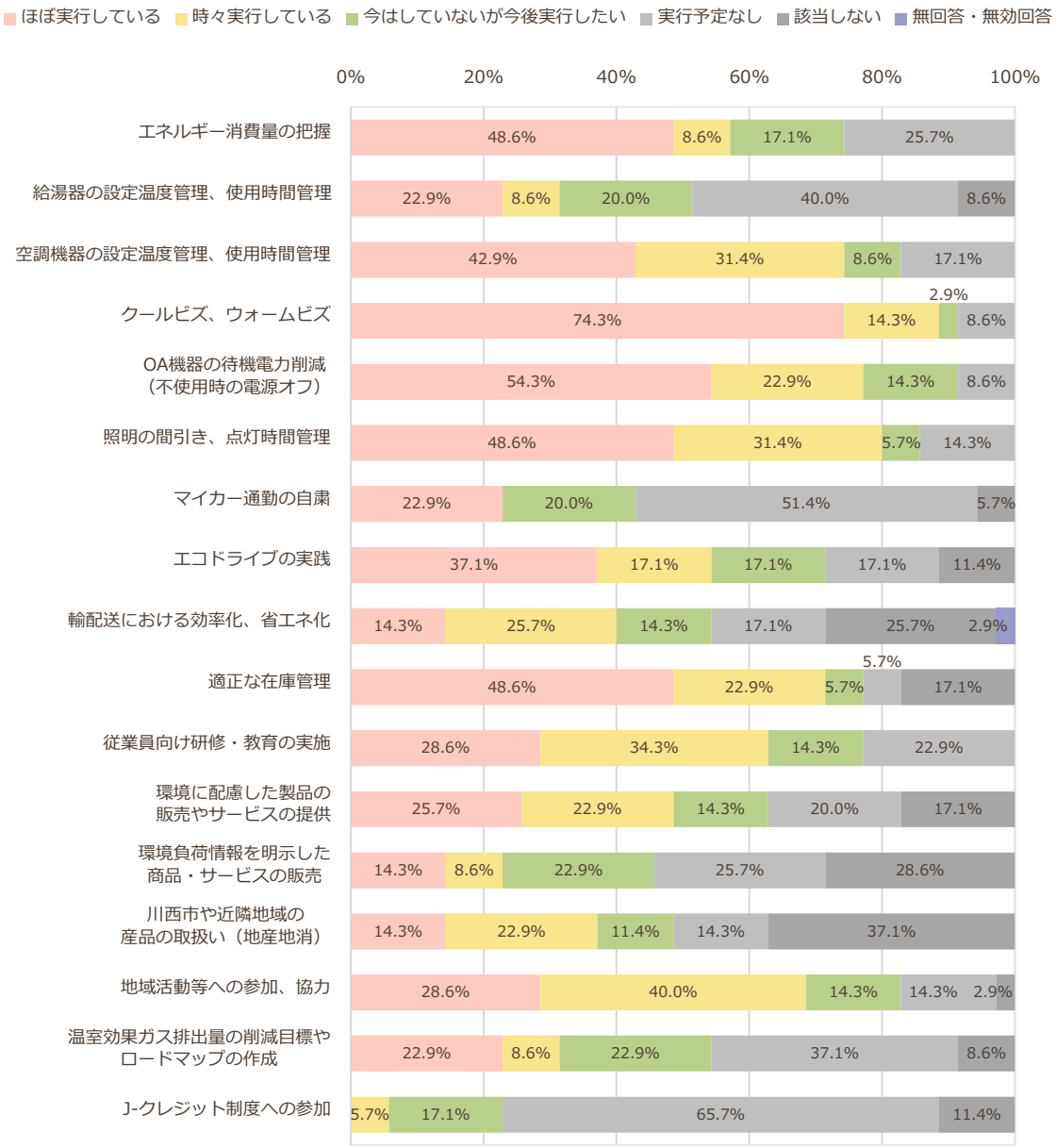

ごみ減量、リサイクル面では「OA 用紙の削減」、「事務用品の再使用、長期使用」などが多く実施されており、今後実行したいものとして「ごみ量の把握」や「生ごみの堆肥化や廃食用油の燃料化」が挙げられています。

ごみ減量、リサイクル

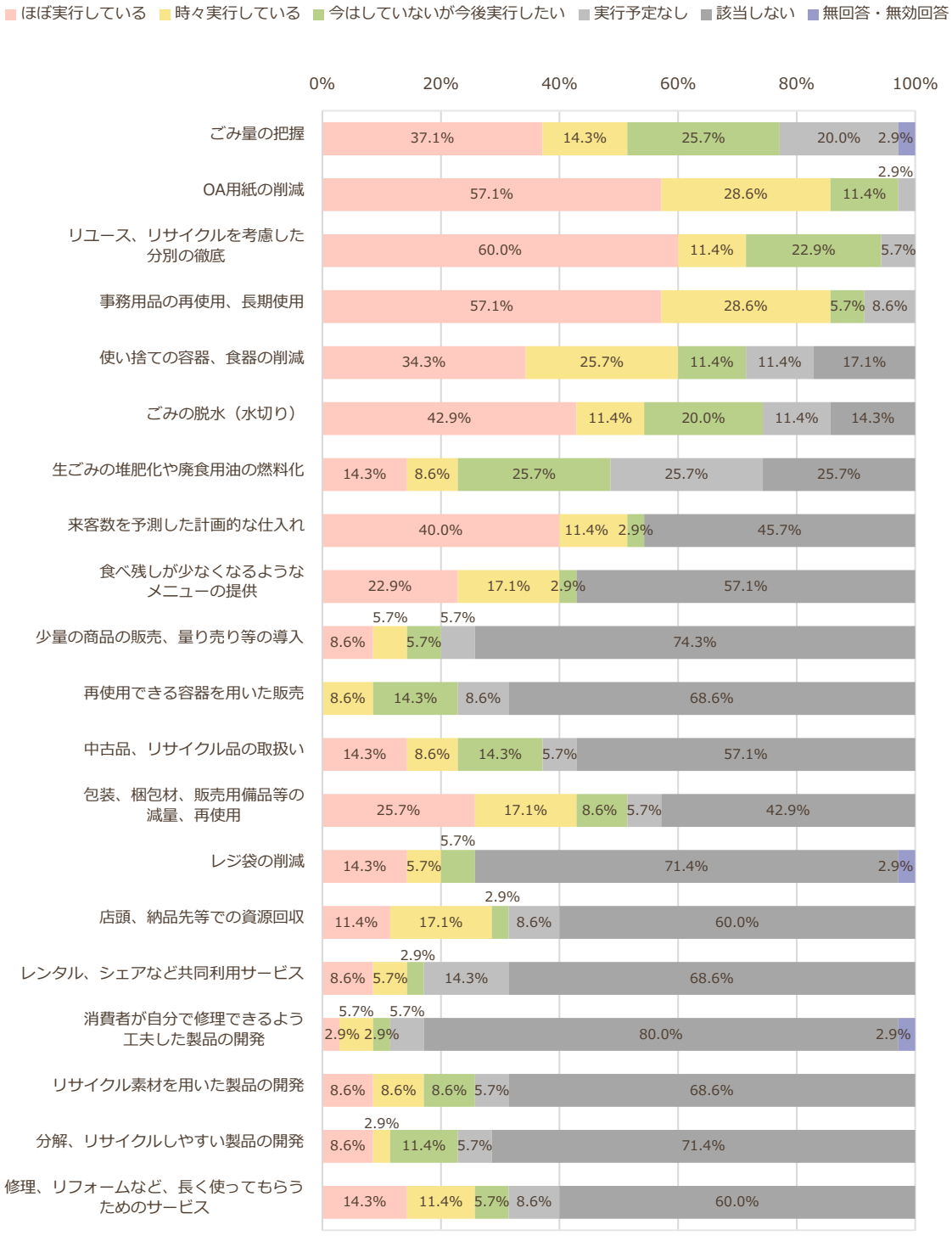

③ 小学生の取組み

小学生の環境保全の取組みについては、「ごみはゴミ箱にすてる」、「ごはんはのこさず食べる」などが多く実施されており、これからしたいものとして「学校外で環境についての活動に参加する」や「公園などの清掃活動に参加している」が挙げられています。

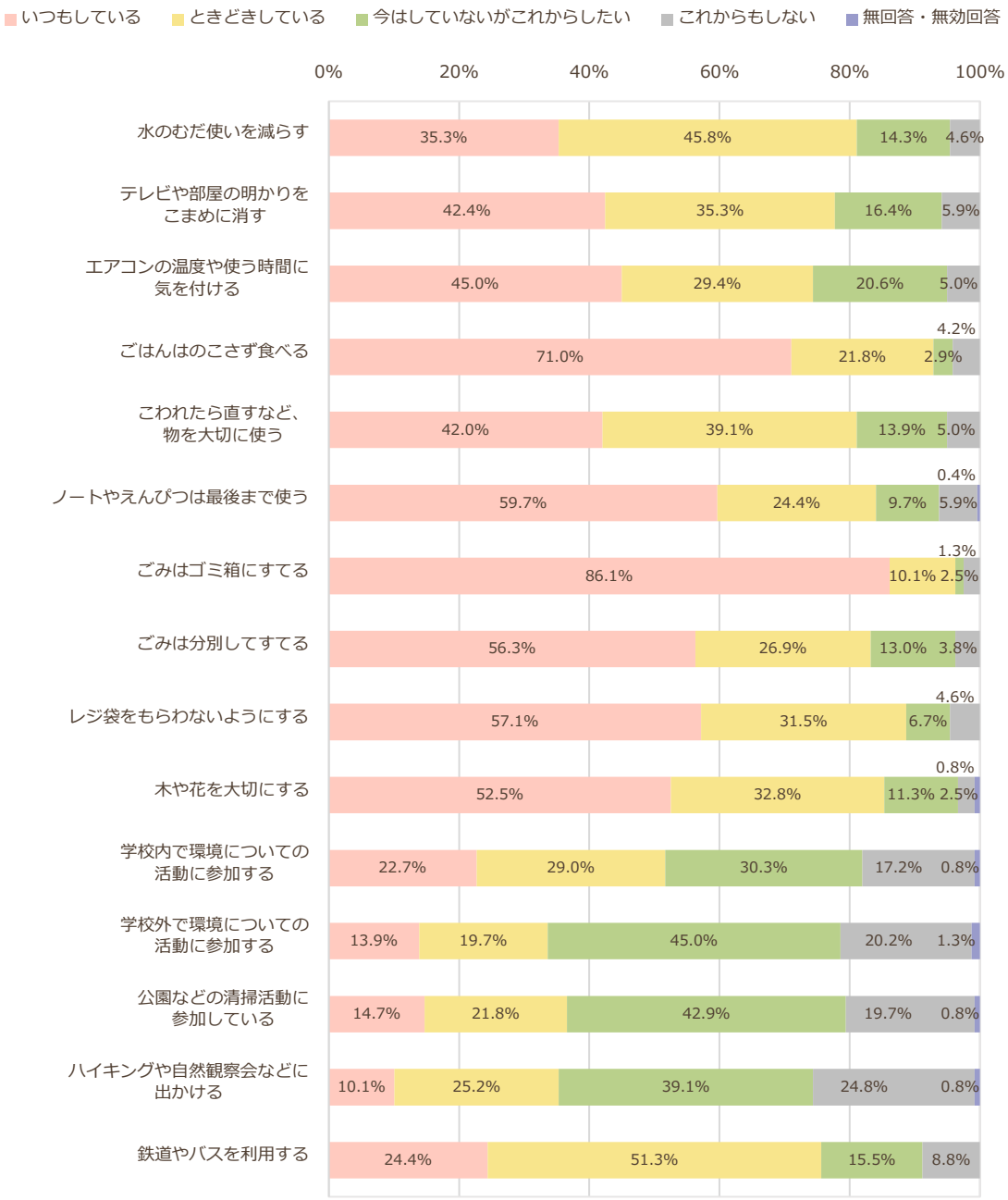

④ 環境問題に取り組む上での課題

環境問題に取り組む上での課題については、市民、事業者ともに「資金の不足」、「手間や時間がかかる」が上位３位内に挙げられています。

市民

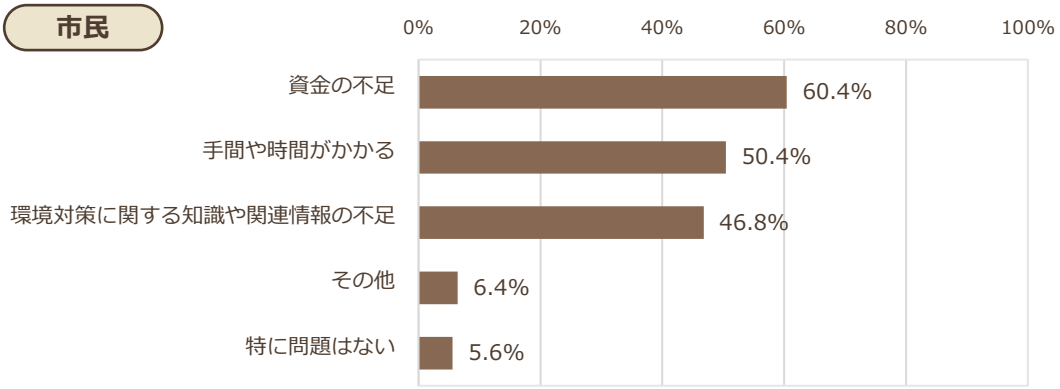

事業者

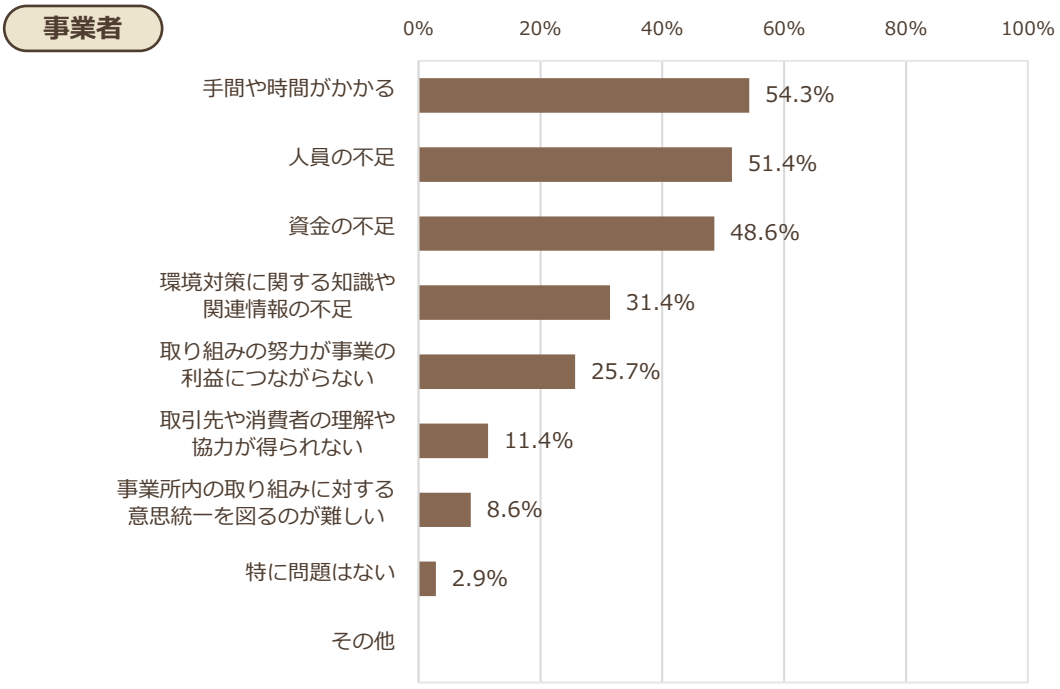

環境教育・環境学習・環境保全の取組みについて

① 「生物多様性ふるさと川西戦略」の認知度

「生物多様性ふるさと川西戦略」の認知度については、市民、事業者ともに３割程度です。

市民

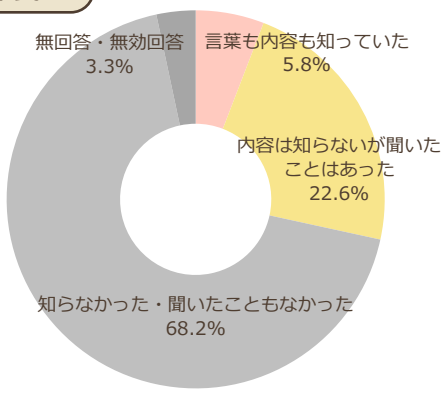

事業者

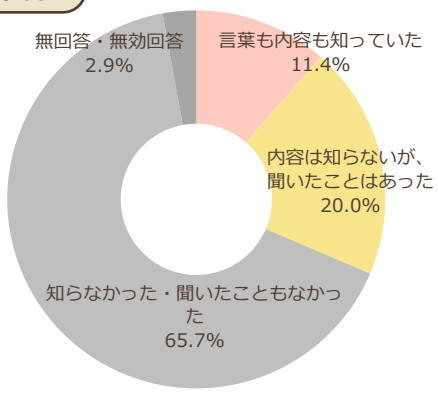

② 環境教育・環境保全・環境保全の取組み状況

環境教育・環境保全・環境保全は、事業者で多く取り組まれており、前計画から取組み率が増加しています。また、市民や小学生での取組み率は２割から３割程度ですが、今後は参加したいと考えている人も３割程度おり、取組み率の増加が期待されます。

市民

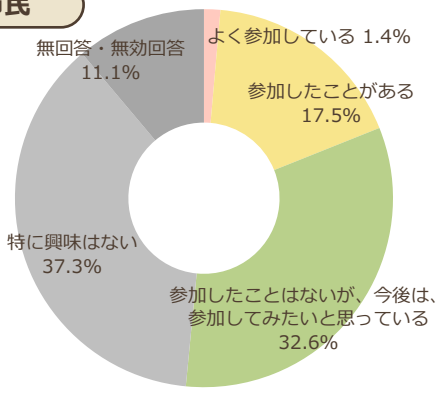

小学生

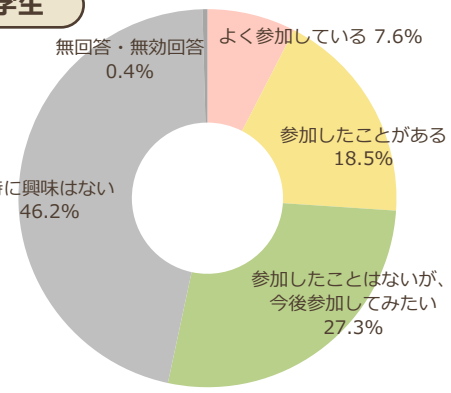

事業者

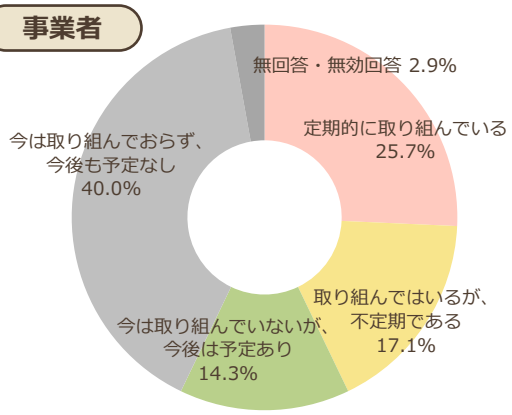

③ 参加している・参加したい活動

参加している、参加したい活動については、市民、小学生ともに「地域の緑地・公園清掃」、「自然観察会」が上位２位を占めています。

市民

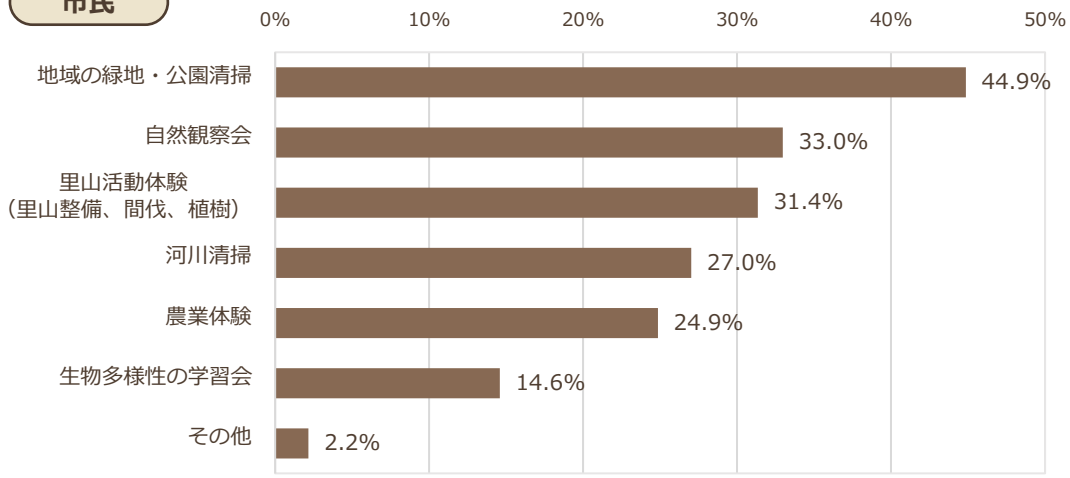

小学生

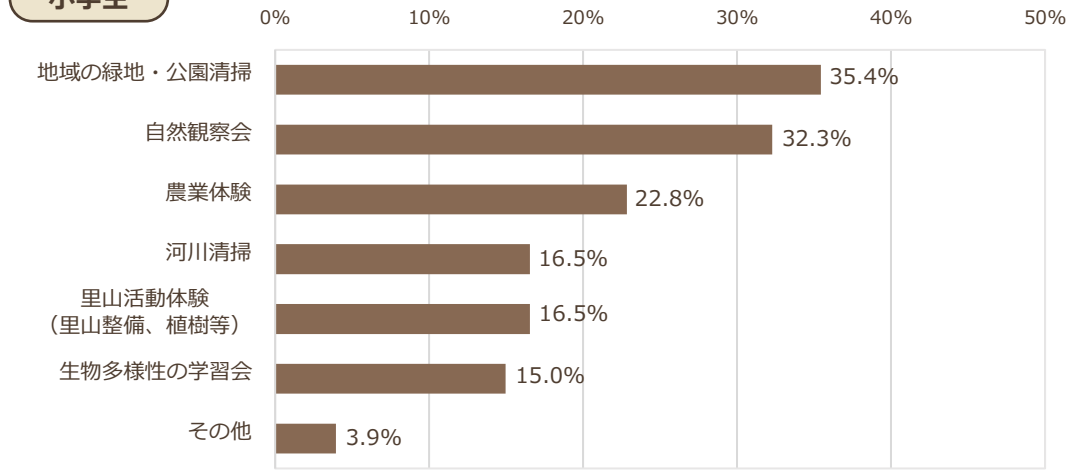

地球温暖化問題への関心について

① 地球温暖化問題への関心、地球温暖化がもたらす影響による問題

市民の地球温暖化問題への関心度は、９割程度と高い傾向にあります。また、地球温暖化がもたらす影響として「洪水、大雨・大雪などの自然災害が増加すること」、「野生動物の生息域や、植物の生育域が変化すること」などが心配されています。

市民

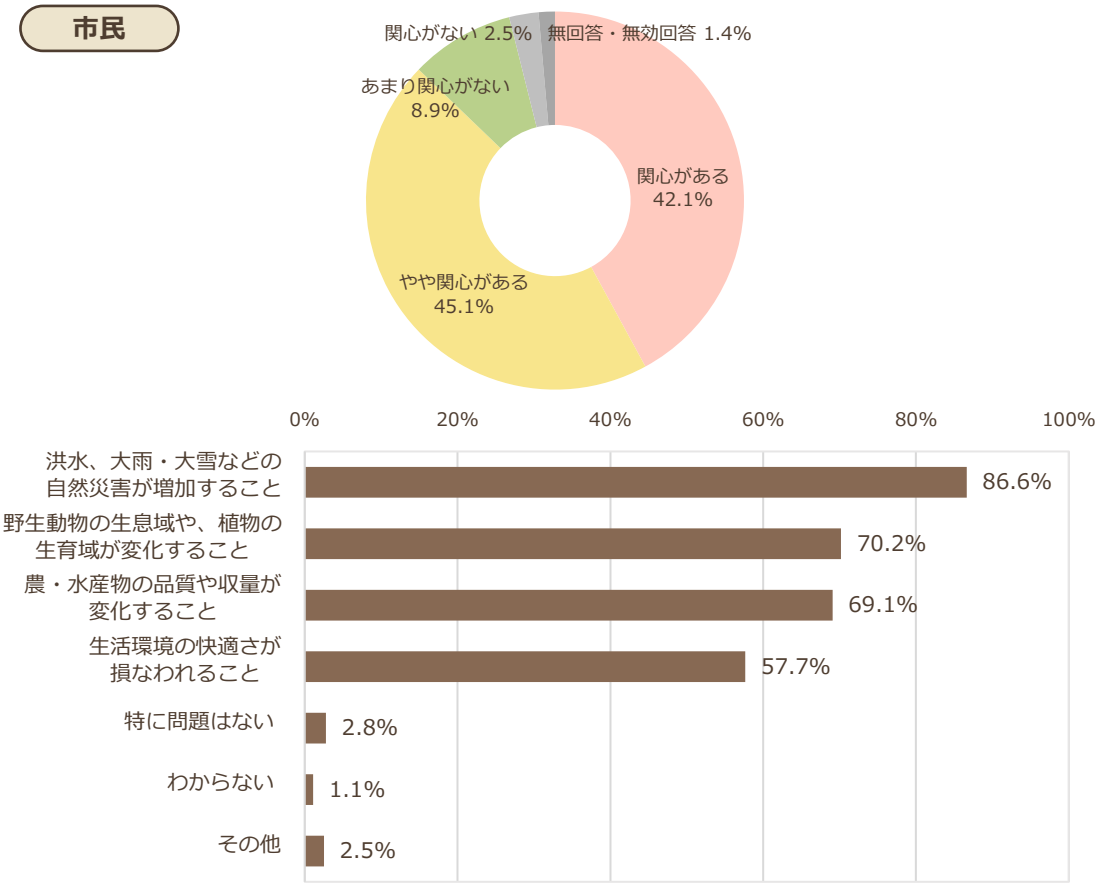

② 地球温暖化対策の主体

地球温暖化対策の主体については、市民、事業者ともに「行政、事業者、市民の区別なく、協力する」べきと考えていることがうかがえます。

市民

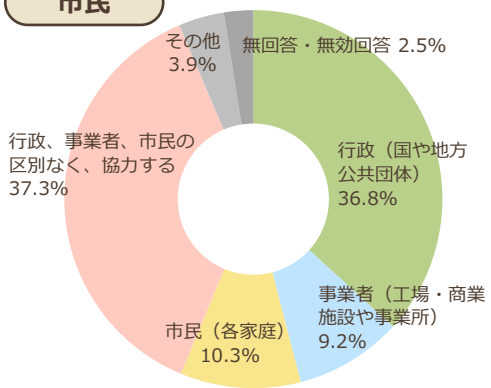

事業者

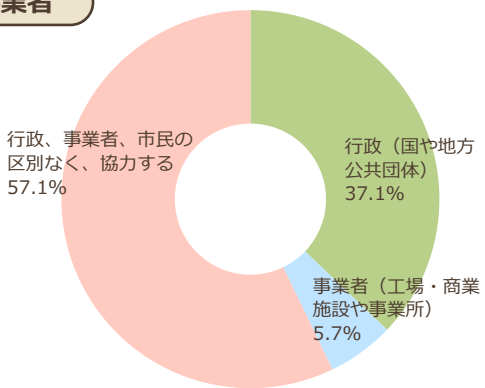

環境に関する情報について

① 情報の入手

情報の入手方法については、市民、事業者ともに「川西市のホームページ」、「広報かわにし」を活用している、活用したいと考えていることがうかがえます。また、小学生は「チラシ（学校）」を多く活用している、活用したいと考えていることがうかがえます。

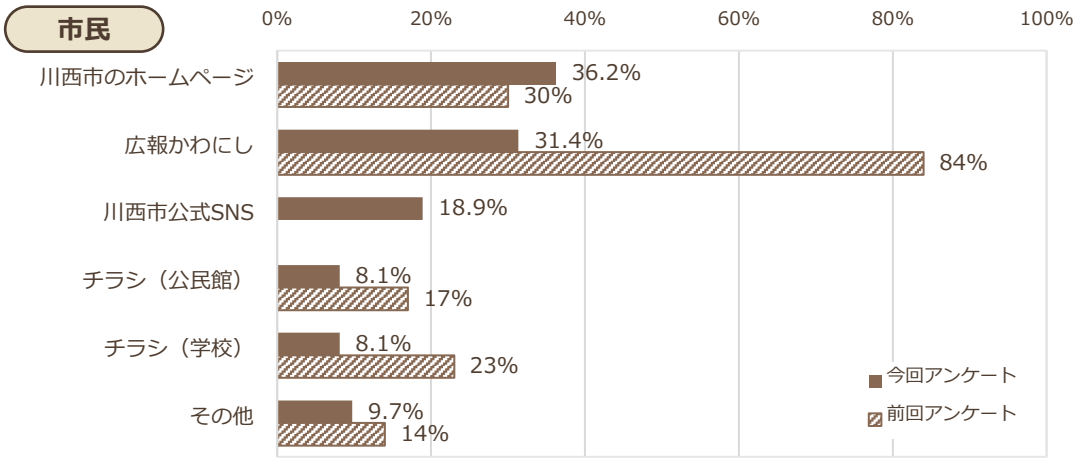

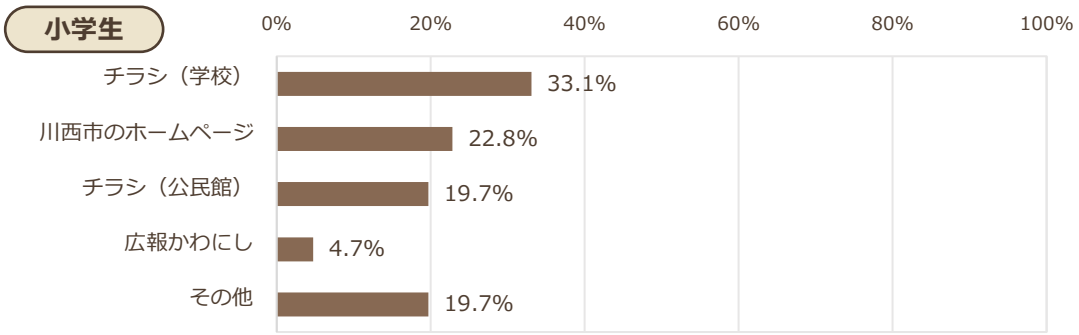

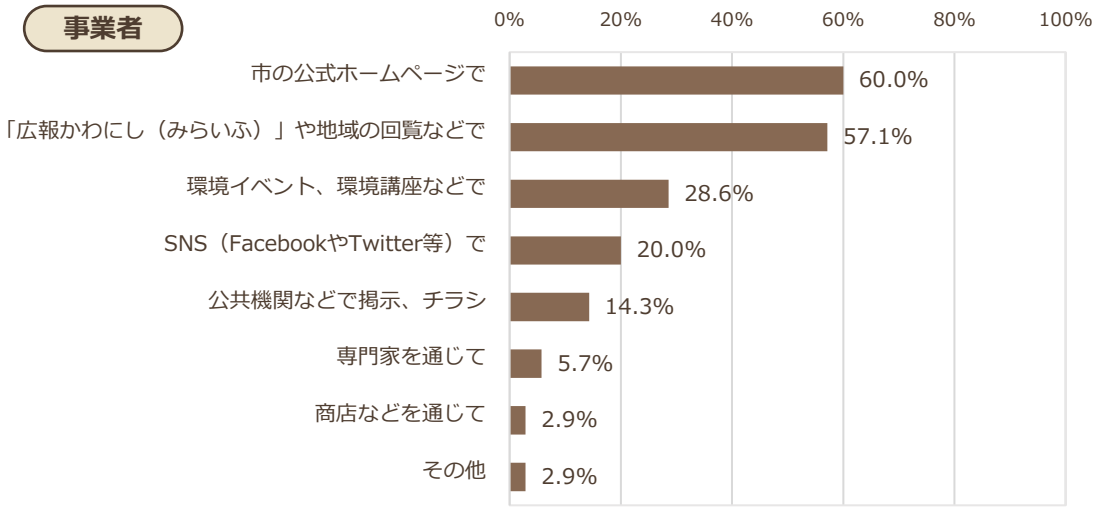

② 市から発信される環境の情報に求める内容

市から発信される環境の情報に求める内容については、市民、事業者ともに「川西市の環境の現状に関する情報（環境問題の現状に関する情報）」、「行政の支援制度等に関する情報」が上位３位内に挙がっています。

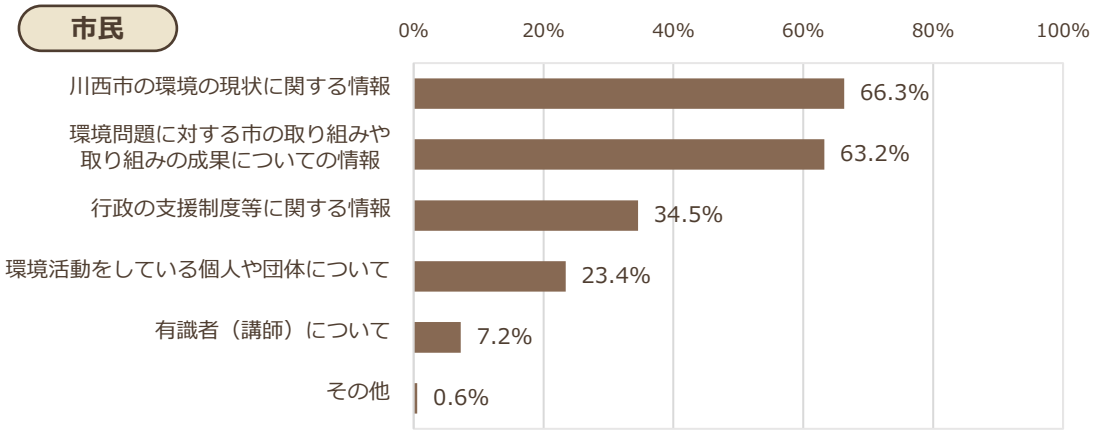

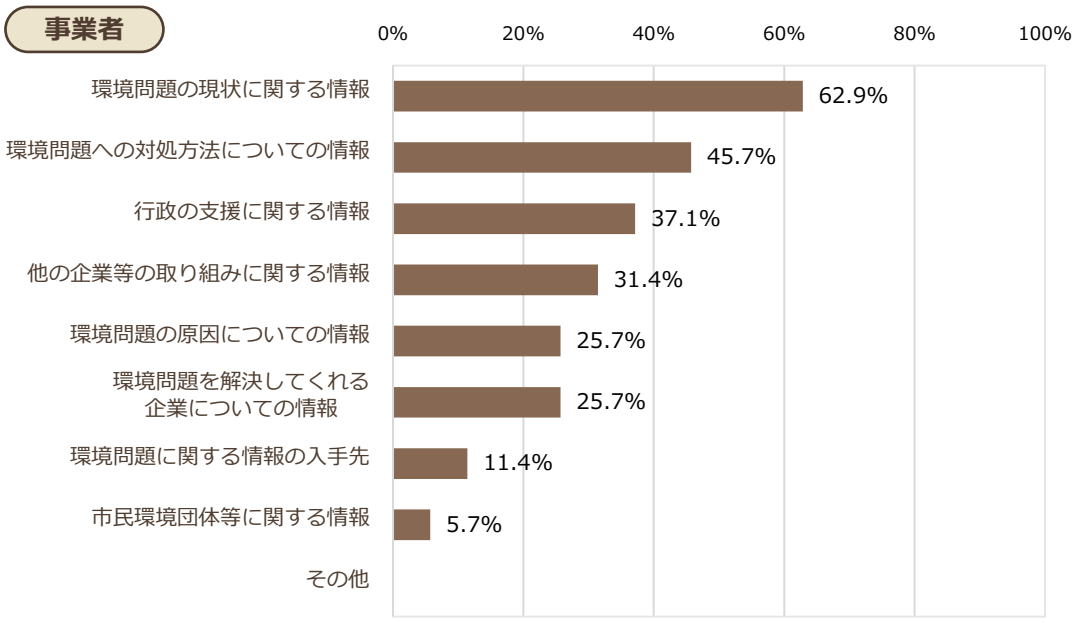

資料３　用語集

【あ】

1. アスベスト

天然の繊維状の鉱物で「石綿」とも呼ばれる。化学薬品に強く、断熱性・防音性に優れているため、建物の壁の吹き付けや建材として多用されてきたが、繊維を吸い込むと石綿肺や中皮腫、肺がんなどを発症すると指摘されている。

2. イチジク（桝井ドーフィン）

桝井光次郎氏が北米産のドーフィン種を持ち帰り、前川友吉氏と川西市での栽培に成功した品種。現在は、国内のイチジクの大部分を占めており、海外へも広まっている。

3. 一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第２条第２項において、家庭ごみやオフィスなどから排出されるごみなどの産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

4. 一般廃棄物減量化計画書

廃棄物処理実績（廃棄量、資源化量、資源化率）、店頭回収実績などの把握のために、一定規模以上の事業者等に作成・提出を依頼している計画。事業活動に伴う一般廃棄物の減量と再生利用の促進に寄与することが目的。

5. 違法な野焼き

基準に従って行う廃棄物の焼却、公益上や社会慣例上やむを得ない廃棄物の焼却、農業者が行う稲わら等の焼却、農林業を営むうえでやむを得ない焼却を除く野外・野山で植生を焼き払う行為及びごみを屋外で焼却する行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により違法な野焼きとして罰則が定められている。

6. エコアクション 21

環境に関する取組みを効果的、効率的に実施することを目的に、取組みの仕組みを作り、実際に取組み、取組みを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン。

7. 温室効果ガス

地球温暖化の原因とされ、太陽の日射を受けて温められた地表面が放つ熱を吸収することで、気温上昇を起こす原因となる気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律※53」では、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、フロン類（ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF_6）、三フッ化窒素（NF_3））が規定されている。

【か】

8. 化学物質過敏症

日常生活で使用するものに含まれる、非常に微量の薬物や化学物質を吸引したり、接触したりすることにより、さまざまな健康被害が引き起こされる症状。

9. 川西市一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定される計画。「2R（ごみの発生抑制、再使用）の徹底」「効率的な再生利用の推進」「資源循環と環境に配慮した収集処理の推進」「市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組み」「安全で安定した廃棄物処理体制の構築」の５つを基本方針としている。

10. 川西市環境率先行動計画

川西市が一事業者・一消費者の立場から、市のすべての事務事業に関し、環境保全のため自らが率先して実行するための計画。環境負荷を低減するとともに、温室効果ガス排出抑制等の措置により地球温暖化対策の推進を図る。

11. 川西市環境保全条例

環境の保全に必要な事項や各主体の責務を明らかにし、良好な環境づくりに寄与することが定められている。

12. 川西市景観計画

良好な景観を形成することを目的に、景観法に基づいて策定された計画。景観計画を策定することで、景観計画区域内の建築物の建設等の行為を、届出・勧告等により規制できるほか、景観協定など景観法に規定される制度が活用できる。

13. 川西市景観条例

平成５（1993）年に制定した「川西市都市景観形成条例」を平成 27（2015）年に改正したもので、良好な景観の形成を進めていくために必要な事項及び景観法の施行に関して必要な事項が定められている。

14. 川西市公共交通計画

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定する計画。「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」とその実現に向けた施策が定められている。

15. 川西市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づく法定計画で、本市のまちの将来像や都市計画に関する基本的な方針を示す計画。

16. 川西市花いっぱい大作戦

市民と市が協力し合いまちの環境美化とまちの元気アップを推進していくために、市民が美化ボランティアとなって、市が管理する道路や公園などの公共施設に花などを植える活動。

17. 川西市みどりの基本計画

川西市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための施策。

18. 川西市民ファーマー制度

市民ファーマーとして認められた人が、小規模な農地（概ね１ａから 10a）を借りて農業を始められる制度。

19. 川西市路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱

路上喫煙・ごみのポイ捨てによる公共の場所での被害の防止及び環境美化の推進を図ることを目的に施行された。阪急・能勢電鉄川西能勢口駅北広場から JR 川西池田駅までの間（２階部分）を路上喫煙・ポイ捨て防止モデル区域に指定し、区域内や能勢電鉄主要駅で啓発活動などを実施している。

20. 環境保全型農業

農業のもつ土や水、空気などの循環機能を活かして、化学肥料や農薬の使用による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

21. 企業の森事業

兵庫県が進める、多様な担い手による森づくり活動の推進のための取組みのひとつ。取組みに賛同する企業が地域貢献活動の一環として、所有者に代わり森林の保全・整備をしている。

22. 菊炭（一庫炭）

焼きあがった炭の断面が菊の花びらの模様に見えることから「菊炭」と呼ばれる。黒川地区には原料である良質なクヌギやカシが生育しており、室町時代の頃から炭焼きが盛んである。茶会では最高級品の炭として重用され、全国に出荷されている。

23. 気候変動適応法

地球温暖化その他の気候の変動への適応により、国民の健康で文化的な生活を確保することを目的とした法律。気候変動に関する計画の策定、気候変動による影響や気候変動への適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進などの措置を講じることが定められている。

24. キセラ★カフェ

キセラ川西せせらぎ公園で何かやってみたい人、公園やまちのことをもっと知りたい人、あるいは、公園やまちのことをまだよく知らない人が、出会い、交流し、公園やまちについて、共に知恵を出し合う場のこと。キセラ川西市民プログラムワークショップ有志と川西市の協働で、二か月に一度のペースで開催しています。

25. キセラ川西地区

土地区画整理事業を実施した中央北地区の愛称。医療施設、公益施設、住宅、集客施設、公園など多様な機能が集積した環境配慮型の都市拠点である。由来は輝きや希望（キ）、まちを象徴するせせらぎ（セ）、都（洛）（ラ）から。

26. キセラ川西低炭素まちづくり計画

産官学民連携のもと、都市・交通の低炭素化、エネルギー利用の合理化などを行い、持続的で魅力ある地域づくりを目標とした計画（計画期間平成 25（2013）年 4 月から令和 4（2022）年 3 月）。キセラ川西地区をモデル的位置づけとし、中心市街地活性化基本計画区域を対象にしていた。

27. クマザサ

川西市若宮地区を中心に生産されている市の特産品の一つで、葉の縁が白くなる様子が歌舞伎役者の隈取りに似ていることからその名がついた。主に、正月の門松や仏壇、神棚への供え物などに用いられる。

28. クリ（北摂栗）

摂津国北部（現在の川西市、宝塚市、猪名川町など）で生産されるクリ（北摂栗）は千年の歴史があるといわれる。川西市内では、黒川地区、東谷地区、多田地区などで、銀寄や乙宗、筑波といった品種が栽培されている。収穫されたクリは９月下旬から 10 月中旬にかけて大阪府をはじめとする阪神間に出荷されている。

29. グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境に配慮したものにするとともに、商品を供給する企業が環境負荷の少ない製品を開発することを促したり応援したりする効果がある。

30. グリーンフラワーグループ

略称は「G・F・G」。川西市内で緑化活動を行う団体を登録することにより、公園や緑地などへの草花の植栽、育成及び管理を推進し、花と緑あふれる街づくりに寄与することを目的としている。

31. グリーンライフ・ポイント

環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動を促進するため、企業や地域等がポイントの形で行動結果の見える化、インセンティブ化を図る取組み。環境省が支援、拡大を掲げている。

32. 黒川里山センター

「黒川を中心としたまちづくり方針」に基づき、旧黒川小学校のグラウンドに整備された施設。里山保全や教育の振興、観光の推進を図るための交流拠点である。

33. 光化学スモッグ

工場や自動車などから排出される窒素酸化物などが、紫外線によって光化学反応を起こして発生する大気汚染物質を光化学オキシダントといい、紫外線が強く風が弱いなどの気象状況下で高濃度になりやすい。光化学オキシダントが高濃度になり、大気が白くモヤがかったようになる状態を「光化学スモッグ」という。人体へは、目やのどなどの粘膜への刺激といった影響がある。

34. 公害

環境基本法には、事業活動や人の活動によって、人の健康や生活環境に関する被害が相当範囲にわたって起こることと定義されている。条文に列挙されている大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭は典型７公害と呼ばれる。

35. 香害

化学物質過敏症のうち、特に合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成香料による「匂い」に対する過敏症状のこと。

36. ごみ学習会

ごみの減量・分別の大切さやリサイクルについて学べる学習会。大人向けに実施する「出前講座」のほか、就学前の子どもたちから小・中・高校生まで、年代に合わせて開催している。保育園や幼稚園などで実施している学習会では、川西市のオリジナルキャラクターである「クリンジャー」や「ぷっくりごみくんとスリムちゃん」が登場するなど、楽しく学べる。

37.コジェネレーション

石油やガス、バイオマス等を燃料に発電した際に生じる廃熱を回収し、給湯や暖房に再利用する仕組み。

【さ】

38. 次世代自動車

ハイブリッド車（HV。動力源はガソリンと電気）、プラグインハイブリッド車（PHEV。HV より電気に重点が置かれている）、電気自動車（EV。動力源は電気のみ）、燃料電池自動車（FCV。動力源は水素と酸素の化学反応）など、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車。

39. シックハウス症候群

新築の住居などで建材等から発生する化学物質などによる、室内空気汚染やそれによる健康への影響の総称。

40. 市民農園

市民が家庭菜園を通して土と緑に親しみ、仲間づくりや農業に対する理解と認識を深めることを目的として設置された農園。川西市では、「グリーンファーム川西・西畦野」と「菖蒲ヶ瀬農園」の２つがある。

41. 新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画

新名神高速道路 川西インターチェンジ周辺において、緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けて一定の開発・建築を計画的に誘導するための土地利用計画。

42. 森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に携わる人のこと。

43. 水源涵養機能

森林が水を貯めて水質を改善する機能のこと。水資源の貯留、洪水の緩和、水質の浄化からなる。

44. 生物多様性

多様な生物が多様な環境の中で、互いに影響し合い存在している概念を表す言葉。

45. 生物多様性ふるさと川西戦略

川西市の生物多様性を次世代に引き継ぎ持続的に利用するため、生物多様性を守り、育み、共生するまちづくりを進めていくために取るべき行動について提言している。

46. 生物多様性保全上重要な里地里山

地域における暮らしや営み、保全活動等の取組みを通じて守られてきた豊かな里地里山の広報や地域における農産物等のブランド化、観光資源などへの活用促進を目的に、環境省が指定した里地里山のこと。全国で 500 箇所が指定されており、川西市では「黒川周辺の里山」と「水明台のまち山」の 2 箇所が指定されている。

47. せせらぎ遊歩道

キセラ川西地区の南北に位置するせせらぎ水路が流れる幅員 16m の歩行者専用道路で、中央公園とあわせて地区のシンボル的なオープンスペース。設計、施工、維持管理の各段階におけるワークショップによる市民参画により整備された。

48. ゼロカーボンアクション 30

COOL CHOICE の中で紹介されている、30 の衣食住・移動・買い物などの日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットのこと。

1	再エネ電気への切り替え	2	クールビズ・ウォームビズ
3	節電	4	節水
5	省エネ家電の導入	6	宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう
7	消費エネルギーの見える化	8	太陽光パネルの設置
9	ZEH	10	省エネリフォーム窓や壁等の断熱リフォーム
11	蓄電池・蓄エネ給湯器の導入・設置	12	暮らしに木を取り入れる
13	分譲も賃貸も省エネ物件を選択	14	働き方の工夫
15	スマートムーブ	16	ゼロカーボン・ドライブ
17	食事を食べ残さない	18	食材の買い物や保存時の食品ロス削減の工夫
19	旬の食材、地元の食材を取り入れた健康的な食生活	20	自宅でコンポスト
21	今持っている服を長く大切に着る	22	長く着られる服をじっくり選ぶ
23	環境に配慮した服を選ぶ	24	使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らし、マイバック、マイボトル等を使う
25	修理や補修をする	26	フリマ・シェアリング
27	ごみの分別処理	28	脱炭素型の製品・サービスの選択
29	個人の ESG 投資	30	植林やごみ拾い等の活動

49.ソーラーシェアリング

営農型太陽光発電とも呼ばれる、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組み。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる。

【た】

50. ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCB）の総称。化学物質の合成の副生成物やごみ焼却過程で発生し、日本では、ごみの焼却炉からの排出が８～９割を占めるといわれている。

51. 台場クヌギ

古くから炭焼きなどに利用されてきたクヌギの木のこと。通常のクヌギの木と比べると、寸詰まりで幹が異様に太い独特な樹形をしている。これは伐採時にある程度の高さの切り株を残し、切り口の周囲から発芽した新芽（ヒコバエ）を数年後にまた伐採するというサイクルを繰り返すことで形成される。

52. 地域循環共生圏

国の第五次環境基本計画で掲げられた、地域が主体的に課題を解決し、得意分野で補い合うネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」のこと。ローカル SDG s とも呼ばれる。

53. 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化の防止に向けた、地球温暖化対策計画の策定や温室効果ガス排出量の削減などを促進することを目的に制定された法律。2050 年までの脱炭素社会実現が基本理念として掲げられている。

54. 地産地消

地域生産・地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

55. 特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものが指定される。特定外来生物は、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されている。特定外来生物のうち、一部の規制が当分の間かからない生物は、条件付き特定外来生物と呼ばれ、野外への放出、売買、頒布が禁止されている。

56. 都市気候

都市部に人口が集中したり建造物の集中によって緑地が減少したりして起こる、都市部特有の気候のこと。都市部で局所的な高温が発生するヒートアイランド現象などがある。

57.都市緑化祭

市民一人ひとりに緑化について理解を深めてもらう機会とするため、川西市が秋に行うイベント。市花りんどうの展示、フリーマーケットなどが催される。

【な】

58.日本一の里山

黒川地区の里山のこと。「日本の里 100 選」に選ばれており、菊炭の原料となる良質なクヌギやカシなどが生育していることからこのように呼ばれる。

59.ネイチャーポジティブ

生物多様性の損失を食い止め、回復させること。自然再興。

【は】

60. パリ協定

「京都議定書」に代わる新たな国際枠組みとして採択された地球温暖化防止に関する協定。主要排出国を含むすべての国が温室効果ガス削減目標を 5 年ごとに提出・更新を行うこと等が盛り込まれている。

61. ビオトープ

「生きもの（Bio）」が生息する「環境・空間（Tope）」という意味。生きものを呼び込むために人工的に作り出したため池、湿地、草原、里山などの場所のこと。

62. フードドライブ

各家庭などで食きれない食品を持ち寄って、地域の福祉団体や施設などに寄付をする活動のこと。回収した食品は子ども食堂などへ配布される。

63. ふクレル

川西市内の保育所・幼稚園・小学校などに設置した回収ボックスを通じて寄付された子ども服を、無料で提供する譲渡会のこと。

64. フロン排出抑制法

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC））の大気中への放出を抑制するため、フロンの使用を抑制するとともに、フロン類を使用する製品の製造や廃棄の過程においても漏えいを防止し、適切な回収・破壊・再生を行うことなどを定めた法律。

65.フロン類

炭素と水素のほか、フッ素、臭素などを多く含む化合物の総称。冷媒や溶剤として 20 世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質や温室効果ガスであることが明らかとなり、現在はモントリオール議定書をはじめ様々な国際協定及び法律により、大幅に使用が制限されている。

【ま】

66. まち山

住宅地に隣接しながらも、豊かな自然や生物多様性の残るエリアのこと。市民団体による保全・整備が行われている。

67. モビリティ・マネジメント（MM）

一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策の取組み。

68.モモ（早生桃）

加茂地区などで栽培され、みずみずしく、すっきりした甘さが特徴。通常のモモよりも1か月ほど早く収穫できる。味もさながら兵庫県内で早生桃を栽培しているのは川西市のみであり、阪神間の市場でも高い人気がある。

【や】

69.有害鳥獣

イノシシ、カラス、ニホンザル、シカ、クマ、キツネなど人への直接的な被害や農作物への食害など、人の生活に対し、生命的、経済的に被害を及ぼす動物の総称。あくまで国や市町村が注意喚起などのために用いる言葉で、法令により規定されているものではない。

【ら】

70.林床

森林の地表面のこと。太陽光が届きにくく、耐陰性の強い植物や菌類が生育する。林床の植物は土砂の流出防止や豊かな土壌の確保、生物多様性の維持などの役割を有する。

【A-Z、数字】

71.BELS（ベルス）

Building-Housing Energy-efficiency Labeling System（建築物省エネルギー性能表示制度）の略。一般社団法人 住宅性能評価・表示協会によって運用されている、建築物の省エネ性能について、評価・認定する制度のこと。

72.BEMS（ベムス）

Building Energy Management System の略。オフィスビルや商業ビルを対象に、使用電力量の見える化や機器の自動制御などによりエネルギー消費量を管理するためのシステム。

73.BOD

好気性微生物が一定期間中に水中の有機物（汚物）を酸化・分解する際に消費する、水に溶け込んだ酸素の量を示す。数値が低いほど水質は良好である。単位は ppm。

74.COOL CHOICE

CO_2などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組み。

75.ESCO（エスコ）事業

建物の省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業。ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理などにかかる全てのサービスを提供することで顧客の光熱水費の削減をサポートする。

76.HEMS（ヘムス）

Home Energy Management System の略。使用電力量の見える化や家電機器の自動制御などにより家庭で使用するエネルギー量を消費者自身が把握・削減するためのシステム。政府は令和 12（2030）年までにすべての住宅への普及を目標としている。

77.ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を利用した産業やサービスの総称。

78.IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）の略。各国の政府から推薦された科学者が参加している。

79.ISO14001

国際標準化機構（ISO）により定められた環境マネジメントシステムに関する規格。環境マネジメントシステムとは、企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組みを実施するための組織の計画・体制プロセス等のこと。ISO14001 自体に法的拘束力はなく、規格に沿った取組みをするかは各組織の自主的な判断に委ねられている。

80.mottECO

飲食店での食品ロス削減を推進するため、食べ残しの持ち帰りに関する注意事項や認知の向上、食品ロス削減に向けた普及啓発を行う環境省の取組みやその資材。

81.PM2.5

大気中に漂う 2.5mm の 1000 分の１以下の非常に小さな粒子のこと。非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系、循環器系への影響が心配されている。

82.PPA

Power Purchase Agreement の略。企業や自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業や自治体が施設で使用することで電気料金や CO_2の排出を削減する取組み。

83.SDG s

世界が直面している社会、経済、環境に課する課題を統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築いていくための 17 のゴールと 169 のターゲットが設定されている。

1	貧困をなくそう	2	飢餓をゼロに
3	すべての人に健康と福祉を	4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう	6	安全な水とトイレを世界中に
7	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8	働きがいも 経済成長も
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを	12	つくる責任 つかう責任
13	気候変動に具体的な対策を	14	海の豊かさを守ろう
15	陸の豊かさも守ろう	16	平和と公正をすべての人に
17	パートナーシップで目標を達成しよう		

84.ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building の略。建築計画の工夫や高断熱化、高効率化によって省エネルギーを実現しながら、再生可能エネルギーを導入することで、年間で消費するエネルギー量を正味ゼロにすることを目指した建物。

85.ZEH（ゼッチ）

Net Zero Energy House の略。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により、住宅のエネルギー消費量を削減しながら、再生可能エネルギーを導入することで、年間で消費するエネルギー量を正味ゼロにすることを目指した住宅。

86.30by30

令和 12（2030）年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」でターゲットとして位置づけられた。

87．０円ソーラー

事業者が初期費用を一時負担して太陽光発電設備を設置し、住宅所有者が電気料金又はリース料を支払うことで、初期費用 0 円で太陽光発電を設置できる制度。設置後の一定期間（10 年程度）は、使用した分の電気料金の支払いが必要だが、その後は設備が住宅所有者に無償で譲渡される。

資料４　環境審議会

4.1　川西市環境審議会における審議経過

令和４（2022）年 12 月 19 日	諮問　川西市環境基本計画の改定について
	審議　環境に関する意識調査の方法等について
令和５（2023）年１月	意識調査実施
令和５（2023）年７月	審議　第３次川西市環境基本計画素案について
令和５（2023）年 10 月	審議　第３次川西市環境基本計画について
	答申　第３次川西市環境基本計画について
令和５（2023）年 10 月～11 月	パブリックコメント
令和６（2024）年３月	第３次川西市環境基本計画策定

4.2　審議会委員名簿

役職	氏名（敬称略）	公職、所属団体等	選出区分
会長	武田　義明	神戸大学名誉教授	学識経験者（自然・環境科学）
副会長	竹濱　朝美	立命館大学教授	学識経験者（環境社会学）
委員	豊福　俊英	関西大学名誉教授	学識経験者（環境都市工学）
委員	西村　純一	大阪大学大学院教授	学識経験者（医学・衛生学）
委員	花田　眞理子	大阪産業大学教授	学識経験者（環境経済学）
委員	松原　敏明	川西市コミュニティ協議会連合会	市民又は関係団体の代表者
委員	森田　強	川西市商工会	市民又は関係団体の代表者
委員	藤本　幸一	-	市民公募
委員	伊藤　真理江	-	市民公募
委員	長田　拓也	-	市議会議員
委員	大﨑　淳正	-	市議会議員
委員	岸本　和史	兵庫県 阪神北県民局県民交流室 環境参事	-

※令和５（2023）年７月時点

【資料３－１】

生物多様性ふるさと川西戦略　改訂箇所一覧表

環境政策課作成

改訂主旨

２０１５年の策定から８年以上経過した中での時点修正を行おうとするものである。年が経過する中で新たな国の戦略が示されたり、新たな注意すべき外来生物が出てきているため、追記すべき方が良い部分などを修正するものである。

改訂理由凡例

時点修正	現計画作成後に変更が生じたことによる改訂点
体裁修正	文言等文書の体裁を変更した改訂点
委員会指摘 委員会確認	生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会で頂戴した意見を反映させたり、確認を行った改訂点

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
	表紙		時点修正	・「改訂版」と記載した。	
	表紙		時点修正	・「2024年度改訂版」と記載した。	
	第１章	「生物多様性ふるさと川西戦略」策定の目的と位置づけ			
	1.	「生物多様性ふるさと川西戦略」策定の目的			
	（1）	「生物多様性ふるさと川西戦略」策定の目的	体裁修正	・改訂の趣旨の追加に伴い(1)を追加し項目建てした。	
1			体裁修正	・２段落目「未来の子どもたちから預かったものです」を「未来の子どもたちに引き継いでいくべきものです」に変更した。	P2
	（2）	「生物多様性ふるさと川西戦略」改訂の趣旨	体裁修正	・(2)と項目建てし、改訂の趣旨について追加した。	
2			委員会指摘	・OECMの記述を追記した。	P2
	2.	生物多様性とは			
3	（1）	生物多様性の概説	体裁修正	・種の多様性などについて一部表現を変更した。	P3
	（2）	失われつつある生物多様性～生物多様性を脅かす４つの危機～			

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
4	1）	人間活動などの直接的な要因（第1の危機）	時点修正 体裁修正	・新名神の開通に伴い、「新名神高速道路の開通」に変更した。 ・「石道地区の流通センター、舎羅林山の開発」を追記した。	P5
5	2）	人の働きかけが減少することによる間接的な要因(第2の危機)	体裁修正	・「人の山への働きかけ」の後の「つまり」を削除して、「山での伐採や利用」をカッコ書きに変更した。	P5
6	3）	地域外から持ち込まれた外来種の野生化による要因（第3の危機）	時点修正	・タイトルを「外国から持ち込まれた」から「地域外から持ち込まれた」に変更した。 ・国内由来の外来種についての内容を追加した。 ・外来種に「コクチバス」を追加した。	P5
			体裁修正	・「つながりを切ってしまい」の前に「生態系の」を追加するなど一部表現を変更した。	
7	4）	地球温暖化による要因（第４の危機）	体裁修正	・「地球温暖化の影響により数が少なくなっています。」に変更した。	P6
8	(3)	生物多様性の大切さ～生物多様性を守る４つの意味～	時点修正 体裁修正	・生物多様性を守る意味について、生物多様性国家戦略2023-2030にも考えが受け継がれている旨を追記した。	P7
9	2）	人間にとって有用な価値を持っています	体裁修正	・国家戦略について記載する欄であるため川西市のイチジクの事例を削除した。	P7
10	3）	豊かな文化の根源となります	体裁修正	・国家戦略について記載する欄であるため川西市のクヌギの事例を削除した。	P7
11	(4)	「生物多様性国家戦略2023-2030」について	時点修正	・新たな国家戦略の策定に伴い「生物多様性国家戦略２０２３－２０３０」の内容を追加した。	P9
	3.	策定の背景と位置づけ			
12	(1)	生物多様性戦略に関する関係法令や国、県などの動向	時点修正 委員会指摘	・文章、表を最新（2023年3月）の動向に更新した。 ・SDGs、30by30、OECMについての記載を追加した。	P10
13	(3)	計画の範囲と計画期間	時点修正 体裁修正	・計画期間の文章「その後の10年間」を「2023年度から2032年度まで」に変更した。 ・図を最新の状況に更新した。	P12
	第２章	「川西市の生物多様性の現状と課題」			
	1.	川西市の概況			
14	(1)	位置・地勢・交通	時点修正	・文末の「新名神」の内容を「新名神高速道路が走り」に変更した。	P14

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
15	(2)	気候	時点修正 体裁修正	・平均気温、降水量について直近の情報に修正した。 ・「ブナは妙見山山頂」の前の「また」を削除した。	P15
			体裁修正	・出典年度等一部表現を変更した。	
16	(3)	川西市の自然の特性	委員会指摘	・（３）を追加した。	P16
	2.	川西市が誇る豊かな自然			
	(1)	川西市の植生・地質			
17	1)	植生 植生図	委員会指摘 次回策定時校正	・植生図は2002年に整備された「兵庫県植生誌研究会の植生図（縮尺不明）」から、より新しい「環境省植生図（1/25,000,2009年整備）」に更新を検討したが、凡例の調整がうまくいかなかったため、次回策定時に更新する。今回は改訂前の戦略と同様の植生図を使用し、画像上に「市内の指定天然記念物」、「市固有の植生」の位置を追記した。 ・画像に位置を記載した天然記念物、市固有の植生について内容を追記した。	P17-18
18	2)	表層地質 地質図について	時点修正 委員会指摘	・地質図については、1996年整備の「兵庫県の地質」を用いているが、それ以降、新しいデータが公開されていないことと、地質の大幅な変更はないと考えられることから、改訂前の戦略から修正、変更はしない方針とした。過年度と同じ図とする。次回策定時に更新を検討する。	P19
	(2)	川西市の多様な環境・生態系			
19	1)	日本一の里山	時点修正 体裁修正	・特徴部分を「文化性」「景観性」「歴史性」「生物多様性」に分けた表現に変更した。 ・生物多様性の状況部分「多くの生きものが生育」を「多くの生きものが生育・生息」に変更した。 ・一部表現を変更した。	P20

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
20	2）	棚田	時点修正 委員会確認	・生物多様性の状況について「生きものがすいんでいます」の前の「種々の」を「多様な種類の」に変更した。	P20-21
			委員会指摘	・生物多様性の状況に昆虫等の情報を追加すべきか検討したが、委員会での意見のみで昆虫等の情報が特定できなかったため今回は見送る。次回策定時に更新を検討する。	
			体裁修正	・生物多様性から見た重要性部分「美しい田園風景とともに保全すべき市域の生物多様性です。」を「美しい田園風景とともに生物多様性の観点から保全すべき主要な市域です。」に変更した。	
21	3）	ニュータウンのまち山	委員会指摘	・生物多様性の状況に昆虫等の情報を追加すべきか検討したが、委員会での意見のみで昆虫等の情報が特定できなかったため今回は見送る。次回策定時に更新を検討する。	P21-22
			体裁修正	・低木層、草本層の説明を追記した。	
22	4）	段丘崖のエノキ林	時点修正	・生物多様性の状況に「ヘイケボタル」を追加した。	P22
23	5）	河川・水辺環境（知明湖、猪名川河川敷、猪名川渓谷、鼓が滝、初谷川、市街地の水路）	体裁修正	・特徴欄の河川・水辺環境の記述について「川西市を流れる猪名川水系には～」という表現に変更した。 ・生物多様性の状況に「コクチバス」を追加した。	P23
24	6）	社寺林	時点修正 委員会指摘	・生物多様性の状況の「満願寺で行った調査」部分について、内容の確認ができなかったため、満願寺に関連する記述、写真を削除した。 ・一部表現を変更した。	P24
	(3)	川西市の生物相			
25	1）	概要	時点修正	・文献や資料に更新があったため、確認生物数を更新した。 ・神戸市、伊丹市を比較自治体として追加し、加西市、宝塚市、西宮市の生物数を更新した。	P25
26	2）	植物	体裁修正	・満願寺の社寺林を削除するなど一部表現を変更した。	P26
27	4）	鳥類	時点修正 体裁修正	・国、県レッドリスト更新に伴い「カッコウ」の太字を細字に更新した。	P27

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
28	5）	両生類	時点修正 体裁修正	・カスミサンショウウオを削除した。 ・写真をシュレーゲルアオガエルに差し替えた。 ・オオサンショウウオについて、「一庫大路次川付近の水路（東畦野）」を「猪名川流域」一部表現を変更した。	P27
29	7）	昆虫類	時点修正 体裁修正	・昆虫類の項目であるため台場クヌギの写真を削除した。	P27
30	8）	魚類	時点修正	・「メダカ」を「ミナミメダカ」に変更した。	P28
	10）	問題を起こす生物			
31	①	外来生物	委員会指摘	・市域で確認されている外来生物にコクチバス、セアカゴケグモ、ヒアリを追加した。 ・アカミミガメ、アメリカザリガニが特定外来生物に追加された旨を追記した。 ・クビアカツヤカミキリ等の被害への懸念を追記した。	P28-29
			委員会指摘 委員会確認	・市域で確認されている外来生物にコクチバス、オオキンケイギク、ナルトサワギクを追加した。 ・市域で確認されている外来生物からカダヤシを削除した。 ・兵庫県内に確認されている外来種にアルゼンチンアリを追加した。 ・アカミミガメ、アメリカザリガニの写真を追加した。 ・アカミミガメ、アメリカザリガニなど条件付特定外来生物についての解説を追記した。	
			委員指摘	・アカミミガメ、アメリカザリガニなど外来生物名を追記した。	
32	②	在来生物	時点修正	・県内のホンドジカの数を更新した。	P29
			時点修正	・カシノナガキクイムシによる影響の記述を修正した。 ・カエンタケの記述を追加した。	
	(4)	川西市の特産品・文化			
33	1）	農産物（イチジク、クリ、モモ）	体裁修正	・図の丸の色を農産物の種類ごとに分け、円の範囲を修正した。	P30
				・図にモモの写真を追加した。	
			時点修正	・イチジクの生産面積、農家数を更新した。	

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
34	2）	茶道文化と菊炭・台場クヌギ	体裁修正	・図の黄色の点線部分に「黒川地区」を追加した。 ・「この炭の歴史は古く、鎌倉時代にはすでに作られていたという記録が残り、また豊臣秀吉や千利休が愛用したとして全国的に名を馳せたと言われています。」を「平安時代の文献に記録が残っています。」に変更した。	P31
	3.	自然環境保全における取り組み			
	(1)	行政の代表的な取り組み			
35	1）	基本計画の作成	委員会指摘	・本文1行目「2002年の緑の基本計画」を「2002年にみどりの基本計画」に変更した。 ・本文5行目を第3次環境基本計画の内容に変更した。	P32
			委員会指摘 委員会確認	・「２００２年緑の基本計画」についての記述を、「２０２４年みどりの基本計画」についての記述に変更した。	
	2）	具体的な取り組み			
36	①	里山体験学習事業	体裁修正	・里山体験学習の実施概要について１行目「５年次」を「小学校５年次」に変更した。 ・里山体験学習の成果について「最近では１～３年生」を「１～３年生」に変更した。	P32
37	②	森林保全事業	時点修正	・タイトル「森林振興事業」を「森林保全事業」に変更した。 ・実施概要、成果の記載を変更した。	P32
			委員会指摘 委員会確認	・実施概要、成果の記述を「森林保全事業」に合致した内容に修正した。	
38	(2)	市民団体の取り組み	時点修正 体裁修正	・市で把握しているすべての団体について記載されるよう、追記した。 ・川西市の自然関係市民団体の特性を追記した。 ・図に各団体の活動地を記載した。 ・団体名一覧を追加した。	P33-34
			委員会指摘 委員会確認	・市天然記念物の記述について一部表現を変更した。 ・川西自然教室の活動内容に「柳谷のリンドウ群落の保護」を追記した。	

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
	(3)	事業者の取り組み			
39	1）	猪名川河川事務所の取り組み	時点修正	・タイトルを「外来植物対策」から「取り組み」に変更した。 ・猪名川河川事務所に実施内容を確認し、内容を更新した。	P35
40	2）	一庫ダムの外来魚対策	時点修正	・一庫ダム管理所へ事業内容を確認し、「2010年」を「2022年」に変更した。	P35
41	3）	兵庫県立一庫公園の取り組み	時点修正	・兵庫県立一庫公園に事業内容を確認し、記載内容を変更した。また、「モリアオガエル」、「一庫炭焼き体験塾」などの写真を追加した。 ・一庫パーク戦略の写真を削除した。	P35-36
			委員指摘	モリアオガエルを追記した	
42	4）	国崎クリーンセンターの活動	時点修正	・地域ボランティアとの事業連携について「シカの不嗜好植物の試験植栽等を地域のボランティアの方達と一緒に取り組んでいます。」を追記するなど一部表現を変更した。 ・国崎クリーンセンターへ事業内容を確認し、記載内容を変更した。	P36
			体裁修正	・天然記念物のエドヒガンの記述について一部表現を変更した。	
	5）	企業			
43		■能勢電鉄株式会社	時点修正	・2024年予定の森林保全事業終了に伴い記述を削除した。	P37
44		■ダイハツ工業株式会社（多田エンジニアリングセンター）	時点修正	・新たに企業を追加した。	P37
45	5）	■株式会社竹中工務店（研修センター）	時点修正	・新たに企業を追加した。	P37
		■黒田電気株式会社・株式会社チュチュアンナ	時点修正	・黒田電気株式会社、株式会社チュチュアンナの事業終了に伴い、内容を変更した。 ・アサヒビール株式会社を削除した。 ・各企業へ事業内容を確認し、記載内容を変更した。	P38
	4.	市民の意識～アンケート調査より～			
	(1)	アンケート調査の実施概要			
46	2）	実施時期、方法	時点修正	・今回実施のアンケート実績に変更した。	P39
47	3）	回収結果	時点修正	・今回実施のアンケート実績に変更した。	P39
48	(2)	アンケート調査結果	時点修正	・今回実施のアンケート実績に変更した。 ・適宜前回アンケートとの比較を行った。	P40-53

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
	5.	川西市の地域区分とその特徴・課題			
49	(1)	川西市の地域区分 地域区分について	時点修正 委員会確認	第3次環境基本計画と同様の4地域（里山地域、ニュータウン地域、市街地１地域、市街地２地域）に分けて、地域特性を変更した。図を改訂した。	P54-55
			時点修正	・川西市の地域区分の図から能勢電鉄(株)の鋼索（ケーブル）線、策道（リフト）線の記述を削除した。	
	(2)	地域の特徴の分析			
		各地域共通部分			
50		①基礎情報	時点修正	・土地利用の割合の記載を更新した。 ・傾斜区分の記載を更新した。	P56-64
			時点修正	・公園数の記載を更新した。	
			時点修正	・土地利用の割合を更新した。 ・傾斜区分の記載を更新した。 ・公園数の記載を更新した。	
		②重要な生態系・特徴的な自然	時点修正 体裁修正	・自然環境、産業についてニュータウン旧３地域の記述の統合、社寺林として「満願寺」を削除するなどの一部内容を変更した。	P56-64
51	(2)	④市民の意識	時点修正 体裁修正	・今回実施のアンケート実績に合わせて内容を変更した。	P56-64
52		⑤生物多様性に向けた課題	時点修正 体裁修正	・タイトルから「の整理」を削除した。 ・箇条書き部分「連携」を「自然活動団体との連携」に変更した。	P56-64
53	(2)	図面の凡例（里山林の区分）について	時点修正 委員会確認	・兵庫県植生図（2002年）のデータを入手できなかったため、環境省植生図（2009年）をベースに改訂前戦略の凡例（「雑木林」「その他植生」「水田・畑地」「住宅地」「ゴルフ場」「無植生」の6区分）を（「里山林」「その他植生」「水田・畑地等」「ゴルフ場等」「住宅地」「水域等」の6区分）に修正してベースマップを作成した。	P57-65

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
54	1）	里山地域	時点修正	・図中①黒川の山林部分の「大槌」を「大土」に変更した。	P56
55		③活動団体など	時点修正	・ひとくらクラブ、ひとくら森のクラブ、ゆめほたるクラブ、能勢妙見山ブナ守の会、NPO法人 北摂里山文化保存会を追加した。 ・アサヒビール、黒田電気、チュチュアンナは事業終了のため削除した。	P56
56		⑤生物多様性に向けた課題	体裁修正	・「森参画事業」など一部表記を修正した。	P56
			委員会指摘	・生きもの・環境の保全にオオムラサキを追加した。	
57		里山地域マップ	時点修正	・里山地域マップから能勢電鉄(株)の鋼索（ケーブル）線、策道（リフト）線の記述を削除した	P57
58	2）	ニュータウン地域	時点修正 体裁修正	・ニュータウン地域１～３の内容を統合した。	P58
59		②重要な生態系・特徴的な自然	委員会指摘	・虫生の森が市の天然記念物指定を受けたことを追記した。	P58
60		③活動団体など	時点修正	・大和フォレストクラブ、東多田里山の会を追加した。 ・多太神社の森を守る会を削除した。 ・虫生川周辺の自然を守る会の（）部分に「昆虫」を追記した。	P58
			委員会指摘	・大和フォレストクラブに（ナラガシワ・山野草植物、オオムラサキ）を追記した。	
61	3）	市街地１地域	委員会指摘	・戦略中の「神社林」を「社寺林」に統一した。（その他該当箇所は同様に修正した。）	P62
62		②重要な生態系・特徴的な自然	時点修正	当地域では栽培していないため｢早生のモモや｣を削除した。	P62
			委員会指摘	・該当する社寺林が伐採されているため満願寺を削除した。	
63		③活動団体など	時点修正	・流域ネット猪名川を追加した。	P62
	4）	市街地２地域			
64		②重要な生態系・特徴的な自然	体裁修正	・自然環境中、河川本来の植生が「発達するともに」を「発達するとともに」に修正した。 ・表現を箇条書きにするなど一部表記を修正した。	P64
			時点修正	・「早生のモモ」を「早生モモ」へ修正。	
65		③活動団体など	時点修正	・NPO法人 野生生物を調査研究する会を追加した。	P64
66		⑤生物多様性保全に向けた課題	体裁修正	・自然活動団体との連携欄の「国土交通省猪名川河川事務所」の表示を「河川敷の清掃」に修正した。	P64

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
	(3)	課題のまとめ			
	1）	川西市における4つの生物多様性の危機に関する課題			
67		①第一の危機に関連する課題（直接的な影響）	時点修正 体裁修正	・新名神高速道路が開通したため、「現在進められている新名神高速道路建設による」を「新名神高速道路開通により」に変更した。	P66
68		②第二の危機に関連する課題（人の働きかけの減少）	体裁修正	・「コウモリ」を「コウモリ類」に、「シカ害」を「シカの食害」にするなど一部表記を修正した。	P66
			委員会指摘	・木質バイオマスについての記述を追加した。	P66
69		③第三の危機に関連する課題（外来種などの影響）	委員会指摘	・クビアカツヤカミキリによるサクラ類への被害など、川西市の生態系を変えうる脅威が迫っている分に変更した。	P66
70		④第四の危機（地球温暖化の影響）および情報発信などに関する課題	体裁修正	・「地球温暖化による生態系への影響」のあと、「は顕著ではありません。」を「が顕著となっています。」に修正した。	P66
71	2）	川西市の生物多様性に関する認識と情報の不足	アンケートによる修正	・今回のアンケート実績を反映した文章に変更した。	P66
	第３章	「生物多様性ふるさと川西戦略」が目指すもの			
72	1.	生物多様性保全の基本理念と目指すべき川西市の将来像	時点修正	・生物多様性国家戦略２０２３－２０３０の策定に伴い本文と理念を変更した。	P68
			体裁修正	・目指すべき川西市の将来像について「生物多様性保全」を「生物多様性の保全」に変更した。	
73	2.	目標の設定	時点修正	・生物多様性国家戦略２０２３－２０３０の策定に伴い本文前半を変更した。	P69
			体裁修正	・目標の設定について「図37 わが国の生物多様性の回復イメージ」を追加した。	
	3.	「生物多様性ふるさと川西戦略」の設定ーふるさと川西市民戦略と４つの基本戦略ー			
74	（2）	４つの基本戦略	時点修正	・SDGsマークを追加した。	P70-71

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
	第４章	行動計画			
75	1.	「ふるさと川西市民戦略」－ライフスタイルを見つめ直してできることから行動を－			
76	（1）	川西市の自然・文化に触れる	体裁修正	・「第一歩となるもの」を「第一歩になる」に修正した。。	P74
77	（2）	自然観察等のイベントに参加する	委員会指摘	・自然観察等のイベント参加の重要性について委員会指摘を受けて（２）を追加し、項目建てした。	P74
78	（3）	日常にできる行動	体裁修正	・(２)新設に伴い項目を（３）に変更した。	P74
79	２）	外来種などの拡大を防止する。	委員会指摘	・外来種などの拡大について、「アメリカザリガニ」を追加するなど一部表記を修正した。 ・委員会指摘を受けて2）に特定外来生物の内容を追加した。	P74-75
	2.	基本戦略に基づく行動計画			
	（1）	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の熟成および生物多様性教育（基本戦略1）			
	１）	児童・生徒を対象とした環境教育の実施			
80		①施策名称【就学前園児の環境教育方針】・担当部署【教育推進部】	時点修正 体裁修正	・担当部署に施策内容を確認し、児童・生徒を対象とした環境教育の実施についてタイトルを「就学前園児の環境教育方針」とし、内容をタイトルに伴うものに変更した。	P77
81		④施策名称【小学校体験活動（自然学校）】・担当部署【教育推進部】	時点修正	・担当部署に施策内容を確認し、児童・生徒を対象とした環境教育の実施について新たに小学校体験活動（自然学校）の内容を追加した。	P77
		⑤施策名称【中学校教育支援】・担当部署【教育推進部】	時点修正	・上記④の新設に伴い番号を⑤に変更した。	P77
82	２）	教職員や市民を対象とした研修の実施	時点修正	・評価指標に「環境に関する公民館講座を受けた人数」を追加した。	P78
83		②施策名称【環境学習の充実】・担当部署【市民環境部】	時点修正	・タイトル「生涯学習」を「環境学習」に変更した。担当部署名を変更した。 ・担当部署に施策内容を確認し、レフネック、りんどう学園を削除した。	P78

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
	(2)	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発（基本戦略２）			
	1）	広報やHPによる情報発信			
84		①施策名称【自然環境情報の発信】・担当部署【市民環境部】	時点修正	・担当部署名を変更した。	P78
85		②施策名称【国や兵庫県が作成する上位計画などの広報、普及・啓発・担当部署【市民環境部】	時点修正	・担当部署名を変更した。	P78
86		③施策名称【観光の推進】・担当部署【市民環境部】	時点修正	・担当部署名を変更した。 ・担当部署に施策内容を確認し、「歩っと川西めぐり」、「川西学検定」を削除した。	P78
87		④施策名称【地産地消の推進】・担当部署【市民環境部】	時点修正	・担当部署名を変更した。	P78
88		⑤施策名称【市街地における里山のPR】・担当部署【土木部】	時点修正 委員会指摘	・担当部署名を変更した。 ・台場クヌギやエドヒガンの移植を削除した。	P79
	2）	川西市によるモデル整備や景観計画による情報発信			
89		①施策名称【キセラ川西整備地区における低炭素まちづくり】・担当部署【キセラ川西整備部】	時点修正	・事業終了に伴い、削除した。	P79
90		①施策名称【再生可能エネルギーの普及啓発】・担当部署【市民環境部】	時点修正 体裁修正	・元①の内容の削除に伴い、項目番号を①に変更した。 ・担当部署名を変更した。	
91	2）	②施策名称【景観形成の情報発信】・担当部署【都市政策部】	時点修正 体裁修正	・項目番号を②に変更した。 ・施策名称について時点修正として、２０１５年に改正された川西市都市景観形成条例や、同じく２０１５年に策定された川西市景観計画を削除して施策名称を変更した。 ・施策内容として、２０１５年に改正された川西市都市景観形成条例について「改正」を削除、「風格のあるブランド力を備えた魅力的な景観の形成を積極的に進めていきます。」を「魅力的な景観を周知するとともに、景観形成に向けた取り組みの啓発を進めていきます。」にするなど一部表記を修正した。 ・担当部署名を変更した。 ・景観形成の情報発信を評価するための指標を追加した。	P79

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
	(3)	生物多様性保全の取り組みの強化（基本戦略３）			
	1）	市民生活での生物多様性保全の活動の支援			
92		①施策名称【市民や事業者との連携による生物多様性向上（エコアップ）の推進】・担当部署【美化環境部】	時点修正	・事業終了に伴い、削除した。	P79
93		①施策名称【外来種対策の推進】・担当部署【市民環境部】	時点修正 体裁修正	・元①の内容の削除に伴い、項目番号を①に修正した。 ・担当部署名を変更した。	
			時点修正	・指標のアンケート実施年を2032年に修正した。	
94	2）	川西市による文化財の保全および生物多様性向上の事業の実施	時点修正	・指定・登録文化財（天然記念物）の件数や緑地における維持管理団体数などの新たな指標を設定した。	P80
95		①施策名称【文化財保存啓発】担当部署【市民環境部】	時点修正	・担当部署名を変更した。 ・天然記念物候補地一覧を削除した。	P80
96		②施策名称【ため池などの保全】・担当部署【市民環境部】	時点修正	・担当部署名を修正した。	P80
97		③施策名称【生物多様性に配慮した公園・緑地管理の推進】・担当部署【土木部】	時点修正	・担当部署名を変更した。	P80
			時点修正	・公園整備や緑地管理について本文を修正した。「市内の公園および都市緑地の管理に際しては、特に外来生物の対策を強化し、生物多様性に配慮した在来種や川西市のシンボルとなる樹種」などの植栽を実施していきます」を「公園整備の際は、在来種の植樹に努め、特定外来生物の防除に向けた管理を実施していきます。緑地は、生物多様性の観点から、保全する維持管理団体が継続して活動を行えるよう、公園、緑地などみどりの維持管理活動を行う団体間の連携により、活動を高め合う仕組みづくりを行います。」に変更した。	

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
	3）	川西市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施			
98		①施策名称【ナラ枯れ対策】・担当部署【市民環境部】	時点修正	・担当部署名を変更した。 ・被害最先端地の指定が解除されていることを受けて、「西日本を中心に被害が拡大しており、本市は被害最先端地に指定されていることもあり、」を「西日本を中心に被害がでているため、」に変更した。	P81
		②施策名称【有害鳥獣対策】・担当部署【市民環境部】	時点修正 委員会指摘	・担当部署名を変更した。 ・シカの食害防止対策を追記した。	P81
99		③施策名称【外来生物対策】・担当部署【市民環境部】	時点修正 委員会指摘	・担当部署名を変更した。 ・元③「外来動物対策」、④「外来植物対策」を統合し、「外来生物対策」に変更した。 ・セアカゴケグモ、ヒアリ、クビアカツヤカミキリへの対策を追記した。 ・施策内容にアルゼンチンアリを追記した。	P81
			時点修正	・指標の有害鳥獣および外来動物の数を更新した。	
	(4)	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大（基本戦略４）			
100	1）	市民、団体、企業などとの連携の構築	時点修正	・指標から「１年間に企業、学校などが作成した個別の生物多様性戦略の数」を削除した。	P81
101		①事業名【生物多様性に関する情報交換の場の提供】・担当部署【市民環境部】	時点修正	・担当部署名を変更した。	P81
			時点修正	・川西市黒川里山センター設置について、生物多様性に関する施策も実施しているため、記述を第５章から移動した。	

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
102	1）	②事業名【森林ボランティアの支援】・担当部署【市民環境部】	時点修正	・担当部署名を変更した。	P82
103		③事業名【自然や景観への保全活動をサポート】・担当部署【市民環境部・都市政策部】	時点修正	・担当部署名を変更した。 ・事業名を「まち山の再評価」を「自然や景観への保全活動をサポート」に変更し、事業内容を「市街地に点在するまち山について、生物多様性の拠点として、再評価するとともに、今後の保全や活用について、市民との協働の方法などを検討します。」を「市街地に点在する自然環境や景観については、市民団体や事業者などが実施する保全活動へのサポート方法を検討します。」に変更した。	P82
104		④事業名【事業者との連携および生物多様性戦略作成の応援】・担当部署【市民環境部】	時点修正	・担当部署名を変更した。 ・「生物多様性の保全活動を推進します。」のあとの「各事業者、団体による生物多様性（学校・企業・公園など）戦略の作成を応援します」を削除した。	P82
	2）	兵庫県や市民団体との既存事業の継続			
105		①事業名【北摂里山博物館構想】・担当部署【市民環境部】	時点修正	・担当部署名を変更した。	P82
106		②事業名【NPOなどと連携した河川美化の実施】・担当部署【美化衛生部】	時点修正	・担当部署名を変更した。	P82
			時点修正	・担当部署名から都市整備部を削除した。	
	第５章	推進体制と進行管理			
	1.	推進体制			
107	（1）	庁内担当部署との連携強化	時点修正	・担当部署名を変更した。 ・庁内体制の変更に伴い、役割の振り分けの変更を行い、文言を修正した。	P84
108	（2）	「生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会」の設置	時点修正	・「（仮称）」を削除した。 ・担当部署名を変更した。	P85
	（3）	体制、連携の強化などの検討			
109	3）	企業の森づくりの誘致、推進	時点修正	・文頭に「（公社）」を追記した。	P85
110	5）	生物多様性に関する拠点「川西市黒川里山センター」の整備	時点修正	・川西市黒川里山センター設置について、生物多様性に関する施策も実施しているため、記述を第５章から第４章へ移動した。	P85

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
	2.	進行管理			
111	(1)	進行管理計画	時点修正	・記載内容に2032年までの管理計画を追記した。	P86
112	(2)	進行の管理システム	時点修正 体裁修正	・本文の委員会名から「（仮称）」を削除した。 ・推進体制イメージ図の委員会名から「（仮称）」を削除した。	P86
			時点修正	・進行管理計画の表中評価する指標を変更した。「２０２２年実施予定のアンケート結果」、「１年間の天然記念物の指定件数」、「企業・学校などが作成した生物多様性戦略の数」を「景観に関心のある市民の割合」（市民実感調査）や「指定・登録文化財（天然記念物）の件数」、「緑地における維持管理団体数」に変更した。	
113		参考文献	時点修正	・改訂にあたり使用した資料を追記、または削除した。 ・マップ作成にあたり使用した資料を追記した。	P88-89
		資料編			
114		川西市の重要種一覧（植物・動物・生態系や自然景観など）	時点修正 体裁修正	・国、県レッドリスト更新に伴い、ランクや確認状況を更新した。 ・一部動植物を追加した。 ・水辺の国勢調査更新に伴い確認状況を更新した。 ・自然景観一覧表の「大槌」を「大土」に変更した。	P92-96
			委員会指摘	・該当する植生が伐採されているため、川西市の重要な生態系や自然景観などから満願寺の記載を削除した。 ・絶滅危惧種のカテゴリーについて一部表記を修正した。	
115		川西市の重要な生態系や自然景観など	時点修正	2002年策定緑の基本計画廃止に伴い各種ゾーンの設定がなくなったため、⑩ゾーン指定の記述を削除し、⑪”「北摂里山博物館構想」(兵庫県阪神北県民局2011年)による指定”を⑩に変更した。	P96
116		市内の天然記念物	委員会指摘	・第２章の植生部分に移動したため削除した。	P96
117		川西市の外来種一覧（植物・動物）	時点修正	・国、県外来種一覧更新に伴い、確認状況を更新した。 ・水辺の国勢調査更新に伴い、確認状況を更新した。	P97-100
			体裁修正	・分類欄の頁先頭に一部表記を追加した。	

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
		川西市の重要な生態系・特徴的な自然環境			
118		全体マップ	時点修正 体裁修正	・４「大槌」を「大土」に変更した。 ・地域割り変更に伴い、地図を改訂した。 ・地図を改訂した	P101
			委員会指摘 委員会確認	・満願寺のコジイ-カナメモチ群集を削除し、以下の番号を繰り上げた。 ・20番の猪名川流域のオオサンショウウオに変更した。	
119		2黒川奥山のブナ個体群	委員会指摘	・４保全制度・指定などについて、天然記念物指定に伴い「天然記念物（市）」の表記を追加した。	P103
			時点修正	・リフト・ケーブル廃止に伴い写真を一部削除した。 ・概要について一部表記を修正した。 ・区域閉鎖に伴い関連団体・施設について団体名を削除した。 ・区域閉鎖に伴い保全・活用について「現在は 閉鎖されており、立ち入ることができない。」を追加して一部表記を修正した。	
120		3黒川周辺の日本一の里山（クヌギ群落）	体裁修正	・概要について炭の名称「菊炭」を追加した。	P104
			委員会指摘	・保全制度・指定などについて天然記念物の記述をを追加した。	
121		5妙見の森ケーブル周辺のエドヒガン個体群とクヌギ群落	時点修正	・標題について妙見の森ケーブルの文言を一部修正した。 ・概要について「エドヒガン」の表記を修正した。 ・区域閉鎖に伴い関連団体・施設について団体名を削除した。 ・区域閉鎖に伴い保全・活用について「現在は 閉鎖されており、立ち入ることができない。」を追加して一部表記を修正した。	P106
122		6国崎クリーンセンターのエドヒガン個体群	委員会指摘	・概要について「群生地」を「群落」に修正した。 ・保全制度・指定などについて「※２０１４年申請」を削除した。	P107
123		8国崎の一庫公園のエドヒガン個体群	委員会指摘	・保全制度・指定などについて「※２０１４年申請」を削除した。	P109
124		10清和台東のまち山のシロバナウンゼンツツジ個体群	委員会指摘	・保全制度・指定などについて、「、天然記念物（市）…コナラ群落」を追加した。	P111

通し番号	章・項	タイトル	改訂理由	改訂点	該当頁
125		11水明台1丁目のまち山のエドヒガン個体群	委員会指摘	・標題について「水明台」の後に「１丁目」を追加した。 ・概要について「群生地」を「群落」に修正した。 ・保全・活用について「群生地」を「群落」に修正した。	P112
126		15満願寺のコジイ-カナメモチ群集	委員会指摘	・該当する社寺林が伐採されているため満願寺を削除した。	P116
127		16小戸神社のクスノキ群落	体裁修正	・満願寺のコジイ-カナメモチ群集削除に伴い以降の番号を繰り上げた。	P117
			委員会指摘	・保全制度・指定などについて「天然記念物（県）…大クス、」を追加した。	
128		18一庫の知明湖（一庫ダム）	委員会指摘	・保全制度・指定などについて「天然記念物（市）…エドヒガン」を追加した。	P119
129		20猪名川流域の一庫大路次川のオオサンショウウオ	委員会指摘 委員会確認	・標題について「東畦野の一庫大路次川」から「猪名川流域」に表記を修正した。	P121
130		24笹部の棚田のチガヤ群落	委員会指摘	・貴重な種や環境を特徴づける種について「キジムシロ、アマナ」を追加した。	P125
131		生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会における審議経過	時点修正	・委員会設置に伴い審議経過を追加した。 ・「２０２３年１２月　パブリックコメント」などを追加した。	P127
132		生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会委員名簿	時点修正	・生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会委員名簿について委員会設置に伴い追加した。	P128

【資料3－2】

生物多様性ふるさと川西戦略

川西市

（2024年度改訂版）

目　次

第1章 「生物多様性ふるさと川西戦略」策定の目的と位置づけ 1
1.「生物多様性ふるさと川西戦略」策定の目的 2
(1)「生物多様性ふるさと川西戦略」策定の目的 2
(2)「生物多様性ふるさと川西戦略」改訂の趣旨 2
2. 生物多様性とは 3
(1)生物多様性の概説 3
(2)失われつつある生物多様性～生物多様性を脅かす4つの危機～ 5
(3)生物多様性の大切さ～生物多様性を守る4つの意味～ 7
(4)「生物多様性国家戦略 2023-2030」について 9
3. 策定の背景と位置づけ 10
(1)生物多様性戦略に関する関係法令や国、県などの動向 10
(2)「生物多様性ふるさと川西戦略」の位置づけ 11
(3)計画の範囲と計画期間 12

第2章　川西市の生物多様性の現状と課題 13
1. 川西市の概況 14
(1)位置・地勢・交通 14
(2)気候 15
(3)川西市の自然の特性 16
2. 川西市が誇る豊かな自然 17
(1)川西市の植生・地質 17
(2)川西市の多様な環境・生態系 20
(3)川西市の生物相 25
(4)川西市の特産品・文化 30
3. 自然環境保全における取り組み 32
(1)行政の代表的な取り組み 32
(2)市民団体の取り組み 33
(3)事業者の取り組み 35
4. 市民の意識～アンケート調査より～ 39
(1)アンケート調査の実施概要 39
(2)アンケート調査結果 40
5. 川西市の地域区分とその特徴・課題 54
(1)川西市の地域区分 54
(2)地域の特徴の分析 56
(3)課題のまとめ 66

第3章 「生物多様性ふるさと川西戦略」が目指すもの 67
1. 生物多様性保全の基本理念と目指すべき川西市の将来像 68
2. 目標の設定 69
3.「生物多様性ふるさと川西戦略」の設定－ふるさと川西市民戦略と4つの基本戦略－ 70
(1)「ふるさと川西市民戦略」 70
(2)4つの基本戦略 70

第4章　行動計画..... 73
1.「ふるさと川西市民戦略」－ライフスタイルを見つめ直してできることから行動を－ .. 74
（1）川西市の自然・文化に触れる 74
（2）自然観察会等のイベントに参加する..... 74
（3）日常にできる行動 74
2. 基本戦略に基づく行動計画 77
（1）環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の熟成および生物多様性教育 77
（2）自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発 78
（3）生物多様性保全の取り組みの強化 79
（4）各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大.....81

第5章　推進体制と進行管理 83
1. 推進体制 84
（1）庁内担当部署との連携強化..... 84
（2）「生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会」の設置..... 85
（3）体制、連携の強化などの検討 85
2. 進行管理..... 86
（1）進行管理計画..... 86
（2）進行の管理システム..... 86

参考文献 88

資料編.....91
◇川西市の重要種一覧（植物・動物・生態系や自然景観など）..... 92
◇川西市の外来種一覧（植物・動物）..... 97
◇川西市の重要な生態系・特徴的な自然環境 101
生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会における審議経過 127
生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会委員名簿..... 128

第1章
「生物多様性ふるさと川西戦略」策定の目的と位置づけ

1.「生物多様性ふるさと川西戦略」策定の目的

(1)「生物多様性ふるさと川西戦略」策定の目的

川西市には、茶道用高級道具炭である菊炭（一庫炭や池田炭とも呼ばれています）の生産が今も続く日本一の里山、ニュータウンや市街地を流れる猪名川と周囲を彩るエドヒガン、笹部や赤松にある農村風景を残す棚田、そして特産品であるイチジク、クリ、モモなど、全国に誇れるすばらしい自然があります。これらの自然は、昆虫や鳥類などたくさんの生きものを育むだけでなく、私たちにも食べ物や製品の原材料、そして心の安らぎなど、さまざまな恩恵を与えてくれています。

近年、これらのすばらしい自然が、開発や外来種の繁茂による直接的な影響、人と自然のつながりが薄れてきたことによる間接的な影響など、さまざまな要因により失われつつあります。川西市内でも身近にいたメダカが全国的には絶滅が心配されるようになり、ドジョウも川西市で見られる場所が限られるようになってしまいました。今、私たちに豊かな恵みをもたらしてくれるこの自然は、未来の子どもたちに引き継いでいくべきものです。私たちの時代で、これらの自然や生きものたちをなくすわけにはいきません。私たちには、川西市の自然や生きものだけでなく、そこから得られる恵みを次世代に引き渡していく責務があります。

そこで「生物多様性ふるさと川西戦略」では、川西市のすばらしい自然と文化のもとになる生物多様性を次世代に引き継ぎ、持続的に利用することを目的に、私たちのふるさとである川西に誇りと愛着を持って、自然や文化、生物多様性への理解を深め、川西市総動員で生物多様性を守り、育み、共生するまちづくりを進めていくために取るべき行動について提言しました。

(2)「生物多様性ふるさと川西戦略」改訂の趣旨

2015年に「生物多様性ふるさと川西戦略」を策定して以降、私たちは、私たちのふるさとである川西に誇りと愛着を持って、自然や文化、生物多様性への理解を深め、川西総動員で生物多様性を守り、育み、共生するまちづくりのために、さまざまな取り組みを行ってきました。

しかし、世界ではSDGsやOne Health（ワンヘルス）※1が広まり、ネイチャーポジティブ※2に向けた30by30※3達成のために、OECM※4の登録や保全が進められるなど、生物多様性を巡る情勢は変わりつつあります。また、地球温暖化による生物多様性への影響についても世界的に加速化しています。国でも2023年３月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、兵庫県では2019年２月に「生物多様性ひょうご戦略」及び「第５次兵庫県環境基本計画」が策定されました。

さらに、本戦略では2032年度までの計画期間のうち、2022年度までを第１期とし、その後の10年間を第２期としています。

本戦略が第２期に入るにあたり、国内外や本市の新たな動向に対応したものとするため、戦略の一部を改訂しました。

※1　One Health：動物から人へ、人から動物へ伝播可能な感染症（人獣共通感染症）は、全ての感染症のうち約半数を占めており、医師及び獣医師は活動現場で人獣共通感染症に接触するリスクを有しています。こうした分野横断的な課題に対し、人、動物、環境の衛生に関わるものが連携して取り組む考えです。新型コロナウイルス流行をきっかけに広く知られることとなりました。

※2 ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を食い止め、回復させることです。

※3 30by30：2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。2021年のG7サミットでG７各国が約束し、2022年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」でターゲットとして位置づけられました。

※4 OECM（Other effective area-based conservation measures）：保全地域（国立公園などの保護地区）以外の地域で生物多様性を効果的かつ長期的に保存しうる地域のことです。2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）で日本が主催国として提起しました。

2. 生物多様性とは

(1)生物多様性の概説

生きものは長い地球上の歴史の中でさまざまな環境に適応して進化し、私たち人間を含む多種多様な生きものが生まれてきました。そしてそれらの生きものには、一つひとつに個性があり、すべてが直接的または間接的に支えあって生きています。このようにいろいろな環境の中で、たくさんの生きものが存在している概念を生物多様性と言います。

しかしながら、生物多様性と言っても目に見えるものではないため、私たちにとって理解しにくいところもあります。そこで、生物多様性を「種の豊かさ」、「つながり」、「個性」という視点から捉えることで理解しやすくなります。生物多様性条約によると生物多様性には、「種の多様性」、「生態系の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの多様性が含まれています。

■種の多様性～生きものの種類が豊かなこと～

種の多様性とは、すなわち「種の豊かさ」のことです。例えばため池という環境の中に、よりたくさんの生きものがすんでいる方が、種が豊かであり種の多様性が高いと言えます。そしてこれら種の間では、いわゆる食う、食われるという食物連鎖や、酸素を出す種と使う種など、生きもの同士の「つながり」があることでため池の生態系を作り出してすべての種が生きています。もし、何かの生きものが絶滅してしまうと、それを食べていた生きものとのつながりが無くなってしまい、いずれはその種も消えて種の多様性が低下するかもしれません。

■生態系の多様性～生きもののすむ環境の種類が豊かなこと～

川西市には、川、ため池、田んぼ、畦畔の草原、里山や鎮守の森などいろいろな環境、すなわち生態系があります。各環境の中では、それぞれの環境に適応した生きものが暮らしています。そのため、環境の種類（生態系の多様性）が多いほど、たくさんの種を育むことができるのです。さらに、生きものには一つの環境の中で過ごすものもいれば、川西市にも生息している珍しいモリアオガエルのように、子どもの時は水辺、大人になると山で過ごすというように複数の環境の中で過ごす生きものもいます。そのため、モリアオガエルが生きていくためには水辺と山の２つの生態系と、それらの生態系の「つながり」が必要なのです。

■遺伝子の多様性～同じ生きものにおける個性の違いのこと～

同じ種だからと言って、すべての個体が同じであるとは限りません。例えば、モリアオガエルは体の色が緑色の個体、斑紋が入る個体などの違いがあります。このように、同じ種の中でも色や大きさ、性質などの違い、すなわち遺伝子の違いによる「個性」があります（遺伝子の多様性）。個性の違いとは、例えばある病気に強い個体、寒さや暑さなどの厳しい環境にも耐えられる個体がいることです。それにより、もし何かの病気が広がったとしても、生き残る能力を持つ個体・個体群が現れ、絶滅することなく種が維持されているのです。また、個性には、日本と外国、関西と北海道などの地域間での違いや、さらには川西市内でも場所が違えば、それぞれの個体が違うことがあります。それらの違いは、それぞれの地域特有の自然や文化と結びつき、長年の営みの中、各地域で獲得した地域固有の大切な個性なのです。

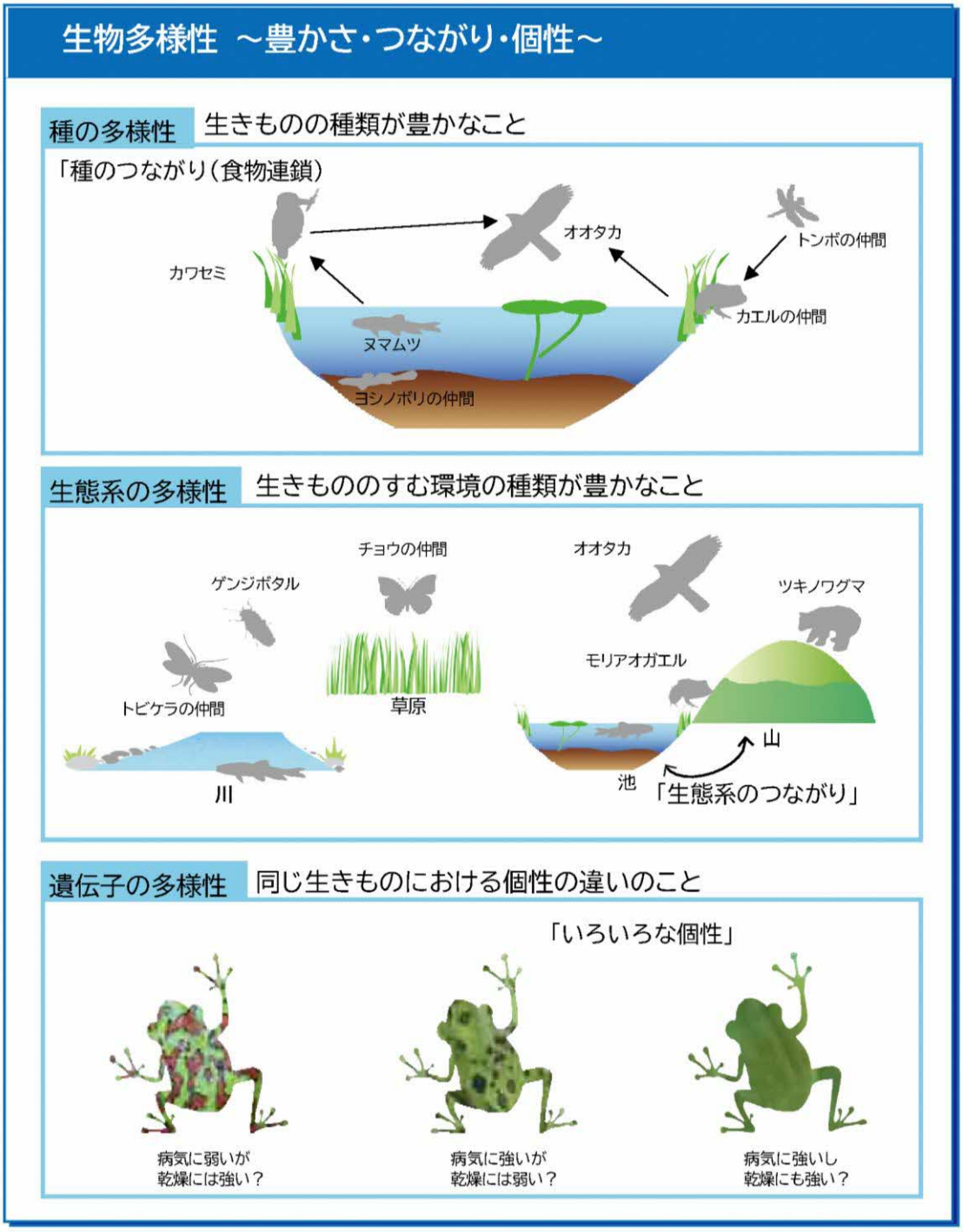

図1 生物多様性の概念図

(2)失われつつある生物多様性～生物多様性を脅かす4つの危機～

生物多様性の重要性が認識される一方、世界的、全国的に生物多様性が失われつつあります。その要因はさまざまな理由がありますが、大きくは次の４つにまとめられます。

1)人間活動などの直接的な要因(第1の危機)

山に生える美しいササユリやエビネの掘り取りや乱獲、住宅地などの開発による山林の消失などといった直接的な影響です。種そのものや生息地が無くなってしまうことで、種の豊かさは顕著に減少してしまいます。また、道路整備などにより森林が孤立し環境の分断化がおこり、生態系のつながりが切れてしまいます。川西市では、かつては住宅地を確保するために農地や里山が開発されました。近年では、新名神高速道路の開通、石道地区の流通センターや舎羅林山の開発によって森林などへの影響が懸念されます。このような直接的な要因から、川西市ではかつてはたくさん見られたメダカが、生息地の改変や生態系のつながりが切れてしまい絶滅危惧種に指定されたほか、ドジョウもごく限られた場所でしか見られなくなりました。

2)人の働きかけが減少することによる間接的な要因(第2の危機)

かつては、川西の北部では広大な面積で菊炭※（一庫炭・池田炭とも呼ばれています）の生産が行われてきました。それ以外の山林でも日々の暮らしの燃料を得るなどの目的で山から木を切り出していました。しかしながら数十年前に、石炭や石油が入ってきたことにより、木材の需要が減り、山から燃料をとる必要がなくなり、人は山に入って木を切る必要が少なくなりました。そして、人の山への働きかけ（山での伐採や利用）が少なくなり、ヒサカキやヤブツバキなど限られた常緑樹や、フジなどのつる植物が繁茂するようになりました。そのため、林内が暗くなったり、荒れたりして、多くの種類の植物が消失しつつあります。また里山での人の活動が無くなることで、シカやイノシシが山麓、農地にまで現れるようになり、シカの採食による林床植物の消失、イノシシによる農作物への被害が深刻になっています。近年の生活スタイルの変化による間接的な要因であり、人と自然、種と種のつながりが切れてしまうことによる生態系の悪化が進んでいます。

3)地域外から持ち込まれた外来種の野生化による要因(第3の危機)

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを外来種といいます。外来種には、湖やため池にすむブラックバス、コクチバスやブルーギル、河川敷や畑を覆い尽くしてしまうつる植物であるアレチウリやオオキンケイギクといった外国から入ってきて日本で野生化した種があります。近年では、日本国内のある地域からもともといなかった地域に入ってきて外来種となる、「国内由来の外来種」も問題となっています。これらの種は、本来その地域にいる生きものを食べ尽くしたり、他種の生活の空間を奪い取ったりして生態系のつながりを切ってしまい、種の豊かさの減少をもたらしています。

このほか、外来種による種の個性（遺伝子の多様性）のかく乱も危惧されています。例えば、川西市の在来種であるカンサイタンポポは、外来種であるセイヨウタンポポとの交雑が進んでいます。日本の気候の中で、長年にわたり維持されてきたカンサイタンポポの生息地が減少し、種の個性（遺伝子の多様性）が地域から失われつつあります。

※菊炭：炭の断面に、美しい放射状の模様が入ることから菊炭と呼ばれています。

4）地球温暖化による要因（第4の危機）

人の活動などにより二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出され、地球が温暖化することによる要因です。例えば、妙見山頂付近で見つかった貴重な樹木であるブナは冷涼な環境で生育しますが、地球温暖化の影響により数が少なくなっています。また、近年の豪雨も地球温暖化の影響と言われており、豪雨による土砂崩れなどによる生きものの生育、生息場所の破壊や、さらには私たちの生活への直接的な危機も危惧されます。

コラム　生物多様性を保全する上で、望ましくない生きもの

本戦略では、種の豊かさや個性が多様なほど良いとしています。しかし、在来種や地域の生態系に甚大な影響を及ぼし、川西市の生物多様性を悪化させる生きものについては、駆除する立場をとっています。具体的には侵略的な外来種とシカ（ホンドジカ）です。

侵略的な外来種

侵略的な外来種とは、日本の気候などに適応し、異常に繁殖するなどして在来種や生態系、人の生活へ大きな悪影響を及ぼす種です。特に侵略性が強い種は、2005年に施行された特定外来生物法により「特定外来生物」として、飼養、栽培、保管、運搬、輸入について厳しく規制されています。
川西市では、植物ではアレチウリ、オオカワジシャ、動物ではヌートリア、アライグマ（以上、哺乳類）、ソウシチョウ（鳥類）、ウシガエル（両生類）、ブラックバス、ブルーギル、カダヤシ（以上、魚類）などが確認されています。例えば、アレチウリは河川敷などで一気に生長し、周辺のほかの植物におおい被さり、光を奪って駆逐してしまいます。また、ブラックバスやブルーギルは湖沼において、在来の魚類を捕食し尽くすことで、在来種の減少や生態系の悪化がおこっています。人間の都合で、外国から連れてこられた外来種自体には罪はないのですが、地域本来の種や生態系に悪影響を及ぼす外来種は駆除の対象とします。

シカ（ホンドジカ）

シカはもともと日本にいた哺乳類ですが、近年、日本各地でシカが増加し、その食害による森林の荒廃が問題となっています。川西市でも北部の里山を中心にシカの頭数が増え、里山の低木や林床植物を食べ尽くしています。これにより里山の林床はシカの食べない特定の種だけが残り、その他の種が無くなってしまい生物多様性が激減しています。また、それにより表層土壌を覆う植物が無くなることで、土砂崩れの影響も懸念されています。
このようなことから、川西の生物多様性を保全するために、増えすぎているシカに対しては捕獲する必要があります。

(3)生物多様性の大切さ～生物多様性を守る4つの意味～

なぜ生物多様性を守らなければならないのでしょうか。それは生物多様性そのものが、私たち人間が暮らしていくためには必要不可欠なものであり、生物多様性から受けている恩恵を持続的に利用していかなければならないからです。

生物多様性を守る意味を、「生物多様性国家戦略 2012-2020」では次の４つに整理しており、これは2023年３月に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」にも受け継がれています。

1)すべての生命の基礎となっています

地球上の生物は、地球生態系という一つの環の中で深く関わり合い、つながりあって生きています。生きものやそれらが作る生態系は、酸素を作り、水を循環させるなど、さまざまな働きを通じて、現在および将来のすべての生命にとって欠かすことのできない基礎となっています。

2)人間にとって有用な価値を持っています

私たちの生活は、多様な生物を利用することによって成り立ってきました。食料や食材、薬品や衣服などの加工品など、さまざまな形で生物を直接的、間接的に利用しています。生物多様性は、現在および将来にわたり豊かな暮らしにつながる有用な価値やその可能性を有しており、守っていかなければならないのです。

3)豊かな文化の根源となります

人は、自然と一体となった自然観を有し、自然を尊重し、自然と共生する暮らしの中で多様な文化を形成してきました。生物多様性は、精神の基盤となり、地域色豊かな固有の財産ともいうべき文化の多様性を支えるものであり、その根源となっています。

4)将来にわたって安全な暮らしを保証します

多様な植物や生きものからなる健全な森林を整備・保全することや、環境保全型の農業では、土砂の流出や崩壊防止、安全な飲み水や食料の確保に寄与しています。生物多様性の観点から、自然と人の利用のバランスを健全に保つことは、長い目で見れば、世代を超えて効率的に暮らしの安全性を保証することにつながります。

コラム　生態系サービス（生物多様性からの恩恵）

生物多様性を守る４つの意味で説明したとおり、私たちは自然の生きものから、直接あるいは間接的にさまざまな恩恵を受けています。国際連合によるミレニアム生態系評価では、このことを「生態系サービス」と呼び、４つに整理しています。聞き慣れない言葉ですが、生物多様性と私たちとの関わりがうまく説明されています。

供給サービス	文化的サービス	調整サービス
様々なものを供給してくれる恩恵	多様な文化を作りだす恩恵	自然に守られる私たちの暮らし
野菜、魚などの食品 繊維や染料医薬品 エネルギーなど	伝統文化 レクリエーション 美しい景観など	気候調節 洪水調節 表土流出防止 水の浄化など

基盤サービス
生きものがうみだす大気と水などの恩恵
植物の光合成による酸素供給、水循環、土壌の形成や栄養分の循環など

(4)「生物多様性国家戦略 2023-2030」について

「生物多様性国家戦略 2012-2020」の計画期間終了に伴い、国では2023年３月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定しました。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組※1」に対応し、地球の持続可能性の土台や人間の安全保障の根幹である生物多様性や自然資本を守り活用するための戦略として位置づけ、５つの基本戦略により「2030年ネイチャーポジティブ」の実現を目指すこととしています。

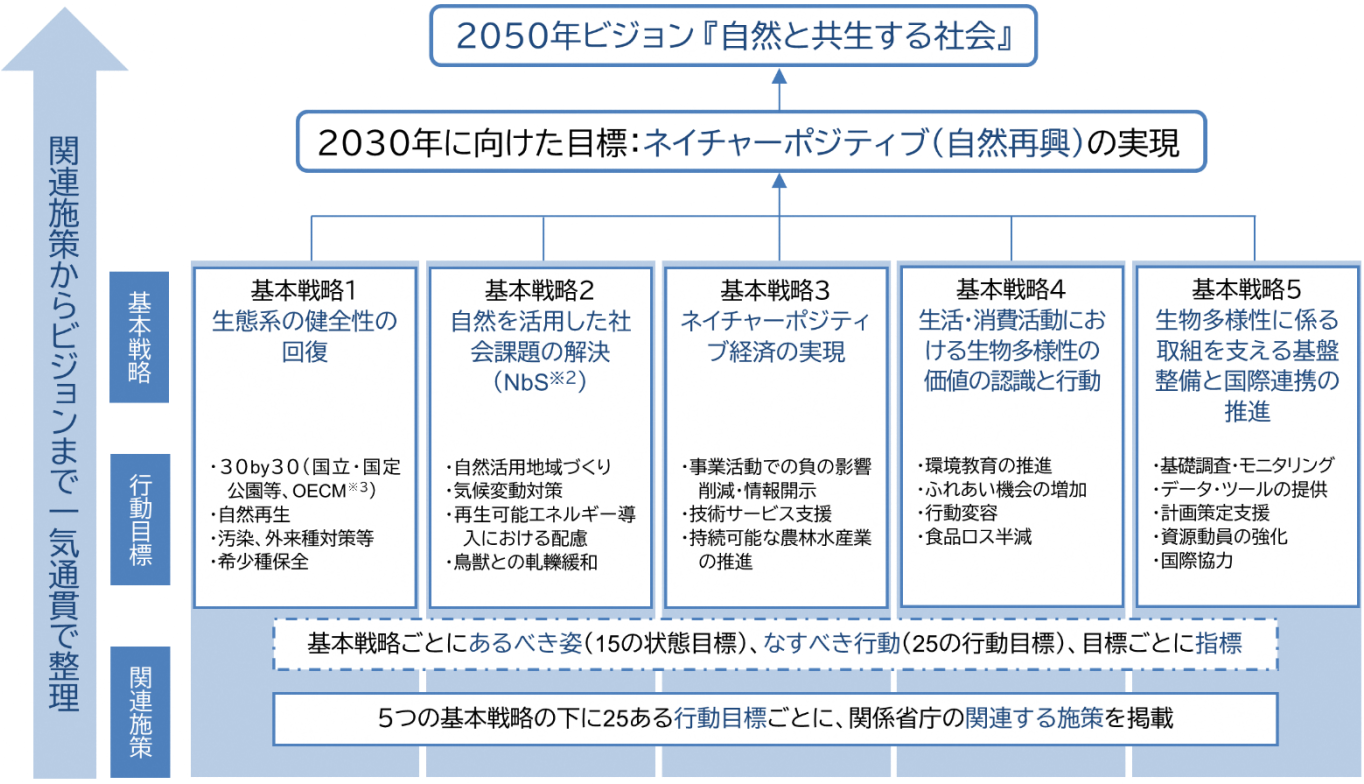

出典)環境省HP 次期生物多様性国家戦略案の概要をもとに作成

図2 生物多様性国家戦略 2023-2030

※1 昆明・モントリオール生物多様性枠組：2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された、愛知目標（2010採択）の後継となる目標です。30by30をはじめ、侵略的外来種の侵入率や定着率の半減、ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進など、計23個のターゲットが掲げられています。

※2 NbS（Nature-based Solutions）：社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす自然や生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動を指します。「自然を基盤とした解決策」と訳される、国際自然保護連合（IUCN）と欧州委員会が定義を発表した比較的新しい概念です。

※3 OECM（Other effective area-based conservation measures）：保全地域（国立公園などの保護地区）以外の地域で生物多様性を効果的かつ長期的に保存しうる地域のことです。2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）で日本が主催国として提起しました。

3. 策定の背景と位置づけ

(1)生物多様性戦略に関する関係法令や国、県などの動向

1992年の環境と開発に関する国際連合会議において、地球規模の環境問題が国際的に提示されて以降、2015年の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。また、2022年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるために、陸と海の30%以上を健全な生態系として保全する目標（30by30）が設定され、達成のために、地域等によって生物多様性の保全が図られている土地をOECMとして登録、保全する取り組みが進められています。

日本では、生物多様性基本法（2008年）により、国、県、市町において生物多様性戦略の作成が求められるようになりました。2023年３月には、「生物多様性国家戦略 2012-2020」に次ぐ「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。

表1 生物多様性に関する動向

年	世界	日本	兵庫県	川西市
1992	環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット・於：リオ)			
1993	生物多様性条約を締結			
1995		生物多様性国家戦略	兵庫ビオトープ・プラン 兵庫県版レッドデータブック	
2002		新・生物多様性国家戦略 自然公園法改正 （生物の多様性の保全が追加） 鳥獣保護法（全面改定） 環境教育推進法策定	新兵庫県環境基本計画 新ひょうごの森づくり(H14-23)	川西市緑の基本計画
2003			兵庫県版レッドデータブック2003	
2004		外来生物法制定		
2005	ミレニアム生態系評価発表			
2006				川西市環境基本条例
2007		第三次生物多様性国家戦略		川西市環境基本計画
2008		生物多様性基本法 →生物多様性地域戦略の必要性	第３次兵庫県環境基本計画	
2009		生物多様性民間参画ガイド 生物多様性地域戦略作成の手引き	生物多様性ひょうご戦略策定	
2010	COP10（名古屋愛知目標）	生物多様性国家戦略2010 生物多様性地域連携促進法成立	兵庫県版レッドリスト2010 兵庫県版レッドリスト2011 （地形・地質・自然景観・生態系）	
2012	国連持続可能な開発会議 （リオ+20 於：リオ）	生物多様性国家戦略2012-2020	兵庫県版レッドリスト2012 （昆虫類） 新ひょうごの森づくり（H24-R3）	
2013			兵庫県版レッドリスト2013 （鳥類）	川西市都市計画マスタープラン 第５次川西市総合計画
2014			第４次兵庫県環境基本計画 生物多様性ひょうご戦略改定 兵庫県版レッドリスト2014 （貝類・その他無脊椎動物）	
2015	国連サミット →持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）採択			生物多様性ふるさと川西戦略
2017			兵庫県版レッドリスト2017 （哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類）	第２次川西市環境基本計画
2019			第５次兵庫県環境基本計画 生物多様性ひょうご戦略改定	
2020		次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討開始	兵庫県版レッドリスト2020 （植物・植物群落）	
2021	G7サミット →G7各国が30by30の設定			川西市緑の基本計画部分改訂
2022	COP15（昆明・モントリオール生物多様性枠組） →30by30のターゲット化		新ひょうごの森づくり（R4-13）	
2023		生物多様性国家戦略2023-2030		

黄 緑 色：国際的な、または日本での法律に関する動き。
水　色：国、兵庫県レベルでの生物多様性の保全に対する具体的な動き。
黄　色：川西市の環境保全に関わる施策。

◇持続可能な開発目標（SDGs）

2015年９月に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、すべての国が2030年までに達成する国際社会の共通の目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が設定されました。

SDGsでは、世界が直面している社会、経済、環境に課する課題を統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築いていくための17のゴールと169のターゲットが設定されています。

図3　持続可能な開発目標

（2）「生物多様性ふるさと川西戦略」の位置づけ

川西市においても、生物多様性基本法や生物多様性国家戦略、生物多様性ひょうご戦略の作成を受け、2013年の第5次川西市総合計画において、川西市における生物多様性地域戦略の作成が位置づけられました。

(3)計画の範囲と計画期間

■対象区域：**川西市内全域。**

必要に応じ隣接市町との連携を取っていくものとします。

■計画期間：**2015年度から2032年度までの18年間。**

2013年度に策定された「第５次川西市総合計画」との整合を図り、2022年度までを第１期とし、2023年度から2032年度までを第２期とします。

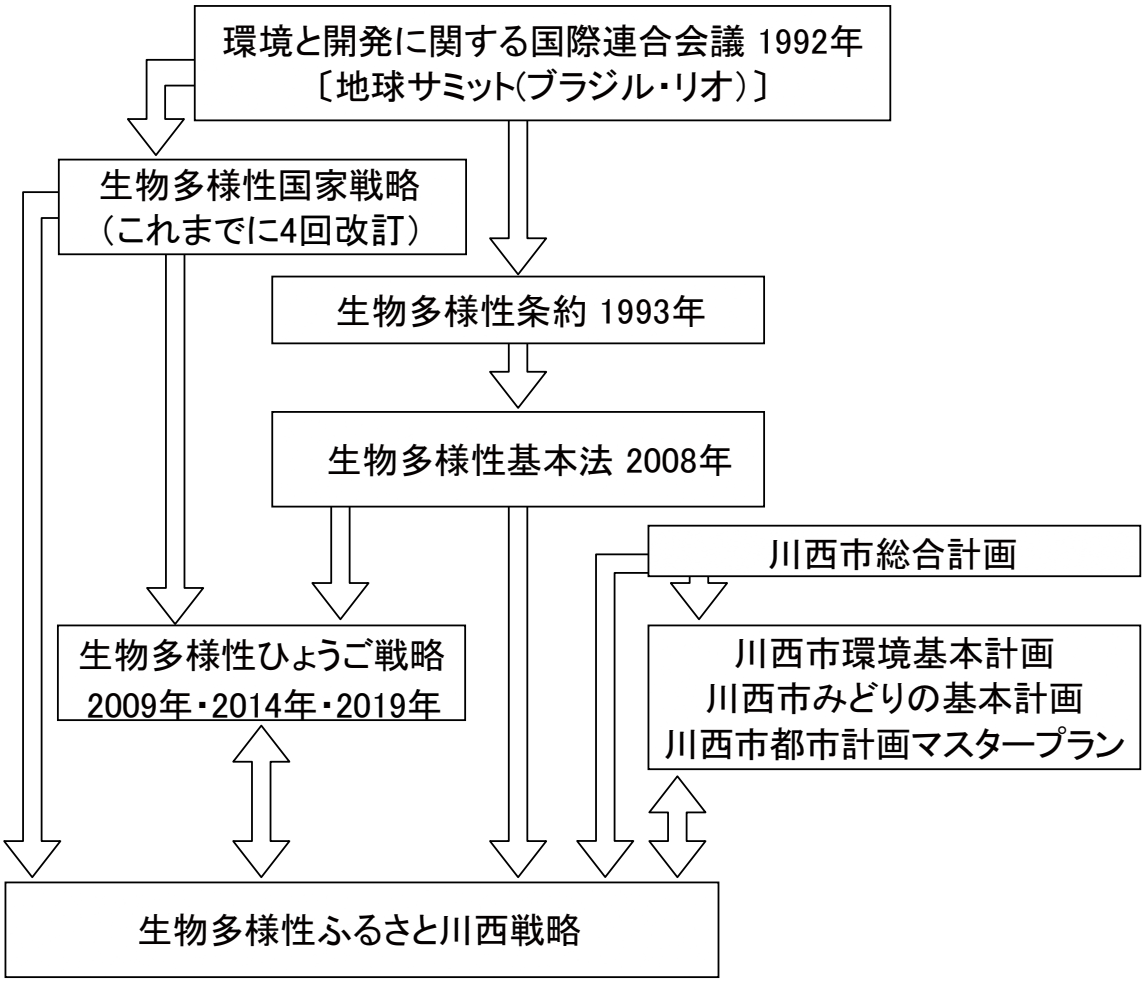

図4 「生物多様性ふるさと川西戦略」の位置づけ

第2章
川西市の生物多様性の現状と課題

1. 川西市の概況

(1)位置･地勢･交通

本市は兵庫県の南東部に位置し、南は兵庫県伊丹市に、西は兵庫県宝塚市と猪名川町に、北は大阪府能勢町と豊能町に、東は大阪府池田市と箕面市に隣接しています。市域は東西6.5km、南北は猪名川に沿って15kmと東西に狭く南北に細長い「タツノオトシゴ」に似た形をしており、面積は53.44km^2、周囲は約59kmです。標高は最高が660m（妙見山山頂）、最低15m（南部市街地）です。

本市の地勢は、市南部を東西に横断する有馬ー高槻構造線より北側には山地が広がり、その一部は猪名川渓谷県立自然公園に指定されています。また、南側の地域には平野が広がっています。

北部の山地は、急峻な地形の箇所は少なく、比較的なだらかな山並みを見せ、豊かな自然環境を作っています。恵まれた自然環境と大阪や阪神臨海方面への交通が至便であるという好条件のもと、大阪経済圏の住宅都市として1960年代から急激に開発が進み、現在に至っています。

中部には清和源氏発祥の地として有名な多田神社、南部には弥生時代の暮らしを物語る加茂遺跡や栄根遺跡などの史跡も点在しています。市の中心部である川西能勢口駅周辺では、鉄道高架事業や市街地再開発事業が行われ、都市機能と周辺地域の商業機能が高められるなど「生活創造都市」への展開を図っています。

南部の平地はよく知られているイチジク生産農地、住宅、工場が混在する市街地となっています。

交通は、南部を東西にJR宝塚線、阪急電鉄宝塚線が大阪方面と宝塚・三田方面を結び、南北には能勢電鉄が縦断しています。

高速道路(自動車専用道路)は、市南部に中国縦貫自動車道が東西方向に横断し、市南東部には阪神高速道路大阪池田線が走り、市内に阪神高速道路川西小花ランプが設置されています。市中央部には新名神高速道路が走り、市内に川西インターチェンジが設置されています。また、国道は176号が市南部を東西に横断し、大阪方面と宝塚・三田方面を結び、173号が南北方向に縦断しています。

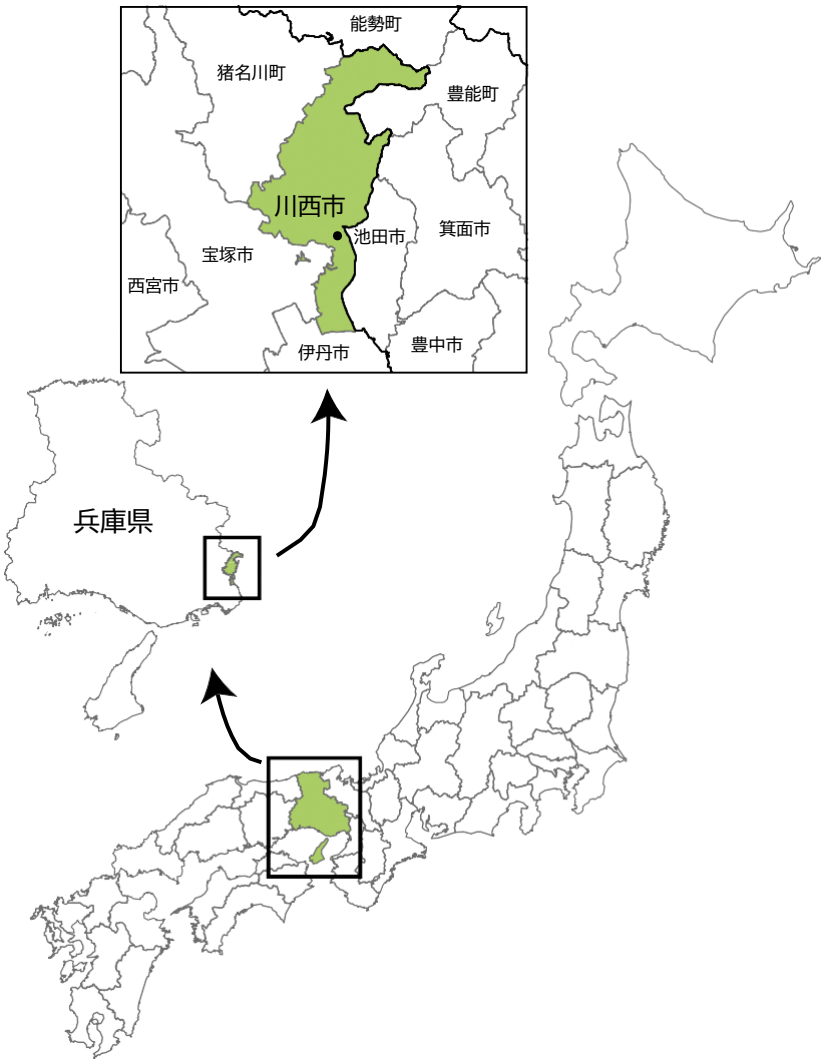

図5 川西市の位置

(2)気候

川西市消防本部の調べでは、川西市の年平均気温はおよそ16.5℃であり、年間の降水量は過去５年間の平均で1,463.7mmです。これらの値から見ると、川西市は温暖で降水量の少ない瀬戸内気候区に属していることがわかります。

このような気候条件の川西市は、全域が森林に覆われるのが本来の自然であり、海抜600mまではシイやカシといった照葉樹林が発達し、それより高海抜域（600～660m）ではブナに代表される夏緑樹林が発達します。しかしながら、大昔からの人々の活動や森林の利用により、森林の様子は大きく変わっています。川西市内では、照葉樹林は社寺林に小面積が残されており、ブナは妙見山山頂付近に数個体が生育しているのみです。

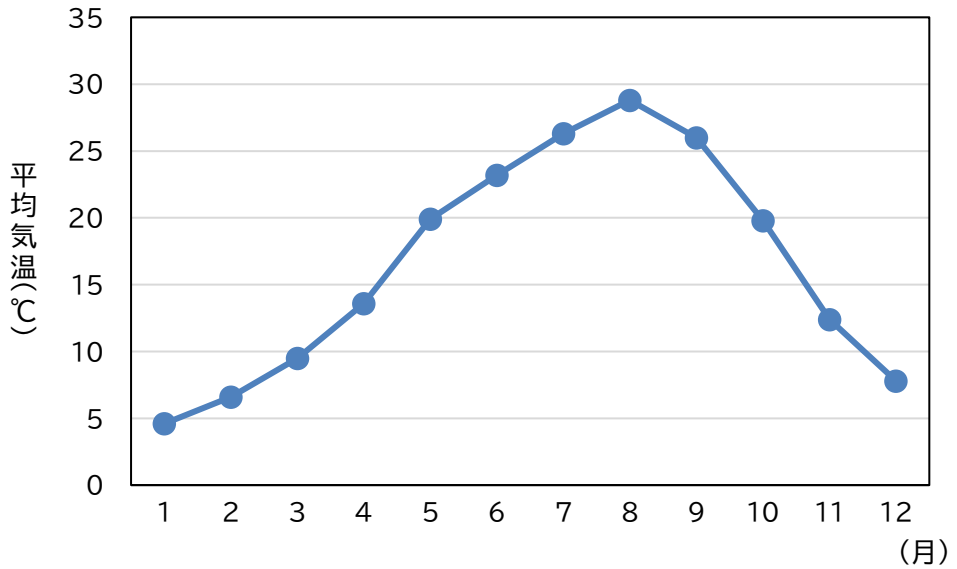

図6　2019年の月間平均気温

出典)川西市統計要覧(2019年度)

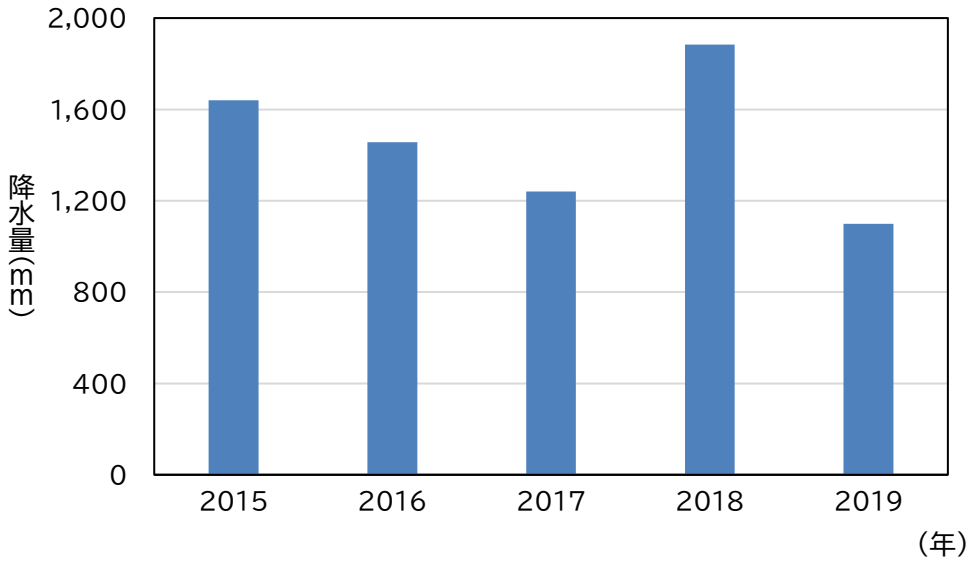

図7　過去5年間の年間降水量

出典)川西市統計要覧(2019年度)

(3)川西市の自然の特性

川西市には次のような豊かな自然が残っています。

１里山（日本一の里山）
２豊かな生物多様性
３ブナ林（夏緑樹林）
４エドヒガン（さくら）
５里山放置林
６ナラガシワ
７猪名川

川西市･能勢町　黒川字奥山ブナ群落(妙見山のブナ林)

川西市黒川字瀧谷台場クヌギ群落

黒川妙見ケーブル横のエドヒガン

里山放置林(東多田)

ナラガシワ(川西市笹部)

猪名川

2. 川西市が誇る豊かな自然

(1)川西市の植生･地質

1)植生

市域の北部、ニュータウンが広がる中央部に山林が見られ、北部はコナラ－アベマキ群集やクヌギ－ニシノホンモンジスゲ群落（植生図ではコナラ－アベマキ群集で塗られていますが、菊炭（一庫炭・池田炭）を産する北部はこのクヌギ－ニシノホンモンジスゲ群落が広く見られます）、中央部はアカマツ－モチツツジ群集が優占する二次林が広がるほか、スギ－ヒノキ群落やモウソウチク－マダケ群落などの人工林も集落周辺に見ることができます。

なお、アカマツ－モチツツジ群集は、かつては松茸も採れるようなアカマツ林でしたが、現在ではマツ枯れの影響により植生遷移が進み、コナラ－アベマキ群集に置き換わりつつあります。

水域としては、市域の南北方向を猪名川やその支流が流下しており、ヨシなどの抽水植物が群落をつくっています。

畑および水田は、南部の市街地も含め、市域全体で農耕が営まれおり、畦畔草地などの植物群落も市域には多いことがわかります。その他の草地としては、市域にゴルフ場が比較的広い面積で分布しています。

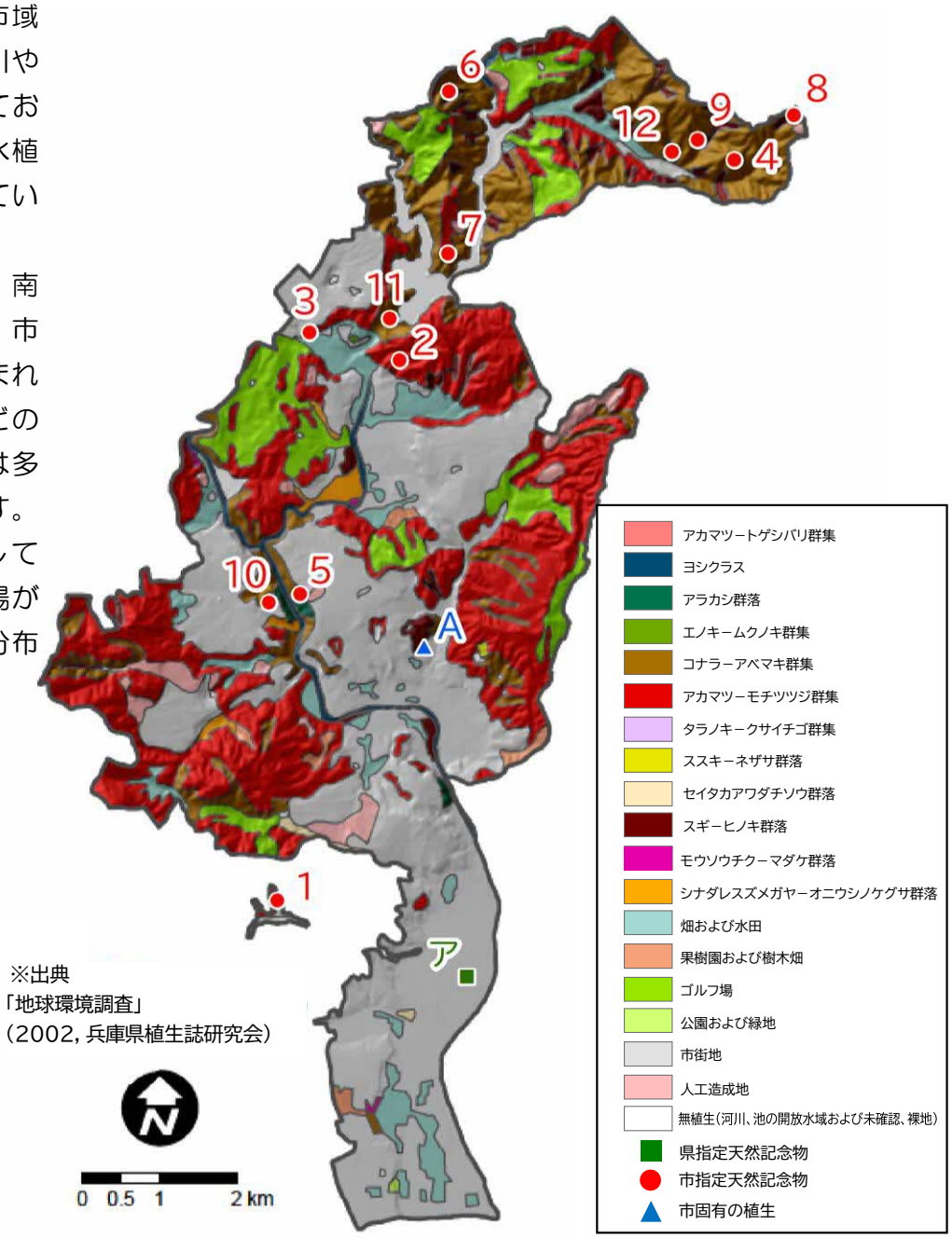

図8　川西市の現存植生

指定天然記念物

豊かな自然を有する川西市には、小戸神社の大クスが県指定天然記念物として１件あり、エドヒガン群落など、12件の市指定天然記念物があります。

表2 市内の指定天然記念物

区分		名称	所在地	指定年月日
県指定	ア	小戸神社の大クス	小戸1丁目13-17	1966年3月22日
市指定	1	満願寺の樹林	満願寺町7	1981年1月28日
	2	平野神社社叢	笹部2丁目35	1985年11月29日
	3	慶積寺のカヤ	一庫3丁目24	1985年11月29日
	4	黒川字奥瀧谷エドヒガン群落	黒川字奥瀧谷1-1ほか	2011年9月9日
	5	水明台1丁目エドヒガン群落	水明台1丁目7-1ほか	2011年9月9日
	6	国崎字小路エドヒガン群落	国崎字小路13ほか	2015年3月31日
	7	国崎字知明・卯ノ戸エドヒガン群落	国崎字知明・卯ノ戸地内	2015年9月4日
	8	黒川字奥山ブナ群落（妙見山のブナ林）	黒川字奥山1-8の一部	2016年3月25日
	9	黒川字奥瀧谷台場クヌギ群落	黒川字奥瀧谷16の一部	2017年5月25日
	10	清和台東3丁目コナラ群落	清和台東3丁目3-1ほか	2018年4月19日
	11	一庫字唐松エドヒガン群落	一庫字唐松4－1の一部	2021年4月22日
	12	黒川字大谷台場クヌギ群落	黒川字大谷4-1ほか	2021年4月22日

川西市固有の植生

指定天然記念物ではありませんが、川西市固有の植生として、多太神社のコジイ-カナメモチ群集や妙見山山頂部のブナ-シラキ群集があります。

表3 川西市固有の植生

番号	名称
A	多太神社のコジイ-カナメモチ群集 （指定天然ではないが、川西市の植生の重要な箇所であると指摘があった箇所）

2)表層地質

市域の中央部より以北は、地質年代の古い超丹波帯地層群が優占し、以南は丹波層群や沖積層が広く見られます。猪名川周辺には、中・低位段丘層が分布しており、段丘の特徴として久代の春日神社にあるような湧水が見られる場所もあります。また、南部の市街地にはかつて河川の氾濫原に成立していたと考えられるエノキの林などが段丘崖に残っています。

なお、市域の中央部より以北の超丹波帯地層群には、ほかではあまり見ることのできないエドヒガンという珍しいサクラが多数分布しています。エドヒガンは、明るい場所でないと生きていくことができないことが知られており、古く崩れやすい地質が明るい場所を提供してきたことが、エドヒガンが多い理由の一つではないかと考えられています。

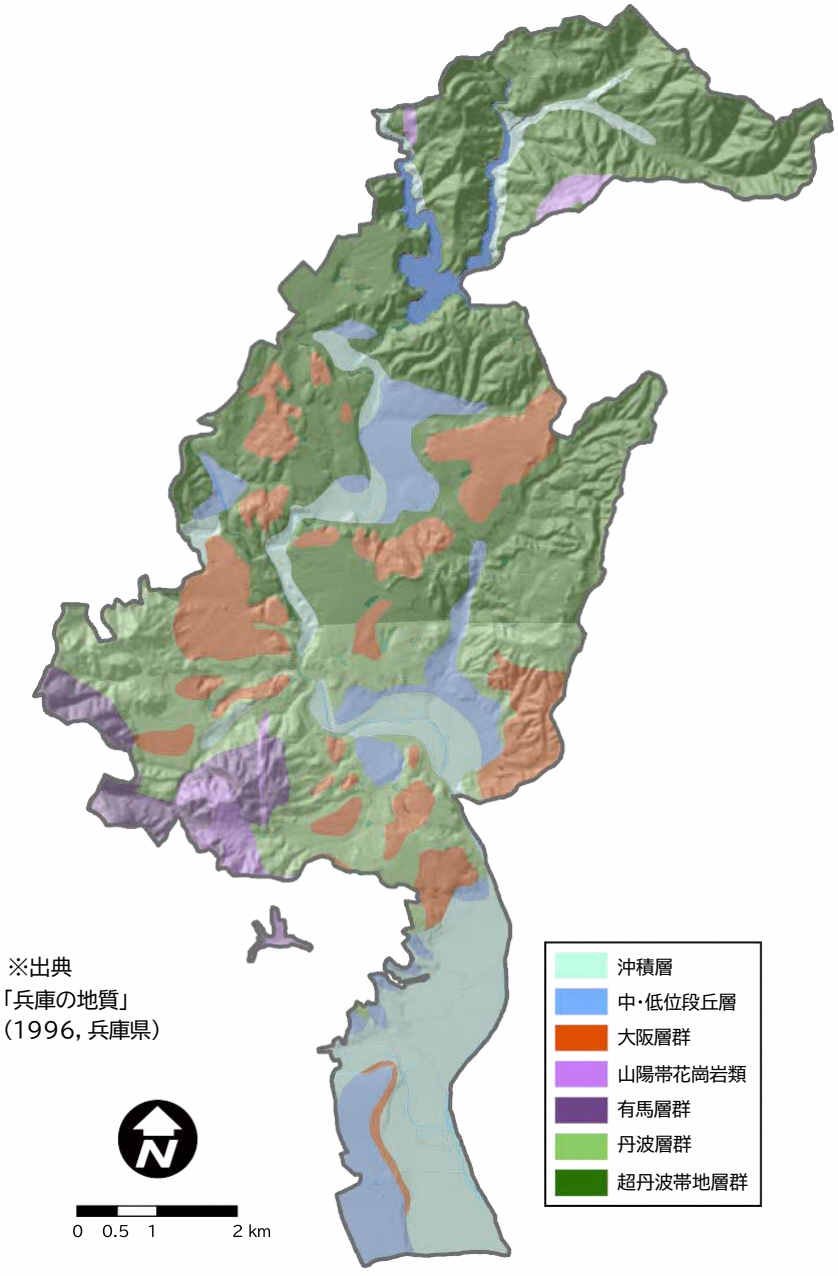

図9 川西市の表層地質

(2)川西市の多様な環境・生態系

1)日本一の里山

◇特徴：川西市北部の黒川は一庫炭の生産のためのクヌギ林の輪伐が現在も行われていること等から「日本の里100選」にも選ばれています。以下のような多くの特徴を持っており、豊かな自然環境や景観が形成、更には維持されてきた里山文化が根付いていることから、「日本一の里山」と称されています。

【 文 化 性 】今でも利用されている全国的に貴重な里山（例：一庫炭）

【 景 観 性 】輪伐により林齢0年から9年までの異なった林分が互いに連続しており、モザイク状の昔の里山景観が見られます。

【 歴 史 性 】里山の営みについて、平安時代の文献に記録が残っています。

【生物多様性】炭（一庫炭）の原木がクヌギであり、クヌギ林はたくさんの昆虫の生息の場となっています。

◇生物多様性の状況：台場クヌギ、エドヒガン（植物）、ヒロオビミドリシジミ、オオムラサキ、ギフチョウ、スジボソヤマキチョウ、クロヒカゲモドキ、オオクワガタ、アカマダラハナムグリ、クロカナブン、ヒメボタル、ゲンジボタル（昆虫類）など多くの生きものが生育・生息しています。ただし、近年はシカの食害の影響により、里山の林床の植物は種類数が非常に少なくなり、生物多様性の低下が危惧されます。また、多くの昆虫を育むが故に、心ない人たちにより台場クヌギが傷付けられることや、乱獲による被害も深刻になりつつあります。

◇生物多様性から見た重要性：当該地のクヌギ林は、生きた里山林として価値があるだけでなく、里山の生物多様性を維持する上で重要であり、また、地域の歴史・文化・自然を学ぶ環境学習・生涯学習の場としても貴重です。

2)棚田

◇特徴：笹部には、四季折々の美しい棚田が広がっています。山麓の緩傾斜地に作られた水田とその間を仕切る畦には、多様な種類の生きものがすんでいます。また、笹部よりは小規模ですが、赤松北谷などにも棚田が残されており、人の営みにより作られた美しい景観を見ることができます。

◇生物多様性の状況：チガヤ、ススキ、ノアザミ、キツネノマゴ、スイバ、ヒガンバナ、ノビル、イヌタデ、ノチドメ、エノキグサ、ヘビイチゴ、ヒメヨツバムグラ（植物）などたくさんの植物が生育しています。

◇生物多様性から見た重要性：定期的に刈り取り管理が行われる棚田の畦畔には、チガヤの優占する草地が見られ、畦畔特有の植物や昆虫などの貴重な生息環境にもなっています。このような草地環境は、農業の営みにより維持されており、美しい田園風景とともに生物多様性の観点から保全すべき主要な市域です。

3）ニュータウンのまち山

◇特徴：清和台付近の虫生川両岸に見られるニュータウンに残された里山林です。北部の日本一の里山同様、コナラやクヌギが優占する林ですが、シカの影響がないこと、市民団体による管理が行われていることなどから、低木層、草本層の植物の種類が非常に多いのが特徴です。

◇生物多様性の状況：現地での確認では、面積100m^{2}内に50種類（草本層だけでも38種）もの植物が生育しています。シロバナウンゼンツツジ、ササユリ、ミヤマウズラ、キンラン、ミヤマヨメナなど、美しい花が咲く植物がたくさん生育しています。

※低木層：地表からの高さが1.5m～5.0mの層のことです。
草本層：地表を覆う、高さの低い（一般的に「草」としてイメージされる）植物の層のことです。

◇生物多様性から見た重要性：シロバナウンゼンツツジやササユリなどの植物が多いことに気づいた市民団体が、それらの保全を目的とした森林整備（市有地）を行っています。貴重な植物を含む、非常に多様な植物が生育しており、市域の生物多様性を保全する上で重要な場所です。しかしながら、詳細な調査は行われておらず、生物多様性の実態などがまだわかっていません。

シロバナウンゼンツツジ

ササユリ

4）段丘崖のエノキ林

◇特徴：川西市南部の市街地、加茂にある河岸段丘崖に残された森林です。エノキ、ムクノキからなる自然植生や竹林が成立しています。また、竹林を中心にヒメボタルが生息しており、市民団体による保全活動が進められています。

◇生物多様性の状況：エノキ、ムクノキ、クスノキ、モチノキ、タラヨウ、カゴノキ、イヌマキ、ヤブニッケイ、ハカタシダ、ベニシダ（植物）、ヒメボタル、ヘイケボタル（昆虫類）などのほか、トウネズミモチ、シュロなどの外来種や植栽種が確認されています。

◇生物多様性から見た重要性：市街地の中における生物多様性を守るスポットとして非常に貴重な場所となっています。ただし、ヒメボタルが生息する竹林にはゴミの投棄が見られたり、隣接するエノキ、ムクノキの林に竹が侵入したりしつつあるような課題があります。

段丘崖のエノキ林

エノキ

ヒメボタル

5)河川・水辺環境(知明湖、猪名川河川敷、猪名川渓谷、鼓が滝、初谷川、市街地の水路)

◇特徴：川西市を流れる猪名川水系には、一庫ダムや知明湖、水明台のエドヒガンが群生する猪名川渓谷、鼓が滝、初谷川があります。南部の市街地では、猪名川（国管理）に広い河川敷が整備されています。また、川西北小学校近くには、貴重な魚類が生息する水路が流れています。

◇生物多様性の状況：それぞれのスポットに、エドヒガン、サツキ、ユキヤナギや珍しい魚類などの、重要な生物が生息しています。一方、知明湖のブラックバスやコクチバス、ブルーギル、猪名川河川敷のアレチウリなど特定外来生物も確認されています。

◇生物多様性から見た重要性：川西市では、山や農地などと異なる生態系を有する場所である水辺空間は少ないため、水生生物の多様性の確保、保全の場として重要な空間です。

知明湖(ダム堰堤周辺)

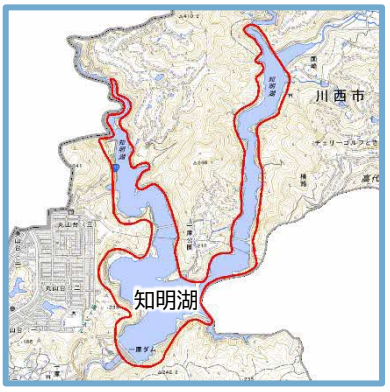

猪名川渓谷

市街地の水路

6)社寺林

◇特徴：社寺にある森林は長年にわたり守られていることから、川西市の気候下に成立する自然林として自然性、景観から貴重な空間となっています。市内には、鴨神社、小戸神社、八坂神社、平野神社、多太神社などの社寺が森林を抱えており、そのほとんどがシイ、カシ、クスノキなどが優占する照葉樹林です。ほかには鴨神社に見られる段丘崖のエノキ、ムクノキの森林もあります。

◇生物多様性の状況：外観は照葉樹林で、林内は暗く、低木層や草本層の植物を欠いている場所が多いです。そのため、生物多様性は低く望ましい状態ではありません。人の散策による踏圧、シカの食害や上層の樹木が茂りすぎるための林内へ日照不足などにより、種の多様性が低くなっていると考えられます。

◇生物多様性から見た重要性：現状の生物多様性は低いものの、照葉樹林を生息の場とする生きものにとっては重要な場所であり、生物多様性の向上を目指した整備などが望まれます。

多太神社

モミの巨木

(3)川西市の生物相

1)概要

生物多様性の基本データとして、既往の文献、資料から川西市で確認されている生物種を整理しました（表４）。これによると、植物が966種、動物が2,388種、合計3,354種の生物が確認されており、それらのうち246種（植物30種、動物216種）が絶滅の危機にある種となっています。一方で、219種の外来生物も確認されており、アレチウリなどの特定外来種の生育も確認されています。

表4 川西市の確認生物数

区分					科数	種数		
							絶滅危惧種	外来種
植 物	シダ植物門				21	72	5	1
	種子植物門	裸子植物亜門			6	13	0	0
		被子植物亜門	双子葉植物綱	離弁花亜綱	67	413	5	63
				合弁花亜綱	30	255	13	68
			単子葉植物綱		19	213	7	40
	合 計				143	966	30	172
動 物	哺乳類				13	23	6	4
	鳥類				38	128	57	5
	爬虫類				8	15	7	2
	両生類				7	14	10	1
	昆虫類				285	1,838	106	23
	魚類				13	55	12	5
	その他無脊椎動物				55	315	18	7
	合 計				419	2,388	216	47

次に、すでに生物多様性地域戦略が作成され、生物の確認情報が記載されている神戸市、伊丹市、加西市、宝塚市、西宮市との比較を表５に整理しました。

整理している分類群が統一されていないので簡単には比較できませんが、植物の確認種数は他市と比べて少ないものの、動物の確認種数は６市の中で３番目に多いものとなっています。

表5 他市との確認生物数の比較

分類	川西市	神戸市	伊丹市	加西市	宝塚市	西宮市
維管束植物	966	2,419		1,138	2,000	1,564
蘚苔類					41	
植物の合計	966	2,419	1,314	1,138	2,041	1,564
哺乳類	23	33		7	30	31
鳥類	128	290		107	202	220
爬虫類	15	19		6	15	13
両生類	14	17		13	17	15
魚類	55	73		39	58	76
昆虫類	1,838	4,566		432	3,058	1,448
陸産貝類		111			119	78
クモ類						59
海産貝類						51
淡水産貝類		91				15
甲殻類						24
その他	315			71		43
動物の合計	2,388	5,200	1,782	675	3,499	2,073
総計	3,355	7,619	3,096	1,813	5,540	3,637

2)植物

里山、まち山には良質な木炭を生産するための原木となるクヌギのほか、コナラやアベマキが優占しています。また、日本の桜の中では最も長寿で、樹高は20m以上、幹の直径は1mにもなる**エドヒガン**も見られます。兵庫県内では、自生地が限られる**エドヒガン**は、猪名川上流域、特に川西市北部の里山に多く、今なお人の手が入る生きた里山が残っていること、かつて鉱山として利用されズリ（坑道の採掘時に発生する不要な岩石や鉱物）捨て場が多数あったこと、超丹波帯という岩石の風化が進んだ、崩れやすい古い地質が分布していることなど、生育に必要な条件が揃いやすい環境にあることが多産の要因と考えられています。また、かつて洪水などのかく乱の影響下で成立していた南部市街地の河岸段丘の林にはエノキが、神の宿る森として大事に守られてきた多太神社などの社寺林には、シイやアラカシなどの照葉樹が生育し、里山、まち山とは異なる植物を見ることができます。

一方、棚田周辺に見られる草原には、ススキやチガヤ、ノアザミ、ヤブカンゾウ、アキノタムラソウ、リンドウなどの畦畔特有の植物が生育しています。猪名川の支川である初谷川には兵庫県内でも非常に珍しい**サツキ**が自生するほか、本川の鼓が滝にはユキヤナギが大群生しており、露岩地からなる渓谷に特徴的な植物を見ることができます。

エドヒガン

リンドウ

ユキヤナギ

3)哺乳類

里山やまち山、棚田などの農耕地が分布する市域には、ホンドジカ、イノシシ、ホンドタヌキ、キツネ、ニホンザルなどの大型の哺乳類、ヒミズやコウベモグラ、アカネズミ、カヤネズミなどの小型の哺乳類など、多くの種類が生息しています。また、鉱山として利用されていた里山やまち山には、間歩（まぶ）と呼ばれる鉱物を採掘するための坑道がたくさん分布しており、**コウモリ類**の格好のすみかとなっています。ニュータウンや市街地には家屋をすみかとするアブラコウモリ（別名：イエコウモリ）も見られます。

近年、アライグマやヌートリアなどの特定外来生物の目撃が増えています。ホンドジカも生息域を拡大していますが、主に里山に生息しており、まち山で見ることはあまりありません。

アカネズミ

コウモリ類が生息する間歩（まぶ）

※**太字**：国版レッドリスト、兵庫県版レッドデータブックに掲載される絶滅危惧種を表します。

4)鳥類

里山やまち山、農耕地周辺では、**ハチクマ**、トビ、**サシバ**、フクロウ、**アカゲラ**、**オオルリ**、ミソサザイ、エナガ、カッコウ、カケスなど、ニュータウンや市街地では、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、ハシボソガラス、ドバトなどを見ることができます。

一方、猪名川、知明湖やため池などの水辺では、**ミサゴ**、アオサギ、カワウ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、**カワセミ**のほか、マガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、**オシドリ**などの越冬カモが見られます。

カワセミ

5)両生類

カエル類では、**ニホンヒキガエル**、**タゴガエル**、**モリアオガエル**、**シュレーゲルアオガエル**、**カジカガエル**が里山の水辺に生息しています。ニホンアマガエルや**トノサマガエル**は市域の比較的広い範囲に生息しており、特定外来生物であるウシガエルも見られます。

ほかには、**アカハライモリ**が里山、まち山に生息しています。また、国指定の特別天然記念物である**オオサンショウウオ**が猪名川流域などで確認されています。

シュレーゲルアオガエル

6)爬虫類

ニホンイシガメ、**ニホンスッポン**や外来種であるアカミミガメなどのカメ類が里山や猪名川などの水辺に生息するほか、**タカチホヘビ**、シマヘビ、アオダイショウ、**ヒバカリ**、ヤマカガシ、ニホンマムシなどのヘビ類、**ニホンヤモリ**、ニホンカナヘビ、ニホントカゲなどのトカゲ類も里山を中心に広く生息しています。

アオダイショウ

7)昆虫類

市域の里山は、昆虫類の多産地です。里山の優占木であるクヌギには、カブトムシや国蝶の**オオムラサキ**が樹液を求めて集まり、アカシジミ、**ウラナミアカシジミ**、オオミドリシジミなどのゼフィルス（樹上性のシジミチョウ）が産卵に訪れます。クヌギは地上1～2mの高さで主幹を残し、その主幹より生じる枝を伐採するという頭木仕立てで育てられると台場状（台場クヌギ）となり、その大きく太った幹の空洞を**オオクワガタ**の幼虫が好んで利用します。

また、猪名川渓谷ではカワトンボ類、オジロサナエ、ダビドサナエなどのように山間の渓流に見られる種を見ることができます。猪名川とその支川や棚田には水生のホタルとしてゲンジボタルや**ヘイケボタル**が生息しています。その他、陸生のホタルとして**ヒメボタル**が生息しており、知明湖周辺の里山や南部市街地の河岸段丘の林内にて観察することができます。

ヒメボタル

※**太字**：国版レッドリスト、兵庫県版レッドデータブックに掲載される絶滅危惧種を表します。

8)魚類

猪名川やその支川にはオイカワやカワムツが生息し、妙見山の源流部では**ナガレホトケドジョウ**を見ることができます。また、棚田に沿って流れる小河川には、**ドジョウ**、カワヨシノボリ、ドンコ、**ミナミメダカ**が生息しています。

一方、南部市街地の水路では二枚貝に産卵して繁殖するタナゴ類が生息しています。猪名川水系でこのような場所はほとんどなく、タナゴ類の貴重な生息場となっています。

ナガレホトケドジョウ

9)その他無脊椎動物

貝や甲殻類などの無脊椎動物は黒川などの上流域の小川や水田、ため池で多く見られます。貝類については、ゲンジボタルの幼虫の餌になるカワニナのほか、タニシ、**モノアラガイ**が生息しています。また、ウズムシやサワガニ、ヨコエビ、ヌマエビなどの甲殻類、トンボ類のヤゴ（幼虫）なども見ることができます。

サワガニ

※**太字**：国版レッドリスト、兵庫県版レッドデータブックに掲載される絶滅危惧種を表します。

10)問題をおこす生物

①外来生物

外来生物の侵入は、地域の生物多様性に悪影響を及ぼすばかりか、人間活動にも好ましくない影響を与える可能性があります。このため、地域固有の生物多様性を保全し、人の生命・身体または農林水産業への被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が2005年6月より施行されています。この法律により、「特定外来生物」に指定された生物については、飼養、栽培、運搬、輸入、譲渡などが禁止されるとともに、すでに侵入した「特定外来生物」の防除が進められるようになりました。

市域で確認されている特定外来生物としては、外来アゾラ、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、ナルトサワギクなどの植物のほか、ヌートリア、アライグマ、ソウシチョウ、ウシガエル、ブルーギル、ブラックバス、コクチバス、セアカゴケグモ、ヒアリなどの動物があげられます。

アレチウリ

ブラックバス

アカミミガメ

アメリカザリガニ

2023年6月にはアカミミガメやアメリカザリガニが条件付特定外来生物※に指定されました。

アライグマ、ヌートリアについては、近年目撃数が増加しており、それに伴い農作物への被害が多数報告されています。また、クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、アルゼンチンアリなどが兵庫県内でも発見されており、今後サクラやモモへの被害の拡大が懸念されます。

※条件付特定外来生物：特定外来生物に指定された生物のうち、一部の規制が当分の間かからない生物の通称です。捕獲、飼育、無償譲渡はできますが、池や川などの野外に放して逃がすこと、売買のほか、有償・無償に関わらず頒布（多数の人に配り分けるような行為）は禁止されています。

②在来生物

ホンドジカ

在来生物についても、生物多様性に悪影響を与えているものがあります。里山を利用しなくなったことなどにより増えたホンドジカは、県内に15万９千頭もが生息していると推定されています（2021年３月時点）。市域北部の里山においては生息密度が高く、山林の林床に生える植物を食い荒らし、林床植生の衰退、種多様性の低下が問題となっています。

また、2010年以降、カシノナガキクイムシによるナラ枯れが妙見山の一角で確認されました。近年の被害量は減少傾向にありますが、状況を調査しながら引き続き警戒していくことが重要です。ここ数年、全国的に注意が呼びかけられているカエンタケは、ナラ枯れが発生した森林において、被害発生時または数年後に多く発生することが確認されています。川西市内での報告例はありませんが、肌に触れるとかぶれを生じ、誤って食べたことによる死亡例もあるほどの猛毒があるため、注意が必要です。

カエンタケ

さらに、秋の七草であるクズも、その旺盛な繁殖力により純群落をつくり、ほかの在来種を追いやることが稀ではありません。

クズ

これら在来生物の問題は、いずれも人間の自然への働きかけの縮小による生物多様性の危機（第２の危機）に付随して生じている現象と考えられています。

(4)川西市の特産品・文化

1)農産物(イチジク、クリ、モモ)

①イチジク

川西市のイチジクの歴史は、昭和初期、広島県の桝井光次郎氏がアメリカから帰国する際、フランス人の友人からもらった北米原産のドーフィン種を持ち帰り、果樹地帯であった川西市に注目し、萩原に住んでいた友人の前川友吉氏と当地での栽培に成功。桝井ドーフィンという品種を作り出し、神戸、和歌山や愛知へと栽培が広がりました。

現在、桝井ドーフィン種は国内のイチジクの大部分を占めるようになり、韓国など海外へも広がっています。川西市の出荷量は神戸市に次ぎ県内2位で、現在では市内の南部地域の久代、東久代、下加茂、加茂、栄根、小戸、出在家、萩原などで約12ヘクタール、約110戸の農家で栽培され、年間約400トンが出荷されています。

②クリ

北摂栗は、川西市のほか宝塚市、猪名川町の特産品で、千年の歴史があると言われています。

市内では中・北部の多田、東谷地区、黒川地区などでは有名な銀寄(ぎんよせ)のほか乙宗(おとむね)という川西生まれの品種や筑波などの品種が栽培されており、9月下旬から10月中旬まで大阪などの阪神間に出荷されています。

③モモ

川西市のモモは、市南部の加茂地区などで栽培され、通常7月頃に採れるモモよりも一月早く収穫できる早生(わせ)モモで、兵庫県下でもこれを作っているのは川西市だけとあって、阪神間の市場でも大変人気があります。また、現在では、自家授粉する品種に変わっていますが、以前は、モモの交配は人の手で行われており、4月頃には先端に布を巻き付けた棒を使って花粉をメシベに付ける受粉作業があちこちのモモ畑で見られました。

図10　川西市の特産品の生産地

2)茶道文化と菊炭・台場クヌギ

川西市北部の里山が日本一と言われる理由は、今も炭が作られ利用されており、美しいモザイク的な景観が見られるためです。ここで生産される炭は、菊炭（一庫炭・池田炭）と呼ばれる高級な茶道用の道具炭で、平安時代の文献に記録が残っています。

今は黒川地区のみで焼かれていますが、かつてはあちらこちらで焼かれていたようです。その名残が台場クヌギです。良質な菊炭の原木となるクヌギは各地で植栽され、何度も伐採、利用が繰り返されるうちに、堂々とそびえる台場クヌギになりました。台場に仕立てる理由は、伐採後に再生してくる新芽をシカに食べられないようにするため、高い位置で伐採するとよく萌芽するなどの理由がありますが、詳しくはわかっていません。なお、この台場クヌギが生育する川西市の里山にはクワガタムシやカブトムシをはじめとする多くの昆虫類が生息しています。

このように、人と文化そして生物多様性がつながっている場所は全国的にも非常に珍しい場所であると言えます。

図11 菊炭の生産地と台場クヌギの分布

3. 自然環境保全における取り組み

(1)行政の代表的な取り組み

1)基本計画の作成

川西市においては、2024年に公表されたみどりの基本計画により、川西市内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための施策がまとめられています。

また、同年に第３次川西市環境基本計画もまとめられています。その中では、地球環境、自然環境、都市・生活環境、環境行動ごとに目標を設定し、環境配慮指針の推進、環境教育の普及、市民活動の支援などの方策がまとめられています。

2)具体的な取り組み

上位計画などを踏まえ、具体的な事業が進められています。近年の代表的な事業として、下記の事業があります。

①里山体験学習事業

◇実施概要：兵庫県では、小学校3年次に環境体験学習、小学校5年次に自然学校として環境教育が行われています。川西市内ではこれらに加え、小学校4年次に「里山体験学習」を独自に行っています。これは北部の日本一の里山をフィールドに、地域での体験学習（下草刈り、木工クラフトなど）や地域住民とのふれあい（講話やしめ縄作りなど）を通して、自然に対する敬意の念・生命のつながり・環境保護の大切さを実感するとともに川西の持つ豊かさ（ひと・歴史・文化・自然など）にふれあうことを目的としています。

◇成　　果：2008年度から実施していますが、１～3年生の児童から参加を楽しみにする声があるなど、里山体験学習が各校の教育課程・児童の意識に定着してきています。

②森林保全事業

◇実施概要：森林の持つ多面的機能を維持し、整備や保護を推進するとともに、治山事業の実施により林地の保全に努めています。

◇成　　果：森林ボランティア団体の活動に対する支援や、市内の治山事業候補地の選定など県と情報共有をしながら実施しています。

(2)市民団体の取り組み

川西市では各地でボランティア団体などが環境保全に取り組んでいます。特に北部の日本一の里山や菊炭（一庫炭・池田炭）を守るための森林ボランティアの活動は活発です。「菊炭友の会」、「川西里山クラブ」、「NPO法人 ひょうご森の倶楽部」、「NPO法人 北摂里山文化保存会」など多くの団体が下刈り、間伐や炭焼きなどによる里山の維持管理の活動を行っています。兵庫県立一庫公園内では「ひとくらクラブ」、「ひとくら森のクラブ」が活動を行っており、里山保全活動のほか、菊炭の炭焼き技術などの里山文化技術を伝える活動を行っています。能勢妙見山では、「能勢妙見山ブナ守の会」がブナ林の整備や植樹を行っています。

また、群生するエドヒガンの保全活動も活発であり、特に市の天然記念物である水明台1丁目のエドヒガン群落では「渓のサクラを守る会」が、国崎クリーンセンター敷地内では「ゆめほたるクラブ」が森林整備などを行っています。

さらに武庫川や猪名川の流域では、「流域ネット猪名川」、「身近な自然とまちを考える会」、「NPO法人 野生生物を調査研究する会」が河川の清掃や生物の調査・保全、外来植物対策などの活動を行っています。

ほかにも、大和の森の整備（「大和フォレストクラブ」）、東多田の里山の整備・再生（「東多田里山の会」）、清和台のニュータウンにある残存林（まち山）とシロバナウンゼンツツジの保全（「虫生川周辺の自然を守る会」）、加茂の段丘崖の森林に生息するヒメボタルの保全や柳谷のリンドウ群落の保護（「川西自然教室」）などの活動があります。

このように、川西市では市民団体による環境保全活動が活発である一方で、各団体とも高齢化や後継者不足が問題となっています。

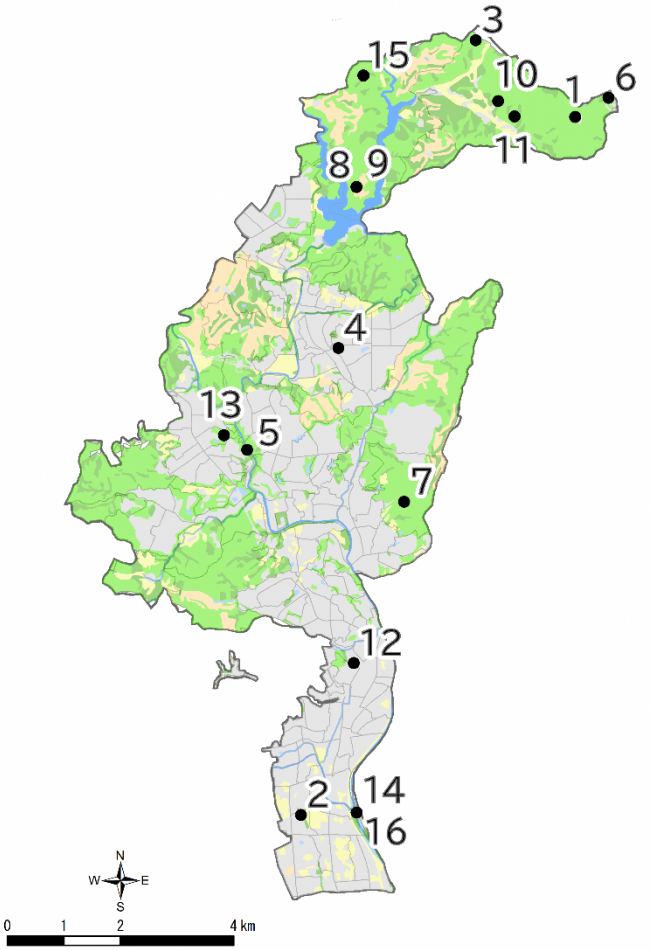

No	団体名
1	川西里山クラブ
2	川西自然教室
3	菊炭友の会
4	大和フォレストクラブ
5	渓のサクラを守る会
6	能勢妙見山ブナ守の会
7	東多田里山の会
8	ひとくらクラブ
9	ひとくら森のクラブ
10	NPO法人 ひょうご森の倶楽部
11	NPO法人 北摂里山文化保存会
12	身近な自然とまちを考える会
13	虫生川周辺の自然を守る会
14	NPO法人 野生生物を調査研究する会
15	ゆめほたるクラブ
16	流域ネット猪名川

（50音順）

図12　市民団体の活動状況

川西市の自然関係市民団体の特性

１多数の市民団体･･･16団体

２地域景観・自然の保全

３活動の場の広さ（里山、ブナ林、里山放置林、猪名川）

４自己の学習から学校教育への支援

５生物多様性保全（オオムラサキ、ヒメボタル）

６地球温暖化、CO_2、SDGs

渓のサクラを守る会における環境体験学習(則久氏提供)

東多田里山の会の活動地(逸見氏提供)

虫生川周辺の自然を守る会の活動地(菅原氏)提供

大和フォレストクラブの活動地(井浦氏提供)

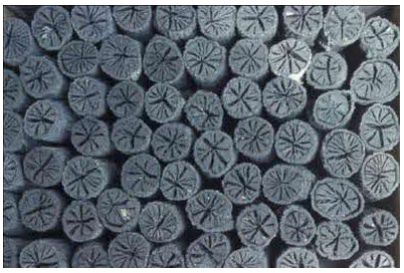

菊炭(一庫炭・池田炭)

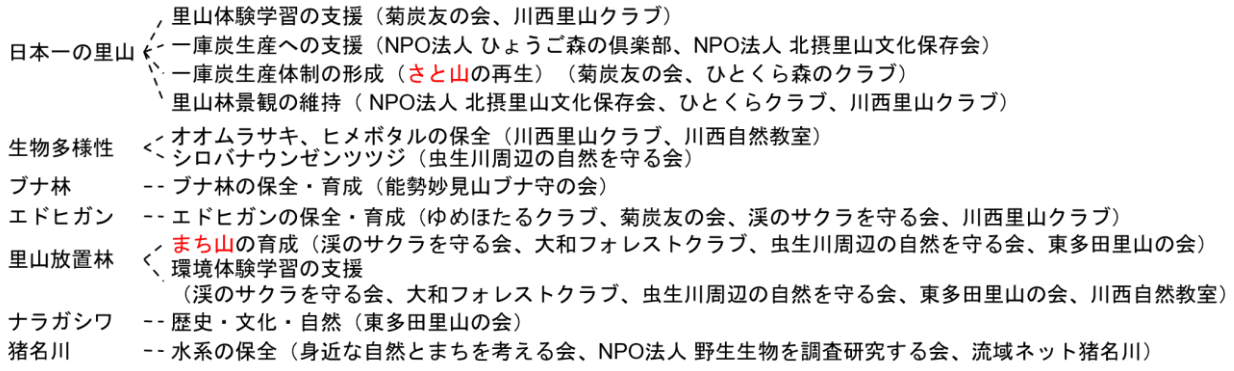

図13　川西市の自然と市民団体の関係

出典、情報提供）服部 保氏

(3)事業者の取り組み

1)猪名川河川事務所の取り組み

国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所では、2009年に「淀川水系猪名川自然再生計画書」を策定し、「かつて猪名川に存在した“多様な生物がすむ身近な”河川環境の回復」を目標として、河原・水陸移行帯の再生、縦断連続性の回復（横断工作物への簡易魚道設置）等の事業を行っています。また、外来植物対策では、東久代公園付近の河川敷などで市民団体等との共同により特定外来生物アレチウリの駆除活動を実施しています。

2)一庫ダムの外来魚対策

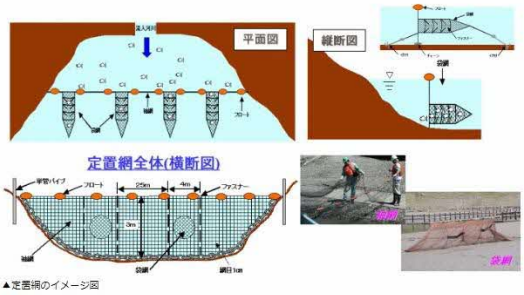

▲定置網のイメージ図

知明湖を管理する独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所では、定期的な自然環境調査やダムに生息する特定外来生物のブラックバス、ブルーギルの対策を実施しています。2005年から2022年にかけてダムの水位変動を利用したアイデアで、たくさんのブラックバスとブルーギルを捕獲しました。

3)兵庫県立一庫公園の取り組み

一庫公園では、生物多様性ひとくらパーク戦略に基づき、緑の保全、クヌギ林やエドヒガン群落の保全・再生、間歩跡（坑道）の活用、野生動物への対策、モリアオガエルなど動植物の希少種の保全等に取り組んでいます。また、自然学習の場、人と自然の出合い・憩いの場として、住民活動グループや関係機関との協働で、炭焼き体験塾や自然環境体験学習、さらに展示やビジター機能の充実など、子育て支援や生涯学習に資する活動や整備に努めています。

希少種モリアオガエルの生息地

一庫炭焼き体験塾より

天然記念物のエドヒガンや間歩跡

小学校里山体験活動から

4）国崎クリーンセンターの活動

国崎クリーンセンターでは、稼動する以前から猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会を組織し、影響評価を行うとともに、エドヒガン、ヒメボタルなどの貴重な種や、シカ柵を設置して里山環境の保全対策を進めています。また、市天然記念物に指定されているエドヒガン群落の保護やシカの不嗜好植物の試験植栽等を地域のボランティアの方達と一緒に取り組んでいます。

5)企業

■ダイハツ工業株式会社(多田エンジニアリングセンター)

ダイハツ工業株式会社の多田エンジニアリングセンターでは、自然を守り、次世代へ継承するために事業活動全般にわたり環境保全活動に努めています。一例として、敷地内には、ビオトープ（地域の野生生物の生息空間）を整備し、社員の環境マインドの醸成に役立て、地域の環境保全活動への参加促進に繋げています。また、多くの社員が毎年グリーンカーテン活動を通じてゴーヤを育て、食することで自然環境を身近に感じつつ働けることの喜びを共有しています。

■株式会社竹中工務店(研修センター)

2017年から環境方針や生物多様性活動指針を具現化する竹中生物多様性促進プログラムの一つとして「清和台の森づくり」活動を開始しました。「清和台の森づくり」は、生態系・生物多様性保全のモデルをつくり、実践する活動で、①従業員主導による整備・保全活動、②体験型研修、③研究開発・環境技術発信、④ステークホルダーとの連携・協働という４つの活動を行います。これらの活動を進めるにあたり、外部専門家として「兵庫県立人と自然の博物館」の協力を得て、「清和台の森」を日の光の入らない常緑樹林から、落葉樹を中心とした明るく生物多様性保全の高い里山林への転換を図っています。活動の開始にあたっては、まず、長年手つかずであった森の整備に着手し、侵略的外来種の伐採を行い、森づくり活動の拠点となる「フィールドセンター」や「自然観察路」の整備を行い、2018年からは、②体験型研修を本格的に始動させています。

フィールドセンター　　自然観察路

■黒田電気株式会社・株式会社チュチュアンナ

兵庫県の進める企業の森事業に参画し、黒川付近の里山を「黒田電気の森」、「チュチュアンナの森」として整備しました。（「黒田電気の森」は2021年３月31日、「チュチュアンナの森」は2016年度末事業終了）

4. 市民の意識～アンケート調査より～

(1)アンケート調査の実施概要

1)実施目的

生物多様性や川西市の自然環境についての市民の認識度、意識の情報を収集し、「生物多様性ふるさと川西戦略」の保全対象、目標設定や行動計画に活用する目的で実施しました。

2)実施時期、方法

①対象

市　民：川西市にお住まいの1,200名を無作為に抽出し、アンケートを送付しました。
事業者：川西市商工会会員を中心に、100社を無作為に抽出し、アンケートを送付しました。
小学生：川西市内の公立小学校に通う６年生277名を対象に、学校を通じてアンケートを配布しました。

②実施時期

発送・回収：2023年１月

③回収方法

紙媒体による郵送での回答のほか、URLや２次元コードからのWEB回答により回答いただきました。

3)回収結果

期限までの回答数は、市民359通、事業者35通、小学生238通の合計632通でした。回収率は、市民29.9%、事業者35.0%、小学生85.9%で、全体では40.0%となりました。

表6　回収結果

	市民	事業者	小学生	合計
送付数	1,200通	100通	277通	1,577通
回収数	359通	35通	238通	632通
回収率	29.9%	35.0%	85.9%	40.0%

(2)アンケート調査結果

1)回答者の属性(市民、事業者)

市民アンケート回答者の年齢構成は表7のとおりです。居住地域としてニュータウン地域からの回答が多く、49.0%となっており、次いで市街地地域、里山地域となっています。事業所所在地域としては市街地地域が45.7%で最も多く、次いでニュータウン地域、里山地域となっています。なお、地域区分は、後述する第3次川西市環境基本計画における地域区分に従いました。

表7 市民アンケート回答者の年齢構成

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	無回答・無効	合計
人数	10	27	42	62	66	147	5	359
割合	2.8%	7.5%	11.7%	17.3%	18.4%	40.9%	1.4%	100.0%

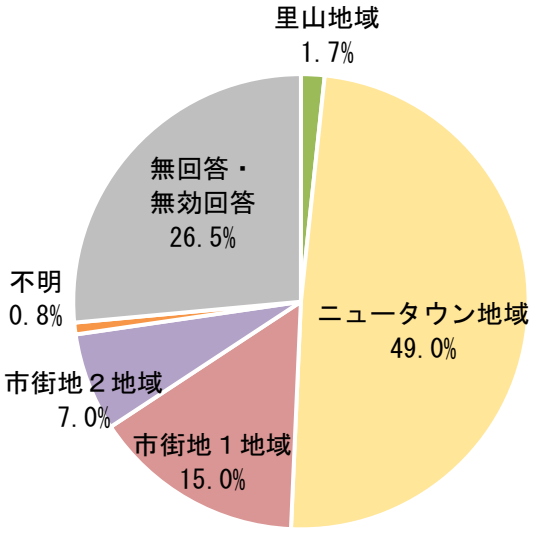

図14 市民アンケート回答者の居住地域

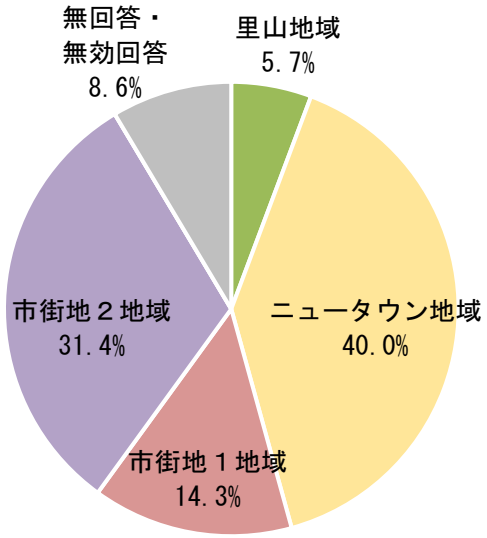

図15 事業者アンケート回答者の事業所所在地域

2)生物多様性に関する知識

■設問1:「生物多様性」という言葉の認知度 (対象:市民、事業者)

◇選択:「言葉も意味も知っていた」、「意味は知らないが、聞いたことはあった」、「知らなかった・聞いたこともなかった」から1つを選択。

◇結果:市民全体での認知度は、言葉のみと意味を合わせて77.7%でした。年齢別では、10代から30代、50代で80%を超えています。前回アンケートと比較すると、全体、年代別ともにおおむね20%程度増加しています。事業者全体での認知度は言葉のみと意味を合わせて71.4%でした。

◇戦略作成上の留意点:10代、20代の若い世代に対する継続的な情報の提供や、他の年代比べて認知度の低い40代、60代以上の世代に対する啓発を行うなど、引き続き生物多様性の認知度を高めていく必要があります。

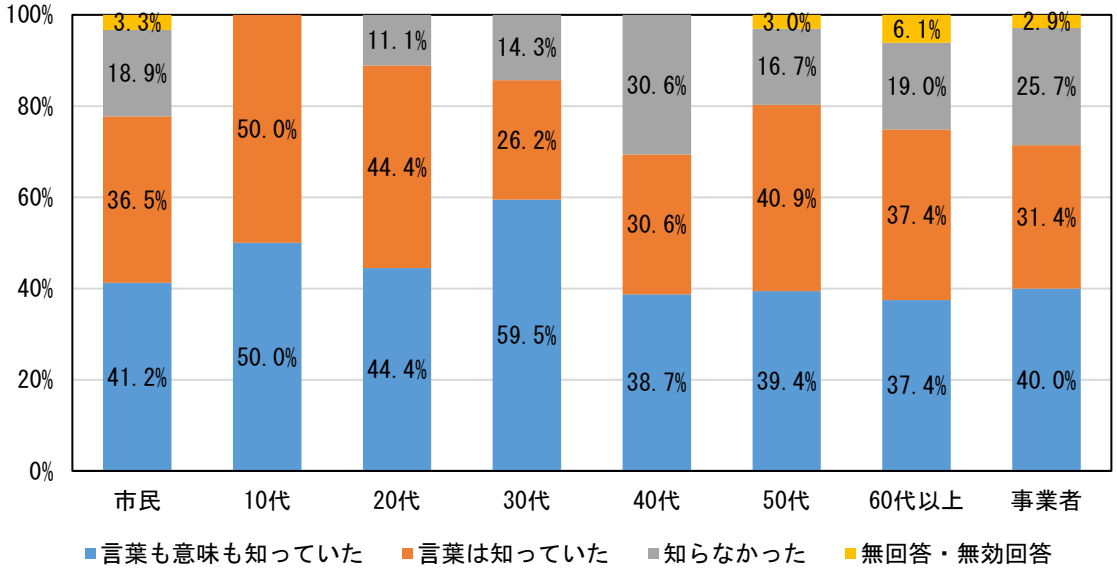

図16 言葉の認知度

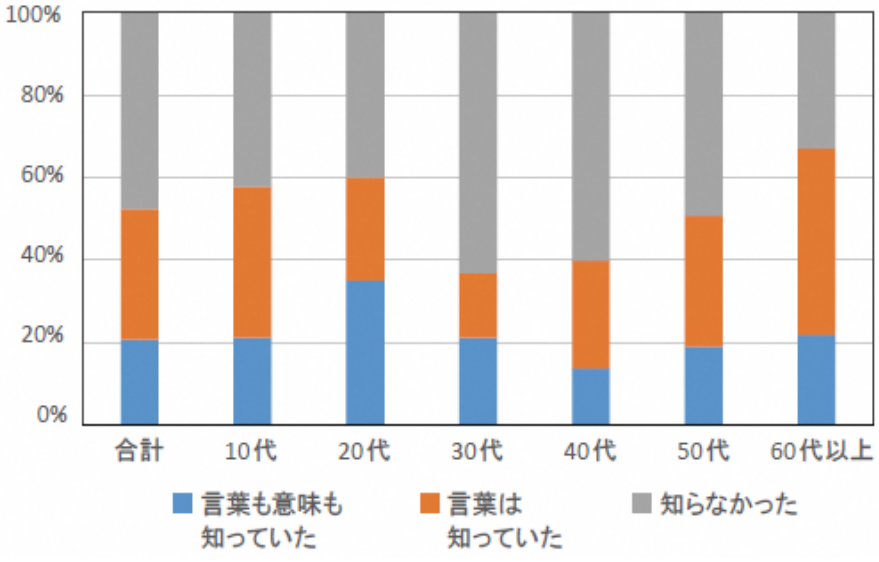

図17 言葉の認知度(前回アンケート)

3)川西市の自然環境などに対する認識

■設問2:「生物多様性ふるさと川西戦略」の認知度（対象:市民、事業者）

◇選択：「言葉も内容も知っていた」、「内容は知らないが、聞いたことはあった」、「知らなかった・聞いたこともなかった」から１つを選択。

◇結果：市民全体での認知度は、言葉のみと内容を合わせて28.4%でした。年齢別では、20代、60代以上で全体の認知度を超えています。事業者全体での認知度は言葉のみと内容を合わせて31.4%でした。

◇戦略作成上の留意点：全体、年代別ともに認知度が30%程度と低いため、本戦略が川西市の生物多様性保全の指針であることをアピールするなど、認知度を高める必要があります。

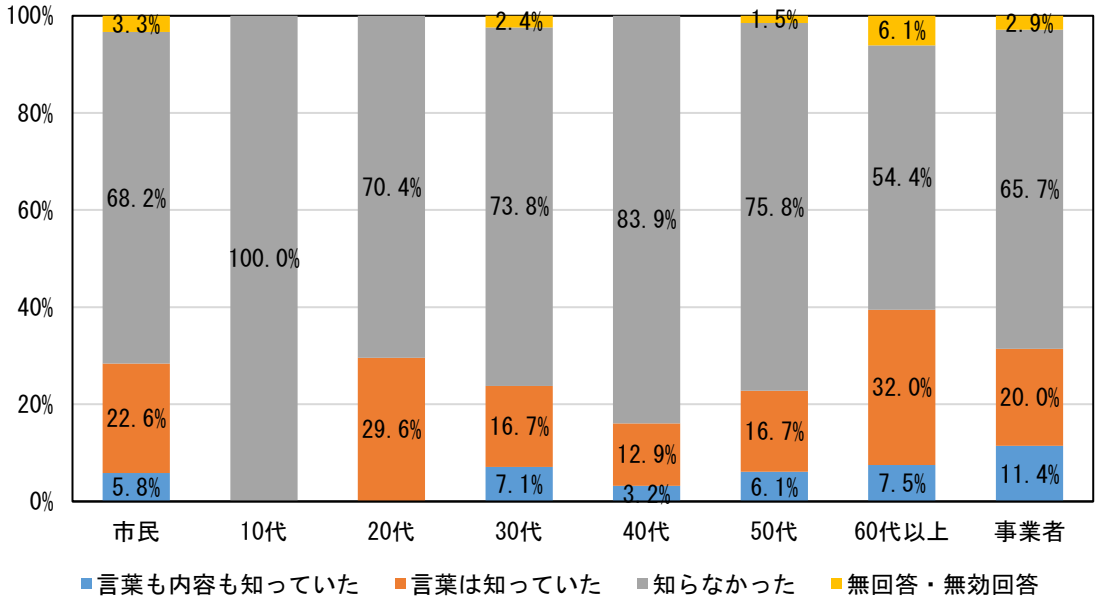

図18 戦略の認知度

■設問3:川西市における特徴的な自然などの認知度（対象:市民）

◇選択：下記の16の特徴的な自然などについて、知っているものをすべて選択。

【里山・里地】日本一の里山、妙見山のブナ、棚田（赤松・笹部）
【自然の森林】エノキ林、社寺林
【河川・水辺】初谷川、猪名川渓谷、鼓が滝、川西北小学校前の水路
【シンボル（自然）】エドヒガン、台場クヌギ、ヒメボタル
【シンボル（農産業）】イチジク、クリ（銀寄）、モモ、一庫炭

◇結果：市民全体では、前回アンケート同様、イチジクの認知度が最も高くなっていました。また、猪名川渓谷や日本一の里山の認知度が上がっていました。一方、台場クヌギや初谷川、川西北小学校前の水路、エノキ林などの認知度が依然として低い傾向にありました。年齢別では、10代から50代でエドヒガンの認知度の順位が上がっていました。また、10代、30代では台場クヌギの認知度の順位も上がっていました。

◇戦略作成上の留意点：認知度の低い内容については、日本一の里山や一庫炭と関連付けて台場クヌギの情報を広めていくなど、認知度の高いものと組み合わせて情報を提供する必要があります。

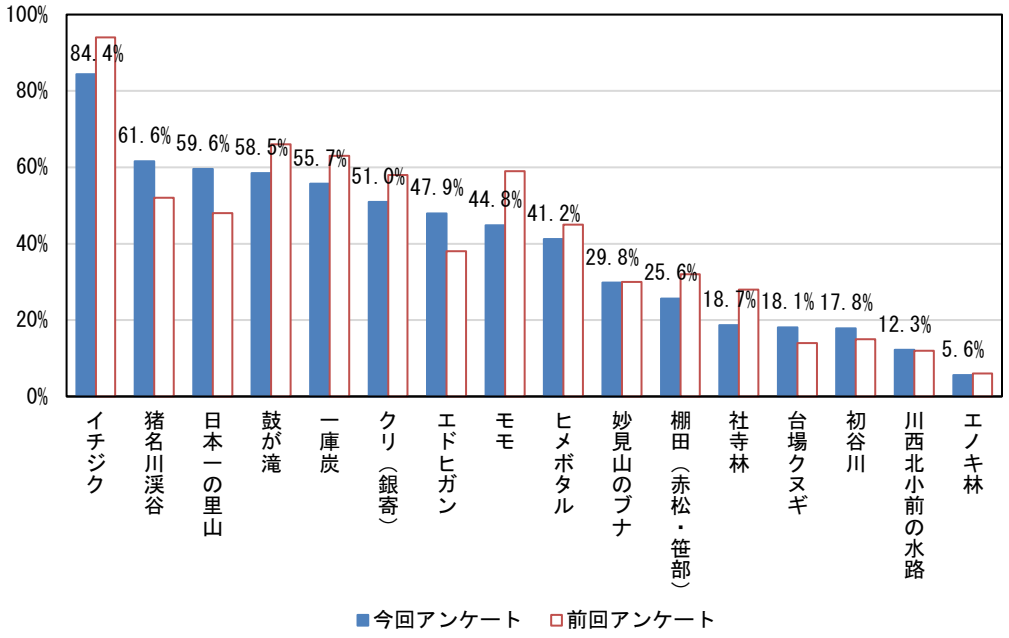

図19 川西市の自然環境などに関する認知度

表8 年代別の認知度

順位	世代					
	10代	20代	30代	40代	50代	60代
1	イチジク	イチジク	イチジク	イチジク	イチジク	イチジク
2	日本一の里山	猪名川渓谷	鼓が滝	日本一の里山	クリ	猪名川渓谷
3	一庫炭	日本一の里山	猪名川渓谷	鼓が滝	猪名川渓谷	鼓が滝
4	鼓が滝	一庫炭	日本一の里山	一庫炭	鼓が滝	一庫炭
5	ヒメボタル	鼓が滝	ヒメボタル	猪名川渓谷	一庫炭	日本一の里山
6	猪名川渓谷	クリ	一庫炭	ヒメボタル	日本一の里山	クリ
7	エドヒガン	モモ	エドヒガン	エドヒガン	エドヒガン	モモ
8	台場クヌギ	エドヒガン	妙見山のブナ	クリ	ヒメボタル	エドヒガン
9	モモ	ヒメボタル	クリ	モモ	モモ	ヒメボタル
10	妙見山のブナ	棚田	モモ	妙見山のブナ	棚田	妙見山のブナ
11	クリ	妙見山のブナ	台場クヌギ	棚田	妙見山のブナ	棚田
12	初谷川	初谷川	棚田	初谷川	社寺林	社寺林
13	棚田	台場クヌギ	初谷川	台場クヌギ	水路	初谷川
14	水路	社寺林	水路	社寺林	台場クヌギ	台場クヌギ
15	エノキ林	エノキ林	社寺林	エノキ林	初谷川	水路
16	社寺林	水路	エノキ林	水路	エノキ林	エノキ林

凡例：	地域の農産物	里山系	台場クヌギ	エドヒガン	ヒメボタル

4)残したい自然に対する意識

■設問4:今後川西市で残したい自然（対象:市民、事業者、小学生）

◇選択：下記の10の選択肢から、「３つ」を選択。

1．昆虫採集やハイキングが楽しめる里山（雑木林）：里山
2．草花遊びができる畦や草原：畦や草原
3．イチジク、クリ、モモなど特産品がつくられている果樹園：果樹園
4．地元産の野菜や米が採れる農地：農地
5．カエルやメダカのすむ田んぼや池：田んぼや池
6．水がきれいで生きもの豊かな水辺（猪名川・渓流・水路）：水辺
7．緑が多く、生きものがたくさんすむ公園：公園
8．落ち着きのある神社などの森：森
9．特にない
10．その他

◇結果：市民全体、小学生全体では、水がきれいで生きもの豊かな水辺の保全意識が高い傾向にありました。事業者全体では、昆虫採集やハイキングが楽しめる里山の保全意識が高い傾向にありました。また地域別にみると、里山地域では農地、ニュータウン地域では水辺、市街地地域では果樹園の保全意識が市民、事業者とも高い傾向にありました。

◇戦略作成上の留意点：田んぼや池、草原、公園、社寺林などポイントの低かった要素の生態系上の重要性、他の環境や人とのつながり、生物多様性の面白さ（構成種など）の情報を伝えていく必要があります。

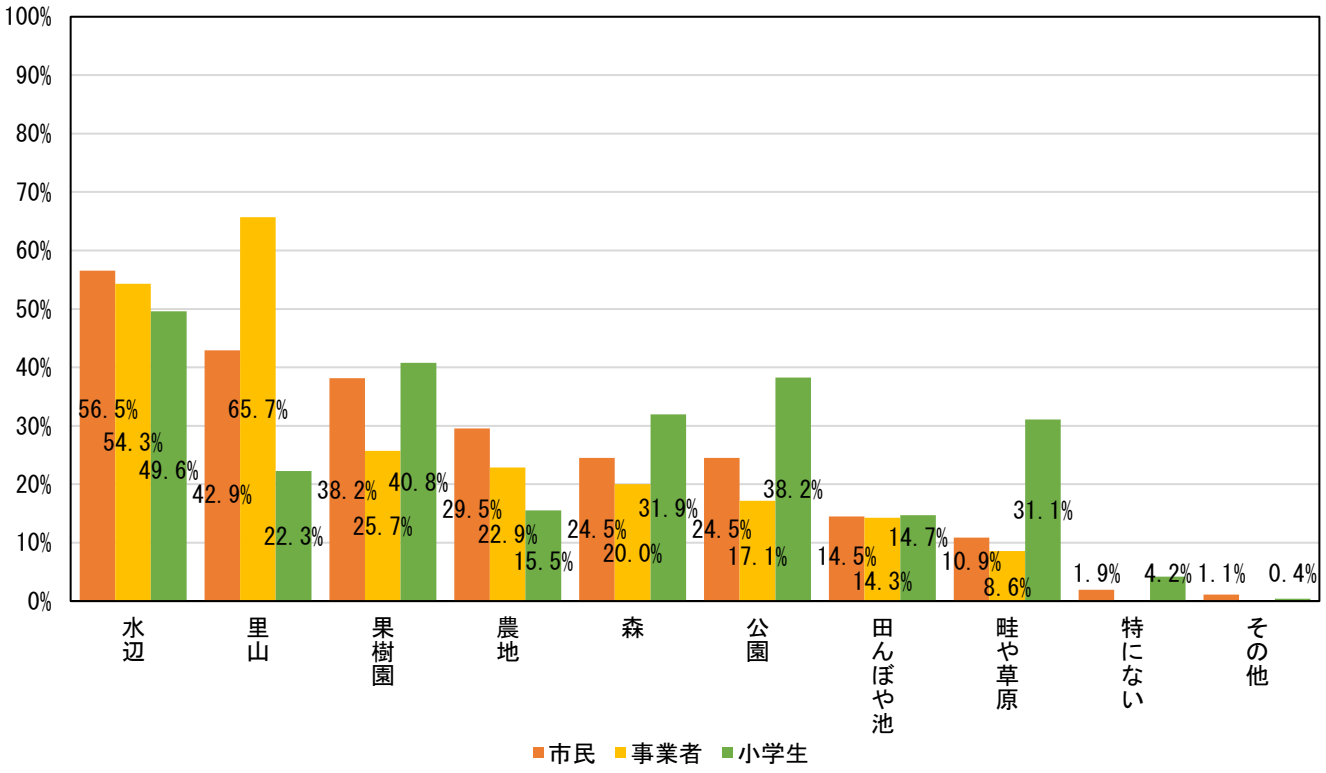

図20　今後川西市で残したい自然

5)悪くなってきた自然環境

■設問5:逆に過去よりも悪くなり、元に戻すべき自然や場所(自由記述)(対象:市民)

◇結果:79件の回答がありました。大きく分けて、河川(主に猪名川、最明寺川)の環境の悪化、住宅地周辺の環境の悪化、田畑の減少の意見が目立ちました。

表9 回答の内容

内容	件数
河川(猪名川、最明寺川、初谷川、水路、河川敷)	22件
森林(舎羅林山、その他の森林)	7件
田畑(東畦野の田、赤松・笹部の棚田、イチジク園、モモ園)	15件
住宅地内(住宅地、公園、道路、街路樹)	18件
環境全般	3件
工事に対する不満	6件
その他	8件
合計	79件

◇戦略作成上の留意点:河川・水辺に対して多くの意見が寄せられ、特に水質の悪化やごみの散乱に関する意見が多くみられました。環境の悪化は、生物多様性を脅かす一因であることから、意見を寄せられた場所や環境での対策を検討していく必要があります。

6)生物多様性に係る行動

■設問6:生物多様性保全に対する行動(対象:市民)

◇選択:下記の7つの行動事例について、「常に意識して行動している」、「時々行動している」、「行動していない」から1つを選択。

1. 地域の公園などの清掃活動へ参加している
2. 飼っていた生きものを野外に逃がしたり、捨てたりしない
3. ベランダや庭に鳥やチョウが好む植物を植える
4. 学校や職場などのビオトープ※づくりに関わる
5. ハイキングや自然観察会などに出かける
6. 里山や水辺で生きものや自然環境を保全する活動へ参加する
7. 公共交通機関(鉄道、バス)を利用する

※ビオトープ(Biotope):「生きもの(Bio)」が生息する「環境・空間(Tope)」という意味です。具体的には、ため池、湿地、草原、里山などの場所であり、生きものを呼び込むために人工的に作り出したもののことをいいます。

◇結果:公共交通機関(鉄道、バス)を利用する、飼っていた生きものを野外に逃がしたり、捨てたりしないといった個人で行動しやすい内容の取り組み率が高い傾向にありました。

◇戦略作成上の留意点:ビオトープづくりや自然環境保全活動など、個人で取り組みにくい活動については、市民環境団体や川西市からの情報の提供や活動機会の創出など、行動を促していくことが必要です。

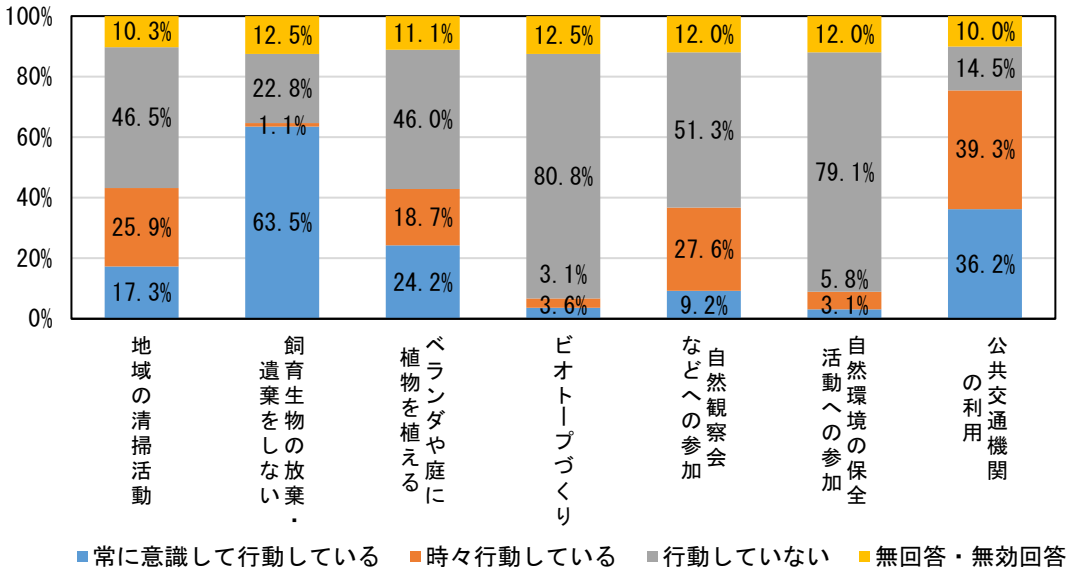

図21　生物多様性保全に対する行動

■設問7：保全活動や学習会への参加経験や意思（対象：市民、小学生）

◇選択：保全活動や学習会に、「よく参加している」、「参加したことがある」、「参加したことはないが、今後は、参加してみたいと思っている」「特に興味はない」から１つを選択。

◇結果：市民全体では、よく参加している人、参加したことがある人を合わせると約19%でした。年代別で見ると、10代や40代、50代で参加経験がある人の割合が高い傾向にありました。小学生全体では、よく参加している人、参加したことがある人を合わせると約26%であり、里山体験学習等による成果がうかがえました。

◇戦略作成上の留意点：市民、小学生とも活動への参加意思がある人が30%前後を占めています。参加にあたり課題となっていることを解消することで、活動に参画する人を増やすことができると考えられます。

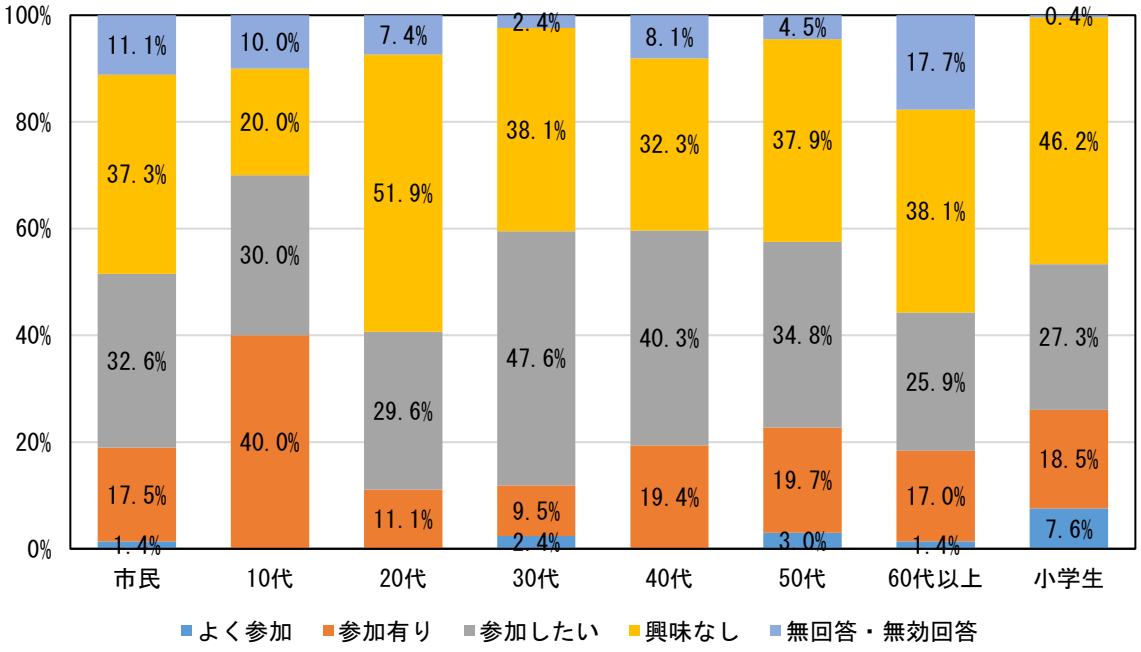

図22　保全活動や学習会への参加経験や意思

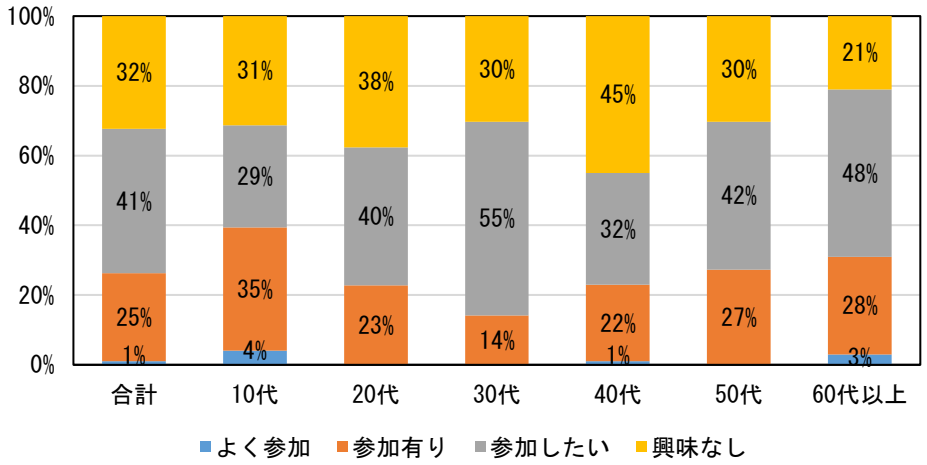

図23 保全活動や学習会への参加経験や意思(前回アンケート)

■設問8:参加している・参加したい活動 (対象:市民、小学生)

◇選択:設問7で「よく参加している」、「参加したことがある」、「参加したことはないが、今後は、参加してみたいと思っている」を選択した場合、下記の7つの選択肢からあてはまるものすべてを選択。

1. 河川清掃	2. 地域の緑地・公園清掃	3. 自然観察会	4. 農業体験
5. 里山活動体験(里山整備、植樹等)		6. 生物多様性の学習会	
7. その他			

◇結果:市民全体、小学生全体ともに、地域の緑地・公園清掃、自然観察会への参加意欲が高い傾向にありました。年代別で見ると、20代の農業体験への参加意欲が特に高い傾向にありました。

◇戦略作成上の留意点:身近な場所の清掃や自然観察会など参加意欲の高い活動を通して、生物多様性保全への関心を高めていくことが有効と考えられます。

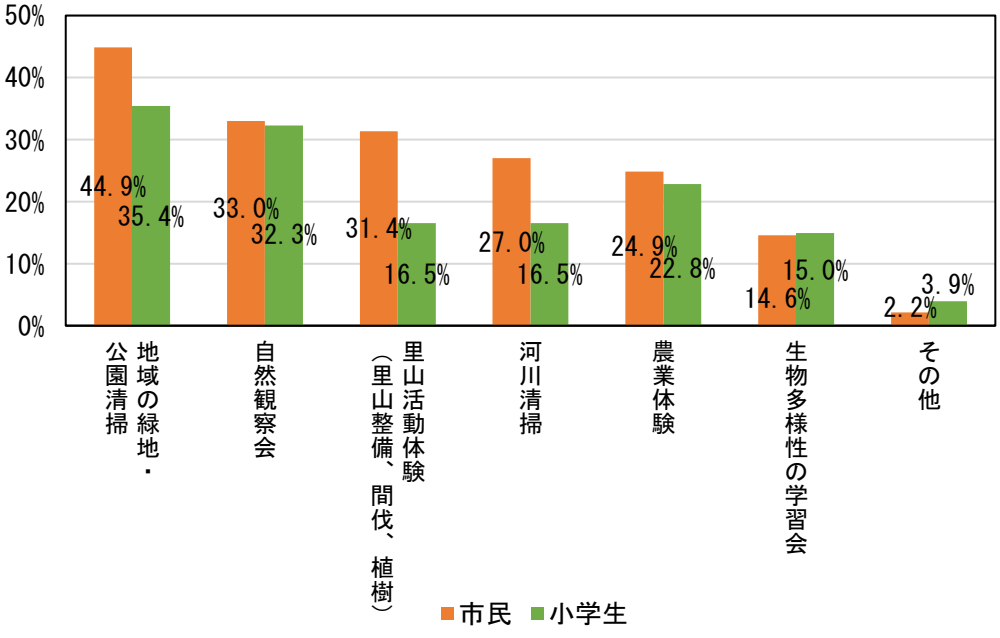

図24 参加している・参加したい活動

■設問9：参加している・参加したい活動を知った情報源（対象：市民、小学生）

◇選択：設問７で「よく参加している」、「参加したことがある」、「参加したことはないが、今後は、参加してみたいと思っている」を選択した場合、下記の６つの選択肢からあてはまるものすべてを選択。

１．広報かわにし	２．川西市のホームページ	３．川西市公式SNS
４．チラシ（公民館）	５．チラシ（学校）	
６．その他		

◇結果：市民全体では、ホームページから情報を入手している人が最も多い結果でした。年代別で見ると、若い世代では公式SNS、高齢の世代では広報かわにしを情報源として利用している傾向が見られました。小学生全体では、チラシやホームページから情報を入手している人が多い傾向にありました。

◇戦略作成上の留意点：ホームページや広報、SNSを中心に、多くの媒体を通して広報するとともに内容の充実を図る必要があります。また、小学生に対しては引き続き、学校を通して情報を提供していくことが必要です。

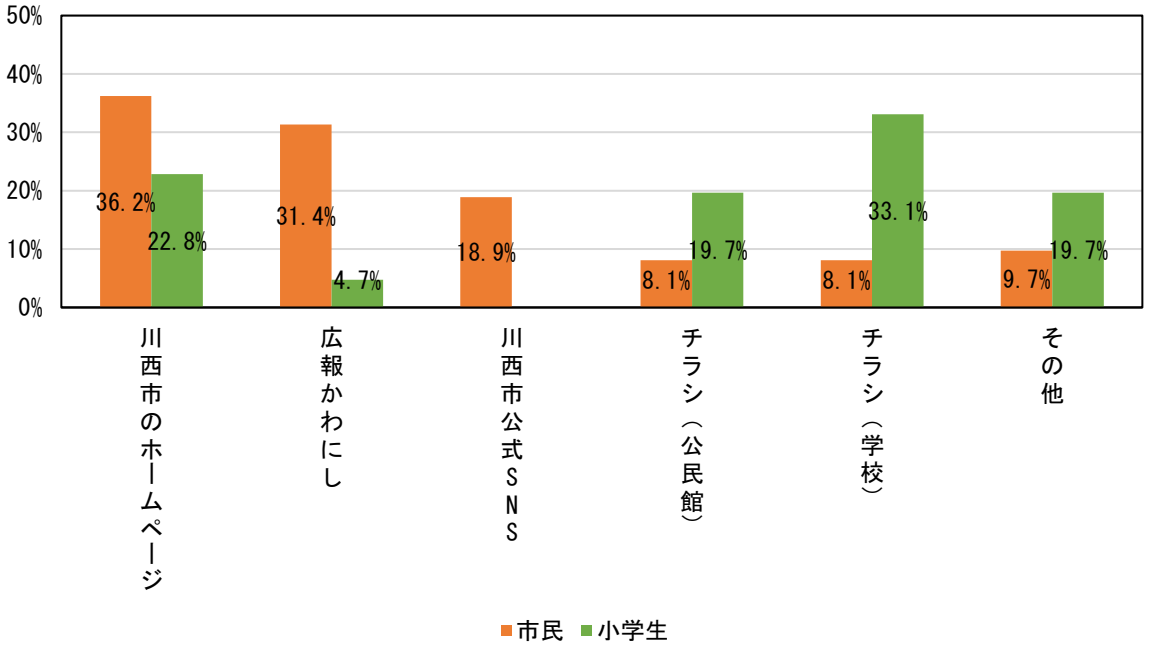

図25　参加している・参加したい活動を知った情報源

■設問10：事業者で行っている環境教育・環境学習（対象：事業者）

①環境教育・環境学習の取組状況

◇選択：「定期的に取り組んでいる」、「取り組んではいるが、不定期である」、「今は取り組んでおらず、今後も予定なし」、「今は取り組んでいないが、今後は予定あり」から１つを選択。

◇結果：定期的に取り組んでいる事業者と不定期ながら取り組んでいる事業者を合わせると約43%でした。一方で、今後も取り組む予定のない事業者が40%でした。

◇戦略作成上の留意点：事業者が環境教育などに取り組みやすくなるよう、ソフト面、ハード面の支援が必要です。

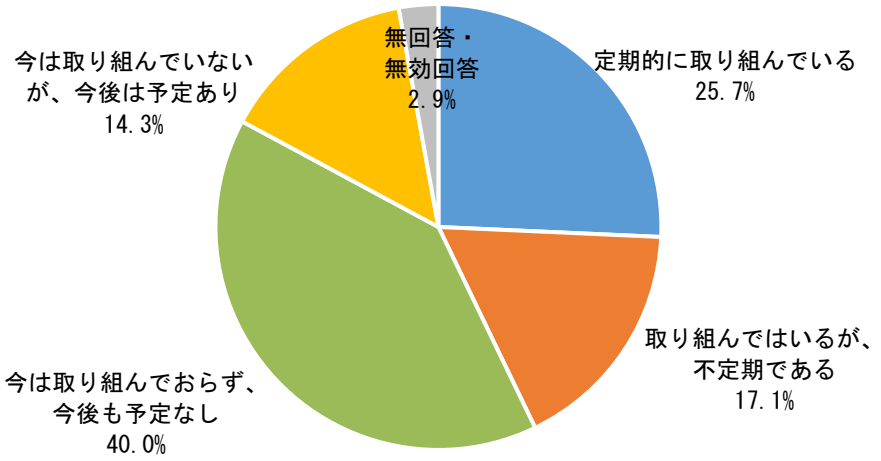

図26　環境教育・環境学習の取り組み状況

②環境教育・環境学習の実施対象

◇選択：①で「定期的に取り組んでいる」、「取り組んではいるが、不定期である」を選んだ場合、下記の４つの選択肢からあてはまるものをすべて選択。

１．一般市民	２．学生（小学校、中学校、高校等）
３．社員	４．その他

◇結果：社員を対象とした環境教育を実施している事業者がほとんどですが、一般市民や学生に対しても実施されていました。

◇戦略作成上の留意点：一般市民や学生に対する環境教育の際には、事業者と協働での実施も望まれます。

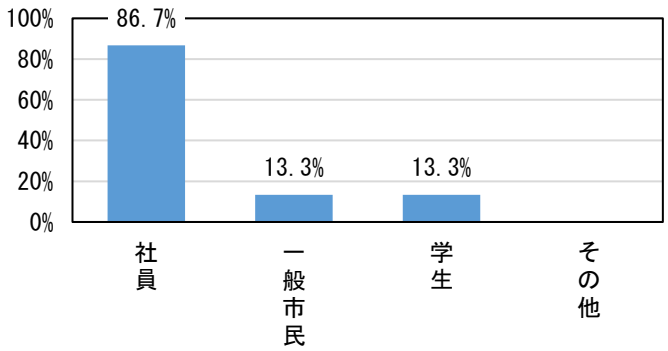

図27　環境教育・環境学習の実施対象

③環境教育・環境学習の取組み頻度

◇選択：①で「定期的に取り組んでいる」、「取り組んではいるが、不定期である」を選んだ場合、下記の６つの選択肢から１つ選択。

１．年１回程度	２．年２～４回程度
３．年５～７回程度	４．年８～１０回程度
５．月１回程度（年12回程度）	６．月１回以上（年12回以上）

◇結果：年１回程度の実施が約47%でした。

◇戦略作成上の留意点：事業者が確保できる時間と相談しながら、取り組み頻度や内容を充実させていくことが望まれます。

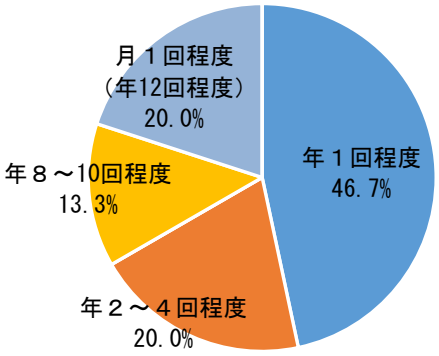

図28　環境教育・環境学習の取組み頻度

④環境教育・環境学習に取り組んでいない理由

◇選択：①で「今は取り組んでおらず、今後も予定なし」、「今は取り組んでいないが、今後は予定あり」を選んだ場合、下記の９つの選択肢からあてはまるものをすべて選択。

１．テーマがわからない	２．社員のスキルが不十分
３．取り組み方法がわからない	４．教材が少ない
５．予算がない	６．時間の確保が難しい
７．研修の機会が少ない	８．特になし
９．その他	

◇結果：時間の確保や取り組み方法がわからないことを理由として挙げている事業者が多い傾向にありました。

◇戦略作成上の留意点：環境教育や環境学習に取り組んでいる事業者の事例を紹介するなど、情報提供が必要です。

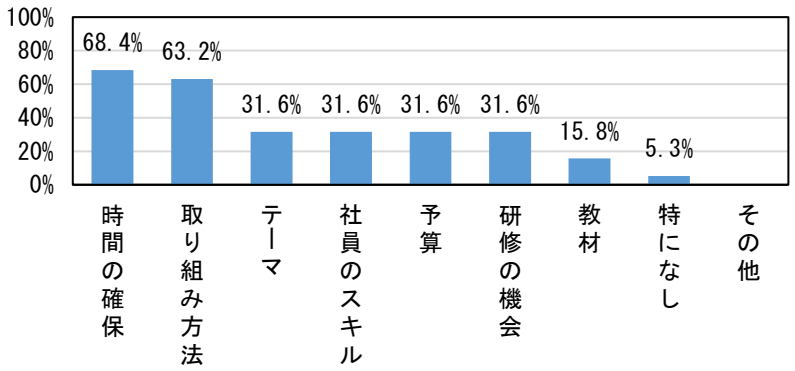

図29　環境教育・環境学習に取り組んでいない理由

⑤環境問題への取り組みや環境教育を実施する上で市に手伝ってほしいこと

◇選択：下記の６つの選択肢からあてはまるものをすべて選択。

１．専門家の派遣、紹介等 ２．ノウハウを学ぶ機会の提供（出前講座、学習会の開催等） ３．関係機関との調整、窓口 ４．補助金等の金銭的負担の軽減 ５．資機材やツールの提供 ６．その他

◇結果：金銭的な負担の軽減を求める事業者が最も多い結果でした。また、ノウハウを学ぶ機会や資機材の提供も挙げられていました。

◇戦略作成上の留意点：事業者の取り組みに対し支援することで、企業と連携した生物多様性に関する取り組みを幅広く展開していくことが望まれます。

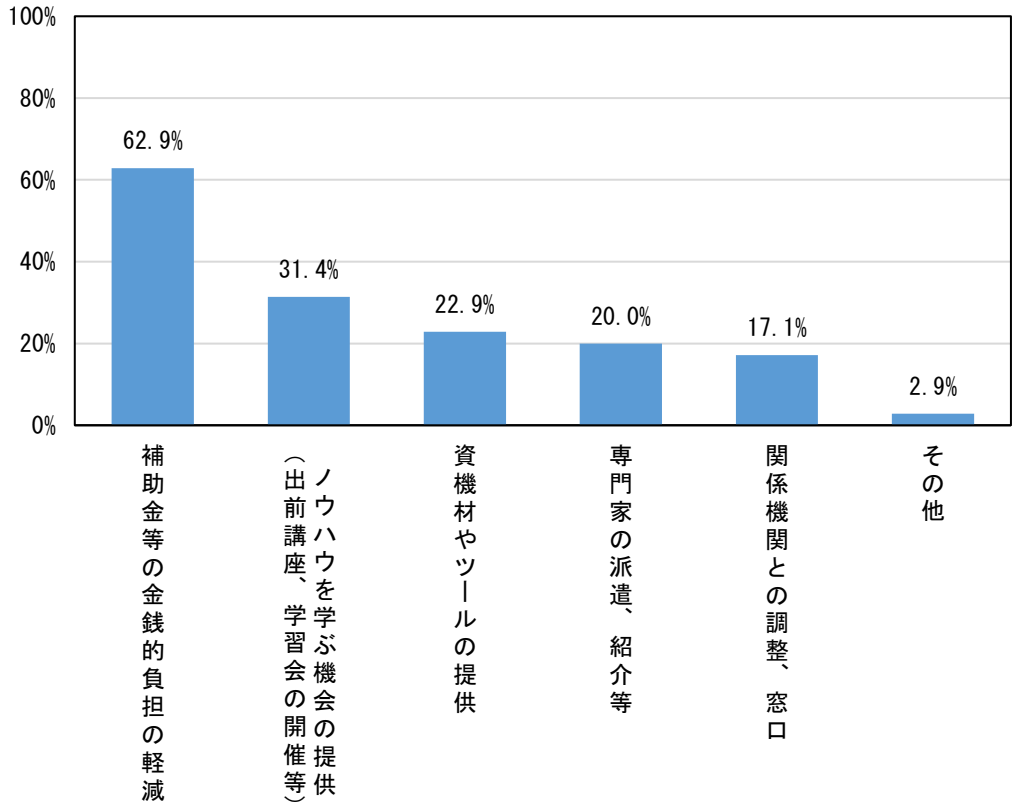

図30　環境問題への取り組みや環境教育を実施する上で市に手伝ってほしいこと

■設問11:川西市が行った方がよいと思う「生物多様性」保全の取り組み（対象:市民、事業者）

◇選択：下記の８つの選択肢から、「３つ」を選択。

１．希少な動植物の保護
２．里山など身近な自然の保護
３．害獣や外来生物による生態系の被害の防止
４．生態系の調査やデータの集積
５．生物多様性の保全に取り組む企業や団体の支援
６．生物多様性の保全に関する情報の普及啓発
７．学校や地域のイベントによる環境教育の推進
８．その他

◇結果：市民全体では、希少な動物の保護が最も多い結果でした。事業者全体では、里山など身近な自然の保護の他、環境教育の推進、害獣や外来生物による被害の防止が挙げられていました。

◇戦略作成上の留意点：希少な動植物や身近な自然の保護を行うとともに、害獣や外来生物への適切な対策を行う必要があります。また、これらの情報を市民へ提供し、生物多様性の保全に関する普及啓発につなげていくことが望まれます。

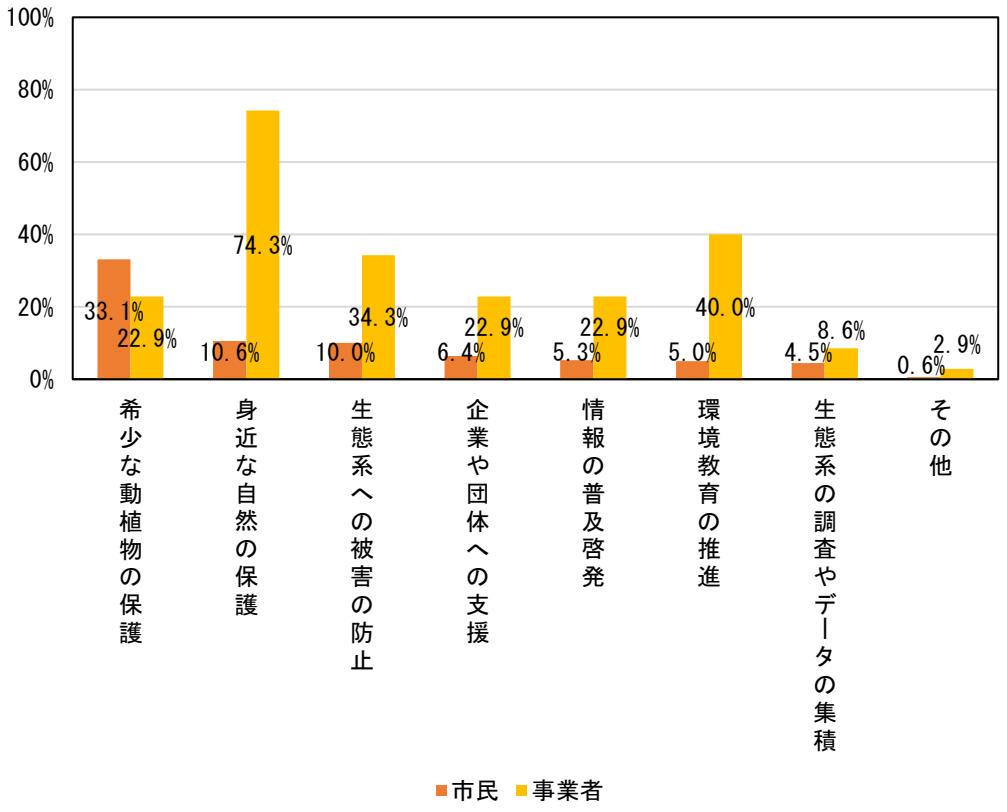

図31　川西市が行った方がよいと思う「生物多様性」保全の取り組み

5. 川西市の地域区分とその特徴･課題

(1)川西市の地域区分

川西市が2024年４月に策定した川西市第３次環境基本計画では、山や川など地形の特性を基本とし、土地利用の状況や市街地の発展経緯など、特性の違いを踏まえ、市域を大きく次の３つに区分し、さらに地域特性をもとに細区分して、市域を４つの地域に区分しています。これに伴い本戦略でも地域区分を６地域から４地域へ変更します（表10、図32）。

①北部：自然が息づき豊かな自然環境が広がる地域と、隣接する住機能が広がる地域
②中部：豊かな自然を背景にした住機能を中心とする地域
③南部：都心機能や生産機能が強く、都市的土地利用が進展している地域

本戦略では、この地域区分を踏襲し、地域特性について検討を行いました。なお、名称についてはよりわかりやすくするために、北部地域を里山地域、中部地域をニュータウン地域、南部１地域を市街地１地域、南部２地域を市街地２地域の名称に変更しました（表10）。

表10 川西市の地域区分とその特徴

地域	戦略第１期の地域区分	土地利用の特性
①北部地域 →里山地域	北部・北地域	黒川地区の里山や知明湖（一庫ダム）などの豊かな自然に恵まれ、古くからの集落が残る地域です。
②中部地域 →ニュータウン地域	北部・南地域 中部西地域 中部・東地域	新名神高速道路や猪名川の周辺に位置する地域です。自然緑地が広がり、集落地や団地などから構成されている地域です。
③南部１地域 →市街地１地域	南部・JR北地域	JR宝塚線の北側に位置する地域です。川西能勢口駅周辺では再開発事業、キセラ川西地区では区画整理事業が行われるなど、都市機能が集積しています。
④南部２地域 →市街地２地域	南部・JR南地域	JR宝塚線の南側に位置する地域です。住宅地、工業地、都市農地等が混在しており、一部には、大阪国際空港周辺の騒音対策区域が含まれています。

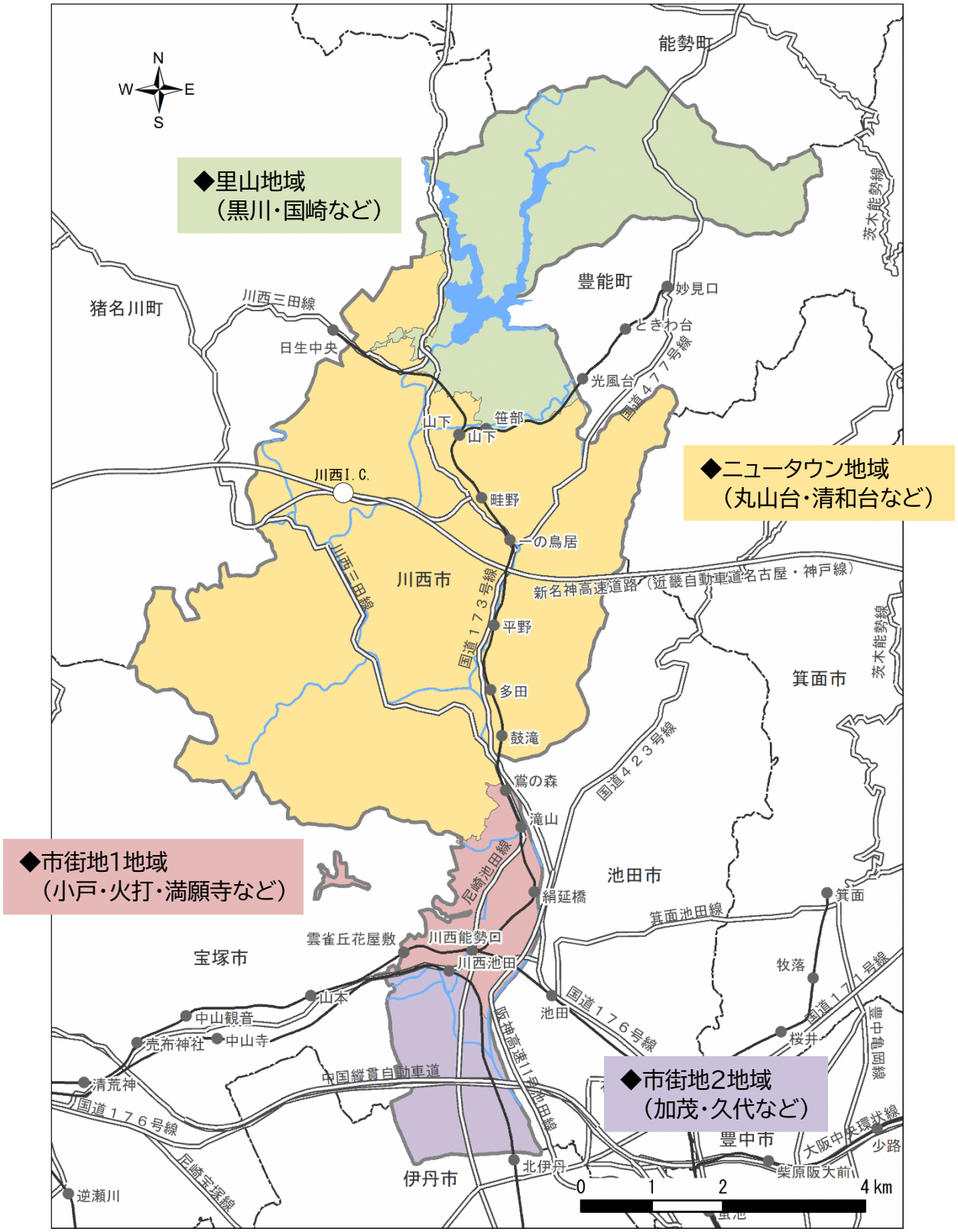

図32 川西市の地域区分

(2)地域の特徴の分析

1)里山地域

①基礎情報

- 里山林が58%と優占する。
- 水田・畑地等は6%、住宅地は3%と少ない。
- ゴルフ場が8%を占めている。
- 傾斜角20°以上の傾斜地が38%と高い割合を占める。
- 公園は、地域内に3ヶ所整備されている。
  街区公園は、2ヶ所と少ない。広域公園である県立一庫公園がある。

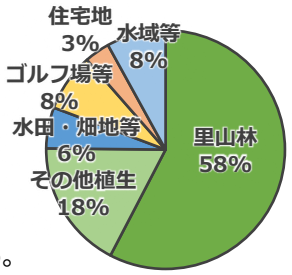

▲土地利用の割合

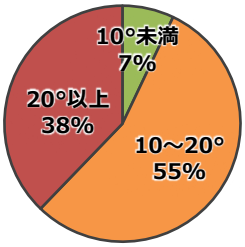

▲傾斜分布

②重要な生態系・特徴的な自然

◇自然環境：笹部には棚田が残されている。サツキが生育する初谷川が流れる。

◇産業（恵み）：特産品であるクリ（銀寄）が栽培されている。

重要な生態系などの数

樹林(里山林):9ヶ所①
樹林(照葉樹林):1ヶ所②
湖沼:1ヶ所③
河川:1ヶ所④

①黒川の山林(大土)、国崎クリーンセンター、黒川の山林(日本一の里山)、妙見山の山林、妙見山の山頂周辺、一庫の山林、国崎の山林、黒川の山林(企業の森)、妙見山の山林(ブナ個体群)
②平野神社
③知明湖
④笹部の初谷川

③活動団体など

- 兵庫県立一庫公園（ひとくらクラブ・ひとくら森のクラブ）
- 国崎クリーンセンター（ゆめほたるクラブ）（森林、ヒメボタル）
- 川西里山クラブ
- 菊炭友の会（森林、エドヒガン、菊炭（一庫炭・池田炭））
- 能勢妙見山ブナ守の会
- NPO法人ひょうご森のクラブ（森林）
- NPO法人北摂里山文化保存会
- 流域ネット猪名川（清掃、外来種対策など）
- 企業（能勢電鉄（株））（森林）
- 一庫ダム管理所（知明湖）

シンボル的な生きものなど

・日本一の里山
・台場クヌギ・エドヒガン・ブナ
・ヒメボタル・ゲンジボタル
・初谷川のサツキ
・社寺林
・知明湖
・菊炭(一庫炭・池田炭)
・クリ(銀寄)

④市民の意識

- 市民が残したい自然として、地元産の野菜や米が採れる農地が最も多く挙げられている。
- 環境保全活動などへの参加意欲は、4地域で3番目に高い。

⑤生物多様性保全に向けた課題

◇生きもの・環境の保全：日本一の里山、エドヒガン群生地、台場クヌギ、ブナ、ヒメボタル、オオムラサキの保全。

◇基礎情報の収集：初谷川のサツキの状況。

◇保全活動の維持・拡大：森林整備ボランティアの継続と拡大。

◇外来種・シカの脅威など：シカにより低下した林床植生の回復、ナラ枯れ拡大防止のための監視、外来動物による農作被害対策、知明湖における外来魚駆除。

◇自然活動団体との連携：各種企業の森参画事業や公園でのエコアップ（ビオトープづくりや在来植物の植栽など）。

◇広報：人の営みによる一庫炭、台場クヌギ、日本一の里山というつながりの啓発など。

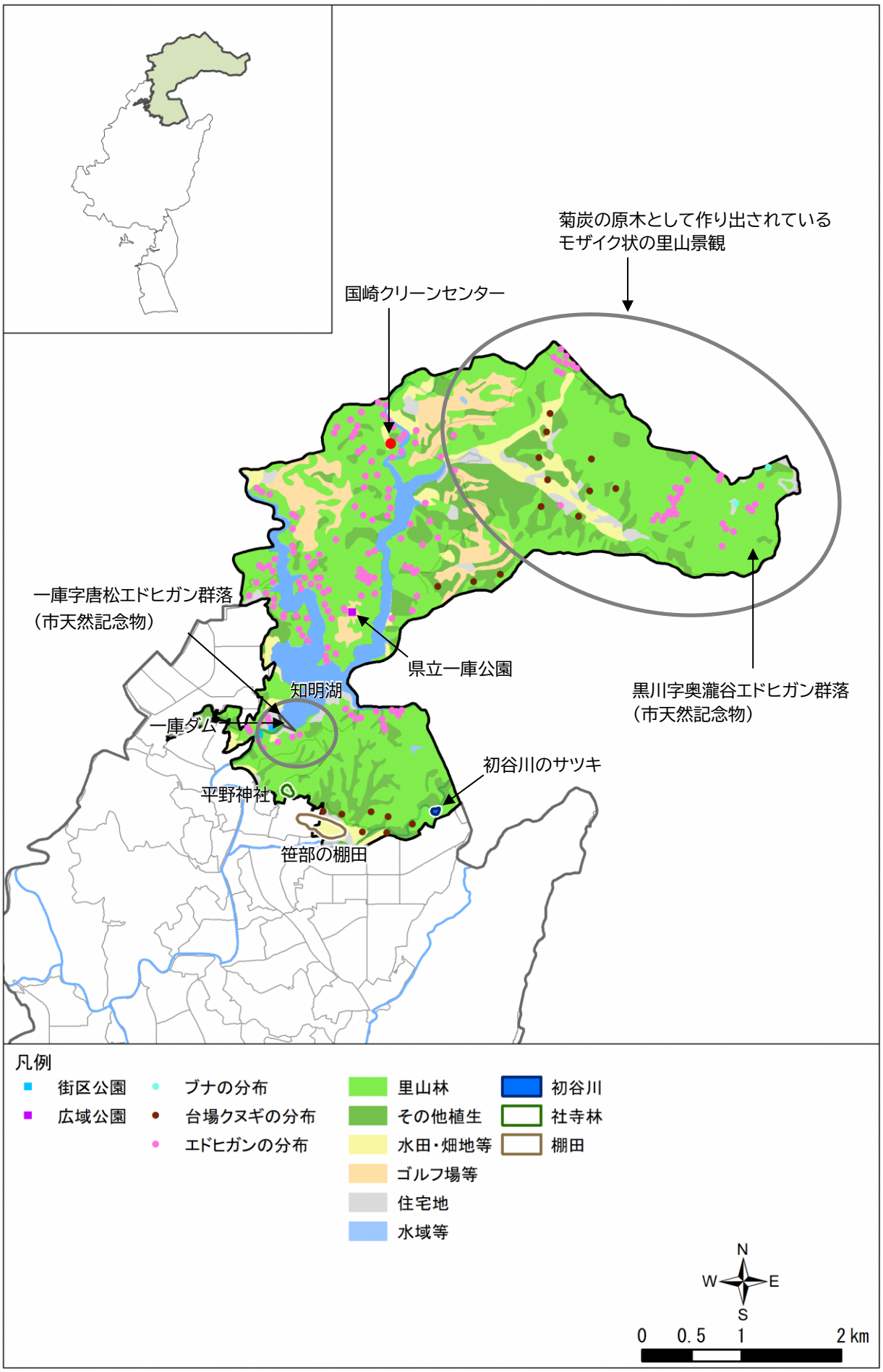
菊炭の原木として作り出されている
モザイク状の里山景観
国崎クリーンセンター
一庫宇唐松エドヒガン群落
（市天然記念物）
県立一庫公園
知明湖
一庫ダム
黒川字奥瀧谷エドヒガン群落
（市天然記念物）
初谷川のサツキ
平野神社
笹部の棚田
凡例
街区公園
広域公園
ブナの分布
台場クヌギの分布
エドヒガンの分布
里山林
その他植生
水田・畑地等
ゴルフ場等
住宅地
水域等
初谷川
社寺林
棚田
N
W
E
S
0
0.5
1
2 km

図33　里山地域マップ

2)ニュータウン地域

①基礎情報

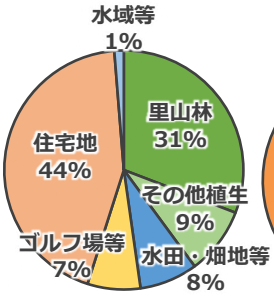

▲土地利用の割合

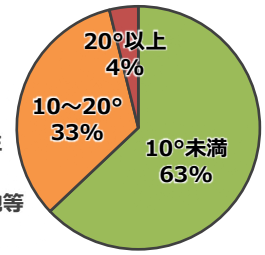

▲傾斜分布

- 住宅地が44%と優占する。
- 水田・畑地等は8%と少ない。
- 傾斜角20° 以下の緩傾斜地が96%と高い割合を占める。
- 公園は、地域内に218ヶ所整備されている。
  街区公園は191ヶ所、児童遊園地は8ヶ所ある。
  近隣公園は、平木谷池公園、水明台第5公園、けやき坂中央公園など7ヶ所がある。
  地区公園（カントリーパーク）である深山池公園がある。
  都市緑地は、素盞嗚公園、平野宮山公園（多太神社）、せせらぎの道など11ヶ所がある。

②重要な生態系・特徴的な自然

◇自然環境

- 猪名川渓谷があり、清和台付近などにエドヒガンが群生する場所がある。水明台１丁目のエドヒガン群落は市天然記念物に指定されている。
- 虫生の森（清和台東３丁目コナラ群落）が市天然記念物に指定されている。
- サツキが生育する初谷川が流れる。
- 清和台付近の残存林は、シカの食害が少なく、種多様性の高い里山林（まち山）である。
- 多太神社の社寺林や鼓が滝がある。
- 笹部や赤松地区には棚田が残されている。

重要な生態系などの数

樹林(里山林):3ヶ所①
樹林(照葉樹林):1ヶ所②
河川:2ヶ所③
水田:2ヶ所④

①猪名川渓谷、多太神社、清和台の山林
②多太神社
③猪名川渓谷、鼓が滝の猪名川
④笹部の棚田、赤松の棚田

◇産業（恵み）：特産品であるクリ（銀寄）や特産品であるイチジク（桝井ドーフィン）が栽培されている。若宮地区では、正月の門松の材料とするクマザサの栽培、出荷が行われている。

シンボル的な生きものなど

- 台場クヌギ
- エドヒガン
- クリ(銀寄)
- イチジク
- ゲンジボタル
- 棚田
- 社寺林
- 鼓が滝
- 種多様性の高いまち山

③活動団体など

- 大和フォレストクラブ（ナラガシワ・山野草植物、オオムラサキ）
- 渓のサクラを守る会（エドヒガン）
- 流域ネット猪名川（清掃、外来植物対策など）
- 東多田里山の会
- 虫生川周辺の自然を守る会（森林、植物、昆虫）

④市民の意識

・市民が残したい自然として、水がきれいで生きもの豊かな水辺が最も多く挙げられている。
・環境保全活動などへの参加意欲は、4地域で2番目に高い。

⑤生物多様性保全に向けた課題

◇生きもの・環境の保全：台場クヌギの保全、エドヒガン群生地の保全、社寺林の保全、種多様性の高い里山林（まち山）の保全、鼓が滝の保全、笹部の棚田の保全、赤松の棚田の保全。
◇基礎情報の収集：初谷川のサツキの状況、残存森林（まち山）の生物多様性、ゴルフ場の生物多様性（草原性の生物）。
◇保全活動の維持・拡大：社寺林、エドヒガンの保全ボランティア活動の継続・拡大、残存林保全の継続と拡大、棚田保全の継続と拡大。
◇外来種・シカの脅威など：外来動物による農作物被害対策。外来植物対策。
◇自然活動団体との連携：公園、居住地のエコアップ（ビオトープ・レフュージア※・混ぜ垣など）。
◇広報：エドヒガンや社寺林などの情報発信、棚田や残存林などの情報発信。

※レフュージア：生態学の用語で避難場所、退避場所を指します。川西市の生物多様性を守るために、人の管理が行き届く公園などを、貴重な植物などの避難、退避場所として利用することです。

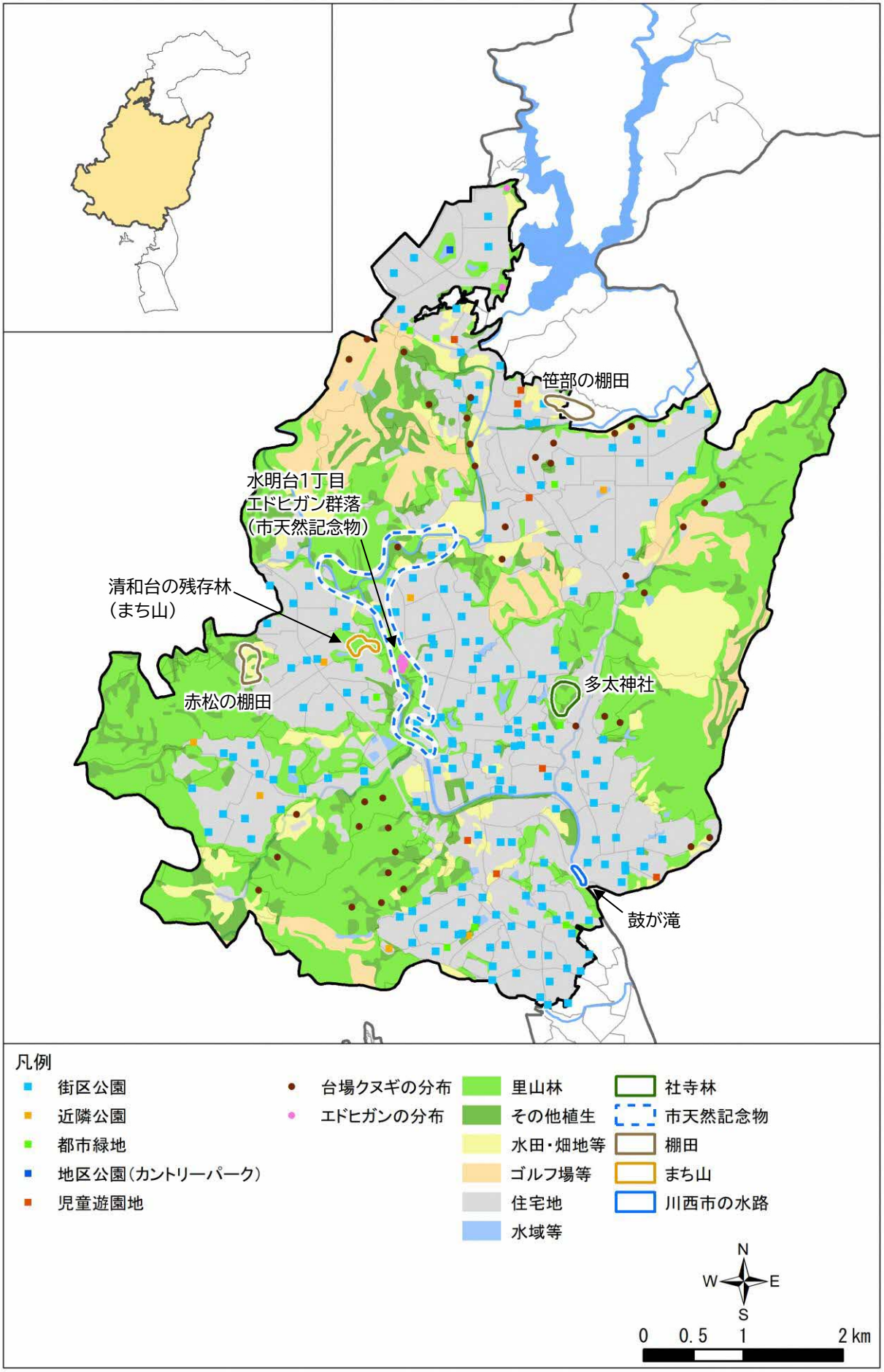

図34　ニュータウン地域マップ

3)市街地1地域

①基礎情報

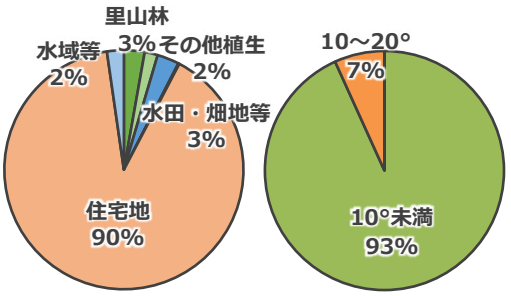

▲土地利用の割合　▲傾斜分布

- 住宅地が90%を占める。
- 里山林、水田・畑地等は3%とごくわずかである。
- 傾斜角10°未満の土地が93%を占めている。
- 公園は、地域内に46ヶ所整備されている。
  街区公園は30ヶ所、児童遊園地は10ヶ所ある。
  近隣公園として、キセラ川西せせらぎ公園、ドラゴンランドがある。
  都市緑地は、寺畑2丁目公園など3ヶ所がある。

重要な生態系などの数
樹林(照葉樹林):2ヶ所①
水路:1ヶ所②
河川:1ヶ所③

①八坂神社、小戸神社
②市街地の水路
③猪名川の河川敷

②重要な生態系・特徴的な自然

◇自然環境
- 社寺林として、八坂神社、小戸神社などがある。
- 川西北小学校前を流れる水路には、貴重な魚類などが確認されている。
- 猪名川の河川敷には、河川本来の植生が発達するとともに多様な生きものが生息している。また、人と自然のふれあいの場として利用されている。

◇産業（恵み）：特産品であるイチジク（桝井ドーフィン）が栽培されている。

③活動団体など

- 身近な自然とまちを考える会（水路の生きものの保全など）
- 国土交通省猪名川河川事務所
- 流域ネット猪名川（清掃、外来植物対策、オギ原（在来種）の保全など）

シンボル的な生きものなど
- 社寺林
- 市街地水路
- 猪名川河川敷
- モモ
- イチジク

④市民の意識

- 市民が残したい自然として、水がきれいで生きもの豊かな水辺が最も多く挙げられている。
- 環境保全活動などへの参加率は、4地域で最も高い。

⑤生物多様性保全に向けた課題

◇生きもの・環境の保全：市街地水路の保全、社寺林の保全、猪名川河川敷の保全。
◇基礎情報の収集：特になし。
◇保全活動の維持・拡大：社寺林や水路保全のボランティア活動の継続・拡大。
◇外来種・シカの脅威など：猪名川河川敷の外来植物対策。
◇自然活動団体との連携：国土交通省猪名川河川事務所、公園、企業敷地のエコアップ（ビオトープ・レフュージア）。
◇広報：社寺林、市街地水路保全活動などの情報発信。

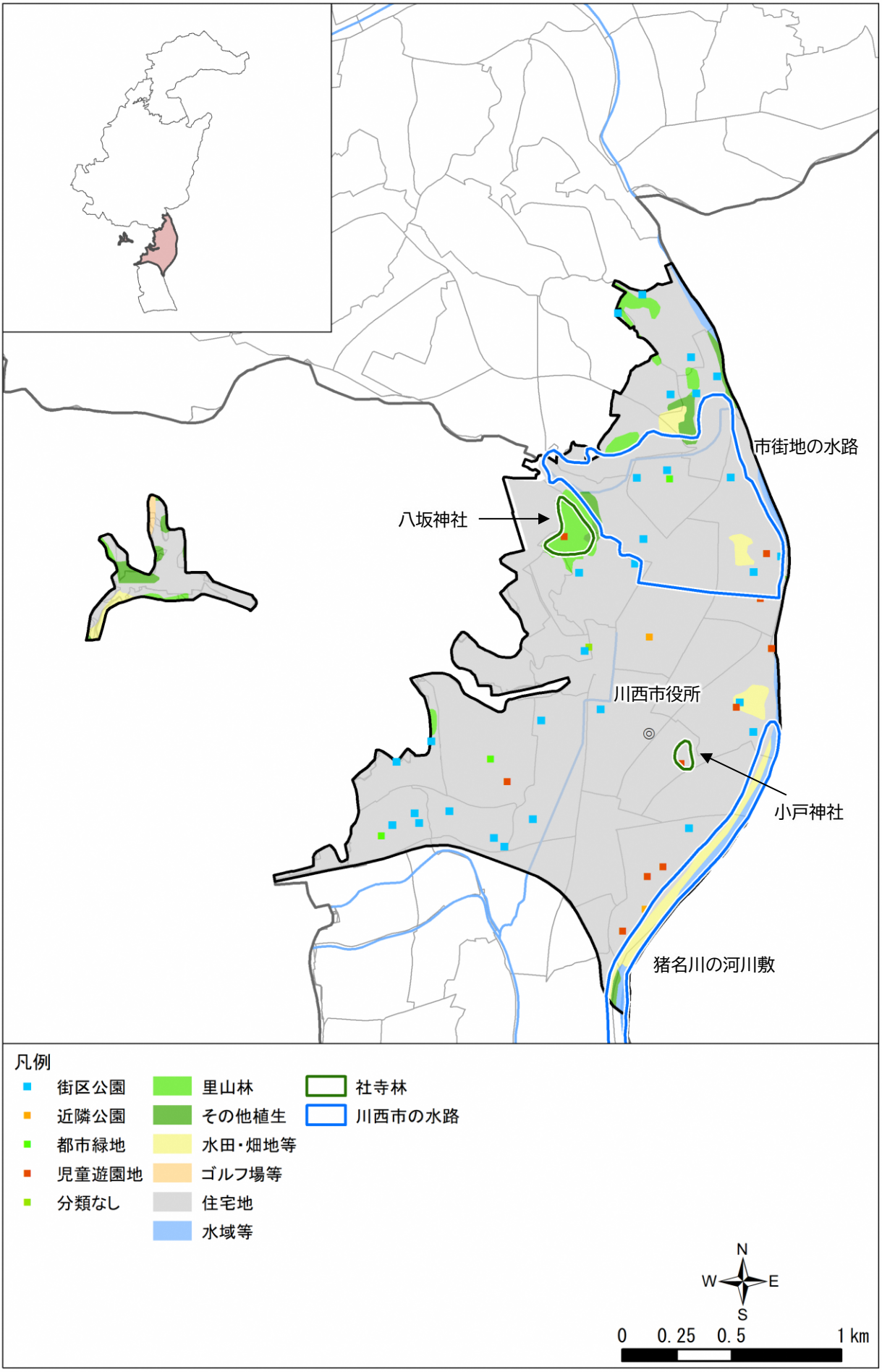

図35　市街地1地域マップ

4)市街地2地域

①基礎情報

- 住宅地が74%を占める。
- イチジク畑を中心とした水田・畑地等が19%を占める。
- 傾斜角10°未満の土地が100%を占めている。
- 公園は、地域内に40ヶ所整備されている。
  街区公園は23ヶ所、児童遊園地は11ヶ所ある。
  地区公園として、県立西猪名公園、総合公園として、東久代公園がある。
  都市緑地として、久代2丁目緑地と加茂1丁目公園がある。
  緑道として、南山緑道がある。

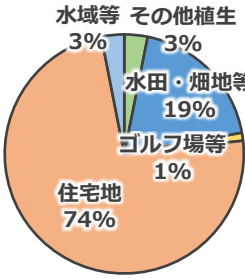

▲土地利用の割合

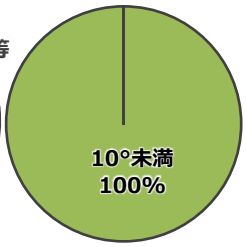

▲傾斜分布

②重要な生態系・特徴的な自然

◇自然環境

- 加茂の段丘崖にはエノキやムクノキが優占する林が残されており、ヒメボタルが確認されている。
- 社寺林として、鴨神社などがある。
- 猪名川の河川敷には、河川本来の植生が発達するとともに多様な生きものが生息しており、人と自然のふれあいの場として利用されている。

◇産業（恵み）：特産品である早生モモや特産品であるイチジク（桝井ドーフィン）が栽培されている。

重要な生態系などの数
樹林(里山林):1ヶ所①
樹林(照葉樹林):1ヶ所②
河川:1ヶ所③

①加茂の段丘崖
②鴨神社
③猪名川の河川敷

③活動団体など

- 国土交通省猪名川河川事務所
- 川西自然教室（ヒメボタル）
- 流域ネット猪名川（清掃、外来植物対策、オギ原（在来種）の保全など）
- NPO法人野生生物を調査研究する会

シンボル的な生きものなど
- 段丘崖
- ヒメボタル
- ゲンジボタル
- 社寺林
- 猪名川河川敷
- モモ
- イチジク

④市民の意識

- 市民が残したい自然として、イチジク、クリ、モモなど特産品がつくられている果樹園が最も多く挙げられている。
- 環境保全活動などへの参加率は、4地域で最も低い。

⑤生物多様性保全に向けた課題

◇生きもの・環境の保全：市街地水路の保全、社寺林の保全、猪名川河川敷の保全。
◇基礎情報の収集：特になし。
◇保全活動の維持・拡大：社寺林や水路保全のボランティア活動の継続・拡大。
◇外来種・シカの脅威など：猪名川河川敷の外来植物対策。
◇自然活動団体との連携：河川敷の清掃、公園、企業敷地のエコアップ（ビオトープ・レフュージア）。
◇広報：社寺林、市街地水路保全活動などの情報発信。

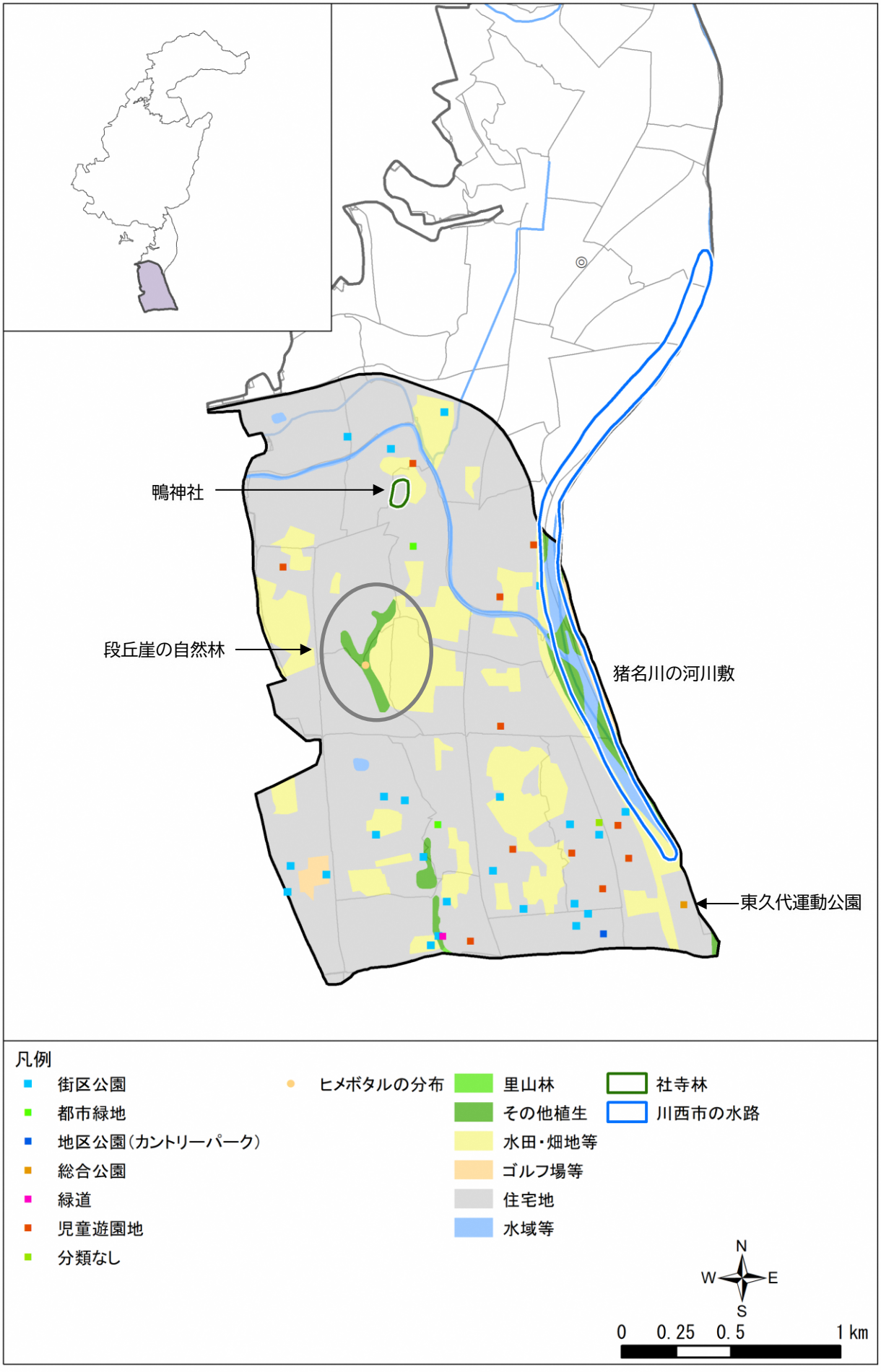

図36　市街地2地域マップ

(3)課題のまとめ

1)川西市における4つの生物多様性の危機に対する課題

①第一の危機に関連する課題(直接的な影響)

新名神高速道路開通により、周辺の土地利用に伴う一部の里山の分断や改変、過去に造成されたニュータウンや市街地での環境保全や環境改善などが課題となります。特に、市街地では残された自然環境が少ないため、生物が生息できる空間そのものがありません。そのため、市民、事業者でもできる、市街地での生物多様性を向上(エコアップ)させるための方法の検討が必要となります。

②第二の危機に関連する課題(人の働きかけの減少)

本課題では、日本一の里山、社寺林、棚田、市街地の水路などの生態系の保全、エドヒガン、ブナ、ヒメボタル、コウモリ類などの種の保全およびシカの食害とナラ枯れの軽減など、多くの要素が対象となります。特に北部の黒川周辺の日本一の里山を守っていくためには、現在、多くのスキルを持ったボランティアが活動しているものの、対象とする面積が広大であるために参画者の拡大が必要となります。里山整備などの過程で出る木質バイオマスをエネルギーとして活用することで「里山地域循環共生圏」の実現にも寄与することが期待されます。さらに、シカの食害という新たな脅威への対応が求められます。なお、市街地に住む市民の里山整備の参画意識は高いので、活動に参画できるような情報発信や協働のしくみが必要となります。

③第三の危機に関連する課題(外来種などの影響)

湖沼でのブラックバス、猪名川河川敷のアレチウリのほか、農作物に被害を与えるアライグマやヌートリアが問題となっています。また、クビアカツヤカミキリによるサクラやモモへの被害が懸念されるなど、川西市の生態系を変えてしまうような脅威が迫っています。外来種対策は早期発見、早期対策が必要であり、被害が拡大する前からの行動が重要となります。そのためには、多くの人の目、人の手が必要となるので、市民への周知および対策への参画が期待されます。

④第四の危機(地球温暖化の影響)および情報発信などに関する課題

地球温暖化による生態系への影響が顕著となっています。そのため、地球温暖化の問題を含め、生物多様性に関する情報および各地域での特徴的な自然環境などを、市民などに広報し理解、認識してもらうために、情報を発信する必要があります。また、川西市としての取り組みをシンボル的に示したり、見てもらえたりすることができればPR効果は高まるものと考えられます。

2)川西市の生物多様性に関する認識と情報の不足

アンケート結果から、川西市民における「生物多様性」の言葉や意味の認知度は高い一方で、本戦略やその内容の認知度が低いことが明らかとなりました。また、認知度の高さに対し、実施率が低いことも明らかとなりました。さらに、川西市における生物多様性の現状や守るべき自然の詳細な情報が不足していることも課題です。特に、種の多様性が非常に高いニュータウンに残された残存林の「まち山」は、川西市の生物多様性を守る上で、重要な場所となる可能性があります。

そのため、市は本戦略や生物多様性に関する情報の広報を市民に対して行うことが必要です。また、その情報のもととなる重要な生きものの生育、生息状況や構成種、生物多様性の高いまち山の分布状況などについて把握するとともに、保全活動等への参加のハードルを下げる方策に取り組む必要があります。

第3章
「生物多様性ふるさと川西戦略」が目指すもの

1. 生物多様性保全の基本理念と目指すべき川西市の将来像

2023年３月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」には、生物多様性によって支えられる自然共生社会を実現するための戦略の理念として「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」が掲げられています。また、持続可能な社会を構築するためには、自然が安定し、変化に対するしなやかさを保ち、将来にわたりその恵みを受けることができるよう、共生と循環に基づく自然の理に則った行動を選択することが重要であるとされています。本戦略でもこれを基本理念とし、目指すべき川西市の将来像を次のとおり設定します。

◆基本理念

生物多様性国家戦略の理念

自然資本を次の世代に受け継ぐべき資産として捉え、その価値を的確に認識して、自然資本を守り持続可能に活用する社会に変革していくことが必要です。これらを通じて、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会を構築する必要があります。

◆目指すべき川西市の将来像

一人ひとりが川西市のすばらしい自然を誇りに思い、それらを守り共生するまち

川西市に関係するすべての人が生物多様性の必要性を理解し、川西市の自然の魅力や重要性について「ふるさと川西」として誇りを持つことで、生物多様性の保全に向けた行動をおこし、自然と共生するまち・川西市を目指します。

2. 目標の設定

2023年３月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、「『2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会」を実現することを中長期目標としています。また、短期目標として、「2030年までに、『ネイチャーポジティブ：自然再興』を実現する」ことを掲げています。

そのため、川西市においても、まずは生物多様性の状況を知り、行動を始め、その損失を止め、その後の回復、向上を目指す必要があります。このような状況を踏まえ、本戦略では期間ごとに区分した３つの目標を掲げます。

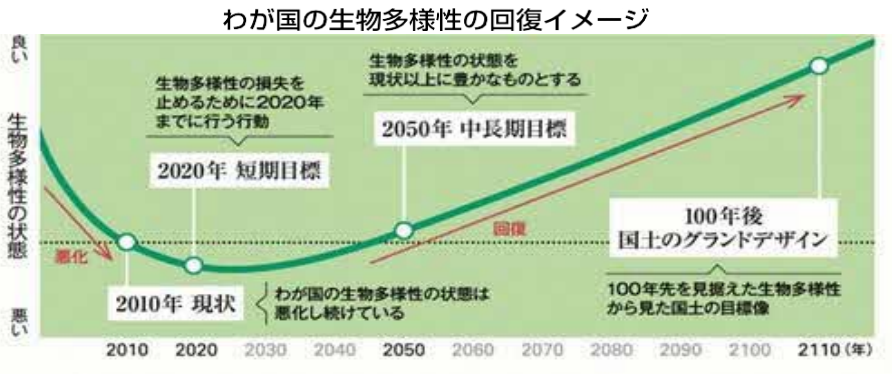

生物多様性国家戦略2010パンフレット「いのちは支えあう」より引用

図37 わが国の生物多様性の回復イメージ

「生物多様性ふるさと川西戦略」の目標
■短期目標（3年目まで）：生物多様性の理解と行動の開始
川西市に関わるすべての人や団体が、川西市の自然のすばらしさと生物多様性の重要性を理解することでライフスタイルを見直し、それぞれができることから行動を始められるようにします。これにより、生物多様性の悪化を止めることを目指します。
■中期目標（3～8年間）：生物多様性保全意識の向上と行動の継続
市民や団体、事業者などの生物多様性の保全に対する意識が高まることで、それぞれの行動が活発になります。さらに、市の指導、規制の充実を行います。これにより、生物多様性を回復させることを目指します。
■長期目標（8～18年間）：主体間の連携、拡大による自然と共生するまちづくり
市民や団体、事業者、市が連携することで行動が拡大し、自然と共生する川西市の実現に進みます。これにより、生物多様性のさらなる向上を目指します。

3.「生物多様性ふるさと川西戦略」の設定－ふるさと川西市民戦略と4つの基本戦略－

設定した目標を達成させ、将来象を実現するための「生物多様性ふるさと川西戦略」として、市民や事業者がすぐに実践できる「ふるさと川西市民戦略」と、川西市が主体となる４つの「基本戦略」を設定します。

(1)「ふるさと川西市民戦略」

川西市の生物多様性の悪化を抑制するのは待ったなしの状況です。そこで、市民、団体、事業者をターゲットに、川西市の自然や生物多様性のことを意識し、ライフスタイルを見つめ直すことですぐに実行できる行動を提言します。

(2)4つの基本戦略

基本戦略1：環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成および生物多様性教育

川西市に愛着を持ち、自然の保全に参画する意識を育むためには、子どもの時からの継続的な環境体験学習および生涯教育の体系化が必要です。そこで、長期的な展望にたち、幼稚園、小学校、中学校から継続的な環境教育を進め、ふるさとである川西市を誇りと思えるよう意識の醸成を図ります。また子どもたちに教える大人（教員）に対する研修の実施や市の生涯教育を行い、川西市の自然を十分に理解し積極的に子どもたちに教えることのできる指導者を育成するための施策を実施します。

SDGsの目標	

基本戦略2：自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発

川西市の生物多様性を保全するには、市民や事業者などの参画が不可欠です。しかしながら、生物多様性に対する市民の認識度はまだまだ低く、市民に生物多様性について十分に理解してもらう必要があります。そこで短～中期的な展望のもと、生物多様性の意味や重要性を普及啓発するために、いろいろな媒体や機会を活用し川西市の生物多様性や自然環境に関する情報を発信するための施策を実施します。

SDGsの目標	

基本戦略3：生物多様性保全の取り組みの強化

川西市の自然、生物多様性を守るためには、第一に今ある良好な自然などを守っていかなければなりません。そこでこれまで進めている環境保全施策の継続や法令などにより保全の取り組みと強化を図っていきます。さらに、市民や事業者による行動、参画を促進するため、市民レベルで実践できる取り組み方法などを紹介する施策を実施します。

SDGsの目標	

基本戦略4：各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大

望ましい川西市の将来像を実現するためには、市民や事業者そして市の役割を明確にし、それぞれが連携、協働しながら生物多様性の保全活動が行われることが不可欠です。そのために、各主体の連携を充実させるために、交流、情報交換ができる場や機会を設け、活動の参画や拡大を補助する施策を実施します。

SDGsの目標	

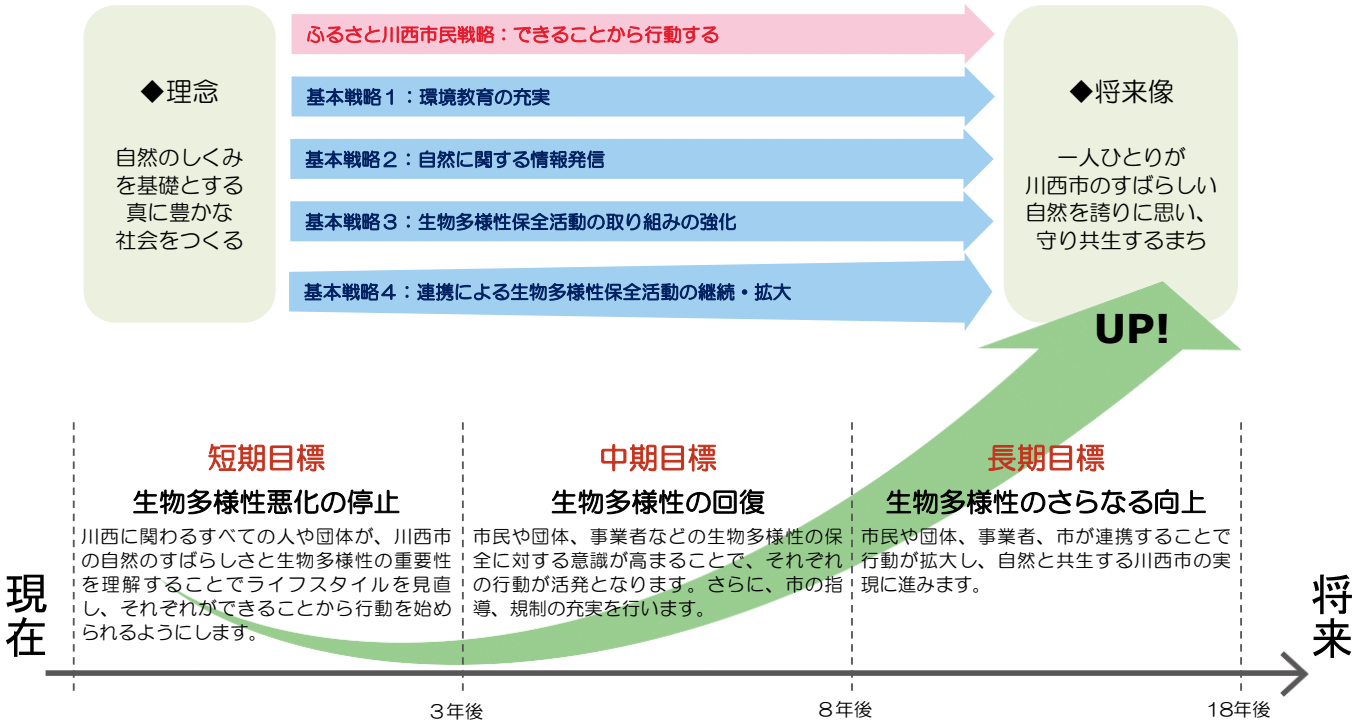

図38「生物多様性ふるさと川西戦略」の概要

第4章
行動計画

1.「ふるさと川西市民戦略」－ライフスタイルを見つめ直してできることから行動を－

基本戦略に基づく川西市の具体的な施策を述べる前に、まずは市民、市民団体、事業者等誰もがすぐに始められる行動について提案します。これまでのライフスタイル、ワークスタイルを見つめ直し、川西市の生物多様性のことを少し考えて日常を過ごすことで、将来にわたり生物多様性が確保され、自然と共生できる川西市になっていくはずです。

(1)川西市の自然・文化に触れる

川西市の自然、生物多様性を意識する、そして知るためには、まずは地域の自然や文化に触れることです。日々の通勤や通学、散歩などの時に見る風景や自然を観察する、地域のことを紹介しているパンフレットや新聞記事に留意することが生物多様性の重要性を知り、行動をおこすための第一歩になると考えます。

(2)自然観察会等のイベントに参加する

川西市には多くの自然活動団体があり、季節ごとに色々なイベントを開催しています。イベントに参加することで川西市の自然を身近に感じることができます。

(3)日常にできる行動

1)ゴミ出しなど生活のルールを守る

不適切に生ゴミなどを出すと、アライグマ（外来種）やイノシシなどの動物がやってくる原因となります。また、カラスやネコなどが荒らすようになり、生態系や景観に悪影響を与えてしまう可能性があります。このようなことがおこらないよう、生活のルールを守る必要があります。

市民、事業者が積極的に意識し、行動できることです。

2)外来種などの拡大を防止する

アライグマやアメリカザリガニ、オオキンケイギクなどの外来種は、当初はペットや園芸用に持ち込まれたものです。その後、飼えなくなって逃がしたり、種子が飛散して生息域が拡大したりすることが問題となっています。それを防止するためには、まずは正しい情報を知ること、そしてむやみに飼わない、捨てない（逃がさない）、広げないの３原則を守る必要があります。なお、これらは外来種だけではなく、例えばメダカやホタルなど川西市から遠く離れた地域から持ち込まれたり、購入した在来の動植物に対しても同じであり、遺伝子の多様性の保全からむやみに自然の中に逃がしたりしてはいけません。

また、ヒアリ、アカカミアリ、アルゼンチンアリは攻撃的で人体や生態系への影響が懸念されています。

クビアカツヤカミキリ
（写真提供：兵庫県）

クビアカツヤカミキリはバラ科のモモやサクラなどの樹木を枯らしてしまう特定外来生物です。繁殖力が非常に強いため、早期の対応が重要です。万が一、成虫やフラス（食べた木くずと糞が混じったもの）を見つけた場合は速やかに兵庫県環境部 自然環境課（電話：078-362-3389）または川西市環境政策課（電話：072-740-1202）までご連絡ください。

アカミミガメとアメリカザリガニは、2023年６月１日より「条件付特定外来生物」に指定されました。ポイントは次の3点です。

１　規制開始後も、一般家庭でペットとして飼育しているアカミミガメ・アメリカザリガニは、これまで通り飼うことができます。
２　アカミミガメ、アメリカザリガニを野外に放したり、逃がしたりすることは法律で禁止されます。
３　飼い続けることができなくなった場合は、友人・知人、個体の新しい飼い主探しをしている団体等に譲渡してください。

詳しくは、環境省ホームページ
（https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/jokentsuki.html）をご覧いただくか、「環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル」（電話：0570-013-110）にお問い合わせください。
市民一人ひとりが注意し、実行できることです。

アメリカザリガニ
（写真提供：環境省）

アカミミガメ
（写真提供：環境省）

3)地域の農産物･特産品を消費する

クリ、モモ、イチジク、菊炭をはじめ、地域の農産物であることを意識し、消費するようにします。これらの需要が増えることで、農地での生産が確保され、畦、水田、畑など豊かな農村の環境が管理、維持され、生物多様性が確保されます。

市民、事業者など、誰もが取り組める行動です。

4)身近なエコアップ

自宅の庭やベランダ、工場の敷地などで樹木や草花を植える時、チョウや鳥が訪れる種なども意識して植えるようにします。また、生垣を作る際に一種類の木で作るのではなく、複数の樹種を混ぜる「混ぜ垣」を作るのも良いです。このような場所が増えることで、チョウのネットワークができます。特に自然の少ない市街地などでは効果がある行動です。

市民、事業者など、誰もが取り組める行動です。

5)情報を発信、共有する

川西市では、日本一の里山やヒメボタル、エドヒガンの保全など市民団体、ボランティアなどの団体が積極的に活動しています。また、企業や公共の公園などでも自然環境や生物多様性保全の取り組みがなされています。これらの団体や事業者が情報を発信し、市民などへPRするとともに、横断的な交流を深めることで、活動の拡大、充実が期待できます。川西市や兵庫県などが開催するイベントなどに参加し、活動の情報発信や他団体などとの交流を深めることが大切です。

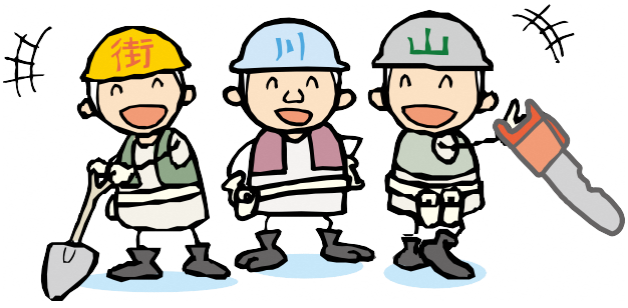

ボランティア団体、事業者などが積極的に取り組める行動です。

6)ビオトープ整備における情報収集や学習

工場などにビオトープを作る時、しっかりとした知識または指導者がいないと、逆効果になってしまうこともあります。例えば、生きものを導入する時、在来種でも遠く離れた地域の種が持ち込まれたりしないよう、最新の情報などをよく理解し、情報の収集や学習をしておくことが必要です。特に事業者などが留意し、行動することが求められます。

2. 基本戦略に基づく行動計画

(1)環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の熟成および生物多様性教育(基本戦略1)

1)児童・生徒を対象とした環境教育の実施

①施策名称【就学前園児の環境教育方針】・担当部署【教育推進部】

国の定める３法令や市規定の全体的な計画などに基づいて、各園所で計画を立てて、園所内の自然環境を生かした取り組みや県や市の企画に参加したりして環境保育に努めていきます。

②施策名称【小学校体験活動(環境体験)】・担当部署【教育推進部】

小学校３年生を対象とした「環境体験」を実施し、児童が普段生活している地域の自然の中に出かけて環境体験をします。また、川西市独自の自然や産物を知り、それらを広めていくことで、環境問題を考え解決していく素地を育んでいきます。

③施策名称【里山体験学習】・担当部署【教育推進部】

小学校４年生対象に「里山体験学習」を実施し、日本一の里山である黒川地域を体験活動の場として、自然に対する畏敬の念をはじめ、生命のつながり・環境保護の大切さを実感し、美しさに感動する豊かな心を育んでいきます。川西市の自然特性を活かした、独自の環境教育です。

④施策名称【小学校体験活動(自然学校)】・担当部署【教育推進部】

小学校５年生を対象に「自然学校」を実施し、児童が兵庫県にゆかりのある人や自然、地域社会と触れ合い、理解を深めるなど、長期宿泊体験を通して、自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育んでいきます。

⑤施策名称【中学校教育支援】・担当部署【教育推進部】

中学校２年生を対象に地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」を実施し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重したさまざまな活動や体験を通して、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心を育てるとともに、自立性を高め「生きる力」を育んでいきます。

戦略の進捗を評価するための指標
・各環境教育を受けた１年間の人数

2)教職員や市民を対象とした研修の実施

①施策名称【教育研究】・担当部署【教育推進部】

教職員対象に「環境体験研修」を実施し、日本一の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然などを体験し、自然・生物・環境教育など体験的な研修を行っていきます。

②施策名称【環境学習の充実】・担当部署【市民環境部】

公民館などの学習の充実を図り、リタイアした世代だけでなく、30才代から50才代への環境教育も充実させていきます。

戦略の進捗を評価するための指標
・研修を受けた年間の教職員数 ・環境に関する公民館講座を受けた人数

(2)自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発(基本戦略2)

1)広報や市HPによる情報発信

①施策名称【自然環境情報の発信】・担当部署【市民環境部】

市HPや広報かわにしなどの媒体を通じ、かわにしの自然環境、生物多様性に関する情報を定期的に発信することにより、ふるさと川西のすばらしさを伝えていきます。

②施策名称【国や兵庫県が作成する上位計画などの広報、普及啓発】・担当部署【市民環境部】

生物多様性に関する国や兵庫県の情報について、市HP上で概要版の掲載やリンクを張り、一元で閲覧でき、情報が入手しやすくなるよう整備します。

③施策名称【観光の推進】・担当部署【市民環境部】

市HPや観光マップなどを通して、市の自然や歴史、市内の観光地のPRを行っていきます。

④施策名称【地産地消の推進】・担当部署【市民環境部】

川西市の特産品であるイチジク、クリ、モモなどについて、市広報誌や市HP等を用いてPRし、地産地消を進めます。

⑤施策名称【市街地における里山のPR】・担当部署【土木部】

JR川西池田駅前ロータリーのクヌギを台場クヌギに仕立てるなど、市街地において、北部の里山の自然を身近に感じられるようにします。

戦略の進捗を評価するための指標
・１年間の各HPへのアクセス数 ・１年間に紹介した自然環境の数

2)川西市によるモデル整備や景観計画による情報発信

①施策名称【再生可能エネルギーの普及啓発】・担当部署【市民環境部】

市役所本庁舎南側壁面に太陽光発電システムを設置し、モニターで観察できるようにするなど、地球温暖化対策（地球温暖化による生きものの衰退・絶滅の防止）として再生可能エネルギーの普及促進のための啓発を進めていきます。

②施策名称【景観形成の情報発信】・担当部署【都市政策部】

川西市景観計画により、市の自然や歴史文化をはじめとする様々な景観資源を活用し、魅力的な景観を周知するとともに、景観形成に向けた取り組みの啓発を進めていきます。

戦略の進捗を評価するための指標
・指標「景観に関心のある市民の割合」（市民実感調査）

(3)生物多様性保全の取り組みの強化(基本戦略3)

1)市民生活での生物多様性保全の活動の支援

①施策名称【外来種対策の推進】・担当部署【市民環境部】

外来種の侵入経路、影響、対策の必要性や市民でも実施できる外来種対策の方法などをまとめ、市HPなどで広報するなど、外来種に対する対策を進めます。

戦略の進捗を評価するための指標
・2032年に実施予定のアンケート調査結果

2)川西市による文化財の保全および生物多様性向上の事業の実施

①施策名称【文化財保存啓発】担当部署【市民環境部】

天然記念物などの貴重な財産である文化財の保全を進めるとともに、その普及啓発、活用を進めていきます。

②施策名称【ため池などの保全】・担当部署【市民環境部】

農業用灌漑のため、水利組合が管理するため池や農業用水路などの補修・改修、水難防止のため、安全柵の設置などへの支援を行っています。今後の改修などに際しては、ため池などにおける生物多様性の重要性に配慮し、進めていけるよう検討していきます。

③施策名称【生物多様性に配慮した公園・緑地管理の推進】・担当部署【土木部】

公園整備の際は、在来種の植樹に努め、特定外来生物の防除に向けた管理を実施していきます。

緑地は、生物多様性の観点から、保全する維持管理団体が継続して活動を行えるよう、公園、緑地などみどりの維持管理活動を行う団体間の連携により、活動を高め合う仕組みづくりを行います。

戦略の進捗を評価するための指標
・指定・登録文化財（天然記念物）の件数 ・緑地における維持管理団体数

水明台1丁目エドヒガン群落

3)川西市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施

①施策名称【ナラ枯れ対策】・担当部署【市民環境部】

カシノナガキクイムシによるナラ枯れが西日本を中心に被害がでているため、被害拡大防止に取り組んでいきます。

②施策名称【有害鳥獣対策】・担当部署【市民環境部】

川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物の被害などの防止を目的に、個体数の調整などとしてイノシシやシカの捕獲・処分を行っていきます。また、シカの食害防止対策としてのシカ柵設置等に対する補助を行っていきます。

③施策名称【外来生物対策】・担当部署【市民環境部】

農作物の被害などの防止、希少種を含めた在来生態系の保全・回復のため、特定外来生物であるアライグマ・ヌートリアを対象に捕獲・処分を行っていきます。また、農作物被害防止対策に対する補助を行っていきます。さらに、セアカゴケグモ、ヒアリ、アルゼンチンアリや、今後サクラやモモへの被害の拡大が懸念されるクビアカツヤカミキリについて、注意喚起や駆除に関する啓発を行っていきます。

戦略の進捗を評価するための指標
・１年間に捕獲した有害鳥獣および外来動物の数 （2022年度実績：186頭（アライグマ90頭、ヌートリア2頭、イノシシ28頭、シカ66頭））

わなにかかったアライグマ

(4)各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大(基本戦略4)

1)市民、団体、企業などとの連携の構築

①事業名【生物多様性に関する情報交換の場の提供】・担当部署【市民環境部】

生物多様性に関する取り組みを行っている市民、市民活動団体、事業者などが交流、情報交換などができる機会や場所を設けます。

「黒川を中心としたまちづくり方針」に基づき、旧黒川小学校グラウンド内に川西市黒川里山センターを整備します。里山保全や教育の振興、観光の推進を図るとともに、地域住民に限らず市内外から様々な方が集まる交流拠点として、生物多様性に関する情報を発信していきます。

②事業名【森林ボランティアの支援】・担当部署【市民環境部】

森林の保全に取り組む森林ボランティア団体の活動支援を行い、日本一の里山と言われる黒川地区の里山を含めた森林の整備に努めていきます。

③事業名【自然や景観への保全活動をサポート】・担当部署【市民環境部・都市政策部】

市街地に点在する自然環境や景観については、市民団体や事業者などが実施する保全活動へのサポート方法を検討します。

④事業名【事業者との連携および生物多様性戦略作成の応援】・担当部署【市民環境部】

兵庫県立一庫公園、独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所、国崎クリーンセンターなど生物多様性の拠点となる地点を管理する事業者などと連携し、生物多様性の保全活動を推進します。

戦略の進捗を評価するための指標
・１年間の情報交換などの実施回数 ・１年間に支援したボランティア数（2022年度実績：６団体）

2）兵庫県や市民団体との既存事業の継続

①事業名【北摂里山博物館構想】・担当部署【市民環境部】

都会近くに残された北摂の里山地域一帯を「北摂里山博物館（地域まるごとミュージアム）」として整備し、生産活動はもとより環境学習、野外活動など、訪れる人々それぞれのニーズにあわせて利活用していくことを通じ、北摂里山の持続的な保全を図り、北摂地域の活性化につなげていく取り組みを兵庫県と連携して実施していきます。

②事業名【NPOなどと連携した河川美化の実施】・担当部署【美化衛生部】

猪名川水系の美化環境を保全し、豊かな生物多様性を守るために、NPOなどが実施する河川美化活動を支援し、発生した廃棄物の収集、処理などを行っていきます。

戦略の進捗を評価するための指標
・1年間に実施した河川美化活動の回数

第5章
推進体制と進行管理

1. 推進体制

「生物多様性ふるさと川西戦略」を効果的に進めていくためには、前述の行動計画で示した各事業を担当する部署間での情報交換を行いながら連携を取り、確実に実施していく必要があります。加えて、市民や事業者からの質問などの対応や、必要に応じて学識者、専門家からのアドバイスを受け、総合的に進めていかなければなりません。

(1)庁内担当部署との連携強化

「生物多様性ふるさと川西戦略」の推進を主に担当する部署を市民環境部、美化衛生部、都市政策部、土木部、教育推進部とし、各部に生物多様性施策推進の担当者を設置し、事業の推進および市民・事業者からの相談などへの回答を行います。各部の担当者は生物多様性の保全など関連するセミナーや講習会に参加し、スキルの向上を図ります。

また、市民環境部が中心となり、庁内の担当部との連携を図り、事業の進捗や課題などについて協議する機会を設けるものとします。

<各部の役割と今後の重点項目>

◆市民環境部

- 市民・事業者からの相談などの窓口を担当します。
- 「生物多様性ふるさと川西戦略」推進の主担当として、事業の進捗や管理を行います。
- 前述の行動計画で示した担当する事業の推進を行います。
- 担当する分野について、市民・事業者からの相談などへの回答を行います。
- 後述する「生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会」の事務局として、委員などとの調整を行い、定期的に委員会を開催します。
- 「生物多様性ふるさと川西戦略」のシンボルとなるような動植物の選定を検討します。
- 里山、森林に関するボランティアとの連携を強化し、高齢化の進んでいるボランティアの団体数と会員数を減らさないよう支援の方策を検討します。

◆美化衛生部

- 前述の行動計画で示した担当する事業の推進を行います。
- 担当する分野について、市民･事業者からの相談などへの回答を行います。

◆都市政策部

- 行動計画で示した担当する事業の推進を行います。
- 担当する分野について、市民･事業者からの相談などへの回答を行います。

◆土木部

- 行動計画で示した担当する事業の推進を行います。
- 担当する分野について、市民･事業者からの相談などへの回答を行います。

◆教育推進部

- 行動計画で示した担当する事業の推進を行います。
- 担当する分野について、市民･事業者からの相談などへの回答を行います。
- 教職員を対象とした環境体験研修の充実を図り、教職員へふるさと川西のすばらしさを伝えることにより、環境教育を推進していきます。

(2)「生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会」の設置

「生物多様性ふるさと川西戦略」を推進し、進捗状況のチェック、評価および修正案を検討することを目的とした「生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会」を設置します。各主体からの意見、アイデアを受けるために、学識経験者、市民や市民団体および事業者など多様な主体により組織します。なお、本委員会の運営は市民環境部が担当し、各委員との調整などを行います。

(3)体制、連携の強化などの検討

1)生物多様性に関するアドバイザー機能の強化

推進する事業における課題解決や市民からの相談に対する返答などについては、専門的な知識を持った人からの助言を受けることが効率的です。そのための協議ができるアドバイザーの人選や連携について検討を行います。例えば、川西市における自然環境や生物多様性などに詳しい人材を募集し、セミナーの講師や団体からの問い合わせ時などに紹介できるように体制を整えます。

2)市民団体、ボランティア、自治会等との連携強化

本戦略の実施効果の検討などにおいては、生きもの情報の収集が必要となります。そのため各地で活動する市民団体、ボランティア、自治会やコミュニティ等からの情報提供などについて検討し、連携を強化していきます。

例えば、各団体との横断的な交流や発表の場を設ける、また、各種団体で実施している調査や所有している生物情報を共有でき、川西市の生物多様性のモニタリングや数値化、今後の評価に活用できるようなシステムを検討していきます。

3)企業の森づくりの誘致、推進

（公社）兵庫県緑化推進協会が進める「企業の森づくり」制度を広報し、川西市における企業の参画を推進することを検討します。

4)生物多様性保全のためのシンボルの選定

「生物多様性ふるさと川西戦略」をより身近な存在とするために、川西市の自然、歴史、文化を象徴し、かつ身近な生きものをシンボルとして選定することを検討していきます。例えば樹木では、各地で群生するエドヒガン、日本一の里山を代表するクヌギ、そして古文書に残るナラガシワの3種類を「三種の心木（じんぎ）」としてシンボルとすることや、オオムラサキ、ミドリシジミの仲間やオオクワガタなど、動物のシンボルの選定も検討していきます。

2. 進行管理

(1)進行管理計画

本戦略における今後の進行管理計画を表11に示します。

基本戦略で設定可能な評価指標について、1年目で実績数値を把握しました。その値を踏まえて次年度の目標数値などの設定、検証を進め、第1期の最終年度である2022年度に生物多様性に関するアンケートを実施しました。アンケートの結果を踏まえ、市民への認識度や参画意欲の状況などを把握し、「生物多様性ふるさと川西戦略」の見直しを行いました。2032年度までの第2期では、一人ひとりが川西市のすばらしい自然を誇りに思い、それらを守り共生するまちを目指して川西市内で一体となって取り組みを行う必要があります。

(2)進行の管理システム

本戦略の進行管理における事業の評価は、表11に示した計画に基づき、①庁内において評価する指標の各数値の集計の実施、②「生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会」における内容のチェックと評価の2段階で進めます。これは、年度当初の「計画（Plan)」→「実施（Do)」と年度終わりの「評価（Check)」と「見直し(Action)」と言う流れで管理するPDCA手法であり、検討結果は外部に公表していく予定です。

表11 「生物多様性ふるさと川西戦略」進行管理計画

基本戦略	評価する指標	第一期				第二期	
		2015年	2016年～	2022年		2023年～	2032年
1.環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の育成		各指標の数値を集計し、次年度に向けての数値目標を設定する	達成度の検証と次年度の目標を設定する	生物多様性に関するアンケートを実施し、市民への認知度や達成状況を評価する	生物多様性ふるさと川西戦略の見直し（内容や評価基準）		一人ひとりが川西市のすばらしい自然を誇りに思い、それらを守り共生するまち
◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	・各環境教育を受けた1年間の人数						
◆教職員を対象とした研修の実施	・研修を受けた年間の教職員数 ・環境に関する公民館講座を受けた人数						
2.自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発							
◆広報やHPによる情報発信	・1年間の各HPへのアクセス数 ・1年間に紹介した自然環境の数						
◆川西市によるモデル整備や景観計画による情報発信	・指標景観に関心のある市民の割合」（市民実感調査）						
3.生物多様性保全の取り組みの強化							
◆市民生活での生物多様性保全の活動の支援	・2032年に実施予定のアンケート調査結果						
◆川西市による文化財の保全および生物多様性向上の事業の実施	・指定・登録文化財（天然記念物）の件数 ・緑地における維持管理団体数	各指標の数値を集計し、次年度に向けての数値目標を設定する	達成度の検証と次年度の目標を設定する				
◆川西市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施	・1年間に捕獲した有害鳥獣および外来動物の数						
4.各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大							
◆市民、団体、企業などとの連携の構築	・1年間の情報交換などの実施回数 ・1年間に支援したボランティア数						
◆兵庫県や市民団体との既存事業の継続	・1年間に実施した河川美化活動の回数						

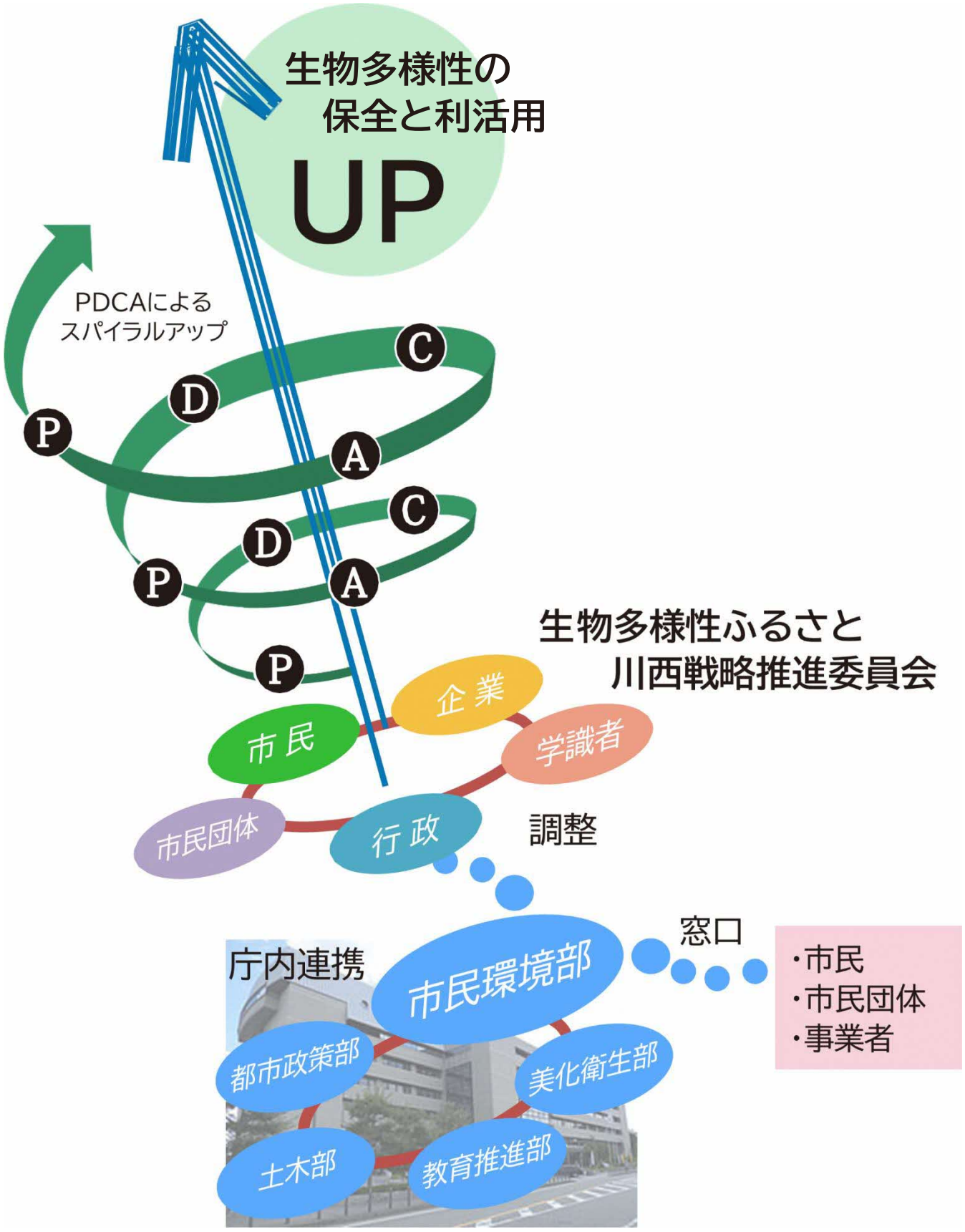

図39　推進体制と進行管理イメージ

参考文献

◆生きもの情報など

『いのちは支えあう生物多様性国家戦略2010』（環境省, 2010年）
『生物多様性国家戦略2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～』（環境省, 2012年）
『生物多様性国家戦略2023-2030』（環境省, 2023年）
『次期生物多様性国家戦略素案の概要』（環境省）
『環境省レッドリスト2020』（環境省, 2020年）
『兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）』（兵庫県, 2011年）
『兵庫県版レッドリスト2013（鳥類）』（兵庫県, 2013年）
『兵庫県版レッドリスト2014（貝類・その他無脊椎動物）』（兵庫県, 2014年）
『兵庫県版レッドデータブック2020（植物・植物群落）』（兵庫県, 2020年）
『兵庫県版レッドリスト2022（昆虫類）』（兵庫県, 2022年）
『河川水辺の国勢調査（両生類・爬虫類・哺乳類）』（国土交通省 河川環境データベース, 2013年）
『河川水辺の国勢調査（昆虫）』（国土交通省 河川環境データベース, 2014年）
『河川水辺の国勢調査（魚類）』（国土交通省 河川環境データベース, 2017年）
『河川水辺の国勢調査（鳥類）』（国土交通省 河川環境データベース, 2018年）
『河川水辺の国勢調査（底生）』（国土交通省 河川環境データベース, 2018年）
『河川水辺の国勢調査（環境基図）』（国土交通省 河川環境データベース, 2020年）
『河川水辺の国勢調査（植物）』（国土交通省 河川環境データベース, 2020年）
『兵庫県の樹木誌』（兵庫県, 1996年）
『ひょうごの川・自然環境調査』（兵庫県, 2005年）
『川西市国崎字小路におけるヒメボタルの生息状況調査及び保全措置にかかる研究報告書』（兵庫県立人と自然の博物館, 2005年）
『生息地の造成工事がヒメボタル個体群へ与える影響に関する研究報告書』（兵庫県立人と自然の博物館, 2006年）
『ひょうごのいきもの・ふるさとを見守るなかま』（兵庫県立人と自然の博物館, 2010年）
『兵庫県におけるハバチ類の種多様性（自然環境モノグラフ１）』（兵庫県立人と自然の博物館, 2004年）
『兵庫県における鳥類の分布と変遷（自然環境モノグラフ２）』（兵庫県立人と自然の博物館, 2006年）
『兵庫県における大・中型野生動物の生息状況と人との軋轢の現状（自然環境モノグラフ３）』（兵庫県立人と自然の博物館, 2007年）
『兵庫県の淡水魚（自然環境モノグラフ４）』（兵庫県立人と自然の博物館, 2008年）
『13年度地域環境調査』（兵庫県植生誌研究会, 1992年）
『生物多様性ひとくらパーク戦略』（兵庫県立一庫公園, 2011年）
『川西市景観MAP』（川西市）
『川西市史第二巻』（川西市, 1976年）
『第2回わがまち再発見写真集』（川西市, 2013年）
『かわにし里山の自然と生き物』（川西市教育委員会, 1998年）
『15年間で著しく減少した川西市加茂地区のヒメボタル』（川西自然教室, 2010年）

『未来につなげる国崎の自然エドヒガン群生林』（国崎クリーンセンター, 2012年）
『未来につなげる国崎の自然ヒメボタル飛翔林』（国崎クリーンセンター, 2013年）
『川西の歴史と産業』（菅原巖, 2007年）
『兵庫県におけるヒメボタルの分布』（八木剛, 2007年）
『兵庫県の蝶』（畑政巳・近藤伸一, 2007年）
『用水路に出た！オオサンショウウオ兵庫・川西』（水の生き物にゅーす, 2009年）

◆貴重性・外来性の判定

『環境省レッドリスト2020』（環境省, 2020年）
『兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）』（兵庫県, 2011年）
『兵庫県版レッドリスト2013（鳥類）』（兵庫県, 2013年）
『兵庫県版レッドリスト2014（貝類・その他無脊椎動物）』（兵庫県, 2014年）
『兵庫県版レッドデータブック2020（植物・植物群落）』（兵庫県, 2020年）
『兵庫県版レッドリスト2022（昆虫類）』（兵庫県, 2022年）
『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』（2022年法律第42号による改正）
『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』（2022年法律第68号による改正）
『我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト』（環境省, 2015年）
『兵庫県の外来生物（ブラックリスト2010（2022改訂版））』（兵庫県, 2022年）
『川西市文化財保護条例』（川西市, 1966年）

◆重要な生態系の抽出根拠

『第５回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書』（環境省, 2000年）
『兵庫県立自然公園条例』（兵庫県, 1963年）
『兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）』（兵庫県, 2011年）
『兵庫県版レッドデータブック2020（植物・植物群落）』（兵庫県, 2020年）
『川西市文化財保護条例』（川西市, 1966年）
『北摂里山博物館構想』（兵庫県阪神北県民局, 2011年）

◆ヒメボタルの写真

兵庫県立人と自然の博物館八木剛氏のご協力をいただきました。

◆マップ

下記データを基に編集・加工

・国土数値情報ダウンロードサイト（行政区域データ、湖沼データ、河川データ、鉄道時系列データ、道路データ、高速道路時系列データ、都市公園データ、標高・傾斜度5次メッシュデータ）（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html）
・基盤地図情報ダウンロードサービス（街区線データ、町字界線データ、道路縁データ、道路構成線データ）（国土地理院）（https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php）
・第6-7回植生調査 1/25,000植生図（生物多様性センター）（http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg67）
・川西市公園台帳
・『生物多様性ふるさと川西戦略』（川西市, 2015年）

資料編

◇川西市の重要種一覧（植物・動物・生態系や自然景観など）
◇川西市の外来種一覧（植物・動物）
◇川西市の重要な生態系・特徴的な自然環境

◇川西市の重要種一覧(植物)

分類	科名	和名	重要種の基準		分布を確認した文献						
			①	②	1	2	3	4	5	6	7
シダ植物門	ハナヤスリ科	アカハナワラビ		B					○		
	ハナヤスリ科	ハマハナヤスリ		B					○		
	イノモトソウ科	ヒメミズワラビ		C					○		○
	メシダ科	ヒカゲワラビ		B					○		
	ウラボシ科	クリハラン		C					○		
種子植物門	アブラナ科	コイヌガラシ	NT	C					○		
	バラ科	エドヒガン		C	○		○	○	○	○	○
	マメ科	ミソナオシ		A			○				
	グミ科	アリマグミ		C			○				
	ツツジ科	サツキ		A		○	○				
	キョウチクトウ科	コカモメヅル		C			○				○
	ヒルガオ科	マメダオシ	CR	EX			○				
	シソ科	ナツノタムラソウ		A						○	
	オオバコ科	アブノメ		C					○		
	オオバコ科	イヌノフグリ	VU	C					○		
	オオバコ科	カワヂシャ	NT	C							
	スイカズラ科	チョウジガマズミ	NT				○				
	スイカズラ科	ナベナ		B							
	キキョウ科	キキョウ	VU		○						
	キク科	オグルマ		C					○		
	キク科	ヌマダイコン		C					○		
	キク科	ハバヤマボクチ		A			○				
	トチカガミ科	トリゲモ	VU	A			○				
	アヤメ科	ノハナショウブ		C	○						
	イネ科	ホッスガヤ		C					○		
	カヤツリグサ科	ビロードスゲ		B			○				
	ラン科	エビネ	NT	C			○				
	ラン科	ギンラン		C			○				
	ラン科	キンラン	VU	C			○				
	ムクロジ科	ムクロジ		C					○		○

※種の分類体系及び学名は、概ね「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省, 2022年）に従った。
※絶滅危惧種のカテゴリーを以下に示す。

①国RL…『環境省レッドリスト2020』（環境省, 2020年）
- EX：絶滅「我が国ではすでに絶滅したと考えられる種」
- EW：野生絶滅「飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種」
- CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類「絶滅の危機に瀕している種」
- CR：絶滅危惧ⅠA類「ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種」
- EN：絶滅危惧ⅠB類「ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種」
- VU：絶滅危惧Ⅱ類「絶滅の危険が増大している種」
- NT：準絶滅危惧「現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種」
- DD：情報不足「評価するだけの情報が不足している種」
- LP：絶滅のおそれのある地域個体群「地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの」

②兵庫県RDB…『兵庫県版レッドデータブック2020（植物・植物群落）』（兵庫県, 2020年）
- EX：絶滅「かつては生息・生育していたと考えられるが、兵庫県では近年、現存が確認できなかった種」
- EW：野生絶滅「飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種」
- A：Aランク「兵庫県内において絶滅の危機に瀕しており、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種」
- B：Bランク「兵庫県内において絶滅の危険が増大しており、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種」
- C：Cランク「兵庫県内において存続基盤が脆弱な種」
- 調：要調査種「兵庫県での生息・生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種」
- 注：要注目種「消滅のおそれのあるものや貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべきもの」

※分布を確認した文献

1. 『かわにし里山の自然と生き物』（川西市教育委員会, 1998年）
2. 『ひょうごの川・自然環境調査』（兵庫県, 2005年）
3. 『生物多様性ひとくらパーク戦略』（兵庫県立一庫公園, 2011年）
4. 『兵庫県の樹木誌』（兵庫県, 1996年）
5. 『兵庫県版レッドデータブック2020（植物・植物群落）』（兵庫県, 2020年）
6. 『平成13年度地域環境調査』（兵庫県植生誌研究会, 1992年）
7. 『河川水辺の国勢調査（河川環境基図）』（国土交通省 河川環境データベース, 2022年）、『河川水辺の国勢調査（植物）』（国土交通省 河川環境データベース, 2020年）

◇川西市の重要種一覧(動物)

分類群	科名	和名	重要種の基準				生物の抽出に使った文献等								
			①	②	③	④	1	2	3	4	5	6	7	8	9
哺乳類	トガリネズミ科	ニホンジネズミ				調								○	
	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ				調								○	
	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ				調								○	
	ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ				調								○	
	ヒナコウモリ科	テングコウモリ				調								○	
	クマ科	ツキノワグマ			LP	注								○	
鳥類	ペリカン科	ヨシゴイ			NT	A			○						
	ペリカン科	ササゴイ				C			○					○	○
	ペリカン科	チュウサギ			NT	C	○		○					○	
	カモ科	トモエガモ			VU	C								○	
	カモ科	コハクチョウ				C	○								
	カモ科	オシドリ			DD	B	○		○		○			○	
	タカ科	ミサゴ			NT	A			○					○	
	タカ科	オオタカ		○	NT	B								○	
	タカ科	クマタカ		○	EN	A									
	タカ科	ハチクマ			NT	B			○					○	
	タカ科	ハイタカ			NT	C			○					○	
	タカ科	ノスリ				B			○					○	
	タカ科	ケアシノスリ				B								○	
	タカ科	サシバ			VU	B			○					○	
	タカ科	ツミ				B									
	ヨタカ科	ヨタカ			NT	A									
	ハヤブサ科	ハヤブサ		○	VU	C			○					○	
	ハヤブサ科	チゴハヤブサ				C									
	キジ科	ヤマドリ				注			○						
	チドリ科	タマシギ			VU	B	○								
	チドリ科	イカルチドリ				B									○
	チドリ科	ケリ			DD										
	チドリ科	イソシギ				C								○	○
	チドリ科	アオアシシギ				B								○	
	チドリ科	オグロシギ				B	○								
	チドリ科	タシギ				B	○								
	チドリ科	アオシギ				B	○				○				○
	チドリ科	ヤマシギ				B									
	チドリ科	タカブシギ			VU	B									
	ブッポウソウ科	ヤマセミ				B			○						
	ブッポウソウ科	カワセミ				注	○		○					○	○
	キツツキ科	アリスイ				B					○				
	キツツキ科	アオゲラ				C			○					○	○
	キツツキ科	アカゲラ				C			○					○	○
	スズメ科	サンショウクイ			VU	C	○							○	
	スズメ科	カワガラス				C			○						
	スズメ科	カヤクグリ				A			○					○	○
	スズメ科	ルリビタキ				A	○		○					○	○
	スズメ科	ノビタキ				A	○		○					○	○
	スズメ科	オオヨシキリ				注	○		○					○	○
	スズメ科	メボソムシクイ				B	○		○					○	
	スズメ科	キビタキ				注			○					○	○
	スズメ科	オオルリ				注	○		○					○	○
	スズメ科	コサメビタキ				C			○						○
	スズメ科	コガラ				注			○					○	
	スズメ科	アオジ				A	○		○					○	○
	スズメ科	クロジ				B			○						
	スズメ科	オオマシコ				調	○								
	スズメ科	コムクドリ				注								○	
	スズメ科	コマドリ				B								○	○
	スズメ科	コヨシキリ				C									
	スズメ科	イスカ				調									
	スズメ科	ホオアカ				A									
	スズメ科	ノジコ			NT	A									
	アマツバメ科	ヒメアマツバメ				B								○	
	ツル科	クイナ				調								○	
	サイチョウ科	ヤツガシラ				調									
爬虫類	イシガメ科	ニホンイシガメ			NT	C	○		○					○	
	スッポン科	ニホンスッポン			DD	調			○						
	タカチホヘビ科	タカチホヘビ				C			○					○	○
	ナミヘビ科	シロマダラ				C			○						○
	ナミヘビ科	ヒバカリ				注			○					○	
	ナミヘビ科	シムグリ				注			○					○	
	ヤモリ科	ニホンヤモリ				注								○	○
両生類	オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	○		VU	B	○							○	
	イモリ科	アカハライモリ			NT	注	○		○						
	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル				C			○						○
	アカガエル科	タゴガエル				C			○						○
	アカガエル科	トノサマガエル			NT		○		○						
	アカガエル科	ツチガエル				C	○		○					○	○
	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル				C	○		○						
	アオガエル科	モリアオガエル				B			○						○
	アオガエル科	カジカガエル				C			○						
魚類	ウナギ科	ニホンウナギ			EN	C		○				○			
	コイ科	ゲンゴロウブナ			EN							○			
	コイ科	ヤリタナゴ			NT	B						○		○	
	コイ科	ハス			VU							○			
	コイ科	アブラハヤ				C								○	○
	コイ科	カワヒガイ			NT	C								○	
	コイ科	コウライモロコ										○			○
	ドジョウ科	ドジョウ			DD	注	○					○		○	

分類群	科名	和名	重要種の基準				生物の抽出に使った文献等								
			①	②	③	④	1	2	3	4	5	6	7	8	9
魚類	ドジョウ科	ナガレホトケドジョウ			EN	調	○					○			
	メダカ科	ミナミメダカ			VU	注	○	○				○		○	
	ハゼ科	ウキゴリ				C								○	○
	アカザ科	アカザ			VU	地									
昆虫類	モノサシトンボ科	グンバイトンボ			NT	B	○		○					○	
	カワトンボ科	アオハダトンボ			NT				○						
	ヤンマ科	カトリヤンマ				C	○		○						
	ヤンマ科	サラサヤンマ				B			○						
	ヤンマ科	マルタンヤンマ				調								○	
	ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ				B								○	
	ヤマトンボ科	キイロヤマトンボ				A								○	
	サナエトンボ科	ホンサナエ				A			○						
	サナエトンボ科	アオサナエ				C		○	○					○	
	サナエトンボ科	タベサナエ			NT			○	○						
	サナエトンボ科	オグマサナエ			NT		○		○						
	サナエトンボ科	キイロサナエ			NT	A								○	
	イトトンボ科	オオイトトンボ				B								○	
	イトトンボ科	セスジイトトンボ				調								○	○
	イトトンボ科	モートンイトトンボ			NT	B								○	
	エゾトンボ科	エゾトンボ				B								○	
	エゾトンボ科	タカネトンボ				注	○		○						
	エゾトンボ科	ハネビロエゾトンボ			VU	A								○	
	アオイトトンボ科	オツネントンボ				調								○	
	トンボ科	ヨツボシトンボ							○						
	トンボ科	アキアカネ					○		○						○
	トンボ科	ナニワトンボ			VU	注								○	
	トンボ科	ノシメトンボ				調								○	○
	トンボ科	マイコアカネ				B								○	
	トンボ科	ミヤマアカネ				注								○	
	トンボ科	ヨツボシトンボ				C								○	
	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ							○						○
	クツワムシ科	クツワムシ							○						
	キリギリス科	コバネササキリ					○		○						
	キリギリス科	カヤキリ							○						
	ヒバリモドキ科	ヒゲシロスズ							○					○	○
	ナナフシ科	ヤスマツトビナナフシ							○						
	セミ科	ハルゼミ							○						○
	ヨコバイ科	コミミズク							○						○
	ツチカメムシ科	シロヘリツチカメムシ			NT				○						
	コオイムシ科	コオイムシ			NT		○	○	○						
	コオイムシ科	タガメ			VU		○		○						
	タイコウチ科	ミズカマキリ					○	○							
	ラクダムシ科	ラクダムシ							○						
	セセリチョウ科	ミヤマチャバネセセリ				注	○								
	セセリチョウ科	ヘリグロチャバネセセリ				C			○				○	○	
	シジミチョウ科	ウラゴマダラシジミ				注			○				○		
	シジミチョウ科	ヒロオビミドリシジミ				B							○	○	
	シジミチョウ科	ウラジロミドリシジミ				注							○	○	
	シジミチョウ科	ウラナミアカシジミ				C	○		○				○	○	
	シジミチョウ科	ミドリシジミ				注			○				○	○	
	シジミチョウ科	クロシジミ			EN	A							○	○	
	シジミチョウ科	キマダラルリツバメ			NT	B							○	○	
	シジミチョウ科	ゴイシシジミ				注			○				○	○	○
	シジミチョウ科	ウラキンシジミ				注			○				○	○	
	シジミチョウ科	シルビアシジミ			EN								○		
	タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン			VU	B							○	○	
	タテハチョウ科	オオウラギンヒョウモン			CR	EX							○	○	
	タテハチョウ科	クモガタヒョウモン				C	○		○				○	○	
	タテハチョウ科	オオムラサキ			NT	C	○		○				○	○	
	タテハチョウ科	サカハチチョウ				注								○	
	タテハチョウ科	メスグロヒョウモン				注								○	
	アゲハチョウ科	ギフチョウ			VU	B							○	○	
	アゲハチョウ科	オナガアゲハ				注								○	○
	シロチョウ科	ツマグロキチョウ			EN	注							○	○	
	シロチョウ科	スジボソヤマキチョウ				注	○		○				○	○	
	シロチョウ科	ヤマトスジグロシロチョウ				注								○	
	ジャノメチョウ科	ヒメヒカゲ			EN	A							○	○	
	ジャノメチョウ科	キマダラモドキ			NT	B							○	○	
	ジャノメチョウ科	クロヒカゲモドキ			EN	A							○	○	
	ジャノメチョウ科	ウラナミジャノメ			VU	B							○	○	
	マドガ科	スギタニマドガ					○		○					○	
	ヤママユガ科	オナガミズアオ			NT				○						
	スズメガ科	オオシモフリスズメ					○		○					○	
	ヒトリガ科	ゴマフオオホソバ				C			○					○	
	ヤガ科	コシロシタバ			NT				○						
	ヤガ科	アミメキシタバ							○						
	ヤガ科	アサマキシタバ							○						○
	ヤガ科	ウスズミケンモン			NT				○						
	ヤガ科	カギモンキリガ													
	ヤガ科	ゴマダラキリガ				C								○	
	ヤガ科	サヌキキリガ				C								○	
	ヤガ科	ヨシノクルマコヤガ													
	コブガ科	ツクシアオリンガ				C								○	
	ドクガ科	ナチキシタドクガ				調								○	
	オサムシ科	イグチケブカゴミムシ			NT				○						
	オサムシ科	キベリマルクビゴミムシ			EN	B								○	
	オサムシ科	フタモンマルクビゴミムシ			EN	B								○	
	ゲンゴロウ科	シマゲンゴロウ			NT		○		○						
	ゲンゴロウ科	ケシゲンゴロウ			NT				○						
	ミズスマシ科	ミズスマシ			VU	C			○					○	
	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ			VU				○						
	ガムシ科	シジミガムシ			EN				○						

分類群	科名	和名	重要種の基準				生物の抽出に使った文献等								
			①	②	③	④	1	2	3	4	5	6	7	8	9
昆虫類	クワガタムシ科	オオクワガタ			VU	B	○		○					○	
	クワガタムシ科	オニクワガタ				注								○	
	コガネムシ科	アカマダラハナムグリ				A								○	
	コガネムシ科	キョウトアオハナムグリ							○						
	コガネムシ科	クロカナブン													
	コガネムシ科	アカマダラコガネ													
	コガネムシ科	ヒメサクラコガネ				調								○	
	コガネムシ科	ヤマトアオドウガネ				C								○	
	ホタル科	ヘイケボタル				注			○					○	
	ホタル科	ヒメボタル				注				○				○	○
	カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ			EN				○						
	カミキリムシ科	クワカミキリ													○
	カミキリムシ科	スネケブカヒロコバネカミキリ				C								○	
	ハンミョウ科	アイヌハンミョウ			NT	C								○	
	テントウムシ科	ハラグロオオテントウ				注									
	アリ科	ケブカツヤオオアリ			DD				○						
	アリ科	トゲアリ			VU				○						
その他無脊椎動物	タニシ科	オオタニシ			NT		○								
	モノアラガイ科	モノアラガイ			NT		○								○
	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ			DD		○								○
	キセルガイ科	シリオレトノサマギセル			NT				○						
	シジミ科	マシジミ			VU	注	○							○	
	マメシジミ科	ウエジマメシジミ				C								○	
	ナンバンマイマイ科	ケハダビロウドマイマイ			NT	B								○	
	オナジマイマイ科	ギュウリキマイマイ				注								○	
	オナジマイマイ科	イセノナミマイマイ				注								○	
	コガネグモ科	ゲホウグモ				調			○						
	コガネグモ科	コオニグモモドキ				B								○	
	コガネグモ科	マメイタイセキグモ				調								○	
	ツチフクログモ科	シボグモモドキ				B			○						
	トタテグモ科	キノボリトタテグモ			NT	A								○	
	ヒトエグモ科	ヒトエグモ				A								○	
	ヨリメグモ科	ヨリメグモ				注								○	
	ヒラゴケ科	タカネメリンスゴケ				B								○	
	カワモズク科	カワモズク			VU	A								○	

※種の分類体系及び学名は、概ね「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省, 2022年）に従った。
※絶滅危惧種のカテゴリーを以下に示す。
①国指定特別天然記念物…『文化財保護法』（法律第214号，1950年）
②国内希少野生動植物種…『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』（法律第75号，1992年）
③国RL…『環境省レッドリスト2020』（環境省, 2020年）
EX：絶滅「我が国ではすでに絶滅したと考えられる種」
EW：野生絶滅「飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種」
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類「絶滅の危機に瀕している種」
CR：絶滅危惧ⅠA類「ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種」
EN：絶滅危惧ⅠB類「ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種」
VU：絶滅危惧Ⅱ類「絶滅の危険が増大している種」
NT：準絶滅危惧「現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種」
DD：情報不足「評価するだけの情報が不足している種」
LP：絶滅のおそれのある地域個体群「地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの」
④兵庫県RL…『兵庫県版レッドリスト2013（鳥類）』（兵庫県, 2013年）、『兵庫県版レッドリスト2014（貝類・その他無脊椎動物）』（兵庫県, 2014年）、『兵庫県版レッドリスト2022（昆虫類）』（兵庫県, 2022年）
EX：絶滅「かつては生息・生育していたと考えられるが、兵庫県では近年、現存が確認できなかった種」
EW：野生絶滅「飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種」
A：Aランク「兵庫県内において絶滅の危機に瀕しており、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種」
B：Bランク「兵庫県内において絶滅の危険が増大しており、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種」
C：Cランク「兵庫県内において存続基盤が脆弱な種」
調：要調査種「兵庫県での生息・生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種」
注：要注目種「消滅のおそれのあるものや貴重なものに準するものとして保全に配慮すべきもの」
地：地域限定貴重種「兵庫県全域で見ると貴重とはいえないが、県内の特定の地域においてはA、B、C、要注目のいずれかのランクに該当する程度の貴重性を有する種であるとともに、学術的・生物地理学的・保全上重要とみなされる個体群として識別される種」

※分布を確認した文献
1．『かわにし里山の自然と生き物』（川西市教育委員会, 1998年）
2．『ひょうごの川・自然環境調査』（兵庫県, 2005年）
3．『生物多様性ひとくらパーク戦略』（兵庫県立一庫公園, 2011年）
4．『兵庫県におけるヒメボタルの分布』（八木剛, 2007年）
5．『兵庫県における鳥類の分布と変遷（自然環境モノグラフ2）』（兵庫県立人と自然の博物館, 2006年）
6．『兵庫県の淡水魚（自然環境モノグラフ4）』（兵庫県立人と自然の博物館, 2008年）
7．『兵庫県の蝶』（畑政巳・近藤伸一, 2007年）
8．『兵庫県版レッドリスト2012（昆虫類）』（兵庫県, 2012年）、『兵庫県版レッドリスト2013（鳥類）』（兵庫県, 2013年）、『兵庫県版レッドリスト2014（貝類・その他無脊椎動物）』（兵庫県, 2014年）
9．『河川水辺の国勢調査（両生類・爬虫類・哺乳類）』（国土交通省 河川環境データベース, 2013年）、『河川水辺の国勢調査（昆虫）』（国土交通省 河川環境データベース, 2014年）、『河川水辺の国勢調査（魚類）』（国土交通省 河川環境データベース, 2017年）、『河川水辺の国勢調査（鳥類）』（国土交通省 河川環境データベース, 2018年）、『河川水辺の国勢調査（底生）』（国土交通省 河川環境データベース, 2018年）

◇川西市の重要な生態系や自然景観など

名称	指定状況を確認した文献									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
黒川大峰の妙見山山頂の里山林構成種個体群	A	－	B	－	－	－	－	－	○	－
黒川奥山のブナ個体群	A	C	－	－	－	－	－	○	○	－
黒川周辺の日本一の里山（クヌギ群落）	A	A	－	－	－	○	○	○	○	○
黒川大土の桜の森のエドヒガン個体群	A	B	－	－	－	－	○	－	○	－
黒川大原などの妙見の森ケーブル周辺のエドヒカン個体群とクヌギ群落	A	B	－	－	－	－	○	○	○	○
国崎の国崎クリーンセンターのエドヒガン個体群とクヌギ群落	A	B	－	－	－	－	○	○	○	○
知明湖周辺のクヌギ群落	A	A	－	－	－	○	○	－	○	－
国崎の一庫公園のエドヒガン個体群	A	A	－	－	－	○	○	○	○	○
黒川尾上の企業の森のエドヒガン個体群やクヌギ群落	A	B	－	－	－	－	○	－	○	－
清和台東のまち山のシロバナウンゼンツツジ個体群	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
水明台のまち山のエドヒガン個体群	－	B	－	－	－	－	○	○	－	○
加茂の段丘崖のエノキームクノキ群集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
平野の多太神社のコジイーカナメモチ群集	－	C	－	－	－	－	－	－	－	○
笹部の平野神社のアラカシ群落	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
火打のハ坂神社のクスノキ群落	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
小戸の小戸神社のクスノキ群落	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
加茂の鴨神社のエノキームクノキ群集	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一庫の知明湖（一庫ダム）	－	－	C	－	－	－	－	－	○	－
笹部の初谷川のサツキ個体群	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
猪名川流域のオオサンショウウオ	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
鼓が滝のユキヤナギ個体群	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
加茂、東久代の猪名川河川敷の河川植生	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
出在家町（川西北小学校横）の市街地水路の水生生物群	C	－	－	－	－	－	○	－	－	－
笹部の棚田のチガヤ群落	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
赤松の棚田のチガヤ群落	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※指定状況を確認した文献
①『兵庫県版レッドリスト2011（生態系）』（兵庫県, 2011年）
②『兵庫兵庫県版レッドデータブック2020（植物群落）』（兵庫県, 2020年）
③『兵庫県版レッドリスト2011（自然景観）』（兵庫県, 2011年）
④『兵庫県版レッドリスト2011（地形）』（兵庫県, 2011年）
⑤『兵庫県版レッドリスト2011（地質）』（兵庫県, 2011年）
⑥『第5回基礎調査特定植物群落調査報告書』（環境省, 2000年）
⑦兵庫県版レッドテータブックなどにより指定される絶滅危惧種の生育・生息を確認している場所
⑧市内の指定天然記念物（文化財保護法、兵庫県文化財保護条例、川西市文化財保護条例）
⑨兵庫県立自然公園（兵庫県立自然公園条例）
⑩『北摂里山博物館構想』（兵庫県阪神北県民局, 2011年）による指定

◇川西市の外来種一覧(植物)

分類	科名	和名	国・県の指定		分布を確認した文献				
			①	②	1	2	3	4	5
シダ植物門	アカウキクサ科	外来アゾラ類	特	Z					
種子植物門	クルミ科	シナサワグルミ		Y					
	タデ科	シャクチリソバ	○	Y					○
	タデ科	ツルドクダミ	○				○		
	タデ科	ヒメスイバ	○				○		○
	タデ科	アレチギシギシ				○	○		○
	タデ科	ナガバギシギシ	○			○	○		○
	タデ科	エゾノギシギシ	要				○		○
	ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ					○	○	○
	ヤマゴボウ科	ヤマゴボウ					○		
	オシロイバナ科	オシロイバナ					○		○
	ザクロソウ科	クルマバザクロソウ					○		○
	ナデシコ科	オランダミミナグサ			○		○		○
	ナデシコ科	ムシトリナデシコ	○				○		
	ナデシコ科	シロバナマンテマ					○		○
	ナデシコ科	コハコベ			○		○		○
	アカザ科	アカザ					○		○
	アカザ科	コアカザ					○		
	アカザ科	アリタソウ					○		○
	ヒユ科	ホソバツルノゲイトウ							○
	ヒユ科	ナガエツルノゲイトウ	特	Z					○
	ヒユ科	ホソアオゲイトウ					○		○
	ヒユ科	ホナガイヌビユ					○		○
	ケシ科	ナガミヒナゲシ							○
	アブラナ科	セイヨウカラシナ	○	Y			○	○	
	アブラナ科	カラクサナズナ							○
	アブラナ科	マメグンバイナズナ					○		○
	アブラナ科	オランダガラシ	要		○		○	○	○
	アブラナ科	カキネガラシ							○
	ベンケイソウ科	メキシコマンネングサ							○
	ベンケイソウ科	ツルマンネングサ							○
	バラ科	オキジムシロ							○
	マメ科	イタチハギ	要	Z			○		○
	マメ科	アレチヌスビトハギ	○				○		○
	マメ科	イリノイヌスビトハギ					○		
	マメ科	コメツブウマゴヤシ					○		○
	マメ科	ハリエンジュ	要	Z			○		○
	マメ科	コメツブツメクサ					○		○
	マメ科	ムラサキツメクサ					○		○
	マメ科	シロツメクサ					○		○
	マメ科	ナヨクサフジ	○						○
	カタバミ科	イモカタバミ							○
	カタバミ科	ムラサキカタバミ					○		○
	カタバミ科	オッタチカタバミ					○		○
	フウロソウ科	アメリカフウロ					○		○
	トウダイグサ科	シナアブラギリ					○		
	トウダイグサ科	オオニシキソウ				○	○		○
	トウダイグサ科	コニシキソウ					○		○
	トウダイグサ科	ナンキンハゼ	○	Z					○
	ニガキ科	シンジュ	○				○		
	カエデ科	トウカエデ							
	アオイ科	ムクゲ					○		
	アオイ科	アメリカキンゴジカ					○		○
	ウリ科	アレチウリ	特	Z			○		○
	ミソハギ科	ホソバヒメミソハギ							○
	アカバナ科	アメリカミズキンバイ							
	アカバナ科	メマツヨイグサ					○		○
	アカバナ科	オオマツヨイグサ					○		
	アカバナ科	コマツヨイグサ	要	Y					○
	アカバナ科	ユウゲショウ							○
	アカバナ科	マツヨイグサ					○		○
	アカバナ科	アレチマツヨイグサ				○			
	セリ科	マツバゼリ							○
	モクセイ科	トウネズミモチ	要	Z					○
	キョウチクトウ科	ツルニチニチソウ	○				○		○
	ヒルガオ科	アメリカネナシカズラ	要				○		○
	ヒルガオ科	マルバルコウ					○		○
	ヒルガオ科	アメリカアサガオ	○						○
	ヒルガオ科	マメアサガオ					○		○
	ヒルガオ科	ホシアサガオ	○						○
	ヒルガオ科	ソライロアサガオ							

分類	科名	和名	国・県の指定		分布を確認した文献				
			①	②	1	2	3	4	5
種子植物門	クマツヅラ科	ヤナギハナガサ	○				○		○
	クマツヅラ科	アレチハナガサ	○	Y		○	○		○
	シソ科	ヒメオドリコソウ			○		○		○
	シソ科	ヨウシュハッカ							
	シソ科	オランダハッカ							
	シソ科	イヌハッカ					○		
	ナス科	ヒロハフウリンホオズキ							○
	ナス科	アメリカイヌホオズキ					○		○
	ナス科	ワルナスビ					○		○
	ナス科	テリミノイヌホオズキ					○	○	○
	ナス科	タマサンゴ					○		
	ゴマノハグサ科	マツバウンラン					○		○
	ゴマノハグサ科	アメリカアゼナ					○		○
	ゴマノハグサ科	タケトアゼナ							○
	ゴマノハグサ科	ビロードモウズイカ					○		○
	ゴマノハグサ科	オオカワヂシャ	特	Z			○	○	○
	ゴマノハグサ科	タチイヌノフグリ					○	○	○
	ゴマノハグサ科	オオイヌノフグリ			○		○		○
	ノウゼンカズラ科	キササゲ					○		○
	オオバコ科	ヘラオオバコ	要				○		○
	オオバコ科	タチオオバコ							○
	タヌキモ科	エフクレタヌキモ	特	Z					
	キキョウ科	ヒナキキョウソウ							○
	キキョウ科	キキョウソウ							○
	キク科	セイヨウノコギリソウ					○		
	キク科	オオブタクサ	要	Z			○		○
	キク科	ブタクサ	要				○		○
	キク科	クソニンジン					○		○
	キク科	キダチコンギク							○
	キク科	ヒロハホウキギク					○		○
	キク科	ホウキギク					○		○
	キク科	コバノセンダングサ					○		○
	キク科	アメリカセンダングサ	要			○	○		○
	キク科	コセンダングサ	要			○	○	○	○
	キク科	シロバナセンダングサ					○		
	キク科	アレチノギク					○		○
	キク科	オオアレチノギク	要			○	○		○
	キク科	コスモス			○				○
	キク科	マメカミツレ							○
	キク科	ベニバナボロギク					○	○	○
	キク科	アメリカタカサブロウ					○		○
	キク科	ダンドボロギク					○		○
	キク科	ヒメムカシヨモギ				○	○		○
	キク科	ハルジオン					○		○
	キク科	ハキダメギク					○		○
	キク科	タチチチコグサ					○		
	キク科	チチコグサモドキ					○		○
	キク科	ウラジロチチコグサ					○		○
	キク科	イヌキクイモ					○		
	キク科	キクイモ		Y			○		○
	キク科	ヒマワリモドキ属							○
	キク科	ブタナ					○		○
	キク科	トゲチシャ							○
	キク科	ノボロギク					○		○
	キク科	セイタカアワダチソウ	要	Y		○	○	○	○
	キク科	オニノゲシ					○		○
	キク科	ヒメジョオン	要			○	○		○
	キク科	ヘラバヒメジョオン					○		○
	キク科	セイヨウタンポポ	要				○		○
	キク科	オオオナモミ	要	Y		○	○		○
	キク科	メリケントキンソウ		Z					○
	トチカガミ科	オオカナダモ	要	Z			○		○
	トチカガミ科	コカナダモ	要	Y					
	ユリ科	ハナニラ	○						
	アヤメ科	キショウブ	要	Y	○		○		○
	アヤメ科	ニワゼキショウ					○		○
	アヤメ科	ヒメヒオウギズイセン	○						○
	イグサ科	コゴメイ	○						○
	ツユクサ科	ノハカタカラクサ	要						○

分類	科名	和名	国・県の指定		分布を確認した文献				
			①	②	1	2	3	4	5
種子植物門	イネ科	コヌカグサ	○				○		○
	イネ科	ハナヌカススキ					○		
	イネ科	メリケンカルカヤ	要	Y			○		○
	イネ科	ハルガヤ	○	Y			○		○
	イネ科	コカラスムギ					○		
	イネ科	コバンソウ					○		○
	イネ科	ヒメコバンソウ					○		○
	イネ科	イヌムギ					○		○
	イネ科	カモガヤ	要	Z			○		○
	イネ科	シナダレスズメガヤ	要	Z			○		○
	イネ科	コスズメガヤ					○		○
	イネ科	オニウシノケグサ	要			○	○		○
	イネ科	ハガワリトボシガラ					○		
	イネ科	シラゲガヤ					○		
	イネ科	ネズミホソムギ							○
	イネ科	ネズミムギ					○		○
	イネ科	ホソムギ					○		○
	イネ科	オオクサキビ	○				○		○
	イネ科	シマスズメノヒエ	○				○		○
	イネ科	キシュウスズメノヒエ					○		○
	イネ科	アメリカスズメノヒエ	○				○		○
	イネ科	チクゴスズメノヒエ	○				○		○
	イネ科	オオアワガエリ	要				○		
	イネ科	モウソウチク	○	Y			○		○
	イネ科	ナガハグサ					○		
	イネ科	オオスズメノカタビラ					○		○
	イネ科	セイバンモロコシ	○	Y			○		○
	イネ科	ナギナタガヤ	○				○		○
	ウキクサ科	ヒナウキクサ					○		
	ウキクサ科	ヒメウキクサ					○		
	カヤツリグサ科	シュロガヤツリ	○						○
	カヤツリグサ科	メリケンガヤツリ	要			○	○		○

※種の分類体系及び学名は、概ね「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省, 2022年）に従った。
※外来生物のカテゴリーを以下に示す。
①国BL…『我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト』（環境省, 2015年）
○：掲載あり
特：特定外来生物「外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの」（『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』（2022年法律第42号による改正））
注：旧要注意外来生物「『外来生物法』（法律第78号, 2004年）で『特定外来生物の指定の適否について検討する種、情報の集積に努める種、注意喚起が必要な種等』と定められていたもの」

②兵庫県BL…『兵庫県の外来生物（ブラックリスト2010（2022改訂版））』（兵庫県, 2022年）
Z：警戒種「生物多様性への影響が大きい、又は今後影響が大きくなることが予測される種」
Y：注意種「生物多様性への影響がある種、将来影響を及ぼす可能性が考えられるなど、引き続き情報を集積し今後の動向を注目していく種」

※分布を確認した文献
1. 『かわにし里山の自然と生き物』（川西市教育委員会, 1998年）
2. 『ひょうごの川・自然環境調査』（兵庫県, 2005年）
3. 『生物多様性ひとくらパーク戦略』（兵庫県立一庫公園, 2011年）
4. 『平成13年度地域環境調査』（兵庫県植生誌研究会, 1992年）
5. 『河川水辺の国勢調査（河川環境基図）』（国土交通省 河川環境データベース, 2022年）、『河川水辺の国勢調査（植物）』（国土交通省 河川環境データベース, 2022年）

◇川西市の外来種一覧(動物)

分類群	科名	和名	法律などの指定		生物の抽出に使った文献等					
			①	②	1	2	3	4	5	6
哺乳類	ネズミ科	ハツカネズミ	○	Z						○
	ヌートリア科	ヌートリア	特	Z			○	○		○
	アライグマ科	アライグマ	特	Z			○	○		○
	ジャコウネコ科	ハクビシン	○	Z				○		○
鳥類	カモ科	コブハクチョウ	○		○					
	カモ科	アヒル		Y						
	カモ科	アイガモ		Y			○			
	キジ科	コジュケイ			○		○			○
	チメドリ科	ソウシチョウ	特	Z			○			○
爬虫類	イシガメ科	クサガメ		Y	○		○			○
	ヌマガメ科	アカミミガメ	特	Z			○			○
両生類	アカガエル科	ウシガエル	特	Z	○		○			○
魚類	カダヤシ科	カダヤシ	特	Y		○			○	○
	サンフィッシュ科	ブルーギル	特	Z					○	○
	サンフィッシュ科	オオクチバス	特	Z		○			○	○
	タイワンドジョウ科	タイワンドジョウ							○	
	タイワンドジョウ科	カムルチー								○
昆虫類	マツムシ科	カンタン					○			○
	マツムシ科	アオマツムシ					○			○
	ヒバリモドキ科	シバスズ					○			○
	サシガメ科	ヨコヅナサシガメ					○			
	グンバイムシ科	アワダチソウグンバイ					○			○
	ナガカメムシ科	カンシャコバネナガカメムシ					○			
	マダラガ科	タケノホソクロバ					○			
	シロチョウ科	モンシロチョウ					○			○
	ツトガ科	シバツトガ					○			○
	スズメガ科	ベニスズメ					○			
	ハナアブ科	ハイジマハナアブ					○			
	コガネムシ科	シロテンハナムグリ					○			○
	シバンムシ科	タバコシバンムシ					○			
	カミキリムシ科	ラミーカミキリ					○			○
	カミキリムシ科	キボシカミキリ			○		○			○
	カミキリムシ科	ツヤハダゴマダラカミキリ		Z						
	カミキリムシ科	クビアカツヤカミキリ	特	Z						
	ゾウムシ科	アルファルファタコゾウムシ		Y			○			○
	ゾウムシ科	ケチビコフキゾウムシ					○			
	イネゾウムシ科	イネミズゾウムシ					○			○
	アリ科	トビイロケアリ					○			○
	アリ科	ヒアリ類								
	ミツバチ科	セイヨウミツバチ					○			○
その他無脊椎動物	サカマキガイ科	サカマキガイ			○					○
	オカクチキレガイ科	オオクビキレガイ		Y						
	ナメクジ科	ナメクジ					○			
	コウラナメクジ科	チャコウラナメクジ		Y			○			
	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	特	Y	○	○				○
	ヒメグモ科	セアカコケグモ	特							
	ヒメグモ科	ハイイロゴケグモ	特							

※種の分類体系及び学名は、概ね「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省, 2022年）に従った。
※外来生物のカテゴリーを以下に示す。
①国BL…『我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト』（環境省, 2015年）
○：掲載あり
特：特定外来生物「外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの」（『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』（2022年法律第42号による改正））
注：旧要注意外来生物「『外来生物法』（法律第78号, 2004年）で『特定外来生物の指定の適否について検討する種、情報の集積に努める種、注意喚起が必要な種等』と定められていたもの」

②兵庫県BL…『兵庫県の外来生物（ブラックリスト2010（2022改訂版））』（兵庫県, 2022年）
Z：警戒種「生物多様性への影響が大きい、又は今後影響が大きくなることが予測される種」
Y：注意種「生物多様性への影響がある種、将来影響を及ぼす可能性が考えられるなど、引き続き情報を集積し今後の動向を注目していく種」

※分布を確認した文献
1．『かわにし里山の自然と生き物』（川西市教育委員会, 1998年）
2．『ひょうごの川・自然環境調査』（兵庫県, 2005年）
3．『生物多様性ひとくらパーク戦略』（兵庫県立一庫公園, 2011年）
4．『兵庫県における大・中型野生動物の生息状況と人との軋礫の現状（自然環境モノグフフ3）』（兵庫県立人と自然の博物館, 2007年）
5．『兵庫県の淡水魚（自然環境モノグフフ4）』（兵庫県立人と自然の博物館, 2008年）
6．『河川水辺の国勢調査（両生類・爬虫類・哺乳類）』（国土交通省 河川環境データベース, 2013年）、『河川水辺の国勢調査（昆虫）』（国土交通省 河川環境データベース, 2014年）、『河川水辺の国勢調査（魚類）』（国土交通省 河川環境データベース, 2017年）、『河川水辺の国勢調査（鳥類）』（国土交通省 河川環境データベース, 2018年）

川西市の重要な生態系・特徴的な自然環境

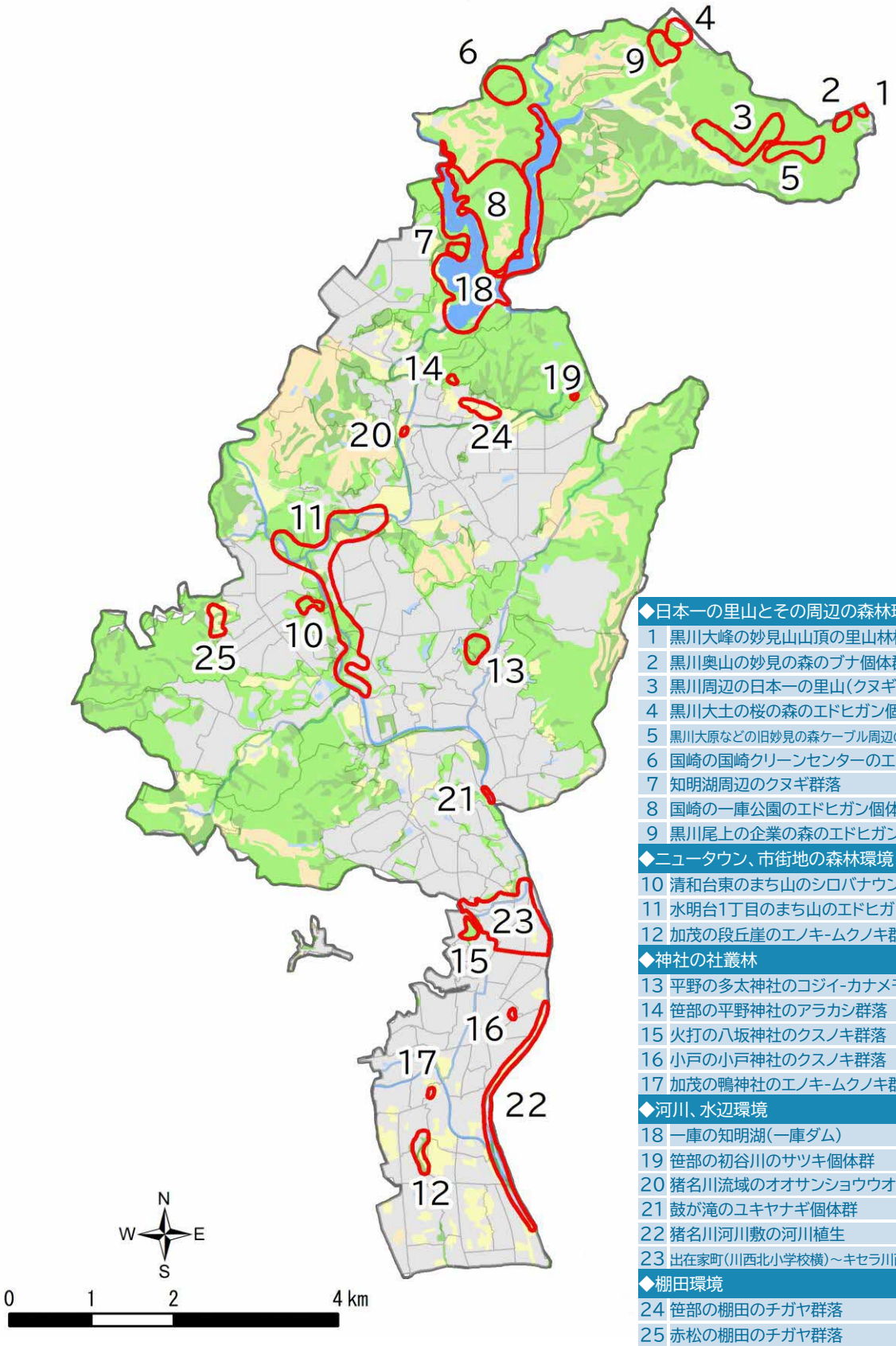

◆日本一の里山とその周辺の森林環境	
1	黒川大峰の妙見山山頂の里山林構成種個体群
2	黒川奥山の妙見の森のブナ個体群
3	黒川周辺の日本一の里山(クヌギ群落)
4	黒川大土の桜の森のエドヒガン個体群
5	黒川大原などの旧妙見の森ケーブル周辺のエドヒガン個体群とクヌギ群落
6	国崎の国崎クリーンセンターのエドヒガン個体群
7	知明湖周辺のクヌギ群落
8	国崎の一庫公園のエドヒガン個体群
9	黒川尾上の企業の森のエドヒガン個体群やクヌギ群落
◆ニュータウン、市街地の森林環境	
10	清和台東のまち山のシロバナウンゼンツツジ個体群
11	水明台1丁目のまち山のエドヒガン個体群
12	加茂の段丘崖のエノキ-ムクノキ群集
◆神社の社叢林	
13	平野の多太神社のコジイ-カナメモチ群集
14	笹部の平野神社のアラカシ群落
15	火打の八坂神社のクスノキ群落
16	小戸の小戸神社のクスノキ群落
17	加茂の鴨神社のエノキ-ムクノキ群集
◆河川、水辺環境	
18	一庫の知明湖(一庫ダム)
19	笹部の初谷川のサツキ個体群
20	猪名川流域のオオサンショウウオ
21	鼓が滝のユキヤナギ個体群
22	猪名川河川敷の河川植生
23	出在家町(川西北小学校横)～キセラ川西の市街地水路の水生生物群
◆棚田環境	
24	笹部の棚田のチガヤ群落
25	赤松の棚田のチガヤ群落

1 黒川大峰の妙見山山頂の里山林構成種個体群 環境区分:樹林(里山林)

1 概　要

妙見山山頂には、日蓮宗関西唯一の霊場「能勢妙見」がある。里山林や大阪府側に残るブナ林などの豊かな自然を享受できる。駐車場や展望台からの眺めもすばらしい。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

里山林構成種、ブナ林構成種

3 関連団体･施設

―

4 保全制度･指定など

県RDB（生態系：Aランクの中生態系に包含・自然景観：Bランク）、自然公園（県）

5 保全･活用

当該地は、優れた自然景観として県のレッドデータブックに指定されている。兵庫県側の里山林と大阪府側のブナ林の景観をセットで眺望することができ、その対比を楽しめる場所であるが、里山林の前面にスギの植林が分布しており、兵庫県側の市域に特徴的なクヌギ林からなる里山景観を見渡す障害となっている。

2 黒川奥山のブナ個体群

環境区分：樹林（里山林）

1 概　要

兵庫県と大阪府境に位置する妙見山では、大阪府側にのみブナ林が分布しているとされてきたが、調査の結果ブナ林は、一部は兵庫県川西市域内にあることが判明した。ブナ林の一部およびその周辺域に散在するブナ個体群は生態系の多様性からも大変重要である。現在は閉鎖されており、立ち入ることができない。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

ブナ（植物）

3 関連団体・施設

―

4 保全制度・指定など

県RDB（生態系：Aランクの中生態系に包含・植物群落：Cランク）、自然公園（県）
天然記念物（市）

5 保全・活用

川西市域のブナ林については、レッドリストなどの指定はまだされていない。ブナ林内の歩道整備、照葉樹の除伐やブナ個体群の整備など、ブナ林の育成に向けた企業と市民団体の連携による取り組みの推進が望まれるが、現在は閉鎖されており、立ち入ることができない。

ブナ林の林床

ブナの巨木

3 黒川周辺の日本一の里山（クヌギ群落）

環境区分：樹林（里山林）

1 概　要

クヌギの優占する夏緑低～中林。菊炭（一庫炭・池田炭）とよばれる茶道用高級炭の生産が今なお続けられており、8～10年周期の輪伐により伐採年の異なる植分がパッチワーク状に広がる。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

台場クヌギ、エドヒガン（植物）、ヒロオビミドリシジミ、オオムラサキ、ギフチョウ、スジボソヤマキチョウ、クロヒカゲモドキ、オオクワガタ、アカマダラハナムグリ、クロカナブン、ヒメボタル、ゲンジボタル（昆虫類）

3 関連団体・施設

NPO法人 ひょうご森の倶楽部など

4 保全制度・指定など

県RDB（生態系：Aランクの中生態系に包含・植物群落：Aランク）、特定植物群落（国）自然公園（県）、北摂里山博物館（県）、共生ゾーン（市）、天然記念物（市）…台場クヌギ群落の一部分

5 保全・活用

当該地のクヌギ林は、生きた里山林として価値があるだけでなく、生物多様性を維持するうえで重要である。また、地域の歴史・文化・自然を学ぶ環境学習・生涯学習の場としても貴重である。

4 黒川大土の桜の森のエドヒガン個体群

環境区分：樹林（里山林）

※妙見の森ケーブル、妙見の森リフトは廃止

1 概　要

エドヒガンの大きな個体がまとまって生育している。開花期の景観が素晴らしく、地区の名所のひとつになっている。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

エドヒガン、台場クヌギ（植物）

3 関連団体・施設

菊炭友の会

4 保全制度・指定など

県RDB（生態系：Aランクの中生態系に包含・植物群落：Bランク）、自然公園（県）

5 保全・活用

市民団体が主体となり、つる植物が巻きつくエドヒガンやササ類に埋没する台場クヌギの救出など、地域のシンボル種を守る取り組みが里山整備の一環として行われている。整備した里山は黒川・桜の森として市民に広く開放されており、炭焼き体験、自然体験など生涯学習・環境学習の場としても活用されている。

当該地は、生物多様性の保全と利用に向けた先進的な取り組みが行われている地域である。

台場クヌギの育成

自然体験

炭焼き体験

5 黒川大原などの旧妙見の森ケーブル周辺のエドヒガン個体群とクヌギ群落

環境区分：樹林（里山林）

桜谷のエドヒガン

※妙見の森ケーブル、妙見の森リフトは廃止

1 概　要

旧妙見の森ケーブル北側の斜面にはエドヒガンが比較的多く見られるクヌギ群落が分布している。また、大きな個体が見られる桜谷のエドヒガンは市の天然記念物に指定されている。現在は閉鎖されており、立ち入ることができない。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

エドヒガン、クヌギ（植物）

3 関連団体・施設

―

4 保全制度・指定など

県RDB（生態系：Aランクの中生態系に包含・植物群落：Bランク）、自然公園（県）北摂里山博物館（県）、天然記念物（市）、共生ゾーン（市）

5 保全・活用

企業と市民団体が連携し、生物多様性に富む里山林整備を行ったほか、エドヒガンの保全を実施した。シカの採食による下層植生の衰退（シカによる採食の頻度が少ない種（不嗜好性植物）のニシノホンモンジスゲが目立つ林床）やカシノナガキクイムシによるナラ枯れといった、近年注目される問題にも、防鹿柵や粘着シートの設置によりいち早く対応した。また、市民や小学生の生涯学習・環境学習の場としても活用され、普及・啓発活動へも注力されてきた。当該地は、生物多様性の保全と利用に向けた先進的な取り組みが行われている地域であるが、現在は閉鎖されており、立ち入ることができない。

不嗜好性植物が優占する林床

6 国崎の国崎クリーンセンターのエドヒガン個体群

環境区分：樹林（里山林）

国崎CCのエドヒガン林

ヒメボタルの飛翔

1 概　要

市域におけるエドヒガンの最も大きな群落である。若い個体が大半を占めている。まとまって生育しているため開花期の景観が素晴らしい。ヒメボタルの生息地でもある。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

エドヒガン、台場クヌギ（植物）、ヒメボタル（昆虫類）

台場クヌギ

炭焼窯跡

間歩

3 関連団体･施設

国崎クリーンセンター 環境楽習館ゆめほたる

4 保全制度･指定など

県RDB（生態系：Aランクの中生態系に包含・植物群落：Bランク）、自然公園（県）、北摂里山博物館（県）、天然記念物（市）、レクリエーションゾーン（市）

5 保全･活用

シカが高密度に生息し、下層植生が衰退している。エドヒガン林の持続的な存続のため、競合する高木種の伐採が実施されるほか、防鹿柵の設置や地域性苗木を導入し、異齢林化を進める取り組みが検討されている。

シカによる樹皮はぎ

シカの糞

下層植生の衰退

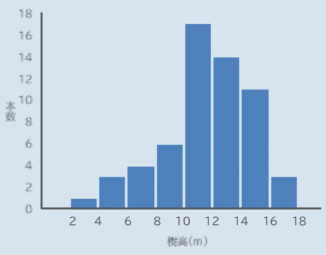

エドヒガンの樹高階分布

2m以下の幼木が存在していない。また、エドヒガンに限らず、林床には低木や草があまり見られない。これらはすべて林内に生息するシカの採食によるものである。

7 知明湖周辺のクヌギ群落

環境区分:樹林(里山林)

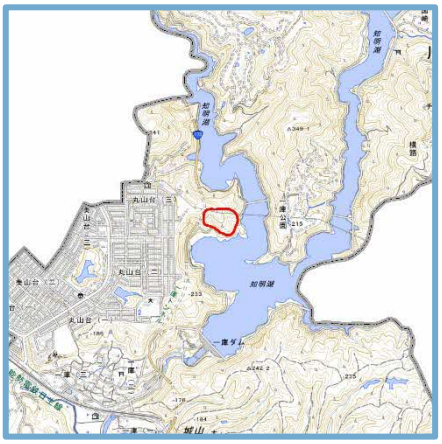

1 概　要

クヌギの優占する夏緑林が広がっている。知明湖周辺での散策やハイキング、自然探勝を楽しむためには欠かせない重要な自然環境となっている。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

エドヒガン（植物）、ヒメボタル（昆虫類）

3 関連団体･施設

―

4 保全制度･指定など

県RDB（生態系：Aランクの中生態系に包含・植物群落：Aランク）、特定植物群落（国）、自然公園（県）、レクリエーションゾーン（市）

5 保全･活用

当該地のクヌギ林は、里山放置林である。シカの生息密度が高く、樹皮はぎが見られるほか、採食により下層植生が衰退する植分が目立つ。

シカによる樹皮はぎ

下層植生の衰退

8 国崎の一庫公園のエドヒガン個体群

環境区分：樹林（里山林）

一庫公園のエドヒガン

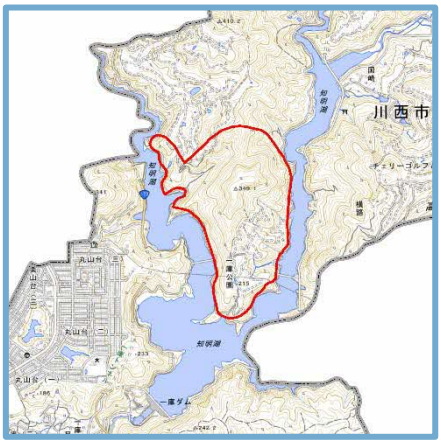

1 概　要

クヌギ林（自然観察の森）をはじめ、各所に残る炭焼跡や間歩（坑道）跡などを活かしながら、参画型の様々な環境学習や里山体験が行われている。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

クヌギ群落の輪伐、エドヒガン（植物）、ヒメボタル（昆虫類）

3 関連団体･施設

県立一庫公園・公園内の活動団体

4 保全制度･指定など

県RDB（生態系：Aランクの中生態系に包含・植物群落：Aランク）、特定植物群落（国）、自然公園（県）、北摂里山博物館（県）、天然記念物（市）、レクリエーションゾーン（市）

5 保全･活用

公園管理者と市民団体の連携により、里山の手入れや炭焼き、エドヒガンの育苗・植栽、植生調査など保全と普及・啓発の取り組みを市民の参画を募りながら実施している。

当該地は、生物多様性の保全と利用に向けた先進的な取り組みが行われている地域である。

里山の手入れ

台場クヌギの育成

エドヒガンの調査

自然観察会

9 黒川尾上の企業の森のエドヒガン個体群やクヌギ群落

環境区分：樹林（里山林）

1 概　要

兵庫県が推進する「県民総参加の森づくり」を柱とした「新ひょうごの森づくり」の趣旨に賛同する企業が、土地所有者に代わり生物多様性と地域景観の保全を目的とした森づくり（CSR）を展開している。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

エドヒガン、クヌギ（植物）

3 関連団体・施設

—

4 保全制度・指定など

県RDB（生態系：Aランクの中生態系に包含）、自然公園（県）

5 保全・活用

企業が主体となり、クヌギの地域性苗木による森づくりが進められている（推進母体：（社）兵庫県緑化推進協会）。

シカの生息密度の高い地域特性に配慮し、防鹿柵が設けられている。防鹿柵の破損も見られず定期的にメンテナンスがされている様子が窺える。苗木の生長を妨げる下草の刈り取りも適切に行われている。３年生苗を植栽し３年目を迎える企業では、背丈ほどに良好に育っているクヌギを観察することができる。

黒田電気の活動

アサヒビールの活動

当該地は、生物多様性の保全と利用に向けた先進的な取り組みが行われている地域である。

10 清和台東のまち山のシロバナウンゼンツツジ個体群

環境区分：樹林（里山林）

シロバナウンゼンツツジ

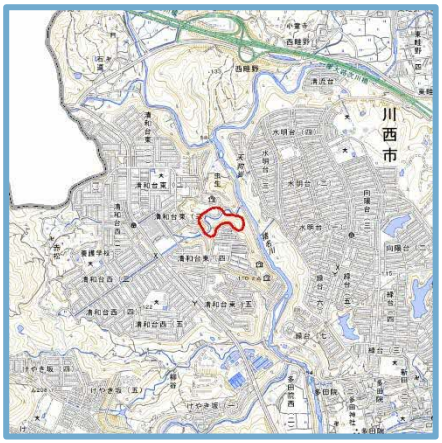

1 概　要

虫生川両岸に見られるコナラやクヌギが優占する里山林。シカの影響がないこと、市民団体による管理が行われていることなどから、植物の種多様性が非常に高い（100m^{2}内に50種（うち草本層38種））。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

コナラ、カスミザクラ、エドヒガン、リョウブ、エゴノキ、シロバナウンゼンツツジ、ササユリ、ミヤマウズラ、キンラン、ミヤマヨメナ（植物）

3 関連団体・施設

虫生川周辺の自然を守る会

4 保全制度・指定など

県RDB（植物群落：Bランク・地質Cランク）、景観ゾーン（市）、天然記念物（市）…コナラ群落

5 保全・活用

シロバナウンゼンツツジやササユリなどの植物が多いことに気づいた市民団体が、それらの保全を目的とした森林整備（市有地）を行っている。貴重な植物を含む、非常に多様な植物が生育しており、市域の生物多様性を保全するうえで重要な場所である。

ササユリ

市民団体による植物調査

ニュータウン内に残る里山林は、これまであまり調査対象にされなかった場所である。シカの影響が及びにくいため、ほかの場所にも貴重な植物が生育するなど、多様性の高い林分が残存している可能性がある。

11 水明台1丁目のまち山のエドヒガン個体群

環境区分：河川・樹林（里山林）

水明台のエドヒガン

1 概　要

猪名川の侵食によりできた美しい自然景観を呈する河川渓谷。渓谷内には、市域で有数のエドヒガンの群落がある。市の天然記念物に指定されている。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

エドヒガン（植物）、メダカ（魚類）、アオサナエ、タベサナエ（昆虫類）

3 関連団体・施設

渓のサクラを守る会

4 保全制度・指定など

県RDB（植物群落：Bランク・自然景観：Cランク・地質Cランク）、北摂里山博物館（県）、天然記念物（市）、景観ゾーン（市）

5 保全・活用

市民団体により整備された里山は多様な植物の生育地として蘇っている。また、つる植物が巻きついたり照葉樹が被陰したりしていたエドヒガンの群落は、日当たりのよい生育に適した開放的な空間となっている。地元小学校の環境学習の場としても利用されるほか、エドヒガンの群落は地元自治会の協力のもと開花時には市民に開放されている。

当該地は、生物多様性の保全と利用に向けた先進的な取り組みが行われている地域である。

活動の様子

管理体験の実施

12 加茂の段丘崖のエノキ-ムクノキ群集

環境区分：樹林（里山林）

1 概　要

市街地に残されたまとまったエノキやムクノキが優占する林であり、貴重である。また、竹林を中心にヒメボタルが生息している。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

エノキ、ムクノキ、クスノキ、モチノキ、タラヨウ、カゴノキ、イヌマキ、ヤブニッケイ、トウネズミモチ、シュロ、ハカタシダ、ベニシダ（植物）、ヒメボタル（昆虫類）

3 関連団体・施設

川西自然教室

4 保全制度・指定など

市街地の貴重な緑（市）

5 保全・活用

竹林の拡大によりエノキ-ムクノキ林に竹が侵入し、植分によっては林内がひどく荒廃している。道路沿いの林内にはゴミが散乱する様子が見られる。

また、当該地のヒメボタルを守るため、市民団体による普及・啓発が行われている。

13 平野の多太神社のコジイ-カナメモチ群集

環境区分：樹林（照葉樹林・里山林）

多太神社の照葉樹林

モミの巨木

1 概　要

コジイ、モミの巨木が残る照葉樹林がみられる。背後には里山林が広がり、遊歩道から照葉樹林と里山林の違いをよく観察できる。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

照葉樹林：コジイ、モミ、カナメモチ（植物）
里山林：コナラ、クヌギ（植物）

3 関連団体・施設

―

4 保全制度・指定など

北摂里山博物館（県）

◆植生調査データ　2013年10月30日調査

調査面積：10×10㎡
高木層：高さ 25m, 被度98%　亜高木層：高さ 12m, 被度9%
第1低木層：高さ 8m, 被度15%
第2低木層：高さ 2m, 被度4%　草本層：高さ 0.6m, 被度8%

高木層		草本層	
75	コジイ	0.1	サカキ
25	モミ	0.05	ビワ
亜高木層		2	コジイ
4	ヒノキ	2	ササクサ
5	コジイ	0.05	ナガバジャノヒゲ
第1低木層		0.05	ヒノキ
4	サカキ	0.02	モミ
8	コジイ	0.02	ヘクソカズラ
3	ヤマザクラ	0.01	イロハモミジ
第2低木層		0.05	エゴノキ
1	コジイ	0.01	エノキ
0.3	クロガネモチ	5	ベニシダ
1	カナメモチ	0.05	フジ
0.8	サカキ	0.05	サネカズラ
0.2	ヤマウルシ	0.02	サルトリイバラ
0.2	ネザサ	0.5	アオキ
0.5	ネズミモチ	0.1	アラカシ
0.1	クスノキ	0.05	ニシノホンモンジスゲ

種名の数値は植被度（%）

5 保全・活用

市域において自然性の高い照葉樹林が残る数少ない場所として貴重である。コジイやモミの巨木がみられるが、若齢木が欠けており照葉樹林としての持続的な存続が危ぶまれる。

一方、背後に広がる里山林では、市民団体による整備活動が行われているほか、樹木銘板が取り付けられた自然観察路が設置されるなど、普及・啓発活動にも注力されている。

若齢木が欠ける林分構造

14 笹部の平野神社のアラカシ群落

環境区分：樹林（照葉樹林）

平野神社の照葉樹林

アラカシの巨木

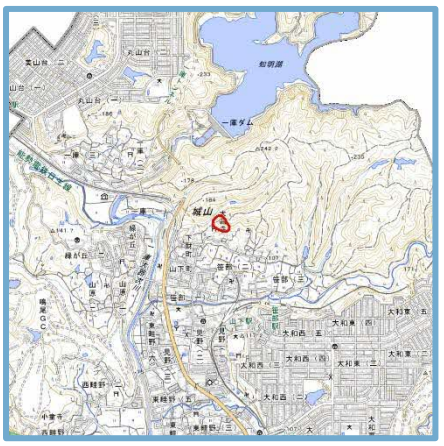

1 概　要

アラカシが優占する照葉樹林。コナラの大木がわずかに混生する。また、神木としてツガの大木が見られる。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

アラカシ、ツガ、コナラ、ヤブツバキ、サカキ、ヒサカキ、クチナシ、モッコク（植物）

3 関連団体・施設

―

4 保全制度・指定など

天然記念物（市）、共生ゾーン（市）

5 保全・活用

亜高木層以下が欠落しており、林床にもほとんど植物が見られない。市の天然記念物として重要な社叢であるが、生物多様性はあまり高くない。

亜高木層以下が欠落

15 火打の八坂神社のクスノキ群落

環境区分：樹林（照葉樹林）

1 概　要

神社の社叢林として照葉樹林が見られる。市街地に残されたまとまった緑地であり、貴重である。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

クスノキ、アラカシ、クロガネモチ、クヌギ、カナメモチ、ネズミモチ、サカキ、ヒサカキ、カクレミノ、オガタマノキ、ヤブニッケイ、アオキ、クチナシ、マンリョウ、センリョウ、ナンテン、シュロ（植物）

3 関連団体・施設

―

4 保全制度・指定など

市街地の貴重な緑（市）

5 保全・活用

クスノキやクヌギなど人為的に導入された樹種が優占し、必ずしも自然性は高くない。階層構造も未発達で、林分の大半は亜高木層以下が欠落している。生物多様性はあまり高くないが、市街地の貴重な緑地である。

亜高木層以下が欠落

16 小戸の小戸神社のクスノキ群落

環境区分：樹林（照葉樹林）

1 概　要

神社の社叢林として照葉樹林が見られる。市街地に残されたまとまった緑地であり、貴重である。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

クスノキ、エノキ、ムクノキ、ケヤキ（植物）

3 関連団体・施設

―

4 保全制度・指定など

天然記念物（県）…大クス、重点緑化地区（市）

5 保全・活用

クスノキ、エノキ、ムクノキ、ケヤキの巨木が点在するのみである。林床は児童遊園地と駐車場として利用されている。生物多様性はあまり高くないが、市街地の貴重な緑地である。

17 加茂の鴨神社のエノキ-ムクノキ群集

環境区分：樹林（照葉樹林）

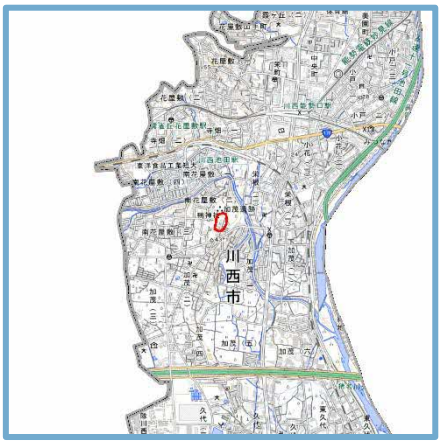

1 概　要

神社の社叢林として照葉樹林が見られる。市街地に残されたまとまった緑地であり、貴重である。クスノキが優占するが、出現種は南部段丘崖とよく似ており、元来は連続する緑地であったことが窺える。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

クスノキ、エノキ、ムクノキ、アベマキ、アラカシ、モチノキ、イヌマキ、ヤブニッケイ、テイカカズラ、ヤツデ、マンリョウ、ヤブラン（植物）

3 関連団体・施設

―

4 保全制度・指定など

重点緑化地区（市）

5 保全・活用

クスノキが優占し、必ずしも自然性は高くないが、低木層以下を構成する木本種、草本種の多様性は比較的高い。管理も行き届いており、枯損木などが適切に処理され、安全面・景観面ともに優れた林である。市街地の貴重な緑地である。

林内の様子

18 一庫の知明湖(一庫ダム)

環境区分:湖沼

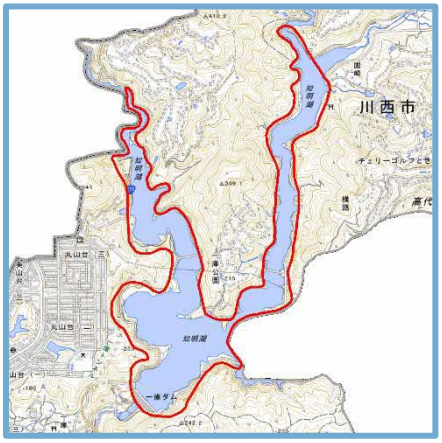

1 概　要

雄大な湖面を有する知明湖は、周辺の里山林とあいまって市域の景勝地となっているほか、下流河川の水生生物を育む重要な水源となっている。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

エドヒガン（植物）

3 関連団体･施設

独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所

4 保全制度･指定など

県RDB（自然景観：Cランク）、自然公園（県）、レクリエーションゾーン（市）、
天然記念物（市）…エドヒガン

5 保全･活用

下流河川の水生生物を育む重要な水源として機能する知名湖であるが、放流水を通じた外来生物の拡散を防止したり、生息基盤となる土砂を堰き止めず下流へと供給したりすることも生物多様性を保全するうえでは重要である。知名湖では、ダム湖の魚類相を把握し、外来魚（ブラックバス、ブルーギル）を除去したり、堰き止めた土砂を下流に置いて流したりしている。また、下流河川では、水量の少ない期間が続くと、河床に古い藻類や汚れが付着したままとなり、魚類などの生息に悪影響を及ぼすおそれがある。これらを取り除き、下流河川をリフレッシュする目的でフラッシュ放流なども実施されている。

19 笹部の初谷川のサツキ個体群

環境区分:河川

1 概　要

猪名川の源流部のひとつである初谷川。出水時に流水によりかく乱を受ける岩上にサツキが生育している。猪名川水系でサツキが生育する場所はここしかない。県下においてもサツキの自生地は限られる。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

サツキ、セキショウ、シケシダ、イノモトソウ、イノデ（植物）

3 関連団体･施設

―

4 保全制度･指定など

―

5 保全･活用

県下広しといえどもサツキの自生地は局地的であり、武庫川の自生地以外はほとんど知られていない。その意味において、当該地の自生地は、市域の生物多様性だけでなく、県下の生物多様性を保全する上でも重要な場所である。

20 猪名川流域のオオサンショウウオ

環境区分：河川

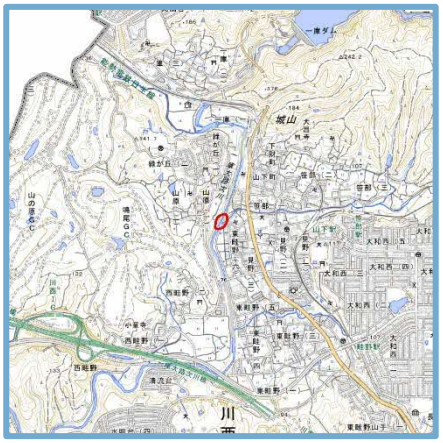

1 概　要

川西市においては国指定の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息が記録されている。2009年の記録は東畦野の一庫大路次川周辺であり、現在も当該河川を主要な生息場として利用している可能性が高い。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

オオサンショウウオ（両生類）

3 関連団体・施設

―

4 保全制度・指定など

天然記念物（国）、景観ゾーン（市）

5 保全・活用

2009年、地元住民が一庫大路次川周辺の用水路にてオオサンショウウオを確認した。一庫大路次川に生息する個体が遡上中にまぎれ込んだ可能性が高いと考えられ、専門家による調査と一庫大路次川への放流が行われた。

オオサンショウウオ

21 鼓が滝のユキヤナギ個体群

環境区分:河川

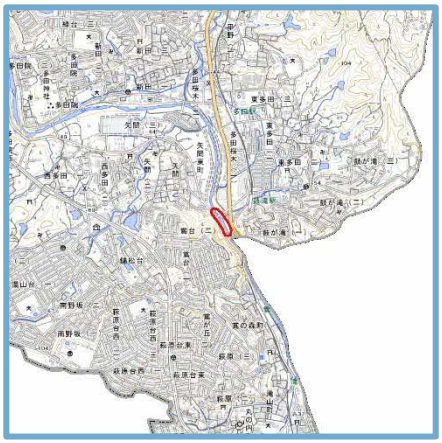

1 概　要

800年余り前、西行法師が見事な滝をながめて歌を詠んだと言い伝えられる場所。丹波層群が露出する河川岩上には、たびたび生じる冠水にも適応したユキヤナギの大群落が見られる。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

ユキヤナギ、セキショウ、カワラハンノキ、ネコヤナギ（植物）

3 関連団体･施設

―

4 保全制度･指定など

レクリエーションゾーン（市）

5 保全･活用

緑化植物としてよく知られているユキヤナギは、本来当該地のような河川岩上という特殊な立地に生育する。このようなユキヤナギが自生し大群落を形成する場所はめずらしい。当該地は西行法師ゆかりの歴史的に興味深い場所であるとともに、市域の生物多様性の一端を担う重要な場所である。

また、部分的にクズやフジなどのつる植物が周辺から侵入し、繁茂している。ユキヤナギが被圧され、景観的にも見苦しい状況にある。

つる植物による被圧

つる植物による不良景観

22 猪名川河川敷の河川植生

環境区分：河川

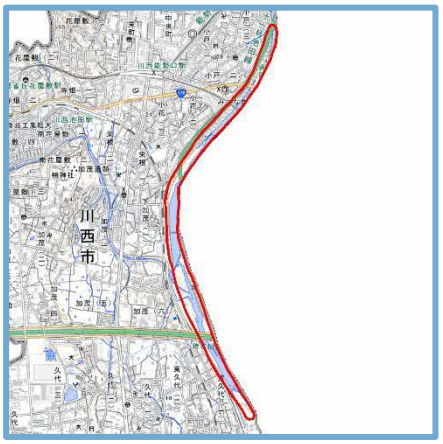

1 概　要

おおよそ能勢電鉄滝山駅付近から下流の猪名川は、下流に行くに従い川幅が広くなり、交互砂州が発達して河原が見られる。今は少なくなった河川本来の植生や河川の生きものが生息している。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

オギ、カワラマツバ（植物）、カワセミ、オオヨシキリ（鳥類）

3 関連団体・施設

国土交通省猪名川河川事務所、流域ネット猪名川

4 保全制度・指定など

レクリエーションゾーン（市）

5 保全・活用

河川本来の環境が残る一方、特定外来種であるアレチウリの生育が問題となっており、国土交通省と市民団体との協働で外来植物対策が進められ、環境体験学習の場として利用されている。

また、東久代運動公園付近では、国土交通省が「自然再生事業」を行っており、河原の再生が試みられている。

阪急宝塚線の架橋の下流付近には、堤外側にせせらぎ水路、堤内側に遊具を整備したドラゴンランドがあり、市民に広く開放されている。

ドラゴンランド

23 出在家町(川西北小学校横)キセラ川西の市街地水路の水生生物群

環境区分:水路

川西北小学校前の水路

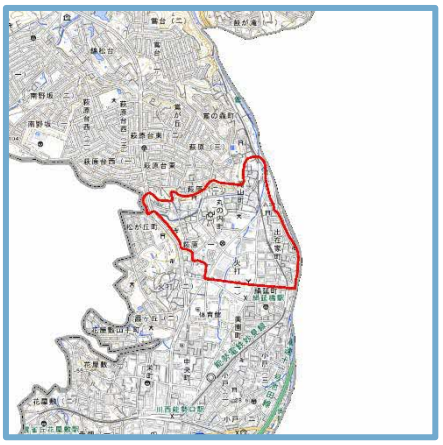

1 概　要

希少な二枚貝の繁殖地。このような場所は猪名川水系でほとんどなく重要である。三面張りの水路ではあるが、河床には砂が堆積している。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

シマドジョウ、カワヨシノボリ、ドンコ、ヤリタナゴ（魚類）、ゲンジボタル、ヘイケボタル（昆虫類）、ヒメタニシ、タガイ、マシジミ、マツカサガイ（貝類）

3 関連団体・施設

身近な自然とまちを考える会

4 保全制度・指定など

県RDB（生態系：Cランク）、重点緑化地区（市）

5 保全・活用

市域の生物多様性を保全するうえで重要な場所であるとともに、隣接する川西北小学校の総合学習の教材やキセラ川西内で展開される市民活動などにより、地域の自然を学ぶ環境学習の場となる可能性を秘めている。

24 笹部の棚田のチガヤ群落

環境区分：水田

1 概　要

四季折々の美しい棚田を大和団地から眺めることができる。田園風景は、これまで継承され育まれてきた大切な景観資源である。

2 貴重な種や環境を特徴づける種

チガヤ、ススキ、ノアザミ、キツネノマゴ、スイバ、ヒガンバナ、ノビル、ヒメジョオン、イヌタデ、シロツメクサ、ノチドメ、エノキグサ、ヘビイチゴ、ヒメヨツバムグラ、キジムシロ、アマナ（植物）

3 関連団体・施設

―

4 保全制度・指定など

共生ゾーン（市）

5 保全・活用

定期的に刈り取り管理が行われる棚田の畦畔には、チガヤの優占する草原が見られ、畦畔特有の植物が生育している。また、草原性昆虫などの貴重な生息環境にもなっている。このような草原環境は、農業の営みにより維持されており、美しい田園風景とともに保全すべき市域の生物多様性である。

25 赤松の棚田のチガヤ群落

環境区分：水田

1 概　要

小規模に残る棚田。四季折々の美しい景観を楽しめる。一部貸し農園となっている。

2

チガヤ、ススキ、ノアザミ、キツネノマゴ、アキノタムラソウ、
ヒメジョオン、ヤブカンゾウ、ヒヨドリバナ、センニンソウ、
ニガナ、ミツバツチグリ、リンドウ（植物）

3 関連団体・施設

―

4 保全制度・指定など

―

5 保全・活用

定期的に刈り取り管理が行われる棚田の畦畔には、チガヤの優占する草原が見られ、畦畔特有の植物が生育している。また、草原性昆虫などの貴重な生息環境にもなっている。このような草原環境は、農業の営みにより維持されており、美しい田園風景とともに保全すべき市域の生物多様性である。

生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会における審議経過

2022年11月11日	審議　生物多様性ふるさと川西戦略の改訂について
2023年１月	意識調査実施
2023年５月	審議　生物多様性ふるさと川西戦略の改訂案について
2023年８月	審議　生物多様性ふるさと川西戦略の改訂案について
2023年12月	パブリックコメント
2024年３月	生物多様性ふるさと川西戦略　発行

生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会委員名簿

	氏名（敬称略）	役職	選出区分
審議会委員 （委員長）	武田　義明	神戸大学人間発達環境学研究科名誉教授	学識経験者
専門委員	信田　修次	能勢妙見山ブナ守の会副会長	学識経験者
専門委員	牛尾　巧	兵庫県立一庫公園管理事務所長	学識経験者
専門委員	服部　保	兵庫県立大学自然・環境科学研究所名誉教授 兵庫県立南但馬自然学校学長	学識経験者
専門委員	足立　隆昭	兵庫丹波オオムラサキの会会長	学識経験者
専門委員	田中　廉	川西自然教室代表	学識経験者

※2023年４月時点

生物多様性ふるさと川西戦略（2024年度改訂版）

発 行 年 月　2024年３月発行

編集・発行　川西市市民環境部 環境政策課

〒666-8501　兵庫県川西市中央町12番１号
TEL：072-740-1202　FAX：072-740-1336
E-mail：kawa0018@city.kawanishi.lg.jp

【資料４】

答申

令和5年10月5日

川西市長　越田　謙治郎　様

川西市環境審議会
会長　　武田　義明

第3次川西市環境基本計画の策定及び生物多様性ふるさと川西戦略の改訂について
(答申)

川西市環境基本条例第 22 条第3項の規定により、令和4年12月19日付で諮問のありました第3次川西市環境基本計画の策定及び生物多様性ふるさと川西戦略の改訂について、本審議会として慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申いたします。

第3次川西市環境基本計画の策定にかかる審議に際しては、令和4年8月1日にゼロカーボンシティ宣言を行った本市において、 地球環境への対策に重点を置いた計画にすることで議論を重ねてきました。その結果、本計画に地球温暖化対策実行計画の区域施策編を盛り込むなど、令和 12 年度(2030 年度)に平成 25 年度(2013 年度)比で温室効果ガス排出量50%削減を目指した計画を定めております。

また、生物多様性ふるさと川西戦略の改訂にかかる審議に際しては、当審議会の部会である生物多様性ふるさと川西推進委員会にて議論し、平成27年の策定から8年以上経過した中での時点修正を行うとともに、気候変動や社会情勢の変化の中で増加している新たな特定外来生物について記載するなど、新たな国の戦略を意識したものとして戦略を定めております。

今後、本答申を尊重され、環境基本計画を策定、生物多様性ふるさと川西戦略を改訂されるとともに、この計画に基づき、様々な施策が的確に推進されることを期待します。

なお、下記についても留意されるようあわせてお願いします。

記

・ 本計画及び戦略の推進にあたっては、社会情勢等の変化に柔軟に対応するものとし、進捗を毎年確認するとともに、必要な見直しを行うこと
・ 本計画及び戦略の策定においては、国や県、本市の総合計画等の上位計画の内容を踏まえ、十分に整合を図ること
・ 昨今の気候や社会情勢は目まぐるしく変化しており、その変化に合わせた特色のある計画を創るためにも、現行の基本理念、基本方針に縛られることがないよう、次の計画及び戦略の策定に向け、川西市環境基本条例を改正すること

別添(略)

第3次川西市環境基本計画　本編(答申)
第3次川西市環境基本計画　資料編(答申)
生物多様性ふるさと川西戦略　(2024年度改訂版)(答申)